

季刊 社会保障研究

Vol. 50

Summer 2014

No.1・2

創刊50周年記念号

研究の窓

研究と政策	森田 朗	2
-------	------	---

寄稿論文

生活保護・貧困研究の50年： 『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に	阿部 彩	4
児童福祉——ウェルフェアからウェルビーイングへ——	大石 亜希子	18
日本の公的年金制度・政策とそれらを巡る研究の生成・発展	城戸 喜子	30
社会保障研究の発展： 医療保障制度の変遷と研究動向を考える	高木 安雄	54
介護・高齢者福祉政策研究	平岡 公一	65
障害者福祉：障害者を対象とした研究	勝又 幸子	74

座談会

座談会Ⅰ 『季刊社会保障研究』の歩み 三浦 文夫, 山崎 泰彦, 武川 正吾, 駒村 康平, 尾形 裕也 司会：西村 周三	83
---	----

座談会Ⅱ 社会保障研究へのアプローチ～学問分野間の対話 尾形 裕也, 小塩 隆士, 菊池 馨実, 柄本 一三郎 司会：阿部 彩	101
---	-----

『季刊社会保障研究』に対する声

『季刊社会保障研究』50周年に寄せて	阿藤 誠	121
50周年記念を経て『季刊 社会保障研究』の更なる発展を期待する	京極 高宣	122
『季刊社会保障研究』と私	堀勝 洋	123
季刊社会保障研究に寄せて：過去・将来	府川 哲夫	124

投稿（論文）

育児休業制度が結婚に及ぼす影響	佐藤 一磨	125
子供の費用と生活保護基準——等価尺度の試算を通じた評価——	浅野 北斗, 林 正義	137

投稿（研究ノート）

活動理論を援用したALS患者団体による政策活動の分析	コリー 紀代	154
----------------------------	--------	-----

資料

『季刊社会保障研究』（1965－2014）資料	167
-------------------------	-----



季刊
社会保障研究

Vol.50 Summer 2014 No.1・2

国立社会保障・人口問題研究所

研究の窓

研究と政策

この号は、『季刊社会保障研究』50周年記念号である。本誌は、戦後大きく発展し多数の政策課題に遭遇してきたわが国の社会保障政策について、研究面から大きな貢献をしてきた。これからも、わが国において、社会保障が直面する最大の課題であることは間違いない。今後もわが国の社会保障研究の権威ある機関誌として、関連分野の研究の発展に貢献していくものと確信している。

私は、本年4月に西村周三前所長のあとを承けて所長に就任した。私の専門は、行政学及び公共政策研究であり、広義の政治学を専攻してきた。社会保障は、行政の主要な分野の一つであり、その研究動向には大いに関心を持っている。とくに、2011年以来、中央社会保険医療協議会(中医協)の会長を務めていることもあり、医療政策の分野の研究の重要性を感じている。

いうまでもなく、今日、社会保障分野の課題は多く、その研究は多分野の学問が関与する学際的な研究領域であるとともに、その研究成果に対する政策実務の現場からのニーズも大きい。その意味で、社会保障研究は、研究が実務と密接にかかわり合っている分野なのである。

しかし、学術的な研究と実務にかかわる政策との関係は、微妙かつ複雑である。政策は、ときの政権の政策判断を含み、政権は、彼らが掲げる政策の根拠を専門家の研究に求める。その結果、かねてからいわれているように、政治が研究の客観性を歪める危険性がある。そこで、研究の政治からの中立性ないし政権からの距離が必要といわれ、研究者の役割はあくまでも成果の発表までであり、研究成果の現実の政策への応用は、政策実務の担い手である政治家や行政官の役割として位置づけられるべきであるという主張も聞かれる。

だが、研究が実務から離れ、自らの世界に閉じこもっていたのでは、その存在意義を問われかねない。とくに現実社会の諸現象や政策を対象としている学問分野については、研究の成果が現実に応用され、政策が改善され、社会の課題の解決に結びついてこそ、その意義があるといわなければならない。そして、そのような成果が評価されてこそ、社会保障研究が社会から評価され、支援が得られるといえよう。

しかし、実際には、この研究と政策がどのような関係にあるべきか、は悩ましい問題である。これは何も社会保障研究に限ったことではなく、科学、とりわけ社会科学の多くの分野に当てはまる問題である。ただ、私自身、社会科学を専攻する研究者の一人として感じるのは、現在、研究者が、どちらかといえば研究の世界に閉じこもる傾向があり、その成果が、社会の課題解決や政策の質の向上に十分に活かされていないのではないか、ということである。

確かに、研究者の使命は、科学的に真理を探究し、社会科学であれば、社会現象を分析し、あるいはそれを貫く法則等を発見して、それを学術論文として公表することである。それは重要なこと

ではあるが、それに止まっていたのでは、研究成果は、必ずしも活かされない。現実の政策形成に関与し、進んで提言をするところまではしなくとも、積極的に研究成果を社会に発信し、現代社会が直面する課題の解決に貢献すべきではないか。

というのは、今日の複雑で混迷した時代にあって、国民の多くがわが国の将来に不安を抱いている。そのため、厳しい現実を直視せず、ともすれば実現可能性の乏しい、口当たりのよい「政策」が支持される可能性がある。低負担、高福祉が実現可能であるかのごとき、社会福祉や年金、医療についての主張などがその類いである。

社会がそうした非現実的な提言を採用しないように、また実行可能な政策を形成していくために、まず現実がどのような状態であるかについての科学的知見をしっかりと示し、それを前提にして政策案について事前の評価を行い、有効な政策の立案に貢献することは、専門家の使命であろう。

近年、先進諸国において「政策のための科学」への関心が高まりつつある。これは、多数生み出されている科学研究の成果が、実際の政策に十分に反映されず、単なる過去の経験や根拠のない発想に基づく政策が多数実施され、その多くが期待された成果を生み出していないことから、科学研究の成果を確実に政策に反映させる方法についての「科学」を開発しようとするものである。

これは、とくに科学技術イノベーション政策において、効果的な研究開発投資のあり方を探ろうとするものであるが、同様のことは、社会保障政策を含む他の分野についても当てはまるであろう。現在のわが国は、少子高齢化、人口減少が急速に進み、社会保障費も増加傾向にある一方、国の財政は非常に厳しい。こうした状況下で、限られた財源を有効に使い、社会保障のみならず、現在の社会を持続可能にしていくことが急務であり、そのために役立つ研究成果をいかに有効な政策に結びつけていくか。今は、それが課題である。

50年前、山田雄三元所長が本誌創刊号に寄せた「創刊の辞」では、本誌が純粋に学術的な雑誌であって、行政とは直接関係がないことが強調されている。学術研究が、政治や行政の意向に左右されてはならないことはいまでもない。この伝統は研究者として守っていかなければならないが、社会保障研究、そして当研究所を取り巻く周囲の環境は、当時とは大きく変化した。

このような認識から、私自身は、今日では、社会科学の一分野としての社会保障研究も、研究の独立性、中立性を守りつつも、その成果を現実の政策に結びつける視点をもつことが必要であると考える。それは、研究者にとって、実務との間で緊張を伴うものではあるが、そうした緊張の中でより優れた研究を進めることが、国立の研究所における研究のあり方ではないだろうか。

50周年を迎えた本誌が、これまでの蓄積を踏まえて、これから一層研究と政策の双方に大きな貢献をするように努力していきたい。

森 田 朗

(もりた・あきら 国立社会保障・人口問題研究所所長)

生活保護・貧困研究の50年：『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に

阿 部 彩

I はじめに

本稿の目的は、過去50年間の貧困研究の研究を主に『季刊社会保障研究』（以下、本誌）に掲載された論考を中心に概観するものである。本誌の創刊号から第49巻第4号までに掲載された生活保護、貧困に関する論文を抜き出すと、50年間全200号から、111本の論文を抽出することができた（「研究の窓」やシンポジウム等を除く）。日本の貧困研究の歴史に名を残す名論文も含め、ここに蓄積された知見は大きい。特に、創刊号（1965年1月）から最初の数年にかけては、貧困研究が最も盛行であった時期であり、当時の研究者層の厚みと深さ、そして、彼らの篤い思いには、半世紀近くたった現在の研究者にも響くものがある。

生活保護・貧困研究の根幹の分野である最低生活費に関する研究について、大内兵衛(1988-1980)が、創刊1周年の第2巻第1号の巻頭言として語った言葉がある。

社会保障研究所は、それ(最低限度の生活)について具体的に、すなわち、今日の時点において、日本の社会の中において、この問題の答をわれわれに具体的に示す責任がある。福沢(諭吉)を、吉野(作造)を、河上(肇)を納得させ、彼らのヒューマニズムの目標としてそれを採用せしめるほど、それほど具体的に、明確にそれを示す責任がこの研究所にある。「最低限度の生活」とは何か、その「保障」とはなにか、日本国民はたえずそれを聞

いている。ともかくもそれに答えてみてください。(大内兵衛(1966)「最低限度の生活」ということ)『季刊社会保障研究』2(1), p.1, カッコ内筆者追加)

社会保障研究所の末裔の研究者として、思想を超えて、胸を打たれる言葉である。残念ながら、最低生活費の研究は、戦後から1960年代が最盛期であり、それから数十年間、学問としては衰退しており、最近になってようやくいくつかの試みがなされているものの、大内の投げかけた「問」の答からはほど遠い状況にある。それどころか、近年になって「ナショナル・ミニマム」が再度着目されるようになり、改めて、私たちはかつての先輩たちの足元にも及ばない研究しかできていないことに気づかされる。一方で、データの整備や、統計的分析手法の発達によって、かつての研究者があきらめていた分野の研究も行うことが可能となっており、本誌の創刊までの1950年代、1960年代の貧困研究を日本の貧困研究の第一隆盛期(吉田1995, p.194)とすれば、1990年代後半以降は第二隆盛期を迎えていると言ってもよい。創刊50周年というイベントをきっかけに、過去50年間の生活保護・貧困研究を概観し、今後の研究の方向性を考えてみたい。

II 時代ごとの傾向

まず、創刊号(1965年1月)から第49巻4号(2014年3月号)までに掲載された貧困、生活保護、公的扶助に関する論文数をまとめてみよう。生活保

護制度は、社会保障制度の中でも最も古く整備された制度であり、この50年間、例えば、高齢者福祉分野における公的介護保険の導入に匹敵するような、大きな制度展開がないまま続いてきた制度である。そこで、制度変容の区切りではなく、50年間で単純に10年毎に区切って時期ごとの研究動向を見てみることにする。この分野の掲載論文の本数で見ると、第Ⅰ期（1－9巻、1965－1974年）の時期の本数が多く（37本）、その後第Ⅱ期には大幅に減少し、第Ⅲ期（20－29巻、1984－1994年）の低迷期を超えた後、第Ⅳ期（30－39巻、1994－2004年）、第Ⅴ期（40－49巻、2004－2014年）と増加し、第Ⅴ期では第Ⅰ期を超える本数の論文が掲載されている（表1）。

この「V字型」の傾向は、日本における貧困研究の盛衰をまさに物語っている。時期的には、第Ⅰ期は、「日本の貧困研究史上、稀にみる研究の隆盛期」（吉田 1995, p.194）と言われた戦後の一連の研究動向の末期と位置づけられる。第Ⅰ期の一步前の10年には、籠山京『貧困と人間』（1953年）、労働科学研究所『日本の生活水準』（1960年）を始めとする貧困研究が盛んであり、籠山京、江口英一、中鉢正美といった日本における貧困研究の重鎮の研究者の最盛期であった。しかし、第Ⅰ期に入ると、急速な経済成長を背景に研究者の関心が貧困からより普遍的なサービス給付や、年金・医療制度に移っていく。本誌における掲載本数からもわかるように、この時期の研究は、最低生活費研究を除いては、諸外国の研究・制度の紹介や、

生活保護制度の歴史研究などであり、新しい実証研究や分析などは戦後の最盛期に比べて少なくなってきた。

第Ⅱ期（1974－1984）においては、この傾向は確としたものとなる。本誌第16巻2号の巻頭言において松原治郎が「経済の高度成長、生活様式における階層的平準化が進むなかで、いつの間にか、貧困層ないし貧困そのものへの学問的関心が薄れてしまったかにみえる」（松原1980, p.1）と嘆いたように、貧困研究はその後衰退し、第Ⅲ期（1984－1994）には最低期を迎える。

しかし、第Ⅳ期（1994－2004）に入ると、1998年の橋本俊詔による『日本の経済格差－所得と資産から考える』などをきっかけに「格差論争」が始まると共に、貧困が再び研究対象として取り上げられるようになってくる。この時期に刊行された主な著書としては、岩田正美（1995）『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』、副田義也（1995）『生活保護制度の社会史』、庄谷玲子（1996）『現代の貧困の諸相と公的扶助』、庄司洋子・杉村宏・藤村正之（1997）『貧困・不平等と社会福祉』、小野哲郎・白沢久一・湯浅晃三（1997）『現代の貧困と公的扶助行政』、岩田正美（2000）『ホームレス／現代社会／福祉国家』が挙げられる。第2の貧困研究の隆盛期の土台を作った研究者らの功績である。

第Ⅴ期（2004－2014）には、貧困に関する書籍・論文が第Ⅰ期に勝る勢いで次から次へと刊行されるようになる。2008年末の「年越し派遣村」にて

表1 『季刊社会保障研究』（第1－49巻）の貧困・生活保護・公的扶助に関する論文数

期	刊行時期	海外研究	生活保護制度	判例・法研究	最低生活費・貧困基準	貧困の測定	貧困の影響の分析	貧困政策の効果分析	周辺領域の制度との接点	歴史研究・その他	計
I	第1－9巻 1965/1-1974/3	15	5	2	6	1	0	0	2	6	37
II	第10－19巻 1974/7-1984/3	2	3	0	2	3	0	0	3	1	14
III	第20－29巻 1984/6-1994/3	1	0	0	0	0	0	0	2	2	5
IV	第30－39巻 1994/6-2004/3	1	3	10	2	1	0	0	0	0	17
V	第40－49巻 2004/6-2014/3	2	0	9	3	10	3	3	6	2	38
		21	11	21	13	15	3	3	13	11	111

出所：筆者作成。「研究の窓」やパネル・ディスカッション、貧困に関連しているものの公的扶助の分野とは言えないもの（児童虐待等）は除いている。

「貧困」がマスメディアを賑わすと、研究者だけではなく一般市民の間にも「日本の貧困」への関心が高まった。その結果、この時期には、学術本と言うよりも、一般市民向けの書籍が多く刊行されていることが目立つ(例えば、岩田正美(2007)

『現代の貧困－ワーキングプア／ホームレス／生活保護』、阿部彩(2008)『子どもの貧困－日本の不公平を考える』、駒村康平(2009)『大貧困社会』)。また、貧困に対する市民運動などの活動家やジャーナリストらからの発信も多く、これらの「貧困本」が一般大衆化するようになった(例えば、湯浅誠(2008)『反貧困－「すべり台社会」からの脱出』、門倉貴史・賃金クライシス取材班(2008)『貧困大国ニッポン－2割の日本人が年収200万円以下』、大阪弁護士会編(2010)『貧困を生まないセーフティネット』)。

これらの一般市民向けの啓蒙的な書籍の刊行が活発化した一方、貧困研究・生活保護研究の学術的な展開は多様な場で行われるようになる。本誌においても、Ⅳ期に比べて、Ⅴ期の掲載論文数が飛躍的に増加しているが、2007年に貧困研究会が設立し、2008年から貧困研究会編『貧困研究』(明石書店)が毎年刊行されるようになり、さらに同年には、社会政策学会の学会誌『社会政策』が年3回刊行される定期刊行物として創刊されるなど、貧困研究・生活保護研究の成果を発表する学会メディアが増えた。また、「貧困」が社会問題として広く認識されるようになったことから、社会政策や社会保障論以外の学問分野(例えば、経済学、教育学、医学、疫学、心理学、栄養学など)においても「貧困」を分析軸として取り入れる研究が増えており、貧困研究の幅が拡大した。しばらく影を潜めていた歴史研究も再燃し、岩永理恵(2011)『生活保護は最低生活をどう構想したか』などが刊行されている。

Ⅲ 分野別の傾向

次に、貧困研究の分野別にその動向を見てみよう。一口に貧困研究といっても、その中身は社会階層論、最低生活費論、生活構造論など多様であ

る。ここでは、筆者の恣意的な分類ではあるが、本誌における貧困研究を以下の8つのジャンルに分類した：

- 1) 海外研究：諸外国の貧困研究や貧困政策の動向を紹介・分析するもの。
- 2) 制度論：生活保護制度を始めとする社会保障の各制度の運用上や制度上の問題点や改革の動向などを分析するもの。判例研究もここを含む。
- 3) 最低生活費論：貧困の定義となる「最低限度の生活」にかかる費用を推計するもの。
- 4) 貧困の測定：一般社会における貧困の広がりや深さを所得や消費のデータなどから統計的に推計するもの。合わせて捕捉率の推計を行う場合もある。主眼は、生活保護受給率など行政データからはわからない潜在的な貧困を「発見」し測定することである。
- 5) 貧困の影響に関する分析：貧困とその他の側面(健康、ソーシャル・キャピタル、孤立、自己肯定感、学力、不登校・ひきこもり等)の関連を分析するもの。子ども期の貧困が及ぼす影響の分析も含む。
- 6) 貧困対策の効果に関する分析：貧困者に対して何らの政策的介入をした際の効果の分析。
- 7) 周辺領域の制度との接点：公的年金、母子世帯に対する施策など生活保護制度と他制度の接点に関する分析。
- 8) その他：歴史研究など。

時代によって、貧困研究の焦点は変化している。第Ⅰ期では海外研究や最低生活費論が盛んであった。第Ⅰ期の本誌掲載論文の37本中、15本がこのジャンルであり、特に、イギリス、アメリカの研究が盛んに行われた。本誌においては、その後海外研究は減少するが、それは国立社会保障・人口問題研究所からもう一つの学術誌『海外社会保障情報(のちに海外社会保障研究)』が刊行され、両誌のすみわけが行われたことにもよる。学会全体としては、フランスから発祥した社会的排除／包摂概念、とくにスウェーデンなどヨーロッパ諸

国におけるワークフェアや積極的雇用政策、オランダのワークシェア政策など、イギリスのみならず多様な国の研究や政策が注目されるようになり、社会政策学会や『海外社会保障研究』『貧困研究』などでも積極的に取り上げられるようになった。第Ⅴ期に入ってから、韓国、中国などアジア諸国における貧困政策にも、高い関心が寄せられるようになっていく（例えば、『社会政策』第5巻第2号における特集「東アジア社会政策研究が問いかけるもの」）。一方で、経済学者が貧困に興味を示すようになったことから、アメリカを中心とする新古典派経済学者による実証研究や理論が盛んに紹介されるようになってきている（阿部・國枝・鈴木・林2008等）。

第Ⅱ期、第Ⅲ期ではどのジャンルも低迷していたものの、第Ⅳ期では判例研究を中心とした制度論が研究の主流となっている。判例研究は、第Ⅳ期から本誌の各号に判例研究を1本ずつ掲載するようになり、そのうちの多くが生活保護制度に関するものであった。これは、生活保護制度が高度成長期後の「新しい貧困」に対応できなくなってきたことが、訴訟という形で顕在化されてきたと解釈することができよう。第Ⅲ期は、「第3次適正化政策」（清水1996）が強行された時期であり、生活保護が運用によって厳しく引き締められてきた時期である。それに対するリアクションは、第Ⅳ期そして第Ⅴ期にて爆発的に書籍という形で発信されるのであるが、『季刊社会保障研究』では、制度の運用面に関する論文は少なく、清水（1996）、埋橋・所・田宮（2004）、橋木（2004）がある程度である。

第Ⅴ期においては、生活保護行政から一步離れた「貧困」研究へと学会の関心が移る時期であり、貧困の測定、貧困の影響の測定といった個々の貧困者を研究対象とする分野が成長している。

次節からは、特に実証研究に着目して、3)～5)のジャンルについてさらに詳しく見ていくこととする。

Ⅳ 貧困基準・最低生活費の研究

冒頭の引用が示すように、「最低限度（に許容範囲である）生活」を定義し、その値を推計する試みは、「貧困」そのものの定義にかかわる部分であり、貧困研究の出発点である。また、最低生活費の研究は、生活保護基準のみならず、最低賃金や公的年金の金額についても大きな影響力をもつ。実際に、日本における最低生活費研究は、生活保護制度の最低生活費の推計方法の議論や、最低賃金の決定の際に参考とされる等、政治的・行政的な要請によってdriveされてきたと言える。

最低生活費の研究は、日本の貧困研究の歴史の中でも特に中心の位置を占めてきたといってもよい。ここでは1960年代からの研究動向を見ることとする。

1 第Ⅰ期

前述のように、戦後から1960年代にかけては、日本における最低生活費の研究が最も盛んな時期であった。この時期の主要な研究は、小沼（1967, Vol.3（1））によって簡潔にまとめられており、日本の貧困・生活保護を勉強する者は基礎知識として一読すべき文献である。小沼（1967）は、最低生活費研究の系譜を、(1) 理論生計費方式（マーケット・バスケット方式）、(2) 実態生計（家計）方式¹⁾、(3) 労研（労働科学研究所）方式の3つとし、それぞれの課題を戦後の歴史的背景とともに紹介している。ここに、それぞれの推計方法の詳細を記述することはしないが、理論生計費方式は何等かの基準によって「生活様式」を規定しそこに必要な生計費を理論的に積み上げる方法、実態生計方式は、実際の人々の家計データから消費のパターンを明らかにし、困窮のメルクマールを見つけようとする方法である。労研方式はあまり知られていないので簡単に説明しよう。この方式は、労働科学研究所の藤本武（1912-2002）を中心として開発された方式であり、肉体・知能、そして生活内容はある「閾値」を下回る生活水準となると著しく悪化するという考えに基づくもので

ある。藤本らは、体格・体力（身長、下肢長、体重、胸囲、肺活量、握力等）、健康状態（血液中の蛋白、ヘモグロビン量、疾病既往歴、身体違和感の訴え等）、栄養状況（尿中窒素、ビタミンB等）、知能（知能指数、読み書き能力）、生活内容（住居の質、必需品の所有状況、入浴・理容回数、新聞・雑誌・書籍を読む頻度、映画・演劇の鑑賞回数等）を測定し、消費指数と比較することによって、閾値を求めようとした。この方法は、肉体的・知能的な面を除けば、のちに説明するタウンゼンドによる「相対的剥奪指標（relative deprivation index）」に酷似しているが、藤本らがこれを既に1950年代に行っていることは日本の貧困研究の歴史の中でも比類ない快挙である。

小沼（1967）はまた、生活保護基準の低劣さが政治的議論となり、それが最低生活費研究を後押ししたことに言及しながらも、両者が同一ではないことを指摘している。小沼によれば、初期の最低生活費の推計は、賃上げ要求の根拠として利用されており、最低生活費は労働力の再生産を促す生活水準であるべきとしている。

この論文が執筆された1960年代前半は、生活扶助基準の改定方式がマーケット・バスケット方式からエンゲル方式に改定され（1961年）、そして、そのわずか4年後の1965年には格差縮小方式に改定、と目まぐるしく最低生活費の考え方そのものが変容していった時期である。この間、生活保護基準は、積極的に引き上げられていった。しかし、小沼が指摘したように、生活保護基準も、そして最低賃金も十分なレベルに達していたとは言えない中、そして、経済成長が著しい中、生活保護が最低生活保障に果たすべき役割については、（生活保護基準は引き上げられるべきという点では一致していた）研究者の中でも大きな葛藤があったことが窺われる。

格差縮小方式の採用についても、異論がなかったわけではない。興味深い論争が残っている。本誌の第4巻には、佐藤吉男（1968）「財政的側面からみた生活保護基準引き上げの諸問題」Vol.4.（1）と、小沼正（1968）「生活保護の問題点－最近の関係論文をめぐって－」Vol.4（2）の

論争が掲載されている。佐藤は、執筆当時、大蔵省主計局総務課長の職に就いており、小沼は佐藤の論文のリプライを次の号に執筆している。どのような経緯で、大蔵官僚の佐藤が本誌に執筆することとなったのか明らかでないが、このような論争が本誌の紙面上行われているのは意義深い。

佐藤の主張は、公務員給与や失業対策賃金日額の引き上げ幅に比べ、生活保護基準の引き上げ幅が高すぎるというもので、加えて、日本の保護率が他の先進諸国に比べて低いことを指摘し、生活保護基準の引き上げが一部の「（生活保護の）被保護者であることになれた人達が惰性的に保護率引き上げの恩恵を享受していると（乱暴ではあるが）断言できるであろう」（佐藤 1968 p.25。カッコ内、傍点は阿部による。以下同。）と結論づけている。

これに対し、小沼（1968）は「生活保護基準は低すぎるのでないか、したがって引き上げ幅は依然として大きくすべき」という主張をまず前面に出し、籠山京、仲村優一、江口英一、一番ヶ瀬康子、依田衞といった当時の研究者らの言葉を引用している。しかし、その上で、小沼は「しかし何故にそう（生活保護基準と一般世帯との格差がある一定の幅まで縮小しなければならないこと）あらねばならないかについての論証は、必ずしも明確ではないようである」（小沼1968, p.38）と述べ、生活保護基準引き上げの論拠を以下に求める。すなわち、当時日本においては生活保護を受給していない膨大なボーダーライン層が存在しており、一方で、日本の社会保障制度は、彼らに対して何らかの生活保障を行う段階に来ている。そのため、「他の施策が十全でないかぎりには、生活保護は（その）積極的な役割を担うべきものと考えてよい」、そして、その役割にはマクロ経済的な観点も含め、「所得格差是正による需要効果および生産効果をこれまで以上に強調すべき」（前掲, p.39）としている。すなわち、小沼は生活保護の一つの役割が、低レベルの最低賃金の補填であり、そのことによって、より幅広い消費層（中間層）が構築されることを期待している。

この佐藤－小沼論争で争われた論点は、約半世

紀たった今も続いている。2014年の現在においても、生活保護制度の保護率は依然として1%台であり、「ボーダーライン層」が「ワーキング・プア」という言葉に置き換えられてはいるものの、救済されていない膨大な低所得層が存在しているからである。このボーダーライン層の存在が、保護基準の引き下げの圧力となっているという点も現在も1960年代も変わっていない。さらに、その後、医療、年金の分野を中心に、社会保障給付費は飛躍的に拡大したものの、依然として、生活保護制度と社会保険制度の間の「第三のセーフティネット」の構築がなされていない。すなわち、「ワーキング・プア層」の低賃金を補填する機能は、社会保障制度、税制のどこにも構築されていないのである。

2 第Ⅱ期

その後、最低生活費に関する研究は下火となっていく。第Ⅱ期は、生活保護基準は格差縮小方式の時代であるが、この方式について直接的に論じているのは曾原利満（1980）「生活保護基準の格差縮小方式について」Vol.15（3）のみである。曾原（1980）は、被保護世帯の多様性や、各種の加算などを考慮すると一口に生活扶助基準といってもその額はさまざまであり、一つの地域の標準世帯と一般世帯との比較だけの数値をみて、格差縮小の目的が達成されたとは言えない点を指摘する。換言すれば、曾原は、格差縮小方式が何を、どのような根拠をもって「格差が縮小した」「格差の縮小していない」という議論ができるのか、という方法論について疑義を述べている。また、曾原は、被保護世帯と一般世帯の格差縮小の目標とする格差はどれくらいが適当かという問題も投げかけている。格差縮小方式では、諸外国の例にならって、ほぼ一般世帯の消費水準の60%が目標とされていたが、この数値の妥当性については実のところ検証されていないのである。曾原が提示したこの問題は、現在においても解決されておらず、被保護世帯と一般世帯をどのように比較すべきかという手法もその後、進展していない。特に、近年においては、一般世帯の消費水準が低下

しており、一般世帯における貧困率が16%（厚生労働省2011）という中、生活保護基準が「目安」とするreference pointがどこにあるべきかという曾原の投げかける問題は、まさに新たな意味をもって受け止められるべきであろう。

3 第Ⅳ期

最低生活費の研究は、その後、第Ⅲ期には0本まで落ち込み、最低期を迎える。しかしながら、2000年以降に、再び、生活保護行政の要請によって再燃することとなる。一つ目の要請が、2001年に厚生労働省が生活保護基準のあり方の検討のために設置した「社会生活に関する調査検討会」である。当時、生活保護基準の算定方式は、1984年に格差縮小方式から水準均衡方式に改訂されて久しいが、再び、「生活保護基準は高すぎるのではないか」という論点が政治的に浮上してきたのである。

検討会は、2002年に「社会生活に関する調査」を実施している。調査対象は、被保護世帯と収入階級第Ⅰ・五分位の一般世帯であり、家計簿調査である「社会保障生計調査（家計簿・生計簿）」と合わせて、被保護世帯と一般低所得世帯との消費パターンと社会生活を比較することを目的としており、系譜的には実態生計（家計）方式の延長にあたる。検討会は、2003年に報告書をまとめ、社会保障審議会福祉部会の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会（在り方委員会）」に提出している。

本誌においては、調査委員会の座長を務めた中川清による本報告書のまとめ、「在り方委員会」の委員を務めた岩田正美、八田達夫、後藤玲子による対談、後藤玲子らのプロジェクト独自の調査による「最低限の生活水準」に関する考察などを集めた特集が第39巻第4号（2004年）に組まれている。本号は、生活保護基準の問題を正面から取り扱った久々の特集であり、この頃から本誌を始め学会における貧困研究が再燃してきたといってもよい。

中でも、中川による「貧困の性格変化と社会生活の困難さ－「社会生活に関する調査」の意義－」

Vol.39(4)は、特記すべき内容である。本論文は、上記の厚労省の調査検討会の報告書をまとめたものであり、この調査検討会が1950年代の最低生活費研究を彷彿させる分析を行ったことを紹介している。分析は大きく二つの部分からなっており、前半では、被保護世帯と一般低所得世帯の比較を行っている。その結果、被保護世帯は、社会関係（電話の頻度、付き合いの人数等）と、生活活動（家族の活動、旅行等）において、大きく一般低所得世帯より低い充足度であることが報告されている。また、両者の家計データをみると、一般低所得世帯の3分の1以上が赤字世帯であり、特に子どもがある世帯においては食料費が被保護の子どもがある世帯より低いことが指摘されている。これらの結果を元に中川は、「両者（被保護世帯と低所得世帯）の間には、異なった生活枠組みを想定せざるをえないのではないだろうか。保護にいたる過程でのストックの喪失や社会関係の縮小などを想起すると、被保護世帯において一般的な社会生活が営まれていると考えることはむずかしい」(カッコ内筆者)と結論づけている。すなわち、中川は、一般低所得世帯との比較において生活保護基準の妥当性を確かめるという手法自体に疑義を醸しているのである。

中川論文の後半は、一般世帯における社会生活の非充足度と所得の関係の分析であり、両者の関係性が直線的ではなく変局点を含む非直線的な関係であることを明らかにしている。これはまさにピーター・タウンゼンドの相対的剥奪指標の手法を周到した分析である。Townsend (1979) は、横軸に所得、縦軸に社会生活における物品や生活の充足度の欠如数を表す「相対的剥奪指標」とったグラフにおいて、所得がある閾値を下回ると極端に剥奪指標が増加することを示し、この閾値が貧困基準となることを示した。日本においては、同様の分析は高齢者に限定した平岡編 (2001) の分析があるものの、所得の区分が極めて粗いものであった。上記検討会では、報告書の1章をさいて、この閾値（中川論文では「変局点」と名付けられている）の分析が行われた。そこでの発見は、タウンゼンドが示したような「閾値＝変局点」はお

およそ40万円前後で観察することができるということであった。中川は、この変局点について「第I・5分位の平均実収入を大きく上回っており、イギリスでの議論のように、この点を「閾値」として直ちに貧困把握と結びつけることは無理であり、この点以下は、いわばグレイゾーン（かつてのボーダーライン層を想起されたい）として理解せざるを得ない」(中川2004, p.362) としている。また、報告書は二つ目の変局点を約17万円前後に見出している。この点を下回る所得では、所得が下がっても剥奪の度合いが減少しない点である。中川はこれを低所得層における赤字やストックの切り崩しによると解釈している。さらに、被保護世帯の社会生活の充足度は、同レベルの所得（生活保護費を含む）の一般低所得世帯に比べても大幅に低いことも指摘されている。

上記報告書の分析にて、閾値が二つ発見された理由の一つとして考えられるのが、用いられた社会生活の充足度を測る項目の選定方法である。剥奪指標は、用いられる項目リストの中身によって、大きく変化する。例えば、個人個人の選好によって所得とは関係なく欠如したり、充足したりする項目（例えば、「お中元・お歳暮などのやりとり」は、それを行う、行わないは個人の選好によって左右されており、生活水準とは無関係の可能性がある）がリストに入ることによって、剥奪指標と所得の関係は曖昧となる。剥奪指標が、真に貧困のメルクマールとなるためには、用いられる項目がすべて社会的にすべての人に必要なものであると承認されたものでなければならないのである。

イギリスの貧困研究においては、タウンゼンドのオリジナルの剥奪指標から、この点を含めさまざまな改善がなされた指標が開発されている（Mack & Lansley 1985, Gordon et al. 2000等）。それらの改善を含めて、相対的剥奪指標をより厳密に構築した試みが阿部 (2004, 2006) である。本誌に掲載された阿部 (2004) では、「どのような項目（物品やサービス）が現在の日本社会において必需品として捉えられているか」という問いを一般市民に対する大規模アンケート調査を用いて考察している。そして、その結果として選択さ

れた社会的必需品のリストを用いて、それらの欠如を相対的剥奪として指標化し、所得との関係进行分析し、Townsend (1979) と同じように閾値を発見した。これは『社会政策学会誌』に掲載されている(阿部2006)²⁾。

4 第V期

第V期になると、生活保護基準が「一般低所得世帯の生活水準に比べて高すぎる」とう批判に対抗しようと、さまざまな最低生活費の研究が行われるようになる。実態家計方式は、実際の人々の家計簿を詳細に分析することによって、貧困世帯の特徴的消費パターンを見出そうとする試みであるが³⁾、その系譜においては、岩田 (2011)、阿部 (2010)、菊池 (2010) などが挙げられる。岩田 (2011) は、首都圏の低所得層の一カ月の家計をレシート保存方式によって詳細に分析したものである。阿部 (2010) と菊池 (2010) は、先に挙げた中川論文で用いられた厚生労働省『社会生活に関する調査』のデータを用いて、被保護世帯は所得や家族構成、年齢等をコントロールした上でも、一般低所得世帯に比べて食費の支出が多く、交通通信費、教育娯楽費、交際費などが少ないことなどを報告している。

また、この時期には、マーケット・バスケット方式を始めとする理論生計法による推計が、新たに行われたことも日本の貧困研究の歴史の上で重要である。一つは、金澤誠一と労働総合研究所によるマーケット・バスケット方式による最低生活費の推計である(金沢・京都総評2006)。この調査は、労働組合員などを対象にして、徹底的な持ち物調査を行い、7割以上の保有率のものを「マーケット・バスケット」に加えるという方法をとっている。すなわち、この方法は理論生活費法の流れを組むものであるが、「バスケット」に何を含むべきかという点については実際の家計に準ずるという実態家計方式をとっている。

一風変わったマーケット・バスケット方式は、イギリスのラフバラ大学にて開発された「Minimum Income Standard法 (MIS法)」による推計である。この手法は、何を「バスケット」

に入れるかという選択を、すべて一般市民のフォーカス・グループ・インタビューを繰り返すことによって決定する。こうすることにより研究者による恣意性を排除し、社会的に「最低限(許容範囲)の生活」の妥当性を担保することができる。このMIS法による最低生活費の推計は、岩田正美・阿部彩・山田篤裕・岩永理恵・重川純子・卯月由佳・上枝朱美の研究グループによって、2010年から2013年にかけて行われた。推計されたのは、単身若年(30歳代)男女、単身高齢男女、夫婦+子1人世帯、母子世帯の計6つの世帯類型である。単身若年世帯に関する推計は、『社会政策』の小特集として、岩永・岩田 (2012)、重川・山田(2012)、卯月(2012)としてまとめられており、それ以外の世帯類型の結果は報告書としてまとめられている(阿部他2012、阿部他2011)。

興味深いのは、このMIS方式による最低生活費の推計は、2010年に当時厚生労働大臣であった長妻昭氏によって「発注」されたことである。長妻氏は、2010年に厚労大臣の私的な諮問機関として「ナショナル・ミニマム研究会」を発足させており、その一環として「最低生活費WG(ワーキング・グループ)」を設けている。ナショナル・ミニマム研究会の中間報告書には、WGのヘッドであった岩田正美教授による「最低生活費WGの経過報告」が添えられており、上記のさまざまな推計方式の結果の報告のほか、MIS法による推計が行われる予定であることが明記されている。ナショナル・ミニマム研究会は、長妻氏が大臣職を辞したことにより、その後、最終報告書を刊行することなく実質的に消滅してしまったが、WGはその後MIS法による推計を続け上記の結果をまとめることとなった。

また、これまで日本にてはあまり行われてこなかった「主観的生活費」による最低生活費の推計が山田・四方 (2010) である。主観的生活費は「Subjective Poverty Line」とも言われ、アンケート調査などで「あなたのような世帯構造の世帯が暮らすのに最低限必要は所得はいくらか」と尋ねるものである。理論生計費法や実態生計法のように、生活の中身を議論することなく、最低限の収

入のレベルを決めるものであり、その意味では、「所得の中央値の50%」を貧困基準とする所得データのよる相対的貧困率の計算方法にも通じるものがある方法である。山田・四方(2010)は、大規模な調査紙によるアンケート調査を行い、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限必要」な所得の値、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるために必要」な所得の額の2つを聞いている。

このように、第Ⅴ期に入ってから、かつてのマーケット・バスケット方式の改良版を始め、さまざまな方法による最低生活費の推計の試みがなされている。この背景には、1980年代から続く貧困の増加があり、中間層までも含んだ生活水準の低下がある。社会全体の生活水準が低下傾向にある中、そして、生活保護の保護率が貧困率に比べて極めて低いレベルにあるという状況の中、最低生活の「ボトムライン」がどこにあるべきかという問いは繰り返し問い直されるものなのであろう。1960年代の佐藤－小沼論争は依然として続いているのである。

V 貧困の測定

次に着目したいのは、貧困率の推計に関する研究である。日本の生活保護率が極めて低く、生活に困っていても受給することが容易ではないことは周知の事実であり、だとすれば行政データである生活保護率は日本の貧困の広がりを表さないこととなる。そのため、行政データとは別の方法で、社会に広がる貧困の広がり（貧困率）や貧困の深さを計測しようとするのは、研究者として当然の性である。そして、そのようにして求めた貧困率から、貧困者のどれくらいが生活保護などの公的扶助制度に救済されているかという、いわゆる捕捉率の推計も可能となる。

実は、貧困研究の歴史の中では、貧困層（低所得層）の量的把握は、公的セクターにおいても行われていた。1953年から1965年の間には、厚生省が「厚生行政基礎調査」を実施しており、このデータから「低消費世帯（＝現金支出が被保護世帯の

平均消費支出額未満の世帯）」の割合を推計し、公表していた。しかしながら、1960年代に日本における貧困は解消されたとの認識から、本推計は廃止となり、その後、2009年にいたるまで、日本政府が公式な「貧困率」を公表したことはなかったのである。貧困率の推計は、この長い期間、一部の貧困研究者に細々と行われてきたに過ぎない。本誌に掲載された論文を中心にその軌跡をたどってみよう。

1 第Ⅱ期

日本においては、長い間、社会全般の所得分布のデータが研究者にavailableではなかったため、かつての貧困研究者はさまざまなデータや手法を駆使して貧困率の推計を行ってきた。第Ⅰ期においては、江口・川上(1974)「大都市における低所得・不安定階層の量と形態とその今後について」Vol.9(4)の分析が先駆的である。江口・川上は、東京都の依頼によって都内のN区の全区民約32万人の生活水準調査を測る悉皆調査を住民税のデータを元に行っている。個票の所得データを用いた分析として、本論文は、日本の貧困研究の中でも金字塔的存在であると言えよう。この分析の結果、江口・川上は、東京都市中心部の世帯の相当割合（推計値は26%）が生活保護基準かそれ以下の所得であるとしている。そして、特に、世帯主が女性である世帯や、若年層（20歳代）と高齢層に貧困のピークがあるとしている。江口・川上の分析は、これまでも指摘されてきた「ボーダーライン層」を量的に把握したこととなる。江口の功績は、その後書籍としてまとめられている（江口1979）。また、高山(1981)も独自の方法で貧困率の推計を行っている。

2 第Ⅲ期

この次に、一般社会における貧困の広がり、いわゆる貧困率、を手がけた研究は、社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』に掲載されている曾原(1985)であろう。曾原は、世帯人員別の被保護世帯の平均所得を貧困基準とし、それを一般世帯の世帯人員別所得階級別世帯数にマッピングす

ることにより、貧困率を推計している。この方法は、集計データであっても、(世帯人員別の)所得階級別の世帯数の分布が公表されていることを利用し、個票データを用いずに貧困率を推計するという工夫を凝らしている。同様に消費データを用いて貧困率を推計したものが、本誌掲載された和田・木村(1998)「戦後日本の貧困－低消費世帯の計測－」Vol.34 No.1論文である。和田・木村論文のすばらしいところは、1954年から1993年と非常に長い時系列スパンで推計していることと、貧困線のある一定の年に固定して推計される「固定貧困率」を推計していることである。これにより、和田・木村は、固定貧困率が1950年代から1980年代まで減少し、その後、若干の増加の傾向があることを示している。本稿は、和田の修士論文であるそうだが、非常に重要な論文の一つである。

3 第Ⅳ期、第Ⅴ期

第Ⅳ期から第Ⅴ期に入ると、貧困率・保護率に関する分析が急増する。1990年代から2000年代にかけて所得や消費の公的統計のミクロ・データの活用が可能となり、「国民生活基礎調査」や「全国消費実態調査」などを用いて盛んに所得分布や貧困率の研究がなされるようになったからである。筆者の知る限りにおいても、星野・岩田(1994)、岩田(1995)、星野(1995)、杉村(1997)、小川(2000)、山田(2000)、駒村(2005)、阿部(2006)、橘木・浦川(2006)、後藤(2008)、阿部(2008)など多くの推計値が報告されている。本誌に掲載された論文では、小塩・浦川(2008)「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」Vol.44(3)が挙げられる。

しかし、これら研究者らによる貧困率の推計は、主に学術誌に掲載されており、世間から注目されたということとはなかったと言ってもよい。貧困率が一般市民にも知られるようになった一つの契機は、OECD(経済協力開発機構)が、先進諸国における所得格差や貧困率の国際比較を公表したことである。OECDのこの所得分配の国際比較プロジェクトは、早くは1970年代から行われており、

非定期的な間隔で実施されているものである。各国の研究者がOECDの提示する同一の方法で所得格差や貧困率を推計し、それをOECDがまとめて比較し報告書とする形をとっている。日本においては、1990年代半ばのデータは経企庁が提供し、その後は国立社会保障・人口問題研究所の職員が継続して日本のデータを提供している(小島2014)。OECDは、1990年代、2000年代半ば、2000年代後半のデータを用いて報告書を刊行しており(OECD 2005, OECD 2008, OECD2011)、これらの結果が『OECD Economic Outlook』などにも引用されたことにより、日本の格差や貧困率が、先進諸国の中でも高いことが指摘され、マスコミからも注目された。

第Ⅴ期には、公的にも、貧困率の公表が再開されている。厚生労働省が、民主党への政権交代後1ヶ月で「平成19年国民生活基礎調査」を用いて推計した相対的貧困率を公表したほか(厚生労働省2009)、内閣府の男女共同参画会議も同年に属性別の貧困率を公表している(内閣府2009)。また、厚生労働省は、2011年には、「国民生活基礎調査」の1985年調査まで戻って、相対的貧困率の時系列を公表している(厚生労働省2011)。

基本的な貧困率の推計が、公的統計にてカバーされるようになるとしたら、今後、学会に求められるのは、より詳細な属性別の貧困率の推計や、地域別推計、貧困率の動態分析、将来推計などであろう。貧困率の動態分析については、家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」、厚生労働省による「21世紀出生児縦断調査」を始め、公的機関・民間機関におけるパネル・データが蓄積されてきたことから、徐々に研究が進められている(岩田1999、岩田・濱本2004、濱本2005、原田他2001、石井・山田2007等)。また、貧困率の将来推計については、稲垣(2013)がマイクロ・シミュレーションを用いて推計している。

これまでの推計は所得や消費の金銭的データを用いた貧困率の推計であるが、貧困をより多角的に捉え、非金銭的な分野の指標も含めた方法で量的に把握することもこれから重要となってくるであろう。初期の試みとしては、阿部(2007)が挙

げられる。

Ⅵ 新しい貧困研究

個人レベルのミクロ・データの活用は、個人単位の実証分析を活性化させた。その結果、第Ⅴ期に新しく表れた研究分野が「貧困者の分析」である。個々の貧困者を追うことができるようになり、子ども期の貧困の影響や、貧困からの脱却などを統計解析することが可能となったからである。まず、この分野で特記すべきなのは、子どもの貧困の影響の分析であろう。2008年から2009年にかけて、子どもの貧困に関する書籍が次々と刊行され（阿部2008、山野2008、子どもの貧困白書編集委員会2009等）、子どもの貧困が政策課題として認識されるようになった。学術分野では、子どもの貧困が成人後にも及ぼす影響についての分析がなされるようになり、子ども期の貧困が現在の所得などをコントロールした上でも成人後のウェル・ビーイングに負の影響を与えることが日本のデータを用いても実証された（大石2007、Oshio, Sano & Kobayashi 2010、Abe 2010、阿部2011）。

また、この頃徐々に拡充されつつあった貧困対策の効果を測る試みも行われている。ひとつには、2002年に施行された「ホームレス自立の支援等に関する特別措置法」を受けて、その具体的施策である自立支援センターや就労支援などの効果分析が挙げられる。本誌においても、2009年（第45巻第2号）に「ホームレスの実態と政策課題」と題する特集を組んでおり、6本の論文が掲載されており、そのうちの4本は自立支援センターや就労支援の効果を実証的に測ろうとするものである（道中・田中・四方・駒村2009、阿部2009、稲田・水内2009、鈴木2009）。また、生活保護受給者の自立支援策が拡充されたことから、これらの効果を測る試みも現れた。社会政策学会編『社会政策』では、2013年に「生活保護受給者の自立／支援の検討」とする小特集が生まれ、金井・四方（2013）、岩永・四方（2013）、田中（2013）らが生活保護受給者の就労支援、無料定額宿泊所、また、生活保護受給世帯の子どもたちへの教育支援の効果を

分析している。これらの貧困対策の効果分析は諸外国にて盛んに行われているものの、日本では上記の限られたものしか存在せず、これからの発展が強く望まれる分野である。

Ⅶ 日本の「貧困研究」について

本稿では、主に最低生活費の推計と、貧困率の推計などの量的な実証研究を中心に生活保護・貧困研究の50年間を概観した。しかし、日本の学会の全体を見れば、貧困に関する優れた研究はまだまだ存在する。例えば、教育社会学においては、貧困層の子どもたちへ優れた質的研究の蓄積がある（久富1993、長谷川2014等）し、どのような教育が貧困層の子どもの学力をあげることができるかといった視点からの研究も存在する（志水編2009等）。また、児童虐待など貧困と密接な関係にある問題からアプローチする研究も多い（松本編著2010）。これらの研究を網羅することは本稿のスコープから言っても、筆者の能力からしても難しいが、今日において、「貧困研究」が社会政策や社会福祉といった、これまで公的扶助の研究を行ってきた一部の分野の研究に留まらないことは強調しておきたい。

その上で、この50年間の本誌における生活保護・貧困研究を概観すると、懸念される事項が2点ある。一つは、この分野の研究の盛衰が激しいことである。第Ⅱ期、第Ⅲ期において研究が殆ど進展しなかった背景には、他の社会保障制度の発展の陰において公的扶助部門に対する政治的・国民的・行政的関心が薄れたことがある。第Ⅰ期や第Ⅳ期以降の研究が、行政的要求に背中を押された形で行われてきたことは述べたが、一方で、このような「push」がない限り学会からの自発的な問題提起は少ない。諸外国においては、poverty studiesがひとつの学術領域として確立しており、常に一定の研究者がこの社会問題を扱っているのに対し、日本においては本分野が学術領域として確立しているとはいえない。

もう一つの懸念が、貧困政策の研究者の層が薄いことである。前述したように、貧困が分析軸と

して取り入れられるようになったことで、教育学や医学、疫学、経済学、社会学など多くの学術領域で貧困を研究する研究者が増えたものの、生活保護制度やその他の貧困政策について専門的に研究する社会政策・社会保障の研究者の層は依然として薄い。これらの懸念を解消するためには、社会福祉学、経済学、社会学などの研究者養成カリキュラムの中で貧困研究が一つの分野として認識され組み込まれていくことが必要であろう。

注

- 1) 一例として本誌掲載論文では、中鉢（1967）がある。
- 2) 阿部は、その後、本誌第49巻第4号にて、相対的剥奪指標の統計的妥当性を論じている（阿部2014）。
- 3) 例えば、生活保護基準のエンゲル方式はこれにあたる。

参考文献

- 阿部彩（2004）「最低限の生活水準」に関する社会的評価』『季刊社会保障研究』39（4），pp.403-414.
- 阿部彩（2006）「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労（社会政策学会誌第16号）』法律文化社，pp.251-275.
- 阿部彩（2006）「貧困の現状とその要因：1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』東京大学出版会，pp.111-137.
- 阿部彩（2007）「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』43（1），pp.27-40.
- 阿部彩（2008）『子どもの貧困－日本の不公平を考える』岩波書店.
- 阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義（2008）『生活保護の経済分析』東京大学出版会，pp.21-51.
- 阿部彩（2009）「誰が路上に残ったか－自立支援センターからの再路上者とセンター回避者の分析」『季刊社会保障研究』45（2），pp.134-144.
- 阿部彩（2010）「低所得世帯と被保護世帯の生活実態－消費パターンとウェル・ビーイング－」『季刊社会保障研究』46（2），pp.86-100.
- 阿部彩（2011）「子ども期の貧困が成人後の生活困難（デプリベーション）に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』46（4），pp.354-367.
- 阿部彩 他（2011）『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究（研究代表者：阿部彩）平成23年度報告書』.
- 阿部彩 他（2012）『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究（研究代表者：阿部彩）平成24年度報告書』.
- 阿部彩（2014）「日本における剥奪指標の構築に向けて：相対的貧困率を補完する指標の検討」『季刊社会保障研究』46（2），pp.360-371.
- 石井加代子・山田篤裕（2007）「貧困の動態分析－KHPSに基づく3年間の動態およびその国際比較」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズムⅢ』慶應義塾大学出版会，pp.101-129.
- 稲垣誠一（2013）「高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し－結婚・離婚行動変化の影響評価－」『季刊社会保障研究』48（4），pp.396-409.
- 稲田七海・水内俊雄（2009）「ホームレス問題と公的セクターおよび民間・NPOセクターの課題－「もう一つの全国ホームレス調査を手がかりに－」『季刊社会保障研究』45（2），pp.145-160.
- 岩田正美（1995）『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房.
- 岩田正美（1999）「女性と生活水準変動－貧困のダイナミクス研究－」樋口美雄・岩田正美編著『パネルデータからみた現代女性－結婚・出産・就業・消費・貯蓄』東洋経済新報社.
- 岩田正美（2000）『ホームレス／現代社会／福祉国家』ミネルヴァ書房.
- 岩田正美（2007）『現代の貧困－ワーキングプア／ホームレス／生活保護』筑摩書房.
- 岩田正美（代表）（2011）『「流動社会」における生活最低限の理論的・実証的研究』科学研究費補助金・課題番号20330125：2008～2010年度科研報告書.
- 岩田正美（1995）「社会福祉における政策と『問題』量・分布の測定－全国消費実態調査のデータ分析（2）』『人文学報』No.261,1995.3，pp.23-86. 東京都立大学人文学部.
- 岩田正美・濱本知寿香（2004）「デフレ不況下の『貧困経験』」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社.
- 岩田正美・八田達文・後藤玲子（2004）「対談 福祉政策の再編に向けて－就労政策と住宅保障再考－」『季刊社会保障研究』39（4），pp.371-382.
- 岩永理恵（2011）『生活保護は最低生活をどう構想したか：保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房.
- 岩永理恵・岩田正美（2012）「MIS法を用いた日本の最低生活費試算——他の手法による試算および生活保護基準との比較」『社会政策』Vol.4（1），pp.61-70.
- 岩永理恵・四方理人（2013）「住宅支援を利用する

- 生活保護受給者からみる無料定額宿泊所問題の検討」『社会政策』Vol.5 (2), pp.101-113.
- 卯月由佳 (2012)「ミニマム・インカム・スタンダードの日英比較——MIS法による最低生活費とその含意」『社会政策』Vol.4 (1), pp.85-96.
- 埋橋孝文・所道彦・田宮遊子 (2004)「補論 生活保護制度見直しの論点と視点」『季刊社会保障研究』39 (4), pp.383-388.
- 江口英一 (1979)『現代の低所得層 (上, 中, 下)』未来社.
- 江口英一・川上昌子 (1974)「大都市における低所得・不安定階層の量と形態とその今後について」『季刊社会保障研究』9 (4), pp.18-32.
- 大石亜希子 (2007)「子どもの貧困の動向とその帰結」『季刊社会保障研究』43 (1), pp.54-64.
- 大内兵衛 (1966)「最低限度の生活」ということ」『季刊社会保障研究』2 (1), p.1.
- 小川浩 (2000)「貧困世帯の現状-日英比較-」『経済研究』Vol.51, No.3, Jul.2000, pp.220-231.
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2008)「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』44 (3), pp.278-290.
- 小野哲郎・白沢久一・湯浅晃三 (1997)『現代の貧困と公的扶助行政』ミネルヴァ書房.
- 大阪弁護士会編 (2010)『貧困を生まないセーフティネット』明石書店.
- 籠山京 (1953)『貧困と人間』河出書房.
- 門倉貴史・賃金クラスシス取材班 (2008)『貧困大国ニッポン-2割の日本人が年収200万円以下』宝島社.
- 金井郁・四方理人 (2013)「生活保護受給者への就労支援の分析」『社会政策』Vol.5 (2), pp.87-100.
- 金澤誠一監修・京都総評 (2006)「格差社会への挑戦『構造改革』のもとでの『生活崩壊』と最低生計費試算」報告書.
- 菊地英明 (2010)「消費の社会的強制と最低生活水準」『季刊社会保障研究』46 (2), pp.101-110.
- 厚生労働省 (2009)『相対的貧困率について』平成21年10月20日公表.
- 厚生労働省 (2011)『平成22年国民生活基礎調査の概況』平成23年7月21日公表.
- 小島克久 (2014)「OECDの国際比較データの特徴と所得格差比較研究の意義」西村周三・京極高宣・金子能宏編著『社会保障の国際比較研究: 制度再考にむけた学際的・政策科学的アプローチ』ミネルヴァ書房, pp.253-275.
- 後藤道夫 (2008)「貧困急増の実態とその背景-いくつかの統計資料-」『貧困研究』Vol.1, pp.120-127.
- 子どもの貧困白書編集委員会編 (2009)『子どもの貧困白書』明石書店.
- 小沼正 (1967)「わが国戦後における最低生活費研究の系譜」『季刊社会保障研究』3 (1), pp.13-25.
- 小沼正 (1968)「生活保護の問題点-最近の關係論文をめぐって-」『季刊社会保障研究』4 (2), pp.34-50.
- 駒村康平 (2005)「生活保護改革・障害者の所得保障」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障制度改革』東京大学出版会, pp.173-202.
- 駒村康平 (2009)『大貧困社会』角川SSCコミュニケーションズ.
- 佐藤吉男 (1968)「財政的側面からみた生活保護基準引上げの諸問題」『季刊社会保障研究』4 (1), pp.21-26.
- 重川純子・山田篤裕 (2012)「日本におけるMIS法の適用とその結果」『社会政策』Vol.4 (1), pp.71-84.
- 清水浩一 (1996)「生活保護法の硬直化とその本質的原因-選別と差別の構造に関連させて」『季刊社会保障研究』32 (3), pp.319-328.
- 志水宏吉編 (2009)『「力のある学校」の探究』大阪大学出版会.
- 庄司洋子・杉村宏・藤村正之 (1997)『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣.
- 庄谷玲子 (1996)『現代の貧困の諸相と公的扶助』啓文社.
- 鈴木亘 (2009)「脱路上生活者の就労継続期間の分析」『季刊社会保障研究』45 (2), pp.161-168.
- 杉村宏 (1997)「わが国における低所得・貧困問題」庄司洋子, 杉村宏, 藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣, pp.67-83.
- 副田義也 (1995)『生活保護制度の社会史』東京大学出版会.
- 曾原利満 (1980)「生活保護基準の格差縮小方式について」『季刊社会保障研究』15 (3), pp.30-49.
- 曾原利満 (1985)「低所得世帯と生活保護」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会, pp.183-200.
- 高山憲之 (1981)「貧困計測の現段階」『経済研究』Vol.32, No.4, pp.311-331.
- 橘木俊詔 (1998)『日本の経済格差』岩波書店.
- 橘木俊詔 (2004)「わが国の低所得者支援策の問題点と制度改革」『季刊社会保障研究』39 (4), pp.415-423.
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006)『日本の貧困研究』, 東京大学出版会.
- 田中聡一郎 (2013)「中学生の学習・生活実態と教育支援」『社会政策』Vol.5 (2), pp.114-126.
- 中鉢正美 (1967)「現代の最低生活水準」『季刊社会保障研究』3 (3), pp.21-36.
- 内閣府男女共同参画会議・監視影響調査専門調査会・生活困難を抱える男女について検討委員会 (2009) 検討委員会参考資料 (2009.7.31).
- 中川清 (2004)「貧困の性格変化と社会生活の困難

- さー「社会生活に関する調査」の意義－』『季刊社会保障研究』39(4), pp.354-370.
- 長谷川裕(2014)『格差社会における家族の生活・子育て・教育と新たな困難』旬報社.
- 濱本知寿香(2005)「収入からみた貧困の分析とダイナミックス」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除－福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房, pp.71-94.
- 原田謙・杉澤秀博・小林江里香・Jersey Liang(2001)「高齢者の所得変動に関連する要因－横断調査による貧困のダイナミックス研究」『社会学評論』Vol.52, No.3.2, p.382-396.
- 久富善之編著(1993)『豊かさの底辺に生きる－学校システムと弱者の再生産』青木書店.
- 平岡公一編(2001)『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会.
- 星野信也(1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉－全国消費実態調査のデータ分析(1)」『人文学報』No.261, 1995.3.23-86. 東京都立大学人文学部.
- 星野信也・岩田正美ほか(1994)『福祉国家における所得再分配効果に関する研究－福祉国家中流階層化の検証』(科研費研究成果報告書) in 埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較－日本モデルの位置づけと展望』日本評論社.
- 松原治郎(1980)「貧困研究の必要」『季刊社会保障研究』16(2), p.1.
- 松本伊智朗編(2010)『子ども虐待と貧困：「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店.
- 道中隆・田中聡一郎・四方理人・駒村康平(2009)「自立支援センター利用ホームレスの就業・退所行動」『季刊社会保障研究』45(2), pp.121-133.
- 山田篤裕(2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」『家族・世帯の変容と生活保障機能』国立社会保障・人口問題研究所編, 東京大学出版会.
- 山田篤裕・四方理人(2010)「主観的最低生活費の測定」, 社会政策学会2010年度秋季大会テーマ別分科会セーフティネットの実証分析(報告1).
- 山野良一(2008)『子どもの最貧国・日本』光文社.
- 湯浅誠(2008)『反貧困－「すべり台社会」からの脱出』岩波書店.
- 吉田久一(1995)『日本の貧困』勁草書房.
- 労働科学研究所(1960)労働科学集成2『日本の生活水準』労働科学研究所.
- 和田有美子・木村光彦(1998)「戦後日本の貧困－低消費世帯の計測－」『季刊社会保障研究』34(1), pp.90-102.
- Abe, Aya(2010) "The Myth of Egalitarian Society : Poverty and Social Exclusion in Japan." Saunders, Peter and Sainsbury, Roy (eds.) *Social Security, Poverty and Social Exclusion in Rich and Poor Countries*, pp.175-199, Mortsel : Intersentia Publishing.
- Gordon D. et al. (2000) *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Joseph Rowntree Foundation.
- Mack, J. & Lansley, S. (1985) *Poor Britain*, Allen and Unwin.
- OECD (2005) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s," OECD Social Employment and Migration Working Papers 22, DELSA/ELSA/WD/SEM (2005) 1.
- OECD (2008) *Growing Unequal?* OECD Publishing.
- OECD (2011) *Divided We Stand*, OECD Publishing.
- Oshio, T., Sano, S. & Kobayashi, M. (2010) "Child Poverty as a Determinant of Life Outcomes: Evidence from Nationwide Surveys in Japan." *Social Indicators Research* 99, pp.81-99.
- Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.

(あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所)

児童福祉 ——ウェルフェアからウェルビーイングへ——

大 石 亜希子

はじめに

日本の社会保障において、児童福祉は小さな存在である。国立社会保障・人口問題研究所の「社会保障費用統計」によると、2011年度における児童・家族関係給付費は5.7兆円で、社会保障給付費全体の5.3%、国内総生産（GDP）比で1.2%を占めるに過ぎない。年金や医療などの政策分野と比較すればはるかに小さい財政規模である。しかし、児童福祉分野では1997年の児童福祉法改正以降、重要な展開が相次いでおり、とくに過去10年間の政策の動きは大きい。たとえば昨年(2013年)には子どもの貧困対策法が制定され、教育面を含めて「貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」ことが明記された。保育や地域における子育て支援の面では「子ども・子育て支援新制度」が2015年度から施行される予定である。

海外に目を転じると、子どものウェルビーイングの向上は先進諸国に共通した重要な政策課題となっている（OECD 2005）。この背景には1990年代以降、子ども期の生育環境や社会経済的属性がその後の成長や学力達成、そして成人期にまで影響するという研究が多数蓄積されたことがある（Haveman and Wolfe 1995; Duncan and Brooks-Gunn 1997）。子育て支援に関しても、ひとり親を含む多様な親たちが就労を通じて経済基盤を確立できることが子どものウェルビーイングに寄与するという共通認識が各国にはある。さらに、保育はそうした親の就労を支えるシステムのひとつと

してだけでなく、質の高い早期教育とケア（Early Childhood Education and Care）が子どもの成長・発達を促し、成人期のウェルビーイングを高めるという理由からも重視されている（OECD 2001）。

一方、日本では「1.57ショック」（1989年の合計特殊出生率）以降、少子化対策に軸足を置いた児童・家庭福祉政策が展開されてきた。そこで重視されたのは仕事と家庭の両立支援であり、育児休業制度の拡充と、保育サービスの供給増であった。子どものウェルビーイングが注目されるようになったのは、子どもの貧困が「再発見」された2008年のことである（阿部 2014）。また、保育の量的拡充だけでなく、質の改善にも財源が割り当てられるようになったのは、税と社会保障の一体改革において消費税率引き上げが決定してからであった。

こうした状況を反映して、児童・家庭福祉分野における実証研究も、最近までは育児休業制度や保育サービス供給をテーマとするものが多数を占めていた。それ以外の児童福祉——児童手当、ひとり親家庭福祉、母子保健、社会的養護、障害児など——についての実証研究が大規模データを用いて進められるようになったのは、ここ十数年のことである。日本の児童福祉研究が新たな局面に入りつつある今、これまでの研究成果とその到達点を示し、児童福祉分野における今後の政策研究の方向性を展望することは意義を持つであろう。

そこで本稿では、子どものウェルビーイングという観点から、児童手当とひとり親世帯施策に関連する文献サーベイを行い、各施策の政策効果を検証する。育児休業制度と保育サービスに関して

は、野口（2009）による優れた文献サーベイがあるのでそちらを参照されたい。次節では戦後日本における児童福祉の展開を概観し、Ⅱ節では児童手当について、Ⅲ節ではひとり親世帯施策について文献サーベイを行う。Ⅳ節は結語である。

Ⅰ 戦後日本の児童福祉概観

1 児童福祉法の理念

戦後日本の児童福祉は、戦災孤児や引揚げ孤児、浮浪児などの緊急の養護・保護を必要とする児童への対策に始まった。¹⁾ 戦争によって通常の学校教育が妨げられただけでなく、栄養失調や伝染病のように生命に直結する保健衛生上の問題も、当時広く児童一般に観察された。²⁾ それにもかかわらず、わずか2年のうちに児童福祉の理念が要保護児童を対象とする「ウェルフェア (welfare)」から全ての児童を対象とする「ウェルビーイング (well-being)」の追求へと転換を遂げたことは特筆に値する。1947年12月に制定された「児童福祉法」では、基本理念としてすべての児童の健全な育成が掲げられ、その実現に関して保護者だけでなく国および地方公共団体も責任を負うことが明記された。当時、社会的養育責任を法律に明記した国は稀であり、「今日に至るもなお誇るべき高邁な理念」（網野 1998）と評価されている。児童福祉法とともに福祉三法と呼ばれる旧生活保護法（1946年）、身体障害者福祉法（1949年）が制定されたのもこの時期である。

2 児童福祉六法の制定と児童手当の創設（1960年代）

『季刊社会保障研究』の刊行が始まった1960年代に入ると、児童扶養手当法（1961年）、特別児童扶養手当法（1964年）、母子及び寡婦福祉法（旧母子福祉法、1964年）、母子保健法（1965年）、児童手当法（1971年）から成る、いわゆる児童福祉六法が制定され、児童福祉の基盤整備が進んだ。1963年に刊行された「児童福祉白書」（旧厚生省）には、「児童は危機的段階にある」という記述がある。³⁾ 実質年率9.7%という高度経済成長を遂

げていたこの時期には、都市化と核家族化にベビーブームが相まって、保育所不足や鍵っ子問題が顕在化していた。母子福祉に関しては、1959年に国民年金法が制定されたのに伴い、死別母子世帯には母子年金、母子福祉年金が支給されるようになっていた。しかし、離婚などによる生別母子世帯には給付がなかったため、1961年に児童扶養手当が創設されたのである。

このように、「すべての児童」を対象にするという児童福祉法の理念が打ち出された後も、現実の児童福祉行政は養護、保育、障害など個別の福祉ニーズへの対応に追われ続けた（網野 1998）。母子福祉などの貧困児童対策も、救済的措置すなわちウェルフェアとしての対応にとどまっていた（三浦 1970）。1972年から支給が開始された児童手当にしても、その時点では義務教育修了前の第3子以降の児童を対象に、一人につき月額3000円を支給するという、多子世帯への救済的色彩の強いものであった。⁴⁾

3 石油危機と行政改革の時代（1970～80年代）

1972年に登場した田中内閣は、翌（1973）年を「福祉元年」と位置づけ、老人医療費無料化、健康保険家族給付の引き上げ、5万円年金の実現、厚生年金・国民年金の物価スライド制導入など大規模な福祉充実を図った。ところが1973年秋の石油危機により、高度成長は終幕を迎える。児童手当の給付額は1974年に月額4000円、1975年には5000円へと引き上げられたものの、二桁インフレの中でその実質価値は低下し続けた。一方、保育所は1970年代を通じて拡充が続き、1970年末に1万4101施設であったものが1978年には2万施設を超えた。とはいえ、1970年代を通じて高齢者関係給付費が物価上昇率を大幅に上回って増加する中で、児童・家族関係給付費の伸びは抑制され、社会保障給付費に占めるシェアは1975年に5.6%であったものが1980年には4.5%へと1ポイント以上低下した（図1）。この時期、出生率は低下しても全人口に占める子どもの割合は横這いで推移していたことは、児童・家族関係給付費のシェア低下が少子化ではなく、子どもに対する支出抑制に

よってもたらされたことを示している。

第二次石油危機後の1982年には大幅な歳入不足から政府が「財政非常事態」を宣言するに至り、第二次臨時行政調査会（1981～83年）のもとで行政改革が進められることとなる。⁵⁾ 児童手当の所得限度額は引き下げられ、保育所施設数は1984年の2万2904施設をピークに減少に転じ、母子世帯に支給される児童扶養手当は、1985年改正で所得に応じた二段階の給付となった。社会保障給付費に占める児童・家族関係給付費のシェアは1980年代の間にさらに1ポイント低下し、1990年には3.4%となっている。GDP（国内総生産）比にすると0.35%であり、統計で比較可能な1975年以来の最低水準となった。

4 1.57ショックと児童福祉法改正(1990年代)

1989年に国際連合が「児童の権利に関する条約」を採択したこと（日本の批准は1994年）、および同年の合計特殊出生率が過去最低を記録したこと

（「1.57ショック」）は、日本が「児童福祉」から、子どもを養育するすべての家庭を対象とする「子ども家庭福祉」へと踏み出す契機となった。この動きは1997年の児童福祉法改正に結実する。1998年の『季刊社会保障研究』（Vol.34, No.1）は特集を組んで同法改正の意義を多方面から論じている（網野 1998; 柏女 1998）。

少子化対策は、1994年に策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」および「緊急保育対策等5か年事業」からスタートした。児童・家族関係給付費のGDP比は、1990年を底として2000年には0.54%まで上昇している。一方、社会保障給付費に占めるシェアは、1990年代を通じて3%台前半で推移している。つまり、児童・家族関係給付費の伸びは社会保障給付費全体の伸びと同程度までは回復したということになる。

1990年代の少子化対策の軸は、保育サービスと育児休業制度の拡充による両立支援であった

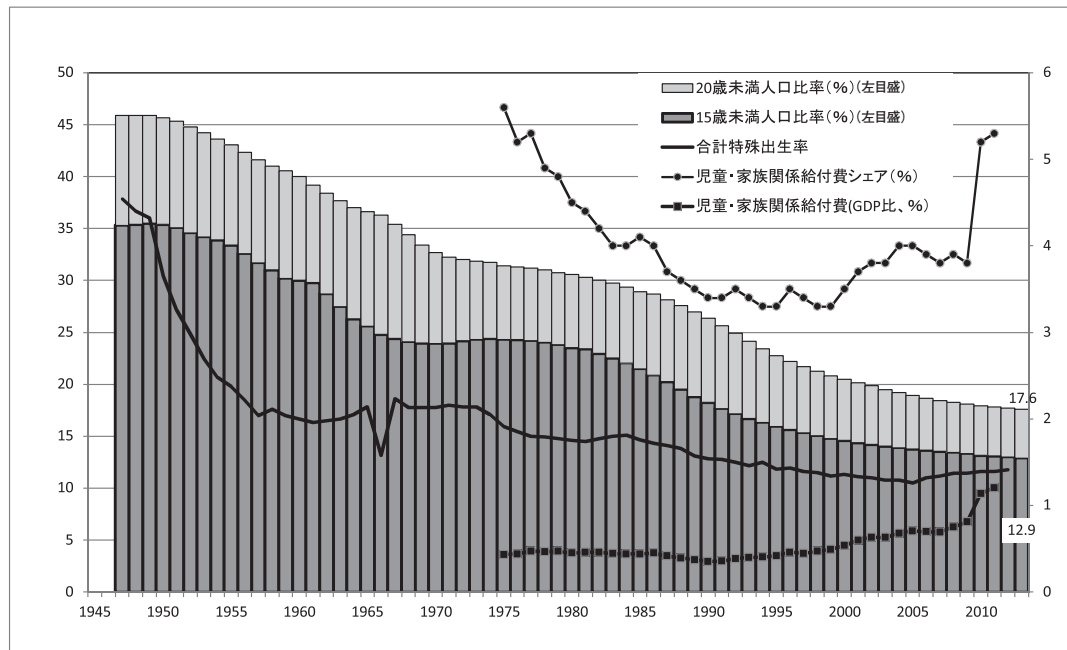


図1 総人口に占める子どもの比率と出生率、児童・家族関係給付費の規模

資料) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」、厚生労働省「人口動態統計」、総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」より筆者作成。

(大石・守泉 2011)。児童手当は1991年改正で第1子から支給となり、手当額も倍増したものの、対象年齢は3歳未満に引き下げられたので支給総額はほとんど変化していない。そうしたなかで、公費負担を伴わない育児休業制度は積極的に整備され、1995年には雇用保険の被保険者を対象に育児休業給付金も創設された。

エンゼルプランのスタート後も出生率の低下が続いたため、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（1999年策定）では、在宅児を含めた子育て支援の拡充に加えて、働き方の見直しと「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割の見直しが提唱されるようになった。これは2007年の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」につながる。

5 次世代法, 子どもの貧困の再発見(2000年～)

2000年代に入ると、従来の晩婚化に加えて夫婦出生力の低下が生じていることが判明し、少子化対策のあり方を見直す契機となった。まず、2003年には少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法（次世代法）が制定された。次世代法に基づく行動計画では、常時雇用者が300人を超える企業に対し、両立支援に向けた一般事業主行動計画策定が義務付けられ、官民連携によるワーク・ライフ・バランス推進と子育て支援に向けた一歩となった。

一方、児童手当の支給対象年齢と所得制限は2000年度以降、相次いで引き上げられ、2006年度には小学校修了前の児童がいる世帯のうち、9割以上に児童手当が支給されるようになった。2010年には民主党政権のもとで「子ども手当」が創設され、義務教育修了前までの全児童を対象に月額1万3000円が支給されるようになった。自民党の政権復帰に伴い子ども手当は廃止されたが、児童手当として月額1万円（3歳未満児と小学校修了前の第3子は1万5000円）が中学校修了前までの児童に所得制限付きで支給されている。⁶⁾

これらの給付拡大を反映して、児童・家族関係給付費が社会保障給付費に占めるシェアは2000年

以降、ようやく上昇に転じる。児童・家族関係給付費のGDP比が初めて1%台に達したのは2010年のことである。おりしもその前年、2009年11月には厚生労働省が初めて相対的貧困率を公表し、貧困問題への関心が高まっていた。2011年に公表されたデータでは、子どものいる現役世帯の相対的貧困率は15.7%（2009年）と国際的に見ても高いことが明らかになっている。

戦後児童福祉の経緯を振り返ると、個別の問題を抱える児童への「ウェルフェア」から全ての子どもを対象とする「ウェルビーイング」へ、そして「児童福祉」から「子ども家庭福祉」へという児童福祉法の理念が、2000年代に入ってようやく施策として具体化される時期を迎えたことが分かる。次節以降では、児童手当とひとり親世帯施策についての検討を行う。

II 児童手当

1 児童手当と扶養控除

「小さく生んで大きく育てる」を標語に創設された児童手当が、誕生直後から繰り返し挫折を経験したことは前節で述べた通りである。⁷⁾ 2000年代に入るまで児童手当の支給額が抑制的に推移してきたこともあり、制度としての存在意義については法学分野の研究者を中心に多くの議論が行われてきた（福田 1998; 島崎 2005）。

最も大きな論点は、税制における子どもの扶養控除との関係である。理論的には、所得制限つきで定額で給付される児童手当は低所得層に手厚い半面、扶養控除は課税最低限以下の低所得世帯には何ら便益をもたらさず、しかも累進税のもとでは高所得層ほど減税額が大きくなる。子育て世帯における所得格差の縮小や貧困の改善を図るのであれば、扶養控除よりも児童手当の拡充のほうが政策手段としては望ましいことになる。

この点について都村（1977）は早くも1970年代に子どもの扶養控除（18歳以上学生を含む）を廃止して児童手当に統合した場合の所得再分配効果のシミュレーションを行っている。当時は個票データの利用が不可能であったため、旧総理府「家

計調査年報」(1975年)の世帯主の年間収入階級別の児童数と学生数の分布を用い、所得階級別の子ども数と平均税率から扶養控除による便益を計算するという手法をとっている。その結果、子どもの扶養控除の総額は1975年当時の児童手当支給総額の9.8倍、GDP比で0.93%に及ぶとしている。シミュレーションでは、これを全て児童手当の財源に振り替えた場合、課税最低限以下の世帯や低所得世帯の可処分所得は顕著に改善することが示されている。

これに続いて阿部(2003)は、厚生労働省「所得再分配調査」(1996年)の個票を用いて児童手当と年少扶養控除のどちらがより大きな所得格差縮小効果を持つかを検討している。その結果、児童扶養手当は有子世帯内の所得格差をわずかながら縮小させているものの、有子世帯と無子世帯との間の所得格差を縮小させる効果はほとんどなく、むしろ扶養控除の所得格差縮小効果のほうが大きいことを明らかにしている。この研究では、児童手当が子どものいる世帯間の所得格差に及ぼす影響は限定的であるが、このような結果になった理由としては、当時の児童手当の支給対象が狭く(3歳未満)、手当額も低かった(第1子、第2子は月額5000円、第3子以降1万円)という事情が考えられる。

土居(2010)は、民主党政権の「子ども手当」導入と年少扶養控除廃止が家計に及ぼす影響を慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点「日本家計パネル調査(JHPS)」を用いて分析している。なお、使用データはJHPSの第1回調査(2009年1月)であり、子ども手当導入前の時点のものである。また、都村(1977)や阿部(2003)が使用した世帯ベースの調査とは異なり、JHPSは個人が対象の調査である。主な結果としては、第1に、16歳未満の年少扶養控除廃止の影響は中高所得層に、特定扶養親族控除(16～22歳)廃止の影響は高所得層に大きく表れる。最高所得層は扶養控除の適用対象者数がそもそも少ないために廃止の影響が小さい。第2に、子ども手当導入の便益は、広く中低所得層に及ぶ。第3に、子ども手当導入と扶養控除廃止が世帯の可処分所得に及ぼす影響

は、最高所得層を除き全てプラスであるが、低所得層ほど純増額が大きく、この施策が所得格差縮小効果を持つことを示している。

2 児童手当は少子化対策になるか

児童手当をめぐるもう一つ重要な論点は、出生率を引き上げる効果を持つのかどうかという点である。児童手当に限らず現金給付にはバラマキという批判が付きまとう。児童手当はとくに政策目標があいまいなだけに、給付が引き上げられる際には、少子化対策としての効果を問われることが多い。

児童手当は、子育てに対する経済的支援の代理変数として、しばしば理論モデルに登場する。理論モデルによる研究では、児童手当が少子化対策として有効かどうか、すなわち出生率引き上げ効果を持つかどうかという観点から検討されることが多い。小塩(2004)は、子どもの持つ外部経済効果が内部化されない場合、賦課方式の公的年金制度のもとでは社会的に最適な子ども数と私的に最適な子ども数との間にギャップが生じることを示し、このギャップを解消するには子育てへの経済的支援(児童手当)が望ましいという結論を得ている。上村・神野(2008)は、世代重複モデルによるシミュレーションを用いて、公的年金の削減と児童手当の拡充は、子ども数を増やす効果をもつものの、短期的には在宅で育児する女性が増えることで、家計の労働供給は抑制されるとしている。山重(2013)は、Apps and Rees(2004)を拡張したモデルで子育て支援策の効果を検討し、児童手当の増加が子ども数を増加させる一方で女性の労働供給を減少させること、児童手当を減額した財源を育児財の価格引き下げ(保育サービス利用の増加を促す)に用いると子ども数の増加と女性労働供給の増加がもたらされることを示している。

一方、児童手当が出生率に及ぼす影響に関しての実証研究は少ない。これまでの研究成果は、都道府県データを用いたものと(原田・高山 1993; 高山ほか 2000)、ヴィネット調査という仮想的質問への回答を用いたもの(織田 1994; 塚原 1995)

など、いずれも大規模なマイクロデータを用いたものではなく、時期も1990年代に集中している。

3 課題と展望

児童手当と扶養控除の関係をはじめとして、児童手当の貧困削減効果や所得格差縮小効果についての実証研究は比較的少ない。しかし、子どもの貧困対策法が成立し、2010年以降のデータが次々と利用可能となっている現在、子ども手当や新児童手当がどのような再分配効果をもたらしているかを検証することは重要である。

これと関連して近年では、税と社会保障の一体改革として、扶養控除を給付付き税額控除に置き換える税制改革のマイクロ・シミュレーションが蓄積されつつある（田近・古谷 2003; 田近・八塩 2008; 東京財団 2008; 高山・白石・川島 2009）。これらの研究は直接的に児童手当を取り上げているわけではないが、子育て世帯への再分配施策の一つとして、給付付き税額控除を検討する重要性は今後さらに増すものとみられる。

子育て世帯への給付のあり方に関しては、Chiappori (1988; 1992), Browning et al. (1994) にみられるようなコレクティブ・モデルによる分析も考えられる。これまで、経済学では夫婦が一つの効用関数をもつというユニタリー・モデルが仮定されてきた。ユニタリー・モデルでは所得の源泉（誰の収入か）は各人の労働供給と消費に影響しないと考えている。一方、コレクティブ・モデルでは夫婦はそれぞれ異なる効用関数を持ち、夫婦の交渉力（非勤労所得など）の違いが各人の労働供給と消費に影響する。たとえばイギリスの研究では、主たる稼得者（父親）への扶養控除を廃止して育児をしている者（母親）に同額の児童手当を支給するようにしたところ、母親と子どもの被服費が増加したという結果を得ている（Lundberg et al. 1997）。日本の児童手当は主たる生計維持者（多くの場合は父親）を受給資格者としているが、こうしたジェンダー・バイアスの問題はかねてから北（2010）が指摘しているところである。父親から母親へと給付方式を変えるこ

表1 児童手当についての実証研究サーベイ

児童手当と扶養控除	使用データ	サンプル	分析内容	主な結果
都村（1977）	旧総理府「家計調査年報」（1975年）		年間収入階級別の子ども数と適用される平均税率をもとに扶養控除額を推計。児童手当に全額を振り替えた場合などを含め18種類のシミュレーションを行う。	扶養控除の規模は児童手当支給総額の9.8倍、GDP比で0.93%。全額を児童手当に振り替えた場合、課税最低限以下の世帯や低所得世帯に大きな便益を与える。
阿部（2003）	厚生労働省「所得再分配調査」（1996年）個票	高齢者のみの世帯を除く6,659世帯	児童手当と年少扶養控除それぞれの所得格差縮小効果をMLD（平均対数偏差）で計測。児童手当の2000年改正、および扶養控除を廃止し、児童手当に振り替えた場合の所得格差縮小効果をマイクロ・シミュレーション。	児童手当の所得格差縮小効果は限定的。年少扶養控除を廃止して児童手当に振り替えた場合、有子世帯間の所得格差は若干縮小する。
土居（2010）	慶應義塾大学「日本家計パネル調査（JHPS）」第1回（2009年）	満20歳以上の男女4,021人のうち同居就業者の収入について記入もれのない3,360人	子ども手当導入と扶養控除廃止の影響（住民税含む）をマイクロ・シミュレーションで等価世帯所得10分位別に把握。	子ども手当の導入で低所得層の可処分所得は純増、扶養控除の廃止の影響は中高所得層に多く帰着する。
児童手当と出生率（子ども数）				
原田・高田（1992）	都道府県別クロスセクション（1985年）		重回帰分析の結果を用いて、1992年の児童手当引き上げが出生率に及ぼす効果を推計。	児童手当の5000円の増額は合計特殊出生率を1.54から1.55へ引き上げる。
織田（1994）	社会保障研究所「出生と育児に関する意識調査」（ヴィネット調査）（1993年）	東京都在住の18歳から40歳までの女性538人。	仮想質問への回答から、児童手当、乳児保育、育児休業など育児支援策の出生率に及ぼす影響をロジット回帰で分析。	児童手当が手厚いと「子どもは1人もいらない」という決断を覆す確率が高くなる。
塚原（1995）	社会保障研究所「出生と育児に関する意識調査」（ヴィネット調査）（1993年）	東京都在住の18歳から40歳までの女性538人。	仮想質問への回答から、児童手当、乳児保育、育児休業など育児支援策の出生率に及ぼす影響をロジット回帰で分析。（児童手当の所得制限はないものと仮定）	児童手当は出生率を1.7～2.1%程度引き上げるが、効果は限定的。
高山ほか（2000）	都道府県別ブルド・クロスセクションデータ（1985～1994年）		都道府県別合計特殊出生率を賃金、保育アクセス、児童手当、税・社会保険料負担などの変数に回帰。	児童手当支給の係数は負に有意（児童手当拡充が出生率を引き下げる）。
児童手当の水準				
竹沢（2006）	総務省「家計調査」（2000年）		エンゲル等価尺度で子どもの養育費を推計し、必要となる児童手当の財源を試算。	養育費の半分以上を児童手当にすると0歳児で月額1万円、1～5歳で2万円強、6～11歳で3万円強となる。

とで子どもの経済厚生を高める可能性があるのかどうかは、海外との比較を含めて興味深いテーマとなろう。

児童手当の2000年以降の拡充が、2005年を底として回復した出生率に影響したかどうか、政策的に重要なトピックである。田中・河野（2009）は、10万円弱の出産手当一時金でも出生率引き上げ効果を持つと報告している。そうであれば、大幅に拡充される前の児童手当であっても、少子化対策として有効であった可能性はある。⁸⁾

Ⅲ ひとり親世帯施策

1 ひとり親世帯の実態

日本のひとり親世帯（うち85%が母子世帯）の就業率は86%とOECD諸国中5番目に高いにもかかわらず、その貧困率は54.3%で最も高い（OECD 2011）。厚生労働省「全国母子世帯等調査」（2011年）では母子世帯数は124万世帯、父子世帯は22万世帯に達していると推計されており、これは児童のいる世帯の1割以上に相当する。⁹⁾ 子どものウェルビーイングの観点からみて、ひとり親世帯の貧困は大きな問題である。

ひとり親世帯を対象とする包括的な調査としては厚生労働省「全国母子世帯等実態調査」がある。しかしこの調査はひとり親世帯のみが調査対象であるため、二親世帯との比較ができない。このため、研究者らは各種統計データを駆使して母子世帯の貧困の実態を把握しようとしてきた（城戸 1985; 室住 1988）。とくに、家計研究のアプローチで母子世帯の収入と消費支出の内容を分析する研究からは、住居費・食費・教育費などの「固定支出」（室住 1988）のシェアが大きく、子どもの成長とともにそれらの負担が増し、経済的困難に陥っていく実態が明らかにされている（濱本 1997; 室住 2006）。

2000年代以降は、パネルデータの利用可能性が広がり、母子世帯が貧困に陥るダイナミズムについてより多くの知見が蓄積されるようになった。たとえば濱本（2005）は、家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」を使用して、母子世

帯になる前後で貧困リスクが大幅に上昇していること、また母子世帯になるのを契機に貧困に陥った世帯の7割が、従来の半分以上の生活水準になっていること、パートタイム就労を継続しても母子世帯が貧困から脱出することは困難なことを明らかにしている。同調査を用いて離婚前後の女性の生活変化を分析した村上（2009）は、離婚後の生活苦を避けるうえで、親という資源の利用可能性（親と同居できるかどうか）が重要であると指摘している。

2 母子世帯の母親の就労支援

政府は2002年に母子福祉施策の改革に着手し、母子世帯の母の就労を通じた経済的自立を重視する方針を明確に打ち出した。この背景には、ひとり親世帯の増加に伴う児童扶養手当支給額の増加、英米における就労重視の福祉改革の影響がある（阿部・大石 2005）。同年の母子及び寡婦福祉法・児童扶養手当法の一部改正では、児童扶養手当の所得限度額が引き下げられるとともに、所得に応じて給付額を段階的に減額する措置が導入された。2003年には「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が2008年までの時限立法として公布され、母子家庭自立支援給付金事業として、自立支援教育訓練給付金事業と高等技能訓練促進費等事業がスタートした。2012年には新たに「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が公布されている。

このように政府は就労支援に力を入れているものの、英米とは異なり、日本の母子世帯の母親の就業率はもともと国際的に見ても顕著に高い。そうした中で、就業支援のあり方についての示唆を与える実証研究が蓄積されつつある。¹⁰⁾

母子世帯が低収入である理由の一つに、母子世帯の母親の非正規就業比率の高さ（2011年で47.4%がパート・アルバイト）がある。二親世帯の母親と比較すれば母子世帯の母親の正社員比率は高いものの、パートタイムやアルバイトの収入では親子の生活を維持することは難しい。母子世帯の経済的自立を促進するうえで、母親が正規就業に就くための条件を探ることは重要である。

高田 (2010) は労働政策研究・研修機構 (JILPT) が2007年に実施した調査の個票を用いて、母子世帯になる前の就業状態別に、母子世帯の母親の就業選択を分析している。正規就業確率にマイナスの影響を与える要因としては、子どもが6歳未満であることや本人の年齢の高さがあり、一方、ヘルパー資格は正規就業確率を高めるとしている。周 (2012c) は、正社員として働いていない母子世帯の母親の多くが、正社員として働くことを希望していないという点に着目し、その背景を分析している。結果として、親の育児サポートが得られない (親と同居していない) ことや、本人の年齢が高いこと、非勤労収入が多いことが、正社員希望を持たない方向に影響を与えている。しかし他方で、看護師などの専門資格の保有者が正社員としての就業を希望する場合には、希望が実現しやすいとも指摘している。¹¹⁾ さらに周 (2013) では、パソコンスキルの保持が母子世帯の母親の賃金を引き上げる効果をもつかについて分析しており、内生性をコントロールすると賃金上昇効果は観察されないという結果を得ている。

3 児童扶養手当は母親の就業を抑制するか

児童扶養手当はひとり親世帯に対する社会保障給付の中心をなすものである。2010年からは父子世帯も支給対象となり、2012年度末で108.3万人が受給している (うち6.5万人が父子世帯の父親)。¹²⁾ 2002年に児童扶養手当は、従来の2段階制から収入に応じて給付額が逓減する仕組みに変更された。この背景には、従来の仕組みのもとでは、全部支給を受けるために母親が就業調整をしているという批判があった。阿部・大石 (2005) は、2002年改正前の2段階制の時期を分析対象として、児童扶養手当が母親の就業に及ぼす影響を分析している。それによると、児童扶養手当の所得制限限度額が母親の就業状態や稼働収入に及ぼす影響は有意ではなく、就業調整の存在を支持する結果は得られていない。

一方、浜田 (2009) はJILPTの2007年調査を用いて、2002年改正後の児童扶養手当の制度が母親の就業を抑制する効果をもつかどうかを検討して

いる。仮に手当減額がなかったとした場合の労働時間と収入を推計し、手当が減額された場合との差がみられるかどうかを検討したところ、就業時間は2%、就業収入は年間4万円減少するという結果を得ている。また、児童扶養手当という非勤労所得が母親の就業時間に及ぼす所得効果は有意には観察されていない。

4 5年ルールは妥当か

児童扶養手当で最も注目される論点は、受給期間が5年を超える場合に手当の半分の支給停止にするという、一部支給停止措置 (いわゆる5年ルール) の存在である。これは2002年改正の際に設けられた措置で、2008年から適用される予定であったが、政令改正により実施は見送られ、現在は就業しているなど一定の条件を満たせば適用対象から除外されている。なお、3歳未満の子どもがいる間はこの5年の受給期間に算定されない。すなわち、子どもが8歳未満の間は適用対象にはならない。一部支給停止措置の背景には、児童扶養手当を離別直後の家計激変に対応するものと位置づけ、就労支援等の施策を講じれば一定期間内に母子世帯の経済的自立が達成されるはずだという発想がある。

しかし、実証研究はいずれも否定的な結論を導いている。まず、自治体データを用いた湯澤・藤原・石田 (2012) は、母子世帯の所得は低所得の状態 で 固 定 的 で あり、5年を経過しても上方の所得階層に移動するのは少数にとどまると指摘している。つぎに、JILPTデータを分析した周 (2012a) は、母子世帯になってからの年数と経済的自立度との間には有意な関係はみられなかったと報告している。同じデータを用いた大石 (2012a) も、母子世帯になってからの年数経過が貧困リスクの低下につながらないと指摘している。

5 課題と展望

諸外国と比較して、ひとり親世帯に関する日本での実証研究の歴史は浅い。ひとり親世帯の子どものウェルビーイングを多面的にとらえるには、収入などの経済面に限らず、健康や発達、親子の

関わりなど多くの情報を含むデータが必要となる。しかしながら、ひとり親世帯が増加しているとはいえ、全世帯に占める比率では低いので、既存の統計調査の個票では十分なサンプルサイズを確保できないことが多い。父子世帯の場合、この問題はさらに深刻である。実際、父子世帯の貧困と子育ての実態については、岩田（2009）、葛西（2009）などのように、自治体ベースの調査を併用した少数の研究があるのみである。

父子世帯と並んで、離別した父親の実態についても不明な点が多い（阿部・大石 2005; 大石 2012b）。世代間連鎖や階層性という点に着目すると、父親の所得が子どものアウトカムに及ぼす影響を把握したいところであるが、離別・死別などによって父親の情報が得られない場合、推計せざるを得ない。¹³⁾

父親の所得は、養育費の支払い能力を検討する際にも重要である。離別母子世帯のうち、養育費を受給しているのは19.7%（2011年）に過ぎず、母子世帯の貧困を生む要因のひとつとなっている。周（2012b）によると離別父親の所得は養育費支払いの決定要因にはなっておらず、比較的豊かな父親も養育費を支払っていない。下夷（2008）の詳細な研究で示されているように、多くの先進諸国では公的機関や第三者機関を通じて養育費を徴収しており、日本もそうした体制の整備を検討するべきであろう。

ひとり親世帯の実態については、収入や支出など経済面が重視されがちであるが、田宮・四方（2007）は生活時間に着目して母子世帯の生活実態を、国際比較を交えて明らかにしている。分析の結果、日本の母子世帯の母親は国際的に見ても

表2 母子世帯施策に関する実証研究サーベイ

母子世帯の母親の就労	使用データ	サンプル	分析内容	主な結果
高田（2010）	JILPT「母子家庭の母への就業支援に関する調査」2007年（母子家庭等自立・就業支援センターへの登録者が対象）	20歳未満の子供を育てている母子世帯の母親で、離婚後1年以上経過した688人	母子家庭になる直前に無業、非正規の者に分け、就業形態選択を分析。	(1) 末子が6歳以下、年齢が高い、死別といった要因は正規就業確率を低める。(2) 非勤労収入は直前無業だった母の非正規就業の確率を下げるが、その効果は小さい。(3) 母子家庭になった直後の就業形態は、現在の就業形態に対して履歴効果を持つ。(4) ヘルパーの資格が正規就業確率を高める。
周（2012c）	JILPTが2005年、2006年、2007年に実施した調査を組み合わせて使用	20歳未満の子供を育てている母子世帯の母親	正社員希望の決定要因（Logit）、正社員希望の実現要因（多項Logit）を分析。	本人の年齢が高い、親と同居していない、非勤労収入があるといった要因は正社員希望にマイナスに影響している。正社員希望を持っている者に限定すると、看護師、准看護師、調理師、介護福祉士、簿記といった専門資格の保有が希望の実現にプラスに働いている。
周（2013）	JILPT「母子家庭の母への就業支援に関する調査」2007年（母子家庭等自立・就業支援センターへの登録者が対象）	20歳未満の子供を育てている母子世帯の母親で1311人	パソコンスキルの保持が賃金上昇効果を持つかどうかをOLSおよび操作変数法で分析。	OLSではパソコンスキルの賃金上昇効果が観察されるが、操作変数法による推定では観察されない。
児童扶養手当と母親の就労				
阿部・大石（2005）	厚生労働省「国民生活基礎調査」（1995、1998、2001年）個票	母子世帯の母親1834人	児童扶養手当が母親の就業収入に及ぼす影響をHeckman二段階法で分析。	児童扶養手当が母親の労働供給を抑制する効果は有意には観察されない。
浜田（2009）	JILPT「母子家庭の母への就業支援に関する調査」2007年（母子家庭等自立・就業支援センターへの登録者が対象）	20歳未満の子供を育てている母子世帯の母親で1311人のうち収入などのデータに欠値のない895人	児童扶養手当の就業抑制効果について就業関数を推定。	児童扶養手当の通減制により、就業時間は2%、平均稼働収入は年額4万円減少するが、総じて就業への影響は小さい。
5年ルールの妥当性				
湯澤・藤原・石田（2012）	A自治体のデータ	2002年に「母」として児童扶養手当の支給が開始された289人	2003～2007年の台帳の情報に基づき、5年経過後の収入を推定。	5年経過後も所得状況は改善していない。
周（2012a）	JIL「母子世帯の母への就業支援に関する調査」（2001年）、およびJILPT「母子家庭の母への就業支援に関する調査」（2007年）	母親と20歳未満の子どものみからなる世帯1706人（2001年）、配偶者のいない女性が20歳未満の子供を育てている世帯888人（2007年）	「経済的自立度」の説明変数として母子世帯になってからの経過年数を入れて順序probitモデルで推定。	母子世帯になってから5年以上であることを示す変数は、2007年になると経済的自立度に有意な影響を及ぼしていない。
大石（2012a）	JIL「母子世帯の母への就業支援に関する調査」（2001年）、およびJILPT「母子家庭の母への就業支援に関する調査」（2007年）	母親と20歳未満の子どものみからなる世帯936人（2001年）、配偶者のいない女性が20歳未満の子供を育てている世帯854人（2007年）（いずれも就業履歴に欠値なし）	母子世帯になってからの年数が、現時点での貧困状態やセーフティネットからの脱落に及ぼす影響をMultivariate Probitで分析。	母子世帯になってからの年数は、2007年になると貧困リスクの軽減に有意な影響を及ぼさなくなる。

長時間労働をしており、それが育児時間を圧縮していることが示されている。すなわち、母子世帯の子どもは、他の世帯の子どもよりも親からのケアを受ける時間が短い。藤原（2010）は、政府の母子世帯に対する施策は就労を通じた自立支援を強調するあまり、子どもが不在になっていると批判している。子どものウェルビーイングの視点から諸施策を検討する研究がさらに増加することが望まれる。

Ⅳ むすびに代えて

社会保障給付費における各分野の規模に対応するかのようにより、2000年以前の『季刊社会保障研究』では年金や医療に関する論文の占めるウエイトが高く、1998年の児童福祉法改正特集号（前掲）を例外として、児童福祉を打ち出した特集はなかった。そうしたなかで、勝又幸子氏の巻頭言に始まる2003年の「こどものいる世帯に対する政策」特集（Vol.39, No.1）は、画期的な企画であった。その後、ワーク・ライフ・バランス憲章が制定された2007年には「多様化する「子育て支援」の在り方をめぐって」（Vol.43, No.3）、2008年の児童福祉法改正の翌年には社会的養護に関する論文を集めた2009年の「児童虐待の背景と新たな取り組み」（Vol.45, No.4）といった特集が企画・刊行されている。それだけでなく、投稿論文も児童福祉を内容とするものが増加している。このことは、『季刊社会保障研究』が、児童福祉の分野においても最先端の研究を掲載する媒体として評価されていることを示している。

その一方で、児童福祉の研究フロンティアが急速に拡大しているという現状がある。たとえば、子ども期の貧困や虐待経験がその後の人生に及ぼす影響については、阿部（2014）、小塩（2014）らの精力的な研究、およびそれらの著作の参考文献リストに見られるように、近年、計量的手法を駆使した実証研究が多数出てきている。分析に利用できるデータの面でも、アメリカなど先進諸外国の水準に近づきつつある。『季刊社会保障研究』は、子どもをはじめ人々のウェルビーイング向上

に資する研究と政策提言の場として、学際的に多くの研究者を巻き込みながら発信し続けていくことが期待されている。

注

- 1) 当時の厚生省による全国孤児一斉調査（1948年2月1日現在）は、18歳未満の孤児数を12万3511人と報告している。
- 2) 昭和22（1947）年度経済白書によると、終戦直後の学童の身長と体重は、戦前に比べ学年分低く軽くなっていた（香西 1995）。
- 3) この危機感の背景には14～15歳の少年非行の急増（1961年で前年比27%増）という社会問題があった。ただし、合計して800万人を超えるベビーブーム世代（1947～49年生まれ）が丁度この年齢に差し掛かっていたことが、少年非行の急増をもたらしたと考えられる。
- 4) 児童手当がその理念を明確にしないままスタートした問題については島崎（2005）が詳しく論じている。
- 5) 第二臨調とそれに続く臨時行政改革推進審議会の答申を受けて保育所の入所措置が従来の機関委任事務から団体委任事務、すなわち地方公共団体の事務となるという重要な変更があった。詳細は星野（1988）を参照のこと。
- 6) 所得制限は夫婦＋子ども2人世帯で年収960万円と高く、支給率は90%を上回るとされている。
- 7) 児童手当制度が変遷した背景や制度に内在する問題点をジェンダーの視点から包括的に論じたものとして北（2010）がある。
- 8) 竹沢（2006）は、総務省「家計調査」（2000年）の個票からエンゲル等価尺度を用いて子どもの養育費を推計し、あるべき児童手当の水準を試算している。
- 9) 厚生労働省「全国母子世帯等調査」における母子世帯とは、父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯のことであり、父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯を指す。いずれも親族（祖父母など）と同居しているケースを含んでいる。
- 10) この点において日本労働研究機構（2003）および労働政策研究・研修機構（2012；2013）による一連の研究プロジェクトは大きな貢献をしている。
- 11) なお、大石（2012a）は母子世帯になる前に取得している資格は母子世帯になった後の正規雇用確率には有意に影響していないとしている。その一方で、高等技能訓練促進費事業の利用は正規雇用確率を有意に引き上げているとしている。
- 12) 郡山市およびいわき市以外の福島県を除いた数値。

- 13) 佐藤・吉田 (2007) は父親の所得を推計したうえで、現実には起きているのは「貧困の世代間連鎖」よりも「富裕の世代間連鎖」であると指摘している。

参考文献

- Apps, P., & Rees, R. (2004) "Fertility, taxation and family policy," *Scandinavian Journal of Economics*, 106 (4), 745-763.
- Browning, M., Bourguignon, F., Chiappori, P. A., & Lechene, V. (1994) "Income and outcomes—a structural model of intrahousehold allocation". *Journal of Political Economy*, 102 (6), 1067-1096.
- Chiappori, P. A. (1988) "Rational household labor supply". *Econometrica: Journal of the Econometric Society*, 63-90.
- Chiappori, P. A. (1992), "Collective labor supply and welfare". *Journal of Political Economy*, 100 (3), 437-467.
- Duncan, G. J., & Brooks-Gunn, J. (Eds.). (1997). *Consequences of Growing Up Poor*. Russell Sage Foundation.
- Haveman, R., & Wolfe, B. (1995). "A review of methods and findings". *Journal of Economic Literature*, 33 (4), 1829-1878.
- OECD (2001) *Starting Strong: Early Childhood Education and Care*. Paris: OECD.
- OECD (2005) *Doing Better for Children*. Paris: OECD.
- OECD (2011) *Doing Better for Families*. Paris: OECD.
- Lundberg, S. J., Pollak, R. A., & Wales, T. J. (1997) "Do husbands and wives pool their resources? Evidence from the United Kingdom Child Benefit". *Journal of Human Resources*, 32 (3): 463-480.
- 阿部 彩 (2003) 「児童手当と年少扶養控除の所得格差は正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊社会保障研究』, Vol. 39, No.1, 70-82.
- 阿部 彩 (2014) 『子どもの貧困II ——解決策を考える』岩波新書。
- 阿部 彩・大石亜希子 (2005) 「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 185-208.
- 網野武博 (1998) 「児童福祉法改正の評価と課題」『季刊社会保障研究』 Vol. 34, No.1, 4-13.
- 岩田美香 (2009) 「階層差から見た父子家庭の実態」『季刊家計経済研究』 No.81, 43-51.
- 上村敏之・神野真敏 (2008) 「公的年金と児童手当—出生率を生内化した世代重複モデルによる分析」『季刊社会保障研究』, Vol. 43, No.4, 380-391.
- 大石亜希子・守泉理恵 (2011) 「少子社会における働き方: 現状と課題」樋口美雄・府川哲夫編『ワーク・ライフ・バランスと家族形成』東京大学出版会, 13-29.
- 大石亜希子 (2012a) 「母子世帯になる前の就労状況が現在の貧困とセーフティネットからの脱落に及ぼす影響について」労働政策研究・研修機構編『シングルマザーの就業と経済的自立』労働政策研究報告書 No.140, 79-98.
- 大石亜希子 (2012b) 「離別男性の生活実態と養育費」国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安』慶應義塾大学出版会, 221-246.
- 小塩隆士 (2004) 「子育て支援と年金改革: 出生率を生内化したモデル分析」『フィナンシャル・レビュー』 No.72, 105-121.
- 小塩隆士 (2014) 『「幸せ」の決まり方 主観的厚生と経済学』日本経済新聞出版社。
- 織田輝哉 (1994) 「出生行動と社会政策 (2) —ヴィネット調査による出生行動の分析—」社会保障研究所編『現代家族と社会保障 結婚・出生・育児』, 東京大学出版会, 151-180.
- 柏女霊峰 (1998) 「児童福祉法改正と児童家庭福祉—「理念」, 「制度」, 「方法」の統合をめざして—」『季刊社会保障研究』 Vol.34, No.1, 55-62.
- 北 明美 (2010) 「児童手当政策におけるジェンダー」木本喜美子・大森真紀・室住真麻子編『社会政策の中のジェンダー』明石書店, 102-135.
- 城戸喜子 (1985) 「母子世帯と生活保護 (I)」『季刊社会保障研究』 Vol.21, No.3, 247-261.
- 葛西リサ (2009) 「父子世帯の居住実態に関する基礎的研究—既存統計調査から母子世帯との比較を通して」『都市住宅学』, Vol.64, 129-136.
- 香西 泰 (1995) 『円の戦後史』(NHK人間大学テキスト) 日本放送出版協会。
- 佐藤嘉倫・吉田崇 (2007) 「貧困の世代間連鎖の実証研究」『日本労働研究雑誌』, No.563, 75-83.
- 島崎謙治 (2005) 「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」・国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 185-208.
- 下夷美幸 (2008) 『養育費政策にみる国家と家族』勁草書房。
- 周 燕飛 (2012a) 「経済的自立をめぐる現状とその規定要因」労働政策研究・研修機構編『シングルマザーの就業と経済的自立』労働政策研究報告書 No.140, 17-28.
- 周 燕飛 (2012b) 「離婚と養育費—離別父親に支払い能力がどこまであるのか—」『季刊 個人金融』 2012年夏号, 1-11.
- 周 燕飛 (2012c) 「母子世帯の母親における正社員就業の条件」『季刊社会保障研究』 Vol.48, No.3, 319-333.
- 周 燕飛 (2013) 「パソコンスキルの習得は、母子世帯の母親にとって本当に有用か」『日本経済研究』 No.68, 88-105.
- 高田しのぶ (2010) 「母子家庭の母の就業を決める要

- 因』『日本経済研究』No.63, 100-112。
- 高山憲之・小川浩・吉田浩・有田富美子・金子能宏・小島克久 (2000)「結婚・育児の経済コストと出生力」『人口問題研究』, Vol.56, No.4, 1-18。
- 高山憲之・白石浩介・川島秀樹 (2009)「日本版 EITC の暫定試算」一橋大学世代間問題研究プロジェクトディスカッションペーパー, No. 422。
- 竹沢純子 (2006)「児童手当支給額に関する考察」『季刊社会保障研究』Vol.42, No.3, 279-287。
- 田近栄治・古谷泉生 (2003)「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」小野善康・中山幹夫・福田慎一・本多祐三編『現代経済学の潮流2003』東洋経済新報社。
- 田近栄治・八塩裕之 (2008)「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」『季刊社会保障研究』Vol. 44, No.3, 291-306。
- 田中隆一・河野敏鑑 (2009)「出産育児一時金は出生率を引き上げるか——健康保険組合パネルデータを用いた実証分析」『日本経済研究』No.61, 94-108。
- 田宮遊子・四方理人 (2007)「母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から」『季刊社会保障研究』Vol. 43, No.3, 219-231。
- 塚原康博 (1995)「育児支援政策が出生行動に与える効果について 実験的ヴィネットアプローチによる就業形態別出生確率の計量分析」『日本経済研究』No.28, 148-161。
- 都村敦子 (1977)「福祉政策の“Harmonization”問題について—児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化」『季刊社会保障研究』Vol.13, No.1, 40-53。
- 土居丈朗 (2010)「子ども手当導入に伴う家計への影響分析—JHPS を用いたマイクロ・シミュレーション—」『経済研究』, 61 (2), 137-153。
- 東京財団 (2008)『税と社会保障の一体化の研究—給付つき税額控除制度の導入』東京財団。
- 日本労働研究機構 (2003)『母子世帯の母への就業支援に関する研究』日本労働研究機構調査研究報告書, No.156
- 野口晴子 (2009)「女性の就労支援と児童福祉」宮島洋・西村周三・京極高宣編『社会保障と経済1 企業と労働』東京大学出版会, 163-193。
- 浜田浩児 (2009)「児童扶養手当の逓減制の就業抑制効果と所得再分配効果」『季刊社会保障研究』Vol.45, No.1, 66-76。
- 濱本知寿香 (1997)「母子世帯の家計」『季刊家計経済研究』Vol. 35, 50-58。
- 濱本知寿香 (2005)「母子世帯の生活状況とその施策」『季刊社会保障研究』Vol.41, No.2, 96-110。
- 原田泰・高田聖治 (1993)「人口の理論と将来推計」高山憲之・原田泰編著『高齢化の中の金融と貯蓄』日本評論社, 1-14。
- 福田素生 (1998)「福祉サービス供給システムとしての措置 (委託) 制度の考察—保育所制度の改革等を素材として—」『季刊社会保障研究』Vol.34, No.3, 281-294。
- 福田素生 (1999)『社会保障の構造改革—子育て支援重視型システムへの転換』中央法規出版。
- 藤原千沙 (2010)「ひとり親世帯をめぐる社会階層とジェンダー」木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編『社会政策の中のジェンダー』明石書店, 136-157。
- 星野信也 (1988)「社会福祉の地方分権化」『季刊社会保障研究』Vol.23, No.4, 398-410。
- 三浦文夫 (1970)「1960年代の社会福祉」『季刊社会保障研究』Vol.5, No.4, 44-57。
- 村上あかね (2009)「離婚によって女性の生活はどう変化するか?」『季刊家計経済研究』, Vol.84, 36-45。
- 室住眞麻子 (1988)「ひとり親世帯の家計」『季刊家計経済研究』Vol.2
- 室住眞麻子 (2006)『日本の貧困 家計とジェンダーからの考察』法律文化社。
- 労働政策研究・研修機構 (2012)『シングルマザーの就業と経済的自立』労働政策研究報告書 No.140。
- 労働政策研究・研修機構 (2013)『子育てと仕事の狭間にいる女性たち—JILPT子育て世帯全国調査 2011の再分析—』労働政策研究報告書 No.159。
- 山重慎二 (2013)『家族と社会の経済分析 日本社会の変容と政策的対応』東京大学出版会。
- 湯澤直美・藤原千沙・石田浩 (2012)「母子世帯の所得変動と職業変動」『社会政策』Vol.4, No.1, 97-110。

(おおいし・あきこ 千葉大学教授)

日本の公的年金制度・政策とそれらを巡る研究の生成・発展

城戸喜子

I はじめに

ある国の住民に関わる現今の社会法制は突如として現在の形になった訳ではなく、歴史的な連鎖の結果として現れている。日本の公的年金制度も例外ではなく、戦中からの経済社会の歴史の大きなうねりの中で生まれ変遷して来た。同制度の現在の基本形が出来るまでの経緯と制度の内容や、改変に至った環境に刺激され制度改正に先行・並行して登場して来た研究分析の展開を概観するのが、本稿の主題である。

以下ではⅡ. 現行の公的年金制度の中核の一つを成し最も歴史の古い厚生年金を中心に、その前身が戦中に発足し戦後に再建を果たすまで、Ⅲ. 戦後の混乱が収まり日本経済が好転し非被用者のための国民年金が作られ国民皆年金体制が実現されるのと平行して被用者年金制度の支柱となるまで、Ⅳ. 一層の経済好調に促され他の年金制度との格差是正を含む給付改善を続け福祉元年に達した後、経済の変調と高齢化社会に直面するまで、Ⅴ. 経済社会環境の激変に連れこれら制度の統合・調整を図り、世代間・世代内の公平や制度内矛盾の除去、制度への信頼・安心を図り現行制度の原型に辿りつくまでを各節で述べたい。

編集者の依頼は長い制度変遷の上に立ち学術的議論（問題の捉え方、焦点、分析手法）の推移と発展の方向を論ずることだったが、執筆の過程で時代環境に翻弄される年金制度に研究者や関係者達がどのような問題を感じ議論を展開し、それが制度の存続や変更を可能にして来たとの意識に変

化した。従ってそうした視点から既存の年金制度を巡り検討すべき課題が次々と明らかにされて来た過程を、1965年度以降刊行の『季刊社会保障研究』¹⁾ 掲載論文を中心に追跡する。何故なら従来の制度・歴史研究中心から経済学、統計学、社会学の手法による論考への転換とその後の展開を同誌が記しているからである。

分野別には経済学や社会学では記述理論型から理論モデル構築型更に計量モデルによる実証研究へと発展してきた。ただし最初に置いた仮定と残された課題の制約は認めつつ、基底に政策的含意を述べたものが多い。扱う時期は紙数の限りもあり戦中の労働者年金の発足から基礎年金による各年金制度統合の基盤作りまでとする。これは筆者の問題意識の故であり、太平洋戦争中に何故労働者年金が生まれ厚生年金に転換し、しかもそれが完全積立方式であったか、また戦後なぜそれが修正積立方式に変化し更に賦課方式に傾斜して来たか、なぜ現在もある意味同様な議論が続いているのか原点を探りたかったからである。

現在の政策課題は安定、公平、効率を基準にした制度一元化の在り方と、経済・社会環境激変への同じ基準での適応方法であり、現在の議論の出発点は明らかに基礎年金の形で部分統合された年金制度である。それ以降の動きについては多くの研究者が関心を寄せ執筆希望者も多数と判断し、枚数の制限もあり基礎年金創設までとした。

Ⅱ 戦前の厚生年金発足から戦後の同制度再建まで²⁾

現在、日本の公的年金制度について論ずる場合

には、主として超高齢社会に直面して1985年度と2004年度の大きな改革・改正を足掛かりに、未だに解決されない課題を検討するものが多い。しかし中には元来、公的年金制度とはいつ何のためにどのように設計・導入されて来たかを振り返り、現行方式の歪の発生の源を見詰めようとの試みも、特に1990年代半ばから2000年代に掛けて見られる。本節ではそうした論考を参考に、厚生年金制度の発足から戦後の再建までを振り返りたい。

厚生労働省の祖である内務省は、救貧よりも防貧を根源的施策と考えていたようで、このような社会政策的理念の下で政府は1900年代には労働力保全策の検討を開始し、1905年に鉱業法の制定・施行、1911年に工場法の公布、1922年に健康保険法の公布を行った。またこの間、恩給制度が適用されない国の現業職員向けに、各省の現業職員共済組合が設立され、陸上労働者の疾病に関する保護政策は基本的に確立の方向に向かった。次いで問題化したのが海上労働者としての船員への労働者保護政策である。

すなわち上記健康保険法は希望決議に、廃疾保険の制定と海上労働者のための健康保険制度の確立を掲げた。そして翌年には船員保険の検討が開始され、関東大震災の影響による審議中断を経て1929年には、業務災害による廃疾への保障がない海上労働者のため、廃疾、脱退および死亡をも保険事故とする制度が考案された。船員にとっては所得保障の方がより緊急性を持った課題だったようである。養老給付も議論されたが陸上労働者との均衡上、脱退手当金に集約され除外される。しかし却って陸上労働者に対する年金制度の必要性を認識させたことになる。

その後、海運業の貿易上および国防上の重要性が高まるに連れ、また農民と一般国民向けの国民健康保険の成立（1938年）もあり、海上労働者の特殊性を考慮した労働能力喪失時の所得保障を含む総合保険の船員保険法案が厚生省から国会に提出され、その成立を経て1939年³⁾には公布される。この時、陸上労働者に対する所得保障への足掛かりが築かれた。同法では船員保険法に定められた船員を強制加入とし、養老年金に加えて廃疾年金

あるいは廃疾手当、遺族年金と死亡手当金、更に脱退手当金⁴⁾を支給するとした。なお養老年金は15年以上の被保険者期間を要し、50歳からの支給である。

他方、陸上労働者に対する総合的労働保険の設立は、前述のように健康保険法の検討段階から政府内では意識されていたが、老齢・廃疾・死亡等を保険事故とする年金制度の実現には、その前に両種の健康保険制度と船員保険制度の成立・施行が必要であった。更に戦時体制下での国民意識の統一、軍需産業を中心とする重工業化、生産力増強を目指す労働保全体制の進行を待たねばならなかった。中でも鉱山労働者の重要性が際立っている。

海上労働者、官吏および軍人以外の一般国民に対する廃疾・養老等保険の要求は、上記三法施行後間もなく1939-41年に保険制度調査会および国会の審議を経て労働者年金制度として実現する。審議の過程で①各種労働保険の整理統合、②適切な適用事業所の規模・労働者数、および③脱退手当金の保険給付としての妥当性が議論された。

①の問題は退職積立金および退職手当制度、工場法・鉱業法等に基く事業主の扶助制度等既存の各種労働保険等との関係であり、各制度の分立が混乱や事業主の二重負担を強いる結果となるため、整理統合を行うよう希望決議がなされた。②については健康保険とのバランスやまた零細企業の保険料負担に配慮して当面、従業員10人以上の事業所に働く男子筋肉労働者とされた。すなわち労働者年金では鉱業、工業、運輸業等の特定の産業に適用され、給付の種類は養老年金、廃疾年金・一時金の廃疾手当、遺族年金(10年間の有期)と、保険料の掛け捨てを防ぐ脱退手当である。

受給資格は一般労働者の場合20年間の拠出と55歳からの支給開始とされたが、鉱山労働者は拠出期間15年、支給開始は50歳となった。更に特例として鉱山労働者は同一事業所への継続勤務の場合、拠出期間が12年に短縮された。

財政方式は一般労働者の平準保険料6.4%（労使合計）、炭鉱労働者8.0%(同)の完全積立方式で、給付は完全な報酬比例制を取り、平均標準報酬月

額の3カ月分を基本額とした。本格的な支給開始が遅いため積立金は累積するが、その運用は大蔵省預金部管理とされた。なお被保険者数は1942年の346万人から出発し、翌年には429万人まで増大する。しかし当時、男性及び熟練労働者の不足と女性就業者の増加は特に重化学工業で著しく、適用対象を拡大する必要があった。更に脱退手当金の受給資格期間短縮の必要が徴用工⁵⁾の増大から生ずる。この問題は朝鮮半島からの労働者にも生じた。

これらを受けて1944年に適用範囲が男女の事務職や女性労働者に拡大され、適用対象事業所の規模も5人以上に修正された。被保険者数は同年に832万人に激増する。財政方式は完全積立方式が継続されるが、給付に関しては炭鉱労働者に3カ月ごとに1カ月を加算する戦時特例制度が創設された。その結果、最も早い炭鉱労働者には1954年1月に養老年金が生給されることになった。給付額は引き続き完全報酬比例に基づき、ただ基本額が平均標準報酬の4カ月分に改善された。また遺族年金は終身支給に改められた。更に厚生年金への名称変更に伴い、廃疾年金と廃疾手当は障害年

金と障害手当に改称された。

保険料率は一般労働者が労使合計で11%、鉱山労働者は同じく15%、給付費への国庫負担は従来通り一般労働者に関しては1割、炭鉱労働者に関しては2割の負担で継続された。

ところで労働者年金制度はドイツの公的年金制度を模倣したと言われ、平準保険料に基く完全積立方式を採択し、2年後の厚生年金制度もこれを引き継いだ。果たしてこの制度は欧州諸国のように不十分な資本蓄積の補完・促進を狙ったのだろうか。この点については議論が分かれ戦前から戦後に掛けて興味深い議論が多数登場する⁶⁾。しかし結局は購買力吸収による強制貯蓄の一環でインフレ抑制策であり、また労働移動の防止であったように思われる。念のため当時の被保険者数や積立金また軍事費に占めるその比重の推移を表1、表2により見ておこう。適用範囲が狭いため被保険者数も積立金額も大きくない⁷⁾。

1944年度の被保険者数は労働者年金から厚生年金への改革で832万人まで増えたが1945年度には軍需工場の閉鎖等による失業者の増大で433万人まで激減する。他方、積立金は1942年度の1億4千

表1 軍事費と厚生年金積立額

	1942	1943	1944	1945	1947	1949
(1) 積立金残高 (千円)	141,009	376,208	903,952	1,455,827	5,541,539	23,726,104
(2) 軍事費合計 (百万円)	18,753	29,818	73,494			
(3) (1) / (2) %	0.75	1.3	1.2			

出典 (1) は厚生省『厚生年金15年史』434頁。(2) は参考表1 (8) 欄。

表2 就業者数・雇用者数・被保険者数

	1930	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1950
(1) 就業者人口 (千人)	29,620	32,483						36,025
(2) 鉱業 (千人)	315	598						591
(3) 製造業 (千人)	4,708	6,864						5,703
(4) 雇用者 (千人)	20,074	13,547						14,159
(5) 被保険者 (千人)				3,463	4,291	8,318	4,326	

出典 (1) は矢野恒太記念会編『数字でみる日本の100年 改訂第6版』84頁。(2) (3) は同書80頁。(4) は同書84頁。

(5) は国民生活センター編『年金制度と高齢労働問題』62頁。

注 (1) 欄の1930年と1940年は日本統計協会『日本長期統計総覧 第1巻』、1950年は総務省統計局『2005年国勢調査最終報告書 日本の人口』による。1930、1940年は内地に現存する全年齢の有業者。1940年は日本人および外地人有業者（軍人および軍属をのぞく）。1950年は沖縄県を含む14歳以上就業者。

参考表1 戦前・戦中の経済・財政規模と軍事費・政府債務残高

			1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
(1) 国民総生産	(CY)	(百万円)	17,800	23,426	26,793	33,083	39,396	44,896	54,384	63,824	74,503
(純) 中央財政											
(2) 歳入	(FY)	(百万円)	9,046	10,865	14,330	12,642	16,919	22,026	31,256	49,487	...
(3) 歳出	(FY)	(百万円)	8,432	9,195	13,124	12,273	15,704	22,891	31,965	47,458	...
(4) 一般会計歳出	(FY)	(百万円)	2,282	2,709	3,288	4,494	5,860	8,134	8,276	12,552	19,872
(5) 国債費	(FY)	(千円)	363	400	502	675	903	1,119	1,597	2,181	3,107
(6) 軍事費	(FY)	(千円)	1,078	1,237	1,167	1,629	2,226	3,013	79	2	2
特別会計											
(7) 臨時軍事費	(FY)	(百万円)	...	2,034	4,795	4,844	5,723	9,487	18,753	29,818	73,494
(8) 軍事費合計	(FY)	(百万円)	...	2,035	4,796	4,846	5,725	9,490	18,753	29,818	73,494
政府債務残高											
(9) 国債	(FY)	(百万円)	10,575	12,817	17,345	22,886	29,848	40,470	55,444	77,556	107,633
(10) 借入金	(FY)	(百万円)	284	85	84	85	108	109	154	5,462	42,417

出典) (1) は矢野恒太記念会編『数字でみる日本の100年 改訂第6版』2013年, 98頁。(2) - (4) は同書410頁。(5) (6) は同書414頁。(7) は同書545頁。(9) - (10) は同書425頁。

万円, 1943年度の3億8千万円, 1944年度の9億円, 1945年度の15億円と増え続けたが, それらが軍事費に占める割合は0.75%, 1.3%, 1.2%と低水準で推移する。

太平洋戦争の終結に伴い耐乏生活の強制も終わり, 軍人の退職金や軍需工場への損失補償として膨大な臨時軍事費が日銀引き受けの赤字国債で賄われ, 通貨供給量が急速に増大した。他方, 生産状況は崩壊状態であったため急激なインフレが日本経済を襲った。この結果, 積立金の減価は著しかった。すなわち1947年度の積立額は55億円に達していたが, 消費者物価の日銀指数が1942年度を100とすると1947年度には4000⁸⁾に達していたので, 実質額はその2.5%, 1.4億円に留まる。また支給されていた障害年金の実質価値も目減りし生活を保障する水準を割っていた。

敗戦後の混乱から国民生活を守り社会保障制度の整備・改善を図るため, 政府は厚生省内に社会保障制度調査会を1946年1月に設置した⁹⁾。他方アメリカも社会保障調査団を日本に派遣し, 1948年7月には報告書が政府に提出される。同報告は①年金制度の財政方式は現状では賦課方式を採用すべき, ②最低生活保障のため給付額の最小限度額を定めるべき, ③物価水準変化への対応上, 給付額に定期的な調整を加えるべき, ④養老年金等の

支給開始年齢を引き上げるべき, 等の改善点を指摘している。

上記調査団の勧告により内閣のレベルにおける代表的審議会として社会保障制度審議会が同年に設置された。そして1950年には同審議会の第一次勧告が社会保障制度全般に亘って行われ, 戦後日本における社会保障制度全体の方向付けがなされる。この間ドッジによる超緊縮財政(1949)は厳しいデフレを引き起こすが朝鮮戦争(1950)より, 日本経済は再生軌道に乗る。そうした中で1954年には厚生年金の本格的支給開始が迫っており, 敗戦直後から応急的に対処してきた厚生年金の全面改正が1952年頃に検討され始めた。

先ず労働能力喪失時の所得保障という年金本来の目的のためには, 報酬比例給付の場合, 時間の経過と経済環境激変の後には標準報酬等級の整理・改善が必要となる。しかし経済全体がやっと戦前水準に回復した時点, 国も家計も企業も貧しい時代には健康保険の標準報酬月額の高額に厚生年金のそれを揃えることも出来ず, 後者を前者よりかなり低い最高等級に留めた。ただ過去の低い標準報酬は, 老齢年金の基本額算定に際して一定水準に読み替えられた。問題は標準報酬等級の上限が上げれば完全な報酬比例給付は大きな給付格差を受給者間に生ずることである。

そのため老齢年金の給付を定額部分と報酬比例部分とに分け、生涯所得の低い者への高い者からの再分配の仕組みを織り込んだ。この時の定額部分の水準は生活扶助基準（2級地高齢単身男性）を基礎に防貧的色彩を施して決定され、また報酬比例額は被保険者期間20年の者を基準とし、平均標準報酬月額5/1000に被保険者期間月数を乗じた額とした。これら定額部分と報酬比例部分の合計を老齢年金の基本額とし、これに家族構成に応じた加給年金が加えられる。更に平均寿命や60才時平均余命の伸長を勘案した受給開始年齢の60歳への引き上げが決定された。

次に財政方式は、敗戦後の経済的混乱の中で暫定的に相当低い保険料率を設定した（1948年）ため、給付額を抑えたとは言え積立不足を生じ完全積立方式を維持出来なくなっていた。今回の改正ではこのような状態から脱却し完全積立への復帰を願った。しかし幾らかの給付改善に伴う保険料率の引き上げは、経済環境が整わないため労使の反対に遭って挫折し、再び暫定的な保険料率を5年毎に5%ずつ引き上げて行く修正積立方式¹⁰⁾を採択し、5年毎の財政計画の見直しが決定された。当然ながら最終保険料率は平準保険料を越えるものとなる。

当時の厚生年金制度を巡る研究論議としては当然ながら低い給付水準に関するものが多くあった。例えば日本国憲法第25条との関連で生存権保障を掲げ、本来は生活保護に関する筈の主張が、実際には社会保険給付・所得保障全般にまで及んでいた。また敗戦直後の日本の社会保障論議はベヴァレッジ報告（1942年）に基く当時のイギリス社会保障の影響を強く受け、ナショナル・ミニマム論の具体化である均一原則・生存原則の思想も普及していた。しかしベヴァレッジ報告の経済理論的支柱であるケインズの「社会保障による所得の再分配と消費の社会化を通ずる有効需要の増大」¹¹⁾こそ重要な鍵であった。

とは言え現実には全体の構造を戦前からのドイツ型社会保険のまま厚生年金制度は再構築された。なお適用範囲が第三次産業にまで拡張されたのは前年の1953年であるがその際、戦前から存在

する船員保険や共済組合の被保険者・組合員を適用除外とし、これが後に各種共済組合の分立・拡張を生む素地となった。また積立金は戦前の大蔵省預金部への預託と同様に、大蔵省資金運用部に預託され郵便貯金等と一元的に管理運用され大部分は財政投融资資金として活用されて来た¹²⁾。

最後に人口構造の高齢化に関し現時点での予測ほど厳しくはないが、昭和31年度版『厚生白書』で既に1960-1995年の将来予測を掲げ、60歳以上人口比率の着実な増大特に1985-1995における急激な上昇を示している。また社会的規範として子による親の扶養が至上命令でなくなっていることも記している¹³⁾。

Ⅲ 被用者年金の分立と非被用者（国民）年金の創設¹⁴⁾

1948年度から1954年度に掛けて厚生年金制度の再建が行われたのと並行して、戦前からの恩給と共済組合制度の整理・統合が行われた。戦前の官吏と雇用員の身分差を撤廃し同じ公務員として国家公務員の共済組合とその連合会が制度化される。一方民間被用者のための厚生年金制度は重化学工業化のための合理化と、そのために必要な技能工確保のための退職金制度の整備に企業が資金を注入し、生活保護を越えた水準にまで給付改善が出来るほど保険料を負担する能力がなかった。他方、公務員制度の給付水準は戦前からの傾向が維持され、民間制度のそれよりも高かった。

こうした給付水準の格差やより早い支給開始年齢等の制度上の優遇こそ、船員保険の加入者や共済組合の組合員を厚生年金制度の適用除外としたことと相俟ってその後の被用者年金制度の分立を惹起する原因となった。公的學校教職員とのバランスを維持し、中央公務員の水準に準ずるよう私学共済組合、市町村職員共済組合、公共企業体職員共済組合等が1950年代に続々と設立され、更にこれらに関連した職業の従事者、例えば農林漁業団体職員も共済組合を設立した。しかしこうした各年金制度の乱立は社会保障制度審議会等の年金保険制度一元化の姿勢に逆行していた。

今まで見て来たように、厚生年金の第三次産業従事者への適用や各種共済年金の設立を見たにも関わらず、従業員5人未満の事業所の従業員、農林漁業従事者、自営業者、並びに無業者に対する年金制度がなかったため、年金制度適用者の規模は就業者総数の1/3にも及ばなかった。農業従事者の割合は1950年でも4割近いし、また周知のように日本における中小特に零細企業従業員の割合は高い。1954年に厚生年金保険法の改正が論議された際に、厚生委員会の付帯決議として、こうした人々のための国民年金制度の創設に努力することが記された。

こうした経緯を経て1955年には、経済5カ年計画に対応して社会保障5カ年計画を立案し最終年次に国民年金制度を実施するという目標が建てられた¹⁵⁾。具体的には1956年度に国民年金委員会を設置し58年12月に国民年金制度要綱を最終決定した。また59年1月には国民年金法案が閣議決定され4月にはほぼ原案通りそれが可決成立した。

同法によれば国民年金制度の被保険者は日本国内に住所を持つ20歳以上60歳未満の総ての日本国民であり、他の公的年金制度への加入者は適用を除外された¹⁶⁾。従って農民、商人等の自営業者や中小・零細企業の被用者に対する制度となり、国民皆年金体制が確立された。更に被用者の妻にも任意加入が認められた。しかしこのことが後に被用者の妻間の年金格差問題を生むことになる¹⁷⁾。被保険者期間は25年以上、支給開始は65歳である。また保険料は農業・自営業者等の所得捕捉が困難なため定額とされ、それを受けて給付も定額となった。なお低所得層に対しては保険料免除の仕組みを導入した。

更に制度発足時に既に中高年に達しており、保険料納入期間の充分ない者に対する救済策として無拠出定額の福祉年金をこうした人々に支給した。これは拠出制年金を補足する経過的制度であり、拠出制年金には老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金が、無拠出年金には老齢、障害、母子の各福祉年金が設けられた。国庫負担は納入された保険料の1/2と事務費全額、および福祉年金給付費に対してなされる。なお被用者年

金制度が世帯単位であるのに対し国民年金制度は個人単位であり、この両制度間の相違も後日大きな争点となる。

このように多くの被用者年金制度と、1960年度には非被用者のための国民年金制度が制定され、20歳以上の総ての国民がいずれかの年金制度に加入出来る皆年金体制となったが、年金制度は長期の加入期間を要するため、転職・退職の繰り返しのよりいずれの年金制度の資格期間も満たせない人々が出る可能性はある。そのため各年金制度への加入期間を合算して一定期間に達すれば、各制度がそれぞれへの加入期間に応じて通算年金を支給する方策が1961年度に法定された。この時、国民皆年金体制が実質化されたと言われている。

しかし分立した年金制度間には、支給開始年齢(55歳、60歳、65歳)、給付単位(世帯単位か個人単位か)、および年金額算定の基礎となる報酬(加入全期間平均か最終給与かあるいは定額か)を巡って格差があり、大きな不平等を残していた。

ただ社会保障制度審議会が既に1953年の「年金制度の整備改革に関する件」で、年金制度改革の基本方針を提示しており、そこには、分立した当時の被用者年金各保険や類似制度の対象者を包括し、更にこれらの制度から漏れた中小・零細企業の被用者、一定の自営業者等をも加えて単一の総合年金制度を設け、将来その制度を国民年金の基盤とするよう考慮すると書かれている¹⁸⁾。

更に①年金額は最低限度の生活を保障するという趣旨から定額制とする。②公務員のための年金・共済制度等は本総合年金制度に附加的に考慮する。③一般被用者または自営業者についても総合年金制度に附加して、退職年金制度または相互共済的な附加制度を持つ事が考えられるので、それらの育成のための措置を講ずる。これらの課題はいずれも基礎年金創設の際に改めて論ずる必要のある事項だが、③については次節で触れることにする。

Ⅳ 給付水準の改善・制度の拡充と社会保障研究の新しい芽

1 給付水準の改善と制度の拡充

戦争と敗戦による日本経済の崩壊と超インフレ、対抗策の新円への切替えとドッジ政策、それに起因する不況と朝鮮戦争絡みの特需景気等を経て1950年代半ばに経済活動は戦前水準を回復した。経済環境の激変に揉み苦茶にされながら厚生年金制度も辛うじて生き残り再建を果たしたが、その過程で戦前からの有利な条件を引き継ぐ別の被用者年金制度が存続あるいは新たに誕生し年金制度全体が複雑化した。しかし厚生年金は給付水準の改善と保険料改定の必要を1954年以降に引きずり、また5年毎の財政計画の見直しが予測と実績のずれや平準保険料に向けての保険料の段階的引き上げの必要から同年に明記された。

最初の財政再計算は1959年に行われる筈だったが、日経連の強い反対で翌年までずれ込み内容的にも僅かな修正となった。反対の根拠は①国民年金の発足を待ってからで良い、②企業の退職年金制度と厚生年金との調整が必要である、の2点であった。また修正内容は標準報酬月額の高等級をやや引き上げ、報酬比例部分の算定に用いる乗率を僅か増大させたことに尽きる。この算式によると、1961年における老齢年金給付額は生活保護の老人夫婦2人世帯（1級地）への給付の35%に留まるという試算も見られる程低かった¹⁹⁾。

しかし厚生年金一般加入者の最初の老齢年金受給者発生（1962）が近い時点で、上述のような低水準の給付が問題とされない筈はない。社会保障制度審議会は1962年の勧告で、「現行の年金額が共済組合の場合は別として、老齢、廃疾および生計中心者の死亡という事故に対する生活保障としては甚だ不十分である。速やかに引き上げる必要がある」²⁰⁾という趣旨を述べている。こうした状況と所得倍增計画に基く高度経済成長の開始によって経済環境が好転する中、第2回の1964年財政再計算の時が巡って来る。この時、給付水準の大幅引き上げが再び議論の中心とされた。

ところで経済成長は給与の引き上げを伴い、それは最終給与と勤続年数とを基準とする退職金の増額、従って企業の負担を増大させる。経営者側は退職一時金の企業年金化を図る傾向を強める一方、1961年頃から老齢年金の報酬比例部分と同等以上の内容を持つ企業年金に関し、イギリスの公的年金制度にある適用除外方式を用いて、厚生年金と企業年金との調整を図るよう主張した²¹⁾。これを経営者側は厚生年金給付引き上げの前提条件とし、その上でILO102号条約が定める最低水準²²⁾までの給付の引き上げを提案した。他方これは退職金を賃金の後払いと考える労働者側には了承出来ない主張であった。

経営者側と労働者側とはこの争点を巡って対立を繰り返したが結局、第2回の厚生年金財政再計算時（1965）²³⁾に、厚生省が一定の要件を満たす企業年金について厚生年金の報酬比例部分との調整を行い、同時に厚生年金の給付水準を引き上げるという制度改正にまとめ上げた。ここに厚生年金基金制度が創設され同基金は国に代わって厚生年金の報酬比例部分を支給し、その代行部分相当の保険料を免除されることとなった。翌年から同基金は次々と設立され加入者数も増えるが、近年の日本経済の環境悪化に伴い基金財政や基金母体である企業経営の行き詰まりにあり、解散する基金が増加している。

一方、給付改善については先ず標準報酬等級の最低額を2.3倍に、最高額は1.7倍に引き上げ、等級数もやや増加させた。定額部分については月額を2.5倍に引き上げ5,000円とし、更に長期（20年以上）加入者への期間比例加算を付けた。また定額部分については今後増額への努力をするとの付帯決議を加えた。但し定額部分は低所得者への再分配にとって重要だとは言え、期間比例給付化することは別の大きな問題を引き起こす。

第三の給付改善策として報酬比例給付の乗率が0.06から0.1に変更された。従って加入期間20年の者の同給付は平均標準報酬月額の20%となった。当時（1965年5月）の被保険者全体の平均標準報酬月額が25,000円だったから、加入期間20年の平均的被保険者の報酬比例給付は5,000円となり、

定額部分と合わせて月額1万円の年金が支給される。これは上記25,000円の4割でILO102号条約(年金給付に関する最低基準)の条件を満たす。但しこれは飽くまでも標準とされるモデル的年金であり、現実の受給者で平均標準報酬がこのように高い者はいなかった。

なおこの再計算では給付スライド制の問題が速やかに結論を出すとの付帯決議に留まった。しかも賃金と物価のどちらを基準にするか大きな論点として残された。国民年金の給付も夫婦合わせて月額1万円とされ厚生年金との均衡が図られたが、ここでも保険料率の引き上げ幅は圧縮され、それを補う国庫負担が付けられなかったため同制度も修正積立方式に移行してしまい後日、産業・就業構造の変化も相俟って厳しい財政困難を引き起こすこととなる。ここで国民年金の平準保険料率と拠出保険料率の推移については表3を、国民年金と厚生年金の収支状況についてはそれぞれ表4と表5を参考にして欲しい。これらの表から国民年金の発足が厚生年金より20年近く遅れたとは言え成熟を急ぎ過ぎ、平準保険料率と拠出保険料率との差の余りに大きいことが分かる。国民年金は発足20年で既に歳出額1年分の積立金しかない。制度発足時に既に中高年である者への不公平を出来るだけ小さくとの意図は分かるが、経済状態や社会・人口構造変化への配慮が経営者、労働組合、政治家、官僚に欠けていたとしか考えられない。既存の社会制度は時代の変化に即して素早く改変し難いと共に、直近の未来しか見えない中で改正・改革される傾向が強く、年金制度のように超長期期間に亘る制度の新設、変更には慎重を期したい。

2 社会保障研究の新しい芽

(1) 社会保障の理念の確認と経済との関わり

この1965年当時、厚生省大臣官房企画室管轄の特殊法人・社会保障研究所が設立され、『季刊社会保障研究』が刊行され始めた。その1巻1号(1965/1)にはILO東京調査部長(当時)の高橋武が「社会保障における年金制度の問題点」と題して、日本の社会保障費では年金給付費の比重が先進諸国に比べ非常に低いこと、低い高齢人口比、

年金制度の未成熟等に言及し、老齢年金が生命保険の系統から発生しているため老後への貯蓄という考え方が従来強かったが、社会保障の理念は社会的連帯であり年金制度では私保険のように拠出・給付関係を個人別に厳密に追求するものではないことを主張している。

そしてILOがアメリカの大恐慌やドイツの大戦と恐慌の経験を踏まえて、1952年には「年金の調整」という原則を打ち出し、生計費や賃金の上昇に対応する年金調整が多くの子の国の社会保険年金で自動的に作動する装置を据え付けるに至った。そうでないと急速な経済成長下では年金額が一般所得水準の上昇に遅れを取る結果になり、日本の年金制度ではスライド導入が急務であるとしている。またILO条約は給付の最低基準が代表的な賃金水準に結びついているとも述べている。しかし最終的には社会保障が経済成長の成果であることが強調された。

(2) 退職金・企業年金と社会保障の関係

同誌1巻2号(1965/9)では厚生省大臣官房企画室長(当時)の中野徹雄が、戦前の労働者(厚生)年金は労働力保全を図ると共に民間購買力封殺による戦時インフレの防止という要請が強く働き、また厳格な積立方式を捨てられず長い受給資格期間を要件とした結果、老齢年金の支給が長く本格化せず却って民間の退職一時金(年金)を成長させたとしている。更に戦後の再建時にも戦後十年近く退職給付が機能停止していた上、乏しい負担能力の制約もあり再び最低限の給付水準に留まり、負担費用としての保険料率は低位のまま推移した。それが戦前からの慣行である退職一時金を大幅に復活させたと述べている。

また調整年金が経営者側のどのような意識により導入されたかも説明しており、退職一時金の事業主にもたらす危険を回避する方策として主に米国の企業年金・協約による社外基金の例から学んだ結果だろうと云う。労働側も社内預金の不払や退職金不払より安心な選択との判断だっただろう。なお前述の戦前厚生年金の評価や1954年時に完全報酬比例から定額部分を導入した理由を簡潔に記した部分も興味深い。その理由とは英国の国

民保険が定額制であったこと、米国の年金制度も再分配的要素をある程度含んでいたこと、日本の賃金格差が特に再分配的配慮の必要を感じさせたことである。

(3) 租税・社会保障による再分配効果の実証分析

同じ号に、日本女子大教授の久保まち子が年金を含む社会保障と税制による所得再分配の状況を被用者世帯と非被用者世帯について分析している。これは所得・社会階層別再分配論の始まりであり一時点での横断面比較による実証研究の端緒と言えよう。なお当時から公的年金は稼働世代から退職後世代への再分配という世代間再分配の概念は存在したが、1980年代に入って同時出生集団別生涯受給額対生涯拠出額（一個人・一集団の異時点間再分配）の比較研究が登場²⁴⁾しその後、財政収支全般に亘る世代会計の分析が現れる。更に近年では同時出生集団別に将来の世代内再分配の状況を推測しようとの研究も見られる。

(4) 社会保険と私保険の異同問題

同誌1巻4号には一橋大学教授・高橋長太郎が「社会保障の財源」という題で、再分配の手段としての社会保障の社会性や公共性について概念を明確化している。また正義を中心とする社会倫理が構成されて初めて社会保障の中核たる経済保障措置が採用されることを指摘、更に公正とは「社会的に比例して」の意味だと述べている。創刊当時あるいはその後間もない時期の同誌は、大いに気負って社会保障の理念や概念、守備範囲、そしてその機能や効果について基本的な議論を提示しており、現代の錯綜した経済社会・政治状況と同制度の下で年金問題を論ずる場合の原点を示しているように思われる。

同教授は社会保険が強制加入で保険数理に基づかない以上その保険料は目的税であると述べ、社会保険の前提は「給付・反対給付均等の原則」かそれとも「収支相等の原則」か専門家の論考の明確化を要請した。これに応え同誌2巻3号は2人の論者の議論を紹介している。先ず大阪市立大学教授・近藤文二は社会保険の保険原理は集団全体の「収支相等の原則」であり他方の原則はミクロの原理だと云う。これに対し庭田慶応義塾大学教授

は収支相等の原則が長期に亘って侵犯されている健康保険の例を挙げ、その原因は国庫負担にあるとし、更に事業主負担すら「給付・反対給付の原則」を侵犯していると論じている。

つまり私保険と社会保険とは決定的に断絶しており後者が再分配を志向していることからそれが主張出来ると述べている。筆者は、同論文では事業主負担が誰に帰着するかの証明が欠けており、また国庫負担は保険料引き上げを不十分にしやすい土壌を形成しているが、両者の断絶は社会性が附加されている以上当然だということである。また当時の健保の恒常的赤字は利益団体間の利害調整や経済的環境を考慮した政治的妥協の結果であり、年金保険についても同じだと判断している。ただ国庫負担も結局は被保険者負担であって応能負担の財源であるため「収支均等原則」が成立していないのは事実である。

(5) 高齢化、成熟化と制度間格差問題

同じ号には懸賞論文入選第1席の横山和彦・日本社会事業大学助手の「わが国社会保障の将来について」が掲載され、そこでは1960代の人口予測による高齢化の予想、年金の現状、十年間の見込と、暫定的な解決策が述べられる。同予測でも1990年代以降高齢化の速度が増大することが先ず指摘され、次に公的年金の適用状況は良いがその成熟度が極めて低く、老齢年金の給付水準が欧州諸国と比べ加入期間の伸びる程割高なことが示される。現時点で見れば制度設計の不味さと言えよう。給付水準については中核的な厚生年金の非常な低さが生活保護の水準や共済組合系統の水準と比較して示される。

今後、厚生年金受給者は徐々に増大し特に1980年代以降、その増加は急速化するが、給付水準は低く留まり標準年金でも生活保護水準に満たないだろう、その原因は給付計算に含む標準報酬の期間が長すぎ過去の報酬の評価が低い事にあると云う。これと関連して分立する年金制度間の差が取り上げられ、スライド制以前に再評価問題を取り上げるべきだとしている。更に年金制度上の妻の座を明確にすることが求められている。

これら初期の『季刊社会保障研究』掲載論文を

取り上げた理由は、現在論ぜられている多くの議論の根源がこの時期に既に示されており、当時の問題提起に遡って現行の議論の出発点を振り返る必要を感じるからである。

3 第3回財政再計算と5万円年金

3回目の財政再計算時の1969年²⁵⁾は厚生年金が1954年に再建されてから15年、1942年の労働者年金保険創設より27年経過し、厚生年金の受給者数も増加し続け拠出制年金制度の中で主力となる一方、家族扶養に関する社会的認識も変化し始めていた。更に日本経済自体が高度経済成長の真っただ中にあり、支給要件中でも特に給付水準を巡る分立した制度間の格差は拡大する方向にあり、その解消への強い要求への対応が必要であった。そして給付改善にとって最大の障害である調整年金制度の導入は既に片づいていた。

このような環境下で製造業現役労働者の平均賃金5万円余の約40%である約2万円を、「新規」受給者（加入期間24年余の平均標準報酬月額3万8千円）に支給することが決定された。同時に定額部分を引き上げ低い標準報酬を切り捨てた。従って給付水準はかなり改善されたが現実の平均受給額は1万4千円弱²⁶⁾であった。ただ加給年金額も引き上げられ低所得者への在職老齢年金の創設や、標準報酬表の改定、保険料率の引き上げ等が行われた。また1971年の財政再計算時へ対応策として1969年改正時に国民年金の夫婦で月額2万円への引き上げ、福祉年金の改善、付加年金の導入、保険料の引き上げが行われた。

再々の給付改善は保険料の引き上げを必要とする。しかし又もや平準保険料率に向けての引き上げは不十分で実際の保険料率との差は徐々に開く結果となり、段々に賦課方式に傾いて行った。更に保険料引き上げの不足を国庫負担の増額で補う方法が採られ、国庫負担は給付時負担であるため、受給者が増える後代の一層の負担となっていく²⁷⁾。

4 福祉元年に向かう改正と議論、およびその後の情勢変化

(1) ILO128号条約²⁸⁾の基準に向けた改正と議論

第4回の財政再計算は1974年の予定だったが1969年以降も、所得倍增計画による高度経済成長の中で消費者物価の急騰が続き年金給付実質価値の著しい低下と、それを受けた厚生年金の緊急措置的改正や、国民年金の経過措置である10年年金支給の開始やその受給者増に伴う国民年金の準備的改正が続き、再計算に備えた改定作業は早くも71年末から72年に掛けて厚年・国年両制度について開始され、両者とも1973年に法改正される²⁹⁾。その際考えられていたことは、ILO128号条約基準の「35年加入で平均給与の45%」を目指し、「27年加入の被保険者の平均標準報酬の60%程度」を設定することであった。

この水準は5万円年金と呼ばれるもので、加入期間27年で再評価後の標準報酬月額8万4600円の者に妻の加給分を加えて月額5万2千円余を支給する。これで加入期間20年以上の新規受給者の約1/3が5万円以上を支給されると見込まれていた。改正の第2点として在職老齢年金の支給範囲が拡大され、第3番目に障害年金・遺族年金の最低保障額の引き上げがなされた。また国民・厚生両年金の均衡を図るため国年では25年拠出で月額2万円とし、付加年金を引き上げて夫婦で5万円となるよう改正した。更に10年年金を夫婦で2万5千円に、5年年金を1万6千円に増額した他、各種福祉年金を大幅に引き上げた。

更に厚生・国民両年金へのスライド制を導入し全国消費者物価指数が5%以上変化した場合、その変動に応じて給付額を自動的に改正することとなった。これは大幅な給付増額と併せてその実質価値を維持する画期的な改革であり、この改正の年を福祉元年と呼ぶことになる。その他、厚生年金では保険料率と標準報酬等級の上下限の引き上げ、および積立金の福祉還元の充実が行われ、国民年金では老齢特別給付金、2級障害福祉年金の創設、高齢者の任意加入（5年年金）の再開、保険料の追納と引き上げ、国庫負担の増額がなされた。

こうした改正で厚生年金20年以上加入の新規受給者中1/3が5万円以上の年金を受給出来るとの見込が立てられた。実際1973年の受給者の平均年

金額は前年の2倍以上、3万8千円余となり³⁰⁾、漸く生活保護基準（2級地の老人夫婦で生活扶助に住宅扶助と老齢加算を付けた額）を上廻るものとなった³¹⁾。これは確かに戦後初の画期的な給付水準であり、日本経済最盛期の成果だった。しかし同年秋には第一次石油危機が日本経済を襲い異常な物価高騰が年金の実質価値を下落させ、更にスライド率をかなり上廻る大幅な賃金上昇が加入者の平均標準報酬と平均年金受給額との乖離を生ぜしめた。

（2）経済環境の激変と短期的対応

経済環境激変の中で厚生・国民両年金制度は1974年以降、物価スライドやその実施時期の繰り上げを行った。また賃金引き上げによる生活水準の上昇には財政再計算の前倒しで、1976年に賃金スライドに匹敵する方策を取り定額部分の引き上げ、報酬比例部分の再評価および加給年金額の引き上げを行った。また拠出制国民年金では25年加入の夫婦に7万5千円を支給し、増大する福祉年金受給者には給付額の引き上げで対応した。なお厚生年金では平均標準報酬月額14万円余の28年加入者の標準年金額は月に9万円余³²⁾となる。こうした標準年金受給者は加入期間20年以上の者の新規受給者の半分程度と見込まれた。

給付水準という視点に立てば1976年の改正は1973年のそれに並び立ち、実際の平均年金受給額も6万9千円弱³³⁾で対平均標準報酬比48%余と向上していた。更に1977-79年間も物価スライドや福祉年金の引き上げが実施時期の繰り上げと共に繰り返される。こうした無謀とも言える給付改善が、経済環境の悪化の中で何故続行されたのか大きな疑問を感じるのである。しかも相変わらず保険料の引き上げは労使の反対や政界の思惑により充分とは言えず、国庫負担の増額で補われた。

一つの原因は高齢化率がそれでも未だ7%台にあったこと³⁴⁾、すなわち稼働世代人口の割合が比較的高く、受給世代人口の比率が低かったことにある。二つ目の原因は年金制度が未成熟で受給者自体が少なく³⁵⁾、受給者の平均加入年数も短かったことである。また第三には受給者のかなりの割合が福祉年金や経過年金受給者³⁶⁾であったこと

もあろう。今になれば一番目の原因と絡むが、人口の将来予測とくに出生率の見通しや平均寿命の伸び、また日本経済の成長鈍化も考慮すべきだったと現時点では言えよう。

第4の原因として上述のような状況のため積立金の累積が多額に昇り、インフレによる実質価値の減価を恐れたり、必ずしも適切な運用がなされないためもあり、産業経済への資金提供よりも加入者への利益還元を重視していたことも考えられる。このような考え方が1970年前後に脚光を浴びた、積立金の取り崩しによる給付額の増大を図る賦課方式化論者の台頭をもたらす。他方では福祉還元融資への動きもあり厚生年金加入者への低利の住宅融資や、大規模リゾート地の全国展開となって現れる。この他にも年金を担保として小口貸付をするとか、教育貸付等を行った。

（3）研究者・政策担当者達の主張

石油危機の前後『季刊社会保障研究』には社会保障・年金に関する議論が集中的に掲載され始めた。例えば同誌1972年別冊号の<社会保障研究基礎講座>では、厚生省小山進次郎が「年金制度の問題点」と題して①年金制度の未成熟、②制度の分立、③経済成長への対応不足、④老年施策としての位置付けの曖昧さ等を論じている。①については老齢年金受給者率（対60歳以上人口比）を欧米と日本6カ国間で比較し成熟の遅れ³⁷⁾を指摘し、そしてその遅れは経済水準自体がこれらの国々より低く年金制度の創設が遅れたことが基本だと述べている。

同時に制度発足時における経過措置の不充分さも指摘されている。それは厚生年金の定額部分や国民年金に厳しい期間比例原則を貫いたことである。確かに国民年金では福祉年金や10年年金、あるいは5年年金によりある種の経過措置は取られ制度成熟促進の工夫は見られたが、期間比例給付は制度発足時における低額年金受給と成熟時における高額年金受給者多発の問題を内包している。②については制度の分立が通常、支給開始年齢の相違と給付額の高低で語られるが、本来早期支給ならば低水準給付である筈なのにそれとは逆に、低年齢で高額支給となっている矛盾が丁寧に指摘

されている。

③の趣旨は、高速の経済成長の中で過去の標準報酬読み替えと、賃金スライドの欠如あるいは遅れを指摘し、それらの必要を説いているように受け取れる。最後に④については受給者の生涯を考慮した就労から年金受給への移行時期の見極めと、高齢低賃金就労者への調整措置としての在職老齢年金の必要性、世代間公平の視点から見た非拠出制年金の重要性を記している。最後の点は同時に世代内公平の問題とも受け取れる。なお巨額の積立金については上記研究所経済研究部長地主重美が、同誌第5巻4号（1970/3）の「1960年代の年金問題」という論文で問題点を指摘している。

それらはもともと日本の公的年金とくに厚生年金は、①制度発足後の年数に比して受給者が少数で保険料収入が蓄積し易く、この強制貯蓄が財政投融资の原資として高度成長に大きく貢献していること。②運用利率が消費者物価をやや上回る程度に法定され制度の利子収入を抑制していること。③民間金融市場を圧迫する可能性のあること等である。こうした同氏の意見は後の「積立金を取り崩して給付を増額する」という賦課方式論に結び付き易い。事実同氏は1971年冬には賦課方式に傾斜した主張を一般経済誌等に公表しており、これが大きな反響を呼ぶ。

日本は1970年に国連の定義による高齢化社会に達しており又、核家族化も進展すると予想されていた。60歳定年問題も絡み年金の給付水準は大きな政治問題であった。同誌第8巻3号（1972/12）はシンポジウム形式で日本ILO協会の高橋武や日本団体生命保険㈱監査役の村上清等の賦課方式批判論を掲載している。前者は地主の議論が制度の未成熟問題を給付水準の高低と混同させていると指摘し、後者は私保険の専門家として賦課方式は制度成熟の時点から後に過酷な保険料引き上げを起すこと、一般に考えられている修正積立方式は幻影で、実際には長期を単位として賦課方式に向かっているとの主張を述べている。

同様に早稲田大学教授の安藤哲吉も1971年の『季刊社会保障研究』別冊号で当時の賦課方式化への反論を記している。すなわち賦課方式が成立

つためには、人口高齢化傾向が存在しないこと、また受給資格期間が極めて短く既に年金制度が成熟していること、の二つが大前提であると述べている。しかし我が国ではこれら二つの条件とも満たされておらず、賦課方式の採用は将来の勤労世代に大きな負担を掛け、世代間不公平を生ずるという極めて現代に通ずる批判である。更にILOの段階保険料方式も、持続的な経済成長と高い貯蓄率の保持がなければ同様に後世代の大きな負担を招くと指摘している。

5 制度設計の矛盾と時代環境の変化

筆者は制度開始時と再建時に設定された長い資格期間や、給付とくに定額給付に課された期間比例の法則が災いしたと理解している。これが制度の成熟を遅らせ急激な経済社会の変化に適応出来ない状況を導いた。例えば世界大戦への参画時に生み出された厚生年金制度は、統制経済の強制とその突然の中止と崩壊によって殆ど破壊され、出直し再建時には10年以上前の経済水準の中で沈没寸前であった。その後、敗戦時の混乱した経済情勢から家計、企業、産業、金融・財政、国民経済の立て直し期に対応して、徐々に給付・保険料水準を引き上げて来たが、時代環境とくに経済的・政治的制約の中で万全ではなかった。

周知のように日本経済は1955年頃には復調し高度経済成長の方向に向かう。この中で国、家計、そして企業も保険料拠出が可能な状況となって来た。しかしそれ以前に再構築された厚生年金は修正積立方式を取る他なかった。またそれ以後も早い賃金上昇との乖離を回避するための給付改善と、少数の受給者および多数の被保険者に基づく積立金の累増に惑わされ、保険料引き上げは充分でなかった。経営者、労働組合そして政治家も保険料の十分な引き上げを了承して来なかった。一部の有識者が正論を吐いたとしてもそれが通用するとは限らない。

筆者は積立金について次のように考える。すなわち安定的で確実な運用を第一とすべきこと。また利子収入に過大な期待は禁物だが物価上昇をやや上回る程度に法定するのは拘束が強すぎるこ

と。更にその規模の巨大さから民間金融市場の攪乱要因となる可能性についても配慮が必要であること等である。賦課方式への急傾斜に至るもう一つの大きな原因は、小山氏が述べているように制度の乱立にあったと考える。何故なら被用者年金の中心である厚生年金は、国・地方公務員共済組合や私立学校共済組合に代表される高い給付を支給出来ていなかったからである。

このようにして日本経済の成長速度が落ち始め、人口構造も経済自体や年金制度に不利化しだし、出生率が低下を続ける中で年金給付総額は他の社会保障給付の比重を上廻り始め国家財政の危機の中でその合理化を迫られることになる。

V 減速経済・高齢化社会向け年金制度への改革・調整

1 第二臨調答申、制度審建議、および長期懇の意見

社会保障とくに年金制度に関する合理化については、第二次臨時行政調査会（土光敏夫会長）の第三次答申（1982）³⁸⁾が大きな推進要因となった。第1次石油危機（1973）を契機に日本経済の成長率は従来の半分程度となり、歳入不足が続く中で国債依存度が高まり国家財政の健全化のため社会保障支出の効率化が求められていた。同答申の中で年金・医療とも社会保険は幾つもの制度に分立し制度ごとに内容に不均衡があること、また将来の年金財政の基盤が不安定で高齢化と制度の成熟化により、現行の給付水準と負担の関係のままでは危機的状況を迎えると指摘されている。

そのため全国民を包含する統一的制度により、基礎的年金を公平に国民に保障することを目標としつつ、長期的制度運営の安定強化を確保する方向で改革を進めるが、被用者年金の統合を図る等により段階的に統合すること。先ず国鉄共済年金と類似制度との統合を図り、将来の一元化を展望しつつ給付体系・条件等について制度間の不均衡解消、制度ごとの合理化、複数制度間の併給調整等を行うこと。また給付水準自体の適正化、高齢者雇用の動向を勘案した支給開始年齢の引き上げ

等により制度運営の安定化を図ること。なおその際に被用者の無職の配偶者への年金の保障問題を解決することも記されている。

一方、社会保障制度審議会は第1次石油危機直後の1975年に高齢社会に対応する社会保障全体に関する建議、1977年には「皆年金下の新年金体系」と題する建議を公表した³⁹⁾。そこでは①新しい年金の理念、②新しい年金体系、③年金受給者の生活、④新しい年金体系の諸問題について述べている。すなわち①では高齢人口の急激な増加とそれを扶養する稼働人口の停滞に向けた現行年金制度の抜本的改革、および無年金者を失くし福祉年金、5・10年年金のような経過的措置を一掃する必要を主張している。そのため高齢者の生活実態を正しく把握し生活の基本的支柱としての機能を持った年金という理念を打ち出した。

また分立した各年金制度間の整合性の欠如と制度間不公正を是正するため、共通して均等化し得る部分を探り、全額国庫負担の一定額を一律に支給する「基本年金」樹立を提唱した。その上に社会保険方式で自主運営される改変後の各現行年金制度を乗せ、不公正と格差を縮小させ、且つ財政基盤を固めるとする。なお支給開始年齢はどの年金も65歳とし、その前後の高齢者と雇用市場との関係を大きな課題として、長期の見通しに立ち定年年齢の引き上げを計画する。ただ支給開始年齢引き上げは段階的に実施し、退職して再就業出来ない者には有期の退職年金を認め、低賃金者に対しては在職老齢年金を支給する。

基本年金は全額国庫負担とするため、財源は長期安定を目指す年金税とも呼ぶべき付加価値税が望ましい。更に両種年金給付は高齢者の生活費総てではなく、老人夫婦世帯の標準的な消費支出の5割程度を賄う水準とし、各人の個人的蓄えや家族からの支援を期待している。なお高齢で離婚した被用者の妻の無年金問題を解消するため、現在「空期間」とされている婚姻期間を「実期間」と変更し、これにより被用者の妻の国民年金への任意加入を廃止する。

これとは別に厚生省の危機意識は同省に「年金制度基本構想懇談会」を設置し同年の中間意見を

経て、1979年には最終報告「我が国年金制度改革の方向—長期的な均衡と安定を求めて」⁴⁰⁾により改革の必要と基本的考え方を発表した。そこでは確実に到来する高齢化社会に対応した年金制度改革の方向が述べられている。すなわち国民年金発足から20年近く経過し本格的な成熟段階に達した時点で、国民の年金に対する関心と期待が高まっている一方、年金制度間の不均衡、適用や給付の不合理等が指摘され、更に将来の財政負担に対する危惧と憂慮が大きくなっている。

従って制度全体に亘る総合的・体系的見直しを行い、不合理の是正と各制度の財政基盤の安定化が望まれる。ここで改革の基本的考え方として社会保険方式を原則としながら、公正で効率的な保障を求めることが記され、分立を前提としながらそれに伴う不均衡の是正と財政の安定を図るべきと述べられる。すなわち現行制度からの移行による混乱を最小に留め、給付と負担の関係を税財源の場合より明確にし、給付の増大に対する税収の今後の伸びの厳しさを危惧し、社会的連帯を図る方途として社会保険方式を選んでいる。

ところで前述のような制度の分立に伴う諸問題を一掃するために、各制度間の基礎的給付を統合し新たに全国民を対象とする均一給付の年金制度を創設しようとの構想がある⁴¹⁾。本懇談会は、分立した制度を前提に部分的な統合により様々な不均衡等の是正を図るものとする。それは先ず被用者と非被用者とは労働の形態や生活の態様、老後の稼得手段等が異なり年金に対するニーズも違い、被用者年金と国民年金とでは適用、給付および費用負担の仕組みも大きく異なっているからである。従って一定の基準の下で制度間調整を行うことにより、漸進的に基礎年金構想を実現してゆくべきであると云う⁴²⁾。

2 年金の個人貯蓄・労働供給との関係および年金制度の財政方式

石油危機や経済の低成長の下、人口の急速な高齢化と年金制度の成熟見通しを受け、年金制度とマクロ経済との関係が誌上で論じられ始めた。『季刊社会保障研究』第9巻1号（1973/8）の地主重美

論文「70年代の年金問題」は、再分配による勤労・拠出意欲への影響と個人・政府貯蓄への影響に触れている。但しこれらの点は十分に展開されておらず、論議は多岐に亘り年金制度の改善が生活保護の性格を変える可能性、年金支給開始年齢と定年の乖離による老後生活の不安と、定年退職者の再就職の道を開拓すべきこと、中央政府の行政活動は所得保障政策に限定し、サービスは地方政府の管轄にすべき事などが述べられる。

年金制度のマクロ経済への影響をより包括的に論じた論文は同誌第11巻3号（1976/1）に登場する。高山憲之武蔵大学専任講師（当時）は「所得保障の経済学的分析—所得再分配へのアプローチ—」で、ミクロ経済学の視点から①所得保障の貯蓄率への影響、②生活保護、賃金補助、負の所得税等の所得保障政策が労働供給の誘因に如何なる差異をもたらすか、③各種の所得保障政策は経済厚生上どう評価されるか、等の問題を取り上げた。またマクロ経済学的視点からは④富者から貧者への所得移転により国民所得水準はどのように変化するか、⑤その際、富者の負担する移転・税の帰着はどうなるかを問題とした。

同じ頃、支給開始年齢の設定方法に関する問題提起が、同誌第11巻4号に厚生省年金局数理課課長補佐の田村正雄による「財政面から見た年金年齢」という同研究所公開研究座談会での報告でなされた。そこでは基本的に給付水準、被用者負担、および支給開始年齢が相互に関連していること、就業構造基本調査から日本の年齢階級別有業率を見るとほぼ65歳を境目に退職者割合が急に増えること、諸外国の老齢年金支給開始年齢と年齢別人口との関係を見た上で、日本の年齢別人口の将来推計から判断すると2000年頃には我が国でも65歳支給が妥当となりそうな表を掲げていて興味深い。

現在、大きな論争の的となっている年金の財政方式について高山憲之の「積立方式と賦課方式」と題する論文が登場するのは同誌第12巻4号（1977/3）である。同論文は幾つかの仮定の下で経済学の理論モデルを用い、各方式がどのような条件下でより有利となるかを検証している。結論

は今日よく知られているように、「人口成長率と（実質）賃金上昇率の和が、（実質）利子率を上廻るとき、実質的な生涯所得の合計額の現在価値は、年金積立をする場合よりそれをしない場合の方が社会全体として大きくなる」というアーロンの命題と同様なものである。

当時の日本経済・金融状況や人口要因の様相は現在とは全く異なる上、新しく長寿化という要因を計算に入れねばならないことが1985年の基礎年金導入以降明らかになったとは言え、同論文は年金問題を論ずる際の大きな刺激となった。高山は後日、同時出生集団毎に生涯年金受給額対生涯年金保険料総額から導かれた収益率なる指標を用いて、同集団間不公平の存在を指摘する論文を書き⁴³⁾、大きな問題提起を行うがそこでは実証分析が中核を成している一方、上掲の論文はあくまでも理論的検証に留まっている。

同じ号には社会保障問題シンポジウム（1）の報告として地主重美氏が「社会保障と個人貯蓄」という寄稿をし、「70年代の年金問題」で触れた課題に本格的に取り組んでいる。最初に1960年代初め以降の日本とアメリカで展開された社会保障と個人貯蓄との関係の研究を整理し、次いで社会保障の種類と貯蓄目的、人口の年齢構成と家族規模等を念頭に置きながら、社会保障効果のミクロとマクロの分析を行っている。ミクロ分析ではライフサイクル貯蓄、備荒貯蓄と社会保障の関係、所得や資産増加の個人貯蓄への影響、社会保障の退職への影響等で注意すべき点を挙げている。

またマクロ分析では所得再分配の個人貯蓄にもたらす影響について述べ、更に個別家計の生涯設計を社会の総体計画に拡張する場合に人口の年齢構造変化に留意すべきだとする。最後に静態的ライフサイクル・モデルを用いて個人貯蓄への影響を探っているが、基本モデルからは、総体貯蓄率が全人口の年齢構成の減少関数であるとしている。その他にも完全拋出制の場合、および完全無拋出型・一部拋出型の場合を検討しているが、結論としてマクロの個人貯蓄率は社会保障の無い場合が最も高く、次いで完全拋出型、一部拋出型、完全無拋出型年金制度の順で高いとしている。

同報告は社会保障とくに年金制度の個人・総体貯蓄への影響分析への大きな刺激となり、同誌第13巻2号（1977/9）には地主と深谷昌弘成蹊大学助教授（当時）がこの主題で寄稿している。前者はライフサイクル・モデルを動態化し、「経済成長率と個人貯蓄との関係、社会保障導入が個人貯蓄率の成長率弾力性に与える影響、高齢化が個人貯蓄率に及ぼす抑圧効果の程度、利子率と成長率との大小関係により年金制度の財政方式が個人貯蓄に与える影響が異なる」事などを示した。ただ将来の不確実性要因、所得リスクと資産リスク等は老齢保障が代替出来るものでないことを最後に注意している。

深谷論文ではミクロの個人貯蓄をマクロの個人貯蓄に合成する際の誤謬について慎重に幅広く検討し人口の年齢構成の他に、不確実性の認識効果や早期退職効果を指摘し合成の難しさを示す。更に個人貯蓄を越えて社会総体貯蓄、特に政府貯蓄との関係を取り上げ、年金制度の財政方式の選択問題に進む。深谷によれば賦課方式は稼働世代から退職後世代への所得再分配を担保として稼働期の控除所得を増大させるから、総貯蓄率は確実に積立方式の場合より低下する。そしてどちらの財政方式を選択するかは結局、世代間の分配の公正と効率性の犠牲とのバランスの問題だろうと云う。

この後に集中的に展開されるのが所得保障特に年金制度が高齢者の労働供給に与える影響や、公的年金制度と雇用問題の関連、高齢化社会における労働供給の問題で、同誌第15巻1号（1979/6）および2号（1979/9）で論じられている。1号には島田晴雄慶応義塾大学教授の「所得保障と高齢者の労働供給—社会保障と雇用政策をめぐる一側面」が、2号には孫田良平日本賃金研究センター研究主任の「社会保障政策とくに公的年金と雇用問題の調整について」と神代和欣・桑原靖夫（横浜国立大学教授、日本労働協会研究員）の「高齢化社会と労働供給の問題点」が掲載されている。

島田論文は米国における1960年代後半から1970年代前半の標題に関わる研究の展開を辿り、この間に理論設定や資料開発に大きな進歩があったこ

とを先ず紹介する。次いで我が国でも実施以前にその政策効果を予め分析・推測しておく重要性を指摘し、日本の現存資料の欠陥を補う統計資料開発（個票データ）の必要性を述べ、年金制度の普及と成熟化に即した綿密な観察が涵養であると結んでいる。個票データの必要性が既にこの時点で日本でも意識されていたことになる。

神代・桑原論文は農林就業者の比重低下と雇用者世帯の妻の労働力率の上昇に注目し、女性労働力率の趨勢的上昇の転換点の到来を予期し、また国際的に高水準の日本の男性高齢者の労働力率を下げる要因を探っている。そのため日米の労働供給に関する実証研究の成果を展望しているが、米国の1950年代末から20年間程に年金等の社会保障給付の改善が男子高齢労働者の労働力率引き下げに大きく貢献したと紹介している。他方、氏原正治郎や島田等が高齢者の国際的に高い日本の労働力率がこれまでの老齢年金の不充分さにあると指摘していると記している。

最後に孫田は定年制、退職金、賃金の三者につき長期的視点に立ち、企業側と雇用・社会保障政策担当者が現状を改革する必要性を述べている。社会保障財政を悪化させるような雇用市場や、定年と年金支給開始年齢の乖離による労働者の生涯設計の不透明化を打開し、新しい人事管理や中高年到達以前からの能力開発・企業内教育と社会教育を行い、退職金を老後生活向上に資する生活資金また円滑な労働力転換を図るための必要経費として、特に企業年金を中心に税制面から再検討する必要性を主張している。更に公務員共済等は公的年金と職域年金の複合だから純公的年金の最低保障を明らかにすべきとしている。

3 基礎年金制度の構築に向けて

第二次臨時行政調査会の報告、社会保障制度審議会の提言、および年金問題懇談会の報告を受けて事態は大きく動き出す。それは1985年の基礎年金制度への大改革への動きである。この大改革こそ今日および将来に向けての基本的な礎となったと筆者は判断している。しかしこの問題に入る前にもう一種重要な論文を紹介しておきたい。年金

制度の改革や新しい政策の実行は大きな経済的環境の変化、および人口・社会的基盤の動揺に対して遅ればせについて行くが、人々に警鐘を鳴らし早急な対応を促すのは寧ろ担当官庁や研究者達ではないかと考える。

それらの典型は制度論研究者と呼ばれる人たちの論考にも現れる。先ず同誌第15巻3号(1980/1)掲載の山崎泰彦社会保障研究所研究員による「国民皆年金体制の再検討」、もう一つは同誌第17巻2号(1981/9)掲載の村上清氏(日本団体生命取締役)⁴⁴⁾による「年金制度の問題点と改革の方向」に触れたい。前者は「国民皆年金実現後20年近く経過し、国民年金創設の過程で問題にされ決着出来なかった事共がもはや避けて通れない基本問題として顕在化し、しかもその多くが国民年金の制度内改正では処理できない」ことを指摘している。そして適用、給付体系、費用負担等について制度間の総合的調整の必要を主張する。

後者は「財政破綻が顕在化した共済制度を目前に改革着手の時が来た」ことを認識し、どの制度も実質的には賦課方式化し非積立債務が巨額の年間徴収を将来に招来すると述べる。これらの事実を示すものとして表3、表4及び表5を掲げた。こうした事実は国の財政赤字が累積することを示すが、問題は財政面のみならず将来の稼働世代・年金受給者間の実収入の不均衡としても生じる。年金制度が稼働世代から退職後世代への所得移転であり、移転後の実収入のバランスの適正さこそ重要となる。なお生計費ニーズは稼働世代家計の方が大きい。

改革実現には経済成長、高齢者就労の促進、給付水準の適正化、および制度・家計両面での格差の見直しが重要である。特に家計側の視点は重要で女性の無年金者発生の可能性について詳細に述べ、また妻の年金による世帯の年金収入格差や、妻の状態による遺族年金格差について、更に特例や任意の規定による過剰給付の問題も取り上げている。結局、年金制度全体の整合的体系への改革を主張し、また女性の自立が進む社会では個人単位の年金となって行くと言う。厚生年金としては支給開始年齢の引き上げも考えられるが、中核は

表3 国民年金の平準保険料と拠出保険料の推移
(単位：円)

改定時期	平準保険料	拠出保険料		
		20歳～34歳	35歳～59歳	5年年金
1961年4月	128	100	150	
1967年1月	403	200	250	
1969年1月		250	300	
1970年1月				750 ^(注2)
1970年10月	852	450		
1972年7月		550		
1973年10月				
1974年1月	2,661	900		
1975年1月		1,100		
1976年4月	(76.9) 5,040	2,200		
1978年4月		2,730		
1979年4月	(80.4) 7,925	3,300		
1980年4月	(80.7) 7,980	3,770		

出典) 国民年金協会編『動き出す年金制度改革』, 376頁。

注1) 付加年金については省略。

注2) 再開5年年金は900円。

表4 国民年金収支状況の推移

(単位：億円)

年度	歳入額			歳出額	収支残	年度末積立金
	合計	保険料	国庫負担			
1961	305	184	116	0	305	305
1965	497	248	146	19	478	1,946
1970	1,849	1,064	394	163	1,686	7,271
1975	6,938	3,691	2,113	4,624	2,314	18,147
1980	19,077	11,824	5,420	15,978	3,100	26,387

出典) 横山和彦・田多英範編著『日本社会保障の歴史』199頁, 日本国民年金協会編『動き出す年金制度改革』382頁。

表5 厚生年金収支状況の推移

(単位：億円)

年度	歳入額					歳出額	収支残	年度末積立金	積立度合
	合計	保険料	国庫負担	利子	その他				
1942	1	1	0	0	0	0	1	1	
1945	6	6	0	0	0	1	6	15	16.86
1950	148	131	4	13	0	17	132	369	17.64
1955	431	342	18	68	2	79	352	1,487	17.51
1960	1,068	807	28	227	7	129	939	4,440	32.60
1965	3,852	2,974	81	784	13	428	3,424	14,414	29.23
1970	10,334	7,479	330	2,496	28	1,672	8,662	44,202	23.01
1975	31,370	22,020	1,738	7,510	102	9,888	21,481	122,869	10.63
1980	70,705	47,007	5,727	17,846	125	34,366	36,339	279,838	7.49

出典) 表4に同じ。

過剰給付の整理と給付水準を将来に向け妥当な線に徐々に修正することであると云う。

上記二論者の問題提起と整理は制度と家計に焦点を当てており有意義だが、更に制度を取り巻く国民経済の稼働状況やその中で変化する産業・就

業構造の推移も、また国民の人口構造や世帯構造の変化も年金制度に大きな影響を与え、その将来像に関する不安や危険をもたらした。こうした背景・環境を念頭に1985年には一大改革が行われる。それは3種7制度に分立した日本の公的年金制度を

一元化する上で基礎となる一步と言える。すなわち被用者年金の定額部分を国民年金の定額給付と揃え調整して新しく一階部分の基礎年金とし、二階部分に被用者年金の報酬比例給付を置く体系に整理・再編成したことである。

これは国民皆年金以来の大改正であり国民年金創設時の問題と、その後の年月に膨張した矛盾を出来るだけ解決しようとの努力の結果である。①被用者年金の支給要件、給付算定方式、その他の制度間格差を解消し、過剰給付や重複支給を解消する、②無年金発生を絶つため専業主婦の国民年金への全員加入や、障害年金の改善を行う、③また制度の成熟化に伴う平均加入年数の伸長に合わせて、被用者年金の定額部分の単価と報酬比例部分の乗率を20年掛けて徐々に逓減させ、最終的に現行の標準的な年金水準（賞与を除く男子平均賃金の68%程度）を維持してゆくこととした⁴⁵⁾。

④しかし何よりも高度経済成長の結果、国民皆保険発足時点と産業・就業構造がすっかり変化し、国民年金の財政基盤が弱体化しこの傾向が将来的に継続・悪化する上、共済組合の中にも同様な傾向を示す制度があることが、各種制度の一部統合あるいは財政調整を必要としていた。すなわち長期的視点に立つ年金制度では財政運営を安定化するためにより大きな集団を選好する。更に長期的に安定した財政運営の問題は③とも関連し、現役世代・退職後世代間公平を保つため、現役勤労者の負担や賃金水準と高齢化の進展を受け増大する年金受給世代の給付額との割合をどの程度に保つかの再検討が不可欠となった。

二階建年金の設計は既述の各審議会・懇談会等の意向を受け、各利害関係者間調整を行った結果であり、最良ではなくとも当時の経済社会情勢の下で可能だった一つのまとめとして受け止めた。勿論この基礎年金を含む新年金制度に関する矛盾や批判は多くあり、また90年代以降の経済不調や一層の高齢化を受けて再度の大改革を2004年に行っている。更に現時点でもその改革すら将来の出生率、年金財政、経済成長の見通しが甘いとの批判を浴び、制度の維持・存続を掛けて一層の改革の検証が行われている。しかし本稿では既に

紙数も尽き問題の数も内容も大きく複雑で、それらは別の機会あるいは筆者に譲る。

21世紀初頭の改革⁴⁶⁾はマクロ経済の動きや高齢化・長寿化の進展と年金給付水準を連動・調整させる仕組みが導入され極めて斬新である。それだけ経済環境の激変と高齢化・長寿化と人口減少と云う社会変動が大きかったのである。しかし分立した各制度を根幹部分で一まとめにし環境の変動に対処出来る形に1985年に整理したこと、給付水準を将来的に徐々に逓減させる仕組みを導入したことは、再度の改革の前提条件となる。従ってここでやや詳しく1985年の改革とそれを巡る論争について見て置きたい。

特に1980年代後半から1990年代初めに『季刊社会保障研究』に掲載された同時出生集団別生涯受給額と生涯保険料納入額との比較、および積立方式への回帰主張論文とそれへの批判、またそれへの反論は新しい分析手法の発展や新しい世代間公平の問題を提起し重要である。但し仮定や指標更に視野に問題がありまた年金制度に過度の不信感を生んだことも大きな課題となる。

③に関しては制度の成熟に伴う平均加入年数の伸びに合わせて定額部分の単価と報酬比例部分の乗率を20年掛けて段階的に切り下げる。その結果、改革の完成年度には給付額が男性平均賃金の68%程度の現行水準に留まりその後も同水準を維持することを目指した。それにより厚生年金の場合、保険料の最高料率が28.9%程度に収まると云う。また②の点は受給者あるいは家計の視点から見た改善である。すなわち国民年金を被用者の被扶養の妻にも強制適用し個人単位で基礎年金を支給し、改正前の国民年金に未加入の被用者の無業の妻が離婚や婚姻中の障害により十分な年金を受給出来ない状態を回避出来るようにした。

しかしこれは大きな課題を残した。すなわち被用者の妻の就業状態により保険料と基礎年金受給との関係が3通りとなる。妻も被用者の場合には自分で被用者年金の保険料を払うがその分の基礎年金は受給出来ず掛け捨てとなる。妻が自営業の場合には自分で国民年金の保険料を払い自分の基礎年金を受ける。また被用者の被扶養の妻が中高

年で離婚すると基礎年金だけ受給する。これが女性の年金というテーマで多くの研究者の関心と呼んだ。例えば『季刊社会保障研究』第21巻3号所載の木村陽子（社会保障研究所研究員）の「公的年金における妻の取り分をめぐって—予備的考察—」である。

障害年金については20歳前からの障害者にも障害基礎年金を支給し、従来の障害福祉年金を越える保障とされた。これは障害発生の時期が制度加入の前後によって保障内容に差を生ずるのを防ぐためである。すなわち国民年金の被保険者は20歳以上60歳未満の日本国内に住所のある1号被保険者、厚生年金や共済組合の被保険者や組合員である2号被保険者、そして2号被保険者の被扶養の妻である3号被保険者となり、20歳以上60歳未満の学生または被用者年金制度の老齢年金受給権者は任意加入とされた。しかし学生に関しては加入者であることの利点が喧伝され、全員加入が強く勧められた。

その他の任意加入者としては日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者、および日本国内に住所のない20歳以上65歳未満の者である。ここで上掲誌上に余り取り上げられないが重要な課題を一つ指摘したい。それは在日外国人への国民年金適用の問題である⁴⁷⁾。1961年当時の国民年金法では国籍条項が明瞭に存在し、1981年の「難民の地位に関する条約」の批准により漸く1982年に同条項が撤廃され在日外国人の国年への加入は可能となった。しかし加入以前の期間への対応に大きな疑問を残している。それは年金給付額に反映しない「合算対象（カラ）期間」を1986年4月になってやっと導入したことである。

例えば沖縄在住者には1970年に国年が設置され1939年以前に生まれた者に対し生年月日に応じた10年未満の「みなし保険料免除期間」が付けられ、1986年の基礎年金導入に際しては加入期間40年という規定に対し、1950年以前生まれの者について同様な10年未満の「免除期間」が新たに設置されその期間については10年間の追納を認めた。これは本土在住者との均衡を図るためであり、永住帰国した中国残留者邦人等の残留期間についても後

年の改正で同様な免除期間と追納の特例措置が採られた。しかし在日韓国・朝鮮人に対しては自国民待遇が取られていない。

更に1982年から1986年までの間に受給権を得られたであろう者や、その期間に強制加入し既に中年となった者は65歳まで保険料を納付しても老齢年金に結び付かない場合、任意脱退の処理をしているケースもある。合算対象期間とさえしなかったことは大変な問題で、彼らが日本国内で税金を負担していることを考慮すると全く不公平と考えられる。元来1964年の日韓基本条約締結交渉の過程で在日韓国人の法的地位に関し、韓国側は社会保険では国民健康保険や国民年金への加入を要求し、日本側が短期給付の国保のみを認めた経緯がある。これが難民条約の際にも影響を及ぼしたとも言われている。

VI 結び

戦中の厚生年金発足以来の長く大きな時代の流れの中で、厚生年金自体やそれを含む被用者年金および非被用者年金が制度自体の欠陥・矛盾と経済社会環境の変化に対応すべく、政策担当官庁、研究者、経営者、労働組合そして政治家の意見やそうした関係者間の調整によって結果的にどのように変化して来たか、主として制度の内容とそれらを主導した研究者と担当官庁の方達の主張や分析を、『季刊社会保障研究』掲載の論文中心に辿って来た。

論述を古い時代から始めたのは元来公的年金の理念がどのようなものであり環境制約の中でどのような具体的形を取ったか、時代と共に変わる経済社会と年金制度の関係を効率、公平、および安定の基準に限定して見ても様々な論点がありそれらに早くから気付いた人達がいたことを若い方々に知って頂き、それら分析の原型を更に発展させて欲しいからである。様々な要素が混沌とした状態で記されており論文用ノートの形でしかないが、現在研究・論議されている諸問題の芽が社会保障研究所中心にどのように芽生え展開して来たかを、現在の年金制度の基本形が出来るまで辿っ

た。

言及すべき論文はこれらの他にも多数あるがとてでも述べ尽くせない。ここまでを一つの段階として一層整理された形で現時点まで通観した追跡の行われるのを期待している。

追記：

注46で述べるべきだったかも知れないが、筆者は日本の年金制度全体の財政方式について現在の中・高年者との公平の視点から、スウェーデンの制度のように保険料の一部を積立に廻し大部分は賦課方式で行く方法が良いと考えている。また財源については累積債務の高む中、基礎年金を一般財源に依存するのは現実的でない判断する。日

本における負の所得税適用の幾つもの実証研究で、かなり低い水準の給付に莫大な財源を必要とすることが分かっており、根本から社会保険方式で賄い最低水準に満たない者を対象に一部を一般財源で賄う程度のことしか出来ないのではないだろうか。

注

1)『季刊社会保障研究』は、1965年に厚生大臣官房企画室管轄の特殊法人として設立された社会保障研究所の機関誌として同年に刊行され始めた。同研究所は社会保障に関する従来からの研究が法制度論や歴史研究に偏していたとの認識の下、これからは経済社会構造との関係が深く、相互に大きな影響を与え合う社会保障制度について経済学、社会学、統計学の手法による分析が重要であ

付表1 厚生年金制度の保険料率算定方式の推移

保険料改定時期	保険料率（％）			平準保険料率（％）			将来見通しに基づく最終保険料率（％）	保険料率算定方式	国庫負担割合	備考
	男子	女子	坑内員	男子	女子	坑内員				
昭和17年6月	6.4	-	8.0	6.4	-	8.0	-	平準保険料方式	男子10% 坑内員20%	
昭和19年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	11.0	15.0	-	〃	男子・女子10% 坑内員20%	
昭和22年9月	9.4	6.8	12.6	9.4	6.8	12.6	-	〃	〃	
昭和23年8月	3.0	3.0	3.5	9.4	5.5	12.3	-	〃	〃	インフレによる積立金の減価等を考慮して、暫定保険料率（未だ受給者のなかった養老年金の年金額を1,200円として算定）が採られた。
昭和29年5月（注）	3.0	3.0	3.5	5.0 4.1	3.6 3.1	6.0 4.9		段階保険料方式	男子・女子15% 坑内員20%	急激な保険料の増を避けるため、保険料率の将来見通しを作成することにより、段階的保険料方式が採られた。 「少なくとも5年毎に財政再計算を行う」ことが法律上規定された。
昭和35年5月	3.5	3.0	4.2	4.4	3.1	5.2	-	〃	〃	
昭和40年5月	5.5	3.9	6.7	6.9	5.3	15.8	-	〃	男子・女子20% 坑内員25%	標準保険料率（将来の被保険者期間に見合う平準保険料率）（男子5.5% 女子4.8% 坑内員6.7%）を当面の拠出保険料率設定の基礎とした。「保険料率は段階的に引き上げられるべきものとする」ことが法律上規定された。
昭和44年11月	6.2	4.6	7.4	8.5	6.4	20.4	-	〃	〃	標準保険料率（男子6.2% 女子5.2% 坑内員9.2%）を当面の保険料率設定の基礎とした。
昭和48年4月	7.6	5.8	8.8	10.5	13.9	46.9	19.6	将来見通しに基づく段階保険料方式	〃	標準報酬の再評価制・物価スライド制の導入。保険料率は将来見通しに基づいて算定されるようになった。（平準保険料率は参考として算定）
昭和51年8月	9.1	7.3	10.3	13.9	20.0	61.5	20.7	（平成22年）	〃	〃
昭和55年10月	10.6	8.9	11.8	19.1	26.4	65.6	35.4	（平成33年）	〃	〃
昭和60年10月	12.4	11.3	13.6	-	-	-	28.9	（平成33年）	〃	昭和61年4月から原則、基礎年金拠出金の1/3
平成2年1月	14.3	13.8	16.1	-	-	-	26.1（65歳支給） 31.5（60歳支給）	（平成32年） （平成32年）	〃	〃
平成3年1月	14.5	14.15	16.3	-	-	-				
平成6年11月	16.50	18.3	-	-	-	29.8	（平成36年）	〃	〃	保険料率を2段階に分けて引き上げ
平成8年10月	17.35	19.15	-	-	-			〃	〃	
平成11年財政再計算 （国庫負担1/3、標準報酬ベース）	17.35	19.15	25.5	-	27.8	（平成37年）	〃	〃	〃	保険料据え置き

出典）第1回社会保険審議会年金数理部会（平成13年12月25日）資料6（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/sl225-1f3.html>）
注）上段の平準保険料率は、予定利回りを当初10年間5%、それ以降4.5%とした場合、下段は全期間5.5%とした場合。

付表2 公的年金各制度の平成11年財政再計算の前提について

区分			厚生年金・国民年金	国共済	地共済
基礎数			初期値となる被保険者の性、年齢、被保険者期間別のデータ、年金受給権者の性、年齢別データ等は、平成8年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。	組合員及び年金受給権者の性別（遺族共済年金については死亡した組合員の性別）、年齢別に作成 平成10年3月末における動態統計調査及び年金受給権者統計を基に作成	組合員及び年金受給権者の性別（遺族共済年金については死亡した組合員の性別）、年齢別に作成
人口学的要素			基本的に平成6年度から8年度にかけての被保険者統計及び受給権者統計に基づいて性、年齢別に作成している。 老齢年金失権率については、「日本の将来推計人口（平成9年1月）」における将来死亡率の改善と整合性をもって改善していくものとしている。	原則として平成7年度から9年度までの3ヶ年の動態統計調査及び年金受給権者統計を基に作成	原則として平成7年度、平成8年度及び平成9年度のすべての地方公務員共済組合の実績によるものを用いる。
基礎率		賃金上昇率	実質賃金上昇率が過去10年間の平均が1%程度であること、将来の実質GDP成長率の見通しが概ね1%程度であることを踏まえ1%と考え、これに物価上昇率1.5%を加えた2.5%と設定。	同左	同左
		物価上昇率	実績平均が過去10年間で1.5%であることから1.5%と設定。	同左	同左
	経済的要素	運用利回り	今後の自主運用下における年金積立金の運用は、国内債券が中心な役割を果たすであろうことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとしている。 ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率を1.5%程度上回っていることや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を1.5%程度上回っていること（短期金利を賃金上昇率と同程度とみる）から、4%と設定。 なお、過去7年間に資金運用部に預託した分の利回りについては確定していることから別途織り込むこととしている。	同左	同左
		年金改定率	年金改定率（新規裁定者分）年当たり2.5%（ただし平成36年財政再計算期までは2.3%）	同左	同左
		被保険者数（組合員数）		日本の将来推計人口（平成9年1月中位推計）（国立社会保障・人口問題研究所） 労働力率見直し（平成10年10月）（労働省職業安定局）を使用して推計。	3ケースで計算 Ⅰ 組合員数一定 Ⅱ 対人口比率一定 Ⅲ 対厚生年金被保険者数比率一定

出典）第1回社会保障審議会年金数理部会（平成13年12月25日）資料5（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1225-1f5.html>）

るとの基本的姿勢で、また研究を政府から独立な形で運営するとして事業を開始した。

- 2) 本節については阿部（2005）、西崎（2007）、村上（2003）第2章による所が大きい。
- 3) 1929年から1931年にかけて船員保険の検討は続けられたが、1931年に衆議院で廃案となって以降1937年まで取り上げられなかった。その間の経緯は村上貴美子によっても判明していないという（村上（2003）、46頁）。
- 4) 脱退手当金は年金のような長期保険には本来馴染まないが、加入期間が20年という長さや適用範囲の狭さ等により労働者の移動の結果、保険料の掛け捨てが生ずることを避けるため、止むを得ず導入された。
- 5) 微用工の期間は2年、労働者の脱退手当金の受給資格期間は3年間であるため労働者の意欲を喪失させる。
- 6) この点に関しては横山（1977）、40-50頁が詳細に述べており、興味深い。
- 7) 戦時に社会政策的色彩の濃い政策を打ち出すには戦時体制に応じた理由をつけねばならない。労働移動禁止と購買力封鎖・強制貯蓄がそれであったろう。軍自身が年金制度に賛成でなかった記述も見られる（横山（1977）、46頁）。
- 8) 用いたのは消費者物価指数（日本銀行百年史編集委員会編『日本銀行百年史 資料編』）。但し昭和14-20年は日本統計研究所『日本経済統計集』

の生計費リンク指数が、昭和21-37年は総理府統計局『昭和21-37年 家計調査総合報告書』の戦前基準東京都指数が消費者物価指数として用いられている。

- 9) これに先立ち厚生官僚が1944年に、スペインの日本大使館を通じて大河内一男の入手した「ベヴァレッジ報告案」を複写して、1945年9月に「社会保険部門における戦後対策」と題して発表した（村上（2003）、122頁）。また1945年11月にGHQは軍人恩給の停止を指示した。その善後措置のため厚生省は省内に社会保険制度審議会を同年に設置した。また1946年4月の勅令により、「今後の事態に対処する社会保険制度整備の方策」を検討する目的で厚生省内に社会保険制度調査会を設置した。その中の社会保険、社会保障専攻の学者達が社会保障研究会を結成して、我が国の最初の総合プランとしての「社会保障案」をまとめた。同研究会のメンバーと重なる第一小委員会がこれを事務局案として検討し、第一・第二草案を経て調査会総会で「社会保障制度要綱」を答申した。これはベヴァレッジ報告の影響が強いものであった（社会保障研究所（1968）、資料158-159頁）。
- 10) 年金制度が完全積立方式で始まっても通常は時間の経過と共に徐々に成熟し最終的には賦課方式となる。修正積立方式は実際の保険料と平準保険料との差が拡大して行けば賦課方式に近づき早く成熟する。

- 11) 藤澤 (1980)。
- 12) 昭和36年度 (1961) から厚生省と大蔵省が協議の結果、毎年度積立金の25%相当額は厚生年金還元融資、特別融資として保険料拠出者等の生活向上に直接寄与する分野に運用することとなった (出原 (1966))。
- 13) 厚生省『厚生白書 昭和31年版』, 3-9頁。
- 14) 本節については村上 (2003), 横山・田多 (2007), 社会保障研究所 (1968), 厚生省五十年史編集委員会 (1988) に負うところが大きい。
- 15) 田多 (2007), 158頁。
- 16) 制度の概要については厚生省五十年史編集委員会 (1988), 1396-1398頁と厚生労働統計協会『保険と年金の動向 2012/2013』 (134-135頁)。
- 17) 任意加入の専業主婦は自分の国民年金の権利と、夫の被用者年金の権利への世帯単位での給付で二重に保護される (夫が年金受給資格を得るまで生存しその夫と離婚しない限り) が、国民年金に任意加入せずまた被用者年金加入の夫と中高年で離婚すれば無年金となる。
- 18) 社会保障研究所 (1968) 資料, 209-210頁。
- 19) 清水 (2007), 188-189頁。
- 20) 社会保障研究所 (1968) 資料, 259-260頁。
- 21) 調整年金が成立するまでの経緯については厚生省五十年史編集委員会 (1988), 1416-1420頁および社会保障研究所 (1968), 資料509-520頁に詳しい。
- 22) 1952年6月28日, ILO第35回総会で採決。日本は1976年に批准。
- 23) 昭和40 (1965) 年改正については厚生省五十年史編集委員会 (1988), 1408-1413頁。
- 24) 高山 (1981)。
- 25) 昭和44年改正については厚生省五十年史編集委員会 (1988), 1421-1423頁。
- 26) 平均一人当たり厚生老齢年金額の推移については厚生省『厚生白書』昭和49年版, 358頁, 第3-1-10表。
- 27) 当時の年金財政予測は利率率, 被保険者数, 受給者等の保険数理の枠で行われており, それらがマクロ経済の動きとの関連を欠き静態経済下での予測であると批判されていた。そこで1973年の年金制度改正から経済変動を表わす要素として賃金上昇率, 物価上昇率および運用利回りが基礎率という名称の下で財政再計算に取り入れられることとなった。しかしこれらの基礎率は1999年の財政再計算までは過去10年の平均値を外挿する方法に依っていた。2004年の改正で初めてマクロ経済との関わりが年金財政の将来予測に組み入れられることとなる。こうした経緯については厚生省年金局数理課 (2009), および亀田 (2006)。なお研究者による年金制度とマクロ経済との関わりをモデル化した分析は, 市川ほか (1980) を始めとして1990年代以降幾つも登場する。
- 28) 障害, 老齢, および遺族給付に関する条約, 1967年6月にILO総会で採択。日本は未批准。
- 29) 昭和48年改正については厚生省五十年史編集委員会 (1988), 1431-1436頁。
- 30) 厚生省『厚生白書 昭和49年版』, 358頁。
- 31) 厚生省『厚生白書 昭和49年版』, 379頁。
- 32) 厚生統計協会『保険と年金の動向 2012/2013』, 233-234頁。
- 33) 厚生省『厚生白書 昭和52年版』, 336頁。
- 34) 1970年7.1%, 1975年7.9%, 1980年9.0% (厚生統計協会『厚生統計要覧 昭和57年版』, 19頁)。
- 35) 成熟係数は年金制度全体が1970年11.5%, 1975年に21.3%, 厚生年金では1970年に5.4%, 1975年に10.1%, 1978年に15.7%となる (厚生統計協会『厚生統計要覧 昭和57年版』 221頁より算出)。
- 36) 福祉年金受給者は受給権者総数の65% (1970), 43.5% (1975), 30.5% (1978) になる (厚生統計協会『厚生統計要覧 昭和57年版』, 221頁)。
- 37) 日本では1970年で44-48%位, 欧米では70-90% (小山 (1972), 11-12頁)。
- 38) 第二次臨時行政調査会「行政改革に関する第三次答申—基本答申— (抄)」 (日本国民年金協会 (1983), 69-72頁)。
- 39) 以下は日本国民年金協会 (1983), 145-170頁。
- 40) 日本国民年金協会 (1983), 237-270頁。
- 41) 日本国民年金協会 (1983), 244頁。
- 42) これについては村上 (1977)
- 43) 注24) を参照。
- 44) 年金制度基本構想懇談会の委員
- 45) 厚生統計協会『保険と年金の動向 2012/2013』, 238-245頁。
- 46) 2004年の改正はマクロ経済スライドによる一種の確定拠出型年金制度への変更を含む。なお現在, 問題になっているようにデフレ下でもマクロ経済スライドは実行されるべきである。
- 47) (1) 多民族共生人権教育センター「在日韓国・朝鮮人に対する社会保障制度-無年金問題について-」 (<http://www.taminzoku.com/opinion/op0205-2munenkin.html>), (2) 清水直樹「国民年金法と外国人問題」 (<http://www.interq.or.jp/asia/lee/opinion/shimizu.htm>)

文献目録

- 阿部公一 (2005) 「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」『東北公益文科大学総合論集』第9号。
- 阿部公一 (2006a) 「1960年代における厚生年金の制度展開について—賦課方式への傾斜—」『東北公益文科大学総合論集』第10号。
- 阿部公一 (2006b) 「高度成長末期における厚生年金の制度展開について—賦課方式への傾斜—」『東

- 北公益文化大学総合論集』第11号。
- 安藤哲吉 (1970) 「年金制度の現状と課題」『季刊社会保障研究』別冊No.24。
- 安藤哲吉 (1971) 「年金制度の問題点」『季刊社会保障研究』別冊No.29。
- 市川洋・林英樹・馬場啓之助・岸功 (1980) 「社会保障の国民経済的地位に関するモデル分析」『季刊社会保障研究』Vol.16, No.2。
- 市川洋・林英樹・馬場啓之助・岸功・三上美子 (1981) 「社会保障の政策効果測定に関する研究」『季刊社会保障研究』Vol.17, No.2。
- 牛丸聡 (1982) 「公的年金制度に関するいくつかの見方」『季刊社会保障研究』Vol.18, No.3。
- 大熊一郎 (1965) 「社会保障の経済学」『季刊社会保障研究』Vol.1, No.1。
- 加藤久和 (2001) 「マクロ経済、財政および社会保障の長期展望—供給型計量経済モデルによる分析—」『季刊社会保障研究』Vol.37, No.2。
- 神代和欣・桑原靖夫 (1979) 「高齢化社会と労働供給の問題点」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.2。
- 亀田啓悟 (2001) 「年金財政再計算における経済的基礎率の連立立可能性—金融資産市場モデルを用いた実証分析」『季刊社会保障研究』Vol.37, No.2。
- 亀田啓悟 (2006) 「平成16年財政再計算における経済前提について」『会計検査研究』No.23。
- 木村陽子 (1985) 「公的年金における妻の取り分をめぐって—予備的考察—」『季刊社会保障研究』Vol.21, No.3。
- 久保まち子 (1965) 「日本における社会保障制度と所得の再分配」『季刊社会保障研究』Vol.1, No.2。
- 健康保険連合会編 (1955) 『社会保障年鑑』東洋経済新報社。
- 権丈善一 (2006) 『医療年金問題の考え方』慶応義塾大学出版会。
- 厚生省保険局 (1958) 『厚生年金保険十五年史』厚生年金事業振興団。
- 厚生省年金局・社会保険庁運営部 (1993) 『厚生年金保険五十年史』厚生年金事業振興団。
- 厚生省 (1956) 『厚生白書 昭和31年版』。
- 厚生省 (1971) 『厚生白書 昭和46年版』。
- 厚生省 (1974) 『厚生白書 昭和49年版』。
- 厚生省 (1977) 『厚生白書 昭和52年版』。
- 厚生省五十年史編集委員会編 (1988) 『厚生省五十年史』厚生労働問題研究会。
- 厚生省年金局数理課 (2009) 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し (詳細版) —平成21年財政検証結果レポート」。
- 厚生労働統計協会 (2012) 『保険と年金の動向 (2012/2013)』厚生労働統計協会。
- 厚生省大臣官房統計情報部 (1982) 『厚生統計要覧 昭和57年版』。
- 国民生活センター編 (1977) 『年金制度と高齢労働問題』お茶の水書房。
- 小山進次郎 (1966) 「我が国における社会保険の問題点」『季刊社会保障研究』Vol.2, No.3。
- 小山進次郎 (1972) 「年金制度の問題点」『季刊社会保障研究』別冊No.34。
- 近藤文二 (1966) 「社会保障における保険原理」『季刊社会保障研究』Vol.2, No.3。
- 坂口正之 (1985) 「年金制度再編成の評価と政策課題」『季刊社会保障研究』Vol.21, No.2。
- 地主重美 (1970) 「1960年代の年金問題」『季刊社会保障研究』Vol.5, No.4。
- 地主重美 (1972) 「年金制度の問題点と対策点」『季刊社会保障研究』Vol.8, No.3。
- 地主重美 (1973) 「70年代の年金問題」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.1。
- 地主重美 (1974) 「所得保障政策と労働供給—社会保障政策の有効性」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.3。
- 地主重美 (1977) 「動態的ライフ・サイクル貯蓄と社会保障」『季刊社会保障研究』Vol.13, No.2。
- 地主重美 (1984) 「社会保障への経済的アプローチ—課題と分析—」『季刊社会保障研究』Vol.20, No.3。
- 地主重美 (1987) 「公的年金と個人老後貯蓄—保障と自助」『季刊社会保障研究』Vol.23, No.1。
- 島田晴雄 (1979) 「所得保障と高齢者の労働供給—社会保障と雇用政策をめぐる一側面」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.1。
- 清水英彦 (2007) 「年金保険の拡充・展開」横山和彦・田多英範編著『日本社会保障の歴史』, 学文社。
- 清水直樹「国民年金法と外国人問題」<http://www.interq.or.jp/asia/lee/opinion/shimizu.htm> (2014年4月26日最終確認)
- 社会保障研究所編 (1968) 『戦後の社会保障』至誠堂。
- 社会保障研究所編 (1982) 『年金改革論』東京大学出版会。
- 社会保障研究所編 (1993) 『リーディングス 日本の社会保障 年金』有斐閣。
- 社会保障講座編集委員会編 (1980) 『社会保障講座1 社会保障の思想と理論』総合労働研究所。
- 社会保障審議会 (2001) 「平成11年財政再計算に基づく被用者年金制度の財政検証概要」第1回年金数理部会資料6, <http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1225-1f5.html> (2014年4月26日最終確認)
- 社会保障審議会 (2001) 「公的年金各制度の保険料率算定の推移」第1回年金数理部会資料5, <http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1225-1f3.html> (2014年4月26日最終確認)。
- 高橋武 (1965) 「社会保障における年金制度の問題点」『季刊社会保障研究』Vol.1, No.1。
- 高橋武 (1969) 「社会保障と社会サービス」『季刊社会保障研究』Vol.5, No.1。
- 高橋武 (1972) 「厚生年金を考える」『季刊社会保障

- 研究』Vol.8, No.3。
- 高山憲之(1976)「所得保障の経済学的分析—所得再分配へのアプローチ—」『季刊社会保障研究』Vol.11, No.3。
- 高山憲之(1977)「積立方式と賦課方式」『季刊社会保障研究』Vol.12, No.4。
- 高山憲之(1981)「厚生年金における世代間の再分配」『季刊現代経済』No.43。
- 田多英範(2007)「分立型国民皆年金体制の確立」, 横山和彦・田多英範編著『日本社会保障の歴史』学文社。
- 多民族共生人権教育センター「在日韓国・朝鮮人に対する社会保障制度—無年金問題について—」, <http://www.taminzoku.com/opinion/op0205-2munenkin.html>(2014年4月26日最終確認)
- 田村正雄(1976)「財政面から見た年金年齢」『季刊社会保障研究』Vol.11, No.4。
- 出原孝夫(1966)「年金積立金の運用について」『季刊社会保障研究』Vol.2, No.1。
- 中野徹雄(1965)「厚生年金保険法の改正について」『季刊社会保障研究』Vol.1, No.2。
- 西崎緑(2007)「労働者年金法の成立」横山和彦・田多英範編『日本社会保障の歴史』学文社。
- 日本銀行百年史編集委員会編『日本銀行百年史 資料編』日本銀行。
- 日本国民年金協会編(1983)『動き出す年金制度改革』第一法規出版。
- 日本統計研究所編(1958)『日本経済統計集』日本評論新社。
- 庭田範秋(1966)「社会保障の理念と保険の原理」『季刊社会保障研究』Vol.2, No.3。
- 野口悠紀雄(1987)「公的施策による世代間の移転」『季刊社会保障研究』Vol.23, No.3。
- 八田達夫・小口登良(1989a)「賦課方式から積立方式への移行」『季刊社会保障研究』Vol.25, No.1。
- 八田達夫・小口登良(1989b)「賦課方式から積立方式への移行と財政収支」『季刊社会保障研究』Vol.25, No.2。
- 馬場啓之助(1974)「養老貯蓄と老齢年金」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.4。
- 深谷昌弘(1977)「社会保障と個人貯蓄率」『季刊社会保障研究』Vol.13, No.2。
- 藤澤益夫(1980)「ナショナル・ミニマム思想とその系譜」社会保障講座編集委員会編『社会保障の思想と理論』総合労働研究所。
- 堀勝洋(1985)「公的年金のスライドの在り方について」『季刊社会保障研究』Vol.21, No.3。
- 堀勝洋(1988)「公的年金による負担の転嫁について」『季刊社会保障研究』Vol.24, No.2。
- 堀勝洋(1991)「公的年金と世代間の公平」『季刊社会保障研究』Vol.26, No.4。
- 孫田良平(1979)「社会保障政策とくに公的年金と雇用問題の調整について」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.2。
- 村上貴美子(2003)『戦後所得保障制度の検証』勁草書房。
- 村上清(1972)「生きた年金への前進」『季刊社会保障研究』Vol.8, No.3。
- 村上清(1977)「年金制度の再編成」『季刊社会保障研究』Vol.12, No.3。
- 村上清(1979)「公的年金・退職金・企業年金」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.2。
- 村上清(1981)「年金制度の問題点と改革の方向」『季刊社会保障研究』Vol.17, No.2。
- 矢野恒太記念会編(2013)『数字で見る日本の100年』矢野恒太記念会。
- 山崎泰彦(1980)「国民皆年金体制の再検討」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.3。
- 山崎泰彦(1985)「年金改正法の意義と今後の課題」『季刊社会保障研究』Vol.21, No.2。
- 山本純男(1974)「経済計画と年金問題」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.2。
- 横山和彦(1977)「公的年金制度の歴史と現状」国民生活センター編「年金制度と高齢労働問題」お茶の水書房。
- 横山和彦・田多英範編著(2007)『日本社会保障の歴史』学文社。
- ILO(2014)「1952年の社会保障(最低基準)条約(第102号)」, http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238134/lang--ja/index.htm(最終確認2014年4月26日)

(きど・よしこ 元慶應義塾大学教授)

社会保障研究の発展：医療保障制度の変遷と研究動向を考える

高 木 安 雄

I はじめに：本稿の目的と構成，医療保障研究の特徴

本稿は、『季刊社会保障研究』の創刊50周年を記念して、医療保障制度を軸とする社会保障研究に本誌がどのように貢献してきたかを中心に、歴史的な制度の変遷を踏まえつつ、これまでの学術的な議論（問題の捉え方・焦点・分析手法）の推移、および今後の発展の方向性を論じるようにとの編集部からの依頼を踏まえたものである。しかし、50年にわたる制度改正の変遷と研究動向のすべてをたどることは簡単なことではなく、著者の力量を超えるものでもある。

そこで本稿では、国民医療費の増加と抑制という指標をベースに医療サービスと財政負担のバランスを目的とした医療保障制度の改正を整理するほか、大きな制度改正など歴史的、象徴的なイベントの前後において、あるいは学術的な議論の際に本誌の掲載論文においてどのような議論がなされたのか、医療保障制度の変遷とその研究動向を整理、考察する。

社会保障研究において、生活保護、児童福祉、障害者福祉などの伝統的な社会福祉サービスなどと異なり、医療保障制度の研究は保険給付の範囲、保険料賦課の水準など保険数理の設計に加えて、現物給付の基盤となる保険診療、医療提供体制のあり方が大きな比重を占めている。社会福祉・社会扶助が、「措置制度」を軸に財政とサービスが公的に統制されるのと対照的に、医療保障制度は国民皆保険制度の下で、「医療をいつでも、だれ

でも、どこでも、安心して」国民に提供することが求められ、患者の期待はもちろん、医療提供者による医療技術の進歩・高度化を保険診療にどのように導入し、かつ標準化・規格化したサービスとして提供するか、最終的な医療保険財政と医療サービスのバランスの調整・実現は社会福祉や年金などとは大きく異なる。診察、検査、投薬、看護などの保険診療の現物給付のサービスが医療保険の目的・原則にそっているのか、医療保障研究の重要なポイントとなる。したがって、研究の焦点は医療提供者の動向とともに、支払側の保険者、患者の両サイドの議論が必要となる。保険診療の利害関係者が被保険者・患者、保険者に加えて、保険医・保険医療機関、審査支払機関の4者から構成されることは医療保障研究の大きな特徴、ひとつの壁となる。

医療保障の給付がこうしたダイナミズムの下で、短期給付として運用されることに対して、長期給付の年金制度は将来人口推計と出生率、運用利回り等の基本的要素をもとに制度設計がなされる。しかも年金は、使用するデータの制約や選択により将来予測は動いてしまい、どのような数理計算にもとづいて制度改正がなされているのか、そして高齢者の所得保障にどう貢献しているのかその解明・検証は容易でない。運用体制のひとつである「年金記録」問題は、社会保険庁の廃止という組織改革までに発展したが、「年金記録」は確実に連結、継続していることを前提に制度研究を進めていたはずである。

医療保障研究はこうした年金と比べて、病院・診療所等の医療サービスの現場において保険給付

の歪みや過剰給付などを検証，研究することが可能であり，研究の面白さでもある。とくに患者負担の引上げや医療サービスの公的価格である診療報酬の改定効果がどう表れているか，まずは病院・診療所の患者の動き，ついで審査支払機関の保険診療の請求件数・点数の動向など地域や医療機関の規模などを踏まえて，政策効果の検証が可能となる。しかも，わが国の医療機関は国や自治体などの公立の医療施設は全体のわずか14%，病床で22%でしかなく，「日本ほど規制緩和された市場依存型の先進国はない」¹⁾。国民皆保険の下で，医療の需要・財政は公的にコントロールされる一方で，医療の供給については自由開業医制，標榜診療科目の自由，フリーアクセスによって自由な市場が形成され，その需給のマッチングこそが医療保障研究の大きな焦点となる。

しかし，わが国の医療費水準はOECD諸国の中で中位にあり，世界一の高齢化を考えれば，むしろ低い水準にあるといえ，その背景について，2013年8月に発表された『社会保障制度改革国民会議』の報告書では，下記のように強調している。

「日本のような皆保険の下では価格交渉の場が集権化され，支払側が供給側と比較的強い交渉力を持つことが，医療単価のコントロールに資してきた。こうした中，日本の医療機関は相当の経営努力を重ねてきており，国民皆保険制度，フリーアクセスなどと相まって，日本の医療は世界に高く評価されるコストパフォーマンスを達成してきたと言える」。「日本の提供体制への診療報酬・介護報酬による誘導は，確かにこれまで効き過ぎるとも言えるほどに効いてきた面があり，政策当局は過去，そうした手段に頼って政策の方向を大きく転換することもあった」²⁾。

日本の医療保障制度はこのように患者負担と診療報酬による制度的な統制によって，医療の供給者側に経営努力や創意工夫を求めて，世界に誇れる医療保障を実現してきたといえる。しかし，世界一の高齢化の進行，超高齢社会の到来とともにこれまでの政策の転換が必要となる。そのひとつが，『社会保障制度改革国民会議』報告書の問題提起でもあるが，その実現は困難である。1950年

の社会保障制度審議会の勧告が戦後の社会保障制度の発展・充実に大きく貢献したように，報告書が新たな社会保障制度の再編・強化の推進力になるかどうか，また推進のための社会的なパワーをどこに求めるか，これまでの医療保障研究について50年の歴史とたどる意義は大きい。

Ⅱ 医療保障制度の変遷と国民医療費の増加と財源負担

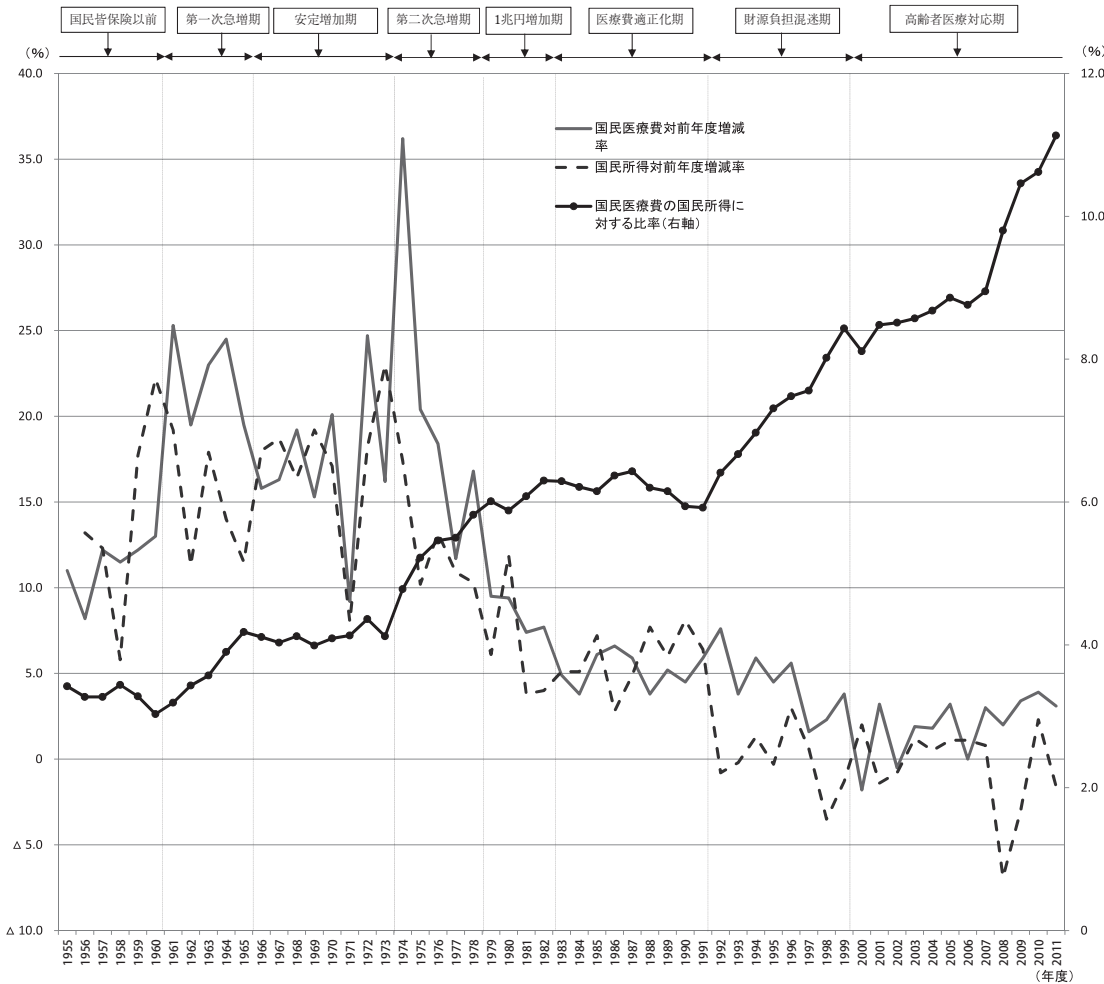
1961年以降の国民皆保険制度の変遷をたどるとき，国民医療費の増加率と国民所得の増加率とのバランス，医療財源負担の変化を軸にいくつかの時代に分けて，その特徴を捉えることができる。これは，1973年度の国民医療費が老人保健制度のスタートによって，それまでの最低の増加率4.9%を示した際に，厚生省保険局調査課の鎌形健二課長によって国民医療費のマクロ的動向をとらえる視点として明らかにされたものである³⁾。

それによると，国民医療費の増加率の国民所得の伸びに対する弾性値をもとに，①第一次急増期（1961～1965年の4年間），②安定増加期（1966～1973年の7年間），③第二次急増期（1974～1978年の4年間），④1兆円増加期（1979～1982年の4年間），⑤医療費適正化期（1983～1985年）と5つの時代に区分している。

図1は1955年以降の国民医療費と国民所得の増加率，国民医療費の国民所得に対する比率を示しており，1985年以降の増加率をもとに⑤の医療費適正化期を1983～1991年までの8年間に延長するほか，その後には，⑥財源負担混迷期（1992～1999年の7年間），⑦高齢者医療対応期（2000～2011年の11年間）を追加している。表1はこうした国民医療費のライフサイクルの数値を示したものであり，それぞれの時期における国民医療費と国民所得の年平均増加率，国民医療費の公費・保険料・患者負担等の財源負担割合を示している。

これをもとに，国民医療費の増加とその抑制，財源負担の変化など医療保障制度の変遷をたどることにする。

図1 国民医療費と国民所得の増加率，国民医療費の国民所得に対する比率



資料出所：厚生労働省統計情報部『国民医療費』平成23年度をもとに作成

表1 国民医療費のライフサイクル：医療費増加と財源負担の推移

		年度平均増加率（％）		財源負担割合（％）		
		国民医療費	国民所得	公費	保険料	患者負担等
国民皆保険以前	1956～1960年度	11.4	14.1	17.4	47.3	35.4
第一次急増期	1961～1965	22.3	14.7	23.7	52.5	23.7
安定増加期	1966～1973	17.0	17.3	28.7	52.7	18.7
第二次増加期	1974～1978	20.4	12.4	34.3	53.3	12.5
1兆円増加期	1979～1982	8.5	6.3	35.5	53.4	11.2
医療費適正化期	1983～1991	5.2	6.0	32.5	55.2	12.2
財源負担混迷期	1992～1999	4.5	0.4	31.7	55.3	12.9
高齢者医療対応期	2000～2011	1.9	△0.4	36.2	49.8	14.0

資料：厚生労働省統計情報部『国民医療費』平成23年度より作成

(1) 第一次急増期（1961～1965年の4年間）： 国民皆保険制度の達成

国民皆保険以前も医療費は伸びていたが、1961年度の国民皆保険の達成とともに1961年度の国民医療費は25.3%と大きく伸び始める。国保世帯主7割給付や給付期間の制限撤廃、制限診療の廃止などの給付改善によって⁴⁾、国民医療費は国民所得の伸びを大きく上回り、国民医療費の国民所得に対する割合も急上昇している。第一次急増期の年度平均増加率は22.3%であり、ここから日本の医療保障制度が立ち上がったことが分る⁵⁾。その結果、医療費に占める患者負担割合は皆保険前の35.4%から23.7%と11.7ポイントほど低下するが、皆保険とはいいいながらも公費と保険料とで半々に負担増を分け合っている。

(2) 安定増加期（1966～1973年の7年間）：医療費増加の安定と高度経済成長

国民医療費は前期ほど伸びずに、15～20%の安定的な伸びで推移した。幸いにも高度経済成長の始まりと軌を一にして、国民医療費と国民所得の増加率がそれぞれ17.0%、17.3%とバランスできた。この時期、診療報酬改定は1965年、1967年、1970年、1972年と2年おきに実施されており、それは医療費の増加に着実に反映している。この頃になると、皆保険は国民の間に定着して、保険診療ぬきに医療サービスは提供出来なくなっていた。

その象徴が診療報酬の方向性をめぐる厚生省と日本医師会の対立を契機とする1971年度の保険医総辞退であり、この年だけが9.2%の伸びにとどまっている。その前後は20.1%と24.7%であり、これ以後、日本医師会は政治的な対抗手段としての保険医総辞退は医療機関の大幅減収につながる事が判明し、実行不可能となったといわれる。

この時期の患者負担は18.7%と前の時期から5.0ポイントほど低下するが、そのほとんどは公費の大幅増によるものであり、国民健康保険を中心に多額の補助金が投入できる財政状態にあった。

(3) 第二次急増期（1974～1978年の4年間）：

「福祉元年」と医療サービスの歪み

国民医療費が再び増加するのは、1973年1月からの老人医療費無料化制度の創設からである^{6) 7)}。1974年度の医療費は、第一次石油危機を受けた狂乱物価インフレによる年2回の医療費改定も重なって36.2%という驚異的な増加を示して、それ以後も10%台後半の増加率が続いた。1973年は老人医療費無料化に加えて、健康保険の家族7割給付、高額療養費制度などの給付改善もなされており、また1976年、1978年の診療報酬改定もあって、この時期の医療費の伸びは20.4%と国民所得の12.4%を大きく上回った。

1973年秋のオイルショックによって安定成長期に入った日本経済の下で、国民所得に対する医療費の割合は1973年の4.12%から5.82%と急上昇して、医療費と所得のバランスの課題が静かに生まれ始める。この時期の患者負担は12.5%と6.2ポイントほど低下するが、公費の割合が34.3%と大幅増となり、老人医療費無料化の影響が大きい。

(4) 1兆円増加期（1979～1982年の4年間）： 医療費増加と経済との調整

国民医療費はようやく一ケタ台の伸びに落ち着くが、いちど膨れあがった医療費は毎年1兆円増え続ける。高度経済成長は完全に終わりを告げて、一ケタ台の安定成長、さらに5%以下の低成長経済と変化して、医療費負担の調整が始まる。医療費の国民所得に対する割合も1982年の6.3%とじりじりと上昇を続ける。

この4年間のうち診療報酬改定は1981年のみであり、実質的な引き上げは行われていない。こうした結果、医療費の平均伸び率は8.5%と初めて一ケタ台となったが、増え続ける医療費の抑制・適正化を準備することになる。この時期の患者負担は1.3ポイント下がって、11.2%と制度改革直前の最も低い水準を示すが、公費がそれをカバーしており、保険料の寄与は小さい。

(5) 医療費適正化期（1983～1991年までの8年間）：患者負担引上げと大幅薬価引下げ

医療費適正化対策の第一弾は1983年2月の老人

保健制度の創設であり、第二弾が1984年10月からの健保本人1割負担の導入である⁸⁾。前者の老人保健制度の法改正が1年半もかかってようやく成立したのと対照的に、後者は半年間の審議で成立しており、患者負担引上げを中心とする医療費の財源負担のあり方は大きな転換を遂げたのである⁹⁾。医療費の伸びも1983年は4.9%とひとまずの抑制効果を示し、次いで1984年も3.8%とかつてない低い伸びとなった。

この医療費安定化期は8年続くが、診療報酬改定と薬価引下げは1983年の老人保健制度の創設に伴う老人点数の設定、1989年4月の消費税引上げに伴う診療報酬、薬価基準の引上げなど8回(1988年は4月に医科と調剤、6月に歯科の改定の2回)も実施されている。とくに薬価基準は1984年の16.6%(医療費ベースで5.1%)、1988年の10.2%(同2.9%)など大幅な引下げがなされており、患者負担の引上げに加えて、診療報酬・薬価基準による医療費抑制が始まった時期でもある。この結果、医療費の平均伸び率も5.2%と国民所得の6.0%をわずかに下回り、「国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内に収めたい」とする厚生省の政策目標が実現できた幸福な時代であった。

しかし、1973年の老人医療費無料化から新たな政策転換が実現するまで10年を要したことを忘れてはならない。いちど定着した医療保障制度は患者にはもちろん、医療提供者にも安心した医療サービスの提供を保証し、その制度改革は容易には実現できないことを示している。

(6) 財源負担混迷期(1992～1999年の7年間): 老人患者負担の迷走と経済の低迷

こうした医療費適正化策をさらに強化・推進しなければならなくなったのが、バブル崩壊による国民所得の低迷である。図1から明らかなように国民所得の伸びは1992年は△0.8%、1993年も△0.2%などと戦後初めてマイナス成長に変化して、日本経済の「失われた20年」が始まる。しかし、医療保障制度改革は容易には進まず、定額の老人一部負担の消費者物価指数や医療費の伸びに応じた改定、そして外来薬剤負担の導入などを実施

するが、迷走を続ける結果となる。

この時期は医療費の年平均増加率は4.5%と前の医療費適正化期の5.2%に対して0.7ポイント低下しただけであり、医療費の潜在的な増加圧力の強さが明らかとなる。他方、国民所得の伸びは前期の6.0%から0.4%とほぼゼロ状態まで落ち込み、経済の氷河期における医療費負担のあり方が問われる。

この間、老人医療費の抑制・適正化対策として、外来・入院の老人負担の段階的な引上げ(入院1991年12月まで一日当たり400円⇒600円⇒700円⇒710円、外来同月一回当たり800円⇒900円⇒1,000円⇒1,010円⇒1,020円)のほか、1994年10月からは入院時の食事療養費制度の創設、1997年9月からは老人の患者負担が入院一日1,000円(1998年は1,100円、1999年は1,200円)、外来一日500円(月4回まで、1999年は530円)と外来薬剤の種類数・日数に応じた外来薬剤負担が導入された。

1997年9月は健保本人についても1割から2割負担(外来は薬剤一部負担)に引上げ、家族も外来に薬剤一部負担が導入されるなどの制度改革を実施し、医療費の伸びも1997年1.6%、1998年2.3%、1999年3.8%と落ち着くが、国民所得はそれ以上にマイナス成長と低迷しており、従来の制度改革の延長上には医療費と経済のバランスは実現しそうもない。一度、無料化した老人医療費の負担は定額負担の引上げが政治的に精一杯であり、外来薬剤一部負担もその計算方法など医療提供者・患者双方に混乱を生みだし、この時期の制度改革の混迷の象徴でもあった。

(7) 高齢者医療対応期(2000～2011年の11年間): 介護保険と後期高齢者医療の制度創設

1973年の老人医療費無料化によって生まれた医療偏重の高齢者ケアを解決するために、2000年から介護保険制度が始まった。経済が長期的に低迷する中で、社会保険方式による高齢者介護の制度はドイツに次ぐものとして世界の注目を浴びるが、制度の定着・普及のために高齢者の保険料を極力抑制したこと、要支援の虚弱高齢者まで介護

予防給付の対象として介護サービスを提供したことなどによって大きな混乱もなく、順調に実施・運営されていった。

介護保険の国際会議においてアメリカの研究者が、「アメリカはこんなに好景気でも皆保険が作れない。日本は景気が悪いのにこんなに大盤振る舞いの制度をよく作れた」と嘆き、感心していたことを思い出す。

医療保障においても老人保健法を改正して、2001年1月から入院・外来の定率1割負担が実現するが、外来負担は、病院（200床未満）及び診療所は上限・月3,000円まで、病院（200床以上）は上限・月5,000円まで、診療所は一日800円、月4回までの定額制も選択可能とされ、ほとんどの診療所でこの定額負担が継続された。

医療費無料化の「呪縛」を解消するには、2002年10月からの改正（定率1割負担、一定所得者定率2割負担のほか、後期高齢者への施策の重点化として老人保健の対象者を70歳から75歳へ、公費負担割合を3割から5割に5年間で段階的に引上げなど）まで待つ必要があった。1973年の老人医療費無料化を定額負担の老人保健制度に変更するのに10年、そして完全な定率負担に改正されるのに20年、合わせて30年の長い時間を要したのである。

ところが、2008年4月から施行された「後期高齢者医療制度」は10年以上にわたる制度改革の議論を踏まえて、全ての75歳以上の高齢者を独立した保険制度の対象とし、医療費を公費と各保険者からの支援金、高齢者からの保険料で支える仕組みであるが、「後期高齢者」という用語への反発、診療報酬による「終末期医療相談」や「主治医制」への心理的抵抗など高齢者の大きな反発を受けて、厚生労働省は実施半年足らずで「長寿医療制度」という通称への変更と制度見直しの約束を余儀なくされた。

そして、「年金記録」の問題と共にこの新制度への反発は自民党から民主党への政権交代の大きな引き金につながった。しかし、こうした政治的な変動とは別に、この時期の医療費の伸びは1.9%と低い伸びに抑え込むことに成功する一方で、国民所得は△0.4%と失われた20年からの脱出は実

現していない。

財源負担割合の変化にみるように、高齢社会の医療費負担は負担能力の弱い高齢者が増えるために、保険料の割合が49.8%と5.5ポイントも低下するほか、それを埋めるための公費が4.5ポイント増の36.2%、保険料が1.1ポイント増の14.0%となっている。図1に示すように皆保険直前の国民医療費が国民所得に占める比率は3.03%であり、2011年のそれは11.13%と大きく成長してきたことが分る。

しかも1992年以降の比率は急上昇であり、こうして振り返ると、団塊の世代の多くが働き始めた頃にスタートした1973年の老人医療費無料化制度、そのツケを30年間かけて精算してきたが、制度改革は道半ばであり、彼らが後期高齢者となる2025年の超高齢社会に備える社会保障はまだ完成していない。2013年8月の『社会保障制度改革国民会議』報告書はその出発点であり、団塊の世代がどのような高齢者医療・介護のサービスを受け入れて、その社会保障負担を享受するか、社会保障給付も量から質への転換が問われている。

Ⅲ 『季刊社会保障研究』等における医療保障研究の推移と特徴

社会保障研究所は1965年1月に設立され、本誌『季刊社会保障研究』の第1巻第1号には「社会保障研究所の設立経過について」が掲載されている。

それによると、研究所設立に必要な社会保障研究所法はオリンピック開会間近の1964年6月26日の参議院本会議で可決、成立しているが、参議院の社会労働委員会において附帯決議がなされ、「研究所はあくまでも社会保障全般にわたる総合的調査研究機関としての機能を発揮すべきであって、極めて専門分野に属する具体的事項、たとえば医療費単価、点数の算定等については、それぞれ別の専門分野において検討されるべきであること」を厳守すべきであると要請されている。

この時期、診療報酬は1962年の制限診療の撤廃、1963年の甲地・乙地の地域差の廃止・統一など皆保険制度に伴う新たな診療報酬を模索する過程に

あり、日本医師会など診療側が警戒したとも考えられる。いずれにせよ、医療保障研究は保険者と医療提供者との政治的な対立も含んだ政策研究となるものであり、研究テーマは幅広いものとなる。

表2と表3は、国立社会保障・人口問題研究所「図書システム・キーワード検索」をもとに『季刊社会保障研究』と姉妹誌である『海外社会保障研究』（1998年冬、第125号までは『海外社会保障情報』）から「医療」をキーワードに検索した結果であり、8,838件のなかから465件が抽出された。このうち、書評を削除したものが421件であり、1965年の第1号から2013年2月の第49巻第3号までの医療保障研究について、さらに「医療・介護等の提供体制」「医療財政や医療費推計」「医療保障制度・制度改革」などの研究分野ごとに集計している。ちなみに、「医療保険制度」で検索すると16件が抽出されるだけであり、医療保障研究の研究範囲の広さが明らかとなる。

表2は年代ごとの検索件数を示しているが、これまでの合計421件のうち、一番多いのは医療・介護等の提供体制の136件、32%であり、次いで医療保障制度・制度改革の116件、28%である。この両方で全体の掲載件数の半分以上を占めるが、年代別にみると医療保障制度・制度改革のテーマは1990年代が36件、36%と最も多く、2000年代は医療・介護等の提供体制をテーマにしたものが46件、44%と最も多くなる。医療費急増への対応・制度改革から提供体制への政策展開の広がりなど、時

代に応じて医療保障研究のテーマは変化していることが分る。

創刊間近の1965年からの60年代の医療保障研究は19件と少ない。そのうち、13件、68%は医療保障制度・制度改革が占めているが、全体の8割は海外諸国の事例を基にした研究や情報提供・紹介であり、この当時は社会保障はもちろん、医療保障研究は開発途上であることが興味深い。最初の医療に関する論文掲載は第1巻第3号（1965年12月）の「アメリカにおける公衆衛生・医療制度小史」であり、いちばん直近のものは第49巻第1号（2013年6月）の「都市部と郡部における在宅医療・介護サービス提供体制構築上の課題：福岡県を事例として（第17回厚生政策セミナー）」であり、論文タイトルを見ただけでも医療保障研究の変遷を感じることができる。

表3は論文・事例報告等の対象となった海外の国を整理したものであり、これまでの合計は231カ国となっている（表2では206件となっているが、複数国を対象とする場合もあり、個別各国ごとの集計）。いちばん多いのはアメリカの59件、26%であり、2014年のオバマケアの実施まで公的医療保険制度がなかった国が医療保障研究の大きな研究対象となったことがおもしろい。皆保険がない国だからこそ民間保険会社による保険料の格付け、DRGなど包括払いの医療費支払方式などさまざまな制度改革の挑戦が可能であり、その応用・活用として研究者の関心をよんだといえる。

表2 『季刊社会保障研究』等における「医療」に関する論文等の件数

	1965年～	1970年～	1980年～	1990年～	2000年～	2010年～	計
医療・介護等の提供体制	3	16	23	32	46	16	136
医療財政、医療費推計	3	24	9	17	14	4	71
医療費抑制、健康づくり等予防	0	17	16	3	3	1	40
医療保障制度、制度改革	13	27	11	36	27	2	116
医療産業、人材確保、雇用	0	4	6	2	6	1	19
判例研究	0	0	2	2	1	1	6
その他（医療情報、ネットワーク等）	0	9	6	8	8	2	33
海外諸国の事例、制度改革等（再掲）	15	60	20	58	46	7	206
合計	19	97	73	100	105	27	421

資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「図書システム・キーワード検索」2014年3月18日より作成

表3 海外の医療制度改革等の対象国

	1965年～	1970年～	1980年～	1990年～	2000年～	2010年～	計
アメリカ	4	21	3	24	4	3	59
カナダ	1			2	7		10
メキシコ					1		1
コスタリカ	1				1		2
チリ		1					1
EU (ヨーロッパ)			1	3	3		7
フランス	5	8	3	3	8	1	27
イギリス		6	2	4	4		16
ドイツ		15	1	7	7		30
オランダ		2		2	6		10
ユーゴスラビア	1						1
ベルギー	1	1					2
イタリア		2	2	1			5
オーストリア				1			1
スイス				1			1
北欧	1						1
スウェーデン			1	3	1	1	6
フィンランド	1						1
デンマーク			1	1			2
アジア				1			1
インドネシア		1	1			1	3
韓国		2	1	2	3		8
中国				2	3		5
マレーシア					1		1
パングラディッシュ		1					1
タイ				1	1		2
フィリピン		2		1			3
シンガポール			1	1			2
オーストラリア		2		1	1	1	5
イスラエル			1				1
ケニア		1					1
ソビエト連邦		2					2
OECD			3		7		10
WHO		1		1			2
合計	15	68	21	62	58	7	231

資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「図書システム・キーワード検索」2014年3月18日より作成

次いで多いのは日本の社会保障制度のモデルとなったドイツの30件、13%のほか、フランス27件、12%、イギリス16件、7%などであり、北欧諸国は少ない。OECDをベースとした研究も10件、4%と2000年以降に増加しており、個別の国の研究よりも国際機関のデータ・情報を活用した研究へと

幅広くなっていることも注目したい。

1970年代にソビエト連邦が2件あがっているが、いずれも『海外社会保障情報』に掲載されたものであり、1971年7月刊行の「医療計画の諸問題：ソ連」（第15号）と1978年3月刊行の「アメリカ人の見たソヴェト医療システム」（第41号）の二つ

である。

皆保険、皆年金が始まったばかりの1962年10月、日本社会党の江田三郎書記長が「心をゆさぶる社会主義を」と江田ビジョンを発表して、人類の達成目標として①高いアメリカの生活水準、②ソ連の徹底した社会保障、③英国の議会制民主主義、④日本の平和憲法を強調したことがある¹⁰⁾。

そこでは、「この国では失業しても病気になっても、年を取って働けなくなっても、全然心配がいらぬ。最低の生活が保障されている」と賛美していたが、1989年のベルリンの壁、1991年のソビエト連邦の崩壊によってその限界が歴史的に明らかとなってしまった。今日、財源論を欠いたままの社会保障の理想や市場経済との接合を考えない制度は継続不能であり、成熟した豊かな社会の社会保障の推進はますます難しくなっている。

ここで、各年代の掲載論文・研究のうちから時代を象徴するものをいくつか紹介して、医療保障研究の変遷を考えることにする（断りがない場合は『季刊社会保障研究』の掲載）。60年代の1968年5月には、「社会保障の拠出と給付—イギリスにおける医療保険の歴史を中心として」（別冊14号）をテーマに4人の研究者と一般討論が紹介されており、わが国の社会保険方式とは異なるNHSの国営医療を取り上げている。まだ皆保険そのものが磐石でなかったと考えられ、イギリスの税方式による医療サービス提供に関心を寄せていることが興味深い。

70年代に入ると、1972年8月に「医療問題の論点」（別冊34号）をテーマにレポート1人・コメント5人・一般討論が掲載されており、1971年の日本医師会による保険医総辞退を契機とした医療問題への関心の高まりが想像できる。80年代には、1981年3月刊行の「OECD方式による日本の公共医療費の分析」（第16巻第4号）の新しい枠組みによる国際比較の研究が登場する。また、1982年12月に「医療サービスの効率化についての考察—昭和57年度年次経済報告を読んで」（第18巻第3号）が発表され、老人医療費の増加や病院の老人患者によるサロン化などを受けて、「経済白書」が初めて医療問題を取り上げたことに対するコメント・考

察を加えていることは評価してよい。また、『海外社会保障情報』でも1984年8月に「ヨーロッパ諸国の医療費対策」（第67号）をテーマにフランス、イギリス、西ドイツ、OECDの4か国の動向を報告しており、医療費増加とその抑制が先進国共通の課題であることが明らかとなる。そして、1989年6月には「医療と福祉の連携」（第25巻第1号）をテーマにレポート3人、コメント2人と討論が紹介されており、医療問題は高齢者福祉と大きく関わる時代になった。

90年代は社会保障の新しい財源政策が求められた時期であり、1991年6月に第25回社会保障研究所シンポジウムのレポートとして「社会保障の新しい財源政策—医療費財源を中心に」（第27巻第1号）が掲載され、財源確保がこれまでとは異なる段階に入ったことを報告している。

また、『海外社会保障情報』でも1994年9月に「アメリカの医療保障」（第108号）の特集を組んで、「保障の拡大・コストの削減：米国の医療制度改革」「米国の医療供給システム」「クリントン改革とマネジド・コンペティションについて」「医療改革をめぐる米国議会の動き」の4つの論文を載せており、ヒラリー・クリントンを中心とした皆保険導入の取組みを紹介している。

他方、1998年3月には「保健・医療・福祉における競争と統制」（第33巻第4号）をテーマに特集が組まれて、5つの研究論文が掲載され、1999年9月には「医療制度改革の方向性」（第35巻第2号）の特集において6つの論文と日野原重明の「望ましい医療制度」（研究の窓）が掲載されている。

同時に『海外社会保障情報』でも1999年12月に「医療サービスの質の確保をめぐる諸問題」（第129号）という医療サービスにおける新しい問題を提起するような特集が組まれて、「日本におけるサービスの質—広告規制の議論を中心に」「イギリスにおける医療情報とサービスの質—患者憲章の実行」「フランスにおける医療情報共有化の動向」など8つの論文が、海外の医療保障の先駆的な取り組み、動向を紹介している。

2000年代になると医療保障研究の範囲はますます拡大して、2002年6月には「医療経済学におけ

る情報利用の拡大について」(第38巻第1号)の特集テーマの下で、「医療保険と患者の受診行動」「重複受診の現状と要因」「患者の診療機関選択と診療費」など保険診療のレセプト分析をもとに6つの研究成果が発表されている。こうした官庁データの活用はますます重要になっており、本誌がその先駆的な役割を担ったことは間違いない。

そして、この延長線上に2003年9月には特集「医療制度改革と市場原理」(第39巻第2号)で7つの論文が、2004年12月には特集「医療と介護に関するマイクロデータ分析」(第40巻第3号)で5つの論文が掲載され、経済学の研究者を中心に医療や介護分野のデータ解析に取り組むようになった。

2009年3月の第13回厚生政策セミナーの特集「新しい社会保障の考え方を求めて—医療・介護等の分野へ、準市場・社会市場からのアプローチと検証」(第44巻第4号)もこれと同じであり、基調講演3人、コメント5人、パネルディスカッションによる研究動向の発表は大きな関心をよんだ。

2010年代はこうした時代の変化を受けながら医療保障研究が進められ、2010年12月には特集「医療・介護政策に関する実証的検証」(第46巻第3号)で6つの研究報告と「政策提言を前提としたデータ整備のあり方—医療・介護政策の場合」(研究の窓)が掲載され、これまで「感と度胸」に頼ってきた医療保障政策が実証的な検証に基づく政策展開に変わろうとしていることが分る。

2011年9月の「医療サービス活動における産業・雇用連関分析の展開」(第47巻第2号)は特集「雇用と産業を生み出す社会保障」の掲載論文だが、2012年3月の特集「地域包括ケア提供体制の現状と課題」(第47巻第4号)などとともに、今後の医療保障研究が地域や雇用、産業など広い視野からアプローチすることの必要性を示している。

IV 終わりに：医療保障研究の発展と本誌の役割

こうしてみると、2025年の超高齢社会を前に医療保障の研究はますます重要となり、研究の視点や範囲も大きく広がろうとしている。今日の状況がかつての延長ではなく、新しい時代に入ってい

ることが分かる。産業構造や雇用形態の変化などによって、国民皆保険制度は大きな転換期にあり、少子高齢化の下での再構築を求められている。しかも、国民医療費を軸とするサービスと公費・保険料・患者負担のバランスは大きく変化し、社会保険方式そのものの安定性、持続可能性が揺らいでいる。

『社会保障制度改革国民会議』の報告書をふまえた医療保険制度の改正が来年度に予定されているが、これまで見てきたように本誌が先駆的な実証研究を提供してきたことは間違いない。むしろ、ビックデータの分析・活用による新しい医療保障制度の構築への貢献を期待されている。国保の都道府県単位での再編、統合などの改革は皆保険の新たな出発であり、地域を軸にサービスと財源をどうバランスさせるか、医療保障研究は政策とサービス提供の現場とのよりよい連結に、そして保険者・被保険者・医療機関・審査支払機関など関係者の合意形成に寄与するものでなければならない。

引用文献・注

- 1)『社会保障制度改革国民会議』報告書、2013年8月
- 2) 同上
- 3)「転機を迎えた国民医療費—1兆円増時代の終焉と今後」、社会保険旬報、No.1513、1985年8月
- 4)「社会保障の検証と展望～国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀」、『厚生労働白書』平成23年度版、2011年8月。この白書は皆保険・皆年金の変遷をたどっており、優れた歴史・制度研究となっており、研究的にも価値ある資料といえる。
- 5)「インタビュー・国民皆保険—伊部英男氏に聞く」、『厚生』厚生省50周年記念特集号、Vol.43、No.1、1988年1月。伊部氏は国保課長としての体験をふまえて、「当時の保険局は国民皆保険なんかできるものかという雰囲気になかった。国民皆保険が32年度の自民党及び政府の予算編成方針のトップになったのは、池田勇人大蔵大臣の力が大きかった」と述べている。政治的なリーダーシップが社会保障の推進に必要なことは当初から変わらない。
- 6)「インタビュー・福祉元年—加藤威二氏に聞く」、『厚生』厚生省50周年記念特集号、Vol.43、No.1、1988年1月。加藤氏は社会局長としての体験をふまえて、老人医療費無料化について「どうすれば将来の膨大な財政負担の歯止めをすることができ

るかで、老人特有の病気に限定できないか等を検討しましたが、結局医学的に難しいということで完全無料化の方向で進むことにした」と述べ、当初から医療費増加を危惧していたことを述べている。

- 7) 「経済史を歩く―福祉元年：医療・年金大盤振る舞い」, 日本経済新聞, 2013年5月26日朝刊。田中角栄首相が革新自治体の施策の後追いして、老人医療費無料化を実施したことを解説している。
- 8) 「インタビュー・改革の時代―山下正臣氏に聞く」, 『厚生』厚生省50周年記念特集号, Vol.43, No.1, 1988年1月。山下氏は事務次官の体験をふまえて、臨調や財政当局からの圧力や昭和59年の医療保険制度の改革、昭和60年の年金制度の改革の背景と行政の姿勢を述べている。
- 9) 吉村仁「医療費をめぐる情勢と対応に関する私の考え方」, 社会保険旬報, No.1424, 1983年3月。有名な「医療費亡国論」を掲げて、医療費の抑制・適正化に取り組んだ考えを述べており、今日の医療費適正化対策もこの延長上にある。

むしろ、この論文よりも事務次官となった時のインタビュー「高齢社会に向かう医療政策」, 社会保険旬報, No.1527, 1986年1月の方が政策の転換をよく語っており、国民皆保険の原則を変えていくことについて、「画一的な平等主義にもとづく考え方に貫かれていた体制を変えていく一つの方法として、高額所得者は自由にして、保険診療は制限診療なのだから、自由の部分があってもい

いということであまり穴をあける必要がある」と述べている。今日の混合診療の問題にもつながる問題意識であり、1984年の健保法改正は本人1割負担が注目されるが、同時に特定療養費制度を創設して、差額診療・料金と保険診療・負担との制度的な調整・接合を図っている。

- 10) 江田三郎「社会主義の新しいビジョン」, 『エコノミスト』1962年10月9日に掲載, 『資料日本社会党40年史』(日本社会党中央本部, 1986年)

参考文献

- 有岡二郎『戦後医療の50年―医療保険制度の舞台裏』, 日本医事新報社, 1997年8月
池上直己・J.C.キャンベル『日本の医療：統制とバランス感覚』, 中公新書, 1996年10月
荻島國男・小山秀夫・山崎泰彦著『年金・医療・福祉政策論』, 社会保険新報社, 1992年4月
厚生省保険局企画課監修『医療保険制度59年大改正の軌跡と展望』, 年金研究所, 1985年12月
小山路男編著『戦後医療保障の証言』総合労働研究所, 1985年9月
島崎謙治『日本の医療 制度と政策』, 東京大学出版会, 2011年4月
吉原健二・和田勝著『日本医療保険制度史』, 東洋経済新報社, 1999年12月

(たかぎ・やすお 慶應義塾大学大学院
健康マネジメント研究科)

介護・高齢者福祉政策研究

平岡公一

I はじめに

筆者に与えられた課題は、日本における介護・高齢者福祉に関する研究の発展を、この分野の政策の展開との関連に留意しつつ概観し、あわせて、そこにおいて『季刊社会保障研究』（以下、本誌と記す）が果たしてきた役割を検討することであるが、この課題に即して論述を進めるにあたって、以下の方針をとることとしたい。

第一に、起点を1965年に定め、以降の50年間で1965～84年（第一期）、1985～99年（第二期）、2000年以降（第三期）という3つの時期に区分する。起点を1965年とするのは、この年が社会保障研究所が発足し、本誌が創刊された年ということもあるが、いわゆる福祉六法体制のもとでの社会福祉行政が本格的に展開されるようになったのが1965年度からであるということも考慮している¹⁾。1985年を第二期の始まりとしたのは、この年が、介護問題への対応のための老人福祉政策の抜本的な見直しを提起した社会保障制度審議会の建議「老人福祉の在り方について」が発表された年であり、また施設措置費（老人ホーム等のサービス費用）の国庫負担率の引き下げによって「社会福祉制度改革」が「始動」した年〔平岡ほか（2011）、pp.169-170〕でもあったことによる。さらに、2000年を第三期の始まりとするのは、同年における社会福祉基礎構造改革の実施と介護保険制度のスタートにより、介護・高齢者福祉政策の発展が、さらに新しい局面に入ったと見ることができるためである。

論述の方針の第二は、テーマを介護・高齢者福祉に限定せずに社会福祉一般を扱っている研究文献も論述の必要に応じて検討の対象に加えるという点である。これは、社会福祉制度改革に関する議論が、高齢化の進展と介護ニーズの拡大の影響を受けて展開されたという面が強いことなどを考慮したためである。

第三に、社会福祉学²⁾の研究領域は、諸説があるとしてもおおまかにいえば、政策論（政策・制度研究）と技術論（援助技術研究あるいはソーシャルワーク研究）に二分されるというのが1970年代までの一般的な理解であったが、次節で取りあげる「社会福祉経営論」が80年代に登場したこともあり、「政策・運営論」と技術論という区分が適当だと筆者は考える。この考え方を前提にして、本稿で検討の対象とする社会福祉学の研究文献は、政策・運営論に関わるものに限定することとしておきたい。さらに、社会福祉学以外のアプローチ（経済学、社会学等）による介護・高齢者福祉政策の研究も検討の対象とする。

II 第一期（1965～84年）

1 政策展開

1960年代後半から70年代までの時期は、施設サービス中心のサービス供給体制、措置制度・措置委託制度、機関委任事務、社会福祉法人制度などを構成要素とする「戦後型社会福祉」〔平岡（2005）〕の制度的枠組のもとで、施設サービスの量的拡大や、施設措置費の増額等による施設サービスの質的改善が図られた時期であった。こ

の時期には、老人福祉法により制度化された特別養護老人ホームの整備が進む一方、70年代に入ると、デイサービス、食事サービス、ショートステイなどの在宅サービスも国の補助事業等により広がり始めた。しかし、介護の重度化・長期化、家族機能の変容などによる介護問題の深刻化のなかで、これらの施設・在宅サービスが果たし得た機能はかなり限定的なものであり、老人医療無料化の影響もあって、要介護高齢者の「社会的入院」が拡大していった。

このような状況のなかで、多様化し高度化する福祉ニーズに対応し、在宅サービスを中心に社会福祉サービスの量的・質的拡充を図るために、「戦後型社会福祉」に代わる新しい制度的枠組の導入を模索する動きが、社会福祉関係者の間で見られるようになっていった。このような観点からの制度改革の構想を最初に示したのは、全国社会福祉協議会による報告書『在宅福祉サービスの戦略』〔全国社会福祉協議会（1979）〕であった。この報告書は、その後の「社会福祉制度改革」の議論につながっていくのであるが、そのような流れの中で、研究者として中心的な役割を果たしたのは三浦文夫（社会保障研究所の研究員・部長を経て日本社会事業大学教授・学長等を歴任）であった。

2 全般的な研究動向

この時期までの社会福祉学の研究状況に目を向けると、前節で紹介した政策論・技術論の二分法を採用する場合の政策論とは、資本主義経済体制（社会体制）の構造との関連で社会福祉（もしくは社会事業）の成立の根拠と意義を社会科学的に説明する理論研究の潮流を指すものであった³⁾。しかしながら、政策問題としての福祉問題の重要性が増し、松下圭一（1971）の「シビル・ミニマム」論に見られるように政策科学への取り組みの必要性が認識されるにつれて、社会福祉に関しても、具体的な政策の分析・評価に関わる研究の取り組みも行われるようになっていった。比較的早い時期のその代表例として、母子寮の効果測定を行った副田義也・吉田恭爾（1976）、介護サービスのニーズ測定を行った東京都老人総合研究所社

会学部（1977）、行政学者・社会福祉学者・教育学者等の共同による「子どものシビル・ミニマム」の研究〔阿利ほか（1979）〕などをあげることができる。

このような政策科学的研究の研究枠組の確立に取り組んだのが、三浦文夫と、当時の社会保障研究所研究員を中心とする彼の研究グループであった。三浦らは、その課題に取り組むにあたってイギリスの社会政策・運営論（social policy and administration）の成果の吸収に努め、三浦による著書〔三浦（1980）；三浦（1985）〕、および三浦らが編集し、小林良二・高橋紘士・坂田周一らが寄稿した著書〔三浦・三友編（1982）〕において、社会福祉の政策科学的研究の枠組を提示した。「社会福祉経営論」と言われるその研究枠組の特徴は、人びとのニーズ（ニーズ）の発見と分析を出発点とし、その上で、そのニーズを充足するための政策選択肢を検討する点にある。三浦は、このような研究枠組を前提にしつつ、社会変動に伴うニーズの変化を根拠に、制度改革によって実現すべき新しい制度枠組を提示するという独自の方向に研究を展開させた〔平岡（2008a）〕。

この研究枠組において重視される社会調査によるニーズ把握の方法は、この時期に始まった地方自治体における社会福祉計画の策定において活用され、さらには、1990年代に政策的に推進された高齢・障害・児童の各分野における計画策定〔平岡（2005）〕にも応用された。そのことから、社会福祉学においては、この研究枠組を「計画論」としてとらえる傾向もある〔定藤ほか（1996）〕

3 本誌の掲載論文の動向

この時期の社会福祉あるいは高齢者福祉に関する本誌の掲載論文の傾向としては、次の3点を指摘することができる。

第一に、本誌の第1巻から第5巻までの間の時期（60年代後半）に、当時、社会福祉学の指導的な立場の研究者とみなされていた孝橋正一、一番ヶ瀬康子、岡村重夫、嶋田啓一郎、仲村優一の論文が掲載されていることが注目される。社会保険等の研究者についても同様の傾向が見られたようで

あり、学会との交流を重視しようとする研究所側の意図があったことが推測されるが、社会福祉学に関しては、第二期・第三期には、このような傾向は見られなくなっている。

第二に、70年代前半の時期に、先駆的な高齢者福祉研究者であった三浦文夫、森幹郎、前田大作による論文が掲載されていることが注目される。その後も、高齢者福祉関係の論文の掲載は続くが、1980年代前半になると、高齢者の医療費や社会的入院の問題への対処が政策課題となるのに対応して、高齢者医療の費用に関する論文〔井口(1982)；前田(1983)〕が掲載されるに至っている。

第三に、1970年代に三浦文夫が、「社会福祉経営論」の構築、あるいは制度改革の構想のための準備作業とも言えるような、社会福祉計画、社会福祉行政、コミュニティケア、公私役割分担、民間資金等をテーマとする一連の論文を本誌において発表していることが注目される。また、70年代後半と80年代前半の時期には、このような社会福祉政策・高齢者福祉政策の新しいテーマに関する研究所内外の研究者の論文が相次いで掲載されている。サービス評価、サービス料金、福祉意識の構造、福祉事務所と専門職等に関するいくつかの論文〔〔冷水(1983)〕〔坂田(1982)〕〔高橋(1976)〕〔小林(1980)〕など〕は、当時としては先端的な性格の研究の成果であったのであり、今日読み直しても、多くの示唆を与えてくれるものである。

Ⅲ 第二期(1985～99年)

1 政策展開

社会保障全体に関していえば、80年代から90年代半ばまでの時期は、「福祉拡大と福祉縮減の同時進行」の時期であった〔平岡(2010)〕。年金・医療保険に関しては、もっぱら給付水準の引き下げや保険料の引き上げ等により保険財政の安定化を図ることに重点をおく制度改革が実施される一方、介護と社会福祉の分野に関しては、高度成長期以降の社会変動のなかで拡大してきたサービスニードに対応するために、しばしば制度の拡充を目指す改革が実施された。

この時期に、介護・高齢者福祉分野の政策展開の基礎となる原則は、「家族介護優先」から「家族介護支援」へ、さらには、「介護の社会化」へと変化し〔平岡(1998)〕、90年代には、国レベルの「ゴールドプラン」(高齢者保健福祉推進十か年戦略)と、自治体レベルの老人保健福祉計画によって、介護サービスの大幅な量的拡大が図られた。在宅介護支援センターの計画的整備によって、在宅ケアの推進体制の整備が目指されたことも重要である。

社会福祉の制度改革に関しては、2000年の社会福祉基礎構造改革における措置制度から契約制度への移行という側面に関心が集中しがちであるが、筆者は、1980年代半ばに始まり今日まで続いている一連の制度改革としてとらえる必要があること、および、契約制度への移行ばかりでなく、コミュニティケアの推進、(準)市場化、地方分権化、全国的計画システムの導入などの多次的な性格のものとしてとらえる必要があることを指摘してきた〔平岡(2005)；平岡ほか(2011)、pp.165-193〕。このような観点に立つと、80年代半ばから90年代にかけての時期は、さまざまな側面における社会福祉の制度改革が大きく進展した時期とみることができる。紙幅の制約からここでその内容を具体的に説明することはできないが、福祉施設の入所措置等の社会福祉関係事務の団体事務化(→地方分権化)、社会福祉士・介護福祉士制度の導入(→専門職化)、各種在宅サービスの法定化(1990年社会福祉関係八法改正)、在宅ケアの推進体制の整備、高齢・障害・児童各分野の計画システムの導入(老人保健福祉計画策定の義務化を含む)などの改革が相次いでこの時期に実施されたのである。

1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士・介護福祉士制度の導入は、社会福祉に関わる研究・教育のあり方に大きな影響を及ぼした。ソーシャルワーク分野の初めての国家資格である社会福祉士制度の導入は、国の高等教育政策の変化と相まって、90年代に社会福祉系の学部・学科、および大学院の研究科・専攻等の大幅な増加⁴⁾を引き起こし、それに伴って社会

福祉学の研究者を急増させた⁵⁾。大学における社会福祉学の教育は、国家試験カリキュラムに対応した援助技術（ソーシャルワーク）領域の教育に重点をおく傾向が強まったものの、増加し続ける社会福祉学研究者による社会福祉政策に関する研究も活発に展開されるようになっていくのである。

2 全般的な研究動向

第二期の研究動向に関して第一に指摘すべき点は、介護・高齢者福祉政策に関する研究文献が大幅に増加するとともに、研究のアプローチが多様化したという点である。第一期においては、社会福祉学の中でも高齢者福祉は、いわばマイナーな領域であったが、この時期には、人口高齢化問題に関する関心の高まりと、介護・高齢者福祉分野のサービス拡大の結果として、社会福祉学のなかでも介護・高齢者福祉を専門とする研究者が増加した。さらに、社会学、経済学、法学、医学・健康科学などの分野の研究者による介護・高齢者福祉政策の研究への取り組みも進展した。

第二に、イギリスの社会政策・運営論の影響のもとで形成されてきた「社会福祉経営論」は、社会福祉学における政策研究の主流になったとまでは言えないが、一つの研究潮流として定着し、一定の影響を持つようになっていった。この時期から、次の2000年以降の時期にかけて、このような研究潮流のなかで、ニード、普遍主義、公私役割分担と福祉多元主義、貧困、料金・割当、コミュニティケア、権利と裁量等の政策研究の基礎概念の検討がさらに進められた〔平岡（2008b）〕。

第三に、個別の政策課題に即した政策科学的研究も活発に展開されるようになったが、その代表例としては、社会調査による介護ニードの分析に基づく介護サービスの計画目標設定に関する研究をあげることができる（例えば、〔Nakano et al.（1996）〕〔財団法人東京都老人総合研究所（1996）〕）。このような研究への取り組みが進んだ背景には、この時期に導入された老人保健福祉計画の枠組が、高齢者のニード把握を前提に、ニード充足のために必要なサービス量の確保を計画目

標とするという点でニード基底型計画（need-based planning）という性格をもつものであったという点がある。さらにまた、この時期には、種々の機関・施設・事業に関する制度論的研究が活発に展開されるようになった（〔古川編〔1992〕〕〔針生ほか（1994）〕など）。

3 本誌の掲載論文の動向

本誌の掲載論文に関して第一に指摘すべき点は、掲載論文の一覧を見るとすぐにわかるように、介護・高齢者福祉に関する論文が前の時期に関して大幅に増え、論文テーマも多様化したという点である。第一期においても、本誌は、高齢者福祉に関するテーマを比較的積極的に取りあげていたということはいえるが、その時期には、介護・高齢者福祉の研究者はさきめて少数であった。第二期においては、層の厚くなった介護・高齢者福祉の研究者の研究成果が、本誌において発表されることが多くなったのである。

第二に、社会福祉の制度改革に関するテーマは、依頼論文あるいは特集のテーマとして積極的に取りあげられていたとすることができる。制度改革の論議を理論的にリードする存在であった三浦文夫が、何度か制度改革に関する論文を本誌で発表しており、さらに、Vol.23, No.4（1988年）、Vol.24, No.1（1988年）、Vol. 35, No.3（1999年）では、社会福祉の制度改革に関する特集が組まれた。さらに、1996年には、社会福祉基礎構造改革における重要な論点であった社会福祉サービスへの市場原理への導入に関する特集が組まれている（Vol.32, No.2）。介護保険に関する特集が組まれたのは、1996年11月に発行されたVol.32, No.3においてであったが、介護保障における社会保険方式の導入を構想する論文は、1991年というかなり早い時期に掲載されていた〔山崎（1991）〕。また、介護保険制度の実施前のこの時期に、介護サービスの費用、財政、規制、マンパワー等の問題に関する論文が相当数、掲載されている点も注目される。

第三に、介護・高齢者福祉政策に関する問題に経済学からアプローチする論文が多く掲載される

ようになったのがこの時期の特徴といえる。前述の介護保険に関する特集（Vol.32, No.3）や社会福祉サービスへの市場原理への導入に関する特集（Vol.32, No.2）では、3ないし4名の経済学者が寄稿している。ただし、社会福祉学以外のアプローチからの研究論文は、経済学者によるものに限られるわけではなく、法学、政治学、社会学、行政学、医学等の研究者の論文も増えている。ただし、1で指摘した社会福祉学研究者の増加にも関わらず、社会福祉学者の寄稿は、この時期、かなり限定的であったといっていよう。

Ⅳ 第三期（2000年以降）

1 政策展開

2000年4月からの介護保険制度の実施に伴って、社会福祉・保健・医療の各分野で提供されていた介護サービスは、この制度のもとで一元的に提供されることとなった。この制度の下でのサービス提供体制は、①全国的に統一的な基準による要介護認定によるサービス利用資格の判定、②サービス給付のエンタイトルメント化（自治体の裁量によるサービス利用決定の排除）、③利用者と事業者の間の契約によるサービス利用、④施設サービスにおける参入規制の維持と在宅サービスにおける営利事業者・NPO法人等の参入の自由化、⑤ケアマネジメントの全面的導入、⑥利用者負担における応益負担原則（定率負担）の採用等で特徴づけられるものであった。サービスへのアクセスの改善によって、介護サービスの利用は、制度実施後、順調に拡大したが、施設サービスの供給を都道府県の計画によって抑制する仕組みが組み込まれていたため、施設サービス（特に特別養護老人ホーム）の待機者が急増する一方、そのような抑制装置が組み込まれていない在宅サービスについて、給付額の持続的増加を問題視する見方が財政当局などから示されるようになっていった。介護保険制度は、人口高齢化の進展を所与とすれば、3年ごとの保険料の改定のたびに相当程度の保険料の引き上げが想定されている制度であることから、保険料の負担の限界という観点からも、給付

額の抑制の圧力がかかるしくみとなっている。

2005年の介護保険法改正に基づく制度改革においては、「介護予防」への重点化による一部の給付の削減、施設サービスの利用者負担の引き上げ、「地域密着型サービス」の創設、地域包括支援センターの設置等による新たなサービス体系の確立、事業者規制の強化と情報公表制度導入などによるサービスの質の確保等を主な内容とする改革が行われた。2011年の介護保険法改正等にみられる近年の政策展開の中心は、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスが包括的・継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立に向けられている。ここでは、「定期巡回・随時対応型サービス」等の集中的なケアの柔軟な提供、介護保険の枠外の医療、住宅、生活支援等の施策との密接な連携、地方自治体の計画調整機能の強化、地域住民の福祉活動・インフォーマルケアとの連動などが重要な論点となっている。

2 全般的な研究動向

第二期からこの時期にかけて、介護・高齢者福祉政策に関する研究文献は、さらに量的に増加し、多様な学問分野において研究が進展した。そのため、現在においては、介護・高齢者福祉政策の全貌をとらえること自体が容易でなくなっている。このことから、これから述べる点は、筆者の観点から見たこの時期の研究動向の特徴の列举にとどまる。

第一に、介護サービスの提供体制の市場化と、介護サービス費用の持続的拡大は、介護サービス市場の機能と介護サービス費用の効率性についての関心を高め、その結果、経済学的アプローチによる研究が、第二期よりもさらに活発に展開されるようになっている。この主題については、多くの研究成果が報告されており、研究成果を取りまとめた研究書（〔下野ほか（2003）〕〔清水谷ほか（2003）〕など）も刊行され、英文の学会誌論文も発表されている（〔Noguchi et al.（2007）〕〔Shimizutani et al.,（2007）〕など）。また、法学的アプローチによる研究も増加しており、社会

保障法学会の学会誌『社会保障法』には、相当数の介護・高齢者福祉に関する論文が掲載されるようになっている。

第二に、経済学・法学のアプローチによらない政策科学的研究の重要な焦点となっているのが、「評価」である。2000年代の前半には、サービス提供体制の再編の効果を検証するという問題関心からの研究が多く実施されたが、そのなかで、特に独創性と研究の完成度が高いと考えられるのは、繰り返し調査法とパネル調査法を組み合わせ、介護保険導入前後での介護サービスの利用効果を精緻な方法により比較検証した杉澤秀博等の研究である〔杉澤ほか（2005）〕。その後も、多くの研究が行われているが⁶⁾、特に注目に値するのは、平野隆之・近藤克則らが中心となって日本福祉大学に、自治体による介護保険の政策評価に対する支援と、評価調査の実施のための研究拠点が形成され、多くの自治体に対する支援を行うとともに、介護サービスの評価に関する多くの研究成果を生み出している点である〔平野編著（2012）〕。

第三に、社会福祉学の内部では、種々の機関・施設・事業に関する制度論的研究は、さらに進展しており、そのテーマはさらに多様化している⁷⁾。

第四に、研究の国際化の一層の進展が見られる。日本の研究者による海外の介護・高齢者福祉政策に関する研究は活発に行われてきたが、この時期には、日本の介護保険制度への海外からの関心が高まったこともあって、日本の研究者を含む介護・高齢者福祉政策の国際共同研究あるいは国際比較研究プロジェクトが進展し、多くの成果が生み出された（〔Ikegami et al. (2002)〕〔Saito et al. (2004)〕〔Conrad et al. (2003)〕など）。また、国際的学術誌での論文発表、英文の研究書の出版等も増えている（〔Kono (2000)〕〔Suda (2006)〕〔Hieda (2012)〕〔Hayashi (2013)〕など）。

3 本誌の掲載論文の動向

第三期には、本誌の特集においても、高齢者介護に関するテーマがよく取りあげられるようになった。テーマに「介護」あるいは「ケア」という用語が含まれる特集は、8件に上っている。介

護保険制度実施の年に刊行されたVol.36, No.2は、「介護保険制度をめぐる諸問題」を特集テーマとしてかかげ、その後、「社会サービスを支える看護・介護の人材をめぐる諸問題」（Vol.36, No.4）、「医療と介護に関するマイクロデータ分析」（Vol.40, No.3）などの特集が続き、近年では、「地域包括ケア提供体制の現状と諸課題」（Vol.47, No.4）「ケアの質評価の動向と課題」（Vol.48, No.2）といったテーマの特集が組まれている。

介護・高齢者福祉に関する掲載論文もいっそう増加しており、そのテーマもさらに多様化している。この時期の特徴の一つとしては、介護保険制度が2000年に実施され、その後、何回かの制度改革が行われたことから、介護保険制度のもとでのサービスの効果、あるいは制度改革のインパクトなど、介護保険に関わる政策評価を扱う論文が見られるようになってきた点をあげることができる。それらには、主に2つのタイプのものがある。一つは、経済学的アプローチによる研究である（〔田近ほか（2005）〕など）。もう一つは、前記の日本福祉大学の政策評価に関わる研究拠点の研究成果と考えられるものである（〔徐ほか（2010）〕など）。

このほか、介護・高齢者福祉の主要な政策課題・政策的イシューが、特集や掲載論文でカバーされている。介護職の人材確保と労働条件については、Vol.45, No.3で「看護・介護サービスとケア従事者の確保」というテーマの特集が組まれているほか、数点の論文が掲載されている（〔堀田（2010）〕など）。Vol. 43, No.4では、介護施設に関する特集「介護保険における介護施設サービスのあり方」が組まれている。このほか、介護サービス市場（〔湯田（2005）〕など）、長期入院（〔徳永ほか（2010）〕など）、契約（〔中野（2009）〕など）、費用増加と保険財政〔田近ほか（2005）〕といったテーマの論文が掲載されている。

掲載された論文の研究アプローチとしては、この時期には、経済学的アプローチが圧倒的に多くなっている。医学・健康科学、法学、政治学、社会福祉学等のアプローチによる研究も見られるが、その割合はかなり少ない。経済学的アプロー

チの研究の特徴としては、第二期までの研究に比べると、マイクロデータを用いた実証研究が多いという点をあげることができる。

Ⅳ おわりに

以上見てきたように、50年前には、高齢者福祉の研究は、社会福祉学のなかのマイナーな領域に過ぎなかった（介護という用語はあまり使われていなかった）が、1980年代から90年代にかけての介護・高齢者福祉施策の拡充と、社会福祉学の政策・運営論の研究枠組の確立のなかで、介護・高齢者福祉にかかわる政策研究が本格的に展開されるようになり、さらに、社会学、経済学、法学等のアプローチによる研究も発展した。2000年以降には、このような動きはさらに広がり、経済学的アプローチによる研究や、介護サービスあるいは介護保険の政策評価に関する研究が大きく発展し、研究の国際化も進んできた。

このような流れの中で、本誌は、社会福祉学における政策・運営論の研究枠組の形成、多様な研究アプローチによる介護・高齢者福祉政策研究の展開、経済学的アプローチによる介護政策研究の深化を推進する役割を果たし、時期によって異なる形であっても、介護・高齢者福祉にかかわる政策研究の発展にかなりの程度、貢献してきたと考えられる。本誌が、過去50年の成果を活かしつつ、今後とも、さまざまな学問分野における介護・高齢者福祉政策研究の未解決の課題への取り組み、あるいは新たなフロンティアへの挑戦を推進する機能を有効に果たすことを期待したい。

注

- 1) 占領期に制定された生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法に加えて、1960年に精神薄弱者福祉法（1998年に知的障害者福祉法に改称）、1963年に老人福祉法、1964年に母子福祉法（1981年に母子及び寡婦福祉法に改称）が制定されることにより、「福祉三法体制」が「福祉六法体制」に移行したとされる。
- 2) 日本の社会福祉学の研究史と諸学説については、〔日本社会福祉学会（2004）〕〔吉田（1995）〕〔岩田監修（2010-11）〕〔古川（2002）〕〔古川（2005）〕

〔平岡ほか（2011）〕などを参照。特に1970年代頃までの諸学説については、〔岩田監修（2010-11）〕の第1巻の解題である〔岩崎（2011）〕がわかりやすい。また日本社会福祉学会の学会誌『社会福祉学』では、2007年以降、前年度の各分野の研究動向を紹介・検討する「学会回顧と展望」を特集しており、研究動向の把握のために参考になる。

- 3) この研究の潮流については、注2であげた文献を参照。
- 4) 社会福祉系の学部・学科等を有する大学・短大等が加入する日本社会事業学校連盟（現在は、日本社会福祉教育学校連盟）の加入校数は、1987年の49校から、1999年（11月現在）には133校に増加した（1987年の加盟校数は、〔一番ヶ瀬康子ほか（1998）, p.382〕, 1999年の加盟校数は、〔学校連盟通信〕（日本社会事業連盟）45号（2000年3月15日刊）による）。
- 5) 日本社会福祉学会の会員数は、1989年8月現在の1,587人から、2001年6月現在では3,832人に増加した〔日本社会福祉学会（2004）, p.491〕。
- 6) このテーマに関する研究動向については、『老年社会科学』第27巻第1号（2005年）の特集「サービス評価のあり方」, 『季刊社会保障研究』Vol. 48, No.2の特集「ケアの質評価の動向と課題」および平岡（2008c）を参照。
- 7) その研究の動向を把握する上では、日本社会福祉学会の学会誌『社会福祉学』の毎年の特集「学会回顧と展望」が参考になる。

引用文献

- 阿利莫二・一番ヶ瀬康子・持田栄一ほか編（1979）『子どものシビル・ミニマム：視点と生活実態』弘文堂。
- Conrad, Harald and Ralph Lützelers, eds. (2002) *Aging and Social Policy: a German-Japanese Comparison*, Iudicium.
- 古川孝順（2005）『社会福祉原論（第2版）』誠信書房。
- Hayashi, Mayumi (2013) *The Care of Older People: England and Japan, a Comparative Study*, Pickering & Chatto.
- 小林 良二（1980）「福祉事務所と専門職制」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.3, pp.141-159。
- 針生誠吉・小林良二編（1994）『高齢社会と在宅福祉』日本評論社。
- Hieda, Takeshi (2012) *Political Institutions and Elderly Care Policy: Comparative Politics of Long-term Care in Advanced Democracies*, Palgrave Macmillan.
- 平野隆之編著（2012）『介護保険給付データ分析——もう一つの介護行政』中央法規。
- 平岡公一（1998）「介護保険制度の創設と福祉国家体制の再編—論点の整理と分析視角の提示—」『社会学評論』日本社会学会, 第49巻第3号, pp.286-

- 303。
- (2005)「社会福祉と介護の制度改革と政策展開」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障制度改革——日本と諸外国の選択』東京大学出版会, pp.287-316。
- (2008a)「社会福祉政策論と社会福祉制度改革——「三浦理論」が果たした役割をめぐって——」『社会福祉学』第49巻第1号, pp.167-172。
- (2008b)「福祉政策・運営論の動向と展望」日本社会福祉学会編『福祉政策理論の検証と展望』中央法規, pp. 292-316。
- (2008c)「介護保険の政策評価の動向」『社会政策研究』第8号, pp.155-165。
- (2010)「1980年代以降の日本における社会保障の制度改革と政策展開」『社会政策研究』第10号, p.23-48。
- 平岡公一・杉野昭博・所道彦・鎮目真人 (2011)『社会福祉学』有斐閣。
- 堀田聰子「介護保険事業所（施設系）における介護職員のストレス軽減と雇用管理」『季刊社会保障研究』Vol. 46, No.2, pp.150-163。
- 一番ヶ瀬康子・大友信勝・日本社会事業学校連盟編 (1998)『戦後社会福祉教育の五十年』ミネルヴァ書房。
- 井口直樹 (1982)「老人医療の経済分析」『季刊社会保障研究』第18巻第2号, pp.155-171。
- Ikegami, Naoki, and John Creighton Campbell (2002) "Choice, Policy Logic and Problems in the Design of Long-term Care Systems," *Social Policy and Administration*, Vol.36, No.7, pp.719—734.
- 岩崎晋也 (2011)「序論 社会福祉原論研究の活性化にむけて」岩田正美監修・岩崎晋也編著『（リーディングス日本の社会福祉1）社会福祉とは何か——理論と展開』日本図書センター, pp.3-27。
- 岩田正美監修 (2010-2011)『リーディングス日本の社会福祉・全8巻』日本図書センター。
- Kono, Makoto (2000) "The Impact of Modernisation and Social Policy on Family Care for Older People in Japan," *Journal of Social Policy*, Vol.29, No.2, pp.181-203.
- 前田信雄 (1983)「高齢者の入院費用の高低に関する研究」『季刊社会保障研究』Vol.19, No.1, pp. 56-69。
- 松下圭一 (1971)『都市政策を考える』岩波新書。
- 三浦文夫 (1980)『社会福祉経営論序説——政策の経営と運営』碩文社。
- 三浦文夫 (1985)『社会福祉政策研究——福祉経営論ノート』全国社会福祉協議会。
- 三浦文夫・三友雅夫編 (1982)『社会福祉の政策』有斐閣。
- 日本社会福祉学会編 (2004)『社会福祉学研究の50年——日本社会福祉学会のあゆみ』ミネルヴァ書房。
- Nakano, I., Y. Shimizu, K. Hiraoka et al., (1996) "Measuring the Social-Care Service Needs of Impaired Elderly People in Japan", *Ageing and Society*, Vol.16, pp. 315-332.
- 中野妙子 (2009)「介護保険法および障害者自立支援法と契約」『季刊社会保障研究』Vol.45, No.1, pp.14-24。
- Noguchi, Haruko and Satoshi Shimizutani (2007) "Nonprofit/For-Profit Status and Earning Differentials in the Japanese At-home Elderly Care Industry: Evidence from Micro-level Data on Home Helpers and Staff Nurses", *Journal of the Japanese and International Economies*, vol.21, no.1, March 2007, pp.106-120.
- 定藤丈弘・坂田周一・小林良二編 (1996)『これからの社会福祉第8巻・社会福祉計画』有斐閣。
- Saito, Yayoi, Reiko Abe Auestad and Kari Waerness, eds. (2010) *Meeting the Challenges of Elder Care: Japan and Norway*, Trans Pacific Press.
- 坂田周一 (1982)「社会福祉と料金」『季刊社会保障研究』Vol. 18, No.1, pp. 26-37。
- 徐東敏・近藤克則 (2010)「新予防給付導入による介護サービス利用回数変化とアウトカム-検討会報告書と異なる分析手法による異なる所見-」『季刊社会保障研究』Vol.46, No.3, pp. 264-273。
- 清水谷論・野口晴子 (2004)『介護・保育サービス市場の経済分析：ミクロデータによる実態解明と政策提言』東洋経済新報社。
- Shimizutani, Satoshi, and Noriko Inakura (2007) "Japan's Public Long-term Care Insurance and the Financial Condition of Insurers: Evidence from Municipality-level Data", *Government Auditing Review*, Vol.14, pp. 27-40.
- 下野恵子・大日康史・大津廣子 (2003)『介護サービスの経済分析』東洋経済新報社。
- 副田義也・吉田恭爾 (1976)「母子寮の現状と将来像」『季刊社会保障研究』Vol.12, No.2, pp.66-78。
- Suda, Yuko (2006) "Devolution and Privatization Proceed and Centralized System Maintained: A Twisted Reality Faced by Japanese Nonprofit Organizations", *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol.35, No.3, pp.430-452.
- 杉澤秀博・中谷陽明・杉原陽子編著 (2005)『介護保険制度の評価:高齢者・家族の視点から』三和書籍。
- 田近栄治・菊池潤 (2003)「介護保険財政の展開－居宅給付費増大の要因－」『季刊社会保障研究』Vol.39, No.2, pp.174-188。
- (2005)「介護保険による要介護状態の維持・改善効果－個票データを用いた分析－」『季刊社会保障研究』Vol. 41, No.3, pp. 248-262。

- 徳永睦・橋本英樹（2010）「地域の介護サービス資源量の増加が高齢の長期入院患者の退院先・在院日数に与える影響の検証」『季刊社会保障研究』Vol.46, No.3, pp.192-201。
- 高橋 紘士（1976）「福祉意識と地域福祉——福祉意識の地域別パターンの計量的分析」『季刊社会保障研究』Vol. 12, No.2, pp.79-97。
- 東京都老人総合研究所社会学部〔1977〕『在宅障害老人とその家族の生活実態および社会福祉ニーズに関する調査研究』東京都老人総合研究所。
- 山崎泰彦（1991）「高齢社会と介護保障政策—社会保険システム主体の総合的政策の提案—」『季刊社会保障研究』Vol. 26, No. 4, pp.385-393。
- 吉田久一（1995）『日本社会福祉理論史』勁草書房。
- 湯田道生（2005）「介護事業者密度が介護サービス需要に与える影響」『季刊社会保障研究』Vol.40, No.4, pp.373-386。
- 財団法人東京都老人総合研究所社会福祉部門編（1996）『高齢者の家族介護と福祉サービスニーズ』光生館。
- 全国社会福祉協議会（1979）『在宅福祉サービスの戦略』全国社会福祉協議会出版部。
- （ひらおか・こういち お茶の水女子大学教授）

障害者福祉：障害者を対象とした研究

勝 又 幸 子

I はじめに

本稿の主たる目的は、本誌創刊から50周年の節目に、半世紀を振り返り、我が国の障害者を対象とした研究の動向をまとめることである。以下では季刊社会保障研究（以下『季刊』）を中心としてどのような障害者を対象とした研究があったかについて概観したい。

『季刊』で障害者を取り上げたものは他の分野と比較して、かならずしも多いとはいえない。通巻203号（2014年3月刊行）までにタイトルに障害者が入っているのは論文や研究ノートをふくめて29本、他に判例研究が8本、書評が5本あった。一方、『季刊』創刊から3年後に創刊された海外社会保障情報（現在名称は『海外社会保障研究』、以下『海外』）においてはタイトルに障害者が入っているものは、62本と季刊に比べて多く、他に障害者を取り上げた本の書評が5本あった。

諸外国では1970年代から障害者を対象とした制度の整備が実施されていたことから、研究者が海外の動向について調べたところを寄稿する機会があったようだが、日本における障害者を対象とした研究は、1970年代には寄稿が無く、1980年代になってできた。国連が1981年を国際障害者年と定め、それを契機に日本でも障害者を対象とした政策への関心が高まったことが影響している。以下で、年代を追って研究の動向を概観したい。概観するにあたり4期に区分した。第1期として戦前・戦後から国際障害者年以前、第2期として1981年国際障害者年から支援費制度導入（2003年4月施

行）まで、第3期として障害者自立支援法成立（2005年10月）から障害者差別解消法成立（2013年6月）まで、第4期として障害者権利条約批准（2014年1月）から現在、である。4期それぞれのカバーする期間は第1期が40年以上、第2期が約20年、第3期が10年弱、第4期は僅か1年未満となっている。障害者を対象とする研究が近年になればなるほど盛んになり、研究の動向を語るのに短期間に多くの変化があったことを表している。

『季刊』でタイトルに障害者が入っている障害者を扱った論文と研究ノートの掲載実績は、1980年代前半に7本、1980年代後半から1990年代前半に5本、2000年代前半に5本、2000年代後半に10本、2010年以降に2本だった。一方、『海外』で同様に障害者を扱った書評以外の執筆についてみると、1970年代に11本、1980年代前半に10本、1980年代後半から1990年代前半に12本、1990年代後半に2本、そして2000年から2009年の10年間には14本、2010年以降については8本となっていた。¹⁾ 21世紀に入ってから季刊で障害者を取り上げられる機会が増えている。

II 第1期 「障害者研究の夜明けまえ」 （戦前～戦後～1970年代まで）

日本における障害者を対象とした研究はもっぱら福祉研究の世界で行われてきた。第1期については『季刊』で障害者の研究は取り上げられていなかったため、以下山本（2006）からの引用によりこの時期を概観することにする。

明治以降第二次世界大戦終結までの間の障害者

対策は、傷痍軍人を中心に行われ、一般の障害者に対する施策は、いわゆる救貧対策としての1874年の恤球規則や1929年の救護法が主なものであった。この時代全般を通じてみると、公的な施策よりも一部の先駆的な民間慈善事業に負うところが大きであった。[山本 (1996), p.22]

戦後は「福祉三法」(生活保護法, 児童福祉法, 身体障害者福祉法)の法整備が契機となって様々な制度が始まった。戦後まもなくは、生活困窮者と戦災孤児・浮浪児, そして傷痍軍人に対する施策が中心だったが、1950年代後半から1960年代の高度経済成長時代には、重度障害児対策が進み、学齢になっても就学猶予や免除で通学できない障害児に様々な就学の機会が用意されるようになった。児童福祉法では対象としていない、18歳以上の重度障害者の施設整備が進んだのもこの時代である。1965年に、厚生省において、従来、社会局の所管していた精神薄弱者福祉法に関する施行事務を児童家庭局へ移し、精神薄弱者に関する行政が一元化されることになった。[山本(1996), p.27]

1971年には、国立コロニーのぞみの園が開園、15歳以上の重度精神薄弱者の長期生活の場とされたが、以後各地に同種のコロニーの建設をみる。[山本 (1996), p.29]

1970年代になると、人口構造の老齢化をはじめとして、核家族化の進行、人口の都市集中、経済の高度成長から低成長時代への転換といった諸情勢の変化のなかで、社会福祉をめぐるコミュニティケア論議の進展やノーマライゼーションの思想、障害者の自立意識の高揚とあいまって在宅福祉対策への要請が高まっている。[山本(1996), p.30]

海外社会保障情報No.14 (1971年) で初めて「フィンランドの障害児手当」がニュースとして取り上げられ、その後、フランス、イギリス、西ドイツ、アメリカなどの、障害児者についての制度や政策の紹介が掲載された。それら紹介は、アメリカやイギリスから始まった障害当事者の自立生活運動やQOL (生活の質) を問題にする考え方を土台として、障害者の処遇を施設入所から在宅におけるケアと生活の両立に移行するべきとの福祉政策上の要請を反映していた。日本の研究者

も、そのような欧米の新しい動きに強い関心を寄せていたことがわかる。

Ⅲ 第2期 障害者研究の夜明け (国際障害者年1981年～支援費制度導入2003年まで)

国連が1981年を国際障害年に定めた。日本でも同年、国際障害者年推進本部が内閣府に設置され、障害者を巡る様々な議論が始まった。特に、所得保障に関する議論は、のちに障害基礎年金の創設 (1986年) につながった。終戦直後の障害者政策は、戦争で傷ついた元兵士たちの補償が最優先であったが、終戦から30年たち、もはや戦後ではないと言われたこの時期になると障害者政策はより普遍的な制度として考えられるようになった。例えば生まれながらにして障害のある人に対する処遇が、18歳未満の児童保護法とそれ以降の年齢で異なり、連続性がないことなどが問題として認識されるようになった。

『季刊』で、初めてタイトルに障害者が入ったものが掲載されたのは、1981年3月に刊行された、堀勝洋「障害者の所得保障制度の現状と課題」(Vol.16No.4) だった。堀は障害者の所得保障の現状を既存の制度体系から明らかにした。「障害者の所得保障施策をとってみても、本来雇用対策と密接な関連をもって進められるべきであるのに必ずしもそのような配慮が加えられていないし、各種年金、手当等についても、障害の原因、種類等によって給付の有無、水準が異なるなど整合性のとれたものとはなっていない。²⁾」として、当時の制度の問題点を明らかにした。同時期、堀は同年5月に刊行された高藤昭がジュリストに寄稿した障害者の所得保障をめぐる提唱に反論し、月刊福祉の誌上に二人の論争が掲載された。堀は高藤の「障害者手当法試案」に対して、日本で初めて具体的に障害者の所得保障の方法を提案したものとして評価しながらも、実効可能性を考えたときに課題があることを詳細に論述した。とくに課題として挙げたなかで、拠出制の年金額を上回る高藤試案の障害手当の提案に次のように反論した。「高藤試案によるこの手当 (以下、「障害者手

当」という)は全額国庫負担の無拠出制とされており、論理的に考えるならば、拠出して得られる障害年金よりも大きな額とすることは、拠出意欲の阻害など問題があり避ける必要がある。」(堀1981b, p.23) 高藤試案が示した、重度障害の単身男性が在宅で他人から介助をうけて生活するための手当は、最低でも121,000円プラスアルファ(月額)とされており、これは当時の国民年金の障害年金(1級56,325円)や厚生年金の1級障害年金給付(69,169円)よりも高かった。一方、当時、無拠出で受給できた障害福祉年金は1級で36,000円と低額であり、拠出制の公的年金と大きな給付水準の差があった。

国際障害者年を契機として、日本でもノーマライゼーションの考え方が普及していった。そして研究者はそれまで施設でしか生活できなかった重度障害者が在宅で生活するための施策の必要性を強く認識するようになった。高橋・平岡(1983)は「研究課題Ⅳ 重度障害者に対する福祉対策のあり方について 重度障害者のニーズ測定と介護ニーズの規定要因」を分担執筆した。実施した調査は東京都の300人ほどの在宅障害者を対象にしたものだったが、在宅障害者の日常生活を生活動作の要素に分解して、個々の動作について「自立(人の助けを必要としない)」「介助を要する」「この動作はしていない」の3つカテゴリーごと、または「できる」「できない」の2つのカテゴリーごとに評価してもらった。³⁾ 生活動作としては、起床・室内外移動・排せつのほか、外出や会話(コミュニケーション)まで入れていた。この調査を通じて、障害種別によって、介護ニーズの種類と度合いが異なることが明らかになったが、在宅介助サービスを制度化するためには、導入後の需要予測が必要だった。しかし、障害者が単独で生活しているケースは少なく、同居する家族の有無によってもニーズは変わってきた。1970年代から青い芝の会⁴⁾など、障害当事者が自立生活を在宅で実現するための活動が日本でもはじまっていたが、それは大都市の財政的に余裕のある自治体が単独で行っている特別な福祉サービスでしかなかった。しかし、国際障害者年を契機として在宅

自立生活のための福祉サービスを全国的な制度にすべきとの考えをもつ研究者と障害者団体が、このような調査研究の担い手となったのである。

1970年代2回の石油危機を経験し、世界経済が長い不況の時代に入り、先進諸国のみならず、高度経済成長を達成した日本も、急激な人口高齢化という状況の変化のなかで、低経済成長時代の財政運営の難しさを認識しはじめていた。そのような状況にあった1980年代初頭から国際障害者年は始まった。堀(1983)がまとめているように、1982年7月あいついで2つの政府機関が福祉サービスの受益者負担を盛り込んだ報告をだした。⁵⁾ 福祉サービスの受益者負担とは直接的には、近い将来大きく需要が膨らむと予想された高齢者を対象とする医療・福祉サービスを念頭に置いてのことだったが、高齢者向け制度が未整備だった当時は身体障害者福祉サービスとして介護サービスが位置付けられていたため、利用者負担は直接的に障害者福祉サービス供給体制の問題となった。当時まで、障害者福祉サービスは家族介護が得られない貧しい単身障害者のために整備されるものとの考え方が強く、サービスを利用できるのは一定所得以下の困窮世帯に限定されていた。しかし、高度経済成長時代に進んだ都市化と核家族化は、介護する家族のいない高齢者の増加をもたらし、高齢者福祉サービスはひろく全人口に提供すべきとの世論を作り出していた。利用者負担をもとめるべきという意見は、財政的に増額が難しい公費だけではサービスの供給量を人々のニーズを充足するほどに増やすには限界があるという現状認識に支持された。利用者負担をいれることによって公費の増大を抑制しながらもサービスの供給を増やすことができ、ニーズのある人に公平にサービスを提供することが可能になると認識されていったのである。この議論は、今もなお時々の制度改革で検討されているが、後述する第3期の障害者自立支援法における利用者負担議論にもつながっている。

1986年国民基礎年金が創設され、拠出制の国民基礎年金にあって、被保険者資格を得るまえから障害を負っていた障害児に、障害基礎年金が支給

されることになった。障害の認定時期の問題や国籍の問題などで、無年金者の問題がすべて解決されたわけではなかったが、障害福祉年金は廃止され、拠出制年金制度に障害者の所得保障が位置付けられることになった。実際のところ障害者は年金保険料の拠出なしに、フルに保険料を拠出した人がもらう老齢基礎年金額よりも多い給付をうけることになり、障害者の所得水準は格段に向上した。しかしこのとき以来、日本における障害者の所得保障議論はめだった進展がみられないうえ、研究も少ない。

旧社会保障研究所は1985年（昭和60年）に社会保障と住宅政策に関する研究プロジェクトを実施している。その中間報告のとして、野村（1986）は、高齢者と障害者の住宅問題について寄稿している。1970年（昭和45年）の身体障害者実態調査と比較して1980年（昭和55年）に就労している障害者割合が11.8%も低下したことを障害者の高齢化・重度化が背景にあると分析している。また障害者世帯が一般世帯に比べて持ち家率が高い事実を指摘した。持ち家率が高いすなわち経済的に恵まれているという一般的な解釈を野村は否定し、つぎのように述べている。「障害者が「持ち家」に居住する比率が高いのは、比率の差こそあれ都市部でも農村部でも共通に見られる傾向である。しかし、これは決して喜ぶべきことではない。なぜならば、障害者が「持ち家」に居住する率が高いのは、経済活動のハンディキャップによる低収入、それに加えて障害をもつがゆえの出費、介助者としての家族の役割等の理由と、民営借家が家主・同居者の障害者に対する無理解のために困難、公的住宅の不整備等々のさまざまな理由の集積結果であるとみられる。」⁶⁾ 障害者の自活（自立）にとって介助サービスの有無だけでなく、居住環境にも問題があることが指摘されていた。野村は知的障害者（当時は精神薄弱者と表記）のいる世帯についても、同居する親の高齢化にともない介助する側の都合で住宅の改造をする必要が生じている事実と言及している。高齢者と障害者が生活する場として公共住宅が身体能力の低下等に対応したものとして設計されるべきであるという野村

の主張は、バリアフリーという言葉こそ使われていないが、その後の議論につながる先行研究といえよう。

『季刊』の障害者関係論文の1990年代の掲載はわずか2本にとどまっている。1990年代は福祉サービスが高齢者を中心に議論され、非高齢障害者については、わずかながら障害者雇用について、職業リハビリテーションなどの視点から議論されたにすぎなかった。

筆者は第2期の最後を支援費制度導入（2003年4月施行）までと位置づけた。『季刊』では2000年3月刊行号（Vol.35 No.4）で〔特集：高齢者世帯における社会保障の機能〕、2001年12月刊行号（Vol.37 No.3）で〔特集：障害者の就労と社会参加〕が刊行された。

前者では齋場（2000）が、介護保険の導入にあたり、保険優先という考え方が身体障害者福祉サービスに与える問題点を指摘している。1970年代初め、米国カリフォルニア州バークレーから始まり、イギリス、そして北欧へと広がっていった、障害者の自立生活や自己決定の重要性を紹介しながら、日本が導入しようとしている介護保険のケアマネジメントが、自己決定の支援などを考慮しない体制になっていることに警鐘を鳴らした。

後者は、特集として『季刊』が初めて障害者を扱った号である。研究の窓で正村は次のように述べている。「日本では、社会保障と社会福祉がばらばらに扱われ、社会福祉の事業も、障害の内容などによってばらばらに扱われている。同じ障害者福祉の枠組みのなかで扱われるべき高齢障害者とその他の障害者が制度のうえで切り離されている。そのためあって、障害者福祉はいつまでたっても「弱者救済」型の事前事業から抜け出せないでいるし、社会の片隅の問題として扱われている。」⁷⁾

特集に寄稿された3本の論文は、それぞれに障害者の社会参加が進んでいないという現状認識から、その理由を解明すべく、各執筆者の専門分野から執筆された。立岩は社会学から、松為は障害者雇用政策から、そして金子は経済学から、それぞれの得意分野を基に執筆している。しかし、これらの論文が前述した正村の問題提起に正面から

答えていないことは残念である。

1980年代前半（第2次臨時調査会における行政改革論議）から福祉制度の改革は障害者福祉に限らず、老人・児童などサービスの供給体制の見直しとして進められてきた。例えば、社会福祉施設入所措置が機関委任事務から地方自治体の団体委任事務に徐々に改められてきた。（勝又1997）1987年身体障害者福祉法に基づく更正援護施設への入所措置に始まり、老人福祉法に基づく老人ホームへの入所措置等、児童福祉法に基づく保育所等への入所措置、精神薄弱者福祉法（現、知的障害者福祉法）団体委任事務化が進められ、同時に行政処分の一形態である「措置」から利用者とサービス供給者との「契約」へと変更された。また、1998年社会福祉の基礎構造改革が行われ、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉の共通基盤制度についての見直しが行われた。改革の理念は、国民が自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に、社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支援することとしている。⁸⁾

前述した『季刊』の特集を読むと、社会福祉の基礎構造改革への期待が、障害者福祉の研究者から見ると、ことごとく裏切られたという残念な思いがそこから感じられる。

1995年障害者プランで打ち出されたノーマライゼーションの実現すなわち、障害者が地域社会の中で共に暮らせるようになるためには、居宅支援・介護サービス（ホームヘルプサービス）が不可欠だった。その供給を促すべく施行された支援費制度は一定の役割を果たしたと言えよう。それまで居宅支援・介護サービスが受けられなかった知的障害児及び知的障害者もサービスを受けることができるようになったからである。その普及成果は当初予算（516億円、2003年度）を大幅に上回る所要額（622億円）になったことからわかる。しかし、支援費制度は施行初めから不安定な財源問題を抱えており人々に不安を与えた。⁹⁾

「支援費制度開始直前の平成15年1月初旬、『上限問題』が起こった。それは、厚生労働省内部に

おいて、市町村に対する補助金（予算）配分の基準を作ることにより、実質的にホームヘルプサービスの総利用時間の抑制を図ることが検討されていることが、制度開始の直前の平成15年1月に明らかになり、障害当事者の激しい抗議運動に繋がったという事件である。」（岡部2004：188）この騒動はのちの「支援費不足」の背景として重要な意味がある。なぜなら、厚生労働省内で検討されていたことは、予算主義に基づいて給付の規模を制御する必要性が認識されていたと解釈できるからである。

基本的に障害者のホームヘルプサービスは予算の立て難い事業であった。それを認めつつも行政が全国の利用量調査を行った上で予算を立てるという準備をしなかったことが問題であったと岡部（2004）は指摘した。¹⁰⁾

Ⅳ 第3期 障害者研究の学際化（障害者自立支援法施行2005年 障害者権利条約2007年署名～障害者差別解消法成立2013年）

2005年7月障害者自立支援法が成立した。2003年4月に支援費制度が始まって以後満2年を経ないで、社会保障審議会障害者部会（2004年10月）で「今後の障害者福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が示された。それは支援費制度における居宅支援事業の財源不足という事態からにわかに出てきた「介護保険」との統合の議論が出始めた直後である。その後同年12月の同部会で「障害者自立支援給付法（仮称）について」という資料が提出された。そして、2005年1月の同部会で「障害者自立支援給付法案要綱」の資料が配付され、同年2月10日には「障害者自立支援法案」を閣議決定し、国会に提出した。「障害者自立支援法」という名称さえ、グランドデザインの中では障害者福祉サービス法から、障害者自立支援給付法と短期間に名前を変えた。¹¹⁾

支援費制度は精神障害者を含む制度ではなかったが、自立支援法案では障害福祉サービスの「一元化」として3障害（身体障害・知的障害・精神障害）を共通に、また年齢や在宅と施設を含めて

サービス提供主体を市町村に一元化した。(障害児についても5年以内に市町村への委譲を行うとした。)

『季刊』では2回目となるが、障害者を扱った「特集：障害者の自立と社会保障」(Vol.44 No.2)が2008年9月に刊行された。この特集は、厚生労働科学研究費の採択を受けて実施した研究事業の成果特集である。¹²⁾ 先の自立支援法成立時につけられた附帯決議で、今後速やかに障害者の所得確保にかかる施策の在り方の検討を開始し3年以内にその結論をえることと明記されたこともあり、障害者の生活実態調査を2つの自治体の協力を得て実施している。特集論文では、調査結果の分析に加え、障害者政策の国際比較、障害福祉サービスにおける自治体の役割、障害者の就労保障問題、障害者の障害年金を中心とした所得保障、自立支援法で最も論議があった「応益負担」、障害者政策の経済効果、などが収載された。

2007年9月に日本政府は障害者権利条約に署名したが、2010年12月に政権交代により自立支援法の利用者負担をめぐる全国訴訟団と国との和解が契機となって、当時の政権が政治主導で障害者制度の改革に取り組むことになった。この間の日本における障害者政策をめぐる変化は、障害当事者の政策提言への参加が実現したことなどから、後世に特筆されるべき革新的な変化だった。

2010年12月当時民主党(鳩山内閣)が政治主導で組織した「障がい者制度改革推進本部」の下、障害者基本法が改定(2011年8月)され、訴訟団との和解条件の一つだった障害者自立支援法も改定され「障害者総合福祉法」(2012年6月)と改名された。しかしその後2012年末に再び政権が交代したことで、障害当事者の政策への影響力は後退することになった。改定障害者基本法の下、障害者政策委員会が旧基本法の中央障害者施策推進協議会に替わる機関として設置された。その後、国内の障害者団体から障害者権利条約の批准の前提と位置づけられていた「障害者差別解消法」(2013年5月)が成立し、第三次障害者基本計画(2013年9月)が動き出した。

「障害者総合福祉法」の下、障害者自立支援法

の訴訟原因となっていた、1割利用者負担が、応益負担に変わり、負担をもとめる対象者の所得水準が引き上げられたため、低所得の障害者世帯は利用料の負担が必要無くなり、障害者の利用者負担の議論も研究も少なくなった。また、福祉的就労の問題や統合教育の問題など、総合福祉部会で熱心に議論され、骨格提言に盛り込まれた政策提言も影響力を失っている。

総合福祉部会で議論して実施された新しい調査、「生活のしずらさなどに関する調査(平成23年全国在宅障害児・者等実態調査)」の集計結果が平成25年6月28日に公表された。しかし、本調査は統計法上、統計調査に位置づけられておらず世論調査扱いであるため、統計法上の二次利用申請がみとめられていない。以前の障害者実態調査は統計調査だったことから、一歩後退の感は否めない。

V 第4期 障害者研究・実践の時代へ(障害者権利条約批准2014年以降)

2014年1月に日本政府は批准書を国連に提出し、同年2月19日 障害者権利条約が発効した。日本政府は2007年9月に署名してから批准まで約6年間を費やしたことになる。批准国には条約の履行の義務が生じる。国連からも定期的にモニタリング(監視)をうけることになる。

第3次基本計画を策定するにあたって、障害者政策委員会が出した、新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見(平成24年12月17日)では、調査及びデータの収集と公開について以下4つのポイントが示されている。

(1) 障害者と障害のない人との比較が可能となるデータの収集の必要性、(2) 男女別統計の必要性 (3) 監視のためのデータ収集においては、統計にかかる基本計画を所管する統計委員会や隣接領域の施策を所管する省庁との連携を図ること (4) 都道府県等が作成する都道府県障害者計画等に関する情報収集の重要性

また、「第3次基本計画」には、推進体制の一つとして「5. 調査研究および情報提供」、が記され

ている。¹³⁾ そこでは、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うことが記されている。また、「第3次基本計画」には（別表）として、障害者基本計画関連成果目標が掲げられている。6つの分野（1. 生活支援 2. 保健・医療 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等 4. 雇用・就業等 5. 生活環境 6. 情報アクセシビリティ）について、現状と将来の目標値が示されている。目標値の設定は最も短いもので平成26年度であり、最も長いものでは平成34年度、8年先となっていた。¹⁴⁾

Ⅵ まとめにかえて 今後の展望

政策研究としての障害者研究は、障害者基本計画の施行状況の評価に資するものが重要となる。それは、近年事実（エビデンス）に基づく政策研究の重要性が言われていることにつながっている。つまり、障害者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA¹⁵⁾）の観点が重要視されているなかで、C（Check 評価）には、客観的で科学的な事実の把握が必要なのである。

本論では4期に分けて障害者研究の動向をまとめたが、第3期以降（障害者自立支援法施行後）経済学や社会学など、第2期以前はあまり障害者を対象とした研究がなかった学問分野からの研究者の参入が増えてきた。しかし、高齢者を対象とする研究と比較すると、依然として社会福祉分野以外からの参入は限定的である。その理由の一つは、障害者に関するデータの不足だと思われる。IT技術の進歩によって計量的分析手法が多用されるようになった現代の社会科学において、分析に利用できるデータの存在は研究者にとって大きな魅力である。逆に利用できるデータが限られている分野への参入には消極的になってしまうのも事実である。

人間行動を分析対象とする社会科学の分野では、特にマイクロデータの分析に興味をもつ研究者は多い。全国調査において、障害を特定する変数をいれていくことで、さまざまな分析に障害の影響の有無を加えることができる。

2010年欧州委員会が2020年を目標とした雇用と成長の新戦略の決議を行い、そのなかで、20～64歳の男女の雇用率を75%まで引き上げることを宣言している。¹⁶⁾ そしてその目標は、若年者、高齢者、非熟練労働者の労働市場への参加と、正規移民労働者のインテグレーションの向上によって達成するとしている。75%まで雇用率を上げようとするれば、まさに現状で労働市場から排除され非稼働人口に位置づけられている障害者も含めたインクルーシブな雇用政策が不可欠になることを意味しているのである。¹⁷⁾ 日本もまた、人口減少社会にすでに直面しているのであるから、ひとりでも多くの人に参加する社会を構想しなければならない。社会への参加を阻害する要因を障害という概念で変数化し、その影響を最少にするためになが有効であるかを提案していくことが必要だろう。障害者を対象とする研究は障害者だけを対象とする狭い福祉研究から、日本社会の未来を描くために必要不可欠な総合的な研究に進化しなければならない。

注

1) 表 障害者がタイトルに入っている掲載文

	1980年代 前半まで 第1期	1980年代後半～ 1990年代前半 第2期	2000年代 前半 第2期	2000年代 後半～現在 第3期以降	合計
季刊	7	5	5	12	29
海外	21	12	14	15	62

（注）創刊1号～通巻203号（2014年3月刊行）

2) 堀（1981）p.30。

3) 高橋・平岡（1983）p.478。

4) 青い芝の会；脳性麻痺者の自活生活運動を主導した当事者全国団体 現日本脳性麻痺者協会全国青い芝の会 <http://w01.tp1.jp/~a151770011/>（2014年6月1日最終確認）。

5) 堀（1983）p.312。経済審議会 長期展望委員会報告、厚生大臣私的諮問機関 社会保障長期展望懇談会。

6) 野村（1986）p.178。

7) 正村（2001）p.207。

8) 勝又（2006）p.118。

9) 勝又（2006）p.118。

10) 勝又（2006）p.121。

11) 勝又（2006）p.123。

12) 勝又（2007）。

13) 5. 調査研究および情報提供：障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を通じて、

障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、調査結果について、本基本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取組の見直しへの活用に努める。また、障害者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA）の観点から、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実に努めるとともに、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討する。本基本計画の推進において広く国民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供とともに、国民の意見の反映に努める。また、国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努める。

- 14) 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加 現状66.9%（平成23年）目標 90%（平成34年度）
- 15) Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（企画立案への反映）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。
- 16) European Commission (2010) "A Strategy for Smart, Sustainable and Inclusive Growth," Brussels, 3.3.2010, COM 2020, EUROPE 2020.
- 17) 勝又（2012）p.126。

参考文献

- 岡部耕典（2004）「支援費支給制度における「給付」をめぐる一考察「ヘルパー基準額（上限枠）設定問題」を手がかりに、『社会政策研究』4, 183-202, 東信堂。
- （2008）「障害者自立支援法における「応益負担」についての考察」『季刊社会保障研究』Vol.44 No.2 pp.186-195。
- 勝又幸子（1997）「社会福祉制度の受益と負担」『高齢化社会の生活保障システム』（八代尚之編）東京大学出版会 pp.159-188。
- （2006）「IV障害保健福祉政策」『社会政策研究』6pp.115-137. 東信堂。
- （2007）勝又幸子研究代表者厚生労働科学研究費補助金『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』（2007.3.31）。
- （2008）「国際比較からみた日本の障害者政策の位置づけ－国際比較研究と費用統計比較からの考察－」『季刊社会保障研究』Vol.44 No.2 pp.138-149。
- （2012）「障害者と格差社会」橋木俊詔編著『格差社会』＜福祉＋α＞監修：橋木俊詔／宮本太郎＞ミネルバ書房, pp.115-129。
- 金子能宏（2001）「障害者雇用政策とバリアフリー施策の連携－障害者の福祉と国民経済への影響－」『季刊社会保障研究』Vol.37 No.3 pp.228-243。
- （2008）「障害者福祉施策の経済効果」『季刊社会保障研究』Vol.44 No.2 pp.212-223。
- 齋場三十四（2000）「障害者とその家族の高齢化に対する社会保障－障害者の自立支援と介護保険にみるケアマネージメントシステムの矛盾」『季刊社会保障研究』Vol.35 No.4, pp.395-404。
- 高藤昭（1981a）「障害者の生活保障と年金」『ジュリスト』No.74, 昭和56年5月5日 pp.79-85。
- （1982b）「障害者の所得保障と諸構想－堀勝洋氏の批判にお答えしつつ－」『月刊福祉』Vol.65 No.2（1982/02）pp.28-34 全国社会福祉協議会。
- 立岩真也（2001）「できない・と・はたらない－障害者の労働と雇用の基本問題－」『季刊社会保障研究』Vol.37 No.3 pp.208-217。
- 土屋葉（2008）「障害者の自立支援に向けた生活実態把握の重要性－「障害者生活実態調査」の結果から－」『季刊社会保障研究』Vol.44 No.2 pp.196-211。
- 遠山真世（2008）「障害者の就労問題と就労保障」『季刊社会保障研究』Vol.44 No.2 pp.161-170。
- 西山裕（2008）「障害者自立支援法と障害福祉サービス－自治体の役割と障害福祉サービス体系を中心に－」『季刊社会保障研究』Vol.44 No.2 pp.150-160。
- 野村敏（1986）「研究課題IV「社会保障と住宅政策との関連に関する理論的・実証的研究」 高齢者・障害者の住宅問題（昭和60年度研究プロジェクト中間報告）」『季刊社会保障研究』Vol.22.No.2 pp.176-186。
- 福島智（2008）社会の「ショーウィンドウ」としての障害者問題（研究の窓）『季刊社会保障研究』[特集：障害者の自立と社会保障]『季刊社会保障研究』Vol.44 No.2 pp.136-137。
- 堀勝洋（1981a）「障害者の所得保障制度の現状と課題」『季刊社会保障研究』Vol.16 No.4 pp.30-44。
- （1981b）「障害者の所得保障制度の改革構想についてⅠ－高藤教授提唱の障害者手当法試案の実現可能性の検証と代替案の提示－」『月刊福祉』Vol.64 No.10（1981/10）pp.20-32 全国社会福祉協議会。
- （1981c）「障害者の所得保障制度の改革構想についてⅡ－高藤教授提唱の障害者手当法試案の実現可能性の検証と代替案の提示－」『月刊福祉』Vol.64 No.11（1981/11）pp.73-77. 全国社会福祉協議会。
- （1983）「身体障害者福祉対策の利用者負担とその在り方について」『季刊社会保障研究』Vol.19 No.3 pp.312-30。
- 正村公宏（2001）障害者福祉の課題（研究の窓）『季刊社会保障研究』Vol.37 No.3 pp.206-7。
- 松為信雄（2001）「障害者の雇用促進と福祉の連携－リハビリテーションを視点として－」『季刊社会保障研究』Vol.37 No.3 pp.2018-227。

百瀬優(2008)「障害者に対する所得保障制度－障害年金を中心に－」『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.2 pp.171-185。

山本晴彦(1996)「日本における障害者福祉の発達史」竹原健二編著『現在障害者福祉論』相川書房。

European Commission (2010) "A Strategy for Smart, Sustainable and Inclusive Growth," Brussels, 3.3.2010, COM 2020, EUROPE 2020.

(かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長)

座談会 I 『季刊社会保障研究』の歩み

三 浦 文 夫
山 崎 泰 彦
武 川 正 吾
駒 村 康 平
尾 形 裕 也

司会：西 村 周 三
(2014年2月3日収録)

西村 今回、『季刊社会保障研究』創刊50周年を迎えるにあたって、研究所に御所属の頃、また、それ以降も含めて研究所の運営に御尽力をいただき、御研究の面においても活躍いただきとともに、『季刊社会保障研究』の企画・編集を中心的に携わっていただいた方にお集まりいただき、座談会を開催させていただくことになりました。今日はお忙しいところ、大変ありがとうございます。

この座談会の趣旨は、『季刊社会保障研究』の歴史、目指してきた方向性、果たしてきた役割などについて、お話しいただくことです。さらに、今後の『季刊社会保障研究』への期待についても御議論いただきたいと思います。もちろん『季刊社会保障研究』のみではなく、この研究所の研究活動の外部への発信という観点からも、お話を伺うことができればと思います。

進め方ですが、まず1996年の人口問題研究所との統合までの期間を大雑把に2つに分けて、まず1965年からの約15年間、次に1985年から統合に至

るまでの期間について、それぞれの時期の『季刊社会保障研究』について、どのようなお考えで企画・編集に当たっておられたか、その中で御苦労された点などをお話しいただきたいと思います。また、それに関連して、当時の研究所の様子、研究所の方々のお考え、研究所における御苦労についても、お伺いできるとありがたいと思います。その後、人口問題研究所との合併の前後から最近に至るまでのお話を伺いたいと思います。議論が前後しても、一向に構いませんので、どうぞ御遠慮なく、忌憚のない御意見を伺いたいと思います。

それでは、最初はやはり創立の頃の思い出話を三浦先生から伺いたいと思います。

三浦 随分昔の話で、年も年ですから、相当記憶が怪しくなっていますし、もちろん私がいらないことも随分ございます。



当時の社会保障研究の状況については、ドイツのゾーチャルポリテック (Sozialpolitik) の流れを

引いている社会政策学会や、社会福祉学会がありましたが、社会保障周辺部分のものについての研

究でしたし、それも余り多くなかったと思います。例えば、社会福祉学会は、現在では会員が5,000名を越えている大きな学会になっていますが、1960年代は大体500名ぐらいが会員で、ちょうど今の1割ぐらいでした。しかも、その学会の中で大体半分ぐらいは、どちらかという実務家で、福祉の現場の施設長とか、その関係者が多かったわけで、研究者はその半分ぐらいいたかどうかということで、非常に少ない状況でした。また、社会政策学会のほうも、会員もそれほど多くありませんでしたし、まして、社会保障研究というのを見ていきますと、これも非常に限られていた状況ではなかったかと思います。そのほか、経済、社会学会などいろいろあったと思いますが、そこでも社会保障研究はまれな形で出てくるぐらいでした。

その中でも、社会保障は大変重要だということは、1962年の社会保障制度審議会の総合調整の答申と社会保障制度の推進の勧告で明らかですし、また、福祉の分野ですと、従来の福祉三法と言われたものが、福祉六法に広がるのも大体この時期でした。ただ社会保障研究自体はそれほど進んでいなかったというのが実態ではなかったか思います。

他方で、社会保障研究所の、いわゆる社会保障の考え方が従来の社会保障の考え方とは全然違っていたということもありました。つまり、研究所の英訳で表れておりますように、Social Development Instituteというような社会開発という概念で、Social Securityを、広い意味で言ったのでしょうか。Social Policyに近い概念ということかもしれません。実はこれは設立するときの厚生省の狙いでもありました。最初から本来の意味の社会保障ではなくして、もっと拡大する形で、社会開発、Social Planningだとか、何かそういうようなことを含めて社会保障というものをもう一遍位置付け直す。従来、そういう発想というのはほとんど学会ではありませんでした。

他方、「国連開発の10年」がありました。特に厚生省の企画室辺りがそのデータを持っていました。その辺りぐらいに、日本の中にも、従来の経

済の所得倍増計画以降経済開発が表舞台に出てくる。それに対抗するといいますか、あるいはそれに均衡のとれた社会開発が重要ということで、そういう思いをその当時の厚生省の、特に企画室辺りを中心に問題意識があったようです。

西村 個人名を挙げるとすると誰がいらっしゃったのでしょうか。

三浦 一番はやはり伊部英男さんでしょうね。研究所を設立するときの担当というか、中心になったのは伊部さんですが、そのような思いを持っていました。

西村 だから、最初の職員名簿とかには出てきませんけれども、伊部さんがそういう設立に努力をされた。

三浦 設立時にあって、同じような問題意識を持っていた方に、人口問題研究所の館稔先生も、社会開発を考えていらっしゃった。

それから、福武先生はちょうどその頃に地域社会研究の中で、地域開発研究ということに関心を持たれていました。大体そういう流れがございます。

西村 研究員はどのような形で集めたのでしょうか。

三浦 それは、役員と専門委員の先生方の推薦、紹介が中心だったと思います。研究所を設立するときに、相談をするために専門委員の方々は比較的早く決まっていました。その役員と及びその専門委員の先生方の推薦と若干厚生省からの推薦で決まったのではないかというような気がしますね。

西村 専門委員というのは武藤先生、大熊先生、橋本先生、小沼先生、中鉢先生、この辺りの先生だった。

山崎 前田さん。



三浦 前田さんは、初代の研究第一部長です。私にお声が掛かったのは専門ということよりも、社会学をやっていて、社会福祉について関係のある人が余りいなかった。社会保障の専門

などではなくて、たまたま私は日本福祉大学におったと、ただそれだけのことです。

福武先生は、私にとっては恩師です。先生から、こういう話があるからと1月にお話がありました、いや、12月だったかと思います。丁度私、父親を亡くしまして、国へ帰っており、1月に戻ってきますと、その先生のお葉書がありました。それで慌てて東京に来て、研究所にいく気はあるということで、推薦を頂いたのです。多分ほかの方、例えば地主部長の場合には、山田雄三先生もよく御存じだったようですね。

それから前田正久さんは厚生省のほうで統計調査専門官をやった人。そんな形でまず部長は集められた。

西村 建物は当時の本省の中ですか。

三浦 いやいや、私が所員になった時には、社会事業会館です。

西村 最初から社会事業会館だったのですね。分かりました。

三浦 これは後で知ったことですが、社会事業会館の上を増築したようです。

山崎 ああ、そうだったのですか。それで危ないと言われていたんだ。

西村 武川先生、その当時のこと覚えておられますか。

武川 私は最初勤めたとき、今、新霞ヶ関ビルになっていますけれども、新霞ヶ関ビルができる前、久保講堂と社会事業会館というのがありました。社会事業会館に全社協が入っていましたが、山崎さんのほうが詳しいと思いますけれども、社会保障研究所が入るというので、上に2階分足して、そこに研究所が入って、赤坂に移転するまでいたという、そういう感じですかね。付け足したので、地震とかにすごく危ないという話は当時からありました。

西村 山崎先生は当時のことは。

山崎 全社協のほかには、中央共同募金会、全国未亡人団体協議会、福祉新聞社などが入っていました。上2階が主に社会保障研究所で、最上階の一部に財団法人の日本国際問題研究所が入っていました。

三浦 でも、あの頃はその財団法人とは交流なかったな。

山崎 ええ、交流はなかったですけどね。ですから、そういう社会福祉関係団体が入っていて、たまたま空いていたのではなくて、増築してくれたのですか。

三浦 増築した8、9階を使っていました。最初是一部を国際問題研究所に貸していました。ですから130坪ぐらいあったのでしょうかね。1つの階に、所長室、役員室、会議室がありました。そのほか総務部、それから研究第1部、研究第2部で使っていました。

山崎 そうですね。

三浦 それから9階は図書室がありますね。その奥に研究第3部があって、そしてその隣に広間（大会議室）があった、実際は休憩所となっていました。

西村 その当時は、大学もみんな割とゆったりしてましたよね。

山崎 役所もそうだったと言えますね。

西村 ただ、創刊号をはじめとする最初の1年を見ると、外部の錚々たる先生方が論文をお書きになっているという印象があるのですが、外部に働き掛けるということをなさったのではないのでしょうか。

三浦 もちろんそうです。先程言ったように、社会保障の研究者はまだ少なかったので、非常に困ったのです。ですから所長が先頭に立って、役員と専門委員、研究部長、主任研究員あたりで知恵を出し合って、この人が書いたらどうかというようなことがありました。

山崎 研究所には社会保障の専門家はほとんどいなかったのではないかと思います。ですから、外部の先生に全面的にお願いしたのですね。

西村 しかも外部の方の執筆のタイトルも割と大きな話が多いという印象あります。

三浦 当初は研究の面でいきますと、大体3年ぐらいまでは本当に試行錯誤だったと思います。

山崎 当時の常勤の研究員の多くは、研究所に来て、社会保障の勉強を始めたのです。ですから、当初の研究所の使命は基礎的総合的研究とされて

いましたが、併せて資料を収集するとか、何より研究者を養成するという使命を負っていたのでしょう。国立大学では社会政策の講座はあっても、社会保障はないような時代で、私学で社会保障を論ずるような人が多少いたくらいの時代ですから。たまたま私は横浜市大で、小山先生が社会保障の講義をされていたが、そんなものです。

西村 確かに拝見しますと、割と大きな地域問題、あるいは理論社会学と応用社会学などの大きな話もあるのですが、ただ、他方で感心するのは、小沼先生が「北欧諸国における社会保障費10年の歩み」、それから中鉢先生が「アメリカの貧困問題」など、今から見ても社会保障に当たるものもありますね。

山崎 当時は、『海外社会保障情報』も刊行されますが、これは本当に外国の動向の紹介だけです。今は『海外社会保障研究』になっていますが、当時は、まだまだ社会保障というのは情報収集を含む輸入学問の時代だったのだらうと思います。

西村 なるほど。

山崎 だから、ティトマスの翻訳したりというのも研究者の業務だと。

三浦 ですから研究叢書って、これ随分出ていますよ。あれは今も出ておりますよね。確か、1965年の7月に泊まり込みでシンポジウムをやったのです。シンポジウムの第1夜は、「社会保障とは何ぞや」というテーマでした。そういうことで研究所員、そのほか専門委員の先生方もかなり参加されました。役員の先生も参加されております。そういう意味で、外部公開はしませんでしたけど、かなり自由にディスカッションをやったりしました。

そのときの「社会保障とは何ぞや」というのは、先ほど言った社会開発、Social DevelopmentあるいはSocial Planningはどうだとか論じた覚えがある。特に、山田先生、所長自身が問題提起されて、それを中心に論議をした覚えがありました。

このように社会保障研究所としての社会保障はどういうふうに捉えるかという、そういうことをまず最初にやりました。

それから確かその翌年、同じく社会保障の研究

所のシンポジウムで「社会保障の体系化」といった議論が出てまいります。

西村 そのときに谷先生が報告されたということでしょうか。私、すみません、不勉強で、谷先生って、余り存じ上げないのですが。

三浦 ユニークな方でした。昭和19年（1944年）の東大の理学部の地質学出身で、東大の地質学の助手に推されていたのだけど、ちょうど敗戦直後で上野の浮浪児や子どもたちを放っておけなくなって、その浮浪児たちの世話をしようと思われ、東大の本来なら助手になる人だったらしいのですが、ならなくて、福島の子童施設へ入り込まれました。それでしばらくの間、その児童たちと一緒に暮らしていたという、そういう方なのです。確か私よりも、年齢でいきますと大体5歳ぐらい上だったでしょうか。

その谷さんは、これは確か1965年の7月に研究員に応募された。

西村 そうですか。

三浦 そういう方が入っておられました。ですから、社会福祉についての実践的な経験はお持ちなのです。

西村 その当時は、実践との関わりという問題意識はあったのですか。それは、谷先生がやや例外なのでしょうか。

三浦 そうです。実は、研究でそのことはむしろ自らできるだけそれを出さなかったですね。その経験ではなく、もっと改めて社会保障というのを研究しよう。こういって、初心で取り組まれていました。

先程のシンポジウムでも谷さんが中心になりまして、社会保障の体系を考えることを問題提起された。

西村 なるほど。

三浦 そういう方で、第1部に所属されておりました。谷昌恒という方は、社会福祉の分野で、ある意味ではユニークな方です。研究所をやめられたのも、北海道の家庭学校の校長に招かれたからです。

西村 もう1つ、基礎講座というのは結構開催されていて。しかも、地方にも行ってやっておられ

る、地域計画ケーススタディをやっておられる。これ何だろうなと思って。

三浦 初めは社会保障研究所をPRしなくてはいけないということです。

西村 PR、そうか。

三浦 特に先ほど申し上げたような学会の状況ですからね、社会保障の研究をやっている学会はないですから。

ちょっと前後しますが、そのシンポジウムのとき、人口問題研究所の舘稔先生が、一緒だったのですが、あるいはほかの部長もいたのかもしれませんが、特殊法人としての研究所というものの研究のスタンスといえましょうか、研究所というのはこうあるべきではないのか、こうあったほうが良いというような話がありました。それは、つまり大学のアカデミーとは違う、特殊法人だから大学のこの研究とは違いますということです。

あと言ったのは、行政べったりね。行政の下請け的な研究に陥ってはいけない。いわば、行政は行政政策・制度研究、それから大学はアカデミックな研究、特殊法人の研究はその中間に入る。そういう役割を持つべきではないかということです。

西村 基礎講座は長い間続いたようですが。

三浦 初めは、まずはシンポジウムをやりました。それを公開講座、公開シンポジウムにするのです。最初は、どこか銀行の会議室を借りたのです。そこで、でも30名か40名ぐらいしか集まりませんでした、公開の形で行いました。それを続けていく間に、社会開発の問題とか、社会保障という社会開発の問題や、社会開発の社会計画について、これを宣伝・普及していきたいという趣旨で基礎講座というのを作ったわけです。もちろん所員も参加しますが、そのほか外部の方にも参加してもらう。そういう形で続けられました。ですから、それぞれの分野の錚々たる方々が講師でおられました。

西村 ありがとうございます。それでは本論のこの冊子『季刊社会保障研究』の話題に戻るのですが、私の印象では、創刊の頃の内容は、先ほど三

浦先生がおっしゃったように、かなり幅広い、いわゆる、今のイメージからする社会保障よりも、はるかに広い内容が扱われていますよね。

それから資料とか、研究ノートとか、そういうものも多く含まれているという印象がありますが、この頃の編集の方法や、あるいは編集会議の雰囲気など、何かございましたらお願いします。

三浦 それはよく覚えてないのです。なぜ僕が編集主幹と言ったのでしょうか、その編集長的な役割というのを、どうしてそうなったのかを考えたのですけれどね、どうしても思い出せないのですよ。**山崎** 編集委員会というのはなかったですよ。役員会とは別に、部長クラスの連絡会議というのがあって、そこで決めていたようですね。その会議は、昼休みに弁当食べながらの打合せのような会議で、私たちは谷先生のメモで決まったことの報告を受けていました。

西村 決まったの意味は。

山崎 今日このような申し合わせがあったという程度のものです。

西村 最近は、例えば特集を企画するということをやっているわけですが、当時はそういうことではなくて、誰に書いてもらうかといった、そういう趣旨ですか。

山崎 その程度だったと思います。ですから査読制度などは全くありません。

西村 今の『季刊社会保障研究』の編集体制は昭和56年(1981年)からの体制で、編集委員がいて、編集幹事がいるという仕組みですが、その前は若い方はどういうふうに関与していらっしゃったのでしょうか。

三浦 部長会議がありましたね。各部長と役員を含めたその会議の中で、編集の大体の方向というようなことを、こちらが原案を出して説明しました。

西村 執筆者は誰にしようとか、誰にお願いしようとかいう、そういう感じですか。

三浦 このところ、どうしてもこの先生の執筆が欲しいのだけどという感じで、研究所の各所員、それから研究所の運営に当たる方々もいろいろ考えてこられたと思います。ただ、編集委員会とか

そういうものではなくて、編集担当が部長会議の中で提案をするという形でやっていました。そこで大体固まってくるものを中心にしまして、あと執筆者をお願いするとか、それから出版社と交渉するといったことをしてきました。

西村 ということは、叢書も結構出しておられますけど、それも大体同じようなことですか。

三浦 そうです。研究叢書については、今言った部長と部長会議の、それから今言った部長連絡会。

西村 山崎先生は、当時は、研究員としておられましたね。

山崎 ええ。

西村 そのとき冊子を編集するとか、叢書を作るとか、そういうことには余り関わってはおられなかったのですか。

山崎 雑誌の編集などは上の話でして、私などにはたまに雑務が回ってくるぐらいのことで。

西村 ということは、逆にいうと、若い研究者の方は、表現良くないけれど、好き勝手やっていたら良かったのですか。

山崎 若い研究者は専ら勉強です。給料もらって勉強させていただいた、教わることばかりということでした。ちょっと三浦先生の話、補足しておきましょうか。

今日的に見ると、当時は、研究所への期待が研究員の人事面に出ていたと思うのですが、まず、社会保障法の人がいません。そもそも社会保障法は確立しておらず、民法から労働法の研究が生まれて、その片隅ぐらいに社会保障法があったのでしょう。ですから、法律の人がいない。いたとしても、非常に権利論に偏った方になったのだらうと思います。しかしそれは歓迎されないような雰囲気があった。

それから、当時の日本の社会政策論は、いわゆる社会政策本質論争に絡んで研究してきた方が主流でして、そういうものも受け入れられなかった。

狭義の社会福祉分野の方も同様でした。三浦先生は日本福祉大学におられましたが、社会学の研究者としてお招きいただいたので、福祉研究者としてではなかった、と私は思っております。

谷先生は、正に戦後20年、児童養護の世界の実

践家でいらっしゃったわけですが、退職される前の最後の1年間だけ私の直接の上司だったのです。伺ったところでは、東大のもともと非常に秀才であられた方だから、研究者としての資質は十分持っておられるということで、東大時代の友人が厚生省にいて、やってみないかと誘われて、いったん福祉現場を離れて、新たに社会保障の勉強をしてみたいというお気持ちで来られた。ですから、『戦後の社会保障』の編集ですとか、あるいはティトマスを翻訳されたりという、正に谷先生にしてみると、一からの勉強をされたということだろうと思います。

また、当時の社会福祉関係者は予算獲得運動に偏っていて、それに対して谷先生はとても批判的な見方をされていました。

それから、研究所の創設に当たって、当時の大臣官房企画室長、その後の政策課長、今の社会保障担当参事官ですが、企画室長をされていた伊部さんが非常に御尽力あったというのですが、英文名に表われているように、伊部さん自身が当時、『社会計画』という著書もお出しになっておられます。山田先生の「創刊の辞」にもありますが、経済成長に偏った方向に進みつつある中で、経済と社会のバランスのとれた社会でなければいけない、研究面でその一翼を担ってほしいという期待があったのだらうと思います。

ということで、社会保障を一から基礎的な研究から始めるということと、それから研究者を養成する。そして必要な資料、特に外国の資料なども集めるということも大きな使命だったのだらうと思います。

それから調査も重視していました。前田正久先生が部長になられ、中鉢先生が絡んでおられるのもそうですが、当初からずっと定期的に掛川市での調査もやっておりましたから、いわゆる社会調査、実証研究を大事にしたということの現れではないかというような気がします。

三浦 家族周期の研究ね。

山崎 そうですね、森岡先生もおられた。それから基礎講座というのは、私の印象では専ら地方自治体、県や市町村の職員向けの講座でして、研究

者向けではないのですね。今でも恐らくそうだろうと思うのですが、これはその後参加者がどんどん増えてきておりますよね。

三浦 先ほどの中で、『戦後の社会保障』本論と資料編などもあります。

山崎 あれは大変な成果ですよ。ちょうど私が入った年に刊行されました。

三浦 これは所員全部参加しましたね。それから資料集めは、谷さんが中心になって、いろいろ資料を読んで、それをアシストする形で関わりました。これは、先ほどの基礎的研究の大きな業績だったと思うのです。

山崎 そうですね。

三浦 これを至誠堂と組んで、出しました。これは、その後昭和52年（1977年）ぐらいですか、戦前の社会保障資料という、今は10巻でしょう。あれが今大変貴重で、本屋に行きましても大変高価なものらしくて。そんな仕事があります。3年間、先ほどいった基礎的研究、それも積み重ねの1つだったのです。

西村 例えばGHQの占領下の社会保障というふうに展開してくる。そういうベヴァリッジの報告とか。

三浦 そうですね、ベヴァリッジの報告、その翻訳とね。それからILOの『社会保障への途』。

西村 私、最初15年、次の15年と申しましたが、もうそろそろ次の15年に入ってもいいかと思います。まず武川先生にお願いしたいと思います。武川先生、ちょっと時代が下るわけですが、当時の経済社会情勢とか、さっきの社会政策論との絡みで、どういう雰囲気だったか、研究所の研究と絡めてお話してください。

武川 私は1982年から1987年まで研究所の研究員だったので、ほかの4人の先生方と全然重ならない時期なので、そこを中心に話します。

山崎 私とすれ違いなのですよ。

武川 すれ違いで、三浦先生がやめられて1年ぐらい後ですね。私は、『季刊社会保障研究』よりも『海外社会保障情報』や『海外社会保障研究』のほうに幹事や編集委員として長くコミットしていたのですが、『季刊社会保障研究』も研究員と



して編集の裏を見てきたという感じです。研究所を辞めた後、1990年代初めに、少し編集委員をやっていた時期もあります。

当時、私がいた頃の編集の仕方は、先ほど山崎さんが言われたのとはまた少し変わっていて、基本的には若い編集幹事という研究員が何人かいて、その人たちが案を作って、名称は忘れましたが、所員会だったか研究員会だったか、週に1回か隔週ぐらいで全員集まる会議があって、意見を交換しながら決まるというスタイルを取っていたと思います。編集委員会も、多分、私がいる頃にはもう出来上がっていて、年に1回ぐらいは開催されていたような気がします。ただ、そこで今のように実質的に編集の内容を細かく議論したかどうかは余り記憶がないのですが、全般的な意見交換は行われていた気がします。

先ほど出ていた査読制度ですが、その頃に投稿してきたものに関して査読を入れたほうが良いという意見が出て、編集委員会でも時代的に学術誌査読付きが主流になりつつあった頃なので、賛成されて、それが軌道に乗っていった時代でした。

西村 1980年代後半ぐらいですか。

武川 半ばか後半ぐらいだったと思います。三浦先生が入られたときのことをお話されたので、私もそれを真似してお話しますと、ちょうど20周年の前後なのです。1985年が20周年なので、その前後の頃の研究所の様子と『季刊社会保障研究』の様子を見ているという感じです。その間いろいろなことがあって、1つは先ほどおっしゃったように引越しがありました。

西村 赤坂へ。

武川 はい。新霞ヶ関ビルの所が再開発され、建設後の新しいビルは家賃が高いので、戻れないということになり、それで事務の方が相当苦勞されて、アークヒルズの前のビル、森ビルの2Fに引っ越すことになりました。

それから、20周年をかなり意識されていて、次の話とも絡むのですが、当時、行革の嵐が結構吹

いていて、研究所の存在意義について所長を中心に真剣に議論されていました。その一環として、20周年前後にいろいろな形で研究所編の研究書が刊行されたという経緯がありました。

2000年代に入った研究員からは、私がいた頃が研究所の黄金時代ですね、みたいなことを言われたことがあります。自分の感覚としては全然そうではなくて、入ったときから特殊法人をどう削減するかという議論がありましたし、行革が終わった後も行政監察が入って、研究所が厚生行政に対してどのように役に立っているのかをかなり厳しく問われたということがあって、必ずしも黄金時代ではなかったような気がしています。そうは言っても、今のようになくさんプロジェクトがあったわけではなくて、幾つかプロジェクトをこなしながら、各人がそれぞれ研究をする時代ではあったのかなという気がします。

先ほど出ていた基礎講座との関係ですが、研究所が定期的に行っているイベントがありました。先ほどの基礎講座も、確かに全国から地方自治体の方々がお見えになって、そこで基本的な勉強会というか、講演会のようなものが開催されていて、研究員もときどき参加するというものでしたが、もう1つは、公開研究会が、健保会館で開催されていました。これは大きなイベントで、かなり多くの社会保障の研究者の方が一堂に会する機会だったのではないかと思います。

先ほど三浦先生がおっしゃったように、社会保障研究所ができた頃は、大学で社会保障を研究する人がほとんどいないということで、研究所の使命が社会保障の研究者を養成することにあって、実際そういう役割を果たしてきたと思いますが、それと同時に、社会保障に関心がある経済学者、社会学者、法律学者といった様々な人たちを動員する力を社会保障研究所が持っていました。いろいろなプロジェクトを立ち上げて、その成果を世に問うということをやってきたのではないかと思います。

それで思い出しましたが、当初、研究所の使命が社会保障の研究者が全くいなかったので養成するというのを挙げてきましたが、それを行革や

行政監察に逆手に取られて、もう十分養成したのだから、存在理由はないのではないかということも言われたこともありました。しかし、養成だけではなくて、研究所自身が研究していることも重要な機能だったと思います。

学会動向・研究動向ということで、三浦先生が社会福祉学会と社会政策学会についてお話されましたが、それとの関係で少しお話をします。私はもとも社会学で、三浦先生の後輩ですが、福武先生や大内先生が研究所にコミットしていったということがあって、修士が終わって1年経った1982年に研究所に採用されました。修士のときは、先ほど三浦先生がおっしゃったように、社会計画論の研究を行っていたのですが、社会保障の制度はほとんど何も知らなくて、今から言うと笑われるかもしれませんが、組合健保と政管健保の区別もつかない状況で研究所にやってきました。そういう意味では、山崎さんも勉強させてもらったとおっしゃっていましたが、ちょうど国内留学を5年間したような感じで、研究所にいらせてもらったということです。

当時、社会福祉学会は社会福祉制度の周辺のことに限って研究していて、社会政策学会はだんだん労働経済に特化していく状況でした。ただ、社会保障給付費は、ご存じのように1970年代半ばぐらいからそれまでと違って増え始めて、その傾向が今でも続いているということで、ちょうど社会保障の財政支出に占める規模が大きく変わろうとしていたのが私が研究所に来た頃です。社会保障給付費も、今と違って医療費のほうが圧倒的に多くて、だんだん年金が増えてきて、年金と医療費が逆転するような、ちょうど社会保障にとっても変わり目の時代だったと思います。

そういう中で、社会福祉学会、社会政策学会と両方入っていたのですが、余り労働経済中心の社会政策の考え方は好ましくないのもう少し社会政策を広く考えて、雇用だけではなく、社会保障や住宅までも含めて考えるように概念を再構成すべきではないかという問題提起を、研究所にいたときにしました。その影響があったか分かりませんが、当時イギリスのSocial Policyに対する

関心が研究所の内外で高まっていたことがあって、割と研究所関係の人は同様の考え方をしていました。公開研究会のどの研究会だったか忘れましたが、平田富太郎先生がフロアとの意見交換のときに、社会保障研究所は「Social Development Research Institute」と言っているのですが、「Social Policy Research Institute」と変えるべきではないかという発言をされたのを思い出しました。当時、研究所の中でもSocial Policy論に関する研究が栃本さんや平岡さんを中心に始まっていたので、福武先生はそれに対して、名称の変更はできないけれども、若い者を中心にそういう研究が始まっているのだとお答えされていました。1980年代の社会政策学会はそんな感じだったのですが、だんだん変わってきて、私も代表幹事に選ばれるということがあったので、三浦先生の頃と今の社会政策は大分様変わりしていて、研究所の研究員の方も会員となって、社会保障に関して多く発表されているのではないかという気がします。

研究所の仕事で、先ほど出ていましたが、『戦後の社会保障』が結構評判が良かったのです。そのために、出版社が2匹目のドジョウではないですが、『日本の社会保障』、それは戦前ですが、そういう企画がありました。

山崎 『日本社会保障前史資料』ですね。私も関わったのですが、私が辞める頃から刊行が始まりました。

武川 『戦後の社会保障』の後の資料集めということで、『日本の社会保障』、今、7巻か8巻ぐらいになりますかね。それを研究所総動員でやるということで、資料集めとか、解説を手掛けたようなことがあります。

また、大学にいたら絶対味わえなかっただろうということが幾つかあるのですが、1つは社会保障給付費の計算です。社会保障給付費は、最初厚生省の政策課でやっていたのですが、20周年の行革の問題があって、人口研は必ず人口推計ということでニュースに厚生省の人口推計が出るのですが、社会保障研究所は余りそういう感じで社会にアピールがないので、給付費の発表を社会保障研究所がやったらどうかと、当時は長尾さんが政策

課長だったと思いますが、長尾さんと、研究所は福武先生が所長で、その間で研究所がやることに、私の在任中になったのです。当時は表計算ソフトはあったかもしれませんが、ほとんど使っている人がなくて、パソコンもない時代ですから、電卓で集まってきた資料を本当に単純に計算して出す作業を行いました。今は機械化されていますから、そういう単純作業はないと思いますが、そういうことをやることによって、発表されている社会保障給付費がどのように計算されて上がっているかがよく分かったという感じがあります。恐らく、ほかの大学の先生はそういうことを知らないと思うので、それは非常に良い経験だったという気がしています。

『季刊社会保障研究』の編集に関しては先ほど言ったとおりで、我々の頃は編集幹事が基本的に案を作って、研究員の会議で意見を聞きながら詰めていくのがやり方として主流だったように思います。その後、編集委員会の比重が大きくなったので、ちょうど中間的な位置だったかもしれません。

西村 今の武川先生のお話を聞いていると、社会保障給付費の話を中心として、今、私たちがちょうど同じ議論をしている印象を強く持ちました。私は経済出身ですから、ややシニカルな話をして恐縮ですが、今、先生がおっしゃった頃、割と錚々たる経済学者が編集委員に名を連ねていますね。例えば野口悠紀雄さんとか、島田晴雄さん、財政学の宮島さんがもう少し後、そのもう少し後は清家先生と、経済学者が非常に増えますね。この研究所では、いろいろ違う分野の研究者が集まっています。当時は、違う分野の研究者の交流はどうだったのでしょうか。

三浦 今はどうか知りませんが、私の代では、研究部は3部に分かれていまして、1つは基礎的な理論、1つが経済分析、1つが社会分析という形でやっていて、各部が年間に2つずつ研究プロジェクトを持っていました。そして、その報告会をやっていましたが、所員もどこかの部に属しておりますが、必ず1つの部に2つプロジェクトがありますから、所員は2つに出なければならないというこ

とで、週に1回、必ずそういうことがありました。また、部長は全部出なければならないので、私は月に大体4回出なければならないのです。私は全然経済は分かりませんが、部長は出なければいけないし、そのうちに、自分の部の成果をまとめなければならないので、とにかく勉強しました。その意味で、研究プロジェクトにはいろいろな先生が関係しているのです。報告だけでいらっしゃる方もいるし、研究プロジェクトを作ったときの方も入っています。そういう広がりを持っています。

西村 ある意味、これは大学では経験できない希少な研究機関ですね。

三浦 これを言うと、ちょっと余計なことになりますが、私の体験の中で、福武先生もそうだと思いますが、所長の研究分野や方法論の影響が非常に大きかったと思います。例えば、山田先生の場合はいろいろなことがありますが、特に『社会保障研究序説』という著書がありますが、研究方法論を重視されていました。研究会でも研究方法論を随分やってきました。私もそのときに改めてウェーバーの研究方法論や、論理実証主義の考え方とか、そういったことをたたき込まれました。

山崎 そうですね。所長がそういうものをずっと引っ張って来られたということはありますね。

三浦 馬場先生は博学な方で、農業経済学者ですが、そのほかに総合社会政策研究の研究会の座長もずっとやられていたのです。そういう意味で、この総合社会政策とつながっていくのは、そのものを引き継いでいらっしゃる第2代の所長（馬場先生）で、最初のときから総合社会政策の中核として社会保障をお考えのようでした。馬場先生は経済学よりも社会学のほうに興味を持たれて、私どもの研究プロジェクトに必ず出られたものでした。

三浦 実は、研究者の養成は馬場先生が率先してやられて、そのときの影響が非常に大きいですね。私も社会福祉の供給システムについて大きなサゼッションを受けております。

西村 今ますます学問分野が細分化しています。考えてみると、社会政策はイギリスだったらいろ

いろな分野の人が関わるような学問分野として成立しています。武川さんに叱られますが、まだ日本で「社会政策」が1つのしっかりした、皆さんが理解できるような分野になってはいない。ただ、今は昔と比べて、大した成熟度だと思います。

武川 先ほどの学際性ですが、公開研究会はかなりいろいろな分野の方が集まっていたので、そういう場になっていたと思います。野口悠紀雄先生も報告されたこともあります。また、フォーマルには三浦先生がおっしゃった所内のプロジェクトや所員会や研究会があったと思いますが、インフォーマルにも何となくみんな集まって立ち話をするのです。研究の話だけではないのですが、研究も含めて、社会学だけではなくて、経済学や法律学の人と話す機会が割とあって、外からは見えない形ですが、そういうレベルでの学際的な交流はあったような気がします。山崎先生の頃も結構あったかと思いますが。

山崎 とにかく三浦先生の所がそういう交流のたまり場だったのです。

西村 言い訳になりますが、この研究所は、この場所に来てから非常に長細いです。だから、皆さんが集まってしゃべる場所がなくて、一番端まで行くのに1分ぐらい掛かるのです。ところが、昔はそういう雰囲気ではなかったのです。最初の建物もそうですし、赤坂も私は何回か行ったことがあります。皆さん和気藹々という感じの作りでした。

山崎 武川さんの話を聞いていて感じたのですが、今もって「社会保障学会」というのはないですね。

武川 ないですね。

山崎 恐らく、今の社会政策学会はかなり本来の社会保障研究の領域をカバーしているのだろうと思いますが、当時あっては社会保障研究所がその事務局を担っていたのではないかと、シンポジウムや公開研究会は学会事務局的な役割を果たしていたのではないかと思います。

三浦 谷さんなどは、つまり学会がないなら研究所が学会的役割を果たすべきだとおっしゃっていたのです。

西村 私が言ったのは、社会政策学会がもう少し全体を統合するような学会となるといいなという趣旨ですが、事務局機能を含めてとても大事で、これからの方向かと思います。

さて、少し時間を後ろへ進めて、駒村さん、今までの話を聞いておられて、どんな印象ですか。

駒村 1993年から1997年まで、3点に分けて研究所への関わりと当時の研究所の状況がどうだったのか。それから、何と云っても、社会保障研究所の廃止・統合があったので、その3つぐらいの話をさせていただきます。



私は社会保障制度は勉強不足でした。学部ときには丸尾直美先生から経済政策を学び、大学院で島田晴雄先生から労働経済学を学んでいました。修士の終わり頃、大学院に地主重美先生が非常勤でいらして、地主先生の授業を聴く機会があったのです。当時、労働経済学をやっていたのですが、「家族の経済学」というものに注目は集まっていた。私の修士論文は相続に関する実証研究だったので、地主先生が非常勤で来られた授業に1回だけ顔を出したのです。そこで私はこういうことをやっているのだと言ったら、それも面白いけれども、家族内扶養のことに関連し、社会保障も関心を持ったかどうかと教えていただきました。その後、社会保障研究所で公募が出るから受けたらどうかということで、願書を出したら、面接ということになりました。当時の面接は所長、部長がそろって聞かれるわけですから、あまり社会保障制度について自信がなかったので、何を聞かれるのだろうか不安で、年金を中心に勉強をして、何とか受かったわけです。具体的には、堀勝洋先生が部長でしたので、当時の年金論争があった、堀先生と高山先生の議論のところがポイントになるだろうと山を張り予習をし、何とか通していただきました。私と社会保障研究所は同じ年に誕生しており、20代の後半から30代の前半に研究所に関わって多くのことを学びました。

日常の研究活動は、先ほど山崎先生や三浦先生からもお話があったように、とにかく君たちはまずは研究するんだと教えられて、当時は図書館の中に研究員のブースがあって、図書館の中に住んでいる状態でした。欲しい文献があれば目の前にあるわけですね。問題は、何を学んでいいかがまだボヤッとしているわけです。研究所は年に2回ぐらい大きな講座があって、この手伝いの仕事がありました。あとは季刊誌(『季刊社会保障研究』のこと。以下同じ)の編集があって、研究プロジェクトと社会保障給付費の推計という作業があるわけですが、先ほどもお話があったように、一番勉強になったのは所内での様々な研究会です。直接担当として関わってなくても、いろいろな分野の先生がいらっしゃる、各部が持っている研究会に参加させていただきました。これは、毎週学会報告に参加しているようなものになるので、そこで聞いたことがない言葉やよく分からないことが出てくれば、その足で図書室から文献を借り、自分のブースに本を持ち帰って1日中読んでいければいいので、正に私の社会保障に関する基礎知識、大事な所はこの研究所で学ばせていただいたのかなと思いました。

そういうことで、非常に良い研究所に就職したなど正に国内留学だなどということで、給料をもらえて非常にいいなと思いました。当時、博士在学を続けることもできました。非常に良かったのですが、先輩の間で出ていた2つの話題がありました。1つは研究所がそろそろ危なくなってきたらしいとの噂。この研究所はもうすぐ続かなくなるのではないかという特殊法人廃止の話がチラチラ出てきているという先輩の声がありました。

もう1つは、社会政策学会との関わりが、先輩に聞いても正確に伝承されていなかったのか、あえてごまかされたのか分かりませんが、いわゆる先ほど先生方がおっしゃったような社会政策へのアプローチに関わる問題でした。「もう少し詳しく」と聞くと、「いや、うちは理論、実証と国際比較なので、研究アプローチが違うんだよ」ということで、今ひとつそこがよく分らなかったのですが、その後研究所の廃止・統合の話になった

ときに、実は私は山崎先生にいろいろ教えていただいて、併せて社会保障研究所がどうしてできたのか、どういう経緯でこういう研究所ができたのかを徹底的に調べたのです。今でも国会の議事録検索をやれば、できたときの国会の議論も全部再現できるので、伊部室長、政府の参考人の発言から研究所の役割が明確になってきました。正に先ほど三浦先生がおっしゃった内容で、社会保障制度審議会の要請で、社会保障制度審議会に対してきちんとした研究の情報を提供することを期待されていました。研究分野としては、今よりもSocial Developmentに相応しい資源の問題や公害の問題、今で言うところの問題ですが、また住宅の問題も含めて、非常に幅広く議論する研究所であるという位置づけでした。

なおかつ、当時の幹部の先生方の専攻を改めて見ても、正にこのとおりで、非常に多様な分野から人を集めてくる研究所にするという政府答弁が行われていて、自立・独立した、政府からも一定の距離を持った研究所にするのだという高い志を知ることができました。私も移行のときに初めて、資料を集めていて、なるほど、そういう研究所だったのかと認識しましたが、私自身も恐らく存続の危機にならなかつたら勉強しなかつたかもしれません。

移行は、廃止して統合されるわけですが、研究所はこの後どうなっていくのか、この研究所の実績や性格は、一応廃止されるわけですから、どうやって統合先の新研究所に持っていかれるのだろうか、政府との関わりはどうなっていくのか、研究所の雇用、身分はどうなっていくのだろうかといったことで、非常に危機感がありました。当時、研究所では研究員が順番で労働組合の委員長になる風習があったのですが、初代が山崎先生だったのでしょか。

山崎 初代は花島さんで、組合ができたあとすぐ研究所をお辞めになって、私が後を引き継いだということだったと思います。

駒村 実は私が最後の組合委員長です。島田晴雄先生から、労働経済をやった人で本当に労働組合の委員長をやったというのは珍しいと褒め言葉を

いただきました。そのような経緯もあって、いろいろと働きかけることもありました。

その中で、カウンターパートでいろいろな意見を交換した方が、後に次官になられた江利川政策課長です。課長補佐は北村彰氏、後に雇用均等・児童家庭局長になられた方がいらっしゃいました。そのお二人といろいろ研究所の将来についてお話ししました。当時、社会保障制度審議会もそう遠くない未来に廃止になるという動きの中にありました。

山崎 省庁の再編ですね。

駒村 そうですね。そのタイミングでもあって、急速に研究所、社会保障研究の未来に霧か立ちこめました。当時の隅谷制度審会長も心配されていたようです。社会保障に関わった多くの方が研究所廃止に関してはいろいろな意見や声を上げて、応援していただいたという経緯もありました。

そういう学会からの後押しもあったのではないかと思います。江利川課長が研究所の組織はなくなるけれども、その仕組みや在り方は新研究所に引き継ぐというお約束をしてくださいましたし、実際に国会で研究所の研究の継続性、独立性が確認され、所長も研究者から出すのだということも続けるべきだという附帯決議も国会からいただいて、研究の在り方も新研究所に引き継がれたのではないかと思います。社会保障研究所の第二の創業だったと思いますが、これが移行で起きた出来事、当時の背景かなと思います。

西村 そのときの研究員の雰囲気をもう少し詳しく、駒村さん以外の方も含めてお願いします。

駒村 すでに廃止・移行が決定的になった時、海外研修の機会があり、私も3か月ほどLSEのニコラス・バーのもとで研究をしていました。そのころにはすでに道筋ができていました。しかし、道筋が出てくる前は、とてもゆっくりした雰囲気ではなくて、どちらかというと研究にも支障がありました。先輩の研究員の方は、私のように若手ではなく、かなり業績を積みまわっていたので、統合前に別の大学に出られる方も多かったと記憶しています。だから、残っていたのはどちらかというと若手中心で、11月最終日に赤坂から霞ヶ関に引つ

越しました。昨日のようにその風景は覚えています。あのときの社会保障研究所の看板はどこにあるのでしょうか。今あるのでしょうか。大内兵衛先生が看板を書かれたと書いてありましたが、大変重要なものですので、大事に取っておいてください。看板が外れて、研究所が掃除され、段ボールが搬出され、これから皆さんお別れ会だと、明日から国家公務員だねという寂しさがありましたし、非常に不安でした。

山崎 世間的に言う、国家公務員になれるという結構な話なのですね。

駒村 むしろ伝統のある研究所がなくなってしまうのだという、非常に悲しい感じがかつ、維持できなかった責任を感じました。研究所のプロジェクトや季刊誌については、研究文化的なところは三浦先生、山崎先生が雰囲気を作ってくださって、仕事の流れは武川先生の時代に作っていただいたので、大体武川先生のお話のとおりなのですが、研究所の終わりの頃に査読制度が導入されたと思っています。

西村 草創期の大変さは別として、武川さんがおられたときに大体基礎ができた。

駒村 それが壊れて。

西村 壊れたものがあるのですか。

駒村 いや、研究所そのものがなくなってしまうという意味です。社会保障研究の中核であり、この伝統ある研究所が自分のタイミングでなくなってしまうのだという残念な感情です。私は12月から新研究所で公務員になっていたのも、非常に短期間の移行ですが、結果的には何とか引き継げるのかなと思います。

西村 尾形さん、その辺りはいかがですか。引き継いだ後。

尾形 皆さんからお話があったように、季刊50周年ということで、その歩みとの関連で若干個人的なことを申し上げます。私が直接『季刊社会保障研究』の編集に関わった期間は3年弱です。1998年から2001年まで、ですから駒村先生の



後になるのでしょうか。それ以外は、私は基本的には読者として関係を持ってきました。前半は行政官として、後半は研究者としてということです。直接当事者になったのは3年弱なのですが、季刊の編集に関して言うと、武川先生と駒村先生の後、合併して2年経っていたので、既に編集委員会の運営方法等はある程度確立した時期だったのではないかと思います。そういう意味では、余り今と変わっていないのかもしれませんが。私が研究所に来て、大変だなと思ったのは、一方で『海外社会保障研究』も本格的なジャーナルとして発行することになって、季刊と合わせると、年間で8冊出すというのはなかなか容易ではない話です。最近の状況は余りよく知りませんが、せっかく査読付きで投稿論文を募集しているわけですから、それだけで編集できれば良いのですが、實際上それは質・量ともに難しいということで、結局、従来のやり方ある程度踏襲して、特集を組む形でやっておりました。しかし、タイムリーな特集を常に組んでいくのは、それはそれでまた大変です。特集にふさわしい執筆者をお願いし、進行管理をし、ちゃんと期日に間に合わせていくのはかなり大変な仕事だと思います。しかし、大変ではあるのですが、その辺りが国立社会保障・人口問題研究所としての重要なミッションの1つなのかなと思っています。

季刊の編集の関係で1つだけ事例をご紹介します。2000年のWinter Vol.36No.3で、これは西村(前)所長もご記憶かもしれませんが、社会保障カンファレンスというのをやりました。これは、正式には「第38回計量経済学研究会」、いわゆる「琵琶湖カンファレンス2000」で、駒村先生も参加されたと思いますが、関西の先生方が中心になって開催されたカンファレンスで、そこで出されたペーパーを中心に号を組んだという形の、新しい試みだと思います。経済学者のカンファレンスによくあると思いますが、これはたまたま計量経済学会に乗る形でやったのですが、特集を研究所の中で考えていくだけではなくて、こういう形で外のカンファレンスの成果を取り入れていくのは1つの試みだったのではないかと考えています。

そこにも少し書いたのですが、これは当然経済学者の集まりですが、経済学に限らず、いろいろな分野の方に入ってもらったカンファレンスをやって、その成果を雑誌にまとめるということがあるのではないかと思います。

西村 ありがとうございます。一通りお話を伺って、この後これからの展望を含めてお話をと思っているのですが、是非、これからどうっていう話を今までの経過と絡めてお話願えると有り難いですね。ただ、どうしても季刊誌の話のウエイトが少し小さくなっているのも、それもあるべきかということを含めて、お話し願えませんか。

山崎 外から見てきた印象ですが、かつてでもそうですけれども、社会保障研究の先端を担っている、発表の場になっているんじゃないでしょうかね。それは間違いないと思います。

西村 ただ、さっき尾形さんからお話がかったように、『季刊社会保障研究』と『海外社会保障研究』を1つに統合してもいいのではないかという意見もあるんですね。

山崎 そうかも分かりませんね。

西村 でも、それは内容的な水準をある程度維持するためにということが一番目標としてあるからですけども。もちろん、他方でしんどいからというのはあるわけですけどね。

山崎 私がやめる頃、提案した1人なんですけど、『海外社会保障情報』の時代じゃないでしょうと。新聞の切り抜きを翻訳したような情報はたくさんありましたから、もうその段階ではないので、外国の情報もどんどん入るようになりましたから、これからは研究の時代じゃないですかと言ったことはあります。そのときに、『季刊社会保障研究』とどう住み分けるのかというのは議論になりましたが、取りあえず『海外社会保障情報』を研究誌へとという方向で動いたのです。ここまで来ると一つに合体してもいいのではないかという感じはしますけどね。

西村 どうなのでしょうね。もちろん、私も今まで言ってきたこととちょっと揺れていることがあってね、なかなか難しいのは、人文社会科学系では査読の仕組みが厳格になり過ぎて、つまりレ

フェリーが非常に厳しい。もちろん、それは逆に言うと、質が低いという点もあることはあるんですが、総体的に見ると若干厳し過ぎる。もちろん、いろんな言い出したらきりがなくて、日本語になっていないというようなものが投稿されてくる場合、それは当然落とすべきでしょうというのは、分かるんです。

一方で、それぞれの学問分野のディスプリンが割と狭いのに厳格化して、こういう統計をしっかりと全体的に集めないと論文にはしちゃう駄目とか、そういうレフェリーの却下理由があったりするんですよ。

そこで粘り強く頑張るから、レフェリーともども大変で、他方で、論文の質が上がるんだというような意見もあるので、私はちょっと揺れているのですが。日本の社会保障研究者が、昔はここが中心だったんだけど、今では大学も結構増えてきたでしょう。

山崎 そう、そう。

西村 だから、それとの関係で、ちょっと今、研究所の立ち位置をどうするかというのは、微妙なところ。

山崎 関係する学会もたくさん増えましたからね。

西村 そうです。だから、もちろん、今、私はちらっと言ったように、社会学、経済学、社会政策、社会福祉、法学そういういろんな分野がまとめる役割を果たすことができると、これは大変貴重な研究誌になると思うんですが、それはなかなか難しい。ある分野の投稿をほかの分野の人がレフェリーしたりすると、全然駄目とかね、そういうことが生まれてきていて、どうかなど。別に結論は、私は特に考えているわけではないんですけど。

それでは、これからの要望とか希望。尾形さん、使い分けが難しいと思いますが、『季刊社会保障研究』について、さっき少しヒントをおっしゃっていただいたと思いますが、どうあるべきかお話しいただけますか。

尾形 これは各学問分野の作法の違いという問題があるとは思いますが、1つはレフェリー、査読付きでやるという部分です。これは学問分野に

よってカルチャー、作法が結構違うので、経済学などは慣れている話ですが、例えば法学分野などは余りこういう習慣が一般的ではないのではないかと思いますので、一律にこういう方式でやっていくというのは、必ずしも良くない面があるように思えます。

もう1つは、学会誌との差別化の問題は、今、所長がおっしゃったように、これは飽くまでも社会保障を研究するということですので、社会学、法学、経済学等の研究誌ではないということだと思います。社会保障の問題を考えるに当たって、それぞれのアプローチをとっているという話です。ですから、テーマは何か特定の社会保障のテーマを設定して、それに対していろいろな視点からアプローチしていく。そういう意味で、先ほどカンファレンスのような形式はどうかということで提案させていただいたわけです。

4号全て、あるいは、海外まで入れると8号全て目新しいテーマを設定していくのは、なかなか厳しくなっているのではないかと思います。例えば1つのアイデアですが、4号のうち1号はカンファレンスにするとか、あるいは、1号は投稿論文を中心に編集するといったような工夫をしていかないと、常に何か目新しい特集を組んでいくというのは、なかなか厳しいのかなという気がします。

西村 尾形先生に硬い話を振ったものですから、硬い話が返ってきましたが、もちろん、もっと御自由な御意見をおっしゃって下さっても結構です。駒村さん、いかがですか。

駒村 確かにレフェリーについては私もいろいろな学術雑誌で関わっていますが、難しい話だなと思いますね。査読している人自身が過去どこかで落とされていて、落とされた理由は非常に厳しい理由だった場合、あれで落とされたら、今度は自分が査読しているこの論文は落とそうと、どんどん加速度的に厳しくなっていく可能性がありますね。

経済学にもいろいろな学会がありますが、社会保障を中心にした経済の学会はないですね。経済学会の発表もピークがありまして、年金がはやる

と年金の論文は急に増えます。今は年金がはやっていないので、年金の学会報告はほとんどないとかですね。だから、ちょっと関心があると、非常にレベルの高い理論と計量分析をするのですが、どちらかという理論と実証手法を社会保障に応用してみたというイメージです。

そういう方がレフェリーをすると、どういうことになるか。例えば過去に年金の論文があるということで、レフェリー依頼が行くと、社会保障の研究としては、非常に面白いにも関わらず、計量手法を非常に厳格に評価して、せっかく良い研究であっても、落してしまうということがあるのではないかと思います。

この辺は本当に査読誌を運営するのは非常に難しく、これは編集幹事にものすごく負荷がかかる部分です。つまり、誰にレフェリーをお願いするかと。レフェリーを選ぶのが一番難しく、レフェリー選択のために関連する多くの文献や研究動向を頭に入れておく必要がある。もちろんそのように慎重にレフェリーを選択して、レフェリー結果も吟味した結果、採択率が低くても問題ないと思います。投稿論文が逆に厳しいという評判になれば、良い、出たものはすごく評価は高くなる。採用のときの推薦状を書くときでも、非常に良い根拠になるんです。運営されている方の負荷を考えると、ある程度そのボリュームを集めるためには、企画的なものや、学会とのジョイントみたいなものも、あってもいいのではないかとはいえますね。

社会保障の分野はいろいろな研究分野にまたがります。しかし、専攻分野が異なりディスプリンが違う人同士は、基本的に同じことをやっても会話をしませんので、実はディスプリンが違うことをやっているけど、同じテーマを選んで同じものを研究しているわけですが、あまり成果を共有しない。別のディスプリンの分野の方はどう見ているのかが、それ自体が非常に勉強になる、刺激になる。これは自分が社会保障研究所時代もそういうのはあったのですが、今はディスプリンごとに学会ができてしまい全く没交渉になっていますので、そういう刺激を与える機会を季刊

誌の中でどこか持てれば良いのかなと。尾形先生の言っていることともしかしたら変わらないかもしれませんが、そんなイメージを持っています。

西村 まず、季刊誌について。

武川 査読の方法がすごく難しいというのは皆さんのおっしゃっているとおりです。ただ、今、基本的に学術の世界で評価が言われたときに、何らかの形で査読がないのは通らなくなっているのです。これをやめることは難しいのだろうと思います。ただ、日本で特に社会科学で査読が定着した歴史が浅いために、少なくとも我々が学生の頃は余りそういう査読はなかったのです。査読者自身の教育、あるいは、査読文化が余りきちっと形成されてなくて、本当に誰に頼むかでAとDががらっと変わってしまうということも生じがちなので、査読のガイドラインみたいなものを作ることも必要なのかなという気がしています。

あと、社人研の『季刊社会保障研究』は学際的なので、ディスプリンによって評価法が違うのは難しいことではありますが、これは結構いろんな学会で抱えている問題でもあります。例えば、自然科学、科学の講座は全部同じだから、「Nature」にはいろんな分野、何でも載るという感じになると思いますが、日本の学会の現状の中では、社会政策の場合でも新古典派的なアプローチの人と歴史的なアプローチの人との間では、なかなか合意が成立しないということもあります。とはいえ、なおかつ、査読は絶対必要であるという考えがあります。その両立の道を探ることが1つの重要な課題です。

あと、今は、理科系でも似た問題はあって、専門領域に特化した研究と、複合とか、総合とか言われる領域の研究で、評価方法が違っていているために、1つある所ではすごく優れているけれども、別の所では必ずしもそうでないと評価されているのは、自然科学でもあるようですよね。

ただ、社会保障は正に総合的な領域だと思えますが、それぞれの分野の最先端と言うかどうかは別に、社会保障という切り口で見て、ここをつなぎ合わせると非常に良いという研究があれば、そ

ういうのは純粋経済学、純粋法学、純粋社会学とかから見ると、ちょっと違うかもしれないけれども、むしろ積極的に拾い上げていくというシステムが考えられていいかなという気がしています。

韓国では社会保障学会がありますが、日本にはないですね。だけど、仮に社会保障学会ができたとしても、多分、法律学と経済学では全然違うでしょうし、社会学もかなり違うと思うので、同じ問題はまた起こると思います。だから、研究所としてこの雑誌に載せる論文は、こういうものであって、こういう基準をクリアしていればいいんだというのを作っていただいても、査読者を誰に割り当てたかで大きく変わっちゃってという感じになって、そこは運、不運の問題が大きくなってしまいますので、その辺は編集委員会で考えていただけたらと思います。

駒村 法律と経済はいろんなところが違います。例えば、「社会保険」という言葉1個でも、法律と経済ではかなり異なる見方をしていますよね。そこで少し議論を闘わせれば、法律は社会保険の受給権をこういうふうな権利の束として見ているのか、経済学の考える負担と給付の関係とどこが異なるのか分かってくると思います。

西村 私は、堀先生と一緒にあるシンポジウムで、公法と私法の違いをそこで初めて勉強して、それが経済にはそういう発想はなかったなと思いましたけどね。

武川 特に、社会保障専門で社会保険をやっているのであれば、法律的なことも経済的なこともある程度は知っていないと、社会保障の主題としては論じられないのではないのでしょうか。

駒村 そうですね。ただ、経済学をどんどん細分化していくと、社会保険は、社会と保険を分けてものを見ている強制保険に過ぎないかと思っている人も経済学者には多いですから。

武川 目的税の一種とかいう感じで考えている方もいらっしゃる。

駒村 ええ。年金の積立金の運用の議論を見ても、社会保険で集めた拠出金を運用するのと税金を運用するのとどう違うか、民間の企業年金を運用するのとどう違うかなんていうことは、全然

意識しないで社会保障を専門としない有識者が議論させていると。非常に危ないことかなと思いますね。

西村 山崎先生、今の話とは直接つながらなくても結構ですが、特に山崎先生は研究所の研究と政策との関わりでお話しいただけると。

山崎 社会保障学会はない。それはディスプリンが違くと、なかなか共通の土俵を持ってないということなのでしょうが、せめて社会保障研究ということで、中長期をにらみながら政策課題を意識しつつ、総合化するということになる、かなりくれるのかなという気はしますけどね。

あとは、現在の研究所の研究員の専門分野がどうなっているのかよく分からないのですが、バランスの取れた人事をやっていたきたいという気がします。社会保障をやっていると、法律の分野や社会学のしっかりした人も必要だという感じはしますけれどもね。

西村 でも、先生がおっしゃったように、最初のスタートが社会学中心でということの意義は、ちょっと肝に命じておく必要があると思いました。ただ、今は、いかに人口とうまく接触を皆さんに持ってもらうかというほうが、どちらかという大きな課題にはなっているんですけどね。

三浦 先ほど『海外社会保障情報』との関係で言えば、それは海外の社会保障についての情報は、今は、ほかにもっと詳しいのが、週刊誌、その他に全部出てきますね。それから、厚労省のアタッシェが大抵の所に出ていますからね、かなり詳しい情報は入る。あの当時は、そのアタッシェがほとんどいませんでしたしね。それこそ外国の情報は、そういう形で集めなきゃならなかったという状況でしたから、その当時の役割は全然違ってたんじゃないかなという感じはしますね。

それから、査読といいますか、我々のときは原稿はなにしろ全然集まらなくて、私がやっていた15年ぐらいの間で、寄稿があったのは1つか2つです。だから、寄稿はあっただけで有り難いのですが、ただし採用するときには各部長でも輪読しまして、それでも決めましたけれど、むしろ寄稿者がなくて非常に困っていたかな。

西村 ほとんど時間がなくなってきましたので、最後にこれから社人研に期待することを、できたら1分か2分ぐらいの範囲で一言ずつ伺いでければ有り難いのですが、いかがでしょう。どなたからでも結構です。じゃあ、駒村さんからお願いします。

駒村 やはり国立社会保障・人口問題研究所は社会保障研究のナショナルセンターであるわけですから、それにふさわしい、ここの研究所でしかできない研究、大型研究、基礎研究も重要なと思います。あとは、学会的機能というのを工夫して、異なる学問分野の人を引き合わせたり、他の研究機関との連携といったものも期待したいなと思います。

それから、情報を発信すること。また、放っておくと散逸されてしまうような情報の資料の保存をしていただく。昨年、中鉢先生が亡くなられましたが、社会保障研究所が行った基礎調査である掛川調査の原票は保管されているのでしょうか。他にも、非常に貴重な情報がまだあると思います。

さらには、今、いろんな審議会報告書とか、ネットにはあるもの、いつまで載っているかも分かりませんので、これもきちんと保存する。あるいは、場合によっては白表紙しかないものもあれば、どん欲に集めていただいて、データベースにしていただいて、外からアクセス可能な形にしていきたいと思います。社会保障研究所が担ってきた社会保障を研究の中心とした研究者の人材育成機能も大事だと思います。

西村 山崎先生、いかがですか。

山崎 何度も話題に出っていますが、研究者の養成や基礎研究を重視するという時代ではなくなったのかなという気がいたします。一定の政策課題に応え得るというのを、行政の下請けじゃないにしてもですね、中長期の政策課題を意識しつつ、総合的な研究をしていくことになるのかなという気がします。そのためには、幅広い人材を偏りなくそろえてほしいという気がいたします。

西村 三浦先生、いかがですか。最後一言という感じでおっしゃっている。

三浦 人口問題研究所と統合されましたので、も

ちろん、そうされているのでしょうけど、年に1回か2回、特に人口問題と社会保障の将来展望的なもの、そこら辺のところの特にまとめたものを回してもらおうと有り難いなという感じはしますね。

西村 武川先生、いかがですか。

武川 幾つかありますが、1つは、今、皆さんから出ていた社人研が持っているデータベース機能は、恐らく日本だけじゃなくて世界中の研究者にとって非常に貴重なものなので、その資料や統計を充実していただくというのは望みたいかなと思います。

あと、特殊法人時代に法律に社会保障に関する基礎的、かつ総合的研究ということが書いてあって、私なんかはそれを割と呪文のように唱えてきたところがあるので、専門分化していく時代にあっても、基礎的、かつ、総合的な視点を維持していつてもらいたいというのが希望です。

あとは、基礎的かつ総合的に加えて、社会保障の場合は、政策との関連は、研究成果としても政策との関連が生じてくると思いますが、それも飽くまでも学術的な価値に即して評価されるのが基本であって、政治情勢や行政の立場などに右往左往しない研究を発信していただけたら、有り難いと思っております。

西村 尾形さん、何か一言あれば、是非お願いします。

尾形 日頃、病院経営を論ずるに当たって、ミッション、ビジョン、ストラテジーということをするさく言っておりますが、こういう組織の問題を考えると時には、ミッションが一番大事だと思います。経緯は先ほどからお話が合ったようにいろいろあったと思いますが、結果的に特殊法人でもなく、独法でもなく、国立の研究機関という道をとられているわけですから、それにふさわしいミッションを常に考えていく必要があると思いま

す。

すでに皆様からお話が出ているように、基本的には社会保障についての学際的な研究の中心ということだろうと思いますが、そういう中で機関の位置付けも考えるべきだと思います。あるいは、今日出ていたお話の中だと、例えば給付費統計の編さんのように、日本全体の研究の共有財産になるような部分をやるとか、それから、せっかく社会保障・人口問題研究所なので、人口と一緒の研究を進めていくということも重要です。それから、もう1つ、是非期待したいのは、海外への発信です。当初はもちろん海外の情報を取ることが主眼だったので、むしろ今後は海外へどうやって日本の社会保障あるいは社会保障研究の成果を発信していくかが非常に大事だろうと思います。

西村 最後、所長として。実は私は、所内の研究員の方に、社会保障研以来、50年間培ってきた文化とか、あるいは、様々な財産を背負っておりまして、外部から見るとそういう大変高い評価を頂いていることを、皆さんは認識してくださいと。それで、プライドを持って御自身の研究をしてくださいと申し上げておりますが、今日、いろいろ伺ったお話を参考にしながら、基本的にはそういう高いプライドを持って研究を進めてまいりたいと思います。今日は、本当にどうもありがとうございました。

(みうら・ふみお 日本社会事業大学 元学長)

(やまさき・やすひこ 神奈川県立保健福祉大学
名誉教授)

(たけがわ・しょうご 東京大学大学院人文社会系
研究科 教授)

(こまむら・こうへい 慶應義塾大学経済学部 教授)

(おがた・ひろや 東京大学政策ビジョン研究センター
特任教授)

(にしむら・しゅうぞう 国立社会保障・人口問題
研究所 前所長)

座談会Ⅱ 社会保障研究へのアプローチ～学問分野間の対話

尾 形 裕 也
小 塩 隆 士
菊 池 馨 実
栃 本 一三郎

司会：阿 部 彩
(2014年2月20日収録)

第1部 学際的な研究の可能性

阿部 この座談会は2部構成にしております。1つ



目が、学際的な研究の可能性ということで、学問分野（discipline）間の対話を目指しております。社会保障に関して研究をする学会というのは、経済学会、社会学会、社会福祉学会、法

学会などなど、いろいろな学会があると思います。しかし、社会保障だけをメインに論じている学会は日本社会保障法学会以外にはないわけで、社会保障に関する研究をコンスタントに発表していくという意味においては、本誌も、その役割の一環を担っていると、私としては自負しております。

また、よく言われることですが、各学会の中での議論では、学際的なアプローチがどうしても欠けてしまって、同じ視点で物を論じ、同じ視点で査読もするといったようなことになりがちです。そういうことを少しでも緩和して、学際的なアプローチを追求できるところが、この国立社会保障・人口問題研究所であるのかなと思います。

その機関誌として『季刊社会保障研究』というものがあり、学際的なアプローチというのは、第1

巻の頃から目指してきたことです。しかし、「学際的なものが必要ですね」と言うのは簡単なのですが、それ以上のところからなかなか進まないのが現実です。これからまた50年間『季刊社会保障研究』を編集していく、また国立社会保障・人口問題研究所で研究を行っていくに当たって、一体どうすれば、真に学際的なアプローチとなるのかという点をご議論いただければと思っています。ですので、前半はより学際的なアプローチについて、後半はより具体的に、この機関誌がどうあるべきかという話をしていただければと思います。

最初に、各先生よりペーパーを御執筆いただいておりますので、それに基づいてお話いただければと思っています。それをもとに、後半の議論を進めたいと思います。それでは栃本先生からよろしくをお願いします。

栃本 私の方法論ですが、もともと私は社会学で、学部では社会変動論を勉強していました。そのあと、社会学という学問からして、アカデミックな社会だけで一生過ごしていいのか、ということを非常に疑問に思い、関西の企業に勤



めました。このことは、そのあと自分が研究する上で、いろいろと自分を相対化する意味では非常によかったと思います。

そのあと大学院に戻り、社会変動論だけでいいのかということから、イギリスの救貧法とドイツの同じ時期の相互の比較研究を行いました。つまり、伝統的にイギリス救貧法の研究は我が国ではかなり実績がありますが、イギリスの救貧法に相当する時期のプロイセン地域において、具体的に何によって生活維持機能があったのかということが、なかなか日本ではよく分かっていないと。すぐ、ビスマルク社会保険という話になりますので、ビスマルク社会保険の前の中世から資料を読むということでやっておりました。そうすることによって、イギリス社会との比較において今でいうドイツ社会の近代化、社会変動の中で、生活維持機能がどう変わって、それと意識との関係はどのような変革が行われるかを分析していたのです。

一般的には、社会思想や宗教、ヨーロッパ社会の社会福祉や救貧行政などですと、プロテスタントの重要人物が提案し、そのあとカトリックということで、宗教や思想は重要ではあるのだけれども、それだけを取り上げますと、非常に浮つくというか根っこがない形で論ずることになります。制度そのものは実在としてありますので。イギリス救貧法でいえば、1601年救貧法、1834年救貧法があり、同じ救貧法という名前なわけです。そのような中で、①制度というものに着目して、②両者を社会変動の中で分析するということです。別の言い方をすると社会学でいうところのイギリスとヨーロッパという異なる社会の分析ですから①比較社会学という手法と、もう一つは②社会変動論で歴史を見る、そして、その際、社会学だと知識社会学という領域、理念や思想というものを重視しつつ、あくまで③歴史研究の手法であるテキスト・クリティークということを徹底して行っていくということです。簡単に言えば、社会変動論及び、比較社会学と制度研究、資料批判を行ったのが、出発点です。

そのあと、大学院の博士後期課程のときに社会保障研究所に入りました。研究所では、社会保障

について総合的に研究すると同時に、大学で行っていた研究をそのまま続けるわけにはいかないと。なぜならば、プロイセン近代化と社会行政の研究をしても、社会保障研究所の研究員としての仕事にはならないと。そこでイギリスやヨーロッパ社会の近代化、社会変動と社会思想との関係がそもそも出発点としてありますので、研究所ではヨーロッパの社会政策の分析を行うことを自分の仕事にしようと考えました。ドイツやイギリスが中心でしたが、それについてのいわゆる制度研究を行ったわけです。制度研究というのは、単に法律改正がなされたからそれを紹介するのも重要ではあるのですがそれは初歩的なものです。その背景やそもそも制度の改正というのは必ず前の部分を引きずりますから、その部分を丁寧に分析しつつ新しい要素がどのように具体的に制度運用で変わっていくかということを見るわけです。単に法律が変わったので法律を調べるというのは出発点です。前後関係が分らないと正確には分らないということがあります。それらを歴史研究の水準で行いつつ、それとほかの国とを比較するという作業です。

もう1つは、大学の先生にありがちなのですが、最初から、スウェーデンが好きとかイギリスが好きとか、この領域だとこの国は外せないということと語学力の限界というか使える語学力から外国研究を始める場合が多いですね（ちなみに英語が分かれればほとんどの国について分かるということは全くありません。ヨーロッパの分析など現地の言葉が分からなければ単なる宣伝を読むような水準となります）。もともとその国が好きでなかったら正直研究意欲や、知的関心は生まれません（命じられて行う海外研究は別として）。ただし、海外の研究をやる場合、日本を知らない研究者というのが大学では多い。日本のことについて、法律レベルと実際にそれが行われているレベル、現場でどう受け止められて、どうやってサービスが行われているかというレベル、制度の運用の実際や実務など微細なことも含めて分かっていないと、海外研究は案外、底の浅いものになってしまうということです。微に入り細に入る研究は、そのよ

うな日本ではどうなのかということが相当分かっていないと頃合いが分からないのです。また徹底的に調べ抜くということが求められます。研究所では、大学とちがって、スウェーデンだとなってますよという一方通行の発表では不十分なわけです。それが出来ていると役所は聞きに来る。以前こういうことがありました。私が社会保障研究所に入りたての時のことですが、先に述べたように現代の社会政策分析をするということで、のちに局長になられるかたで、かつ現在の財務かどこかにも出向していた優秀な係長が来られたことがあります。私はドイツの連邦憲法裁判所の年金権に関する違憲判決を分析していました。連邦憲法裁判所が示した幾つかのプランに基づいて5年以内に違憲状態を解消することを連邦社会労働省に求めるというものです。それについて尋ねにくるわけです。そのときに、質問者の問題意識や実務の観点から、また背景であるとか、政治向きの話とか、それについて国民はどう思っているのかとか、学者の見解はとか、的確に答えられなければいけないということがあり、大分そういう意味では鍛えられたと思います。

ということで、私のアプローチの仕方は、比較社会学と歴史研究のアプローチを用いて海外研究をすることと、当然のことながら、私どもは日本にいて、日本の社会をどうするかということです。から、子細な現状というものを単に霞ヶ関の話だけではなく、自治体や、社会福祉の現場の場合は民間などで行われているわけですから、そういうものの実態、問題意識などを見る形で深める作業をしてきたということです。

阿部 次に、尾形先生お願いします。

尾形 私のペーパーは1枚ものですが、最初にケインズの、恐らく経済学者の間ではわりと有名な文章なのですが、ケインズの先生のアルフレッド・マーシャルが亡くなったときに、その追悼論文を *Economic Journal* に掲載したもので、優れた経済学者が備えるべき資質あるいは要件を書いています。読んでいただくと、実はこれはマーシャルを語りつつ、ケインズ自身を語っている面があり、少し割り引いて読む必要があるかもしれません。

ただ、やはり社会保障の研究者にも当てはまると思われるようなところも多いのではないかと思います。最初にこのような形で引用してあります。

例えば、「経済学者は、ある程度まで数学者であり、歴史家であり、哲学者でなければならない。彼は記号を理解し、そして言葉で語らなければならない」。「彼は未来の諸目的のために過去に照らして現在を研究しなければならない。人間の性質や人間がつくった制度のどの部分であれ、完全に彼の関心の外にあってはならない」。この辺りなどは、正に社会保障を考えていくときに非常に重要なポイントだろうと思います。

あるいは、「明確な目的意識を持つと同時に、時代の風潮には公平無私でなければならない。芸術家の如く超然とし、清廉であるとともに、時には政治家の如く地上に近くあらねばならない」。ケインズは、多分自分がそういう要件を満たしていると言っているのだらうと思うのですが、これも非常に参考になる態度だと思います。

ここには載せていないのですが、話の流れで私自身の研究の方法ということで申し上げますと、この10数年、医療機関の経営の視点から、医療政策について研究してきました。そういう意味では、当然経営学的なアプローチということになるかと思っています。そういう中で、特に参考になったのは、1つはやはりピーター・ドラッカーの非営利組織のマネジメントの議論です。それから特に日本の競争的な医療提供体制の下では、マイケル・E・ポーターの競争戦略のいわゆるポジショニング論が有効な議論だと考えております。こうした理論的なフレームワークの下で、現実の医療機関の経営問題についてある程度光を当てることができたのではないかと考えています。

あとの議論で、学際的アプローチの話になってきますので、そのための1つの問題提起ということで、このペーパーでは混合診療の話を出しております。よく御存じのとおりですが、日本の医療においては混合診療は原則禁止で、例外的に現在は保険外併用療養費、かつての特定療養費という形で認められています。これについては、いろいろな議論があり、特に政治的には大きな問題に

なってきたというか、まだなっていると言ったほうがいいかもしれません。その際の議論というのは、主として公平性をめぐる議論であったように思います。簡単に言ってしまうと、混合診療を全面解禁してしまうと、お金持ちは医療を受けられるのですが、お金を持っていない人は受けられなくなるという議論です。こうした公平性の観点から問題があるという議論が中心的であったと思います。

しかし、混合診療の問題を公平性だけで論ずるのは、私は問題があると思っています。というのは、公平性の観点からだけ考えていると、例えば医療と介護を比べたときに、介護についてはそういう言葉はないのですが、介護は一応「混合介護」が全面的に認められる形の制度設計になっています。それに対して、医療は現物給付で混合診療は原則禁止です。公平性の議論だけでこれを論ずると、医療は必ず公平でなければならない。それに対して、介護は不公平があってもいいのだということになります。それが本当に通用する議論かというと、私はかなり疑わしいと思っています。そのときに、例えば医療経済学が役に立つのではないか。

ここに書きましたように、これは情報の非対称性の問題として捉えると、医療と介護はもちろん程度の問題ですが、情報の非対称性に大きな相違がある。つまり、医療のほうは非常に情報の非対称性が大きいのに、介護は比較的小さいという観点から、この問題を捉えることができるのではないかと考えています。つまり、医療サービスについては、よく悪い冗談で出てきますが、手術をしている最中に実はここから先、非常にいい治療法があるのだけれどもやりますかと言われたとする。そんなことを聞かれたら、患者の側は絶対にやってくれと言うに決まっている。そういう情報の非対称性が非常に大きいところで、ユーザーの意思がそのまま反映されるのは、なかなか難しい面があると思います。それに対して介護のほうは、もちろん程度の問題なのですが、例えばホームヘルパーの人が週3回来ているのを5回にするかどうかというところは、ある程度判断できるだろ

う。このように、情報の非対称性の大きさの違いで、このような制度的な区分が行われているという見方ができるのではないかということです。これは、医療経済学的な観点からの見方です。ただ、実際に制度を設計することになると、今申し上げたように、いわゆる現物給付でいくのか療養費払いにするのかという問題になってくる。そもそも現物給付とは何なのか、あるいは療養費払いとは何なのかといったようなことについて、この辺りはもちろん菊池先生のほうのお話になるのかと思いますが、やはり法制度論的な理解が欠かせないと思います。そういう意味で、どういう問題を捉えるにしても、一面的なアプローチだけでは到底捉え切れないということではないかということで、混合診療の話をあえてここに出させていただきました。

最後に、学際的という言葉について少し書いています。普通は、interdisciplinaryという言葉が学際的というものに当たるのだと思うのですが、ただこれでいいかというところは少し問題提起したいところがあります。例えば、これに似た言葉ですと、internationalがあります。internationalというのは、結局個別のnation stateというか、国民国家が独立していることを前提にして、その間の関係を考えるのがinternationalである。同様に、interdisciplinaryも、各disciplineはやはり独立していて、その間の関係を何とかしようという含意があるのではないかと思います。ただ、社会保障の問題を考えていくときには、それだけですと間に落ちてしまうものがあるのではないかという気がしています。そういう意味では、こんな言葉はないのですが、‘transdisciplinary’といったものにしていく必要があるのではないかというのが、私の問題提起です。そこにドラッカーを引用していますが、企業についてはinternationalやmultinationalからtransnationalに進化していくのだとしたら、社会保障の研究も実はinterdisciplinaryではまだ不十分なのではないか、というのが私の問題提起です。

阿部 次に、菊池先生お願いします。

菊池 私は法学の研究者で、法学の中でも細分化



されていますが、社会保障に関する法制度を主たる研究対象とする社会保障法という新しい分野を専攻しております。先ほど、栃本先生から研究者としての歩みのお話がありましたが、法

学研究者が研究者として修行していく上で、必要なものは2つあると言われます。1つは、法解釈論を磨く。もう1つは、外国法研究をやる。この2つは必須で、逆にこの2つをやってこなかった人は、極論すると法学研究者とは言えないということになります。私は、大学院でアメリカの社会保障法制を、1935年の社会保障法以来の社会保障制度史を研究するという事で、修士論文、博士論文と勉強し、1980年代、90年代までの通史でまとめました。法学研究者は、文献等の二次資料ではなく、議会の議事録や委員会の資料、いわゆる一次資料をきちんと読みこなして立法過程をたどるのが正当な法学研究とされていますので、そういった形でやりました。

先ほどの栃本先生の話にも関わりますが、それだけでは足りないのではないかと。要するに、表面的な制度がこうなって、このように法律が改正された。しかし、なぜこう変わったのかということまで踏み込んで勉強しないと、本当にアメリカの法制度の変遷を理解したことにはならないのではないかと指摘を諸先生から頂きました。それから必死に、ごく一面的ではありますが、思想的な面、哲学的な面、特にリベラリズムの立場から、アメリカ憲法上は日本のような社会保障を根拠付ける明文規定がない中で社会保障制度が存在していますが、なぜ存在できているのかという規範的な基盤を探る意味で、勉強しました。結果的には、当時は辛かったですが、今思えば、その制度史研究に上乘せをしてというか、深掘りをしてというか、そういった思想的、哲学的な勉強をしたことが、今日、研究者として続けられているバックボーンになっているなど、しみじみと感じております。ただ、先ほどの社会学の話のように、更に文化的あるいは宗教的といった、社会を成り

立たせるあらゆる側面を見据えながらというわけには、残念ながら私はそこまでの視野の広さを持ち合わせておりませんので、あくまで法制度と直接関わる部分において、その周辺領域を勉強したということでもあります。

法学の特徴は解釈論と比較法研究と申し上げましたが、社会保障領域において法学の果たす役割というのは余り大きくなかった、というのが正直なところ。私も認識しておりましたし、多分ほかの分野の先生方からもそのように思われていると思います。それは事実である面があって、社会保障というのは、国民の権利、自由を侵害する場面よりは、公的な主体が一定の給付を行う場面。規制ではなく給付に関わる領域ですので、自ずとどういう法制度を採用するかは、立法府あるいは行政府の広い裁量に委ねられることになるわけで、こういう制度であるべきだという規範的議論はなかなか立てづらい面があります。裁判所も、基本的には広い立法裁量、行政裁量に委ねているので、簡単に憲法違反などということは言えないという判断を示しているわけ。せいぜい生活保護関連で、健康で文化的な最低限度を下回るかというような場面で、憲法違反か否かという議論が出てくるぐらいだと思います。

ただ、社会保障もこの国の法制度の一環でありますので、全く無条件で白地のキャンパスに自由に絵を描くようなわけにはいかないわけで、憲法をはじめとして、既存の法体系の枠の中でつくられていかなければいけないということではあるわけ。ただ、これ以上踏み込むと憲法違反になるとか、これ以上やるとほかの制度と整合性が取れない、というような議論はわりとできるのですが、積極的にこういう制度にすべきだという議論は、やはりしづらい面が法学にはあろうかと思えます。そういう意味では、どちらかという枠付けといいますか、社会保障の在り方を周辺部から支えるといったアプローチが主ではないかと思えます。

その中でも、解釈論、典型的には裁判の場で法律の条文の解釈をめぐる争われる、そこに使われる法技術が法解釈技術ですが、それは決して裁

判の場だけではなく、制度や政策を作る場面においても生きてくる場面はあると思っています。例えば、年金制度の設計をする際にも、一面では給付行政と言いながら、拠出を求めなければいけないわけで、その場合に財産権との関係はどうかといった議論は、必ず政策論の場でも議論されるところです。そのほか、法学の強みといえば、どういう中身の制度にすべきかということは、なかなか決め手のある議論はしばらくですが、手続、プロセスに関わって、採るべき手続を講じていなかったとか、そういう手続に関しての適正さの面については、比較的発言がしやすく、得意な分野ではないかと思っています。

そうはいいいまでも、消極的で側面から支えるだけでいいのかは、課題として残るところで、より積極的な政策論、規範的な議論がどこまでできるのかは我々の課題です。その1つのツールとして、最初に申し上げた比較法研究が1つの強みです。先ほど榎本先生からありましたように、法学研究者は日本の制度を細かく理解した上で、外国法研究をやります。しかも、その一次資料を丹念に駆使してやっていきます。地味ではありますが、そういう地味な作業から日本の法制度の在り方を考えるに当たっての示唆を提示できるのかなと思っています。

阿部 それでは、小塩先生お願いします。

小塩 最後になりましたが、経済学から簡単にコメントいたします。ほかの研究分野に比べると、経済学からの社会保障へのアプローチは、どちらかというと後発組といいますか、少し遅れてきたという印象がありますし、今でも全体から見るとマイナーかもしれません。厚生労働省で政策に携わっている人たちも、いわゆる経済職で入ってこられる方は少なく、法律職の人が多く聞いています。厚生労働省の記者クラブに詰めている記者さんも、政治部や社会部がメインで、経済部は少ないそうです。ですから、経済学的な発想でものを言うと、いろいろところで軋轢があ

るということかもしれません。

ただし、経済学に限っても、社会保障という研究テーマは重要ではあるのですが、大学でしっかりとした地位を確立しているわけではなく、社会保障という名称で1年間授業科目を設定している大学は、非常に少ないのではないかと思います。医療経済学はあると思うのですが、社会保障はどうもないようです。採用人事でも、社会保障で人を採りたいということはあまりないと思います。教科書を見ても、社会保障そのものの教科書は非常に少なく、公共経済学や財政学、労働経済学、場合によっては公共選択論の教科書が1章か2章で社会保障に触れているのが普通で、社会保障を全体として把握することはそれほど多くないと思います。

そうした中で、経済学の社会保障へのアプローチにどのような特徴があるか申し上げます。実は、私は神戸大学で社会保障法の関根由紀先生と一緒に、経済学と法学でジョイントの授業をする機会があります。法学のアプローチと経済学のアプローチを比較しながら授業を進めていくという経験のなかで、経済学のアプローチの仕方について、こういうところは法学などと違うなという印象を幾つか受けましたので、それについてご紹介します。

1つは、経済学でも、社会保障の制度設計そのものはもちろん重要なテーマなのですが、いろいろな制度に対して、人々がどのように行動を変えるかということに、経済学は非常に関心をもっているということです。インセンティブ効果とか誘因効果というものです。例えば、公的年金は歳を取って所得が稼げなくなるというリスクに備える仕組みです。それは否定しませんが、そういう公的年金という仕組みがあるから、人々の就業行動がどのように変化するかということに、経済学は大きな関心があり、そのテーマに関する実証分析は山のように蓄積されています。生活保護においても、生活保護基準と実際に稼得している所得との差を埋めるのが補足性の原理ですが、それが人々の就業インセンティブを弱め、その結果、貧困の罠に落ちるという話をするわけです。そう



いうインセンティブを重視するのは、経済学の特徴ではないかと思います。これには理論的な背景があります。限られた制限の下で、人々がどれだけ効用を高められるかという問題を解くという発想が我々に常にありますから、社会保障もその枠組みで考えることが普通です。

2番目の特徴としては、これも経済学の物の考え方の特徴なのですが、いろいろなことをできるだけ同時に考えようという傾向があります。経済学には、部分均衡分析と一般均衡分析があります。特定の部分の均衡を考えるのか、いろいろなことを同時に考えて、その中で均衡を考えるのかという違いです。もちろん、社会保障というテーマに限定して議論することもできますが、社会保障給付の規模は国内総生産の2割強に匹敵しているわけですから、経済に対して非常に大きな影響を及ぼします。財政政策でも、社会保障にどれだけお金を回すかが非常に重要なテーマになっています。そのため、マクロ経済全体の中や財政との関連で社会保障の問題を考えようという特徴が経済学にはあります。そうすると、いろいろな批判が出てきて、経済成長や財政を重視して社会福祉は軽視するのとかよく批判されますが、問題設定の特徴から、やはり財政や経済成長も同時に考えなければいけないという考え方をします。これが、2つ目です。

3番目なのですが、先ほど尾形先生から効率性と公平性のお話がありましたが、経済学はほかの研究領域に比べると、効率性を全面に押し出すという特徴があるわけですが、決してそれだけで話を終えるわけではなくて、世の中の人々は平等なほうが望ましいという公平性の観点も十分念頭に置いています。そのうえで、効率性の観点と公平性の観点のバランスをどのように付けるかという問題意識で議論を進めることがよくあります。このバランスの取り方は非常に難しく、経済学者にはどちらかという効率性を重視するバイアスがかかりがちなのですが、それは人によって違います。しかし、議論の整理をするための材料を提供できるのは、経済学の強みではないかと思います。以上が、アプローチの仕方における経済学の特徴

です。

そのほかに、分析手法面の特徴としては、もちろん数式を使った精緻な理論モデルを構築しているりと議論することもあります。そのほかに、最近急速に研究が蓄積されているのは、非常に詳細な大規模データを用いた実証分析です。特に、政策の効果を精緻に分析するために非常に力を入れています。政策の効果とほかの効果を峻別して、政策の効果を抽出するときに、いろいろな統計上のテクニックが必要なのですが、それを使って分析した論文が、『季刊社会保障研究』でも多くなってきています。これは、結構重要なことです。最近、エビデンスに基づいた政策(evidence-based policy)を設計する必要があるとよく言われますが、経済学的手法で分析した成果はそういうところで非常に重要な役割を果たすのではないかと思います。以上です。

阿部 お互いの御発言に対して、質問、コメント等があればお願いします。

栃本 尾形先生が最後のところで、interdisciplinaryということが前から言われていたのだけれど、大学などで前から議論していますが、disciplineなしのinterdisciplinaryはないですよ。一方、transdisciplinaryなものへ進んでいく必要があるというお話でしたが、transdisciplinaryというのは、翻訳的にはどうなるのでしょうか。

尾形 こういう言葉はないのではないかと思います。transnationalという言葉はあると思いますが。私はいろいろな学問の領域を解消しろと言っているわけではなくて、社会保障の問題にアプローチするときにinterdisciplinaryと言っているだけでは、それぞれの観点からこういうアプローチがあります、こういうアプローチがありますで終わってしまうのではないかと思います。そういう意味からすると、少し大胆に言えば、相互に領域を侵犯するぐらいのことをやらないと有益な議論にはつながらないというぐらいのつもり



で申し上げたのです。

栃本 おっしゃるとおりだと思います。これは私事ですが、私が総合人間科学部長をしていた際、ないしは総合人間科学部を作る際に、文科省が「総合人間科学」というのはそもそもあるのかということになりました。一般的には、interdisciplinaryみたいな形で並列してあとは個人の努力ですと、分かりやすく言えばそうなるのです。今おっしゃった、お互いに侵食することによってもたらされるある種の構造化されたものについて、こうしなければいけないのではないかということで、学部とかそういうレベルではありますが、私どもは総合人間科学なので、心理学、教育学、社会学、社会福祉学、そして看護も入って、それらの共通したコアの部分についてはそれぞれ勉強させて、違和感と同時に越境するようなものを学部教育から感じさせてしまおうと。そのことが、逆に個々のdiscipline、教育学なら教育学の深掘りになるし、なおかつ、先ほどの3人の先生からお聞きしてもそうですが、自分の領域では絶対なし得ない、ないしは不得手なものを相手から学ぶと同時に、その不得手な部分をどのように自分たちの学問の中で克服するかといったreflectiveなことができるのではないかと思ったのです。ただ、経済学にしろ、法学にしろ、学問としての王道というか、王者としての学問があると思うのです。何が言いたいかというと、社会学でさえ王者の学問と大分違うのです。ノーマルサイエンスになり得ているかどうかさえ、なかなか難しい部分があるのです。個々のdisciplineがしっかりした上で、interdisciplinaryやtransdisciplinaryを考えないと、そういうことは感じます。

もう1つ、それぞれの先生のお話を聞いて、実際に私が社会保障研究所で仕事をしているときに、法律の先生方や経済学者の方々が書かれたものが一番参考になったのです。私は大学院のときは一橋系の社会政策学者であり、一橋の場合はドイツの財政社会学の研究、国家学としての社会政策というドイツ社会政策の研究が大昔盛んでした。ドイツのきちとした社会学という観点がいっている社会政策は今も私にとって一つの柱と

なっています。

社会政策学者として経済学のロジックを見ると、逆に、社会政策学会は流行を追っているだけだと分かるときがある。一方、私の問題意識として、本来であればヨーロッパのように社会政策の軸と経済政策の軸がクロスしなければいけないのにそれがそうっていないというのが私の現在の問題視座です。残りの人生は博士後期課程の学生のまま研究所の研究員になっときの問題意識、そして一橋出身の小山路夫元社会保障研究所所長が大学院時代書き残し、私がそれを小山先生から頂戴したドイツ社会政策研究の草稿を加えながらドイツ研究という、ヨーロッパ社会政策という不動点から見た日本の社会政策の研究をしたいと思っていますが、そのような私からすると社会政策と経済政策の軸がクロスしていないというのが、私にとっての解釈です。そして、日本の政策形成過程はいびつというか、社会の軸が非常に弱い感じがするのです。それゆえに、むしろ経済学や経済政策の先生方が自分にとって一番重要な学びとなったと思います。

また、法律の厳密さは極めて重要だと思いました。法解釈による自分の頭の鍛え方です。日本の社会学はある意味、知的アクロバットのようなところで社会に受けている部分があり、それに対する反発が私にはあります。その意味で、地に足を着けた着実な法解釈が極めて重要であり、法学者から学ぶものが大きいと思いました。もう1つ、法学者とするならば、比較法は座標軸を持つためには絶対必要だということで、おっしゃるとおり、海外の比較法というか、そのことをされている先生方の研究は私にとっては具体的に非常に勉強になったし、それが1つの歴史研究のマテリアル・資料のような形で勉強できました。私は、社会保障研究所から厚生省に役人として出た経験があります。研究所時代は、よく厚生省の若い人たちや、審議会の部会長クラスの人たちも来て、非常にフリーな形でディスカッションしていたのです。その上で4年間役人になって、法律改正や審議会などをする中で、正に解釈論、手続論の重要性が身に染みしましたし、自分が研究所に戻ってきたとき

に、従来考えていたやり方でよかったのだと思いました。

また、参議院の厚生労働委員会の調査室で、1名だけ外部の立法スタッフを置かなければいけないことになっていて、私は1997年頃に、厚生労働委員会の調査室のスタッフになったのです。厚生省という行政府では4年間なので尾形さんのように本当の役人ではないのですが、今度は参議院ということで、立法府で違う角度で見られたということで、これもある種のずれを意識すると。ずれ感覚は重要で、他のdisciplineの人たちから学ぶとか、ここは違うのだなということで新しい知見が生まれるということがあるので、これも先ほど尾形先生がおっしゃったtransdisciplinaryの部分に関係すると思います。単純にずれを解消するのではなく、ずれをどういう形で構造化するかが、transdisciplinaryの場合には重要なことだと思います。

尾形 今の栃本先生の御発言に多少触発されて申し上げると、法制度というのは、出来上がったときは非常に頑健なもののように思われていますが、これは役所も悪いのです。これは正しい制度で、いろいろな批判に対してちゃんと答えられるようなきちんとした制度です、という説明を当然しなければいけないし、制度を守らなければいけないということでそうになっていますが、実際には栃本先生がおっしゃったように、政策を形成していくときは非常に流動的で、いろいろな可能性を議論しています。その中では、生煮えではあるのですが、いろいろなアイデアが出ていて、びっくりするようなアイデアもたくさん出ています。それを一つ一つ、どうして駄目かということで消していくのです。

そのときに、先ほどtransdisciplinaryと言いましたが、いろいろな観点から見ないと、例えば社会学的でも法学的でも経済学的でも、一面的な観点から見ただけでは十分ではないので、様々な観点から検討して、どれにしていくのかという作業をしていくわけです。ですから、役所的に言うと、本当はその辺りでそういう知見が欲しいと常に感じています。若手の役人と、せいぜい何人かの若

手の研究者との議論の中でやっていくわけですが、そこが実は非常にダイナミックな政策を形成する過程なのです。出来上がったものについては非常にしっかりしたものと受け取られています。が、途中の段階は決してそんなことはないで、いろいろな可能性があるということではないかと思います。

小塩 社会保障という研究テーマは、他のテーマに比べると学際的、あるいはtransdisciplinaryなアプローチが非常に重要だし、容易ではないかと思うのです。どんなことができるかという、いろいろな研究領域で共通して使っているのに、実は誰もよく研究していない概念があります。例えばナショナルミニマムです。最低限度の生活とは一体何なのかということですが、我々経済学者は憲法学者、あるいは社会保障学者がきちんと定義しているはずだと期待するのですが、実はそうではないようです。一方、法学者から見ると、最低限度の生活というのは経済学的にがっちりと定義できるのではないかと思われるかもしれませんが、そんな議論は経済学ではほとんどありません。最低限度の生活を守るとは、社会保障にとって一番大事な政策目標なのですが、その概念がいい加減だというのは非常に問題です。これをいろいろな分野の人が一緒に研究することは重要だと思います。それが1つです。

また、ほかの分野では重要なんだけど、自分の分野では扱わない、ナンセンスだと思われる概念があります。その中には、結構重要なものもあると思うのです。幾つかの例を挙げると、1つは社会連帯(social solidarity)という概念です。これは、経済学の教科書には一切出てきません。solidarityとは一体何か、そして、人々が社会連帯を考えるということは経済学的にどういう意味を持っているのかは、非常に重要なテーマだと思うのです。経済学では、社会保険はリスクをプールする仕組みだと説明しておしまいののですが、これまでの歴史的な沿革を見ると、単純にリスクプーリングで社会保険を作ったのではないのです。みんなで連帯しましょうという気持ちがその背景にあったはず。それをあえて経済学的に

解釈したらどうなるか、これは非常に魅力的なテーマだと思います。

もう1つの例は、先ほど「効率」と「公平」という議論ありましたが、「公正」という概念がそれです。つまり、**justice**, **fairness**ですが、これは経済学的に非常に料理がしにくい概念です。こういうものが**fair**なのか、こういうものが**justice**なのか。ただ、公共選択の理論の中には、いわゆる手続的正義という概念があります。制度を作るときに、みんなが納得いく形で作られているのかをちゃんとチェックしなければいけないという問題意識でその研究が始まっていると聞いたことがあります。多くの経済学者は今まで放ったらかしにしていた。「これは我々の**discipline**の外にあるから使いません」ということなのですが、社会保障というテーマを議論するときにはこれは結構重要なのです。先ほど領空侵犯という言葉がありましたが、今まで扱わなかったテーマをあえて分析してみることは、とても重要だと思います。

栃本 今あったような過去に遡って調べていく場合に、戦後の日本社会保障論、例えば社会保険で、商学部とかそういう人たちが保険論から社会保険を論ずるということで、商学部的な議論が日本では中心だったのです。カトリック大辞典というのがありますが、カトリック大辞典は非常に重要で、何でも解釈するというか、理屈を神学上きちんと定めなければいけない。私はもともと指導教授が宗教社会学だったこともあったので、カトリック大辞典のいくつかの項目を担当しました。日本では社会保険と言うと収支相等の法則うんぬんという形になりますが、ヨーロッパの歴史を調べていくと極めて宗教的な意味合いが強く、理屈もカトリック的にはきちんとあるのです。日本は非常に実学的というか、そういう部分だけを取り扱っていて、それ以外は理解できない。ヨーロッパの思想史や歴史を知れば、宗教教理や回勅などを研究すれば違ったものが立ち上がる。**solidarity**というのはヨーロッパ社会の基層部分に根差しているものであって、パターナリズムもそうです。あまりにも日本は薄っぺらい。そういうなぜ社会連帯ということを用いるのかイギリスと違ったヨーロッパ

社会の中世以降の歴史まで考えてほしいと思います。それがないと教養のない法律改正となります。

たとえば民生委員法の改正において、名誉職という事が削除されましたが、これはエルバーフェルト制度（それを日本では方面委員と訳した）の規定集を読めばなぜ「名誉として」と書かれているかが分かります。方面委員というのはドイツ語の**Bezirk**の直訳で、現在でも警察や自衛隊の世界ではその言い方が残っていますね。「プロイセン近代化と社会行政」¹⁾に詳しく書いていますが、当時のその制度に関する文書をドイツの花文字ですがそれを読めば見事に書いてあります。地域ごとに委員を定めたというのですが、そこでいわれている「名誉」として市民から選ばれ、同じ市民のために今の言葉で言う支援をするということに任ぜられたことが、市民として名誉なことであり誇りなんです。市民が積極的に市政参事会に参加する、市民による今でいう従来の福祉に対する改革を目指したものがエルバーフェルトシステムというものです。名誉会長や名誉所長、名誉教授の実際には仕事をしない人というような、位を極めたというような「名誉」ではありません。「無給」という事を示すためでもありません。

さらに最近の例で言いましょう。税と社会保障の一体改革の時です。消費税を社会保障に使うという場合、社会保障給付に使うということになるわけですから、その場合社会保障の範囲が重要となる。その検討会というか勉強会があって、経済学者や財政学者等著名で活躍されている方々がおおいちゃった。その時に、これは交付税で行っているものだから社会保障給付費に入れなくてよいといった議論がありました。一方、たとえば生活保護については生活保護法で規定され、義務的に出さなければいけないものだから当然に社会保障の給付に入るといった議論になるのです。これらは入って、交付税回しは入らないということを書名な学者がおっしゃる。これは歴史を知らない話で、そもそも社会福祉の領域で交付税回しになった経緯が分かっていない。

また、イギリスでも従来のような社会福祉の給付行政ではなく、いわゆるプロバイダーからイネ

イブラーとしての自治体の役割や福祉の役割が重要で、現金を渡したり、ヘルパーを派遣したりすることではなく、相談援助やNPOなどが出来るように支援することが重要になります。ところがこれが社会保障給付費の中には入らない。給付だけではなくて、相談といったことは今後福祉では結構重要なのです。この部分は社会保障給付費に入らないのです。そういう問題がある。これは比較から見た日本についての社会保障給付というものを考える視点を形成します。

生活保護費というのは、義務的経費で絶対やらなければいけないもののなのです。しかし、戦後の勧告では、ドイツでも同じですが、交付税・交付金の議論をする際に、生活保護費は交付税回しにすることだったのです。交付税回しだったのですが、厚生省が抵抗して交付税回しではない形にしたという歴史があるのです。そういう歴史を知らないから、交付税回しになったら社会保障給付の対象ではないというような議論となる。仮に交付税回しとなっていたら生活保護は社会保障給付とはならないのでしょうか。1人ぐらいそういうことをいう研究者がいないと、非常に軽い議論というか、交付税回しだからというような表面的な、非常にカテゴライズした、歴史的経緯を知らない形での議論になってしまうので、きちんと過去に遡って、丹念に調べ抜くことが必要だと思いました。

菊池 社会連帯の話をされましたが、法学でもドイツ法、フランス法をやっている人たちは社会連帯、あるいは連帯の概念を掘り下げて検討する研究がなされていますが、あくまで法制度の改廃、立法過程を見ながらの社会連帯の議論なので、今お話のあったようなもっと社会的なという話を伺うと、大変面白いと思いました。

社会連帯も含めて、小塩先生が提起された幾つかの大変魅力的なテーマについて、共同研究を学際的にやるのは大変面白く、今後は是非必要ではないかと思います。ただそのためには、他の分野の研究者とコミュニケーションできる能力が前提となるでしょうけれども。

もう1つは、研究者個人として何ができるかで

す。先ほどの栃本先生のお話で、厚生省に4年間行かれて、それから厚生労働委員会の仕事をされたということで、行政府と立法府で仕事をされたと伺いました。それは、おそらく我々が審議会にちょっと行って発言をしたり、資料をもらったりするのは全然違う。まさに組織の中でのダイナミックな仕事ぶりを、その中に入って経験されるということですね。それによって、さらに多角的に自分自身の中でいろいろなものの見方、考え方ができるようになるということかと思います。

これは必ずしも学際研究というレベルの話ではありませんが、そういう機会が研究者の側にあれば、もっと地に足の着いた研究ができていくのではないかと思います。是非、若手を役所なりに派遣する、助手や助教とかを、福祉では専門官といったものがありますが、そういう仕事に就かせて、実務の現場で地道にやることによって、役所も人手がなくて忙しいとは思いますが、将来的な学問に対する1つの蓄積にはなるのではないかと思います。

本格的にやるかやらないかは別ですが、アメリカの法学者の多くはLaw and Economicsの素養を持っていていってよいのではないかと思います。日本でも「法と経済」をやっている人はいますが、ごく一部で、対象領域も損害賠償といった領域に限られるのではないのでしょうか。このことは、自分もそうですが、リベラル・アーツというか、専門的な勉強をする前にある程度広い社会科学一般についての勉強の素地がない、そういうものを身に付けていないということも関係があるのかなと思います。日本のように、法学部に入ったら法学研究科、経済学部であれば経済学研究科という路線があって、その中で、強く意識して大学院に入ってから一生懸命他の学問領域を齎るのかと。

栃本 それは尾形先生が冒頭で書かれていることに関係があるのですが、経済学者にしろ、法律学者にしろ、古典的な意味での研究者は人間とは何かということを常々考えた人だと思うのです。知の巨人と呼ばれる人たちは、経済学なら経済学だけでなく、それに収まらない部分を持ちつつも、

禁欲的にかなり律している。広がりを持っている人でないと、本来、学者ではないと思うのです。

そういう意味では、おっしゃるようにリベラル・アーツが土台にあって、初めて本人の能力が花開く。同時に、そういう人であれば交流が楽というか、それがいない人の場合は完璧に自分の城壁を作っているから難しいと思うのです。山田雄三先生にしろ、西村周三先生にしろ、そのクラスになると、経済学者と同時に違う部分、それ以上の広がりを持たれています。それが重要だと思うし、社会保障研究所の特色だったと思うのです。

もう1つ、若手の人が行政に行くというのは、審議会に月に1回出て、2時間話をするのではなくて、その場で仕事をさせたほうがいいのではないかと。先ほど尾形さんがおっしゃったように、かつては、政策形成の過程で役人が若手の研究者と喧々諤々議論し、あらゆる可能性を考えたものです。だけど、あるときに年金の議論で、その当時の年金の施策について異論を言う研究者を排除した。その人が年金局に連絡して年金局出入り禁止にしると。何が言いたいかというと、そういう知を閉ざすような形では貧しい政策論となる。逆に、そういう人とどんどん議論していくのが社会保障研究所の役割なのです。異論を言う奴は研究会にも参加させないなんて、愚かしいと私は研究員として反抗しました。

本来であれば、先ほど尾形さんがおっしゃったように、役所のキャリアは四六時中理屈ばかり考えているところがあるのです。そして、情報の集約など、研究者だったら1年から3年掛かるところを、一挙に行います。こうしたプロセスに関わっていくことは、特に若い研究者にとって極めて意味があります。それと同時に政策を練ったり議論をしたりする際に、霞ヶ関の役人は考えてばかりなので、インプットするデータや発想が多様でなければいけないし、違うものが入っていかないと絶対に駄目ですね。同質集団では何も生まれないし、異質なものを受け入れるだけの度量がないと、学問的には駄目になります。そもそも役人は現状分析とあるべき姿を常に考えて、影響などを考えながら施策を考えると思うのです。そのときに、

菊池先生がおっしゃるとおり、もう少し長い時間、研究者と交流をできるようにしたほうがいい。是非そういうことをやると思います。社会保障研究所にはそれを望みます。

菊池 先ほど小塩先生から効率性と公平性の話がありましたが、法学では効率性という概念はなかなか出てこないですね。公平という概念も余り使わないですね。

小塩 法の下での平等という概念がありますね。そのときの平等というのは、例えば所得再分配とか、そこまで考えているのですか。それとも法律の適用に対しては全ての人が平等に扱われることを意味するだけなのでしょうか。

菊池 所得再分配は憲法25条の生存権との関係で議論される。あくまで基本的には権利の問題として。公正という概念を使うこともあります。あとは正義ですね。ただ、正義と言っても、手続的正義については、コストと関係なく、わりと使いやすいのです。もう1つは矯正的正義ですが、実体的にどういう配分が正義にかなっているかという議論はなかなか難しいですね。

小塩 産業医学、あるいは経営学の分野では組織的正義という概念がありますね。つまり、上司が部下をどこまで公平に扱っているかで、人々のメンタルヘルスや仕事満足感がどこまで影響されるかという研究はよくあります。正義というのは、経済学はあまり扱ってこなかったのですが、重要な概念ではないかと思います。みんなが、制度に納得して、この制度は大事だねと思って守るためのバックグラウンドになるのも、正義だと思います。

阿部 納得というのが重要なのですか。そこは社会学とか政治学の問題かと。

栃本 納得するかどうかということと言うと、社会学だとレジテマシー、正統性という概念をよく使うわけですね。正統性で政策の妥当性とかを議論することは往々にあり得べしです。ドイツの年金担当事が日本の年金改正について言ったことがあります。年金制度というのは長期にわたる国民との契約関係だから、財政がどうだとかによって変えるということは、到底ドイツではできない

と。日本では、比較的国民がそういうことをあまり意識しないのか、冷めているのか、それは正に国民の社会保障に対する信頼というか、国に対する信頼が非常に欠けている。正当性とか、そういう議論はもう少しあっても然るべきだと思います。

阿部 ちょっと一言、問題提起として皆様の御意見をお聞きしたいところがあります。『季刊社会保障研究』を運営している立場からすると、論文の政策的インプリケーションがちゃんと書いてあるかということを中心に重視します。しかし、やはりそこはどのdisciplineからの論文も一番弱いところで、結局政策的インプリケーションは最後のほうに書いてあって、このような問題をもっと検討すべきであろうみたいなことで終わってしまう政策提言がすごく多いのです。そこをもう少しリッチなものにしていくためには、一体どのような学問的な試みとか、個々の研究者が必要なのかという点を、是非御教示いただきたいと思います。

栃本 非常に頃合が難しいのですが、政策提言をあまり抽象度の高いものにしてしまうと使えないので、生煮えではないのですが、ある程度完璧加工済みにしない形での出し方をすることによって、行政の人とか研究者に考えてもらえるということがあります。

社会保障研究所には数か月海外研究できるという素晴らしい制度があったので、ドイツで介護保険の議論をし始めた頃、私はドイツの老人ホームに1か月住んでいたのです。そのときは、社会福祉のほうへ行くとは思わなかったのだけれども、老人ホームに実際に社会学者として住んでみようと思って住んでみた。そのなかで施設長から、「実は今、介護保険について、公私福祉連盟で議論している」といったお話を伺いました。ドイツに行く前に、社会扶助法、ドイツの生活保護みたいなもののコンメンタールを読んでいたら、介護給付金みたいなものがあった、それについて保険化の議論が書いてありました。そういうのからなるほどと思って、その後も各団体、州政府、行政官、政党の人たちなどと親しくなって、話を聞くということを行っていました。それでドイツにおける

介護保険の議論をまとめて、厚生省の方に渡して議論に供してもらうという形にしたのです。

その際、「ドイツの介護保険はこうこうこういう構想があるから、日本でこのようにしなければいけない」と書いてしまうと駄目なのです。そういう方が、私が最初に行ったんだということになるのですが（笑）、心得として、影の存在でよいと。むしろ資料というか分析を供するみたいな、レポートというか。ただ、そのレポートというのはかなり徹底しなければいけないから、ドイツでも、実は連邦介護法というのを考えていて、ドイツの生活保護制度は連邦支出はゼロだと。連邦に金を出させようというのが連邦介護法の提案であるとか、民間保険の強制化であるとか、日本でも議論がなかったわけではないのだけれども、年金式の介護保険法とか、医療保険との関係での介護保険法とか、いろいろなことを考えるのです（これについては『総合社会保障』という雑誌に書くことを萩島さんに指示されて1985年6月に「西ドイツにおける福祉サービスと介護保険の諸問題」を書いています）。老人介護政策に関するドイツでの議論、各党や各州、各団体の議論も分析して、それを基に日本もこれを作らなければいけないとまで書いてしまうと駄目だと思って、むしろ、子細なレポートを提供するということは、提言まで行かないのだけれども、参考になると私は思った。自己抑制的でないといけないのです。そういう意味では、提言という場合、いろいろあるのですが、ある部分でストップしておくということも必要だと思う。経済学とか法律学の領域であれば、分析の方法論とかが明確ですから、これは効果がないということをちゃんとと言えると思うのですが、制度論的なことで言うと、ある部分途中段階というか、「選択肢はこういうのがありました」とか、「これはこうこうこうだ」というところでとどめていたというのがありますね。

阿部 でも十分に役に立ったということですね。

栃本 はい。

阿部 尾形先生は政策の過程も御存じですが、どうですか。

尾形 後でまた『季刊社会保障研究』の話をされ

と思うので、そちらでまた議論したいと思いますが、阿部部長の御質問に対する答えとして申し上げておくと、先ほどおっしゃったように、学会では、どうしても学会の流行を追ってしまうところがあって、それは政策的な要請とのギャップが生ずる可能性が高いのだと思うのです。せっかく『季刊社会保障研究』を4号出しているのだとしたら、私は4号とも同じような編集方針にする必要はないのではないか、もっと多様性を持たせてもいいのではないかと思います。

例えば1つの試みとして、本当に具体的な政策提言が欲しいのであれば、ある号については具体的な問題提起をして、問題解決型の論文を募集するというのをやってもいいのではないのでしょうか。例えば、こういう課題について必ず触れてくださいと条件を付ける。4号全部でする必要は全然ないと思うのですが、ある問題が非常に重要で、本当に何か提言が欲しいというのであれば、そういう募集を掛けるのも一法です。その辺は編集方針で対応できる部分だという気がします。

阿部 小塩先生、菊池先生は、この点について何かありますか。

小塩 政策提言をしっかりとした論文を書かなければいけないというのは、私自身の課題でもあるのですが、注目される論文というのは、政策提言を明示的に書かなくても、こういう政策が必要なのか、こういう政策はちょっとまずいな、ということが自然に分かる論文ですね。我々はそういう論文を書かなければいけないと思うのです。

『季刊社会保障研究』にもそういう論文を載せるべきだと思いますが、どうしたらいいか。まず、「政策提言のある論文を期待します」と投稿要領に書いてもいいと思います。それから、ほかのジャーナルでもそうですが、政策的含意がきちんとあるかどうかを審査基準に置く。もう1つは、論文が受理されて、掲載が決まった段階で、著者に1パラグラフほどで「この論文には、このような政策的な意味があります」と宣伝をしてもらうことも可能かと思います。

同じような問題は、実は私が少し勉強している教育経済学でも言われることですが、「経済学者

は難しい計量分析をして結果を出すが、教育委員会とか学校レベルでは、皆さんの行った研究成果を実際の政策にどう反映させたいのか分からない」という批判があります。そこはやはり工夫しなければいけません。せっかくデータを苦労して集めて実証分析をしても、それがどのように政策に反映されるかを意識しないと研究としては不十分でしょう。『季刊社会保障研究』に載せる論文の場合も、できるだけ政策提言を盛り込むことを支援する仕掛けが必要ではないかと強く思います。

菊池 『季刊社会保障研究』のためにという議論ではないのですが、また法学関係の論文はそんなに多くないですし、全ての論文を読んでいるわけではないのですけれども、研究者個人の能力という問題はさしあたり措くとして、3つぐらい感じたことがあります。

1つは、ある程度キャリアを重ねてからどこかの分野に特化していくというのは必要でしょうが、印象としてはかなり若いうちから専門分野、狭い分野に特化していった、タコツボ的になっている面がありはしないか。全体を見ながら、その中で自分が何をやっているのか、自分がやっていることはどういう重要性を持っているのか、その判断ができていのかなのというのが1つです。社会保障と言っても広いわけですから、もう少し幅広く捉えて勉強する必要があるのではないかと。そこがきちんとできているのかというのは懸念されるところです。

2つ目は小塩先生から最後のほうにお話がありましたが、自分のやったことが現場、実社会においてどう反映され得るのか、自分がやっている研究の意味をきちんと踏まえて研究しているのかということです。どんなに純理論的な学問であっても、社会保障に関わる分野というのは、社会や実態や現場と全く無関係にやるのは余り考えられない。そこがインパクトの強さというところに、ひょっとして関わっているかもしれません。

3つ目はきわめて印象論ですが、流行が時々によって変わるという話を伺っていると、本当にその分野に愛着を感じて、自分はこれがやりたいと

愛情を持って取り組んでいるのだろうか。

阿部 研究者の姿勢として。

菊池 そうです。それも単なる1つの業績を重ねるための手段みたいな。ひょっとしてそういうのはありはしないかと。ここはただ、実証的にものを言っているわけではないので、飽くまで印象論ですけれども、そんなことをちょっと感じました。

阿部 皆さんのおっしゃっていることを聞いてみると、本当に大学教育から社会保障研究者を育て直さなければいけないという印象を持てきます。

栃本 大学教育ということと言うと、社会保障研究者だけでなく、大学教育そのものに課題があると思います。先ほどのリベラル・アーツもそうだし、いわゆる教養力とか自分で考える力がないと、業績と言っても自分のための業績にしかならない。学術的な貢献になり得るものか、社会的な貢献になり得るものか、という2つの部分が、私などは一番大切だと思います。若い研究者の中には自分の業績を作るだけの意識になってしまっていて、最初の出発点がそもそもないみたいな形の研究者がいないわけではないと思います。

もう1つは社会保障研究所のスタッフからすると、常に呪縛というところがあるんですが、政策に資することをしなければいけないみたいな呪文というか、そういうのがすごくあると思うのです。しかし、自律した研究者としてこの相克は自分を鍛えますから、漠然と大学で研究と教育をしているよりもはるかに緊張感のなかで研究できるし、内容も吟味したものになり、学会誌や学会発表レベルとは違ったものが求められる。例えば私が30年前、ドイツの介護保険についての最初の出発点の頃、その後ドイツの介護保険などについても議論をしている人が私に対して何と言ったかというところ、栃本さんの趣味だとか、ドイツで介護保険なんかできるはずがないじゃないかと言った人ばかりでした。余計なことですが、それがさっさと論文を書いて第一人者みたいになると驚いちゃいますね。本当の研究というのはそうではないのですよ。別に流行で研究なんかしませんよ。民間の研究所でも、先行投資というか、現在はものになるか分

からないが目利きと確信で投資しますよね。それが研究所では重要です。みんながやるからやるといような研究ではイノベーション・革新にはなりませんし、オリジンを持てません。後追いで、最近これが重要だからなどとやっているのは端から問題にならないのです。そういう意味では、根本のアルキメディアン・ポイントという碇をどこまで下げるかということがあるのだけど、その碇・アルキメディアン・ポイントが浅いと流されてしまっていて、全然駄目なのが実は政策研究なのです。正に流行を追ってみたいとする。アルキメディアン・ポイントが海中の一番底まで行っている人は、上の流れに流されません。それこそが本当の意味で政策に資するとか、結果的に政策に資するので、このテーマがあるからやってくれというのは、必ずしも政策に資するということではないと思うし、そのレベルの研究は、役人からすれば、政策に資するとは全然思えないということだと思います。

第2部 『季刊社会保障研究』に求められる役割と今後の方向性

阿部 『季刊社会保障研究』の編集方針の話を始めさせていただきたいと思います。『季刊社会保障研究』を50年やってきたわけですが、このまま延長していくべきなのか、これから違う方向性や何か新しいことをやっていくべきなのかといった、すごく大きな話もあります。編集的、実務的なことについて、先ほども幾つかいいアイデアをいただきましたけれども、そういう話も含めて議論を膨らませていきたいと思います。

私が今、担当部長として悩んでいることの1つは、例えば学際的なことをやると言っても、年金制度について法学者を1人入れて、経済学者を1人入れて、社会学者を1人入れてやる。そういうやり方でやるのがせいぜいで、実際そこでもいわず、次は法学特集、次は社会学特集みたいなアプローチになりがちです。

もう1つは、小塩先生も少し触れられています、方法論なのです。手法が各学問によってカッチと決まっているので、それを学際的に書く論文と

いうのは非常に難しくなる。例えば論文を査読者に出した場合、私たちはなるべく違う分野の査読者を選ぶようにしています。そうすると、判定がCとAというふうに全く分かれてしまうのです。1つの分野の先生がAと付けるのであれば、それはそれなりにいい論文だと思うのです。でも他の分野の先生からいってそれは許せないといったこともあるのです。こういう問題を、一体どうやって解決していけばいいのか。そういう話も含めてフリートークさせていただきたいと思います。

小塩 確かに、社会保障は学際的な研究テーマです。『季刊社会保障研究』が学際的な研究を進める役割を果たしていないのではないかというのが阿部さんの問題意識ですが、私はそれほど悲観的に考えなくていいのではないかと思います。経済学の人間に、法律の論文を書けと言っても、そんなの無理な話です。むしろ、ここでは、『季刊社会保障研究』の読者を想定していただきたい。図書館にこの雑誌のいろいろな号が並んでいますね。この号は経済学の人が書いているけれども、次の号は社会学の人、次は法学の人だと。他の領域の情報が簡単に手に入るわけです。こんなジャーナルは、ほかにはありません。例えば経済学のジャーナルに、法学者が論文を書いている。そんなことはあり得ない話です。ですから、『季刊社会保障研究』にいろいろな分野から書き手が参加しているというのは、もっと積極的に評価していいと思います。編集は大変ですが、読んでいこうから見れば非常に有り難いです。同じようなフォーマットで毎回出て、いろいろな分野の人が議論しているということ自体、学際的な研究として位置付けていいと思います。

阿部 ありがとうございます。

菊池 私は、『海外社会保障情報』の時代から編集委員を仰せ付けられ、その後、『季刊社会保障研究』に移って御役御免となりましたけれども、企画を年4回立てなければいけませんから、なかなか余裕を持って長期的に新しいテーマに取り組むことが難しい状況だなというのを、ひしひしと感じていました。特集にするに当たっての議論の蓄積というか、先ほど阿部さんがおっしゃった、法律か

ら1本、経済から1本みたいなことでなく、事前のすり合わせみたいなことがなされているのかどうかというあたりです。もうちょっと編集委員の先生方をうまく使って、要するにそれぞれ企画を立てられる能力のある先生方ばかりなので、そこで2年先とかを見据えて、社会保障の動きは早いですが、先ほどの話ではないですが、それが良いテーマかどうかというのがありますので。短期的に回していくものと、先を見越して編集委員の先生にお願いしてというのと区別してはいかがでしょうか。全部同じように毎回毎回やっていくと厳しいなという印象は受けていました。

阿部 尾形先生は、編集側としてもご尽力いただきましたが。

尾形 そうですね、御質問に対する直接の答えということではないのですが、そもそも『季刊社会保障研究』の基本的な位置付けをどう考えるのかという、少し大上段の議論から考えると、これは私の個人的な意見ですが、『季刊社会保障研究』というのは純然たる学会誌、ジャーナルではないのだと思います。各学問分野の最先端の論文というのは、それぞれの発表の場が内外にあるはずなので、そういう意味では、いわゆる学会のジャーナルではないというふうに思います。

では、どういうふうに位置付けるのかということですが、こういう整理ができないかと思っています。もう亡くなりましたが、政治学者の丸山眞男が「顕教と密教」という有名な議論をしていて、その枠組みで考えると、私は『季刊社会保障研究』の位置付けというのは顕教と密教を繋ぐレベルなのではないかと思っています。どういうことかと言うと、顕教密教論というのは最近あまり流行らないから御存じないかもしれませんが、戦前の明治憲法の下での天皇制をどういうふうに考えるかといったときに、少なくとも学界あるいは官界のレベルでは、天皇機関説というのは常識であった。そういう捉え方が当たり前のことでオーソドックスな理解です。ただし、それは密教だった。つまり一般の国民にはほとんど知らされていない。ごく限られたエリート集団の中だけで共有されてい

た概念です。一般の国民にとって天皇というのは現人神で御真影を拝んだりといった存在だった。それがいわゆる顕教、表に現れた教えということです。顕教と密教はものすごくギャップがあって、結局、顕教が密教を打倒してしまった。つまり天皇機関説事件というのがありましたね。それは密教が顕教から復讐されたというか、そういうふうに理解できるというのが丸山さんの有名な論文のテーマです。

社会保障でも顕教と密教があるのではないかと、最近、私は思うようになってきています。私の関わっている医療政策の分野で言うと、1つの例として申し上げますけれども、例えば平均在院日数を短くして医療費をコントロールする、医療費を適正化あるいは抑制するということが言われてきて、これは顕教だと私は思います。厚生労働省はずっとそう言ってきたし、少なくとも今、都道府県や国が医療費適正化計画というのを作っていますが、そこでは在院日数を短くすることが非常に重要なターゲットにされています。そういう意味でこれは顕教なのですが、専門家の間での密教では、平均在院日数を短くすると、医療費は増えるというのがむしろ常識です。

それは、ある意味で当たり前で、これは多分、経済学で言う他の条件を一定とするというのを誤って使ってしまった例ですが、在院日数を短くしてほかを一定にしておくということはできないのです。在院日数を短くするということは、1日当たりの単価が上がるという話なのです。例えば簡単な例で言うと、世界で最も在院日数の短い国の1つはアメリカですが、アメリカは世界で最も医療費を使っている。それに対して、日本は先進国で最も在院日数が長い国ですが、少なくとも今まではそんなに医療費は高くなかった。ですから、この議論で在院日数が長いと医療費が高いというのは顕教としてはそうですが、実は密教ではそうは思われていない。そこは大きなギャップがあると思います。最近、ようやくそのギャップが2025年モデルという形で出てきて、在院日数を短くするけれども、全体としてはお金が増えるのだということを初めて出した。その辺は、そう言っ

たら失礼ですが、これまでは国民を欺いた話をしていたといえる。

顕教と密教に非常に大きなギャップがあって、密教のレベルの話というのは、恐らくそれぞれの分野の専門誌などでは出ている話なのだと思いますが、それは多分伝わっていない。『季刊社会保障研究』のレベルというのは、その辺を睨んでいくのではないかな。最先端の論文というのはそれぞれの分野の専門誌に載っているはずなので、それを見ればいいだろうということです。しかし、そのギャップというのは結構長く続く。特に医療の分野だとそういうことが非常に多いように思います。

栃本 本当によく分かるのです。なぜかと言うと、私は日経新聞の夕刊に何人かで13か月連載したのですが、その名称は「福祉ざっくばらん」と言うのです。なぜ「福祉ざっくばらん」かと言うと、実は福祉の領域でも世間で言われていることや、世間向けの説明、一般的理解は、役所的には全然違うことが多いのです。ジャーナリストや審議会委員の先生方の説明というのは、対外的にはいかにも分かりいいというか、ないしは分かりにくい説明をしているけれども、そんな役所の中の人にはこれっぽっちも本当は考えていない。中にはそれを本当に信じ込んでしまって、本当にそうってしまったみたいになるのですが、もともと考えている人は全然そうではない。そのギャップというか、それが顕教と密教の部分だと思うのです。先ほど菊池先生が、若手の研究者は少し行ったり来たりしたほうがいいというのは、ある意味で顕教と密教の両方に通じることになるわけですね。

そういう意味で、『季刊社会保障研究』がそういうことをするのはとても重要ですが、問題は、編集幹事が顕教しか知らないというか、顕教を軸にして分析しているから役に立たないのではないかなと言われるわけです。役に立たないのではないかなというのは全く敏感に反応する必要は本当はない。その上でなのですが、厚労省に近く、密教についてのところが少しでも分かっていたら編集方針が全然違うわけです。

阿部 私たちには、密教は明らかにされていないですね。そこは遠いです。たかが数百メートルでも。

栃本 そこら辺は、研究者として肉迫すればいい。

尾形 それは多分2つあって、密教というのは正に役人の中だけでしか共有されていない部分もあるかもしれないけれども、そうでない部分も結構あります。例えば、先端的な論文などで明らかになっていることが、伝わっていないということもたくさんあります。医療の分野で言うと、相変わらず高齢化が医療費増加の主因だといった議論がされている。これは20年ぐらい前にニューハウスの論文などで、一番の要因は技術進歩だというのが明らかにされているはずなのですが、相変わらず日本では高齢化が最大の要因という議論がされているわけです。それは別に役所が隠しているという話ではないと思います。

阿部 なるほど。小塩先生、どうぞ。

小塩 先ほど、『季刊社会保障研究』が、いろいろな分野の研究者が執筆する、非常に珍しい雑誌であると申し上げましたが、その特徴をもっと利用することはできないかなと思います。1つは、ちょっと安直かもしれませんが、このように分野の違う研究者が集まって1つのテーマで座談会を行う。論文を読むよりも座談会を読むほうが楽ですから、ほかの分野の状況を知るには手っ取り早い方法だろうと思います。

もう1つ、もうちょっとがっちりした仕組みとしては、特集論文は2本か3本に絞って、もちろん経済学者には経済学のアプローチで書いてくださいと言えいいのですが、そのコメント的な論文を1ページぐらいで違う分野の先生に書いていただく。もし紙面に余裕があったらそのリジョインダー、リプライを執筆者に書いていただく。そういうことなら可能ではないかと思えます。経済学者に社会学の論文を書けというのは無理ですが、経済学者でも社会学の論文は頑張ったら読めます。ですから、「読んだけれども、経済学ではここは理解できない」とか、「ここは反論したい」という気持ちは少なからず皆さん持っていると思う。それを書いてもらったらいいと思います。そ

んなに大きな論文を書かなくてもいい。ちょっとしたコメントを書いていただく。また、それに執筆者が答える。異文化交流とかinterdisciplinaryとまでは言えないかもしれないけれど、非常に手っ取り早い形で今の枠組みをもっと利用することができます。

阿部 4本に1本ぐらい、そういうふうになっていいかもしれませんね。

小塩 そういう仕組みは考えていいのではないかと思います。

尾形 私は全くそれに賛成です。経済学者の間では、少人数のカンファレンス形式の会合がよく開かれますが、それと組み合わせるという手があるのではないかと思います。一定のテーマを決めて、論文発表してコメントし、また反論するというのも含めてカンファレンスの形式でやって、それに座談会を加えてもいいと思います。かつては経済学者だけの社会保障カンファレンスというのをやったのですが、これをinterdisciplinaryというか、いろいろな分野の人に入ってもらってやる。それは是非提案したいと思います。

栃本 私からの提案は、いま依頼して「半年後に書いてください」という形とは別に、定期寄稿者に自由に書いてもらう。1年に1回でもいいのですが、その人が常に自分で考えて自分本来のテーマで、なおかつ熟成されたものを書いてもらう。定期寄稿者で知の巨人だったら、気になることを四六時中考えていて、それに基づいて自分でやってみたいするわけです。自由に勝手なことを書くという意味でなく、要するに普段考えていることで出来上がったものがあると、だいぶ違うというのが1つです。

もう1つは、こういうアカデミズムの部分で幾つか研究があった場合に、解決策は異なったとしても認識はほとんど同じみたいなことは結構ありますね。表面的に見ると、この人は厚労省に反対する人だけれども、認識はほとんど同じみたいなことがある。そういうことがあるので、異説、異論の人たちもきちっと載せないといけないと思います。その上で、論文を書いた人に会わせて座談会をする。そうすると、「この論文のインプリケー

ションはこうだ」とか、「あなたはこう言っているけれどもこの部分は共通だ」とか、そういう解題みたいなものになる。論文が完成品として単に載っているというだけでなく。

阿部 先ほどの小塩先生のおっしゃったことですな。

栃本 そうそう、そういう形になる。もう1つは、例えば政策のフロンティアみたいなものというのは、編集幹事とかその人たちのアンテナと力量が明確に出る。それがないと本当は社会政策の研究者は務まらないと思う。それは別に政策に資する研究ばかりやるという意味でなく、その上で基礎研究をするということと言うと、こういう研究所の研究員は大学の先生よりも遥かに大変なのです。その自覚を持ってやっていただくと同時に、そういう観点からすれば政策のフロンティアみたいな1年先の部分をやってもらう。

もう1つ重要なのは、料理屋でメニューはあるけれども雪が降ったからこの野菜はないとかありますね。社会保障の領域だとメニューがきちとあって、特集のテーマや政策フロンティアとは別に、定番だけど現在は欠になっていますみたいなね。そういう項目も、先ほどの定期寄稿者とは違う意味ですが、あったほうが良いと思う。

阿部 菊池先生、お願いします。

菊池 論文本体ではないですけども、「研究の窓」というのがありますね。去年、私も頼まれて、特集の枕みたいな話で簡単に書きましたけれども、そういうのが必要かどうか。そうではなくて、例えば4ページぐらいで、それこそ巨人ではないですが、大御所の先生方に学問的な方法論の話を書いていただくと結構みんな読むのではないかな。特集の趣旨みたいなものは誰も読まないだろうなと思いながら書いていました。

阿部 そうですね。

栃本 あと、最近は国の役人はどのくらい書いているのですか。

阿部 ほとんど書いていないです。お願いしていないですね。

栃本 なぜですか。

阿部 それは『季刊社会保障研究』が非常に経済

学に偏ってきて、データを使うような論文がよいという風潮になってきてしまったからだと思います。ですから、なかなかそれ以外のdisciplineの方をお願いするのは、社会学や法学の特集でもない限りというのが出てきていると思います。

栃本 それは残念だと思います。社会保障研究所という、いろいろな血が合わさって異化作用というか、あと先ほどのtransdisciplinaryのような部門をやろうとしたら、経済学のすごい研究者から見たら「これは」とか、あと領域が違うからこの意味があるのかなと思うかもしれないけれども、行政官に書いてもらうというのはとても大切です。

菊池 学術的な知識を持っていない人に書いてもらうというのは、学術雑誌としてはいかがなものかと、そういう意識はありませんか。

阿部 そうですね。それでも非常に面白いことを書いてくだされば、それなりに意義はあると思います。海外に出られた1等書記官の方に海外の情報を書いてもらうことはありますが、日本の制度のことについて日本にいる方に書いてもらうことは、今はまずないですね。非常に少ないです。

小塩 例えば、財務省だったら『フィナンシャル・レビュー』があり、内閣府には『経済分析』がある。『フィナンシャル・レビュー』は査読雑誌ではないですが、財務省の広報誌ではない。ちゃんと学術的価値のある論文を載せているのですが、厚労省はそういう雑誌を持っているのですか。

菊池 『週刊社会保障』とか『社会保険旬報』とか、しかも何とか研究会という名前を付けて匿名で書くのです。

尾形 多分、『季刊社会保障研究』は読まれていないと思っている。だから『週刊社会保障』とか『社会保険旬報』のほうに書く。もちろん向こうのほう書きやすいということはあるのですが、それだけでなく、広く読ませたいという意識もあるのではないかと思います。少なくとも役人とか政策決定に関わるような人は、『季刊社会保障研究』に書いても多分読まない。

阿部 読みたいと思われるような雑誌にしなければいけないのですよね。

尾形 例えば、さっきのカンファレンスみたいなところでコメンテーターとして呼ぶとか、いろいろなやり方があるのではないのでしょうか。

阿部 そうですね、コメントはできる。

栃本 顕教密教をそのまま社会保障研究で1つの論文というのは難しいので、むしろ座談会とかカンファレンスの場合は可能なわけです。

阿部 本当にいろいろなアイデアが出て私もびっくりしています。少しでも前進させていきたいと思います。今日は本当に長い間、どうもありがとうございました。

注

1) 小山路男編著『福祉国家の生成と変容』(光風館, 1983年)

(おがた・ひろや 東京大学政策ビジョン研究センター
特任教授)

(おしお・たかし 一橋大学経済研究所 教授)

(きくち・よしみ 早稲田大学法学学術院 教授)

(とちもと・いちさぶろう 上智大学総合人間科学部
教授)

(あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部長)

『季刊社会保障研究』50周年に寄せて

阿 藤 誠

「季刊社会保障研究」が50周年を迎えたとのこと、大変喜ばしい限りである。国民生活にとって社会保障の重要性が年々高まり、社会保障への政治的・社会的関心が年々強まってくるなかで、社会保障の制度設計、制度の効果的・効率的運営、制度の評価・見直しを行うためには、誰もが納得する学問的エビデンスが必要となる。本誌が半世紀にわたり、社会保障の全体像ならびに個別分野について、質の高い理論的かつ実証的研究成果を提供し続けてきたことは大いに誇るに足る。

人口学が専門であったこともあり、筆者が本誌に直接関係したのは「研究の窓」のコーナーへの2度の執筆機会のみである（「人口と社会保障」（2000年6月号）と「家族の変容と社会政策」（2005年9月号））。したがって、本誌に殊更に注文をつける立場にないが、折角の機会なので、1点のみ要望しておきたい。それは、人口問題、とりわけ少子化問題に関連するトピックをもう少し定期的に取り上げてほしいという点である。

確かに、本誌においても、少子化が急激に進行し「1.57ショック」が流行語となった1990年前後から、少子化問題に関わる子育て支援（政府は少子化対策と呼ぶ）絡みのテーマ（少子化、家族、子ども）が特集として取り上げられるようになったが、2008年以降は皆無である。

長い間、社会保障制度をめぐる議論の中心は年金、医療（介護）であり、子育て支援は生活保護、障害、失業等とともに「その他」として一括りにされて扱われてきた。しかしながら、少子化の影響が一段と深刻となり、人口減少時代に突入して以降、子育て支援は社会保障制度の中でも位置づけが変わってきているように見える。2008年に出された社会保障国民会議の報告書の目次構成は、

年金・雇用、医療・介護、少子化対策の順であった。しかしながら、昨年まとめられた社会保障制度改革国民会議の最終報告では少子化対策がトップに置かれ、医療・介護、年金がそれに続く形に変わった。順番の違いは政策課題の緊急性・重要性の認識の違いを反映したものであり、少子化が緩和され人口変動の方向性が変化しない限り、社会保障制度を含めた国家百年の計は立てようがないとの認識が強まったことの表れと解される。

本誌が、子ども・子育て支援の問題を学際的に幅広い見地から取り上げるとともに、現実に進められている子育て支援策の政策評価に資する研究を積極的に取り上げることが期待したい。

（あとう・まこと 厚生労働統計協会会長）
（国立社会保障・人口問題研究所 名誉所長）

50周年記念を経て『季刊 社会保障研究』の更なる発展を期待する

京 極 高 宣

『季刊社会保障研究』と私とのかかわりは、当初余り濃くはないものの、4半世紀以上前から結構古い。ちなみに旧社保研時代に「受益者負担」に関するシンポジウムや母子福祉研究、社会保障の産業連関分析などで参加した記憶がある。ただし職務として濃厚にかかわったのは何と言っても、私が2005年4月から社人研所長に就任してからのことで、編集委員長としての5年間である。

さて、従来の我が国の社会保障研究においては、社会保障制度審議会（会長＝大内兵衛）の昭和25年勧告の影響が良くも悪くもきわめて強かった。それに対して、私は社会福祉の狭い分野の研究活動に足を踏み出した初めの頃（1970年代後半以降）から私は強い不信をもっていた。そもそもアメリカ社会保障法（Social Security Act, 1935）に由来する「社会保障」概念は、いわゆる個人保障や企業保障と並ぶ社会による国民生活の保障という意味では決してなく、国家安全保障（national security）に対抗する社会の安全保障（social security）が原意であろう。しかもsecurityは「安寧」などの訳を経て「保障」と定訳が決まっただけから、日本語の「保障」は曖昧かつ多様であった。「補償」（compensation）や「保証」（guarantee）や「維持」（maintenance）などの意味を含んでいる。ちなみに英語では所得保障は「所得維持」（income maintenance）、医療保障は「医療ケア」（medical care）、「社会福祉」は「福祉サービス」（social welfare services、又はpersonal social services）などである。また25年勧告は、当時の時代状況を反映し国家責任が強く意識され、自立支援や社会連帯の観点が弱かった。しかも社会保険の手段としての社会保障、社会扶助（公的扶助を含む）の区別と社会保障の分野としての年金・医療・福祉

などとの区別が混同されていたふしがあった。

いずれにしても従来の伝統を継承して、私が社人研所長に就任した頃は、いわゆる小泉・竹中路線による社会保障叩きが学界やマスコミ界などで一世を風靡していた。社人研の研究スタッフにも外部の研究協力者の一部にも、そうしたキラいが全くなくなかった。社会保障を財政的に狭く捉え、社会の安全保障（social security）という捉え方でなく、日本経済の足を引っ張っているなどの風潮を呼んでいた。

そこで私個人としても一大奮起して『社会保障は日本経済の足を引っ張っているか』（2006年、時事通信社）、『社会保障と日本経済』（慶応大学出版会、2007年）、『〔研究ノート〕新しい社会保障の理論を求めて』（社会保険研究所、2008年）なども出版した次第である。

しながら、私どもの地道な研究所活動の中で、そうした時代風潮に必ずしも捉われることなく、例えば社会保障の国際比較研究といった研究課題などの重要性にも気づかせていただいた。その成果が今夏、私と西村周三・金子能宏両氏との共編で『社会保障の国際比較研究』（ミネルヴァ書房、2014年6月～7月予定）で出版される。こうしたことも『海外社会保障研究』と並んで『季刊社会保障研究』の輝かしい業績の積み重ねによるところがきわめて大きかった。今回の季刊社会保障研究50周年記念号を契機に両研究誌を棲み分けつつ、可能な連携も時には行い、我が国唯一の社会保障研究の専門誌として、学際的かつ国際的な視野をもち、21世紀前半に理論及び実証の両面で、大きく飛躍していくことを強く期待している。

（きょうごく・たかのぶ 社会福祉法人 浴風会 理事長）

（国立社会保障・人口問題研究所 名誉所長）

『季刊社会保障研究』と私

堀 勝 洋

まず、『季刊社会保障研究』が50周年を迎えられたことに對し、お祝いを申し上げます。本誌は、社会保障に関する我が国唯一の総合的な研究誌として、半世紀の間そのクオリティを保ってこれたことは、驚嘆に値すると思っています。

私は1980年から1994年の約14年間、当時の社会保障研究所に在籍しました。最初は、同研究所が発行していた『海外社会保障情報』（現在の『海外社会保障研究』）の編集幹事になりました。その後調査部長、次いで研究部長になった後は、職責上、『季刊社会保障研究』の編集幹事又は編集委員になったと記憶しています。私は同誌の編集の実務に携わった記憶はあまりなく、むしろ同誌から学び、かつ、同誌に論文などを執筆することの方が多かったような気がします。

1985年に、『季刊社会保障研究』第1巻～第20巻の総索引が、社会保障研究所から発行されました。この総索引から、それぞれの時代の社会保障の動向や課題がよくわかりました。現在は国立社会保障・人口問題研究所のホームページに総索引が掲載されていますが、この総索引から特定の研究のために読むべき論文を選択することがよくあります。

一時期特定の学問分野の論文が多く掲載されたと感じたことがありますが、近年は各政策分野や各学問分野がおおむねバランスよく取り上げられていると思います。ただし、私が専門とする法学（社会保障法学）関係の論文が、過去も現在も少ないように思います。毎号「社会保障法判例」が掲載されて大変参考になりますが、論文として又は特集テーマとして社会保障法学関係の論文をもっと載せていただければと思っています。

なお、書評欄に取り上げる書籍は、どのような

基準で選択されているのかよくわからないことがあります。社会保障関連の書籍の中から優れたものを選択するというのが、本来の姿であると思うのですが、果たしてそのようにされているのかと思うときがあります。優れたものを選択することが非常に難しいことは承知していますが、読者としてはやはり優れた書籍の書評を読みたいという希望があります。

最後に、『季刊社会保障研究』が、社会保障の全分野をカバーするquality paperとして、今後ともその役割を担っていかれることを願ってやみません。

（ほり・かつひろ 上智大学名誉教授）
（元社会保障研究所 主任研究員）

季刊社会保障研究に寄せて：過去・将来

府 川 哲 夫

私は社人研が発足した1996年12月から2010年3月まで社人研に在籍した。本稿では、過去の体験を振り返りながら、社人研及び季刊社会保障研究の将来を展望したい。

社人研が発行している2つの学術誌、季刊社会保障研究(「季刊」と略称)と海外社会保障研究(「海外」と略称)、には①編集委員会と編集幹事会の関係、②掲載ジャンル及びスクリーニングの方法、③発行頻度・発行媒体、などに関する問題点が指摘されていた。

私の在籍中に季刊・海外の見直しは、2004年と2007年にその気運が高まった。2004年6月には所内研究者による「季刊・海外の見直しに関するタスクフォース」レポートが提出された。同レポートが提案した「当面の対策」3点(Call for papersの実施、Discussion Paperの社人研ホームページへの掲載、合同幹事会の開催)は実施に移されたが、同レポートの主要部分の検討は先送りされた。

2007年には再び季刊・海外の見直しが議論された。特に次のような問題意識があったが、その際も有効な解決策に至らなかった。

- ・編集委員会と編集幹事会との役割分担が不明確なまま、特集号の編集が進んでいる。

- ・国内外の社会保障研究の動向や政策研究のニーズ等をタイムリーに取り入れる体制になっていない。

- ・特集のテーマ選び、依頼論文の選定、所内研究員の論文掲載、に関してクオリティ確保のための枠組みが十分ではない。

- ・客観的なレフェリー基準がない。

季刊・海外は、日本の社会保障研究の交流の場(Forum)を提供する1つの仕組みとして社人研の重要な資産である。そのため、従来からの「学

術誌」としての評価をさらに高める様々な工夫を積み重ねていくことが望まれる。政策研究に関しては、a) 研究所は役所風に運営してはいけない；b) 研究所は本省と対等の立場で議論しなければならない；c) 当座の役に立つ研究成果はなくても、長い目でみて行政が無視できない研究を提供するのが研究所の使命である、という2000年3月の塩野谷所長(当時)の言葉が忘れられない。その後、研究評価委員からも政策への発信が不足しているという指摘を何度も受け、苦い思いをした。

社人研の将来に向けた指針としては、2003年11月の評議員会での塩野谷元所長の発言「他の研究機関(内外)との連携や研究推進のためのInnovationに積極的に取り組み、研究所の価値を高めるための活動を組織的に行う必要がある」が今でも有効であろう。この関連で1つ具体的な提案をしたい。厚生労働省の政策研究機関としての立場で、社人研が大学・大学院の学生を流動研究員として受け入れ、彼らに厚生労働省の各種データを利用する機会を与えたらどうか(もちろん、データ・セキュリティに関する全ての手続きを踏んだ上で)。これによってデータの有効活用が進み、彼らが季刊に投稿すれば、追加的な研究費を使わずに社会保障研究が活性化されると思う。

(ふかわ・てつお 福祉未来研究所代表)

(元国立社会保障・人口問題研究所
社会保障基礎理論研究部長)

投稿（論文）

育児休業制度が結婚に及ぼす影響

佐藤 一磨

本稿の目的は、『消費生活に関するパネル調査』を用い、育児休業制度が女性の結婚を促進するかどうかを検証することである。分析の結果、次の2点が明らかになった。1点目は、正規雇用と非正規雇用の雇用就業で働く女性を分析した場合、結婚意欲と観察できない個人属性を同時にコントロールすると、育児休業制度は結婚の意思決定に影響を及ぼさないことがわかった。2点目は、正規雇用で働く女性のみを分析した場合、結婚意欲と観察できない個人属性を同時にコントロールしても、育児休業制度が結婚の意思決定を促進していることがわかった。これは、正規雇用で働く女性ほど結婚、出産後も継続就業する意思が強く、離職による機会費用も高いため、育児休業制度による効果が大きいためだと考えられる。

Ⅰ 問題意識

少子化が我が国の政策課題になって久しく、この問題に対応するためにさまざまな対応がなされてきた。また、これと同時に少子化に対する研究も蓄積されてきた。このような少子化に関する研究の多くは、女性の出産行動及び出産後の女性の継続就業に影響を及ぼす要因について分析している。しかし、合計特殊出生率の変化率に着目すると、出産のみならず、結婚行動が大きな影響を及ぼしている可能性がある。実際、岩澤(2002)は、少子化の要因について、晩婚化・非婚化が約7割を、有配偶者の出生減少が約3割を説明すると指摘している。このように少子化の問題を考える場合、出産のみならず、結婚行動にも注意を払うことが

重要となる。

そこで、本研究では結婚行動に焦点をあてる。経済学において結婚に関する意思決定は、これに伴って発生する便益と費用を比較することによって行われると考えられている(Becker,1991)。ここでの便益とは配偶者の所得、資産といった経済的な面や結婚による安らぎなど心理的な面も含んでいる。また、費用には結婚による時間的束縛や仕事を辞めざるをえない場合などはそれによって失う所得なども含まれることとなる。この両者を比較し、もし結婚による便益が費用を上回れば、結婚が行われることとなる。

我が国の場合、結婚の費用に結婚後の出産・育児によって発生する機会費用も含まれている可能性があることが滋野・大日(1998)で指摘されている。日本ではほとんどの場合、出産は結婚を経て行われるため、結婚の意思決定を行う時点で将来の出産・育児が想定される可能性が高い。この点は字南山(2009)のp3でも「結婚と出産はもとも別の意思決定であるが、日本の現状では実質的に一体とみなすことが適切である」と指摘されている。また、これに伴って出産時に継続就業するかどうかの問題も考慮される可能性がある。もし、出産及びそれに伴う離職によって発生する機会費用が大きい場合、結婚を思いとどまらせる効果があると考えられる。実際、西村(2003)によれば、わが国の女性の出産による機会費用はかなり高いことが指摘されており、これが結婚の意思決定に影響を及ぼしている可能性が高い。

この場合、出産・育児による機会費用を減少させることが可能となれば、結婚の意思決定を促進

することができる。この出産・育児による機会費用を減少させ、仕事と家庭の両立を促進するものとして育児休業制度があげられる。この制度の利用によって、出産退職せずに同一企業で継続就業が可能となるため、出産による機会費用が減少すると考えられる。また、育児休業給付金制度や休業期間中の社会保険料が免除されるなど所得保障の面でも制度の整備が進んでおり、出産による直接的な費用も減少させることが可能となっている。このように育児休業制度の利用によって出産による機会費用及び直接費用が減少すると考えられるため、結婚の意思決定を促進する効果があると考えられる。

そこで、本稿では本当に育児休業制度が女性の結婚を促進するのかどうかを検証する。この点を検証することは、両立支援策の効果が仕事と家庭生活の調和を図るだけでなく、結婚の意思決定にも影響を及ぼしているのかどうかを検証することにつながる。両立支援策の多くは結婚促進を目的としているものは少ないと考えられるが、現在のように出産が結婚を必要条件としている場合、結婚自体を促進する効果がある可能性が考えられる。もし、本当に制度に効果があれば、さらに両立支援策を推し進める根拠となるため、政策的にも研究意義が大きいと言える。

本稿の構成は次のとおりである。第2節では先行研究を概観し、本稿の位置づけを確認する。第3節では分析の枠組みについて説明し、第4節ではデータについて述べる。第5節では推計手法を説明し、第6節で推計結果について述べていく。最後の第7節では本稿の結論及び今後の研究課題について言及する。

Ⅱ 先行研究

我が国では結婚についてさまざまな研究の蓄積がある。例えば、樋口・阿部（1999）は、結婚の意思決定に影響を及ぼす要因について分析している。分析の結果、学歴や時間当たり賃金率が高い女性ほど、結婚するのが遅くなることがわかった。また、卒業時失業率が高く、学卒時の雇用情勢が

悪化していた女性ほど結婚が早く、各時点における失業率が高いほど結婚が遅れることを明らかにした。Sakai（2009）は結婚の意思決定や結婚意欲と所得の関係を分析している。分析の結果、所得水準が高いほど結婚のタイミングが遅れるが、所得は結婚意欲に影響を及ぼしていないことを明らかにした。

滋野・松浦（2003）、酒井・樋口（2005）、水落（2006）、福田（2012）、三好（2013）の研究は結婚と就業の関係を分析している。滋野・松浦（2003）は、結婚と就業の同時性を考慮したバイバリエット・プロビットモデルの推計を行った結果、結婚と継続就業はトレードオフの関係にあること、そして、高学歴女性ほど結婚確率が低下することを明らかにした。酒井・樋口（2005）、水落（2006）では学卒時の就業状況がその後の結婚に及ぼす影響を分析している。酒井・樋口（2005）は、学卒後のフリーター経験が男女両方の結婚時期を遅らせることを明らかにした。これに対して水落（2006）は、男性、女性ともに初職がパート・アルバイトであることがその後の結婚時期には影響を及ぼさないが、男性の場合、初職が正規雇用であるほど結婚時期が早くなることを明らかにした。また、福田（2012）は、女性の賃金・稼得能力と結婚の関係をコーホートごとに分析しており、近年のコーホートになるほど賃金・稼得能力の高い女性が結婚する傾向にあることを明らかにした。三好（2013）は、男女の所得と結婚の関係を分析しており、近年の未婚化の主な原因には労働市場の需給状況の悪化による若年層の非正規雇用化があることを指摘している。

次に結婚と育児休業制度の関係について分析した研究に樋口（1994）、滋野・大日（1998）、戸田（2012）、山口（2013）がある。樋口（1994）は1987年の『就業構造基本調査』を用い、分析対象の女性が勤務する企業が属する産業の育児休業制度実施事業所割合がその女性の婚姻状態に及ぼす影響について分析している。分析の結果、育児休業制度実施事業所割合が高いほど女性の有配偶確率が高いことがわかった。ただし、この分析では分析対象となっている女性が結婚の意思決定を行

う時点において勤務先企業に育児休業制度があったかどうかを考慮することができていないため、その結果を解釈するには注意が必要となる。滋野・大日（1998）は『消費生活に関するパネル調査』を用い、勤務先企業の育児休業制度の有無と未婚者の結婚確率の関係について分析している。分析の結果、勤務先企業に育児休業制度があることは、結婚を促進する効果はないが、同一勤務先における継続就業を促す傾向にあることがわかった。ただし、この分析ではデータの期間が短く、十分な新婚サンプルが確保できないという問題点や結婚意欲といった要因をコントロールできていないという課題がある。戸田（2012）は、厚生労働省『21世紀成年者縦断調査』を用い、企業における両立支援策が結婚や出産に及ぼす影響を分析している。分析の結果、育児休業制度、子どもの看護制度、事業所内託児所といった制度が結婚のタイミングを早めることがわかった。この分析では結婚への意欲をコントロールしているため、より適切に育児休業制度が結婚に及ぼす影響を検証できていると言える。しかし、観察できない個人属性が結婚の意思決定に及ぼす影響については考慮していない。山口（2013）はOECD諸国のクロスカントリーデータを用い、合計初婚率¹⁾とワーク・ライフ・バランス指標の関係を分析している。分析の結果、育児休業や保育所・託児所の充実といった「仕事と育児の両立度」の高い国ほど初婚率が高くなることを明らかにした。これら以外の研究に、直接育児休業制度が結婚に及ぼす影響を検証したわけではないが、保育所と結婚の関係を分析した研究に宇南山（2009）がある。宇南山（2009）は、非婚化が進展する原因の一つに結婚による女性の賃金水準の低下があると指摘している。未婚のままであれば正規雇用で継続就業が可能となるものの、結婚した場合、仕事と家庭の両立を図るために賃金水準の低い非正規雇用で就業せざるをえない場合が多い。これが非婚化の進展の原因の1つであると指摘し、この問題を解決するためには保育所の整備によって結婚後でも正規雇用で働き続けられる環境を整えることが重要だと指摘している。

以上、結婚に関連する先行研究について概観してきた。育児休業制度が結婚に及ぼす影響については研究が徐々に蓄積されつつあるものの、いくつかの課題が残っている。本稿ではそれらの点を考慮した上で再度結婚と育児休業制度の関係について分析する。

Ⅲ 分析の枠組み

Becker（1991）で提示されているように、経済学において結婚の意思決定は、これに伴って発生する便益と費用の比較によって行われると考えている。この両者を比較し、もし結婚による便益が費用を上回れば、結婚が行われることとなる。ここで女性が結婚後の状況も考慮したうえで結婚の意思決定を行う場合、育児休業制度は結婚による費用を減少させる形で影響を及ぼす。この費用の減少が大きい場合、育児休業制度によって結婚が促進されると考えられる²⁾。ただし、実際に分析を行い、育児休業制度が結婚を促進するといった結果を得た場合でも、その解釈には注意が必要となる。なぜならば、育児休業制度と結婚の意思決定の間にはさまざまな要因が影響を及ぼしており、疑似相関の恐れがあるためである。本稿では特に、次の3つの要因に注意して分析する。

1点目は、結婚に対する意欲である。もし、結婚に対する意欲が結婚の意思決定と勤務先の企業の育児休業制度の有無に正の影響を及ぼしていた場合、推計結果に上方バイアスが発生する恐れがある。結婚に対する意欲が高い女性ほど、熱心に結婚相手をサーチすると考えられるため、結婚確率が上昇すると考えられる。また、結婚に対する意欲が高い女性ほど、結婚や出産後のことも考慮し、育児休業制度を初めとした就業支援策が豊富な企業に勤務している可能性がある。このため、育児休業制度が結婚に及ぼす影響は、結婚意欲による影響も含んでいる可能性があり、より過大に推計されてしまう可能性がある。

2点目は、観察できない個人属性である。結婚の意思決定にはさまざまな要因が影響を及ぼすと考えられ、実際に使用できる変数以外の要因も存在

している可能性がある。例えば、子どもに対する選好といった要因も結婚の意思決定に影響を及ぼしている可能性がある³⁾。これらの要因を考慮しなかった場合、育児休業制度が結婚に及ぼす影響を適切に検証できない恐れがある。

3点目は、雇用形態の違いである。今回の分析では雇用就業者を分析対象とするが、正規雇用就業者と非正規雇用就業者では結婚、出産後の就業継続に対する意向が異なっていると考えられる。非正規と比較して、結婚前に正規雇用で働いている女性ほど結婚、出産後も就業継続する意向が強い可能性があるだけでなく、実際に育児休業制度を利用可能な場合が多い⁴⁾ (阿部, 2005)。このため、正規雇用で働く女性ほど、育児休業制度による結婚後の費用の減少が大きくなるため、育児休業制度の結婚促進効果が強く観察される可能性がある。

以上の3点を考慮することで、育児休業制度が結婚に及ぼす影響を適切に検証できると考えられる。本稿ではこれら3点に対して、次のような形で対処していく。1点目については戸田 (2012) と同様に、結婚に対する意欲のダミー変数を用いてコントロールする。2点目については観察できない個人属性を考慮できるパネル推計を使用する。3点目については分析対象サンプルを雇用就業者と正規雇用就業者に分け、推計する。

Ⅳ データ

本稿で使用するのは1993年から2009年までの公益財団法人家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査 (以下、JPSC)」である。この調査は1993年に開始され、当時24-34歳であった1500人の若年女性を対象にしたパネル調査である。JPSCは1997年、2003年、2008年に新たにサンプルを追加しており、以下で1993年からのサンプルをコーホートA、1997年からのサンプルをコーホートB、2003年からのサンプルをコーホートC、そして2008年からのサンプルをコーホートDと呼ぶ。

この調査では勤務先の企業の育児休業制度の有

無に関する質問があるが、継続して同一の質問項目が利用可能となるのは1997年の第5回調査以降となる。このため、1997年から2009年までを分析期間とする。今回の分析では勤務企業に育児休業制度があるかどうか、そして、その制度が利用可能かどうかといった点が未婚女性の結婚の意思決定にどのような影響を及ぼすのかを分析するため、t-1期に未配偶、かつ雇用就業についていた女性にサンプルを限定している。

Ⅴ 推計手法

育児休業制度が結婚の意思決定に及ぼす影響を分析するため、次式の誘導型をロジットモデルで推計する。

$$y_{it}^* = \alpha PL_{it} + \gamma MI_{it} + x'_{it}\beta + \mu_i + \varepsilon_{it}$$

被説明変数の y_{it} は、t-1期に未婚であった女性がt期に結婚した場合に1、t期も未婚継続であった場合に0となるダミー変数である。

PL_{it} は育児休業制度に関するダミー変数であり、本稿で最も注目する変数である。育児休業制度ダミーは「あなたの勤めている会社等には「育児休業制度」がありますか」という質問に対して「会社等に制度があり、自分にも資格がある」と回答した場合に1となるダミー変数である。今回の分析では育児休業制度の存在の有無だけでなく、その制度が利用可能かどうかも考慮したダミー変数を使用する。これは、制度の存在のみでは結婚や出産の意思決定に影響を及ぼさず、その利用可能性が重要であると武石 (2011) や戸田 (2012) で指摘されているためである。

MI_{it} は結婚意欲ダミーである。結婚意欲ダミーは「消費生活に関するパネル調査」の未婚者質問票にある「結婚はしたいですか」という質問に対して「まもなく結婚することが決まっている」、「すぐにでもしたい」、「今はしたくないが、いずれはしたい」と回答した場合に1となるダミー変数である。結婚に対する意欲は結婚の意思決定に直接影響を及ぼすだけでなく、育児休業制度ダミーを

通じて間接的にも結婚の意思決定に影響を及ぼす可能性がある。この影響を結婚意欲ダミーを用い、コントロールする。なお、この結婚意欲ダミーについては、どの時点の値を使用すべきなのかといった点に注意が必要となる。本来であれば現在勤務している企業に入社する時点、もしくは入社前における結婚意欲ダミーを使用すべきところであるが、実際に利用可能なサンプルは少なかった。このため、次善の策として1期前の値を推計に使用している⁵⁾。

x_{it} は個人属性を示しており、学歴ダミー、年齢ダミー、勤続年数、勤労所得とその2乗項、正

規雇用ダミー、業種ダミー、企業規模ダミー、職種ダミー、市郡規模ダミー、コーホートダミー、年次ダミーを変数として使用する。これらの変数は主に女性の就業状態が結婚の意思決定に及ぼす影響をコントロールするために使用している。 μ_i は時間を通じて一定な観察できない個人属性を示し、 ε_{it} は誤差項を示す。

以上の変数を用い、育児休業制度が結婚の意思決定に影響を及ぼしているかどうかを検証する。なお、各説明変数と結婚の意思決定の因果関係を明確化するため、説明変数は全て1期前の値を使用する。

表1 基本統計量

変数	雇用就業者		正規雇用就業者	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
結婚ダミー	0.07344	0.26088	0.07685	0.26640
育児休業制度あり&利用可能ダミー	0.35344	0.47809	0.48011	0.49968
学歴ダミー				
中高卒	0.32825	0.46963	0.28421	0.45110
短大・専門学校卒	0.42201	0.49393	0.42043	0.49370
大卒・大学院卒	0.24974	0.43291	0.29536	0.45627
年齢ダミー				
20代	0.45333	0.49787	0.45871	0.49837
30代	0.43069	0.49522	0.42948	0.49508
40代	0.11598	0.32023	0.11181	0.31519
勤続年数	8.51302	6.62182	9.25588	6.76947
勤労所得	270.60950	134.49230	317.68470	122.29030
勤労所得の2乗項/100	913.13850	819.51070	1158.74000	834.10060
正規雇用ダミー	0.70222	0.45733	1.00000	0.00000
非正規雇用ダミー	0.29778	0.45733	0.00000	0.00000
業種ダミー				
農業・漁業・水産業	0.00741	0.08576	0.00784	0.08819
建設業	0.04804	0.21388	0.06359	0.24406
製造業	0.14857	0.35570	0.15130	0.35839
卸売・小売業	0.18561	0.38883	0.14738	0.35454
金融・保険・不動産業	0.09312	0.29063	0.11181	0.31519
運輸・通信業・電気・ガス・水道・熱供給業	0.04677	0.21117	0.04159	0.19968
サービス業	0.37757	0.48483	0.39602	0.48914
公務員	0.09164	0.28855	0.07896	0.26972
企業規模ダミー				
1-99人	0.42413	0.49426	0.39391	0.48869
100-999人	0.29439	0.45582	0.30681	0.46124
1000人以上	0.18624	0.38934	0.21790	0.41288
職種ダミー				
官公庁	0.09524	0.29357	0.08137	0.27345
管理職	0.00148	0.03847	0.00211	0.04589
専門職	0.00910	0.09497	0.00814	0.08985
技術職・技能・作業職	0.23132	0.42172	0.23810	0.42598
教員	0.07619	0.26533	0.07896	0.26972
事務職	0.47534	0.49944	0.52562	0.49942
販売サービス職	0.20656	0.40488	0.14708	0.35424
結婚意欲ダミー	0.65862	0.47422	0.69650	0.45984
市郡規模ダミー				
都区および政令指定都市	0.30011	0.45835	0.28421	0.45110
その他の市	0.57799	0.49393	0.58710	0.49243
町村・その他	0.12190	0.32721	0.12869	0.33491
コーホートダミー				
コーホートA	0.37228	0.48346	0.37161	0.48331
コーホートB	0.25820	0.43769	0.25919	0.43826
コーホートC	0.30667	0.46116	0.30259	0.45945
コーホートD	0.06286	0.24273	0.06661	0.24938
サンプルサイズ	4725		3318	

注1)：ここでの雇用就業者とは正規雇用就業者と非正規雇用就業者の合計を示している。

注2)：JPSC1997-JPSC2009から筆者作成。

分析では観察できない個人属性を考慮できる固定効果ロジットモデル及び変量効果ロジットモデルを使用する。樋口・阿部（1999）や戸田（2012）等の先行研究では、結婚や出産の意思決定をサバイバル分析や離散時間ロジットモデルで分析することが多いが、今回の分析では観察できない個人属性をコントロールすることを重視し、ロジットモデルを使用している。なお、分析では比較のためにプールドロジットモデルも使用する。プールドロジットモデルの推計結果と固定効果、変量効果ロジットモデルの推計結果を比較し、観察できない個人属性が結婚の意思決定にどのような影響を及ぼしているのかを確認する。また、今回は結婚意欲ダミーを使用した場合と使用しない場合の両方の推計を行う。この推計を行うことで、結婚意欲が育児休業制度の有無や結婚の意思決定に及ぼす影響を確認する。

表1は推計に使用した変数の基本統計量である。分析する際、雇用形態による育児休業制度の効果の違いを検証するため、雇用就業者と正規雇用就業者にサンプルを分けて推計する。このため、基本統計量も雇用就業者と正規雇用就業者のそれぞれの値を示している。

Ⅵ 推計結果

1 クロス集計から見た結婚意欲、育児休業制度と結婚の関係

本節ではクロス集計表を用い、結婚意欲、育児休業制度と結婚の関係を検証する。表2はt-1期の結婚意欲とt期の育児休業制度の有無の関係を見ている。この表から明らかとなっており、結婚への意欲がある女性ほど育児休業制度があり、かつ利用可能な形で就業している割合が高い傾向にある。

表2 t-1期の結婚への意欲とt期の育児休業制度の関係

結婚への意欲（t-1期）	育児休業制度（t期）		合計
	その他	制度あり&利用資格あり	
なし	1,197	549	1,746
%	68.56	31.44	100
あり	1,837	1,207	3,044
%	60.35	39.65	100
合計	3,034	1,756	4,790
%	63.34	36.66	100

注1)：分析対象は、t期に未婚状態にある雇用就業で働く女性。

注2)：JPSC1997-JPSC2009から筆者作成。

表3 t-1期の育児休業制度、結婚への意欲とt期の婚姻状態の関係

育児休業制度（t-1期）	婚姻状態（t期）		合計
	未婚継続	結婚	
その他	2,974	213	3,187
%	93.32	6.68	100
制度あり&利用資格あり	1,599	150	1,749
%	91.42	8.58	100
合計	4,573	363	4,936
%	92.65	7.35	100

結婚への意欲（t-1期）	婚姻状態（t期）		合計
	未婚継続	結婚	
なし	1,669	21	1,690
%	98.76	1.24	100
あり	2,904	342	3,246
%	89.46	10.54	100
合計	4,573	363	4,936
%	92.65	7.35	100

注1)：分析対象は、t-1期に未婚状態にある雇用就業で働く女性。

注2)：JPSC1997-JPSC2009から筆者作成。

結婚意欲の変数は企業への就職前の時点での変数となっていないため、解釈には注意が必要であるが、結婚意欲が高い女性ほど、育児休業制度が整備されている企業に勤務している可能性があると言える⁶⁾。

表3はt-1期の育児休業制度の有無やt-1期の結婚意欲とt期の婚姻状態の関係を見ている。この表から、t-1期に育児休業制度が利用可能な女性ほど、t期に結婚する割合が高いことと、t-1期に結婚意欲が高い女性ほど、t期に結婚する割合が高い傾向にあることがわかる。結婚意欲や育児休業制度の存在は、結婚を促進している可能性があると言える。

以上の結果から、結婚意欲は結婚を促進するだけでなく、育児休業制度が整備されている企業での勤務を選択させる可能性がある。また、育児休業制度が利用可能であると、結婚する割合が高くなっていた。これらの結果から、育児休業制度が結婚に及ぼす影響を分析する場合、結婚意欲をコントロールすることが重要になると言える。次節ではこの点を考慮した分析を行う。

2 結婚意欲、育児休業制度と結婚の意思決定に関するロジット分析

表4は雇用就業者にサンプルを限定した場合の結婚の意思決定に関するロジットモデルの推計結果を示している。まず結婚意欲ダミーを使用していない(A1)から(A3)の推計結果を見ると、いずれの場合も育児休業制度あり&利用可能ダミーが有意に正の係数を示していた。この結果は、観察できない個人属性を考慮しても、結婚意欲をコントロールしていない場合、育児休業制度が利用可能な女性ほど結婚確率が高いことを意味している。育児休業制度が利用可能な女性ほど、結婚による費用が低下するため、結婚の意思決定を行いやすいと考えられる。

次に結婚意欲ダミーを使用している(A4)から(A6)の推計結果を見ていく。まず、(A4)のプールドロジットモデルの推計結果を見ると、育児休業制度あり&利用可能ダミーが有意に正の係数を示していた。この結果は、結婚意欲をコント

ロールしても、育児休業制度が利用可能な女性ほど結婚確率が高いことを意味している。次にハウスマン検定によって採択された(A5)の固定効果ロジットの結果を見ると、育児休業制度あり&利用可能ダミーは有意な値を示していなかった。この結果は、結婚意欲と観察できない個人属性を同時にコントロールすると、育児休業制度は結婚の意思決定に影響を及ぼさないことを示している。(A1)から(A3)の結婚意欲ダミーを使用していない推計結果を考慮すると、結婚の意思決定の背景には結婚意欲が大きな影響を及ぼすと考えられる。おそらく、結婚意欲ダミーが育児休業制度ダミーと相関を持っていたため、結婚意欲がコントロールされると、育児休業制度ダミーが有意ではなくなったと考えられる。

ハウスマン検定によって採択された(A5)の推計結果のうち、育児休業ダミー以外で有意になった変数を見ると、勤続年数が正に有意な係数を示していた。この結果は、勤続年数が長い女性ほど、結婚確率が高いことを示している。この結果については解釈が難しいが、勤続年数が長い女性ほど職場等の仕事を通じて結婚相手を見つけるといった要因が影響を及ぼしている可能性がある。次に正規雇用ダミーが負に有意な係数を示していた。この結果は、正規雇用で働く女性ほど結婚確率が低下することを示している。これは正規雇用で働く女性ほど就業への選好が強いいため、結婚を選択しづらいといった背景があると考えられる。これ以外では業種ダミーの卸売・小売ダミー、金融・保険・不動産業ダミー、企業規模ダミーの1000人以上ダミー、そして職種ダミーの技術職・技能・作業職ダミーが負に有意であった。この結果は、卸売・小売や金融・保険・不動産業で就業していたり、大企業や技術職・技能・作業職で勤務していると、結婚確率が低下することを示している。また、結婚意欲ダミーが正に有意な係数を示していた。これは結婚意欲が高いほど、その後の結婚確率が上昇することを示している。

以上、(A1)から(A6)の推計結果から、結婚意欲と観察できない個人属性を同時にコントロールすると、育児休業制度は結婚の意思決定に影響

を及ぼさないことがわかった。しかし、この推計結果は正規雇用だけでなく、非正規雇用就業者も含めた結果となっているため、育児休業制度による結婚、出産後の機会費用低下の効果が必ずしも

大きいわけではない。そこで、表5の(B1)から(B6)の分析では1期前に正規雇用で働いていた女性にサンプルを限定し、育児休業制度が結婚の意思決定に及ぼす影響を分析する。正規雇用で働く女性

表4 結婚意欲、育児休業制度と結婚の意思決定に関するロジット分析（雇用就業者）

被説明変数：結婚=1、未婚継続=0		雇用就業者+結婚意欲ダミーなし			雇用就業者+結婚意欲ダミーあり		
説明変数		(A1) 係数	(A2) 係数	(A3) 係数	(A4) 係数	(A5) 係数	(A6) 係数
育児休業制度あり&利用可能ダミー		0.32088** (0.14045)	1.21875** (0.55498)	0.32244** (0.14497)	0.31172** (0.14300)	0.87204 (0.64595)	0.35659** (0.15947)
学歴ダミー	短大・専門学校卒	0.12151 (0.14669)		0.12248 (0.14883)	-0.06829 (0.14898)		-0.05757 (0.16918)
ref：中高卒	大卒・大学院卒	-0.06183 (0.18353)		-0.06236 (0.18452)	-0.18713 (0.18452)		-0.21402 (0.20796)
年齢ダミー	30代	-0.34548* (0.18146)	0.81875 (0.62914)	-0.34455* (0.18300)	-0.20870 (0.18323)	0.91487 (0.71679)	-0.18840 (0.19627)
ref：20代	40代	-1.70115*** (0.49610)	-3.23355** (1.35639)	-1.70433*** (0.50168)	-1.06603** (0.50276)	0.09671 (2.39190)	-1.18707** (0.53620)
勤続年数		0.00566 (0.00958)	0.45542*** (0.10772)	0.00573 (0.00973)	0.00393 (0.01010)	0.65975*** (0.17417)	0.00602 (0.01114)
勤労所得		0.00572*** (0.00203)	0.00654 (0.00848)	0.00573*** (0.00205)	0.00401** (0.00202)	0.00737 (0.01103)	0.00445** (0.00219)
勤労所得の2乗項		-0.00078** (0.00032)	-0.00005 (0.00145)	-0.00078** (0.00032)	-0.00056* (0.00032)	0.00057 (0.00193)	-0.00061* (0.00035)
正規雇用ダミー		-0.17637 (0.16484)	-0.84795 (0.59387)	-0.17685 (0.16560)	-0.20363 (0.16574)	-1.34090* (0.70022)	-0.23888 (0.18102)
業種ダミー	農業・漁業・水産業	-0.32264 (0.75442)	-10.16504 (162.53003)	-0.32557 (0.75935)	0.04233 (0.77625)	-6.27140 (594.64433)	0.02556 (0.87335)
ref：製造業	建設業	-0.19303 (0.31785)	-0.38356 (1.76806)	-0.19385 (0.31952)	-0.14287 (0.32107)	-0.14870 (2.46602)	-0.14789 (0.35894)
	卸売・小売業	-0.28266 (0.22438)	-2.95506** (1.39677)	-0.28354 (0.22595)	-0.37115 (0.22879)	-2.97343* (1.63257)	-0.38185 (0.25238)
	金融・保険・不動産業	-0.11527 (0.25179)	-3.37579** (1.40189)	-0.11578 (0.25304)	-0.14889 (0.25448)	-4.53173*** (1.58051)	-0.15559 (0.28344)
	運輸・通信業・電気・ガス・水道・熱供給業	-0.00031 (0.29529)	-0.27114 (1.28658)	-0.00260 (0.30048)	-0.04557 (0.29930)	0.18227 (1.64381)	-0.10124 (0.33291)
	サービス業	-0.20466 (0.18321)	-0.75872 (1.06717)	-0.20557 (0.18497)	-0.18931 (0.18559)	-0.03247 (1.36179)	-0.19969 (0.20636)
	公務員	-1.04174 (0.65488)	-17.08035 (1,226.18123)	-1.04471 (0.66086)	-1.19359* (0.68025)	-15.58465 (840.06858)	-1.26405* (0.75856)
企業規模ダミー	100-999人	-0.12587 (0.14265)	-0.07975 (0.55964)	-0.12553 (0.14335)	-0.16454 (0.14441)	0.21066 (0.63527)	-0.16119 (0.15904)
ref：1-99人	1000人以上	-0.64732*** (0.19889)	-1.38977 (0.89986)	-0.64926*** (0.20400)	-0.65835*** (0.20028)	-2.18943* (1.20105)	-0.72629*** (0.22623)
	官公庁	0.54167 (0.61330)	12.73455 (1,226.17977)	0.54238 (0.61616)	0.71412 (0.63935)	10.86289 (840.06499)	0.71407 (0.71301)
職種ダミー	管理職	1.63095 (1.13810)		1.63100 (1.14211)	1.06433 (1.12320)		1.08055 (1.23521)
ref：事務職	専門職	0.50623 (0.55166)	-0.58533 (1.83356)	0.50883 (0.55659)	0.30587 (0.55568)	-0.20084 (2.05500)	0.37765 (0.61548)
	技術職・技能・作業職	-0.19060 (0.15351)	-1.94102* (1.03482)	-0.19149 (0.15537)	-0.17972 (0.15618)	-2.39236** (1.18625)	-0.22237 (0.17806)
	教員	0.32887 (0.22072)	-0.70775 (1.41218)	0.33135 (0.22854)	0.26428 (0.22333)	-0.76568 (1.65441)	0.32120 (0.25953)
	販売サービス職	0.11254 (0.17978)	0.04712 (0.97364)	0.11327 (0.18109)	0.21314 (0.18450)	-0.36604 (1.30637)	0.24183 (0.20358)
結婚意欲ダミー					2.06577*** (0.25028)	8.17718*** (1.77941)	2.22512*** (0.29648)
市郡規模ダミー		Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
コーホートダミー		Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
年次ダミー		Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
定数項		-2.74464*** (0.38604)		-2.75579*** (0.45841)	-4.07803*** (0.43698)		-4.51798*** (0.61076)
推計方法		プールド ロジット	固定効果 ロジット	変量効果 ロジット	プールド ロジット	固定効果 ロジット	変量効果 ロジット
対数尤度		-1176.7552	-113.86213	-1176.7543	-1121.99570	-83.87585	-1121.18630
ハウスマン検定			0.00000			0.00000	
サンプルサイズ		4725	1002	4725	4725	1002	4725

注1)：***, **, *はそれぞれ推定された係数が1%, 5%, 10%水準で有意であるのかを示す。

注2)：() 内の値は標準誤差を示す。

注3)：説明変数はすべて1期前の値を使用している。

注4)：JPSC1997-JPSC2009から筆者作成。

表5 結婚意欲、育児休業制度と結婚の意思決定に関するロジット分析（正規雇用就業者）

被説明変数：結婚=1, 未婚継続=0		正規雇用就業者+結婚意欲ダミーなし			正規雇用就業者+結婚意欲ダミーあり		
説明変数		(B1)	(B2)	(B3)	(B4)	(B5)	(B6)
		係数	係数	係数	係数	係数	係数
育児休業制度あり&利用可能ダミー		0.33195**	2.18378***	0.33197**	0.31206**	2.33408**	0.31209**
		(0.15243)	(0.75299)	(0.15244)	(0.15472)	(1.10292)	(0.15473)
学歴ダミー ref：中高卒	短大・専門学校卒	0.17719		0.17719	-0.02200		-0.02200
		(0.17675)		(0.17675)	(0.17874)		(0.17875)
	大卒・大学院卒	-0.13791		-0.13791	-0.27263		-0.27265
		(0.21453)		(0.21453)	(0.21420)		(0.21421)
年齢ダミー ref：20代	30代	-0.45575**	0.99862	-0.45574**	-0.34186	1.30052	-0.34185
		(0.21637)	(0.85224)	(0.21637)	(0.21956)	(1.31220)	(0.21957)
	40代	-2.06791***	0.62061	-2.06793***	-1.46888**	12.98728*	-1.46894**
		(0.63746)	(2.84622)	(0.63747)	(0.65208)	(7.55737)	(0.65209)
勤続年数		0.01125	1.18711***	0.01125	0.00954	2.66704***	0.00954
		(0.01022)	(0.31215)	(0.01022)	(0.01031)	(0.84345)	(0.01031)
勤労所得		0.00280	-0.00423	0.00280	0.00176	-0.01829	0.00176
		(0.00260)	(0.01556)	(0.00260)	(0.00260)	(0.03209)	(0.00260)
勤労所得の2乗項		-0.00038	0.00256	-0.00038	-0.00025	0.00440	-0.00025
		(0.00040)	(0.00253)	(0.00040)	(0.00040)	(0.00544)	(0.00040)
正規雇用ダミー							
業種ダミー ref：製造業	農業・漁業・水産業	0.04737	-3.47252	0.04737	0.25683	-6.08483	0.25686
		(0.77734)	(16,741.33896)	(0.77735)	(0.80292)	(154356.34289)	(0.80296)
	建設業	-0.39614	1.90943	-0.39616	-0.31772	13.40201	-0.31775
		(0.37190)	(19.93084)	(0.37191)	(0.37537)	(31.39765)	(0.37539)
	卸売・小売業	-0.34214	-7.09365***	-0.34215	-0.49132*	-5.60192	-0.49134*
		(0.26731)	(2.62536)	(0.26731)	(0.27172)	(4.46590)	(0.27173)
	金融・保険・不動産業	-0.01196	-5.77665	-0.01197	-0.01482	-13.90048	-0.01483
		(0.27168)	(4.73953)	(0.27169)	(0.27487)	(12.65429)	(0.27488)
	運輸・通信業・電気・ガス・水道・熱供給業	-0.11541	6.88492	-0.11544	-0.16765	21.66395	-0.16770
		(0.37386)	(22.03822)	(0.37386)	(0.37786)	(209.09793)	(0.37788)
	サービス業	-0.25811	-0.51807	-0.25812	-0.24089	2.96327	-0.24089
		(0.21096)	(2.30013)	(0.21096)	(0.21302)	(4.14573)	(0.21303)
	公務員	-0.34123	-11.82349	-0.34124	-0.64394	-7.30229	-0.64398
		(1.12817)	(1,889.01923)	(1.12819)	(1.17204)	(16,361.32096)	(1.17208)
	企業規模ダミー ref：1-99人	-0.07766	0.38234	-0.07765	-0.12096	1.99372	-0.12096
		(0.16964)	(1.09955)	(0.16965)	(0.17192)	(1.93855)	(0.17192)
職種ダミー ref：事務職	1000人以上	-0.73683***	-4.77548*	-0.73685***	-0.75085**	-13.09188**	-0.75089***
		(0.23465)	(2.47191)	(0.23465)	(0.23610)	(6.52150)	(0.23611)
	官公庁	0.21439	3.14520	0.21439	0.57367	1.26339	0.57370
		(1.09795)	(1,889.01916)	(1.09796)	(1.14225)	(16,361.32083)	(1.14229)
	管理職	1.70500		1.70500	1.15793		1.15794
		(1.14370)		(1.14371)	(1.13402)		(1.13405)
職種ダミー ref：事務職	専門職	0.88869	-2.90826	0.88870	0.75003	-7.12750	0.75005
		(0.65843)	(3.08255)	(0.65844)	(0.66573)	(4.47307)	(0.66575)
	技術職・技能・作業職	-0.27440	-4.43866***	-0.27441	-0.28272	-9.15099***	-0.28273
		(0.17914)	(1.49145)	(0.17915)	(0.18118)	(2.77844)	(0.18119)
	教員	0.13656	4.96004	0.13656	0.07587	19.64405	0.07587
		(0.25979)	(32.44451)	(0.25980)	(0.26272)	(106308.56934)	(0.26273)
結婚意欲ダミー	販売サービス職	0.16888	-1.21542	0.16888	0.33918	-11.10165**	0.33922
		(0.21832)	(1.62964)	(0.21832)	(0.22347)	(5.30694)	(0.22348)
					2.12861***	28.56671**	2.12868***
					(0.32591)	(12.88999)	(0.32592)
市郡規模ダミー		Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
コーホートダミー		Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
年次ダミー		Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
定数項		-2.42748***		-2.42755***	-3.87807***		-3.87829***
		(0.51466)		(0.51467)	(0.58390)		(0.58392)
推計方法		ブルード	固定効果	変量効果	ブルード	固定効果	変量効果
		ロジット	ロジット	ロジット	ロジット	ロジット	ロジット
対数尤度		-843.63936	-60.22084	-843.63942	-807.92365	-25.08648	-807.92371
ハウスマン検定			0.36820			0.70780	
サンプルサイズ		3318	684	3318	3318	684	3318

注1)：***, **, *はそれぞれ推定された係数が1%, 5%, 10%水準で有意であるのかを示す。

注2)：() 内の値は標準誤差を示す。

注3)：説明変数はすべて1期前の値を使用している。

注4)：JPSC1997-JPSC2009から筆者作成。

ほど結婚、出産後も継続就業する意思が強く、離職による機会費用も高いため、育児休業制度による効果が大きいと考えられる。以下の分析で実際に確認していく。

表5の推計結果のうち、(B1) から (B3) の結

婚意欲ダミーを使用していない推計結果を見ると、いずれの場合も育児休業制度あり&利用可能ダミーが有意に正の係数を示していた。この結果は、観察できない個人属性を考慮しても、結婚意欲をコントロールしていない場合、育児休業制度

が利用可能な女性ほど結婚確率が高いことを意味している。

次に結婚意欲ダミーを使用している (B4) から (B6) の推計結果を見ていく。まず、(B4) のプールドロジットモデルの推計結果を見ると、(B1)と同様に育児休業制度あり&利用可能ダミーは有意に正の係数を示していた。この結果は、結婚意欲をコントロールしても、育児休業制度が利用可能な女性ほど結婚確率が高いことを意味している。次にハウスマン検定によって採択された (B6) の変量効果ロジットの結果を見ると、同じく育児休業制度あり&利用可能ダミーが有意に正の係数を示していた。この結果は、正規雇用で働く女性の場合、結婚意欲や観察できない個人効果を考慮しても、育児休業制度が利用可能だと結婚確率が高いことを意味する。やはり正規雇用の場合だと育児休業制度による出産の機会費用低下の効果が大きいため、結婚の意思決定を行いやすくなると考えられる。

ハウスマン検定によって採択された (B6) の推計結果のうち、育児休業ダミー以外で有意になった変数を見ると、年齢ダミーの40代が負に有意な係数を示していた。この結果は年齢が高くなるほど、結婚確率が低下することを示している。これ以外では業種ダミーの卸売・小売ダミー、企業規模ダミーの1000人以上ダミーが負に有意であった。卸売・小売の産業で就業していたり、大企業に勤務していると、結婚確率が低下することを示している。また、結婚意欲ダミーが正に有意な係数を示していた。これは結婚意欲が高いほど、その後の結婚確率が上昇することを示している。

以上、(B1) から (B6) の推計結果から、正規雇用で働く女性の場合、結婚意欲と観察できない個人属性を同時にコントロールしても、育児休業制度が結婚の意思決定を促進していることがわかった⁷⁾。

Ⅶ 結論

本稿の目的は、『消費生活に関するパネル調査』を用い、育児休業制度が女性の結婚を促進するの

かどうかを検証することであった。分析の結果、次の2点が明らかになった。

1点目は、正規雇用と非正規雇用の雇用就業で働く女性を分析した場合、結婚意欲と観察できない個人属性を同時にコントロールすると、育児休業制度は結婚の意思決定に影響を及ぼさないことがわかった。

2点目は、正規雇用で働く女性のみを分析した場合、結婚意欲と観察できない個人属性を同時にコントロールしても、育児休業制度が結婚の意思決定を促進していることがわかった⁸⁾。これは、正規雇用で働く女性ほど結婚、出産後も継続就業する意思が強く、離職による機会費用も高いため、育児休業制度による効果が大きいためだと考えられる。

以上の分析結果から、結婚意欲、観察できない個人属性、雇用形態の違いを考慮すると、正規雇用で働く女性において育児休業制度による結婚促進効果が観察されると言える。この結果は、我が国の両立支援策が仕事と家庭の調和のみならず、その前提となる家庭の形成も促進している可能性があることを示唆する。現時点では両立支援策の重要性は認識されているものの、その効果は少子化対策のみならず、結婚にも及ぶ可能性があるため、今後さらなる両立支援策の推進が必要となってくるだろう。

最後に本稿に残る課題について述べておきたい。1点目は育児休業制度以外の両立支援策が結婚に及ぼす影響の検証である。今回はデータの制約上、育児休業制度以外の両立支援策の効果を検証できなかった。これらについて今後、別なデータを用いて改めて検証していきたい。2点目は、サンプルの脱落への対処である。坂本 (2006) で指摘されているように、結婚といったライフイベント前後においてサンプルの脱落が強く観察される傾向にある⁹⁾。これが推計結果にバイアスをもたらしているかどうか検証する必要があるだろう。3点目は、育児休業制度の制度変更の影響である。分析期間中、育児休業給付金の拡充、期間雇用者の利用拡大、休業期間の延長 (パパ・ママ育休プラスなど) など重要な変更が相次いだ。特

に育児休業給付金の拡充は、予算制約を変更するため、結婚の意思決定に大きな影響を及ぼした可能性がある。今回の分析ではサンプルサイズや関連する質問項目がなかったため、分析できなかったが、今後は別なデータを使用することを視野に入れ、改めて検証していきたい。

(平成25年7月投稿受理)

(平成25年12月採用決定)

付記

本稿の作成にあたり公益財団法人家計経済研究所が実施した「消費生活に関するパネル調査」の個票データを利用させていただいた。また、本誌の匿名レフェリーから大変貴重なコメントをいただいた。さらに、本研究は文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の研究助成を受けている（研究課題番号:08J56581）。ここに記して感謝する次第である。

注

- 1) 合計初婚率(Total First Marriage Rate (TFMR))は合計特殊出生率と同様に、人口の年齢構造による影響を考慮した婚姻率となる。なお、ここでは婚姻の中でも初婚者のみを対象とした指標になっている。
- 2) Becker (1991) のモデル以外にも、Browning et al. (2006) のCollective Modelを用いて育児休業制度が結婚に及ぼす影響を解釈できる。Collective Modelでは家計内の個人が異なる効用関数を持つことを仮定し、家計内の分業、支出等は各個人の家計内における交渉力によって決定され则认为している。この場合、育児休業制度は結婚、出産後の継続就業を可能にし、女性の賃金水準を維持させることができるため、女性の家計内における交渉力を高める。この結果、結婚後の家計内における女性の取り分が増加するため、結婚が促進されることとなる。
- 3) JPSCでは未配偶者に対して「将来、子どもは（もっと）欲しいですか。」という質問を用い、将来の子どもを持つことへの意欲を質問している。しかし、この質問は2004年以降の調査からしか連続で使用できず、説明変数として使用するとサンプルサイズが大きく減少してしまうため、今回の分析では使用しなかった。
- 4) 今回の分析対象サンプルの未婚の雇用就業で働く女性のうち、育児休業制度が勤務先企業にあり、かつ、利用資格がある割合は、正規雇用の場合で49.5%であったが、非正規雇用の場合、5.2%に留まっていた。
- 5) 仮に現在勤務している企業に入社する時点、もしくは入社前における結婚意欲ダミーが使用できたとした場合、それらは期間中に変動しない値になると考えられる。この場合、今回使用する固定効果ロジットモデルや変量効果ロジットモデルでその影響を考慮することが可能になるため、今回得られた推計結果はある程度結婚意欲の効果を適切にコントロールできているのではないかと考えられる。
- 6) 結婚意欲と育児休業制度の関係を考えた場合、育児休業制度のある企業に入社した後に結婚意欲が高まったという因果関係も考えられる。この点を検証するには、入社前に結婚意欲がない未婚女性にサンプルを限定し、その女性たちが育児休業制度の整った企業に入社後、結婚意欲がどのように変化したのかを分析する必要がある。しかし、今回のデータでは条件にあったサンプルが少なく、分析することはできなかった。この因果関係の検証については今後の研究課題である。
- 7) 表4の (A2) および (A5) の推計結果のうち、農業・漁業・水産業ダミー、公務員ダミー、官公庁ダミーの標準誤差が大きくなっていた。また、表5の (B2) 及び (B5) の推計結果のうち、農業・漁業・水産業ダミー、運輸・通信業・電気・ガス・水道・熱供給業ダミー、公務員ダミー、官公庁ダミー、教員ダミーの標準誤差が大きくなっていた。これらの変数を使用しない場合の推計も実施したが、育児休業制度あり&利用可能ダミーの符号、有意水準に大きな変化は見られなかった。
- 8) t-1期に育児休業制度が使用できても、t期に転職し、転職した企業で育児休業制度が使用できなくなっても結婚した場合、育児休業制度以外の要因が影響を及ぼしている可能性がある。そこで、t-1期からt期にかけて同一企業の正規雇用で就業しているサンプルに限定した推計も行った。なお、サンプルサイズが減少し、固定効果ロジットモデルが使用できなかったため、次善の策として線形確率モデルによる固定効果回帰分析と変量効果回帰分析を使用した。分析の結果、ハウスマン検定によって採択された固定効果モデルの結果を見ると、育児休業制度ダミーは依然として有意に正の係数を示していた。
- 9) コーホートごとにおける結婚前後のサンプルの脱落率を検討した結果、結婚1年後の時点ではコーホートAだと9.6%、コーホートBだと6.5%、そしてコーホートCだと19.9%となっていた。また、結婚2年後の時点における脱落率について見ると、コーホートAだと5.7%、コーホートBだと7.0%、そしてコーホートCだと19.4%となっていた。これらの結果から、結婚後の脱落率はコーホートCの値が若

干高い傾向にあった。なお、コーホートDについては2008年から調査開始となっているため、未婚者にサンプルを限定すると脱落率を算出することができなかった。

文献

- Becker, G. S. (1991) *A Treatise on The Family*, Enlarged Edition, Cambridge: Harvard Univ. Press.
- Browning, M, P. A. Chiappori and A. Lewbel (2006) "Estimating Consumption Economies of Scale, Adult Equivalence Scales, and Household Bargaining Power." Economic Series Working Papers No. 289. (Department of Economics, University of Oxford) .
- Sakai, T. (2009) "Role of Income to Marriage Behavior for Japanese Women: Marriage Timing, Desire to Marry, Actions toward Marriage." *The Japanese Journal of Social Security Policy*, Vol. 8, No. 1, pp.20-32.
- 阿部正浩 (2005) 「誰が育児休業を取得するのか—育児休業制度普及の問題点—」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, pp.243-264.
- 岩澤美帆 (2002) 「近年の期間TFR変動における結婚行動および夫婦行動の出生行動の変化の寄与について」『人口問題研究』Vol.58 No.3, pp.15-44.
- 字南山卓 (2009) 「結婚促進策としての保育所の整備について」(若手研究者による政策提言「少子高齢化への政策対応, 女性就業支援策の改革」中間報告) 日本経済研究センター.
- 酒井正・樋口美雄 (2005) 「フリーターのその後」『日本労働研究雑誌』, No.535, pp.29-41.
- 坂本和靖 (2006) 「サンプル脱落に関する分析-「消費生活に関するパネル調査」を用いた脱落の規定要因と推計バイアスの検証」『日本労働研究雑誌』, No.551, pp.55-70.
- 滋野由紀子・大日康史 (1998) 「育児休業制度の女性の結婚と就業継続への影響」『日本労働研究雑誌』 No.459, pp.39-49.
- 滋野由紀子・松浦克己 (2003) 「出産・育児と就業の両立を目指して-結婚・就業選択と既婚・就業女性に対する育児休業制度の効果を中心に-」『季刊社会保障研究』, No.39, pp.43-54.
- 駿河輝和・張建華 (2003) 「育児休業制度が女性の出産と継続就業に与える影響について-パネルデータによる実証分析」『季刊家計経済研究』, No.59, pp.56-63.
- 武石恵美子 (2011) 「働き方と両立支援策の利用」樋口美雄・府川哲夫編著『ワーク・ライフ・バランスと家族形成』東京大学出版会, pp.173-194.
- 戸田淳仁 (2012) 「両立支援策の普及実態と両立支援策が出生行動に与える影響」国立社会保障・人口問題研究所 ディスカッションペーパーシリーズ, No.2011-Jo6.
- 西村 智 (2003) 「育児による女性の生涯所得減少効果の日仏比較」『日本労働研究雑誌』, No.515, pp.42-53.
- 樋口美雄・阿部正浩 (1999) 「経済変動と女性の結婚・出産・就業のタイミング-固定要因と変動要因の分析」樋口美雄・岩本正美編『パネルデータから見た現代女性—結婚・出産・就業・消費・貯蓄』東洋経済新報社, pp. 25-65.
- 福田節也 (2012) 「第5章 消費生活に関するパネル調査を用いた分析:結婚形成における女性の稼得能力の役割」『ミクロデータの計量人口学』(編著者:小島宏・安蔵伸治), 原書房, pp.93-125.
- 三好向洋 (2013) 「日本における労働市場と結婚選択」『日本労働研究雑誌』, No.638, pp.33-42.
- 水落正明 (2006) 「学卒後の雇用状態が結婚タイミングに与える影響」『生活経済学研究』, 22・23, pp.167-176.
- 山口一男 (2013) 「期待形成と社会改革:少子化対策, 男女共同参画, 雇用制度改革へ意味すること」http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0370.html.

(さとう・かずま 明海大学経済学部 専任講師)

投稿（論文）

子供の費用と生活保護基準 ——等価尺度の試算を通じた評価——

浅 野 北 斗
林 正 義

＜要約＞

生活保護基準において多人数世帯ほど子供の費用が過度に見積もられているという批判がある。生活保護基準における適切な子供の費用を経済的に評価するためには、等価尺度の推計を通じて家計消費における規模の経済を数量化する必要があるが、残念ながらそのような試みは未だ存在しないようだ。そこで本稿では、慶應パネルデータに基づいた需要関数体系の推定を通じて子供数に関する等価尺度を試算し、それを生活保護基準から算定される等価尺度（保護基準比率）と比較することによって、子供の費用がどのように生活保護基準に反映されているかを検証した。その結果、子供に関する保護基準比率は、本稿で推計された等価尺度より2012年で7.1%～31.4%、2013年では6.3%～30.6%大きくなっていることが試算された。

I はじめに

日本の生活保護制度においては、世帯毎に「生活保護基準（以下「保護基準」と略）」が「健康的で文化的な最低限度の生活」をおくために当該世帯が必要とする消費額として算定され、その保護基準額と、当該世帯が稼得する収入に基づく「認定収入」の差額として生活保護給付額が給付される¹⁾。1984年度以来、保護基準はおおよそ一般勤労世帯所得の7割程度に設定されているが、近年では特にその水準が、人員数の大きな世帯に関して適切に設定されているかどうかについて大

きな関心がもたれるようになってきている。例えば、生活保護のあり方に関する専門委員会（2004）は保護基準のうち生活扶助を取り上げ、その水準が世帯消費にみられる規模の経済を十分反映していないと指摘しているし、新たなセーフティネット検討会（2007）も、多子世帯の保護基準（生活扶助＋住宅扶助）が、勤労世帯の支出よりも大きいと示唆している（同図3）。さらに社会保障審議会生活保護基準部会（2013）も、世帯規模による両者の乖離に対し大きな関心をもち、低所得世帯消費と生活保護基準を丁寧²⁾に比較・検討している。

これらの議論は消費水準や保護基準の絶対額に関する議論であるため、その適切さを経済学的に解明することは難しい。しかしその一方で、消費水準や保護基準の相対水準を経済学的に比較することは可能である。家計消費に関する経済学的な研究からは、世帯消費には規模の経済が存在し、世帯員数が増加する場合でも世帯消費は比例的な増加未満に留まることが知られている。この世帯消費における規模の経済を表わす相対指標は「等価尺度（equivalent scale）」と呼ばれるが、世帯員数の増減に応じて（厚生を一定に保つような）世帯消費の変化を等価尺度として指標化し、それを保護基準から算定された同様の指標と比較することで、保護基準における多人数世帯の取り扱いを評価することは可能であろう。

実際、等価尺度に関する研究は社会政策との関連で発展してきた（Van Praag and Warnaar 1997）。複数の研究が等価尺度を用いて社会給付水準を評価しており、例えば、米国のフード・ス

タンブを対象としたBrown and Johnson (1983), 英国の年少扶養控除や子供給付を対象としたLyssiotou (1997), ドイツの社会扶助を対象としたWilke (2006), そして, 日本の児童手当を対象とした竹沢 (2006) などの研究が存在する。その一方で, 日本の生活保護制度で設定される保護基準を, 計量経済学的に推計された等価尺度を用いて評価した研究は存在しないようだ。例えば, 既述の生活保護のあり方に関する専門委員会 (2004) や社会保障審議会生活保護基準部会 (2013) は保護基準を実際の低所得世帯の消費と比較しているが, そこでは経済理論的に定式化されたモデルに基づき家計データから推計された等価尺度は利用されていない。また, インターネットを用いて個人の主観的な最低生活費を調査した山田ほか (2012) では, 当該の主観的最低生活費を保護基準と比較したり, 主観的最低生活費のデータを用いて等価尺度を推計したりしているものの, この等価尺度を保護基準より導出される等価尺度 (後述の「保護基準比率」とは比較していない²⁾。加えて, これらの3つの分析のうち, 前者2つでは保護基準の一部である生活扶助のみが検討対象となっており, 後者1つでは医療費等が分析対象から除かれている³⁾。一方, 本稿が推計する一般化費用尺度法 (後述) に基づく等価尺度のように, 経済理論 (消費者理論) に基づいて定式化される等価尺度は全消費項目を対象とするため, 生活扶助のような一部の消費項目に限って分析を行うことに理論的な整合性がないことに留意したい。

本稿の作業は, 日本において未だ試みられていないデータと手法を組み合わせた等価尺度の推定である。海外での等価尺度研究で子供の費用が主な分析対象となってきたように (e.g., Deaton and Muellbauer 1980a; Ray 1982ab, 1983; Van Praag and Warnaar 1997; Dagum and Ferrai 2004), 多くの日本の研究においても子供の費用に関して等価尺度が推計されてきた。表1は日本におけるそのような等価尺度に関する研究を2つの軸から整理したものである。第1の軸は推計手法にかかわる軸であり, 推計手法を大きく「伝統的手法」, 「消費者理論」, および「主観的評価」の3つに分けている。「伝統的手法」に関しては, Engle (1883, 1885) によるエンゲル法を用いた武藤 (1992), 駿河 (1995), 永瀬 (2001), 竹沢 (2006), 小林 (2011), 渡辺 (2011) などの研究, そして, Rothbarth (1943) による成人財法を用いた, 武藤 (1992), 駿河 (1995), 駿河・西本 (2001), 大山 (2004), Oyama (2006) などの研究が存在する。次の「消費者理論」に関しては, Prais and Houthakker (1955) による一般化尺度法を用いた駿河 (1995), ならびに, Ray (1982ab, 1983) に代表される一般化費用尺度法を用いた谷・草刈 (2008) がある。Barten (1964) による個別財尺度法は八木・橋木 (1996) によって用いているが, 同研究は世帯総数のみを考慮し, 子供数のみの効果は考察していない。最後の「主観的評価」に関しては, Van Praag (1971) によるライデン法を用いた大山 (2004) やOyama (2006) による研究がある⁴⁾。

表1 日本における子供の費用研究

データ		手法		伝統的手法		消費者理論に基づく方法		主観評価法
				エンゲル法	成人財法	一般化尺度法	一般化費用尺度法	ライデン法
集計	全国消費実態調査 (横断面)			武藤 (1992)	武藤 (1992)	n.a.	n.a.	n.a.
				駿河 (1995)	駿河 (1995)	駿河 (1995)	n.a.	n.a.
	家計調査年報 (時系列)			n.a.	n.a.	n.a.	谷・草刈 (2008)	n.a.
個票	消費生活に関する パネル調査			永瀬 (2001)	駿河・西本 (2001) 大山 (2004) Oyama (2006)	n.a.	n.a.	大山 (2004) Oyama (2006)
	家計調査			竹沢 (2006)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	慶應家計パネル調査			小林 (2011)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	全国消費実態調査			渡辺 (2011)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

第2の軸は推計に用いるデータの種類であり、「集計データ」と「世帯データ」の2つの区分からなる。「集計データ」を用いた研究は、時系列の全国データを用いた駿河（1995）や谷・草刈（2008）による分析と、属性別の横断データを用いた武藤（1992）による分析に分けられる。一方近年では、「世帯データ」を用いた研究が増加し、「消費生活に関するパネル調査」を用いた永瀬（2001）、駿河・西本（2001）、大山（2004）、Oyama（2006）、「家計調査」を用いた竹沢（2006）、そして、「慶應家計パネル調査」を用いた小林（2011）がある。しかしながら、経済学において広く用いられている等価尺度の計測手法である一般化費用尺度法を用いた谷・草刈（2008）では集計データのみが用いられ、本来利用されるべき世帯データを利用した研究は存在していないようである。したがって本稿では、日本の先行研究が未だ試みていない世帯データを用いた一般化費用尺度法による等価尺度を推計することによって、新たな子供の費用に関する分析を提供することも意図している。

本稿の構成は以下の通りである。まず第2節において、一般化費用尺度法に関する標準的な解説を行う。ここでは家計の最適化問題から導出された支出関数を用いて子供の数に関する等価尺度を定義し、本稿の推定に用いる実証モデルの特定化を行う。第3節では推定で用いるデータの解説を行う。ここでは本稿で用いられる「慶應家計パネル調査」の利点・問題点などについて考察する。そして第4節では需要関数を推定し、夫婦世帯を基準世帯とした等価尺度を算定する。そこで支出関数は子供の総数と年齢に応じて変化するように特定化され、推定結果を用いて子供に関する等価尺度が算定される。そして、推定された等価尺度を、保護水準から導出された同様の尺度（保護基準比率）と比較する。

II 支出関数と等価尺度

2. 1. モデル

本節では、完全需要体系の推定に基づいて等価

尺度を推定する一般化費用尺度法について解説を加える。まず核家族世帯（以下、「家計」と略し h でインデックス化）に対象を絞り、その子供の属性をベクトル z^h で表す。この家計 h による支出最小行動から導出される支出関数を

$$c(p, u; z^h) \equiv \min \{ p \cdot x^h \mid v(x^h; z^h) \geq u \} \quad (1)$$

と定義する。ここで p は各家計共通の価格ベクトル、 x^h は家計 h が消費する財ベクトル、 u は所与の水準の効用である。なお、直接効用関数 $v(\cdot)$ の関数型とパラメータ値は家計間で共通であり、余暇の消費量（労働供給量）は外生的に固定されていると仮定する。さらに子供の属性 z^h も外生と仮定する。もちろん子供の属性 z^h のうち子供の数に関しては長期的には多くの家計が内生的に決定しうると考えられるが、比較的短期間の意思決定を想定している本稿の分析では、 z^h を外生とすることには大きな問題はないであろう（Van Praag 1997）。

次に、子供のいない夫婦のみ家計の支出関数を

$$c^R(p, u) \equiv \min \{ p \cdot x^R \mid u^R(x^R) \geq u \} \quad (2)$$

と定義する。この子供のいない夫婦世帯を以下では基準世帯（reference）として考え⁵⁾、基準世帯を示すために添字 R を付す。

最後は等価尺度の定義である。家計 h の等価尺度 m^h とは、家計 h が基準家計 R と同一の効用を得る場合に、最低でも基準家計の何倍支出しなければならないかを示す数値である。したがって、式(1)と式(2)を用いれば、家計 h の等価尺度 m^h は

$$m^h = m(p, u, z^h) \equiv \frac{c(p, u; z^h)}{c^R(p, u)} \quad (3)$$

と定義できる。ここで家計 h の効用水準は基準家計の効用水準 u と同一水準であることに留意したい。標準的な等価尺度の推定にあたっては、式(2)に従って別々に推定された基準家計 R の支出関数 $c^R(\cdot)$ と家計 h の支出関数 $c(\cdot)$ の比率をもって等価尺度 $m(\cdot)$ とはせず、式(2)を家計 h の支出関数に関して解いた、同家計の等価尺度 $m(\cdot)$ と基準家計の支出関数 $c^R(\cdot)$ の積

$$c(p, u; z^h) = m(p, u, z^h) \cdot c^R(p, u) \quad (4)$$

として表現する (e.g., Ray 1983)。ここで関数 $m(\cdot)$ と関数 $c^R(\cdot)$ の形が特定化されれば、観察される各家計の支出 c^h と特性 z^h ，ならびに、各家計が直面する価格 p に関するデータを用いて、特定の仮定のもと $m(\cdot)$ のパラメータを推定することができる。つまりここでは、家計 h の支出を式 (4) の右側の形として定式化することで等価尺度関数 $m(\cdot)$ のパラメータを、推定する。

2.2 特定化

推定にあたっては、等価尺度関数 $m(\cdot)$ と基準家計の支出関数 $c^R(\cdot)$ を特定化する必要がある。等価尺度関数については Ray (1983) に従って、

$$m^h = \left(1 + \sum_k \rho_k z_k^h\right) \cdot \left(\prod_i p_i^{\delta_i}\right)^{z^h} \quad (5)$$

と特定化し、価格に関するゼロ次同時性 ($0 = \sum_i \delta_i^h$) を課す。この特定化については次の2点に留意したい。まずは Independence of Base Assumption (以下、「IB仮定」と略) と呼ばれる仮定である (Lewbel 1989, Blackorby and Donaldson 1993)。式 (3) が表すように一般的に等価尺度は効用水準 u (これは「基準効用 (reference utility)」と呼ばれる) に依存するが、式 (5) の特定化において、等価尺度は基準効用から独立している (Independence of Base) と仮定されている。このIB仮定は一般化費用尺度法におけるパラメータ推定の重要な識別条件のひとつである (Blundell and Lewbel 1991)。

次に、等価尺度に対する子供の効果を表わす式 (5) では子供の属性を表わすベクトル z^h の諸要因として子供総数 z^h と年齢区分別の子供数 z_k^h を考え、それぞれから異なった影響を受けると想定している。ここで z_k^h は年齢区分 k に属する家計 h の子供数であり、定義により子供総数は $z^h = \sum_k z_k^h$ となる。なお、 $1 + \sum_k \rho_k z_k^h$ は子供数の直接効果、 $(\prod_i p_i^{\delta_i})^{z^h}$ は子供数の間接効果と呼ばれる。前者の直接効果は子供の年齢により異なり、 ρ_k の値が大きい (小さい) ほど、大きい (小さ) くなる。また後者の間接効果は各財の価格の集計値 $\prod_i p_i^{\delta_i}$ を介

して影響を与え、例えば、子供が必要とする財の価格が増加すると、子供を多く有する家計がより多くの支出を行うといった効果を捉えることを意図している。

基準家計の支出関数の特定化には、Deaton and Muellbauer (1980b) による Almost Ideal Demand System (AIDS) を用いる。つまりここで、基準家計の支出は

$$\begin{aligned} \ln c^R &= \alpha_0 + \sum_i \alpha_i \ln p_i \\ &+ 2^{-1} \sum_i \sum_j \gamma_{ij} \ln p_i \ln p_j \\ &+ \beta_0 u \prod_i p_i^{\beta_i} \end{aligned} \quad (6)$$

と特定化される。

これら (5) 式と (6) 式から、(4) 式で定義される家計 h の支出関数は、

$$\begin{aligned} \ln c^h &= \alpha_0 + \sum_i \alpha_i \ln p_i \\ &+ 2^{-1} \sum_i \sum_j \gamma_{ij} \ln p_i \ln p_j + \beta_0 u \prod_i p_i^{\beta_i} \\ &+ \ln \left(1 + \sum_k \rho_k z_k^h\right) + z^h \sum_i \delta_i \ln p_i \end{aligned} \quad (7)$$

と特定化される。ここで、シェファードの補題 ($w_i^h \equiv p_i x_i^h / c^h = \partial \ln c^h / \partial \ln p_i$) を用いると、シェア関数

$$w_i^h = \alpha_i + \sum_j \gamma_{ij} \ln p_j + \delta_i z^h + \beta_i \beta_0 u \prod_j p_j^{\beta_j} \quad (8)$$

を導出できる。さらに、効用水準 u は観察不可能であるが、式 (7) を利用すると、式 (8) は

$$\begin{aligned} w_i^h &= \alpha_i + \sum_j \gamma_{ij} \ln p_j + \delta_i z^h + \beta_i \\ &\cdot \left[\ln c^h - \alpha_0 - \sum_j \alpha_j \ln p_j \right. \\ &- 2^{-1} \sum_j \sum_l \gamma_{jl} \ln p_j \ln p_l \\ &\left. - \ln \left(1 + \sum_k \rho_k z_k^h\right) - z^h \sum_j \delta_j \ln p_j \right] \end{aligned} \quad (9)$$

と表現できる。最後に標準的な消費者理論に基づいて、収支均等、同次性、および、対称性制約 ($\gamma_{ij} = \gamma_{ji}$, $\sum_i \alpha_i = 1$, $\sum_i \beta_i = \sum_i \gamma_{ij} = 0$) を課し、式 (9) を SUR (Seemingly Unrelated Regression) システムとして非線形推定すれば、式 (5) における等価尺度に必要なパラメータ (ρ_k , δ_i) を推定することができる。

Ⅲ データ

3. 1. 子供の年齢区分

本稿では、子供のデータを含む世帯データには慶應家計パネル調査（以下、「KHPS」と略）を利用し、価格データには消費者物価指数（総務省統計局）を利用した。式（5）で用いる子供の年齢層は3つに分け、（a）義務教育就学前の子供数を近似する0歳から6歳の世帯員数、（b）義務教育就学の子供数を近似する7歳から15歳の世帯員数、そして、（c）高等学校就学の子供数を近似する16歳から18歳の世帯員数とした。

3. 2. 世帯データの妥当性

KHPSは特定の層ではなく「社会全体の人口構成を反映」させることを念頭に置いている。同調査は第1回調査（2004年1月）から第6回調査（2009年1月）まで同一標本を対象としており、対象者は層化2段無作為抽出法によって選定された満20から69歳（2004年1月31日時点）までの男女4,005名（予備対象5名含む）である（2007年からは同様の方法で抽出された1,419名（予備対象19名含む）も追加）。訪問留置法で回答を得、原則として代理回答は認めていない。

このKHPSに含まれる世帯は低所得世帯を適切に含んでいないため、KHPSから等価尺度を推定し、それを生活保護基準の評価に用いることは不適切であるという批判がある⁶⁾。この批判に関しては以下の点に留意する必要がある。第1に、KHPSから得られた世帯の貯蓄・負債・収入・支出などの変数と各種の政府統計における同様の変数との間には有意な違いが無く（木村2005）、特に、KHPSの等価総所得⁷⁾の十分位毎シェアも低所得層では「国民生活基礎調査」および「全国消費実態調査」のそれらと「かなり近い」（石井・山田2007）ことが指摘されている。また貧困率に関しても、KHPSは所得十分位毎の所得シェアおよび相対的貧困率の世帯員年齢カテゴリー別のパターンに関して既存統計と多くの類似性を認めることができるとの指摘もある（石井・山田2007）。第2

に「家計調査」や「全国消費実態調査」などでは低所得世帯ほどサンプル脱落の確率が高いという問題が指摘されている（梅溪2000、樋口ほか2011）⁸⁾。これら第1と第2の指摘が共に正しいならば、KHPSは低所得者層を適切に代表していないことになると同時に、KHPSよりも望ましい代替的データソースを利用することは困難になる。つまり現状では、不十分ながらもKHPSを利用することで諒とするしかない。しかしその一方で、KHPSには低所得世帯への偏りが存在するという第3の指摘もある⁹⁾。したがって、既述のKHPSに対する疑念が、KHPSは低所得者層を代表する度合いが低いため保護基準の分析には適しないという議論であるならば、この第3の指摘によってKHPSに対する疑念は若干和らぐかも知れない。

いずれにせよ、KHPSにおける低所得者の代表性は保持されないことになる。しかし、低所得者層の代表性はそれほど重要ではないと考えられるかもしれない。そもそも今回用いる一般化費用尺度法では、各世帯の所得水準が与える影響は統制（＝コントロール）されていると考えられる。まず、シェア関数（9）の構造パラメータの一部として推定される等価尺度（5）のパラメータは所得を含む個人属性に依存しないように定式化されている。次にシェア関数は、式（8）で表わされている場合は世帯の効用水準に依存しているが、推定の対象となる式（9）の形では、式（8）の効用水準は式（7）を効用水準 u について解いた式を用いて表現されている。式（7）では、固定された価格のもとでは効用水準と所得水準は一对一の関係にあるため、価格も変数として含んでいる式（9）の推定式では式（7）による効用水準の統制を通じて、所得水準も統制されている。したがって、標本における低所得者の代表性は重要ではないし、所得水準を考慮して標本を限定する必要は無いと議論できるかもしれない。

しかし、式（5）の等価尺度のパラメータを含む構造パラメータが所得水準（もしくは消費水準）から独立であるという仮定自体にも疑問が持たれよう。これは既述のIB仮定の妥当性に関する問題である。より直観的には、所得階層別に消費パター

ンが異なり、家計所得の余裕度に応じて、家計消費における規模の経済も異なるということである。この指摘が妥当であるならば、保護基準を評価するための等価尺度の推計には、保護基準が想定する所得層に属する世帯を標本とする必要がある。しかし、そのような所得層は、しばしば類似の分析で用いられている所得第10分位や相対的貧困線以下の所得層ではない¹⁰⁾。比較対象を一定所得以下の世帯に限ることは、その水準よりも高い所得（もしくは消費）層を除外し、当該水準より低い所得層の全てを含めることを意味する。しかし、所得水準に応じ等価尺度が変化するならば、保護基準との比較に適する所得水準（以下、「選択水準」と略）以下の所得層を対象とするのではなく、当該選択水準近傍の所得層を対象とすることが適当であろう。と言うのも、同じ程度に当該選択水準から乖離しているならば当該選択水準以下の世帯と同様に当該水準以上の世帯も標本に含まれるべきであり、また、所得水準に応じて等価尺度が変化するからこそ、「健康で文化的な生活」を達成しえない極貧の世帯は比較対象からは除かれるべきだからである。

しかしその場合でも、選択水準となる所得（もしくは消費）水準の決定には大きな困難が伴う。第10分位や相対的貧困線に基づく所得（もしくは消費）分布は、通常、等価水準によって調整された所得（もしくは消費）の分布である。つまり、等価尺度が既知であることを前提にして、所得の第10分位や相対的貧困線が算定されるのであって、等価尺度の推計に先立ち当該選択水準を得ることは、そもそも不可能である。もちろん、等価尺度で調整されていない分布から機械的に第10分位や相対的貧困線を得ることもできよう。しかし、構成や規模が異なる世帯の所得（もしくは消費）を評価する場合に、このように世帯属性に依存しない特定の値によって選ばれた世帯標本を利用することは明らかに適切ではない。

以上のように考えると、KHPS以外のデータソースを用いることや、所得分布の第10分位や相対的貧困線以下の所得を有する世帯に絞って等価尺度を推計することに積極的な理由は見いだせ

ない¹¹⁾。もちろん一般化費用尺度法において広く用いられているIB仮定を検証すること自体は重要な論点である。しかし、その場合には、所得階層別の標本を用いて式(9)を推定するのではなく、式(9)を入れ子にする形で、等価尺度のパラメータを所得に依存させた非制約モデルを推定する必要がある(Blundell and Lewbel 1991)。

若干説明が長くなったが、本稿では上記の複数の理由によりKHPSの全標本から式(9)を推定する。このようにして得られる等価尺度は、ある意味で、各所得階層を横断するような「平均化された尺度」として理解されるのかもしれない。もちろん式(9)を拡張した非制約モデルの推定やIB仮定の仮説検定は重要な作業ではある。しかし本稿の段階では、そのような作業は将来の研究において対処されるべき課題と位置づけたい。

3. 3. 消費支出の範囲

次に保護基準の消費範囲にかかわる問題についても明示する必要がある。この問題は、KHPSだけではなく他のデータ・ソースにも等しく当てはまる問題である。現行の生活保護制度では、一般世帯では自由に支出できても保護世帯には原則的に支出が認められていない項目が複数存在する。この制度的側面が提示する問題は厄介である。というのも、生活保護が認めていない消費項目は消費データが区分している項目より小さい場合が多いため（次節の消費区分の説明を参照）、当該消費項目を推定に用いる消費データから取り除くことは困難な場合が多いからである。また、当該項目をデータから取り除くことが可能であったとしても、一般化費用尺度法が前提としている標準的な消費行動モデルは全消費区分を考慮する必要があるため、一部の消費項目を取り除いたデータを一般化費用尺度法に適用することには理論的な問題が存在する。つまり、等価尺度を表わす式(5)で利用される式(9)のパラメータは、全消費区分に関してシェア関数をSURシステムとして同時推定することで得られるし、式(5)の特定化自体も全消費区分に関する価格指標($\prod p_i^{\beta_i}$)に依存する。このような支出シェア関数の推定を通じ

て得られる等価尺度の推計手順から明らかなように、全ての消費支出が考慮されることが一般化費用尺度法では肝要となる。

本稿の目的は一般消費データから推計される等価尺度と生活保護基準から計算される等価尺度（保護基準比率）との比較である。後者において一部の消費項目が含まれないのであれば、後者と平仄を合わせるために前者から当該消費項目の影響を除去する必要があるだろう。規模の経済が大きく働くほど等価尺度は小さくなるから、生活保護では認められない消費項目（＝除かれる消費項目）に存在する規模の経済と（規模の経済が存在する）当該消費項目が全消費に占めるシェアの大きさに応じて、当該消費項目の影響が除かれた後の等価尺度は大きくなると考えられよう。

生活保護で原則的に認められない代表的な項目は「自動車関連経費等」である。この項目には、十分、規模の経済が存在すると考えられる。したがって、原則的にはこの費目を除いて考えられている保護基準から算定されている等価尺度（後述する「保護基準比率」）は、この費目を考慮した場合の保護基準から算定される等価尺度よりは大きくなるであろう。なお、その「大きくなる」度合いは自動車関連経費等が全消費に占めるシェアに依存すると考えられる。2012年1月から12月の家計調査の平均値を用いると、総支出金額に占める自動車関連経費等のシェアは7.9%であるため、自動車関連経費等の影響が全く無いとは言い切れない。したがって、仮に保護基準が自動車関連経費を含む場合、現行の保護基準以上に規模の経済が働くと考えられるため、そのような保護基準から算定される等価尺度は本稿で算定する現行の保護基準比率よりも小さくなる可能性がある。

3. 4. 支出区分と標本統計量

価格データには消費者物価指数（総務省統計局）を用いるが、消費者物価指数における家計支出区分はKHPSにおける家計支出区分と一致しない。消費者物価指数の区分は①食料、②住宅、③光熱・水道、④家具・家事用品、⑤衣類・はき物、⑥保健医療、⑦交通・通信費、⑧教育、⑨教養娯楽、

⑩その他の10区分であるのに対し、KHPSの支出区分は、(1)食料費、(2)外食費、(3)家賃・地代・住宅の修繕費、(4)電気・ガス・水道費、(5)家具・家事用品、(6)衣類・はき物、(7)保健医療費、(8)交通費、(9)通信費、(10)教育費、(11)教養・娯楽費、(12)交際費・小遣い、(13)仕送り金・受贈金、および、(14)その他の支出の全14区分である。ここでは消費者物価指数の10区分がKHPSの14区分より粗いため、後者の一部を集計し、前者の区分に対応させた。即ち、①食料⇔(1)食料費+(2)外食費、②住宅⇔(3)家賃・地代・住宅の修繕費、③光熱・水道⇔(4)電気・ガス・水道費、④家具・家事用品⇔(5)家具・家事用品、⑤衣類・はき物⇔(6)衣類・はき物、⑥保健医療⇔(7)保健医療費、⑦交通・通信費⇔(8)交通費+(9)通信費、⑧教育⇔(10)教育費、⑨教養娯楽⇔(11)教養・娯楽費+(12)交際費・小遣い、そして、⑩その他⇔(13)仕送り金・受贈金+(14)その他の支出とした。なおシェア関数をシステム推定する場合、第10番目の「その他」に関するシェア関数を除外している。

表2は標本統計量である。推定には複数年に渡る横断面データをプールした。式(9)は横断面データのみを用いても推定は可能である。しかし本稿では、地域別の価格指標を用いたDonaldson and Pendakur (2003)と異なり、財価格は全国均一と仮定している (Van Praag and 1997) ため、横断面データのみでは価格にかかるパラメータは識別できない。そこで、複数年に渡るKHPSの特性を活かし、KHPSの各年のデータをDonaldson and Pendakur (2003)やBacklow et al (2010)と同様の方法でプールし、時系列的な価格変動を利用して価格にかかるパラメータを識別した。この時系列方向の期間は2006年から2008年までの3年間である。

IV 推定結果と保護基準の評価

4. 1. 等価尺度の算定

表3は推定結果である。ここから (5) 式のパラメータの値 ($\hat{\rho}, \hat{\delta}$) を得ている。等価尺度の算定で重要となる、3つの子供数にかかる係数 ρ は、

表2 標本統計量

		平均	標準偏差	最小値	最大値
支出シェア	食料	0.245	0.097	0.000	0.746
	住宅	0.100	0.132	0.000	0.937
	光熱・水道	0.089	0.044	0.000	0.462
	家具・家事用品	0.026	0.045	0.000	0.829
	衣類・はき物	0.047	0.050	0.000	0.499
	保健医療	0.039	0.054	0.000	0.627
	交通・通信費	0.126	0.078	0.000	0.887
	教育	0.078	0.084	0.000	0.791
	教養娯楽	0.156	0.094	0.000	0.642
	その他	0.096	0.133	0.000	0.764
消費者価格指数	食料	101.6	1.5	100.2	103.6
	住宅	99.8	0.1	99.7	100.1
	光熱・水道	106.0	3.0	103.2	111.2
	家具・家事用品	96.9	0.7	96.0	98.1
	衣類・はき物	101.2	0.4	100.6	101.9
	保健医療	99.7	0.3	99.4	100.9
	交通・通信費	100.8	1.0	99.6	103.3
	教育	101.5	0.6	100.6	102.3
	教養娯楽	96.7	1.3	91.8	98.3
	その他	101.2	0.5	100.4	102.5
子供の数	0～6歳	0.614	0.796	0.000	4.000
	7～15歳	0.847	0.930	0.000	4.000
	16～18歳	0.135	0.389	0.000	3.000
	合計	1.595	1.026	0.000	5.000
標本規模	2006年	731			
	2007年	994			
	2008年	948			
	合計	2,673			

1%の有意水準で正の値として推定され、期待どおりの結果となっている。一方、価格にかかる係数 δ_i に関しては大部分の係数は統計的に有位ではあるが、一部の推定値（ $i=$ ⑤衣類・はき物、⑥保健医療、⑦交通・通信費）が統計的に有意ではない。このように一部統計的に有意ではない係数は存在するものの、等価尺度はこれら全ての推定値を用いることによって¹²⁾、

$$m = (1 + \hat{\rho}_1 z_{0-6} + \hat{\rho}_2 z_{7-15} + \hat{\rho}_3 z_{16-18}) \cdot \prod_i p_i^{\hat{\delta}_i z} \quad (10)$$

と算定できる。即ち、パラメータ推定値（ $\hat{\rho}, \hat{\delta}$ ）とともに、各支出の価格指数 p_i 、年齢別子供数（0歳から6歳までを z_{0-6} 、7歳から15歳までを z_{7-15} 、

そして16歳から18歳までを z_{16-18} とする）、および、全子供数 $z = z_{0-6} + z_{7-15} + z_{16-18}$ を用い（10）式を算定することによって等価尺度を得る。

4. 2. 保護基準比率

上記の等価尺度を用いた評価対象として保護基準比率を作成した。ここで保護基準比率とは、夫婦2人世帯の保護基準を分母、夫婦2人と子供の世帯の保護基準を分子とした比率であり、保護基準から算出された「等価尺度」として理解できる。保護基準は子供の年齢と各子供の数に応じて変化するが、その値には実際の世帯消費額にできるだけ平仄を合わせるべく、生活扶助、住宅扶助、教

表3 推定結果

係数	推定値 (標準誤差)	係数	推定値 (標準誤差)
ρ_1	0.113*** (0.035)		
ρ_2	0.193*** (0.041)		
ρ_3	0.267*** (0.047)		
δ_1	-0.023*** (0.007)	γ_{22}	11.315 (5.941)
δ_2	-0.017*** (0.003)	γ_{23}	-5.493*** (1.779)
δ_3	-0.012*** (0.003)	γ_{24}	3.673 (2.466)
δ_4	0.005*** (0.001)	γ_{25}	1.960 (3.438)
δ_5	0.0002 (0.001)	γ_{26}	-11.327*** (3.621)
δ_6	0.0008 (0.001)	γ_{27}	9.168*** (3.122)
δ_7	-0.003 (0.002)	γ_{28}	5.847* (3.242)
δ_8	0.037*** (0.002)	γ_{29}	-8.850*** (1.219)
δ_9	-0.012*** (0.002)	γ_{33}	-1.611** (0.718)
a_1	-3.388 (2.974)	γ_{34}	2.008** (0.791)
a_2	1.189 (0.870)	γ_{35}	-0.143 (1.237)
a_3	-1.714 (1.499)	γ_{36}	-1.531 (1.125)
a_4	0.492 (0.399)	γ_{37}	1.447 (1.183)
a_5	0.486 (0.392)	γ_{38}	1.799* (1.019)
a_6	0.138 (0.106)	γ_{39}	-0.263 (0.414)
a_7	-0.632 (0.594)	γ_{44}	-3.333** (1.477)
a_8	0.204 (0.202)	γ_{45}	0.666 (1.748)
a_9	0.880 (0.581)	γ_{46}	6.638*** (1.734)
β_1	-0.255*** (0.010)	γ_{47}	-3.062** (1.302)
β_2	0.073*** (0.014)	γ_{48}	-4.956*** (1.638)
β_3	-0.129*** (0.004)	γ_{49}	1.684*** (0.462)
β_4	0.033*** (0.005)	γ_{55}	6.564** (3.219)
β_5	0.033*** (0.006)	γ_{56}	-5.138* (3.102)
β_6	0.004 (0.006)	γ_{57}	2.216 (2.222)
β_7	-0.050*** (0.009)	γ_{58}	3.819 (2.545)
β_8	0.014* (0.009)	γ_{59}	-1.612* (0.934)
β_9	0.048*** (0.010)	γ_{66}	-5.846** (2.809)
γ_{11}	1.669 (2.178)	γ_{67}	1.679 (2.083)
γ_{12}	-1.450 (2.902)	γ_{68}	4.656** (2.278)
γ_{13}	2.405* (1.324)	γ_{69}	-0.411 (0.909)
γ_{14}	0.219 (1.273)	γ_{77}	3.639 (2.323)
γ_{15}	-4.270* (2.190)	γ_{78}	-1.205 (1.858)
γ_{16}	0.628 (2.198)	γ_{79}	-2.387*** (0.777)
γ_{17}	-4.977*** (1.853)	γ_{88}	-4.538*** (2.320)
γ_{18}	-0.811 (2.039)	γ_{89}	2.195*** (0.744)
γ_{19}	2.161*** (0.728)	γ_{99}	2.445*** (0.439)
決定係数	食料		0.895
	住宅		0.414
	光熱・水道		0.853
	電気・ガス・水道費		0.256
	家具・家事用品		0.479
	衣類・はき物		0.335
	保健医療		0.731
	交通・通信		0.572
	教養娯楽		0.745
	標本規模		2,673

注：***： $p \leq 0.01$; **： $0.01 < p \leq 0.05$; *： $0.05 < p \leq 0.10$

育扶助，生業扶助（高等学校等就学費），児童養育加算，医療扶助，冬季加算および期末一時扶助の年額合計値を利用した。なお以下では，2013年8月から生活扶助基準が変更されていることに鑑み，2012年の保護基準と2013年（8月以降）の保

護基準を用いた2つの保護基準比率を評価対象とする。

ただし今回の比較には，次の点に留意する必要がある。第1に，既述の消費関数は地域間の価格差は存在しないと仮定して推定されているが，保

護基準のうち、生活扶助、冬季加算、住宅扶助、および期末一時扶助には地域毎に異なる基準が設けられている。ここでは東京都に適用される基準（年額換算値）をこれらの扶助に適用する。つまり、生活扶助、住宅扶助、および期末一時扶助には最も金額が大きい1級地1の額¹³⁾を用い、冬季加算には最も金額が小さいⅥ区の基準を用いる。したがって、これら扶助の金額自体は「平均的な」保護基準から乖離することが懸念される。しかしながら、ここでは保護基準額ではなく保護基準比率を利用するため、地域価格差の影響は相殺され、そこからのバイアスはそれほど大きなものにはならないと考えて良いであろう。

第2は生活扶助と子供の年齢に関するものである。生活扶助基準の第1類は、0～2歳、3～5歳、6～11歳、および12～19歳と区分されている。一方、本稿では、0～6歳、7～15歳、および16～18歳という区分で等価尺度を推計しているため、その比較対象となる保護基準比率も同様の年齢区分に合わせて作成する必要がある。ここでは、0～6歳の子供に支給される第1類費を、0～2歳、3～5歳、6～11歳の第1類費の年数を用いた加重平均とした。同様に、7～15歳については、6～11歳と12～19歳の第1類費を、16～18歳については12～19歳の第1類費を用いた。

第3に、教育扶助には級地による差は存在しないが、その一部の項目、つまり、学校給食費（保護者が負担すべき給食費の額）、教材代（正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額）、および、交通費（通学に必要な最小限度の費用）は支払い実績に応じて設定されている。そこでここでは、学校給食費として東京都における2012年度の平均給食費保護者負担額（小学校4,243円×12、中学校5,130円×12）を利用した¹⁴⁾。一方、教材代は就学援助でカバーされているため、また、交通費は実態の把握が困難なため、考慮していない¹⁵⁾。小中学生の教育扶助としては、基準額（小学校2,150円×12、中学校4,180円×12）、学習支援費（小学校2,560円×12、中学校4,330円×12）、学級費等（小学校600円×12、中学校770円×12）、入学準備金（小学校39,500円、

中学校46,100円）¹⁶⁾に既述の学校給食費を加えている。なお、本稿では7歳から15歳の児童生徒に対し一様の金額を用いるため、小学生と中学生の数値がある場合は、学年年数をウェイト（小学生：中学生＝6：3）とした加重平均として算定した。一方、16歳から18歳の高校生に関する教育扶助額は、基準額（5,300円×12）、学習支援費（5,010円×12）、学級費等（1,700円×12）、入学準備金（61,400円）、入学費（5,650円）、入学考査料（2,200円）、授業料（10,200円×12）¹⁷⁾を利用した。

第4に、児童養育加算には2012年の月額（1・2人目は3歳未満1人に15,000円、3歳以上10,000円；3人目以降は小学生以下1人に15,000円・中学生1人に10,000円）の年額換算値を用いた。ただし、本稿での年齢区分（0～6歳、7～15歳）に合わせるため、1・2人目の0～6歳については3歳未満の額（15,000円）と3歳以上の額（10,000円）の、0～2歳の年数（3年）と3～6歳の年数（4年）を重みとした平均値12,142円を、3人目以降の7～15歳については小学生の額（15,000円）と中学生の額（10,000円）の、7～12歳の小学校年数（6年）と13～15歳の中学校年数（3年）を重みとした平均値13,333円を用いた。

第5に医療扶助に関しては次のように算定した。医療扶助は保護世帯に医療費が発生する度に給付される扶助であるから、その金額を先験的に規定することはできない。また医療扶助は医療費全額に相当するから、その金額を自己負担のみの一般世帯の医療費と比較することも妥当でない。そこでここでは、一般世帯の医療費と平仄を合わせる形で、厚生労働省が公表している年齢別の世帯員1人当り医療費自己負担額（2010年度）を用い、世帯の特性（世帯員の数と各々の年齢）に応じて世帯毎の医療費自己負担額（年額）を保護基準額に加算した。ここで、①0～6歳の負担額には年数（5年と2年）を重みにした0～4歳の額（34,000円）と5～9歳の額（26,000円）の平均（33,875円）を、②7～15歳の負担額には、年数（3年と5年）を重みとした5～9歳の額（26,000円）と10～14歳の額（20,000円）の平均（22,250円）を、そして③16～18歳については15～19歳の額（16,000

円)を利用した。なお、19～59歳については20歳から59歳の額(32,250円)を用いた¹⁸⁾。

4. 3. 結果

表4は子供の総数5人を上限として、子供の構成別に保護基準比率、等価尺度、および保護基準比率の等価尺度からの乖離率(%)を2012年保護基準と2013年(8月以降)以降の保護基準に関して示している。また図1では、表4の結果を用い、横軸に(a)0～6歳の数、(b)7～15歳の数、そして(c)16～18歳の数組み合わせを(a, b, c)と記し、2012年と2013年(8月以降)の保護基準比率と等価尺度を図示している。さらに表5では、表4で示した子供の総数と年齢構成に従い乖離率がどのように変化するかを記述するために、乖離率を定数、子供総数、7～15歳が子供総数に占める比率、および、16～18歳が子供総数に占める比率に回帰させた結果を示している。

以上の結果から次の点が指摘できる。第1に、図1から分るように、全ての子供の数および構成(全55ケース)において保護基準比率はここで推定された等価尺度より大きく、保護基準が表わす

世帯消費の規模の経済は等価尺度が含意する規模の経済より小さいことを意味している。保護基準比率の等価尺度からの乖離率は2012年で7.1%～31.4%，2013年では6.3%～30.6%に渡り、全ケースの乖離率の平均値は2012年で18.5%，2013年では17.8%となっている。なお、前節で議論したように、現行の保護基準は原則的に自動車関連経費等を含んでいないため、仮に保護基準が自動車関連経費等も考慮する場合と比べ、ここでの乖離率は小さくなる可能性があることに留意したい。

第2に、これら2012年と2013年の数値から理解できるように、2013年8月の生活扶助の改定をうけて生活保護基準比率の等価尺度からの乖離率は縮小している。しかし、図1から目視できるように、その縮小の度合いは限定的である。

第3に、図1から分るように、子供の年齢構成を固定した場合、子供総数が多い世帯ほど保護基準比率の等価尺度からの乖離率が大きくなる傾向にある。表5の回帰分析の結果を用いると、子供総数が1人増加するにつれ乖離率は、2012年では約3.75%ポイント、2013年では約3.73%ポイント大きくなっている。ここでも2013年8月以降は子供

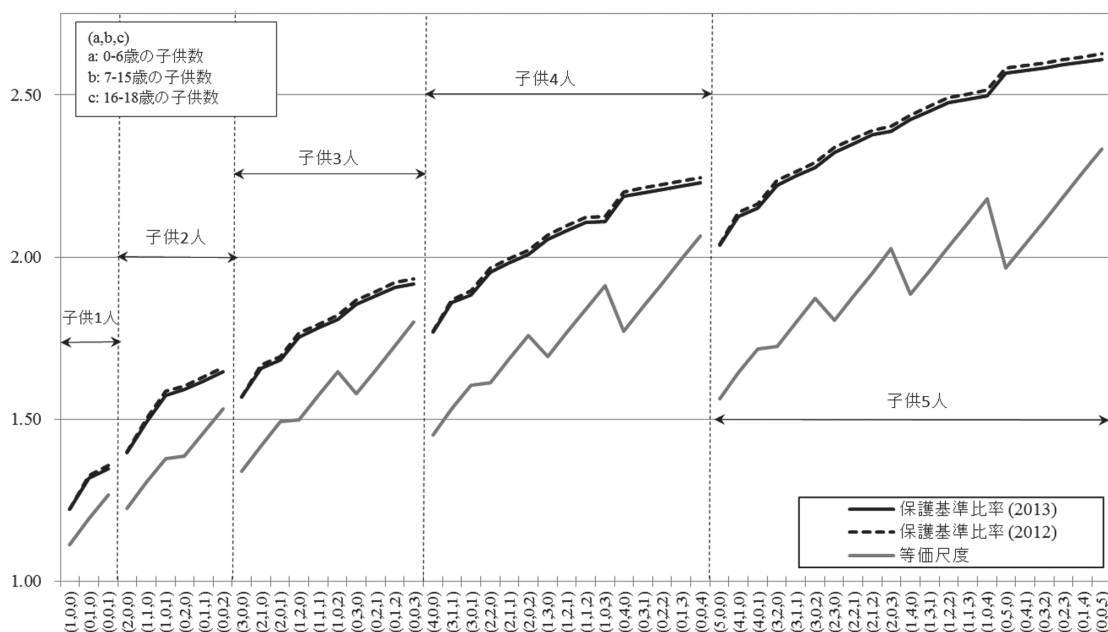


図1 等価尺度と保護基準比率の比較

表4 子供の構成と等価尺度および保護基準比率

子供総数	年齢区分別子供数			①等価尺度	2012年		2013年8月以降	
	0-6	7-15	16-18		②保護基準 比率	(②-①) /①×100	③保護基準 比率	(③-①) /①×100
1人	1	0	0	1.113	1.223	9.888	1.223	9.892
	0	1	0	1.193	1.328	11.277	1.318	10.488
	0	0	1	1.267	1.357	7.140	1.347	6.310
2人	2	0	0	1.226	1.399	14.153	1.396	13.863
	1	1	0	1.306	1.501	14.926	1.490	14.069
	1	0	1	1.380	1.587	15.062	1.575	14.140
	0	2	0	1.386	1.603	15.610	1.591	14.757
	0	1	1	1.460	1.631	11.728	1.619	10.896
	0	0	2	1.533	1.659	8.218	1.647	7.405
	0	0	0	1.339	1.569	17.186	1.568	17.131
3人	2	1	0	1.419	1.667	17.511	1.658	16.833
	2	0	1	1.492	1.695	13.548	1.683	12.746
	1	2	0	1.499	1.766	17.801	1.754	16.986
	1	1	1	1.573	1.793	14.027	1.781	13.230
	1	0	2	1.646	1.820	10.590	1.808	9.810
	0	3	0	1.579	1.867	18.209	1.854	17.401
	0	2	1	1.653	1.894	14.600	1.881	13.810
	0	1	2	1.726	1.921	11.298	1.908	10.524
	0	0	3	1.800	1.932	7.361	1.918	6.590
	4	0	0	1.452	1.770	21.948	1.769	21.888
	3	1	0	1.532	1.869	22.000	1.859	21.353
4人	3	0	1	1.605	1.896	18.111	1.883	17.294
	2	2	0	1.612	1.967	22.047	1.954	21.217
	2	1	1	1.685	1.995	18.341	1.981	17.529
	2	0	2	1.759	2.022	14.944	2.008	14.149
	1	3	0	1.692	2.068	22.227	2.054	21.405
	1	2	1	1.766	2.096	18.681	2.081	17.876
	1	1	2	1.839	2.123	15.419	2.108	14.630
	1	0	3	1.913	2.126	11.131	2.110	10.340
	0	4	0	1.772	2.202	24.226	2.188	23.436
	0	3	1	1.846	2.213	19.874	2.198	19.086
	0	2	2	1.919	2.224	15.855	2.209	15.070
	0	1	3	1.993	2.234	12.099	2.218	11.318
	0	0	4	2.066	2.246	8.673	2.229	7.895
	5	0	0	1.564	2.039	30.346	2.036	30.141
	4	1	0	1.645	2.138	29.986	2.125	29.230
5人	4	0	1	1.718	2.165	26.011	2.152	25.231
	3	2	0	1.725	2.236	29.659	2.223	28.867
	3	1	1	1.798	2.264	25.874	2.250	25.098
	3	0	2	1.872	2.291	22.387	2.277	21.625
	2	3	0	1.805	2.337	29.489	2.323	28.703
	2	2	1	1.879	2.365	25.873	2.350	25.102
	2	1	2	1.952	2.392	22.529	2.377	21.771
	2	0	3	2.025	2.403	18.624	2.387	17.868
	1	4	0	1.885	2.438	29.334	2.424	28.553
	1	3	1	1.959	2.465	25.872	2.450	25.105
	1	2	2	2.032	2.493	22.660	2.477	21.906
	1	1	3	2.106	2.503	18.869	2.487	18.116
	1	0	4	2.179	2.515	15.392	2.498	14.641
	0	5	0	1.965	2.582	31.365	2.567	30.618
	0	4	1	2.039	2.591	27.068	2.576	26.321
	0	3	2	2.112	2.600	23.069	2.584	22.323
	0	2	3	2.186	2.609	19.340	2.592	18.593
	0	1	4	2.259	2.617	15.853	2.601	15.107
	0	0	5	2.333	2.626	12.586	2.609	11.839

表5 乖離率の決定要因

	2012年			2013年以降		
	係数	標準誤差	P値	係数	標準誤差	P値
切片	7.693	(1.190)	0.000	7.299	(1.182)	0.000
子供の総数	3.752	(0.253)	0.000	3.732	(0.252)	0.000
7～15歳比率	1.121	(1.075)	0.302	0.740	(1.068)	0.492
16～18歳比率	-11.652	(1.075)	0.000	-12.026	(1.068)	0.000
修正済決定係数	0.878			0.880		
標本規模	55			55		

総数が乖離率に与える傾向は小さくなっているが、その降下度は小さい。

第4に、子供の総数を一定にすると、高学年の子供の比率が大きい世帯ほど乖離率が小さくなる傾向にある。表5の結果を用いると、7～15歳比率は両年とも有意ではないが、16～18歳比率が1%ポイント多い世帯では、乖離率は2012年では約11.6%ポイント、2013年では12.0%ポイント小さくなっている。

V さいごに

本稿では需要関数体系の推定を通じて等価尺度を算定し、それを保護基準から算定される保護基準比率と比較することによって、世帯消費における規模の経済が保護基準にどれだけ反映されているかを検証した。本稿の結果からは、生活保護基準は子供の総数にかかる規模の経済を過小に考慮していることが示唆された。さらに、この過小評価の度合いは、子供の総数が大きくなるほど拡大するが、高齢の子供が増加するほど小さくなることも含意された。また2013年8月以降の生活扶助基準の改定は乖離率を減少させる効果をもっているが、その効果は限定的であることも示された。

しかしながら、この結果に関しては次の2点に留意したい。

第1に、本稿での分析は保護基準比率が示す規模の経済を等価尺度が示す規模の経済と比較しているのであって、子供がいる多人数世帯の保護基準と当該世帯の本来あるべき消費水準を比較しているのではない。保護基準比率と等価尺度を用いた比較で、当該世帯の保護基準の金額を「妥当」

と判断するためには、基準世帯(=夫婦のみ世帯)の生活保護基準が、需要関数体系の推定が暗黙的に想定している基準世帯の消費水準と等しく、かつ、その水準が「適切」であると仮定する必要がある。本稿の結果からは、そのような仮定を置いて初めて、「生活保護基準は多人数世帯において過大に設定される」との含意を得ることができる。しかし、そのような主張を行うためには、今回用いた手法の精査を含む慎重な作業が必要であることは言うまでも無いであろう。本稿が目指したのは、あくまでも保護基準比率に表れる規模の経済の評価である。

第2は本稿が用いた一般化費用尺度法の前提や手法にかかわるものである。本稿の等価尺度は、完全需要体系をAIDSとして推定することによって等価尺度を算定する一般化費用尺度法(Ray 1981, 1982ab, 1983)を用いている。しかし後年に発展した、IB仮定の検定法やIB仮定が成立しない場合の等価尺度の推定(Blundell and Lewbel 1991)、AIDSを発展させたQuadratic Almost Ideal Demand System (QAIDS)(Banks et al. 1997)やModified Almost Ideal Demand System (MAIDS)

(Cooper and McLaren 1992)などの完全需要体系の異った定式化、パラメトリックな完全需要体系から離れたセミパラメトリック法(Yatchew et al. 2003; Stengos et al. 2006, Wilke 2006)やマッチング推定量(Szulc 2009)を用いた推定、さらに一般化費用尺度法とライデン法を組み合わせた推定(de Ree et al. 2013)など複数の新たな手法も存在している。生活保護制度における保護基準の評価には政治的な要素も加味されやすいため、その最終的な評価には、慎重かつ丁寧な分析は言う

までも無く、加えて、これらの複数の新たな手法を用いた多数の研究者による幾重にも渡る検証が必要であろう。したがって、本稿の結果は、当然、最終的な評価を下すものではなく、むしろ、後に続く複数の研究によって検証と批判の対象となるべきひとつの試算として位置づけられるべきものである。

(平成25年7月投稿受理)

(平成26年3月採用決定)

謝辞

本稿は東京大学経済学研究科マイクロワークショップ(2012年1月)および日本財政学会第69回大会(2012年10月)にて発表した論文に基づいている。これらの会合における参加者、ならびに、岩本康志(東京大学)および四方理人(関西大学)の諸先生方から有益なコメントを頂いた。また査読過程では、お二人の査読者から、本稿改良のための数々のアドバイスや誤りの指摘を頂いた。ここに通常の留意をもって感謝致したい。なお本稿の分析に際しては、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターから「慶應義塾家計パネル調査(KHPS)」および「日本家計パネル調査(JHPS)」における個票データの提供を受けた。

注

- 1) 生活保護基準算定の詳細については例えば、林(2008)や岩永(2010)等を参照せよ。
- 2) ただし、同論文の表4からは比較対象とする等価尺度を算定することは可能である。
- 3) またこれら3つの分析では、世帯員の年齢に依存し規模の経済が働かないとされる個人消費部分(第1類費)と規模の経済が働くと考えられる共同消費部分(第2類費)に分けて検討が行われている。
- 4) 同法による等価尺度は個人の主観的な評価に基づくため「主観的尺度(subjective scales)」とも呼ばれる(Van Praag and Warnaar 1997)。大山(2004)に加え、高齢者について高木ほか(2004)が同法を利用している。Schroder(2004)によると同法は等価尺度を過大に推定する傾向があるとされる。
- 5) 子供の費用という観点からは夫婦2人世帯を基準にすることは特段おかしな選択ではない。実際、多くの子供の費用に関する研究では、夫婦2人世帯を基準とした等価尺度が推定されている。もちろん単身世帯を基準にすることも考えられるが、その場合は片親世帯内での比較を意味する。
- 6) 以下の疑念は本稿の草稿を様々な機会で発表した際に頂いたコメントに基づく。
- 7) ここでは便宜的に等価尺度としてOECD尺度(世帯人員数の平方根)が利用されている。
- 8) 査読者のコメントによる。梅溪(2000)は「家計調査」のみに言及し、樋口ほか(2011)は文脈より「国民生活基礎調査」や「全国消費実態調査」を言及しているようである。
- 9) 本稿の第1稿に対する査読者からのコメントによる。
- 10) 例えば、既述の社会保障審議会生活保護基準部会(2013, p.4)は「生活保護受給世帯と隣接した一般低所得世帯の消費実態を用いることが今回の検証では現実的である」として、一般低所得世帯のデータを用いて比較分析している。実際には第1十分位以下の消費を有する世帯が比較対象とされている。なお同報告書では「第1十分位」という表現が用いられているが、そもそも「分位(quantile)」とは数値の幅ではなく数値そのものを表す言葉であるから、文脈から「第1十分位階級=第1十分位以下」と考えられる。また、生活扶助基準に関する検討会(2007)でも「第1十分位」という言葉が用いられているが、参考資料より「5万～336万円(夫婦子供1人)」であることが示されている。なおこれらの報告書では、なぜ第1十分位付近ではなく第1十分位以下が利用されている理由については説明されていない。
- 11) そもそも保護基準が「国民の健康で文化的な最低限度の生活水準」ならば、保護基準の比較対象を特定の所得層に限定することは正当化できないのではないだろうか。実際、社会保障審議会生活保護基準部会(2013)も「国民の健康で文化的な最低限度の生活水準として考えた場合、指数を全分位の所得階層(全世帯)(中略)から算出することも可能」と議論している。
- 12) ここで有意でない係数も利用する理由は以下の通りである。第1は理論的な問題で、一般化費用尺度法において一部の消費項目を除外すると同法が前提とする理論モデルと齟齬を起こすためである。第2は計量経済学的な問題である。有意とならなかった係数にゼロ制約をつけることは、そのような制約を付した制約モデルを再推定することを含意する。その場合、再推定された係数の値や標準誤差も異なるであろうし、さらにそこで有意とならなかった係数をどうあつかうかという問題も存在する。そして何よりも再推定された推定量の分布は前段階の推定値の有意性に依存することになるため、その分布は非常に複雑なものになる。つまり、プレテスト問題と呼ばれるものである(詳

- しくはDavidson and MacKinnon 1993 pp. 94-98を参照)。第3に有意な効果をもたない変数を加えて回帰分析を行っても、他の係数の有効性は小さくなるが、一貫性や普遍性は損なわれることはない。したがって、ここではこれらの理由により、統計的に有意でない係数も含めた全係数の推定値を用いて等価尺度を算定している。実際、先行研究における等価尺度の算定においては、有意でない係数を含む全ての係数を用いて算定が行われているようである（少なくとも有意でない係数を用いずに等価尺度を計測したという但し書きはない）。例えば、Blundell and Lewbel (1991), Lyssiotou (1997), Majumder and Chakrabarty (2003), Yatchew et al. (2003), Oyama (2006), Takeda (2010), de Ree et al. (2013)などを参照せよ。なお本稿の結果において有意でない係数の値は $\delta_5=0.00019$, $\delta_6=0.00079$, $\delta_7=-0.0031$ と非常に小さい(他の δ 係数と比べて1桁以上小さい)。したがって、これら係数の効果は非常に限定的である。
- 13) 住宅扶助には特別基準の上限値を用い、2人世帯53,700円, 3人以上6人以下世帯69,800円, 7人世帯83,800円とした。
 - 14) したがって水準自体は過大になるかもしれないが、この支出には規模の経済は存在しないと考えられるため、等価尺度には大きな影響は与えないと考えられる。
 - 15) この場合、水準自体は過小になるが、これらの支出には規模の経済は存在しないと考えられるため、等価尺度に大きな影響は与えないと考えられる。
 - 16) 学級費等と入学準備金は上限値である。
 - 17) 学習支援費, 入学準備金, および授業料は上限値である。生業扶助においては都道府県立高校の入学料および受験料の額内とされているため、入学費と入学査料の額は都立高校の値を利用した。授業料は高校無償化以前の都立高等学校における授業料である(生業扶助においては、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律」施行前に都の条例に定められていた都立高等学校における額以内の額)とされている。)通学費・教材費については考慮していない。
 - 18) これらの数字は2010年度の医療費自己負担額である。本来ならば、他の費用と平仄をあわせる形で2012年度の負担額を利用すべきであろうが、2012年度の係数は利用可能ではなく、2010年度が最新の数値である。

参考文献

- Banks, J., Blundell, R., Lewbel, A., 1997. Quadratic Engel curves and consumer demand. *Review of Economics and Statistics* 79, 527-539.
- Barten, A.P., 1964. Family composition, prices and expenditure patterns. In: Hart, P. E., Mills, G., Whitaker, J.K., (Eds) *Econometric Analysis for National Economic Planning*, 277-297.
- Bessho, S., Hayashi, M., 2011. Labor supply response and preferences specification: Estimates for prime-age males in Japan. *Journal of Asian Economics* 22, 398-411.
- Blacklow, P., Nicolas, A., Ray, R., 2010. Demographic demand systems with application to equivalence scales estimation and inequality analysis: The Australian evidence. *Australian Economic Papers* 49, 161-179.
- Blackorby, C., Donaldson, D., 1993. Adult-equivalence scales and the economic implementation of interpersonal comparisons of well-being. *Social Choice and Welfare* 10, 335-361.
- Blundell, R., Duncan, A., Pendakur, K. 1998. Semiparametric estimation of consumer demand. *Journal of Applied Econometrics* 13, 435-461.
- Blundell, R., Lewbel, A., 1991. The information content of equivalence scales. *Journal of Econometrics* 50, 49-68.
- Blundell, R., MaCurdy, T., 1999. Labor supply: A review of alternative approaches. Ashenfelter, O., Card, D., (Eds.) *Handbook of Labor Economics* 3A, 1559-1695.
- Brown, M., Johnson, S.R., 1983. Food stamps: Program parameters and standards of living for low-income households. *Southern Journal of Agricultural Economics* 15, 43-49.
- Cooper, R.J., McLaren, K. 1992. An empirically oriented demand system with improved regularity properties. *Canadian Journal of Economics* 25, 652-668.
- Dagum, C., Ferrari, G., (Eds.) 2004. *Household Behaviour, Equivalence Scales, Welfare and Poverty* (Springer, New York) .
- Davidson, R., MacKinnon, J., 1993. *Estimation and Inference in Econometrics* (Oxford University Press, Oxford) .
- Deaton, A. S., Muellbauer, J., 1980a. *Economics and Consumer Behavior* (Cambridge University Press, New York) .
- Deaton, A. S., Muellbauer, J., 1980b. An almost ideal demand system. *American Economic Review* 70, 312-26.
- De Ree, J., Alessie, R., Pradhan, M., 2013. The price and utility dependence of equivalence scales: Evidence from Indonesia. *Journal of Public Economics* 97, 272-281.
- Dickens, R., Fry, V., Pashardes, P., 1993.

- Nonlinearities, aggregation and equivalence scales. *Economic Journal* 103, 359-368.
- Donaldson, D., Pendakur, K., 2004. Equivalent-expenditure functions and expenditure dependent equivalence scales. *Journal of Public Economics* 88, 175-208.
- Lewbel, A., 1989. Household Equivalence Scales and Welfare Comparisons. *Journal of Public Economics* 39, 377-391.
- Lyssiotou, P., 1997. Comparison of alternative tax and transfer treatment of children using adult equivalence scales. *Review of Income and Wealth* 43, 105-117.
- Majumder, A., Chakrabarty, M., 2003. Relative cost of children: The case of rural Maharashtra, India. *Journal of Policy Modeling* 25, 61-76.
- Muelbauer, J., 1977. Testing the Barten model of household composition effects and the cost of children. *Economic Journal* 87, 460-487.
- Oyama, M., 2006. Measuring cost of children using equivalence scale on Japanese panel data. *Applied Economics Letters* 13, 409-415.
- Pendakur, K., 1999. Estimates and tests of base-independent equivalence scales. *Journal of Econometrics* 88, 1-40.
- Prais, S.J., Houthakker, H.S., 1955. *The Analysis of Family Budgets* (Cambridge University Press, Cambridge) .
- Ray, R., 1981. Do relative price changes affect the general equivalence scale- *Economic Letters* 8, 287-291.
- Ray, R., 1982a. The testing and estimation of complete demand systems on household budget surveys. *European Economic Review* 17, 349-369.
- Ray, R., 1982b. Generalised cost scaling: A new approach to demographic variables in demand analysis. *Economic Letters* 9, 295-299.
- Ray, R., 1983. Measuring the cost of children: An alternative approach. *Journal of Public Economics* 22, 89-102.
- Rothbarth, E., 1943. Note on a method of determining equivalent income for families of different composition. In: C. Madge (Ed.) *War-time Patterns of Saving and Spending* (Cambridge University Press, Cambridge) .
- Stengos, T., Sun, Y., Wang, D., 2006. Estimates of semiparametric equivalence scales. *Journal of Applied Econometrics* 21, 629-639.
- Schroder, C., 2004. *Variable Income Equivalence Scales: An Empirical Approach* (Springer, New York) .
- Szulc, A., 2009. A matching estimator of household equivalence scales. *Economic Letters* 103, 81-83.
- Takeda, Y., 2010. Equivalence scales for measuring poverty in transitional Russia: Engel's food share method and the subjective economic well-being method. *Applied Economics Letters* 17, 351-355.
- Tsakloglou, P., 1991. Estimation and comparison of two simple models equivalence. *Economic Journal* 101, 343-357.
- Van Praag, B.M.S., 1971. The welfare function of income in Belgium: an empirical investigation. *European Economic Review* 2, 337-369.
- Van Praag, B.M.S., Warnaar, M.F., 1997. The cost of children and the use of demographic variables in consumer demand. In: Rosenzweig, M.R., Stark, O. (Eds) *Handbook of Population and Family Economics* (Elsevier, Netherlands) , 241-273.
- Wilke, R.A., 2006. Semi-parametric estimation of consumption-based equivalence scales: The case of Germany. *Journal of Applied Econometrics* 21, 781-802.
- Yatchew, A., Sun, Y., Deri C., 2003. Efficient estimation of semiparametric equivalence scales with evidence from South Africa. *Journal of Business and Economic Statistics* 21, 247-257.
- 新たなセーフティネット検討会, 2007.『新たなセーフティネットの提案「保護する制度」から「再チャレンジする人に手を差し伸べる制度へ」』全国知事会・市長会 (2007年10月) : <http://www.mayors.or.jp/rokudantai/teigen/181025safetynet/documents/honbun.pdf>
- 石井加代子, 山田篤裕, 2007.「貧困の動態分析」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経済連携21世紀COE (編)『日本の家計行動のダイナミズムⅢ』慶應義塾大学出版会。
- 岩永理恵, 2010.「保護基準とはいかなる意味を持つ基準か: 生活扶助基準算定方式と標準世帯」『社会政策』2 (2) , 22-32。
- 梅溪健児, 2000.「所得調査の特徴とジニ係数」『日本労働研究雑誌』(480) [JIL論文DBより: http://db.jil.go.jp/db/ronbun/zenbun/F2000110006_ZEN.htm]
- 大山昌子, 2004.「子どもの養育・教育費用と出生率低下」『人口学研究』0 (35) , 45-57。
- 木村正一, 2005.「2004年慶應義塾家計パネル調査の標本特性」樋口美雄 (編)『日本の家計行動のダイナミズムI: 慶應義塾家計パネル調査の特性と居住・就業・賃金分析』慶應義塾大学出版会, 13-41。
- 厚生労働省社会・援護局保護課, 2011.「生活保護基準の体系等について」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001d31w.pdf>)
- 小林淑恵, 2011.「児童手当の家計への影響」『季刊社

- 会保障研究』47 (1), 67-80。
- 社会保障審議会生活保護基準部会, 2013.『社会保障審議会生活保護基準部会報告書』厚生労働省(平成25年1月18日) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002szwi-att/2r9852000002t006.pdf>
- 駿河輝和, 1995.「Equivalence scaleによる子どもの費用の計測」『日本統計学会誌』25 (3), 223-231。
- 駿河輝和, 西本真弓, 2001.「等価尺度と子供の費用:『消費生活に関するパネル調査』を使用して」『季刊家計経済研究』25-31。
- 生活保護制度の在り方に関する専門委員会, 2004.『生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書』厚生労働省社会保障審議会 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html>)。
- 生活扶助基準に関する検討会, 2007.『生活扶助基準に関する検討会報告書』厚生労働省社会・援護局 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/s1130-10.html>)。
- 竹沢純子, 2006.「児童手当支給額に関する考察」『季刊社会保障研究』42 (3), 279-287。
- 谷頭子, 草刈仁, 2008.「家計需要における世帯規模効果の比較分析」『神戸大学農業経済』53-60。
- 永瀬伸子, 2001.「子どもコスト推計: 家計および資産面からの分析」『人口学研究』28, 1-15。
- 林正義, 2008.「生活保護の現状と本書の課題」阿部彩, 國枝繁樹, 鈴木亘, 林正義.『生活保護の経済分析』東京大学出版会, 1-17。
- 樋口美雄, 石井加代子, 佐藤一磨, 2011.「貧困と就業: ワーキングプア解消に向けた有効策の検討」RIETI Discussion Paper Series 11-J-056. 独立行政法人経済産業研究所。
- 武藤博道, 1992.「日本における子育てコストと子ども需要」『日本経済研究』0 (22), 119-136。
- 八木匡, 橋本俊詔, 1996.「等価所得比率の測定と所得分配不平等度の解釈」『季刊社会保障研究』32 (2), 178-189。
- 渡辺久里子 (2010)「生活扶助基準における『世帯規模の経済性』の検討」駒村康平 (編)『最低所得保障』岩波書店, 229-236。
- 渡辺久里子 (2011)「等価尺度の推計と比較 - 全国消費実態調査と生活扶助基準から」『低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究』平成22年度厚生労働科学研究費報告書 (研究代表者駒村康平), 63-91。
- 山田篤裕, 四方理人, 田中聡一郎, 駒村康平, 2012.「主観的最低生活費の測定」『社会政策』3 (3), 127-139。

(あさの・はくと 国土交通省)

(はやし・まさよし 東京大学大学院教授)

活動理論を援用したALS患者団体による政策活動の分析

コリー 紀 代

要 旨

在宅人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする子どもや保護者が、教育の機会、就労の機会といった社会参加から排除されているという現状がある。近年、障害を個人の責に帰すのではなく、社会的障壁として捉える障害の社会モデルという概念が我が国にも導入された。個人が障害を克服し社会に適応するモデルから、社会が個人に合わせて柔軟に変化するモデルであるが、障害の社会モデルにおける社会においても、社会の側から障害者のニーズに気づいて変化するというよりは、当事者である個人が力を結集し社会を変革することが求められる。

我が国の最近の動向を見てみると、ALS患者団体による辛抱強い活動が契機となり、2012年には社会福祉士・介護福祉士法の一部改正に至った。このような当事者団体による社会変革に向けた活動は、現在どのように行われ、どのような困難や障壁があるかについての調査は皆無であり、本論文においては医療的ケアに関する法律の成立という一種の社会的合意（ソーシャル・キャピタル）形成過程を、拡張による学習という観点から分析した。その結果、医療的ケアに関するダブルバインドという状況に置かれながら、ALS患者団体の活動が口火となり、医療的ケア実施における対象（ケア提供者）の拡張に続く、主体（患者）の拡張、場の拡張、そして医療的ケアの拡張という4つの拡張が観察された。このような活動においては、社会の縮図を作成する視点、参加者の意見の

同等性を担保する視点、決定事項の効力に対する合意を得ておく視点、医療技術の持続的な発達に対応できるよう、次世代への配慮、会合の開催頻度に関する合意により継続的な相互行為が可能となるような体制整備の必要性が示唆された。

I はじめに

在宅人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする子どもや保護者という個人が、社会参加から排除され、教育の機会、就労の機会を奪われているという現状がある。障害を持つ子どもを普通学級に受け入れるインクルーシブ教育、インテグレーション、ノーマライゼーション等の概念は浸透しつつあるが、医療を必要とする子どもの場合、教育と医療のはざまに取り残され、地域における医師・看護師不足により十分な教育が受けられず、卒業後の就労の機会も減少させている。このように、地域における医療提供様式は、その地域住民の社会参加の機会を増減させ得る一つの大きな因子であるといえる。

近年、障害を個人の責に帰すのではなく、社会的障壁として捉える障害の社会モデルという概念が我が国にも導入された。個人が障害を克服し社会に適応するモデルから、社会が個人に合わせて柔軟に変化するモデルである。しかしながら、障害の社会モデルにおける社会においては、社会¹⁾の側から障害者のニーズに気づいて変化するというよりは、当事者である個人が力を結集し社会を変革することが求められる。我が国の最近の動向を見てみると、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者

団体による辛抱強い活動が契機となり、2012年には社会福祉士・介護福祉士法の一部改正に至った。このような当事者団体による社会変革に向けた活動は、現在どのように行われ、どのような困難や障壁があるのだろうか。以下、エンゲストロームの活動理論、ネットワークングという新たな紐帯の概念を採用し、具体的には医療的ケアに関する法律の成立という一種の社会的合意（ソーシャル・キャピタル）形成過程を、拡張による学習という観点から分析することを試みる。また、その分析過程から垣間見えてきた活動理論の限界についても論じることとする。

II 活動理論とは

活動理論は、ヴィゴツキー、ルリア、レオンチェフらヴィゴツキー学派の文化歴史的心理学に源流がある学習理論である。エンゲストロームは、文化歴史的活動理論の発展を三つの理論的世代に区別し、自らを第三世代に位置付けている〔中村（2001）,p.283〕。

第一世代はヴィゴツキーを中心とする世代で、複雑な心理過程を要素として分解し、精神や行動を機械論的に把握する生物学的－自然主義的理論を批判し、人間の実践的な活動が心理的道具である言語によって媒介されると主張する。ヴィゴツキーの主体・対象・媒介する道具（アーティファクト）からなる三角形モデルは、道具を利用し生産する人間を行為主体とし、ピアジェにおいて、「対象」が主体を形成するための生の素材であるという理解をされていた段階から、「対象」は文化のなかにア・プリオリに存在しており、「行為」は常に「対象」を必要とする性質をもつという理解へと至った。

しかしながら、第一世代は、分析が個人に焦点化されていた。その限界は、第二世代のレオンチェフらによって克服される。彼は「歴史的に発展する分業（historically evolving division of labour）」という概念を導入し、第一世代の活動理論のデカルト主義的個人主義を修正し、個人的活動から集団的活動への分化を示した。彼によれば、活動の

対象こそが、活動の真の動機であり、労働が分業される条件下では、人は、活動の対象や動機を十分意識することがほとんどないままに活動に参加しているという〔エンゲストローム（1999）,p.63〕。A.A.レオンチェフは、父親の業績を継承し、集団的な主体と「個々の」主体との相互関係は、心理学的分析によってのみ理解可能であるとした。しかし、レオンチェフらの研究においては、活動の道具的側面（子ども－モノ）とコミュニケーション的側面（子ども－個々の大人）が不完全にしか統一されなかった〔エンゲストローム（1999）,p.68〕。

この点を発展させたのが、第三世代に位置するエンゲストロームである。彼は、ヴィゴツキーからレオンチェフへ引き継がれた活動理論に、マルクスの生産、分配、交換、消費という人間の社会的な活動を組み入れ、図1のようなモデルを構成した。エンゲストロームの活動理論は、資本主義社会における、人間の学習のプライヴァタイゼーションと商品化という文脈の外部に立とうとする「拡張による学習」を志向する。

彼はさらに、ヴィゴツキーの最近接発達領域を、個人の現在の日常的行為と、日常的行為の中に潜在的に埋め込まれているダブルバインド（二重拘束）²⁾の解決として集団的に生成され得る社会的活動との間の距離である〔エンゲストローム（1999）,p.211〕と再定式化した。すなわち、学習を促進するのは内的矛盾である。人間は、内的矛盾の解決のために活動し、その学習により環境に適応する。

また、ヴィゴツキーの最近接発達領域の概念では、個人がその発達において、ある活動から別の活動へ移行するという理解にとどまる点、社会システムとしての活動それ自体が絶えず発達し、変化しているのかどうか、またそれがどのようにしてなされるのか〔エンゲストローム（1999）,p.201〕という議論がなされていない点に限界があると主張し、活動が次第に社会的に広がる「拡張する学習」という概念を提示した。エンゲストロームは、個人主義が疎外や区画化という負の側面を持つだけでなく、同時代性、開放制、流動性といった固

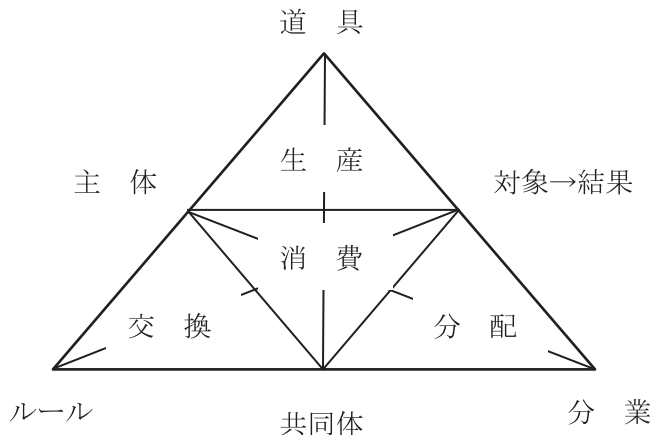


図1 人間の活動の構造〔エンゲストローム (1999) ,p.79〕

定化された権威からの解放という正の側面を持つことを指摘したバフチンのポリフォニー(多声性)という概念から、社会性という概念を、共通の対象をめぐる交響詩,組織された異種混交であり、ポリフォニーである、と捉えなおす。多声性を自らの活動理論に適用し、活動システムにおいては様々なグループや階層の声が衝突し、補完し合っている関係があるとする。そして、こうした声のすべてが含みこまれ役立てられねばならない (p.323) という立場をとる。こうして、活動システムは、共通の対象/動機と共通の道具を分かち合う、多声性という特徴を持ったグループや個人の活動を分析する最小のツールとなる。

さらにエンゲストロームは、単一のグループや個人の活動のみならず、複数の活動する主体/グループ間の相互作用にも注目する。図2は、ホー

ムケアワーカーの活動システム(左図)と高齢者の活動システム(右図)が、よりよいケアという同じ対象に向けた活動システムの概念図である。ホームケアワーカーは、ルーチン化されたケア提供を通じ、利用者の生活における資源と脅威を感じとることによって相互行為する。また、高齢者が持つ資源を活性化させ、全体のサービス提供をコーディネートすることによって、標準化した家事/ケア労働を減らすよう関わる。その活動から得られた学習は、道具の改良や分業形態の改善などに反映されることとなる。

エンゲストロームは、以上のような異なる2つの主体間における相互作用による活動からさらに拡張し、2つ以上の個人やグループ間の連帯のタイプについても「ノットワーキング, knot-working」という新しい概念を提示した。ノット

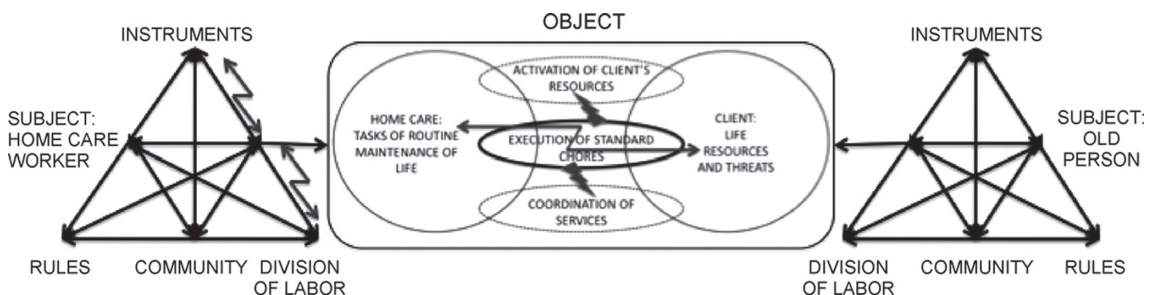


図2 ホームケアと利用者の相互依存する活動システム〔エンゲストローム (2010) ,p.6〕

とは結び目のことで、ノットワーキングとは、「行為者や活動システムは弱くしか結び付いていないのに、それらの間の共同のパフォーマンスが急遽、脈打ち始め、分散・共有され、部分的に即興の響き合いが起こってくる」関係を指す。グローバルな金融危機をはじめ、急激な社会変化が起こる昨今においては、もはや統制不可能であるかのように暴走する新しいタイプの「対象」が出現しているという。エンゲストロームはこの巨大化する「対象」を「流動化する対象」(図3)と呼び、その解決には、「野火 (wildfire)」や「アメーバ状 (amoeba-like)」のように、「ある場所から消えたかと思えば急に別の場所で出現し、活発に成長していったり、同じ場所でも一定の潜伏期間の後、出現・成長していったり」というように、複数の異なる共同体による協働的な活動が不可欠であるという〔山住、エンゲストローム (2008)〕。

具体的には、エンゲストロームは、多重疾病を抱える患者や、精神的な疾患を持つ患者の緊急のニーズを流動化する対象であると解釈し、要求される課題を臨機応変に解決するさまをノットワーキングの事例として分析している。従来のチームやネットワークは相対的に組織内で固定したメン

バーで編成されるが、ノットワーキングにおいては、要求される課題ごとに、そうした編成が生まれては消え、消えては生まれるという律動を繰り返す。ソーシャル・キャピタルの概念を提唱したロバート・パットナムは、その定義を「個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範」と定義している。エンゲストロームは、ソーシャル・キャピタルが国家レベルあるいはそれと同規模の政治文化を扱ったものであるのに対し、ノットワーキングはむしろ「組織レベル」といった中間単位を扱う点で異なるとしている。

以上、活動理論の概念を概観した。我が国においても、医療的ケア問題に関し、当事者団体、専門家団体、為政者、法学者等の異なる組織に所属する個人が、厚生労働省の主催する「新たな看護の在り方に関するあり方検討会(平成15年開始)」や「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会 (平成18年開始)」等において議論を重ね、2012年4月より社会福祉士・介護福祉士法の一部が改正された。これによって研修を受けた介護職員等が、気管内吸引や経管栄養を実施できることとなった。この法改正は、社

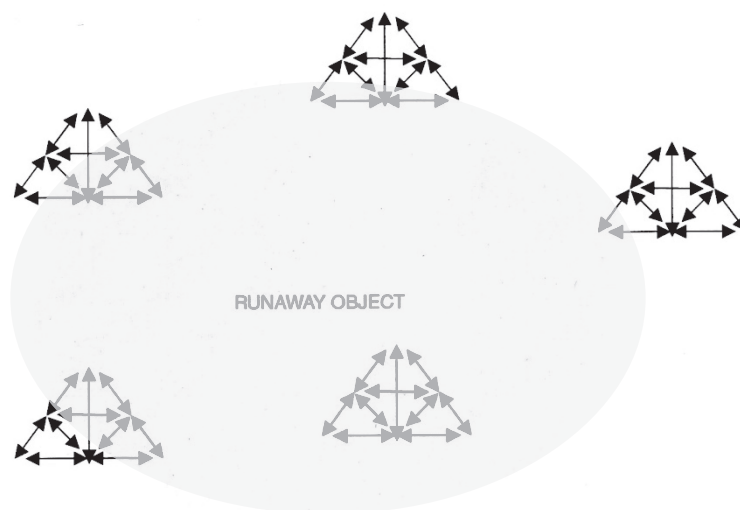


Figure 19.2. Large runaway object and activity systems.

図3 「流動化する対象」と活動システム

会的合意であり、しかも政治的権力の伴う決定である。この決定に至るまでの繰り返される検討会も、エンゲストロームが前提としているような組織レベルよりはやや政治的要素は強いが、一種のネットワークとみなすことが可能である。異なったアクターが参加する検討会において、ホームページに掲載されているデータを用い、最終的な合意に至った経緯について活動理論を用いて分析を試みることにする。

Ⅲ 法の一部改正という合意形成に至るネットワーク

医療技術の発展の結果、在宅用の人工呼吸器が開発され、在宅に広がる「ツール」としての条件が整ったことに加え、急性期病院における入院期間短縮政策、在宅人工呼吸器管理指導料等の診療報酬加算等、医療提供側のニーズと合致する形で施設中心の医療提供様式から、在宅へと医療依存度の高い患者が移行する条件が整備された。その結果、地域におけるサービス不足、質の確保が困難となり、ALS患者団体から、ヘルパーによる吸引の実施に関する要望が高まった。以下、年代順にその内容と構成員を中心に見ていくこととする。

平成14年11月12日、当時の厚生労働大臣である坂口力氏へ日本ALS協会から、ALS等の吸引を必要とする患者に、医師の指導を受けたヘルパー等介護者が日常生活の場で吸引を行うことを認めてくださいとの「要望書」が17万8千人の署名を添えて提出されたことを契機に、在宅のALS患者に対するたんの吸引行為における患者・家族の負担軽減方法について検討することを目的に、「新た

な看護の在り方に関する検討会」のもと「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」が設置された。平成15年2月3日に第1回合会が開催されたのち同年5月13日までの期間、計8回の分科会が開催された。分科会メンバーを以下に示す。

第1回分科会（平成15年2月3日、厚生労働省省議室）では、在宅ALS患者の窮状、「医行為」を規定する医師法第17条、第31条、保健師助産師看護師法第5条、第31条、第43条の解釈が共通認識され、本分科会における医行為とは「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（「医行為」）を、反復継続する意思をもって行うことである」とされた。

その7日後、同参加者の下、第2回分科会（平成15年2月10日、厚生労働省省議室）において関係者からのヒアリングが行われた。ヒアリング対象者を次頁に示す。

第3回分科会では、ヒアリング結果がまとめられた。このヒアリングと第4回から第7回まで現状理解と解決法の模索が続けられた結果に基づき、各アクターの主張と利益をまとめたものが表1である。

各アクターは、表1のような立場による利益の違いを明確にしつつ議論を進めていった。

第8回の最終報告では、在宅ALS患者において、医師や看護職員に加えて家族が医療行為である吸引を行っている実態が共通認識とされた。たんの吸引は頻繁に行う必要があることから、家族の負担軽減が求められており、このような在宅療養の実情に鑑みれば、「家族以外の者によるたんの吸

<分科会メンバー> (50音順)

伊藤 道哉	東北大学大学院医学系研究科講師
川村 佐和子	東京都立保健科学大学保健科学部看護学科教授
五阿弥 宏安	(株)読売新聞社論説委員
平林 勝政	國學院大學法学部教授・学長特別補佐
福永 秀敏	国立療養所南九州病院長
星 北斗	(社)日本医師会常任理事
前田 雅英	東京都立大学法学部教授
山崎 摩耶	(社)日本看護協会常任理事

＜ヒアリング対象者＞	
財団法人日本訪問看護振興財団常務理事	佐藤美穂子氏
社団法人全国訪問看護事業協会常務理事	上野桂子氏
社団法人秋田県看護協会訪問看護ステーションあきた所長	石川セツ子氏
社団法人日本介護福祉士会会長	田中雅子氏
全国ホームヘルパー協議会会長	村田みちる氏
日本ホームヘルパー協会会長	因利恵氏
光明荘ヘルパーステーション主任	中垣貞子氏
日本ALS協会副会長兼吸引問題解決促進委員会委員長橋本操氏	
日本ALS協会理事	長岡明美氏
日本ALS協会吸引問題解決促進委員会事務局長	海野孝太郎氏

表1 在宅における吸引実施をめぐる各アクターの主張と利益（筆者作成）

アクター	社会基盤	主 張	利 益
日本ALS協会	患者・家族団体	吸引を誰もが実施可能な「生活行為」とすべき	在宅サービスの充実、低価格化
日本医師会	専門職能団体	吸引は医師の指示を必要とする医療行為である	人件費削減による収入増、医療費抑制、医師の地位安定化
日本看護協会	専門職能団体	訪問看護と介護の連携、緊急時の対応の整備、研修の義務化による安全な体制整備	訪問看護の報酬増、訪問看護師の権限拡大による訪問看護ステーション経営の安定化
ヘルパー協会	専門職能団体	看護師との役割分担の明確化、研修と保険加入の義務化	業務拡大による収入増、社会的地位向上、責任所在の明確化
日本介護福祉士会	専門職能団体	看護師との役割分担の明確化、吸引を実施できるヘルパーは介護福祉士の資格を持つべき	業務拡大による収入増、在宅ケアにおける社会的地位の向上（訪問看護師との競争的地位獲得）

引の実施についても、一定の条件の下では当面の措置として行うこともやむを得ないものと考えられる」と、初めて「実質的違法性阻却」に該当するとの見解が示された。これは、日本ALS協会のヘルパー等による気管内吸引の実施を求める要望を認めたものといえる。

しかしながら、日本ALS協会は「『吸引は認めるが公的介護サービスには含めない』とか『ALSと在宅に限定する』等、私達の要望を一面的にしか汲みとっておらず、納得しがたいものがある」とし、平成15年5月19日に「ヘルパー等介護者によるたんの吸引実施に関する要望書」を坂口厚生労働大臣宛に提出した。

この議論は、平成16年の「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究（平成16年度厚生労働科学研究費補助事業）」に受け継がれることとなる。

研究会委員には、川村佐和子氏が「看護師等によ

るALS患者の在宅療養支援に関する分科会」に引き続き参加した。

平成15年7月22日まで計5回の会議が開催され、平成15年9月17日には「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律学的整理に関するとりまとめ」により、たんの吸引・経管栄養及び導尿の補助の3行為が特別支援学校教員によって実施可能な標準的な範囲とされ、それらの安全な実施のための標準的手順と医療と教育の連携における責任体制整備、マニュアルの整備等の条件が示された。

この流れを受け、それまでALSという一つの疾患のみに許されていた「ヘルパーによる吸引」について疑問が投げかけられることになる。平成15年のALS分科会では検討の対象とならなかった「ALS以外の在宅療養を行い吸引を必要とする者」について、現状を踏まえた適切な医療・看護を保障することを前提としつつ、どのような取り扱い

＜研究会委員＞ ◎：座長 ○：副座長

- 青木重孝 (社)日本医師会常任理事
 阿部俊子 (社)日本看護協会副会長
 飯野順子 筑波大学附属学校教育局教授
 伊藤道哉 東北大学大学院医学系研究科講師
 井上愛子 東京都多摩立川保健所企画調整課
 川村佐和子 東京都立保健科学大学保健科学部看護学科教授
 北住映二 心身障害児総合医療療育センター外来療育部長
 ○木村光江 東京都立大学法学部教授
 島崎謙治 国立社会保障・人口問題研究所副所長
 中桐佐智子 吉備国際大学保健科学部看護学科学科長
 ◎樋口範雄 東京大学大学院法学政治学研究科教授（英米法）
 福原信義 上越総合病院神経内科（脳神経センター長）
 山路憲夫 白梅学園短期大学福祉援助学科教授

＜ヒアリング対象者＞

- 福島県養護教育センター所長 中村雅彦氏
 「難病児の在宅医療を考える会」横浜市中心児童相談所小児科医 三宅捷太氏
 神奈川県肢体不自由児協会 理事長 山田章弘氏（保護者）
 視聴覚障害施設愛光学園 看護師 永澤絃子氏

をすることが患者・障害者本人及び家族にとって安全で安心できる日常生活を継続できるかが検討され、平成16年10月に「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」という報告書を提出した。

これを受け、平成16年11月26日には、人工呼吸器をつけた子の親の会（バクバクの会）会長、大塚孝司氏が「非医療従事者による気管内吸引等のケアの実施について」という意見書を、「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究会」に提出した。退院を契

機に「医療行為」を「生活支援行為」とし、家族以外の者も研修によって実施できるようにするべきとし、当事者の自立のために、医療・看護職による管理ではなくサポートを希求した。

「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究会」は報告書の提出後も第10回（平成17年2月7日）まで継続され、平成17年3月10日、「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いに関する取りまとめ」を提出した。

この取りまとめによれば、専門的排たん法を実

＜ヒアリング参加団体＞

- 全国難病団体連絡協議会
 日本筋ジストロフィー協会
 難病のこども支援全国ネットワーク
 人工呼吸器をつけた子の親の会（バクバクの会）
 全国遷延性意識障害者・家族の会
 重症心身障害児（者）を守る会
 日本訪問看護振興財団
 日本介護福祉士会
 全国ホームヘルパー協議会
 日本ホームヘルパー協議会

施できる訪問看護を積極的に活用すべきであるが、ALS患者の場合と同様に、たんの吸引を行っている家族の負担を緊急に軽減する必要等があること、また、ALS患者に対して認められている措置が、同様の状態にある者に合理的な根拠もなく認められないとすれば、法の下での平等に反することから、ALS患者に対するたんの吸引を容認する場合と同様の条件の下で、家族以外の者がたんの吸引を実施することは、当面のやむを得ない措置として容認されるものと整理されている。加えて、緊急時を含めた連携・支援体制の整備、衛生材料等の確保といった療養環境の管理のほか、家族以外の者に対する教育の実施者が医師あるいは看護師であり、適切な連携のもと実施されること、家族以外の者が実施する場合に「文書による同意」が必要とされ、同意書の例が示された。

家族以外の者によるたん吸引の実施が認められると、在宅ケアの専門家である介護福祉士のあり方の見直しが必要となり、「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」(平成18年1月31日、厚生労働省共用第7会議室)が第8回まで開催され、介護技術の水準は、高齢者、障害児・者等に共通する基本的なものであり、かつ、施設、地域(在宅)における介護に汎用できる介護技術とされた。自立支援の観点から、介護予防からリハビリテーション、看取りまでを一貫して理解できるようにするとし、様々な介護ニーズに職員一人一人が的確に対応できるよう介護技術の幅を広げるようにする、と明言された。ホームヘルパーが研修を受け、同意書を得たのちにたんの吸引ができるのとは対照的に、介護福祉士が業務として医療側へ技術の幅を広げるということは、看護職の存続にも影響のある宣言であった。(平成19年には、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について」が公表され、平成24年4月1日施行となった。)

そこで現場の混乱を防ぐために、平成21年9月「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業」が実施され、「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方

関する取りまとめ」(平成22年3月31日)がまとめられた。この取りまとめでは、今後も口腔内のたんの吸引等が必要な高齢者が増加する中で、本来、特別養護老人ホームにおける看護職員の適正な配置を進めるべきであるが、特に夜間において口腔内のたんの吸引等のすべてを担当できるだけの看護職員の配置を短期間のうちに行うことは困難であると考えられることから、医師・看護職員と介護職員とが連携・協働して実施したモデル事業の結果を踏まえ、口腔内のたんの吸引等について、「モデル事業の方式を特別養護老人ホーム全体に許容することは、医療安全が確保されるような一定の条件の下では、やむを得ないもの」と整理されている。

一方で、ホームヘルパーが実施可能なケアを、医療職である理学療法士等が実施できないのはおかしいという疑問が挙がっても不思議ではない。第1回 チーム医療の推進に関する検討会(平成21年8月28日)が開催されると、「チーム医療の推進について」(平成22年3月19日、チーム医療の推進に関する検討会報告書)において、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士が気管内吸引を業務として実施できることが明記された。

平成22年6月28日には、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会が連名で「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループの検討内容に対する要望」という要望書を厚生労働省医政局に提出した。看護師が実施するとされた行為のうち、いくつかの項目が理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の業務であり、専門性を否定するとし、調査対象に医師・看護師以外の関連職種を加えること、調査とは別に関連団体から十分な意見聴取を行うことを要望した。これは、「チーム医療推進方策検討ワーキンググループ」の第1回が平成22年10月4日に開催されて以降、対象医療職が放射線技師、臨床工学技士、臨床心理士等へも拡大し、現在も継続して議論されている。

看護師もただ事の成り行きを見守っていたわけではない。平成22年5月26日には「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」が

開催され、医師のみとされていた医療行為を一定の研修を受けた特定看護師（仮称）に実施させるための方策について検討され、平成25年10月時点で36回目の検討会が実施されている。

介護福祉士も今後さらに進む高齢化への対策として、介護福祉士の資質向上が必須であるとし、ヘルパーを取り込み、介護福祉士養成の一本化を目指す動きを開始した。平成22年3月29日に、第1回今後の介護人材養成の在り方に関する検討会が以下のような一見、医療職を含まない構成員で行われ、現在のヘルパー2級修了者を初任者研修（仮称）と位置づけ、「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」というキャリアパスを基本とすると決定した。

このように、医療的ケアが注目される以前のALS患者団体の活動による社会的影響は、非常に大きかったことがわかる。個々のALS患者らは、在宅人工呼吸器のユーザーとして団結し、患者団体としてのつながりから政府を動かした。政府主導の研究班が実施した調査結果に基づいて発出された各通知における法解釈の変化に対し、委員として参加はしていなかったが、最終決定に至るまでの経緯に間接的に関与し、法の一部改正という

結果を得た。しかしながら、この決定過程について活動理論を踏まえて検討すると、以下のようなダブルバインド（二重拘束）が存在した。主体は日本国民としての個人、対象は医療的ケアである。

主体である当事者においては、家族がケア提供すべきといった伝統的家族機能論とケアの社会化論との間で揺れ動く。医療行為には医療機器という道具が介在し、その道具が人体に侵襲的とみなされるか、日常的とみなされるかによって道具を使用可能な人間が選別される。対象である在宅医療の推進においては、病院という限られた施設内で提供されていたケアを在宅へ拡大することによって、在宅サービス不足という現象を同時に惹き起こしている。分業の在り方においては、安全性確保のため資格が必要とする意見と、家族が実施できるケアであるため資格は不要であるという意見が対立し、医療的ケアが日常生活行為、あるいは医療行為であるとする二分法で議論が進められている。医療的ケアを医療行為である、とする意見の背景には、当事者の権利を守る意識よりは、専門職教育システムを擁護する意識が強く存在する。

各通知を経年的に分析する過程で垣間見えるの

今後の介護人材養成の在り方に関する検討会メンバー（◎：委員長）

石橋真二	社団法人日本介護福祉士会会長
因利恵	日本ホームヘルパー協会会長
河原四良	UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長
川原秀夫	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事長
北村俊幸	一般社団法人日本在宅介護協会研修広報委員会副委員長
◎駒村康平	慶應義塾大学経済学部教授
是枝祥子	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授
田中博一	社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会長
中尾辰代	全国ホームヘルパー協議会会長
馬袋秀男	民間事業者の質を高める一般社団法人全国介護事業者協議会理事長
樋口恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
平川博之	社団法人全国老人保健施設協会常務理事
廣江 研	全国社会福祉施設経営者協議会介護保険事業経営委員長
藤井賢一郎	日本社会事業大学専門職大学院准教授
堀田聰子	東京大学社会科学研究所特任准教授
梶田和平	公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長
山田尋志	NPO法人介護人材キャリア開発機構理事長

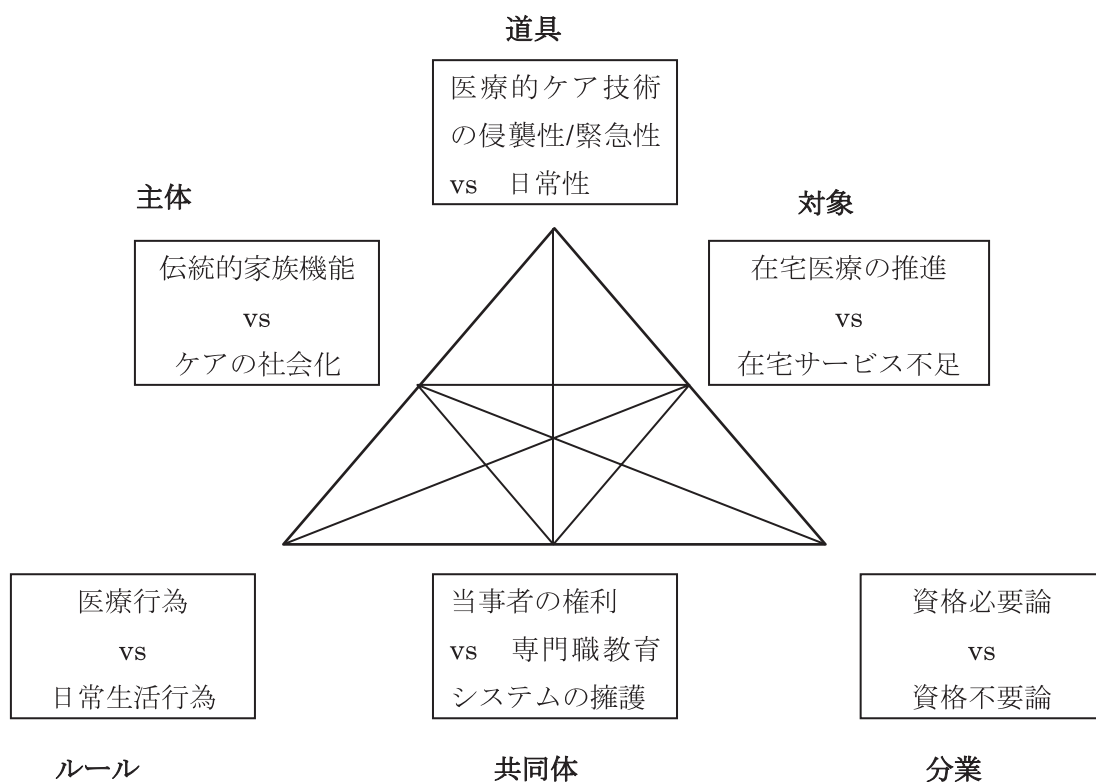


図4 医療的ケア問題におけるダブルバインド（二重拘束）

は4つの拡張、すなわち、医療的ケア実施における対象（ケア提供者）の拡張に続く、主体の拡張、場の拡張、そして医療的ケアの拡張、である。第一に、当初、ALS患者の在宅療養にあたっては、非医療従事者である家族による医療的ケア実施が必須であったため、在宅人工呼吸器の普及により、医療者のみであった医療提供が、非医療従事者である家族によって提供されることとなる（対象の拡張）。続いて、家族ケアによる燃え尽き等の諸問題が叫ばれ始めるようになると、ALS患者限定でヘルパーによる吸引が可能となり（対象の拡張）、その後、非ALS患者に門戸が広げられ（主体の拡張）、在宅だけであった場の設定が特別支援学校や特別養護老人ホームに広げられ（場の拡張）、特別養護老人ホームにおいては口腔内のたんの吸引のみであったものが、他の各通知と歩幅を合わせるように、「社会福祉士・介護福祉士法」の一部改正により、気管内吸引の実施も可能と

なった（医療的ケアの拡張）。

これら通知の作成過程は、山住・エンゲストロームのいうネットワークングの定義を満たす活動であると考えられたが、以下の2点で特殊であった。第一に、構成員の権力が、エンゲストロームが想定しているような一病院の一医師というレベルではなく、ネットワークングの結果が政策として効果を発揮する一種の法的強制力を持つ点である。第二には、ネットワークングの構成員となるべき患者団体やヘルパー団体がヒアリングのみの参加であった点である。今回の法の一部改正で、新たにヘルパー等の介護職員が、新参者³⁾として医療提供者に加わることとなった。新参者がレイヴとウェンガーのいう正統的周辺参加とはいいいきれず、活動における成員性の根拠や正統的知識へのアクセスに関するさらなる調査が必要と考えられる。

このように、活動における成員性の根拠や正統的知識へのアクセスに関する何らかの配慮をしな

ければ、医師を頂点とするヒエラルキーや専門性という権力に屈し、参加は形骸化してしまう。本節で扱った検討会のように、結果が重大な社会的影響をもたらす活動においては、社会の縮図を作成する視点、参加者の意見の同等性を担保する視点、決定事項の効力に対する合意を得ておく視点が求められる。さらに、医療技術の持続的な発達に対応できるよう、会合の開催頻度に関する合意により、つながりを維持できるようにすることが、当事者・家族・専門家という各ステークホルダーのエンパワメントに必須と考えられた。

また、活動の結果が与える様々な立場のステークホルダーの代表者が集合し、社会の縮図を作成する（すべての関係者を包摂する）という視点、参加者の意見の同等性を担保する視点、決定事項の効力に対する合意を得ておくという視点が求められる。さらに、医療技術の持続的な発達に対応できるよう、会合の開催頻度に関する合意も必要である。

しかしながら、活動理論の限界として、ネットワークという偶然性に依存する点、参加者の社会的地位がそのまま発言力に比例することを軽視している点、集団が常に同一の意見を持つとは限らない点が挙げられる。これらの限界を乗り越えられるような新たな相互行為の一形態として、ソーシャル・キャピタルとしての継続的な相互行為体制の確立が指摘可能と考えられた。

Ⅳ まとめ

本論において、エンゲストロームの活動理論を援用し、教育的背景を異にする専門家が一堂に会し検討を行うという活動を分析した。その結果、医療的ケアに関するダブルバインドという状況に置かれながら、ALS患者団体の活動が口火となり、医療的ケア実施における対象（ケア提供者）の拡張に続く、主体（患者）の拡張、場の拡張、そして医療的ケアの拡張という4つの拡張が観察された。

ネットワークは、新たなポジションや組織の中心を創設することなく、問題を解決し、既存の活動の形態や方法を再形成することに貢献する

とともに協働志向資本（コラボレーティヴ・インテンシヨナリティ・キャピタル）の創造を可能とする活動である。また、物理的对象より、社会的対象や社会的意識を優先させる〔エンゲストローム（1999）,p.95〕ことから、今、目前にある患者（物理的对象）を対象とするのではなく、患者集団のニーズという社会的対象へとシフトさせることが可能となる点、そして、対象への個人主義的アプローチから、協働による集団的解決を目指すアプローチへの変換を可能にする点において、専門家の支援を発展的にとらえなおす契機となる理論であると考えられた。

しかしながら活動理論の限界として、参加の程度や成員性、権力に関する視点の追加が必須と考えられる。当事者である障害者団体や保護者団体、そしてヘルパーの職能団体の参加のみならず、ネットワークという活動における「医師－患者」というヒエラルキーの排除、そして次世代への継続性が大きな課題となると思われる。

本論文は、博士論文「医療的ケアの構造と課題に関する実証的研究」の一部に大幅な加筆修正を加えたものである。

（平成25年4月投稿受理）

（平成26年1月採用決定）

注

- 1) ここでの社会とは、為政者や医療関係者等の医療的ケアに関する法律の成立を決定する権力者を意味する。
- 2) エンゲストロームはバートンのダブルバインドという概念を用いている。
- 3) レイヴとウェンガーは、「状況に埋め込まれた学習」という著書の中で、学習における参加が果たす役割の重要性を説いている。徒弟制度において新参者は、正統的周辺に身を置くことで、実践の文化を自分の身体の中に内化する〔ジーン・レイヴ、エティエンヌ・ウェンガー（1993）,p.99〕。そして、ある共同体で学習が成功するのは、「成員であるためのすべての手段や成員性の根拠にアクセスすることが中心となっているケース」であるとする〔藤井、高橋（2005）,p.60〕。

参考文献

コリー紀代（2013）「在宅人工呼吸器装着児（者）」

- の教育的ニーズ-子どもの自立と社会参加に向けて保護者が期待すること-」『母性衛生』Vol.53, No.4, pp.546-553.
- コリー紀代 (2012)「在宅人工呼吸器装着児(者)の母親の適応過程における両義性と共時性」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第115号, pp.71-92.
- コリー紀代 (2012)「医療的ケア必要児(者)の家庭における家族機能分業状況からみた家族支援の方向性」『社会教育研究』第30巻, 北海道大学大学院教育学研究院社会教育研究室, pp.27-38.
- 人工呼吸器をつけた子どもの親の会(バクバクの会) (2004)「非医療従事者による気管内吸引等のケアの実施について」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/11/s1126-9e.html>
- 中村恵子 (2001)「教育における構成主義」『現代社会文化研究』Vol.21, pp.283-297.
- 日本ALS協会 (2003)「ヘルパー等介護者によるたんの吸引実施に関する要望書」<http://www31.ocn.ne.jp/~sakurakai/youbou.htm>
- 日本看護協会 (2004) 人工呼吸器装着中の在宅ALS患者の療養支援訪問看護従事者マニュアル www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/jyuujisya.pdf
- 日本理学療法士協会, 日本作業療法士協会, 日本語聴覚士協会 (2010)「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループの検討内容に対する要望」
www.japanpt.or.jp/03_jpta/activity/04_pdf/2010_0628.pdf
- ユーリア・エンゲストローム (1999)「拡張による学習 活動理論からのアプローチ」山住勝広ら訳, 新曜社.
- Yrjö Engeström, Annalisa Sannino (2010) "Studies of expansive learning: Foundations, findings and future challenges", *Educational Research Review*, pp.1-24.
- Yrjö Engeström (2009) "The Future of Activity Theory: A Rough Draft. Learning and Expanding with Activity Theory"
<http://lchc.ucsd.edu/mca/Mail/xmcamail.2009-01.dir/pdfx2SyzoolF.pdf>
- Yrjö Engeström (2001) "Expansive Learning at Work: Toward an activity theoretical reconceptualization", *Journal of Education and Work*, 14 (1), pp.133-156.
- Yrjö Engeström (2000) "Activity theory as a framework for analyzing and redesigning work". *Ergonomics*, 43 (7), pp.960-974.
- Yrjö Engeström (1995) "Objects, contradictions and collaboration in medical cognition: an activity-theoretical perspective", *Artificial Intelligence in Medicine*, Vol.7, pp.395-412.
- 山住勝広, ユーリア・エンゲストローム (2008)『ノックトワーキングー結び合う人間活動の創造へー』, 新曜社.
- 厚生労働省 (2003)「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について」, 医政発第0717001号厚生労働省医政局長通知
- 厚生労働省 (2003)「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(第4回)資料」, <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/03/s0310-1.html>
- 厚生労働省 (2003)「新たな看護のあり方に関する検討会報告書」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/03/s0324-16.html>
- 厚生労働省 (2003)「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会報告書」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/06/s0609-4a.html>
- 厚生労働省 (2004)「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律学的整理に関するとりまとめ」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0917-3.html>
- 厚生労働省 (2004)「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」, 医政発第1020008号厚生労働省医政局長通知
- 厚生労働省 (2005)「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」, 医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知
- 厚生労働省 (2006)「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書」
www.mhlw.go.jp/shingi/2006/03/dl/s0316-5e-2.pdf
- 厚生労働省 (2007)「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について」
- 厚生労働省 (2009)「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業報告書」www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0325-17e.pdf
- 厚生労働省 (2010)「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」, 医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知
- 厚生労働省 (2010)「『チーム医療の推進について』取りまとめ(「チーム医療の推進に関する検討会」報告書)」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0319-9.html>
- 厚生労働省 (2011)「今後の介護人材養成の在り方について報告書」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000010pzzq.html>
- 厚生労働省 (2013)「第36回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000026769.html>
- 中村恵, 小柳和喜雄 (2007)「就学前教育における情報教育カリキュラムに関する研究-エンゲストロームの活動理論をベースに-」『奈良教育大学紀

- 要』 pp.67-78.
- ジーン・レイヴ, エティエンヌ・ウエンガー (1993)
『状況に埋め込まれた学習-正統的周辺参加-』,
佐伯 胖訳, 産業図書.
- 藤井佳世, 高橋勝 (2005) 「コミュニケーション的
行為に至るプロセス」『横浜国立大学教育人間科
学部紀要』 7, pp.57-68.
(コリー・のりよ 北海道大学大学院保健科学研究院)

『季刊社会保障研究』資料

○集録範囲

第1巻第1号 (Vol.1 No.1) ～第49巻第4号 (Vol.49 No.4)

『別冊季刊社会保障研究』

○目次

特集一覧	168
シンポジウム・厚生政策セミナー特集	173
論文一覧	181
投稿論文掲載数	209
判例研究	210
書評一覧	217
研究プロジェクト報告	224
社会保障統計等	228
資料	231
『季刊社会保障研究』編集体制 (1980年度以前)	234
『季刊社会保障研究』編集委員 (1981年度以降) (※編集委員, 幹事)	236
『季刊社会保障研究』編集幹事	242

特集一覧

巻	号	通巻	特集テーマ	発行年
第1巻	第1号	No.1		1965年1月
	第2号	No.2		1965年9月
	第3号	No.3		1965年12月
	第4号	No.4		1966年3月
第2巻	第1号	No.5	1周年記念講演	1966年6月
	第2号	No.6		1966年9月
	第3号	No.7		1966年12月
	第4号	No.8		1967年3月
第3巻	第1号	No.10		1967年6月
	第2号	No.11		1967年11月
	第3号	No.12		1967年12月
	第4号	No.13		1968年3月
第4巻	第1号	No.15		1968年6月
	第2号	No.16		1968年9月
	第3号	No.17		1968年12月
	第4号	No.18		1969年3月
第5巻	第1号	No.20	第2回社会保障研究所シンポジウム	1969年6月
	第2号	No.21		1969年9月
	第3号	No.22		1969年12月
	第4号	No.23		1970年3月
第6巻	第1号	No.25	第3回社会保障研究所シンポジウム	1970年6月
	第2号	No.26		1970年9月
	第3号	No.27		1970年12月
	第4号	No.28		1971年3月
第7巻	第1号	No.30		1971年6月
	第2号	No.31		1971年9月
	第3号	No.32		1971年12月
	第4号	No.33		1972年3月
第8巻	第1号	No.35		1972年8月
	第2号	No.36		1972年10月
	第3号	No.37		1972年12月
	第4号	No.38		1973年3月
第9巻	第1号	No.40		1973年8月
	第2号	No.41		1973年10月
	第3号	No.42	山田雄三前所長退任記念号	1974年1月
	第4号	No.43		1974年3月
第10巻	第1号	No.44	第7回社会保障研究所シンポジウム	1974年7月
	第2号	No.45		1974年10月
	第3号	No.46		1975年1月
	第4号	No.47		1975年3月
第11巻	第1号	No.48	第8回・第9回社会保障研究所シンポジウム [Ⅰ]	1975年7月
	第2号	No.49	第8回・第9回社会保障研究所シンポジウム [Ⅱ] [Ⅲ]	1975年10月
	第3号	No.50	第8回・第9回社会保障研究所シンポジウム [Ⅳ]	1976年1月
	第4号	No.51		1976年3月
第12巻	第1号	No.52		1976年7月
	第2号	No.53		1976年9月
	第3号	No.54		1977年1月
	第4号	No.55	社会保障問題シンポジウム	1977年3月

巻	号	通巻	特集テーマ	発行年
第13巻	第1号	No.56		1977年6月
	第2号	No.57		1977年9月
	第3号	No.58		1977年12月
	第4号	No.59	社会保障問題シンポジウム	1978年3月
第14巻	第1号	No.60	第12回社会保障研究所シンポジウム	1978年6月
	第2号	No.61		1978年9月
	第3号	No.62		1978年12月
	第4号	No.63		1979年3月
第15巻	第1号	No.64		1979年6月
	第2号	No.65		1979年9月
	第3号	No.66		1980年1月
	第4号	No.67		1980年3月
第16巻	第1号	No.68	第14回社会保障研究所シンポジウム	1980年6月
	第2号	No.69		1980年9月
	第3号	No.70	馬場啓之助前所長退任記念号	1981年1月
	第4号	No.71		1981年3月
第17巻	第1号	No.72	第15回社会保障研究所シンポジウム	1981年6月
	第2号	No.73		1981年9月
	第3号	No.74		1981年12月
	第4号	No.75		1982年3月
第18巻	第1号	No.76	第16回社会保障研究所シンポジウム	1982年6月
	第2号	No.77		1982年9月
	第3号	No.78		1982年12月
	第4号	No.79		1983年3月
第19巻	第1号	No.80	第17回社会保障研究所シンポジウム	1983年6月
	第2号	No.81		1983年9月
	第3号	No.82		1983年12月
	第4号	No.83		1984年3月
第20巻	第1号	No.84	第18回社会保障研究所シンポジウム	1984年6月
	第2号	No.85		1984年9月
	第3号	No.86		1984年12月
	第4号	No.87		1985年3月
第21巻	第1号	No.88	第19回社会保障研究所シンポジウム	1985年6月
	第2号	No.89		1985年9月
	第3号	No.90	女性と社会保障	1985年12月
	第4号	No.91		1986年3月
第22巻	第1号	No.92	第20回社会保障研究所シンポジウム	1986年6月
	第2号	No.93	国際平和と社会保障	1986年9月
	第3号	No.94	保健医療の経済分析	1986年12月
	第4号	No.95	海外における社会保障の新潮流	1987年3月
第23巻	第1号	No.96	福武直前所長退任記念号	1987年6月
	第2号	No.97	第21回社会保障研究所シンポジウム	1987年9月
	第3号	No.98		1987年12月
	第4号	No.99	社会福祉改革をめぐって	1988年3月
第24巻	第1号	No.100	第22回社会保障研究所シンポジウム	1988年6月
	第2号	No.101	介護と医療マンパワーの供給	1988年9月
	第3号	No.102	社会保障と民間活動	1988年12月
	第4号	No.103	労働の変容と社会保障	1989年3月

巻	号	通巻	特集テーマ	発行年
第25巻	第1号	No.104	第23回社会保障研究所シンポジウム 税制と社会保障	1989年6月
	第2号	No.105	家族と福祉	1989年9月
	第3号	No.106	福祉とコミュニティ	1989年12月
	第4号	No.107		1990年3月
第26巻	第1号	No.108	第24回社会保障研究所シンポジウム	1990年6月
	第2号	No.109	社会政策と政府システム	1990年9月
	第3号	No.110	社会保障と生活の質	1990年12月
	第4号	No.111	小山路男前所長退任記念号	1991年3月
第27巻	第1号	No.112	第25回社会保障研究所シンポジウム 雇用と社会保障	1991年6月
	第2号	No.113	家族機能の変容と家族政策	1991年9月
	第3号	No.114	社会保障の経済分析	1991年12月
	第4号	No.115	階層構造と社会政策	1992年3月
第28巻	第1号	No.116	第26回社会保障研究所シンポジウム	1992年6月
	第2号	No.117		1992年9月
	第3号	No.118	出生率低下と社会保障	1992年12月
	第4号	No.119	医療施設とマンパワー	1993年3月
第29巻	第1号	No.120	第27回社会保障研究所シンポジウム	1993年6月
	第2号	No.121		1993年9月
	第3号	No.122		1993年12月
	第4号	No.123	ボランティア社会のゆくえ	1994年3月
第30巻	第1号	No.124	第28回社会保障研究所シンポジウム	1994年6月
	第2号	No.125	福祉国家論の現在	1994年9月
	第3号	No.126	地域社会と福祉課題	1994年12月
	第4号	No.127	ノンプロフィット・セクターの経済分析	1995年3月
第31巻	第1号	No.128	社会保障研究所創立30周年	1995年6月
	第2号	No.129	社会保障と世代間移転	1995年9月
	第3号	No.130	福祉財政と自治体運営	1995年12月
	第4号	No.131	宮澤健一前所長退任記念号	1996年3月
第32巻	第1号	No.132	第30回社会保障研究所シンポジウム	1996年6月
	第2号	No.133	社会福祉サービスへの市場原理の導入	1996年9月
	第3号	No.134	介護保険と社会サービス—社会保障原理の再構築	1996年11月
	第4号	No.135	社会保障の根本問題とその視座	1997年3月
第33巻	第1号	No.136	第1回厚生政策セミナー	1997年6月
	第2号	No.137	公的年金・私的年金の基本問題	1997年9月
	第3号	No.138	政策研究の基本問題	1997年12月
	第4号	No.139	保健・医療・福祉における競争と規制	1998年3月
第34巻	第1号	No.140	児童福祉法改正——就労と子育ての両立	1998年6月
	第2号	No.141	経済学者から見た年金改革論	1998年9月
	第3号	No.142	社会保障における国と地方の役割	1998年12月
	第4号	No.143	少子化社会と社会保障	1999年3月
第35巻	第1号	No.144	第3回厚生政策セミナー	1999年6月
	第2号	No.145	医療制度改革の方向性	1999年10月
	第3号	No.146	社会福祉基礎構造改革	1999年12月
	第4号	No.147	高齢者世帯における社会保障の機能	2000年3月

巻	号	通巻	特集テーマ	発行年
第36巻	第1号	No.148	塩野谷祐一前所長退任記念号	2000年6月
	第2号	No.149	介護保険制度をめぐる諸問題	2000年9月
	第3号	No.150	社会保障の実証分析—マイクロ・データの応用	2000年12月
	第4号	No.151	社会サービスを支える看護・介護の人材をめぐる諸問題	2001年3月
第37巻	第1号	No.152	社会保障の政策決定の特徴と今後の課題	2001年6月
第37巻	第2号	No.153	社会保障のマクロ計量分析	2001年9月
	第3号	No.154	障害者の就労と社会参加	2001年12月
	第4号	No.155	学界展望—年金研究の現在	2002年3月
第38巻	第1号	No.156	医療経済学における情報利用の拡大について	2002年6月
	第2号	No.157	福祉国家の規範理論	2002年9月
	第3号	No.158	所得格差と社会保障	2002年12月
	第4号	No.159	学界展望—社会福祉政策研究の現在	2003年3月
第39巻	第1号	No.160	こどものいる世帯に対する政策	2003年6月
	第2号	No.161	医療制度改革と市場原理	2003年9月
	第3号	No.162	社会経済変化への公的年金の対応のあり方	2003年12月
	第4号	No.163	公的扶助の現在：基本的福祉の保障に向けて	2004年3月
第40巻	第1号	No.164	社会経済の変化と自殺予防	2004年6月
	第2号	No.165	非正規就業者の社会保障	2004年10月
	第3号	No.166	医療と介護に関するマイクロデータ分析	2004年12月
	第4号	No.167	第9回 厚生政策セミナー	2005年3月
第41巻	第1号	No.168	老後の不安とは何か：実態の多元的把握と政策への期待	2005年6月
	第2号	No.169	家族形態の変容と社会保障	2005年9月
	第3号	No.170	社会保障のガバナンス	2005年12月
	第4号	No.171	社会保障と憲法	2006年3月
第42巻	第1号	No.172	社会保障の規模とその影響	2006年6月
	第2号	No.173	社会保障と若年非正規就業	2009年9月
	第3号	No.174	税制と社会保障—その転嫁と帰着を中心に—	2006年12月
	第4号	No.175	第11回厚生政策セミナー	2007年3月
第43巻	第1号	No.176	社会的排除と社会的包摂—理論と実証—	2007年6月
	第2号	No.177	外国人労働者の社会保障	2007年9月
	第3号	No.178	多様化する「子育て支援」の在り方をめぐって	2007年12月
	第4号	No.179	介護保険における介護施設サービスのあり方	2008年3月
第44巻	第1号	No.180	「準市場」と社会保障	2008年6月
	第2号	No.181	障害者の自立と社会保障	2008年9月
	第3号	No.182	「格差」社会と所得再分配	2008年12月
	第4号	No.183	第13回厚生政策セミナー	2009年3月
第45巻	第1号	No.184	社会保障と契約	2009年6月
	第2号	No.185	ホームレスの実態と政策課題	2009年9月
	第3号	No.186	看護・介護サービスとケア従事者の確保	2009年12月
	第4号	No.187	児童虐待の背景と新たな取り組み	2010年3月
第46巻	第1号	No.188	年金制度の経済分析 —不確実性やリスクを考慮した分析の展開—	2010年6月
	第2号	No.189	最低生活保障のあり方：データから見えてくるもの	2010年9月
	第3号	No.190	医療・介護政策に関する実証的検証	2010年12月
	第4号	No.191	人々の暮らしと共助・自助・公助の実態 —「社会保障実態調査」を使った分析—	2011年3月

巻	号	通巻	特集テーマ	発行年
第47巻	第1号	No.192	第15回厚生政策セミナー	2011年6月
	第2号	No.193	雇用と産業を生み出す社会保障	2011年9月
	第3号	No.194	社会保障の50年—皆保険・皆年金の意義と課題	2011年12月
	第4号	No.195	地域包括ケア提供体制の現状と諸課題	2012年3月
第48巻	第1号	No.196	日英における貧困・社会的包摂政策：成功，失敗と希望	2012年6月
	第2号	No.197	ケアの質評価の動向と課題	2012年9月
	第3号	No.198	社会的サポート・ネットワークと社会保障	2012年12月
	第4号	No.199	少子高齢化の進展と社会保障財政—モデル分析の応用—	2013年3月
第49巻	第1号	No.200	第17回厚生政策セミナー「地域の多様性と社会保障の持続可能性」	2013年6月
	第2号	No.201	年金制度の公私のあり方—企業年金のガバナンス問題—	2013年9月
	第3号	No.202	震災後の社会保障	2013年12月
	第4号	No.203	人々の支え合いの実態と社会保障制度の役割	2014年3月

別刷	第9号	No.9	社会開発	1967年5月
	第14号	No.14	3周年記念シンポジウム	1968年5月
	第19号	No.19	地域開発と社会保障	1969年5月
	第24号	No.24	地域開発と社会保障	1970年5月
	第29号	No.29	社会保障研究基礎講座・社会保障研究所シンポジウム	1971年7月
	第34号	No.34	社会保障研究基礎講座・社会保障研究所シンポジウム	1972年8月
	第39号	No.39	社会保障研究所シンポジウム	1973年7月

シンポジウム・厚生政策セミナー特集

第1回社会保障研究所シンポジウム：創立3周年記念シンポジウム（1968年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会保障と労働	大河内一男	別冊No.14	pp.3-9	1968
レポート：社会保障と経済	都留重人	別冊No.14	pp.10-15	1968
コメント・討論	コメント：嶋田啓一郎 コメント：富永健一 コメント：加藤 寛 司会：今井一男	別冊No.14	pp.16-31	1968
レポート：社会保障の拠出と給付—とくに社会保険を中心として—	小山路男	別冊No.14	pp.32-48	1968
レポート：社会保障の拠出と給付 —イギリスにおける医療保険の歴史を中心として—	小川喜一	別冊No.14	pp.49-55	1968
コメント・討論	コメント：佐口 卓 コメント：江見康一 コメント：地主重美 司会：今井一男	別冊No.14	pp.56-71	1968

第2回社会保障研究所シンポジウム（1969年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：政治体制と社会保障—民主主義をめぐって—	福田歓一	Vol.5 No.1	pp.2-8	1969
レポート：法秩序における社会保障	角田 豊	Vol.5 No.1	pp.8-16	1969
コメント・討論	コメント：綿貫譲治 コメント：大熊一郎	Vol.5 No.1	pp.16-25	1969
レポート：社会保険と社会サービス	高橋 武	Vol.5 No.1	pp.26-31	1969
レポート：社会保険と社会サービス	庭田範秋	Vol.5 No.1	pp.31-37	1969
コメント・討論	コメント：近藤文二 コメント：仲村優一	Vol.5 No.1	pp.37-47	1969

第4回社会保障研究所シンポジウム（1971年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：経済福祉と社会福祉	中鉢正美	別冊No.29	pp.51-55	1971
コメント・討論	コメント：江見康一 コメント：地主重美 司会：福武 直	別冊No.29	pp.56-67	1971
レポート：社会福祉における公私問題	仲村優一	別冊No.29	pp.68-73	1971
レポート：社会福祉における公私問題	一番ヶ瀬康子	別冊No.29	pp.73-78	1971
コメント・討論	コメント：阿部志郎 コメント：三浦文夫 司会：嶋田啓一郎	別冊No.29	pp.79-93	1971

第5回社会保障研究所シンポジウム（1972年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：経済情勢の変化と社会福祉	加藤 寛	別冊No.34	pp.60-67	1972
コメント・討論	コメント：江見康一 コメント：大熊一郎 コメント：富永健一 司会：寺尾琢磨	別冊No.34	pp.67-78	1972
レポート：医療問題の論点	地主重美	別冊No.34	pp.79-84	1972
コメント・討論	コメント：大村潤四郎 コメント：籠山 京 コメント：小山路男 コメント：東田敏夫 コメント：前田信雄 司会：山田雄三	別冊No.34	pp.84-103	1972

第6回社会保障研究所シンポジウム（1973年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：福祉政策の基本的性格	塩野谷祐一	別冊No.39	pp.42-48	1973
コメント・討論	コメント：正村公宏 コメント：三浦文夫 司会：福武 直	別冊No.39	pp.48-63	1973
レポート：福祉政策と雇用問題	並木正吉	別冊No.39	pp.64-68	1973
コメント・討論	コメント：佐藤 進 コメント：小倉襄二 コメント：小池和男 司会：馬場啓之助	別冊No.39	pp.68-87	1973

第7回社会保障研究所シンポジウム（1974年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：インフレと福祉政策	篠原三代平	Vol.10 No.1	pp.58-60	1974
コメント・討論	コメント：辻村江太郎 コメント：馬場啓之助 司会：山田雄三	Vol.10 No.1	pp.60-72	1974
レポート：最低賃金と最低生活保障	藤本 武	Vol.10 No.1	pp.73-80	1974
レポート：最低賃金と最低生活保障	小沼 正	Vol.10 No.1	pp.80-88	1974
コメント・討論	コメント：孫田良平 コメント：大前朔朗 コメント：副田義也 司会：平田富太郎	Vol.10 No.1	pp.88-101	1974

第8回社会保障研究所シンポジウム（1975年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：経済変動と社会保障	山田雄三	Vol.11 No.1	pp.86-91	1975
コメント・討論	コメント：宮崎 勇 コメント：馬場啓之助 司会：塩野谷九十九	Vol.11 No.1	pp.91-102	1975
レポート：福祉社会の社会組織 —社会福祉におけるコミュニティの在り方—	三浦文夫	Vol.11 No.3	pp.72-78	1976
レポート：福祉社会の社会組織 —社会福祉におけるコミュニティの在り方—	岡村重夫	Vol.11 No.3	pp.78-82	1976
コメント	コメント：阿部志郎 コメント：稲上 毅	Vol.11 No.3	pp.82-89	1976

第9回社会保障研究所シンポジウム（1975年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：インフレーションと社会保障	地主重美	Vol.11 No.2	pp.56-60	1975
コメント・討論	コメント：伊東正則 司会：馬場啓之助	Vol.11 No.2	pp.60-67	1975
レポート：社会保障と社会福祉—社会福祉の法的課題—	荒木誠之	Vol.11 No.2	pp.68-71	1975
レポート：生活保護の実態と問題点	古賀昭典	Vol.11 No.2	pp.71-76	1975
コメント・討論	コメント：高橋 武 コメント：小沼 正 司会：林 迪廣	Vol.11 No.2	pp.76-90	1975

社会保障問題シンポジウム（1976年9月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会保障と個人貯蓄	地主重美	Vol.12 No.4	pp.19-28	1977
コメント・討論	コメント：江見康一 コメント：深谷昌弘 司会：山田雄三	Vol.12 No.4	pp.28-35	1977
レポート：社会保障における費用負担の社会経済的意義	肥後和夫	Vol.12 No.4	pp.36-43	1977
レポート：社会保障負担構造の特性と推移	藤澤益夫	Vol.12 No.4	pp.43-50	1977
コメント・討論	コメント：大熊一郎 コメント：保坂哲哉 司会：馬場啓之助	Vol.12 No.4	pp.50-60	1977
レポート：社会福祉における受益者負担—保育料を中心として—	三浦文夫	Vol.12 No.4	pp.61-69	1977
コメント・討論	コメント：佐藤 進 コメント：岡田正章 司会：福武 直	Vol.12 No.4	pp.69-79	1977
レポート：社会福祉と地方行財政	高橋紘士	Vol.12 No.4	pp.80-85	1977
レポート：地方自治と社会福祉	岸 昌	Vol.12 No.4	pp.86-92	1977
コメント・討論	コメント：安永吉郎 コメント：小沢辰男 司会：馬場啓之助	Vol.12 No.4	pp.92-104	1977

社会保障問題シンポジウム（1977年10月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：生活保障における企業の役割	高橋 武	Vol.13 No.4	pp.2-10	1978
レポート：生活保障における企業の役割	地主重美、城戸喜子	Vol.13 No.4	pp.10-22	1978
コメント・討論	コメント：村上 清 コメント：丸尾直美 コメント：江見康一 司会：馬場啓之助	Vol.13 No.4	pp.22-38	1978
レポート：家族機能の変化と社会福祉	森岡清美	Vol.13 No.4	pp.39-46	1978
レポート：家族機能の変化と社会福祉	三浦文夫	Vol.13 No.4	pp.47-57	1978
コメント・討論	コメント：岡崎陽一 コメント：北川隆吉 コメント：松原治郎 コメント：渡辺益男 司会：青井和夫	Vol.13 No.4	pp.57-76	1978

第12回社会保障研究所シンポジウム（1978年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：福祉国家の次の段階—福祉政策の総合化と高次元化—	丸尾直美	Vol.14 No.1	pp.72-81	1978
コメント・討論	コメント：馬場啓之助 コメント：高橋紘士 司会：大熊一郎	Vol.14 No.1 Vol.14 No.1 Vol.14 No.1	pp.81-94	1978

第14回社会保障研究所シンポジウム「社会保障と財政」（1980年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会保障の財源調達のある方	大野吉輝	Vol.16 No.1	pp.36-40	1980
レポート：社会保障と地方財政	土田栄作	Vol.16 No.1	pp.40-48	1980
コメント・討論	コメント：地主重美 コメント：京極高宣 司会：馬場啓之助	Vol.16 No.1	pp.48-63	1980

第15回社会保障研究所シンポジウム「福祉社会の構想」（1981年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会福祉のボランティアリズム	西尾 勝	Vol.17 No.1	pp.71-78	1981
レポート：福祉国家の限界	飯田経夫	Vol.17 No.1	pp.78-85	1981
レポート：福祉社会の社会的条件	三浦文夫	Vol.17 No.1	pp.86-94	1981
コメント・討論	コメント：高橋紘士 コメント：地主重美 コメント：星野信也 司会：福武 直	Vol.17 No.1	pp.94-120	1981

第16回社会保障研究所シンポジウム「福祉改革の基本的方向を問う」（1982年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：福祉改革と「財政の論理」	石 弘光	Vol.18 No.1	pp.60-68	1982
レポート：社会保障・経済・財政	貝塚啓明	Vol.18 No.1	pp.69-76	1982
レポート：社会保障の再編成	小山路男	Vol.18 No.1	pp.76-84	1982
コメント・討論	コメント：深谷昌弘 コメント：江見康一 コメント：飯野靖四 司会：福武 直	Vol.18 No.1	pp.85-105	1982

第17回社会保障研究所シンポジウム「『活力ある福祉社会』と社会保障—社会保障は国民社会の活力を低下させるか—」（1983年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会保障と社会変動の関連分析	富永健一	Vol.19 No.1	pp.6-15	1983
レポート：労働の面からみた活力ある福祉社会	小池和男	Vol.19 No.1	pp.15-22	1983
コメント・討論	コメント：稲上 毅 コメント：地主重美 コメント：平石長久 司会：福武 直	Vol.19 No.1	pp.22-41	1983

第18回社会保障研究所シンポジウム「社会保障をめぐる公私の役割」（1984年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：成熟社会における社会福祉と自己負担	大野吉輝	Vol.20 No.1	pp.5-13	1984
レポート：私的扶養に対する公的扶養としての社会保障の役割	堀 勝洋	Vol.20 No.1	pp.13-20	1984
コメント・討論	コメント：正村公宏 コメント：小林良二 司会：福武 直	Vol.20 No.1	pp.20-39	1984

第19回社会保障研究所シンポジウム「社会保障研究の回顧と展望」（1985年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：所得保障研究を中心に	丸尾直美	Vol.21 No.1	pp.5-17	1985
レポート：医療保障研究を中心に	江見康一	Vol.21 No.1	pp.17-23	1985
レポート：社会福祉の政策研究を中心に	三浦文夫	Vol.21 No.1	pp.23-36	1985
レポート：社会保障財政研究を中心に	藤田 晴	Vol.21 No.1	pp.36-42	1985
レポート：法的研究の側面を中心に	佐藤 進	Vol.21 No.1	pp.43-50	1985
討論	司会：小山路男	Vol.21 No.1	pp.50-58	1985

第20回社会保障研究所シンポジウム「21世紀の社会保障」（1986年2月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：21世紀の社会保障にむけて	阿部志郎	Vol.22 No.1	pp.5-10	1986
レポート：社会保障ニーズの変化—労働のサイドからの問題提起—	高梨昌	Vol.22 No.1	pp.10-16	1986
レポート：人口高齢化、公的年金、資本蓄積	野口悠紀雄	Vol.22 No.1	pp.16-24	1986
コメント・討論	コメント：隅谷三喜男 コメント：福武直 司会：小山路男	Vol.22 No.1	pp.24-40	1986

第21回社会保障研究所シンポジウム「転換期の社会保障」(1987年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会福祉権の再構成と福祉立法の見直し	河野正輝	Vol.23 No.2	pp.147-153	1987
レポート：健康問題の変化と保健医療システム	園田恭一	Vol.23 No.2	pp.153-162	1987
レポート：福祉国家の再検討	飯田経夫	Vol.23 No.2	pp.163-166	1987
コメント・討論	コメント：星野信也 コメント：西 三郎 コメント：宮澤健一 司会：小山路男	Vol.23 No.2	pp.167-184	1987

第22回社会保障研究所シンポジウム「社会福祉改革をめぐる基本的視点」(1988年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会福祉概念の検討と「公私」問題	大山 博	Vol.24 No.1	pp.5-15	1988
レポート：社会福祉事業法改正の基本論点—社会福祉の範囲をめぐる—	京極高宣	Vol.24 No.1	pp.15-21	1988
レポート：福祉サービスの性格と有料対無料	大野吉輝	Vol.24 No.1	pp.22-28	1988
コメント・討論	コメント：三浦文夫 コメント：堀 勝洋 司会：小山路男	Vol.24 No.1	pp.28-42	1988

第23回社会保障研究所シンポジウム「医療と福祉の連携」(1989年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：医療と福祉の連携について	岡本祐三	Vol.25 No.1	pp.6-14	1989
レポート：医療と福祉の連携について	郡司篤晃	Vol.25 No.1	pp.14-19	1989
レポート：医療と福祉の連携について	大本圭野	Vol.25 No.1	pp.19-30	1989
コメント・討論	コメント：大谷藤郎 コメント：田端光美 司会：小山路男	Vol.25 No.1	pp.31-45	1989

第24回社会保障研究所シンポジウム「介護システムの構築」(1990年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：介護システムの構築—社会的ケア・システムから考える—	松原一郎	Vol.26 No.1	pp.5-13	1990
レポート：老人と家族のための介護システム	袖井孝子	Vol.26 No.1	pp.14-22	1990
レポート：老人介護政策の課題	古瀬 徹	Vol.26 No.1	pp.22-31	1990
コメント・討論	コメント：栃本一三郎 コメント：前田大作 司会：小山路男	Vol.26 No.1	pp.32-46	1990

第25回社会保障研究所シンポジウム「社会保障の新しい財源政策」(1991年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会保障の新しい財源政策—高齢社会の政策課題と費用負担の在り方—	山崎泰彦	Vol.27 No.1	pp.4-11	1991
レポート：社会保障の新しい財源政策—医療費財源を中心に—	西村周三	Vol.27 No.1	pp.11-18	1991
レポート：社会保障の新しい財源政策	貝塚啓明	Vol.27 No.1	pp.18-25	1991
コメント・討論	コメント：宮島洋 コメント：庭田範秋 司会：宮澤健一	Vol.27 No.1	pp.26-42	1991

第26回社会保障研究所シンポジウム「低出生社会の家族と社会保障」(1992年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：家族の変化と社会保障	大澤真知子	Vol.28 No.1	pp.4-7	1992
レポート：老人福祉を支える温かい合理性	三上美美子	Vol.28 No.1	pp.7-12	1992
レポート：低出生社会と家族の変貌	今田高俊	Vol.28 No.1	pp.12-17	1992
コメント・討論	コメント：小川直宏 コメント：庄司洋子 司会：宮澤健一	Vol.28 No.1	pp.17-30	1992

第27回社会保障研究所シンポジウム「社会保障理論の再構築」(1993年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会保障制度の体系化のために	武川正吾	Vol.29 No.1	pp.5-14	1993
レポート：高齢化社会における社会保障 —高齢者の所得保障を中心に—	田近栄治	Vol.29 No.1	pp.14-23	1993
レポート：社会保障理論の再構築に向けて	兵藤 釗	Vol.29 No.1	pp.24-31	1993
コメント・討論	コメント：富永健一 コメント：地主重美 司会：宮澤健一	Vol.29 No.1	pp.31-45	1993

第28回社会保障研究所シンポジウム「保健福祉における計画と実施」(1994年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：保健福祉計画の光と影	濃沼信夫	Vol.30 No.1	pp.5-10	1994
レポート：老人保健福祉計画策定上の課題と東京都の現状	小林良二	Vol.30 No.1	pp.10-23	1994
レポート：保健福祉における計画と実施	澤井 勝	Vol.30 No.1	pp.23-29	1994
コメント・討論	コメント：大森 彌 コメント：園田恭一 司会：宮澤健一	Vol.30 No.1	pp.29-48	1994

第29回社会保障研究所シンポジウム：創立30周年記念シンポジウム
「21世紀の社会保障の思考軸—サービス体系の変容と財源調達—」(1995年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
基礎講演：21世紀の社会保障の思考軸 —「体制」変動の中の制度デザイナー—	宮澤健一	Vol.31 No.1	pp.5-17	1995
レポート：税制と社会保険システム	高山憲之	Vol.31 No.1	pp.18-22	1995
コメント	木村陽子	Vol.31 No.1	pp.22-25	1995
レポート：社会保障における措置制度の再検討	小室豊允	Vol.31 No.1	pp.25-31	1995
コメント	大山 博	Vol.31 No.1	pp.31-34	1995
レポート：介護システムの構築とその方法	清家 篤	Vol.31 No.1	pp.34-40	1995
コメント	篠塚英子	Vol.31 No.1	pp.40-43	1995
討論	司会：伏見恵文	Vol.31 No.1	pp.43-50	1995

第30回社会保障研究所シンポジウム「21世紀の経済社会と社会保障」(1996年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
レポート：社会保障と国民負担	貝塚啓明	Vol.32 No.1	pp.7-10	1996
レポート：社会保障と市場	本間正明	Vol.32 No.1	pp.10-14	1996
レポート：社会保障と雇用政策	佐野陽子	Vol.32 No.1	pp.14-19	1996
レポート：政治と福祉	佐々木 毅	Vol.32 No.1	pp.19-24	1996
レポート：社会保障・科学・倫理	広井良典	Vol.32 No.1	pp.24-29	1996
論点整理	塩野谷祐一	Vol.32 No.1	pp.30-33	1996
討論	司会：塩野谷祐一	Vol.32 No.1	pp.33-48	1996

第1回厚生政策セミナー「福祉国家の再構築—少子・高齢化社会の社会保障はどうあるべきか—」(1997年2月)

タイトル	氏名	巻号	頁	年
報告1：ドイツとEUにおける福祉国家の再構築 —出生率の動向を視点として—	シャルロツテ・ヘーン	Vol.33 No.1	pp.7-13	1997
報告2：高齢化社会における福祉国家の再構築—望ましい改革に向けて	ヘンリー・アーロン	Vol.33 No.1	pp.13-18	1997
報告3：福祉国家の再構築—イギリスの経験	ジョン・ヒルズ	Vol.33 No.1	pp.18-25	1997
報告4：わが国の社会保障改革—医療・年金・介護の改革の問題点	宮島洋	Vol.33 No.1	pp.25-31	1997
討論	司会：塩野谷祐一	Vol.33 No.1	pp.31-44	1997

第3回厚生政策セミナー「福祉国家の経済と倫理」（1999年3月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
報告1：アマルティア・セン教授との対話：福祉・自由・福祉国家	塩野谷祐一	Vol.35 No.1	pp.6-13	1999
報告2：再分配と福祉国家の公共経済学	アグナー・サンドモ	Vol.35 No.1	pp.13-24	1999
報告3：厚生経済学と福祉国家	鈴木興太郎	Vol.35 No.1	pp.24-37	1999
コメント・討論	コメント：橋本俊詔 コメント：川本隆史 コメント：後藤玲子	Vol.35 No.1	pp.37-51	1999

第9回厚生政策セミナー「社会保障制度を再考する—国際的潮流と日本の将来像—」（2004年12月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
問題提起	島崎謙治	Vol.40 No.4	pp.308-314	2005
報告1：先進諸国の年金改革から得られる政策的意義	ゲイリー・パートレス	Vol.40 No.4	pp.315-323	2005
報告2：ヨーロッパの医療システム改革と日本への示唆	ピーター・スミス	Vol.40 No.4	pp.324-336	2005
コメント・討論	コメント：貝塚啓明 コメント：池上直己 司会：府川哲夫	Vol.40 No.4	pp.337-361	2005

第11回厚生政策セミナー「社会保障と日本経済—社会保障の経済効果を考える—」（2006年11月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
基調講演：社会保障と日本経済—社会保障の経済効果を考える—	京極高宣	Vol.42 No.4	pp.328-337	2007
講演1：高齢化と健康寿命の延伸：高齢者の就業は高まるか？ —社会保障の経済効果を中心に—	デービッド・ワイズ	Vol.42 No.4	pp.338-344	2007
講演2：人口の高齢化と不確実性—社会保障の給付と負担が企業行動と 家族や社会ネットワークのリスクシェアリングに及ぼす影響—	ローラント・アイゼン	Vol.42 No.4	pp.345-354	2007
コメント1：引退の備えとしての貯蓄の役割	小塩隆士	Vol.42 No.4	pp.355-358	2007
コメント2：女性の立場から見た社会保障制度改革	猪熊律子	Vol.42 No.4	pp.358-361	2007
コメント3：所得・資産格差の視点から	金子能宏	Vol.42 No.4	pp.361-364	2007
コメント4：医療・介護の視点から	尾形裕也	Vol.42 No.4	pp.364-369	2007
コメント5：民間活力の活用の観点から	翁百合	Vol.42 No.4	pp.370-373	2007
討論	司会：本田達郎	Vol.42 No.4	pp.373-393	2007
人口動態と不確実性—社会保障の費用と給付がリスクシェアリングに 及ぼす影響について—	ローラント・アイゼン	Vol.42 No.4	pp.394-406	2007

第13回厚生政策セミナー「新しい社会保障の考え方を求めて—医療・介護等の分野へ、準市場・社会市場からのアプローチと検証—」（2008年8月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
基調講演1：準市場論と医療制度改革—イギリスの経験からの展望—	ジュリアン・ルグラン	Vol.44 No.4	pp.388-397	2009
基調講演2：OECD 諸国における医療制度の多様性	ピーター・シェラー	Vol.44 No.4	pp.398-406	2009
基調講演3：介護保険と日本経済 —準市場・社会市場の考え方を踏まえて—	京極高宣	Vol.44 No.4	pp.407-416	2009
コメント1：医療統計の体系化の重要性	井伊雅子	Vol.44 No.4	pp.417-420	2009
コメント2：医療・福祉の準市場改革	郡司篤晃	Vol.44 No.4	pp.420-424	2009
コメント3：メディアからの問題提起	南砂	Vol.44 No.4	pp.424-426	2009
コメント4：医療・介護サービスの新しい分析の意義と課題	金子能宏	Vol.44 No.4	pp.426-429	2009
討論	司会：西山裕	Vol.44 No.4	pp.429-446	2009

第15回厚生政策セミナー「暮らしを支える社会保障の構築—様々な格差に対応した新しい社会政策の方向—」（2011年11月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
基調講演1：女性の経済状況とジェンダーの公平性に関わる両立支援策の あり方—ルクセンブルク所得研究 (LIS) が得た知見から—	ジャンネット・ゴルニツク	Vol.47 No.1	pp.4-17	2011
基調講演2：人口減少時代のジェンダー政策	落合恵美子	Vol.47 No.1	pp.18-30	2011
コメント1：配偶関係の変動と貧困	岩田正美	Vol.47 No.1	pp.31-38	2011
コメント2：格差、貧困論議を評価する	橋本俊詔	Vol.47 No.1	pp.39-42	2011
コメント3：貧困のジェンダー差	阿部彩	Vol.47 No.1	pp.43-49	2011
討論	司会：松本勝明	Vol.47 No.1	pp.50-66	2011

公開シンポジウム「日英における貧困・社会的包摂政策：成功、失敗と希望」（2012年1月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
基調講演1：イギリスの社会的包摂政策：成功と失敗	デイヴィッド・ゴードン	Vol.48 No.1	pp.4-13	2012
基調講演2：日本における社会的包摂の推進	湯浅誠	Vol.48 No.1	pp.14-23	2012
パネル・ディスカッション：社会的包摂政策の成功と失敗 —イギリスの経験、日本の希望—	パネリスト：デイヴィッド・ゴードン、湯浅誠、ジョナサン・ブラッドショー、クリスティーナ・パンタジス、駒村康平、岩田正美、橋本俊詔 司会：阿部彩	Vol.48 No.1	pp.24-45	2012
英国と日本における社会格差 —2つの島嶼経済・社会の比較研究に向けて—	デミトリス・パラス、ダニー・ドーリング、中谷友樹、ヘレナ・タinstool、花岡和聖	Vol.48 No.1	pp.46-61	2012
子どもの貧困対策と現金給付—イギリスと日本—	ジョナサン・ブラッドショー、所道彦	Vol.48 No.1	pp.62-73	2012
子どもの貧困と「重なり合う不利」 —子ども虐待問題と自立援助ホームの調査結果を通して—	松本伊智朗	Vol.48 No.1	pp.74-84	2012

第17回厚生政策セミナー「地域の多様性と社会保障の持続可能性」（2012年10月）

タイトル	氏名	巻号	頁	年
基調講演1：地域経済視点からの社会保障支出とその将来見通し	西村周三	Vol.49 No.1	pp.5-29	2013
基調講演2：先進国に相応しい安定感ある社会の構築 —多様な主体の参加による地域づくり—	奥野信宏	Vol.49 No.1	pp.30-38	2013
問題提起1：人口構造変化からみた地域の社会保障	佐々井司	Vol.49 No.1	pp.39-47	2013
問題提起2：都会と地方それぞれにおける収入、資産、消費	暮石渉	Vol.49 No.1	pp.48-55	2013
問題提起3：都市部と郡部における在宅医療・介護サービス提供体制構築上の課題—福岡県を事例として—	川越雅弘	Vol.49 No.1	pp.56-65	2013
問題提起4：震災を契機としたコンパクトシティ化—陸前高田市の挑戦—	山本克也	Vol.49 No.1	pp.66-70	2013
コメント1：地域再生におけるソーシャル・キャピタルの役割	山内直人	Vol.49 No.1	pp.71-80	2013
コメント2：超高齢社会の居住環境論 —居住のセーフティネットの視点から—	園田真理子	Vol.49 No.1	pp.81-92	2013
コメント3：医療・介護資源の空間的偏在と地域住民のインセンティブ	野口晴子	Vol.49 No.1	pp.93-103	2013
討論	司会：伊藤善典	Vol.49 No.1	pp.104-121	2013

論文一覧

- ・冒頭に○の記載があるものは投稿論文（研究ノート含む）として掲載されたものです。
（投稿論文であると確定されたもののみに○をつけておりますので、34巻（Vol.34）以前については情報の散逸により抜けがある場合があります。）
- ・分類は以下のとおりです（「国内」の表記は省略してあります）
- 社会保障一般（国内・海外・福祉国家）
 - 公的扶助（国内・海外）
 - 社会保険（国内・海外）
 - 医療（国内・海外）
 - 年金（国内・海外）
 - 介護（国内・海外）
 - 労働保険
 - 社会福祉（国内・海外）
 - 児童福祉（国内・海外）
 - 高齢者福祉（国内・海外）
 - 障害者福祉（国内・海外）
 - 地域福祉（国内・海外）
 - 家族政策（国内・海外）
 - 公衆衛生（国内・海外）
 - 住宅政策（国内・海外）
 - 財政・税制（国内・海外）
 - 社会計画・社会開発
 - 家計・世帯
 - 労働政策
 - 就労・雇用（国内・海外）
 - 貧困格差（国内・海外）
 - 人口
 - 所得再分配
 - その他（国内・海外）

【社会保障一般】

著者	タイトル	巻号	頁	年
大熊一郎	社会保障の経済学	Vol.1 No.1	pp.2-9	1965
青井和夫	理論社会学と応用社会学	Vol.1 No.1	pp.32-42	1965
網野 智	厚生行政の課題—経済、社会の変動にいかに対処すべきか—	Vol.1 No.1	pp.43-54	1965
大橋 薫	社会病理学的研究の立場—社会問題の基礎理論—	Vol.1 No.3	pp.11-20	1965
蠟山政道	「福祉開発」の意義と条件	Vol.2 No.1	pp.2-10	1966
江見康一	社会保障の体系化をめぐる	Vol.2 No.1	pp.11-19	1966
森 健一	社会保障体系化への社会的要請とその限界	Vol.2 No.1	pp.20-28	1966
横山和彦	わが国社会保障の将来について—とくに老齢保障を中心に—	Vol.2 No.3	pp.47-61	1966
菊池勇夫	法制度からみた社会保障	Vol.2 No.4	pp.2-10	1967
角田 豊	法制度から見た社会保障	Vol.2 No.4	pp.11-20	1967
山田雄三	政策研究の基本的態度について	Vol.3 No.1	pp.43-50	1967
都村敦子	経済計画の変遷と社会保障	Vol.3 No.2	pp.57-65	1967
村山冴子	占領下における社会福祉の概要—ネフ論文を中心に—	Vol.3 No.3	pp.69-78	1967
下田平裕身	社会保障運動に関する若干の問題	Vol.4 No.2	pp.13-21	1968
岡崎陽一	人口変動からみた社会保障の課題	Vol.4 No.2	pp.22-33	1968
山田雄三	社会体制と社会保障—とくにナショナル・システムとしての社会保障—	Vol.4 No.3	pp.2-11	1968
北川隆吉	社会体制と社会保障	Vol.4 No.3	pp.12-17	1968
黒住 章	社会保障と企業内福祉・労働者福祉	Vol.4 No.3	pp.29-38	1968
福田敏一	政治体制と社会保障—民主主義をめぐる—	Vol.5 No.1	pp.2-8	1969
角田 豊	法秩序における社会保障	Vol.5 No.1	pp.8-25	1969
伊部英男	自由＝社会改革とナショナル・ミニマム	Vol.5 No.2	pp.34-44	1969
山田雄三	1960年代社会保障の展開：総論	Vol.5 No.4	pp.2-7	1970
山田雄三	社会保障における計画的視点	Vol.6 No.1	pp.2-23	1970
持永和見	新経済社会発展計画について	Vol.6 No.1	pp.59-70	1970
保坂哲哉	近代化への準備段階における日本の経験の社会的側面	Vol.6 No.2	pp.22-30	1970
曾原利満	国連社会開発研究所の福祉指数および開発指数の概要	Vol.7 No.2	pp.43-51	1971
國井國長	社会保障審査制度の効用	Vol.7 No.3	pp.37-45	1971

著者	タイトル	巻号	頁	年
桐木逸朗	企業と社会保障	Vol.7 No.4	pp.3-12	1972
向井利昌	企業の非物的分配機能—企業と社会保障との関連性についての一試論—	Vol.7 No.4	pp.23-32	1972
松尾 均	経済法則と社会保障	Vol.8 No.1	pp.2-11	1972
R.P.ドーア・町田俊彦	社会保障機能の担い手：国家と企業—日本とイギリスの国際比較—	Vol.8 No.3	pp.46-57	1972
小山路男	経済計画と社会保障	Vol.8 No.4	pp.2-11	1973
武藤光朗	現代福祉思想の価値前提	Vol.9 No.3	pp.12-18	1974
塩野谷祐一	福祉と民主主義の理論	Vol.9 No.3	pp.19-24	1974
地主重美	所得保障政策と労働供給—社会保障政策の有効性—	Vol.9 No.3	pp.25-33	1974
青井和夫	経済計画・社会計画・全体計画	Vol.9 No.3	pp.34-44	1974
城戸喜子	社会的アンバランスに関する統計的研究	Vol.10 No.1	pp.42-57	1974
稲上 毅	「社会政策」とソーシャル・ポリシー—ひとつの覚え書き—	Vol.10 No.2	pp.23-34	1974
佐藤 進	社会保障の制度維持主体の問題点 —日本型社会保障制度の現状の問題を中心として—	Vol.10 No.3	pp.13-23	1975
平 恒次	経済開発と社会保障—経済、社会、政治の接点を探る—	Vol.10 No.4	pp.2-12	1975
向井利昌	福祉社会と勢力構造	Vol.10 No.4	pp.13-23	1975
伊部英男	高齢化社会の課題	Vol.11 No.2	pp.2-11	1975
岡崎陽一	高齢社会の人口問題	Vol.11 No.2	pp.12-21	1975
馬場啓之助	福祉社会としての高齢化社会	Vol.11 No.2	pp.22-32	1975
岸 功	福祉問題の社会学的検討のために—いくつかの素材—	Vol.12 No.1	pp.46-56	1976
都村敦子	社会保障における女性の地位に関する予備的考察（その1）	Vol.12 No.2	pp.51-65	1976
馬場啓之助	福祉社会の日本的形態—ひとつの試論—	Vol.12 No.3	pp.2-11	1977
伊部英男	ソーシャル・ポリシーの選択 —ハード・アプローチとソフト・アプローチ—	Vol.12 No.3	pp.12-32	1977
庭田範秋	社会保障をめぐる生活の論理と生産の論理	Vol.13 No.1	pp.2-13	1977
名嶋和子	社会保障の民主的管理・運営に関する一考察	Vol.13 No.1	pp.74-81	1977
地主重美	動態的ライフサイクル貯蓄と社会保障	Vol.13 No.2	pp.15-23	1977
深谷昌弘	社会保障と個人貯蓄率	Vol.13 No.2	pp.24-35	1977
馬場啓之助	福祉社会移行の日本の条件	Vol.13 No.3	pp.2-11	1977
斎藤治美	新しい国民経済計算と社会保障費	Vol.14 No.2	pp.33-47	1978
山田雄三	社会保障政策論の問題意識—拙著に対する二つの書評に答える	Vol.14 No.3	pp.2-11	1978
社本 修	T.S.サイミーのソーシャル・アドミニストレーション論	Vol.14 No.3	pp.58-66	1978
馬場啓之助	福祉社会の労働力政策	Vol.14 No.4	pp.2-11	1979
佐藤 進	補償と保障をめぐる	Vol.14 No.4	pp.12-20	1979
地主重美	福祉支出の年齢階層分布—一つの推計—	Vol.14 No.4	pp.32-42	1979
小林良二	T.H.マーシャルの社会政策論	Vol.15 No.1	pp.44-56	1979
吉田寿三郎	人口長命時代を考える —「老年問題に関する京都国際シンポジウム」を省みて—	Vol.15 No.1	pp.66-81	1979
馬場啓之助	福祉社会の構図	Vol.15 No.3	pp.5-13	1980
城戸喜子	人口構造の高齢化と日本の福祉政策の状況	Vol.15 No.3	pp.74-93	1980
小林良二	福祉事務所と専門職制	Vol.15 No.3	pp.141-159	1980
三重野 卓	社会計画論の基礎概念	Vol.15 No.3	pp.160-170	1980
柏野健三	J.ヒギンズの社会政策に関する社会統制論について	Vol.16 No.4	pp.2-10	1981
大内俊一	日本社会福祉研究の基礎視座—「社会科学的研究方法」批判—	Vol.16 No.4	pp.96-105	1981
堀 勝洋	日本型福祉社会論	Vol.17 No.1	pp.37-50	1981
小林節夫	再構築を求められる社会政策	Vol.17 No.2	pp.152-161	1981
徳永芳郎	「小さな政府」の社会保障—保険の視点に立ったフレームの検討—	Vol.18 No.3	pp.299-298	1982
鶴野公郎	生活の質と社会保障	Vol.18 No.3	pp.311-323	1982
市川 洋	人口の長期変動と社会保障負担	Vol.19 No.1	pp.42-55	1983
ロバート・ピンカー （柄本一三郎訳）	社会政策とは何か	Vol.19 No.2	pp.130-146	1983
佐藤 進	社会保障・社会福祉の法と行財政—その課題と展望—	Vol.19 No.3	pp.240-251	1983
武川正吾	社会政策と社会的価値	Vol.19 No.4	pp.457-466	1984
樋口富男	所得保障制度における事故の概念—老齢、障害、失業を中心として—	Vol.20 No.1	pp.40-49	1984
荒木誠之	社会保障の展開と法的課題	Vol.20 No.3	pp.234-243	1984
保坂哲哉	社会保障研究の課題—社会政策論との関連で—	Vol.20 No.3	pp.244-253	1984
地主重美	社会保障への経済的アプローチ—課題と分析—	Vol.20 No.3	pp.254-270	1984

著者	タイトル	巻号	頁	年
直井道子	中高年女性の経済状態からみた老後保障の問題点 —未婚女性を中心として—	Vol.21 No.3	pp.226-236	1985
都村敦子	女性と社会保障	Vol.21 No.3	pp.237-246	1985
向井利昌	福祉経済体制論についての一試論	Vol.21 No.4	pp.363-372	1986
馬場啓之助	主要諸国の社会保障給付額と国民経済との相関分析	Vol.21 No.2	pp.203-206	1985
関 寛治	社会保障の地球政治経済学序説	Vol.22 No.2	pp.88-96	1986
神川正彦	福祉世界の形成にむけて—「福祉学」と「平和学」の合流—	Vol.22 No.2	pp.97-106	1986
三重野 卓	成熟化現象としての「生活の質」—その機能的多様性と福祉問題—	Vol.24 No.3	pp.321-334	1988
高藤 昭	内外人平等待遇の原則とわが国の法体系・法理論 —生存権の外国人権利主体性論を中心に—	Vol.24 No.4	pp.414-423	1989
高藤 昭	社会保障研究における法学の使命・方法・課題 —故福武直前社会保障研究所長に捧げる—	Vol.25 No.3	pp.263-272	1989
武川正吾	社会政策における〈Privatisation〉—上—	Vol.26 No.2	pp.150-160	1990
織田輝哉	社会的資源の分配メカニズム	Vol.26 No.2	pp.176-190	1990
武川正吾	社会政策における〈Privatisation〉—中—	Vol.27 No.1	pp.83-93	1991
下田平裕身	「社会政策」視点からの「社会階層」認識 —基礎的統計における社会集団分類法の吟味から—	Vol.27 No.4	pp.348-359	1992
京極高宣	社会保障概念の見直し	Vol.29 No.1	pp.65-74	1993
跡田直澄・山内直人・ 雨森孝悦・太田美緒・ 山田 武	非営利セクターの経済分析	Vol.29 No.4	pp.322-333	1994
山田太門	フィランソロビー活動の基礎理論	Vol.30 No.4	pp.332-341	1995
丸尾直美・斎藤勝彦	非営利組織の経済分析	Vol.30 No.4	pp.342-354	1995
山内直人	民間企業の公益活動—日本の現状と展望—	Vol.30 No.4	pp.355-364	1995
田中敬文	非営利団体の行動と経済モデル	Vol.30 No.4	pp.365-372	1995
中川 清	生活変動と社会政策像—近代日本の経験と現地点—	Vol.31 No.1	pp.51-62	1995
貝塚啓明	社会保障の将来	Vol.31 No.4	pp.322-326	1996
三浦文夫	社会保障体制と社会福祉	Vol.31 No.4	pp.337-352	1996
丸尾直美	福祉供給における市場機能と福祉ミックス	Vol.32 No.2	pp.104-116	1996
都留重人	社会保障制度の課題と問題点	Vol.32 No.4	pp.382-390	1997
京極純一	社会保障と政治過程	Vol.32 No.4	pp.391-396	1997
宮澤健一	産業システムと社会保障の機能連関	Vol.32 No.4	pp.397-407	1997
岡崎陽一	人口構造と社会保障	Vol.32 No.4	pp.408-415	1997
奥野（藤原）正寛	福祉社会の比較制度分析	Vol.32 No.4	pp.416-425	1997
塩野谷祐一	社会保障と道徳原理	Vol.32 No.4	pp.426-435	1997
大淵寛	人口政策と社会保障政策—最近の低出生力に関連して—	Vol.32 No.4	pp.436-445	1997
進見音彦	日本社会の変動と福祉政策	Vol.32 No.4	pp.456-462	1997
堀勝洋	社会保障の法的基盤	Vol.32 No.4	pp.463-472	1997
足立幸男	社会保障の理念とその現実化	Vol.33 No.3	pp.230-239	1997
蓼沼宏一	現代経済学における公平性の基準	Vol.33 No.3	pp.240-251	1997
武川正吾	—社会学者の見た皆保険・皆年金	Vol.33 No.3	pp.260-271	1997
星野信也	乱用される社会福祉、社会保障計画—計画と市場の選択—	Vol.33 No.4	pp.344-354	1998
小田泰宏	生活体系と社会保障の基盤	Vol.34 No.1	pp.80-89	1998
山下淳	地方分権と保健福祉行政の計画化	Vol.34 No.3	pp.252-259	1998
新藤宗幸	地域保健システムの改革と残されている課題	Vol.34 No.3	pp.260-267	1998
○ 河野真	福祉多元主義のゆくえ —利用者主体の福祉改革と新自由主義的改革の動向をめぐって—	Vol.34 No.3	pp.268-280	1998
増田雅暢・小島克久	ライフサイクルからみた高齢期の社会保障	Vol.35 No.4	pp.342-352	2000
後藤玲子	自由と必要—「必要に応ずる分配」の規範経済学的分析—	Vol.36 No.1	pp.38-55	2000
勝又幸子	社会保障費用から見た「少子高齢社会」	Vol.36 No.1	pp.56-66	2000
新川敏光	戦後社会保障政策の過程と構造	Vol.37 No.1	pp.4-16	2001
森村進	リバタリアンはなぜ福祉国家を批判するのか—さまざまな論拠—	Vol.38 No.2	pp.105-111	2002
立岩真也	分配的正義論—要約と課題—	Vol.38 No.2	pp.112-119	2002
平岡公一（司会）・小 林良二・坂田周一・駒 村康平・秋元美世	座談会 社会福祉政策研究の現在	Vol.38 No.4	pp.272-307	2003

著者	タイトル	巻号	頁	年
岩田正美・八田達夫・後藤玲子（司会）	対談 福祉政策の再編に向けて—就労政策と住宅保障再考—	Vol.39 No.4	pp.371-382	2004
後藤玲子・阿部彩・橋木俊詔・八田達夫・埋橋孝文・菊池馨実・勝又幸子	現代日本社会において何が「必要」か？ —「福祉に関する意識調査」の分析と考察—	Vol.39 No.4	pp.389-402	2004
○ 台豊	社会保障に関する地方公共団体の憲法上の責務について	Vol.39 No.4	pp.437-445	2004
神江伸介	福祉と政治不満とニューシニア	Vol.41 No.1	pp.45-56	2005
牛丸聡	社会保障のガバナンス	Vol.41 No.3	pp.200-210	2005
菊池馨実	社会保障の規範的基礎付けと憲法	Vol.41 No.4	pp.306-319	2006
尾形健	憲法と社会保障法の交錯 —憲法学からみた社会保障制度のあり方についての総論的検討—	Vol.41 No.4	pp.320-333	2006
遠藤美奈	憲法に25条がおかれたことの意味—生存権に関する今日的考察—	Vol.41 No.4	pp.334-347	2006
加藤久和	社会保障の規模と政府の役割—国際比較からのアプローチ—	Vol.42 No.1	pp.32-43	2006
勝又幸子	社会保障給付の制度配分 —OECDデータと社会保障給付費による動向分析—	Vol.42 No.1	pp.68-77	2006
志甫啓	日系ブラジル人の社会保障適用の実態 —2005年度磐田市外国人市民実態調査を用いた分析—	Vol.43 No.2	pp.84-106	2007
岩村正彦	外国人労働者と公的医療・公的年金	Vol.43 No.2	pp.107-118	2007
井口泰	外国人の統合政策および社会保険加入のための基盤整備 —EU等の調査から—	Vol.43 No.2	pp.131-148	2007
西村淳	社会保障協定と外国人適用 —社会保障の国際化に係る政策動向と課題—	Vol.43 No.2	pp.149-158	2007
狭間直樹	社会保障の行政管理と「準市場」の課題	Vol.44 No.1	pp.70-81	2008
岩村正彦	社会保障と契約の諸問題—総論—	Vol.45 No.1	pp.4-13	2009
金子能宏	社会保障分野における技術進歩、産業発展と経済成長	Vol.47 No.2	pp.119-133	2011
田近栄治・宮崎毅	震災における被災者生活再建支援のあり方—制度の変遷と課題—	Vol.49 No.3	pp.270-282	2013
喜多村治雄	国民生活の展望と問題点	別冊No.19	pp.2-8	1969
山田雄三	社会保障政策論ノート	別冊No.39	pp.2-41	1973
高橋 武	社会保障の国際動向	別冊No.24	pp.71-80	1970
小山路男	社会保障の課題と方向—国際動向を含めて—	別冊No.9	pp.109-117	1967

【社会保障一般（海外）】

上村政彦	フランスの社会保障—家族手当制度を中心として—	Vol.2 No.1	pp.29-46	1966
谷 昌恒	アメリカ社会保障の展開—35年法に至る	Vol.3 No.1	pp.56-65	1967
小川喜一	イギリス労働党と社会保障	Vol.3 No.3	pp.2-10	1967
安積鋭二	ソ連における社会学の発達と社会保障の展開	Vol.3 No.3	pp.11-20	1967
小沼 正	北欧諸国における社会保障費の歩み—1948～64年—	Vol.4 No.3	pp.47-61	1968
平石長久・保坂哲哉	1960年代の国際動向	Vol.5 No.4	pp.68-78	1970
鷲谷善教	ソ連における社会保障	Vol.6 No.4	pp.2-11	1971
石本忠義	東ドイツの社会保障	Vol.6 No.4	pp.12-22	1971
渡辺益男	ソ連の社会福祉	Vol.6 No.4	pp.49-57	1971
三和 治	イギリスの社会保障の動向	Vol.8 No.1	pp.12-22	1972
石本忠義	西ドイツ社会保障の発展と変化	Vol.8 No.1	pp.23-33	1972
平石長久	国際動向（Ⅰ）—各国の一般的動向—	Vol.9 No.1	pp.60-66	1973
保坂哲哉	国際動向（Ⅱ）—国際機関—	Vol.9 No.1	pp.67-70	1973
保坂哲哉	社会計画の国際動向	Vol.9 No.3	pp.45-51	1974
杉森創吉	1930年代のアメリカにおける「社会計画」論 —G.ソウルを中心とした若干の動向—	Vol.9 No.4	pp.33-39	1974
高橋 武	社会保障の国際動向	Vol.10 No.2	pp.62-73	1974
保坂哲哉	西ドイツ社会保障の最近の動向	Vol.10 No.3	pp.72-76	1975
上村政彦	フランス社会保障の最近の動向	Vol.10 No.3	pp.77-85	1975
樋口富男	アジアの発展途上国における社会保障	Vol.11 No.4	pp.24-35	1976
一圓光彌	イギリスの社会保障の最近の動向	Vol.12 No.2	pp.2-16	1976
上村政彦	フランス社会保障立法の新たな展開	Vol.12 No.2	pp.17-28	1976
川口 弘	現代福祉国家の経済的側面—スウェーデンの場合	Vol.13 No.2	pp.2-14	1977
中野いく子	イギリスにおける戦後のボランティア・アクションの展開	Vol.14 No.4	pp.67-79	1979

著者	タイトル	巻号	頁	年
府川哲夫	総合的社会政策について—OECDプロジェクトの紹介を中心に—	Vol.15 No.4	pp.21-31	1980
石橋敏郎	アメリカにおける社会保障訴訟の問題点 —連邦裁判所の管轄権を中心として—	Vol.16 No.2	pp.28-40	1980
飯野靖四	スウェーデンにおける福祉と財政	Vol.17 No.1	pp.24-36	1981
松村祥子	フランスの社会保障・社会福祉制度 —その形態の特徴と生活文化との関連—	Vol.17 No.4	pp.475-482	1982
樋口富男	西欧諸国における高齢者の所得保障	Vol.18 No.1	pp.4-14	1982
仁科 保	イギリスの社会保障制度に関する一史的考察 —ベヴァリジの社会保障計画を中心として—	Vol.18 No.4	pp.449-462	1983
武川正吾	大戦後イギリスにおける社会政策と不平等	Vol.18 No.4	pp.463-477	1983
平 恒次	レーガン革命下のアメリカ社会保障	Vol.19 No.2	pp.108-117	1983
坂坂哲哉	西ドイツにおける社会政策論の新展開	Vol.19 No.2	pp.147-157	1983
平石長久	ニュージーランドの社会保障—とくに所得保障を中心として—	Vol.19 No.4	pp.374-385	1984
平石長久	国際社会保障の一考察	Vol.22 No.2	pp.107-117	1986
グレアム・ルーム (唐鎌直義訳)	イギリスにおける社会政策と社会変動	Vol.22 No.4	pp.326-334	1987
デービット・ドニソン (星野信也訳)	社会保障をめぐるイギリスの議論	Vol.22 No.4	pp.335-341	1987
ロバート・エリクソン (宮原かおる訳)	スウェーデンの福祉政策—最近の動向における問題と展望—	Vol.22 No.4	pp.354-362	1987
フランシス・ババール (出雲祐二訳)	フランスにおける新たな社会保障に向けて	Vol.22 No.4	pp.363-372	1987
星野信也	米英のプライベタイゼーション：福祉国家の中流階層化	Vol.24 No.3	pp.272-284	1988
下平好博	マーストリヒト条約後のEC社会政策 —ユーロ・コーポラティズムの可能性—	Vol.30 No.2	pp.138-151	1994
新井誠	イギリス法における社会保障関係の代理人及び嘱託代理人	Vol.34 No.2	pp.186-194	1998
岡沢憲美	社会保障における国と地方の役割—スウェーデンの経験—	Vol.34 No.3	pp.234-241	1998
坂坂哲哉	社会保障の国際動向—西欧社会保障とアジア社会開発の一断面—	別冊No.34	pp.40-49	1972

【社会保障一般（福祉国家）】

武藤光朗	福祉国家の価値体系	Vol.1 No.2	pp.2-9	1965
社会保障研究所	特別合同研究会報告—福祉国家論をめぐる問題—	Vol.1 No.3	pp.77-82	1965
孝橋正一	福祉国家、社会福祉と資本の論理	Vol.4 No.1	pp.27-35	1968
谷 昌恒	福祉国家の形成	Vol.4 No.3	pp.18-28	1968
向井利昌	福祉国家の社会的基礎—社会学的一考察—	Vol.17 No.4	pp.396-408	1982
木村正身	福祉国家思想史の基本課題	Vol.17 No.4	pp.409-419	1982
岩崎美紀子	福祉国家の自治体再編成 —経済の相互依存の深化と社会政策のハーモニゼーション—	Vol.26 No.2	pp.145-149	1990
宮本太郎	福祉国家レジームと労働戦略—3つの軌跡—	Vol.27 No.4	pp.372-383	1992
織田輝哉	福祉国家と社会的ジレンマ	Vol.28 No.2	pp.182-193	1992
伊藤周平	市民権と社会福祉—福祉理念としての市民権の論理と展望—	Vol.28 No.3	pp.298-312	1992
松井二郎	福祉国家の存立構造と分析視角	Vol.30 No.2	pp.118-128	1994
足立幸男	福祉国家に対する二種の批判	Vol.30 No.2	pp.129-137	1994
久場嬉子	福祉国家とジェンダー摩擦	Vol.30 No.2	pp.152-163	1994
伊藤周平	福祉国家と市場経済—再市場化と国家福祉の諸問題	Vol.30 No.2	pp.164-176	1994
塩野谷祐一	福祉国家の危機と公共的理性	Vol.36 No.1	pp.11-23	2000
後藤玲子	福祉国家と規範理論—序論—	Vol.38 No.2	pp.100-104	2002
新川敏光	福祉国家の改革原理—生産主義から脱生産主義へ—	Vol.38 No.2	pp.120-128	2002
宮本太郎	福祉国家再編の規範的対立軸—ワークフェアとベーシックインカム—	Vol.38 No.2	pp.129-137	2002
盛山和夫	リベラリズムは福祉国家の基盤たりうるか —後期ロールズ理論をめぐって—	Vol.38 No.2	pp.138-145	2002
渡辺幹雄	「財産所有制民主主義」と福祉国家—ロールズによるその理論的分析—	Vol.38 No.2	pp.146-156	2002
○ 稗田健志	「資本主義の諸類型」論から見た日本型福祉レジーム	Vol.41 No.2	pp.157-167	2005
新川敏光	福祉国家の相対比—ガヴァンメントからガヴァナンスへの視座転換—	Vol.41 No.3	pp.186-199	2005
坪洋一	福祉国家における「社会市場」と「準市場」	Vol.44 No.1	pp.82-93	2008

著者	タイトル	巻号	頁	年
【公的扶助】				
小倉襄二	社会保障の最低基準—公的扶助・社会福祉事業の論点をめぐって—	Vol.3 No.1	pp.2-12	1967
小沼 正	わが国戦後における最低生活費研究の系譜	Vol.3 No.1	pp.13-25	1967
中鉢正美	現代の最低生活水準	Vol.3 No.3	pp.21-36	1967
佐藤吉男	財政的側面からみた生活保護基準引上げの諸問題	Vol.4 No.1	pp.21-26	1968
小沼 正	生活保護の問題点—最近の関係論文をめぐって—	Vol.4 No.2	pp.34-50	1968
籠山 京・鈴木佐紀	低所得層の変貌と保護基準	Vol.5 No.2	pp.23-33	1969
小沼 正	1960年代の公的扶助	Vol.5 No.4	pp.31-43	1970
竹村栄一	公的扶助とケースワークについて	Vol.7 No.3	pp.25-36	1971
江口英一	今日の低所得層と世帯更正資金制度の方向	Vol.8 No.2	pp.17-30	1972
小沼 正	生活保護—保護率の動向をめぐって—	Vol.9 No.1	pp.23-35	1973
仁科 保	被保護階層の生活水準に関する一つの計測—東京都区部を中心として—	Vol.11 No.2	pp.33-42	1975
伊部英男	1834年救貧法報告—虚構と事実—	Vol.13 No.3	pp.12-29	1977
藤井 康	生活保護の点検	Vol.13 No.3	pp.30-38	1977
曾原利満	都道府県別にみた生活保護率の地域差について	Vol.13 No.3	pp.39-67	1977
城戸喜子	生活保護における政府および企業の役割 (1) —国際比較による予備的考察—	Vol.14 No.2	pp.70-91	1978
小寺清孝	救護施設の現状と課題	Vol.15 No.1	pp.57-65	1979
曾原利満	生活保護基準の格差縮小方式について	Vol.15 No.3	pp.30-49	1980
曾原利満	高齢者の生活保護受給率に関する若干の検討	Vol.16 No.4	pp.11-29	1981
宇野正道	戦前日本における公的救済立法—「救護法」成立過程の再検討—	Vol.18 No.2	pp.172-183	1982
城戸喜子	母子世帯と生活保護 (I) —母子世帯への所得保障給付に関する統計的考察—	Vol.21 No.3	pp.247-261	1985
武智秀之	生活保護行政と「適正化」政策 (1)	Vol.24 No.3	pp.335-353	1988
武智秀之	生活保護行政と「適正化」政策 (2)	Vol.24 No.4	pp.450-467	1989
清水浩一	生活保護法の硬直化とその本質的原因 —選別と差別の構造に関連させて—	Vol.32 No.3	pp.319-328	1996
後藤玲子	公的扶助研究の基本的視座—序論—	Vol.39 No.4	pp.350-353	2004
埋橋孝文・所道彦・田宮遊子	生活保護制度見直しの論点と視点	Vol.39 No.4	pp.383-388	2004
阿部彩	「最低限の生活水準」に関する社会的評価	Vol.39 No.4	pp.403-414	2004
橘木俊昭	わが国の低所得者支援策の問題点と制度改革	Vol.39 No.4	pp.415-423	2004
菊池馨実	公的扶助の法的基盤と改革のあり方 —「自由」基底的社会保障法理論の視角から—	Vol.39 No.4	pp.424-436	2004
○ 山重慎二・高畑純一郎	年金制度と生活保護制度 —高齢期の所得保障スキームの在り方をめぐって—	Vol.46 No.1	pp.58-69	2010
○ 周燕飛・鈴木亘	近年の生活保護率変動の要因分解—長期時系列データに基づく考察—	Vol.48 No.2	pp.197-215	2012
【公的扶助 (海外)】				
田代不二男	イギリスの公的扶助制度	Vol.3 No.1	pp.26-34	1967
仲村優一	アメリカにおける公的扶助の最近の動向	Vol.3 No.3	pp.37-47	1967
江口英一	英国における「国民扶助」の位置と適用状況	Vol.3 No.4	pp.22-42	1968
籠山 京	西ドイツ社会扶助制度の基準引上げと日本の場合	Vol.6 No.3	pp.2-16	1970
小沼 正	イギリス公的扶助の歩み	Vol.6 No.3	pp.17-26	1970
秋山智久	米国の公的扶助における情民観の構造	Vol.8 No.1	pp.34-44	1972
星野信也	英米における貧困対策—ニガティブな所得税の提案—	Vol.8 No.4	pp.49-63	1973
小沼 正	1970年代の生活保護—イギリス補足給付と対比して—	Vol.16 No.1	pp.21-35	1980
○ 藤原千沙・江沢あや	アメリカ福祉改革再考—ワークフェアを支える仕組みを日本への示唆—	Vol.42 No.4	pp.407-419	2007
【社会保険】				
近藤文二	社会保障における保険原理	Vol.2 No.3	pp.2-11	1966
庭田範秋	社会保障の理念と保険の原理	Vol.2 No.3	pp.12-20	1966
小山進次郎	わが国における社会保険の問題点	Vol.2 No.3	pp.21-32	1966
高橋 武	社会保険と社会サービス	Vol.5 No.1	pp.26-31	1969
庭田範秋	社会保険と社会サービス	Vol.5 No.1	pp.31-46	1969
荒木誠之	社会保障法における社会保険	Vol.10 No.3	pp.2-12	1975
庭田範秋	社会保険の財政健全化に向けての技術	Vol.17 No.4	pp.384-395	1982

著者	タイトル	巻号	頁	年
庭田範秋	新種保険としての社会保険	Vol.27 No.3	pp.295-310	1991
庭田範秋	保険学からする社会保険学	Vol.28 No.3	pp.279-297	1992
○ 安部由起子	女性パートタイム労働者の社会保険加入の分析	Vol.35 No.1	pp.77-95	1999
阿部彩	社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響	Vol.36 No.1	pp.67-80	2000
○ 台豊	被用者保険法における短時間労働者の取扱いについて—健康保険法、厚生年金保険法および1980年厚生省内かんに関する一考察—	Vol.38 No.4	pp.308-315	2003
岩本康志・濱秋純哉	社会保険料の帰着分析—経済学的考察—	Vol.42 No.3	pp.204-218	2006
酒井正	社会保険の事業主負担が企業の雇用戦略に及ぼす様々な影響	Vol.42 No.3	pp.235-248	2006
碓井光明	財政法学の観点からみた社会保険料と税制との関係	Vol.42 No.3	pp.249-259	2006
小林秀太	法と経済学における税と保険料—租税法の観点から—	Vol.42 No.3	pp.260-270	2006
○ 安部由起子・谷村孝子	加入資格のあるパートタイム労働者の厚生年金・雇用保険への未加入に関する考察	Vol.45 No.3	pp.305-317	2009
田多英範	福祉国家と国民皆保険・皆年金体制の確立	Vol.47 No.3	pp.220-230	2011
土田武史	国民皆保険50年の軌跡	Vol.47 No.3	pp.244-256	2011

【社会保険（海外）】

小山路男	イギリス社会保険の形成過程	Vol.1 No.4	pp.20-30	1966
角田 豊	ハンガリー、ポーランドの社会保険	Vol.6 No.4	pp.23-32	1971
保坂哲哉	年金保険と疾病保険における財政調整—西ドイツとフランスの場合—	Vol.15 No.3	pp.14-29	1980
津田小百合	社会保険料の労使折半に関する比較法的考察—ドイツにおける議論を例に—	Vol.42 No.3	pp.271-278	2006
松本勝明	国際比較の視点から見た皆保険・皆年金	Vol.47 No.3	pp.268-276	2011

【医療】

榎本貴志雄	医療保障の将来について	Vol.2 No.4	pp.32-44	1967
与田 柁	健康保険組合論	Vol.3 No.4	pp.2-11	1968
都村敦子	保健・医療サービスの経済分析	Vol.4 No.1	pp.43-56	1968
中村正文	地方行政と国民健康保険	Vol.5 No.2	pp.2-12	1969
小山路男	1960年代の医療問題	Vol.5 No.4	pp.8-18	1970
大村潤四郎	医療保障の体系化	Vol.6 No.1	pp.24-31	1970
藤澤益夫	医療保障の水準と類型	Vol.6 No.1	pp.31-51	1970
吉田秀夫	医療保障と予防給付	Vol.7 No.1	pp.11-20	1971
栗原忠夫	医療保障とリハビリテーション	Vol.7 No.1	pp.21-31	1971
大村潤四郎	コミュニティと医療	Vol.7 No.2	pp.12-22	1971
西 三郎	経済計画における保健医療計画の問題点	Vol.8 No.4	pp.12-26	1973
都村敦子	医療の動向	Vol.9 No.1	pp.36-47	1973
都村敦子	医療サービスに対するニーズと需要	Vol.9 No.1	pp.86-101	1973
菅谷 章	インターン問題の史的考察	Vol.10 No.3	pp.24-33	1975
宗像恒次	看護婦不足問題をめぐる再検討の視覚構想—「看護婦」不足論から「看護」不足論へ—	Vol.11 No.3	pp.43-56	1976
都村敦子	医療サービスに対する需要と供給の見通し	Vol.14 No.1	pp.2-17	1978
前田信雄	給付率等の変更による医療費への波及に関する研究	Vol.14 No.2	pp.2-32	1978
田中 滋	「人的資本への投資」としての医療需要	Vol.14 No.2	pp.48-55	1978
西 三郎	日本の病院の特質—マクロ的視点からの分析—	Vol.15 No.2	pp.2-20	1979
市川 洋	健康づくり運動の効果と測定	Vol.15 No.2	pp.21-30	1979
田中 滋	医療政策の効果測定の理論的枠組について	Vol.15 No.2	pp.31-48	1979
辻 正重	医療政策の医療システムへの影響—そのためのモデル設計—	Vol.15 No.2	pp.49-56	1979
お茶の水女子大学家庭経済研究会	医療保険における世帯の給付と負担（Ⅰ）—岩手県一戸町国民健康保険加入世帯の実態—	Vol.16 No.2	pp.2-27	1980
江見康一	医療における倫理と技術進歩と経済	Vol.16 No.3	pp.32-41	1981
城戸喜子	OECD方式による日本の公共医療費の分析	Vol.16 No.4	pp.45-63	1981
お茶の水女子大学家庭経済研究会	医療保険における世帯の給付と負担（Ⅱ）—岩手・長崎・静岡3地域の実態—	Vol.16 No.4	pp.64-95	1981
前田信雄	医療費の家計負担に対する影響と負担の限度に関する研究	Vol.17 No.1	pp.4-23	1981
お茶の水女子大学家庭経済研究会	医療保険制度の意義と限界—国保世帯の給付と負担の実態をふまえて—	Vol.17 No.2	pp.195-208	1981
井口直樹	老人医療の経済分析	Vol.18 No.2	pp.155-171	1982

著者	タイトル	巻号	頁	年
地主重美	人口高齢化と医療保障—新しい政策選択—	Vol.18 No.3	pp.299-310	1982
三上美美子	入院需要の将来推計	Vol.18 No.1	pp.106-123	1982
西三郎	「医療サービスの効率化」についての考察 —昭和57年度年次経済報告を読んで—	Vol.18 No.3	pp.380-384	1982
前田信雄	高齢者の入院費用の高低に関する研究—地域差の分析	Vol.19 No.1	pp.56-69	1983
宇都木 伸	医療保障における公的責任	Vol.19 No.3	pp.285-295	1983
田中 滋・西村万里子	人的資本理論に基づく医療需要の経済分析	Vol.20 No.1	pp.67-80	1984
小泉 明	医療資源をめぐって	Vol.20 No.2	pp.114-116	1984
中川米造	医療コンプレックス	Vol.20 No.2	pp.117-121	1984
村上國男	医療の進歩と医療倫理	Vol.20 No.2	pp.122-126	1984
品川信良	医療技術の進歩と社会的・倫理的ジレンマ	Vol.20 No.2	pp.127-134	1984
坂上正道	医療の安全性の確保	Vol.20 No.2	pp.135-143	1984
多田羅浩三	医と社会	Vol.20 No.2	pp.144-147	1984
日野秀逸	DRGの波紋と対応	Vol.20 No.2	pp.148-153	1984
開原成允	Managementのための医療情報システム	Vol.20 No.2	pp.163-168	1984
中山昌作	医療供給体制の諸問題	Vol.20 No.2	pp.169-173	1984
杉田 肇	地域医療20年の歩み	Vol.20 No.2	pp.174-181	1984
園田恭一	保健・医療におけるコミュニティの問題	Vol.20 No.2	pp.182-187	1984
山本幹夫	健康教育と社会保障	Vol.20 No.2	pp.193-199	1984
伊藤利之	地域におけるリハビリテーション・ニーズ	Vol.20 No.2	pp.206-211	1984
土屋 滋	健康保険法改正に伴う今後の課題	Vol.21 No.2	pp.126-137	1985
大村潤四郎	医療システムの再編成と政策課題	Vol.21 No.2	pp.138-147	1985
土屋 滋	高額療養費患者に関する研究—予後追跡調査成績を中心に—	Vol.21 No.4	pp.348-362	1986
○ 小田利勝	保健医療資源の地域配分格差—北海道の事例—	Vol.21 No.4	pp.386-403	1986
漆 博雄	わが国における医師の地域的分布について	Vol.22 No.1	pp.51-63	1986
宮澤健一	公共サービス化と医療経済の産業連関	Vol.22 No.3	pp.196-208	1986
池上直己	医療における公的負担と私的負担	Vol.22 No.3	pp.209-221	1986
荒井一博	医師・歯科医師の最適数に関する考察	Vol.22 No.3	pp.222-231	1986
三上美美子	保健サービス労働力の供給分析	Vol.22 No.3	pp.232-245	1986
梶原麻佐路	「医薬品の供給」に関する医療保障の概念づけ —「調剤薬」と「医薬品」の存在とその運用—	Vol.23 No.3	pp.356-371	1987
藤井良治	医療保険と効用関数	Vol.23 No.4	pp.433-439	1988
池上直己	「専門職」と「資格職」—日本における社会保障マンパワーのあり方—	Vol.24 No.2	pp.138-151	1988
岩下清子・奥村元子	保健医療サービス供給構造の変革と看護マンパワーの動向	Vol.24 No.2	pp.152-165	1988
三上美美子	長寿社会の健康と経済のシステム—健康の経済学へのアプローチ—	Vol.24 No.4	pp.440-449	1989
権丈善一	平均医療費の経済分析—医療保障政策指向モデル—	Vol.25 No.2	pp.189-203	1989
岡崎 昭	国民健康保険の保険料賦課方式	Vol.25 No.3	pp.273-282	1989
新藤宗幸	高齢化社会の国民健康保険—構造的欠陥と改革をめぐる論点—	Vol.26 No.2	pp.118-129	1990
中島紀恵子	高齢者QOL—保険医療の側面から—	Vol.26 No.3	pp.243-254	1990
郡司篤晃	地域福祉と医療計画—医療計画の基本的諸問題—	Vol.26 No.4	pp.369-384	1991
矢野 聡	レセプトからみた長期入院患者の医療費に関する考察	Vol.26 No.4	pp.394-400	1991
鍋田忠彦	国民医療費と医療制度	Vol.27 No.3	pp.234-244	1991
小椋正立・二神律子	高血圧症の受診と脳血管疾患による死亡率	Vol.27 No.4	pp.422-430	1992
大道 久	医療における病床数と医療施設体系	Vol.28 No.4	pp.360-369	1993
小山秀夫	老人保健施設制度と展開の評価	Vol.28 No.4	pp.370-383	1993
高木安雄	老人病院における介護力強化と費用・マンパワーの変化 —わが国の老人長期ケアの現状と医療施設の変貌	Vol.28 No.4	pp.395-404	1993
南部鶴彦	わが国医薬品産業の特質—規制と競争のメカニズム	Vol.28 No.4	pp.405-414	1993
中西悟志・中山徳良	異世代間の資源再配分と高齢者医療サービス需要	Vol.28 No.4	pp.415-425	1993
知野哲朗	医療サービスと公立病院の選択行動	Vol.29 No.3	pp.232-244	1993
ジョン・C・キャンベル・ 増山幹高(高木安雄訳)	日本における診療報酬政策の展開	Vol.29 No.4	pp.359-368	1994
西村万里子・塚原康博	学校教育と健康 —health economicsにおける研究動向と日本における実証分析—	Vol.29 No.4	pp.411-420	1994
平岡公一・冷水 豊・ 中野いく子・岡本多喜 子・出雲祐二・中谷陽 明・和気純子	計画策定のための高齢者保健福祉サービスのニーズ測定とサービス必 要量推計—都老研方式の改良の試み—	Vol.30 No.1	pp.75-89	1994

著者	タイトル	巻号	頁	年
高木安雄	国民健康保険と地域福祉 —長期入院の是正対策の実際と国保安定化をとりまく問題点—	Vol.30 No.3	pp.249-260	1994
藤田由紀子	昭和50年代以降の医療政策における行政の管理手法	Vol.30 No.3	pp.261-273	1994
西村万里子	国保制度成立過程における地方の役割と社会保障の萌芽 —国保・社会福祉構造の地域的基盤と社会保険機能—	Vol.30 No.4	pp.415-436	1995
府川哲夫・星 旦二・郡 司篤晃	老人医療費の構造分析	Vol.30 No.1	pp.90-98	1994
一圓光彌	医療保険における世代間移転	Vol.31 No.2	pp.142-150	1995
林 宜嗣	自治体の国民健康保険財政	Vol.31 No.3	pp.243-251	1995
中泉真樹	供給者による需要誘発と暗黙契約に基づく規制の経済理論	Vol.31 No.3	pp.252-263	1995
伏見恵文	老人医療費の分布特性と地域格差問題	Vol.31 No.4	pp.380-387	1996
高木安雄	医療計画による医療供給体制の変化と問題点 —病床過剰医療圏の変容と一般病院の新規参入に関する研究—	Vol.31 No.4	pp.388-399	1996
菊池馨実	新たな医療保障（法）原理の構築に向けて —ドゥオオーキンのブルーデント・インシュアランス・モデル—	Vol.33 No.1	pp.70-79	1997
田辺国昭	老人保健福祉計画の策定過程と行政モデルの転換	Vol.33 No.3	pp.252-259	1997
泉田信行・中西悟志・ 漆博雄	医師誘発需要仮説の実証分析 —支出関数アプローチによる老人医療費の分析—	Vol.33 No.4	pp.374-381	1998
長谷川敏彦	地域医療計画の効果と課題	Vol.33 No.4	pp.382-391	1998
○ 中山徳良	医療支出と医療成果の時系列分析	Vol.33 No.4	pp.414-422	1998
○ 佐川和彦	誤差修正モデルによる医療費の分析	Vol.34 No.2	pp.212-217	1998
勝又幸子・木村陽子	医療保険制度と所得再分配	Vol.34 No.4	pp.402-412	1999
田近栄治・油井雄二	高齢化と国民健康保険・介護保険—財政の視点から—	Vol.35 No.2	pp.128-140	1999
遠藤久夫・駒村康平	公的医療保険と高齢者の医療アクセスの公平性	Vol.35 No.2	pp.141-148	1999
川淵孝一	医療の標準化と医療保障	Vol.35 No.2	pp.149-161	1999
中野夕香里	医療機能評価の現状と課題	Vol.35 No.2	pp.170-179	1999
尾形裕也・泉田信行	わが国の医療供給の現状と展望	Vol.35 No.2	pp.180-191	1999
府川哲夫	特定疾病のフェイズ別医療費—悪性新生物と脳血管疾患—	Vol.36 No.1	pp.81-89	2000
尾形裕也	「保険者機能」に関する考察	Vol.36 No.1	pp.102-112	2000
金子能宏	高齢者の世帯構造と医療需要	Vol.36 No.1	pp.134-148	2000
○ 猪飼周平	日本における医師のキャリア —医局制度における日本の医師卒後教育の構造分析—	Vol.36 No.2	pp.269-278	2000
安部由起子	組合管掌保険のリスク分散機能について	Vol.36 No.3	pp.300-320	2000
小椋正立・角田保	医療における自然増と価格政策—生化学的検査Ⅰの分析—	Vol.36 No.3	pp.353-364	2000
滋野由紀子	私的医療保険の需要と公的医療保険	Vol.36 No.3	pp.378-390	2000
山田直志・山田哲司	Defferentials in the Demand for Health Check-up	Vol.36 No.3	pp.391-422	2000
○ 赤木博文・稲垣秀夫・ 鎌田繁則・森徹	包括支払制度の導入が治療レベルの選択に与える効果 —実験経済学的検証—	Vol.36 No.3	pp.454-465	2000
遠藤久夫	看護費用の分析	Vol.36 No.4	pp.494-504	2001
小山真理子	看護教育の現状と課題	Vol.36 No.4	pp.505-509	2001
奥村元子	看護・介護職員確保の現状と課題	Vol.36 No.4	pp.510-525	2001
ポール・デビッド・タ ルコット	圧力グループと日本の医療政策（1995～2000年）	Vol.37 No.1	pp.29-43	2001
中西悟志	公的医療保険下における製薬企業の競争環境と企業価値	Vol.37 No.1	pp.59-72	2001
○ 岸田研作	医師需要誘発仮説とアクセスコスト低下仮説 —2次医療圏,市単位のパネルデータによる分析—	Vol.37 No.3	pp.246-258	2001
○ 下野恵子・大津廣子	病院における看護サービスの価格付けの試み	Vol.37 No.3	pp.259-273	2001
増原宏明・今野広紀・ 比佐章一・埴田忠彦	医療保険と患者の受診行動 —国民健康保険と組合健康保険のレセプトによる分析—	Vol.38 No.1	pp.4-13	2002
近藤康之	重複受診の現状と要因	Vol.38 No.1	pp.14-24	2002
山本克也	患者の診療機関選択と診療費	Vol.38 No.1	pp.25-38	2002
山田武	国民健康保険支払い業務データを利用した医師誘発需要仮説の検討	Vol.38 No.1	pp.39-51	2002
大日康史	高齢化の医療費への影響及び入院期間の分析	Vol.38 No.1	pp.52-66	2002
○ 大日康史・井伊雅子	疾病毎の医療受診とOTC需要の代替性に関する分析	Vol.38 No.2	pp.157-165	2002
遠藤久夫	医療改革と市場原理	Vol.39 No.2	pp.112-114	2003
大道久	医療における情報提供と質の評価	Vol.39 No.2	pp.115-124	2003
今中雄一	患者別および診断群分類別原価計算の標準的方法論の開発とその意義	Vol.39 No.2	pp.125-129	2003

著者	タイトル	巻号	頁	年
松田晋哉	病院における包括払い制の現状と課題	Vol.39 No.2	pp.130-143	2003
遠藤久夫・篠崎武久	患者自己負担と医療アクセスの公平性 —支出比率とカクワニ指数から見た患者自己負担の実態—	Vol.39 No.2	pp.144-154	2003
真野俊樹	医療機関の資金調達の実態と課題	Vol.39 No.2	pp.155-163	2003
泉田信行	病床の地域配分の実態と病床規制の効果	Vol.39 No.2	pp.164-173	2003
○ 田近栄治・菊池潤	日本の医療保険改革と「管理された競争」	Vol.39 No.3	pp.306-321	2003
○ 安部雅仁	DRG／PPSの意義と課題	Vol.39 No.3	pp.322-338	2003
○ 赤木博文・稲垣秀夫・ 鎌田繁則・森徹	診療報酬支払が対面治療と検査・投薬に及ぼす効果 —出来高払と包括支払における実験経済学的検証—	Vol.40 No.2	pp.177-192	2004
○ 佐野洋史・岸田研作	医師の非金銭的インセンティブに関する実証研究	Vol.40 No.2	pp.193-203	2004
泉田信行	入院医療サービス利用に関する分析	Vol.40 No.3	pp.214-223	2004
阿波谷敏英	死亡前一年間の医療および介護費用の検討	Vol.40 No.3	pp.236-243	2004
田中健一・佐藤雅代	個票データを用いた歯科受診動向の考察	Vol.40 No.3	pp.244-254	2004
山本克也	社会医療を用いた在院日数抑制の波及効果の研究	Vol.40 No.3	pp.255-265	2004
○ 増原宏明	老人保健制度と外来受診 —組合健康保険レセプトデータによる count data 分析—	Vol.40 No.3	pp.266-276	2004
○ 増原宏明・村瀬邦彦	1999年7月老人保健適用者外来薬剤費一部負担無料化の効果	Vol.40 No.4	pp.362-372	2005
遠藤久夫	医療制度のガバナンス—医療制度運営における計画原理と市場原理—	Vol.41 No.3	pp.224-237	2005
○ 早坂裕子	がん患者の住宅ターミナルケアが直面する諸問題	Vol.42 No.2	pp.174-184	2006
○ 塚原康博・藤澤弘美子・ 真野俊樹・山内一信・ 野林晴彦・藤原尚也	外来患者の病院志向とその関連要因 —医師の個票データを用いた実証分析—	Vol.42 No.3	pp.288-295	2006
○ 森剛志・齋藤隆志	医師の就労環境に関する実証分析	Vol.43 No.2	pp.159-168	2007
遠藤久夫	わが国の医療提供システムと準市場 —ネットワーク原理に基づく医療提供システム—	Vol.44 No.1	pp.19-29	2008
阿部彩	格差・貧困と公的医療保険： 新しい保険料設定のマイクロ・シミュレーション	Vol.44 No.3	pp.332-347	2008
○ 西川浩平・増原宏明・ 荒井由美子	人工透析患者における外来受診行動についての分析	Vol.44 No.4	pp.460-472	2009
石田道彦	医療保険制度と契約	Vol.45 No.1	pp.46-54	2009
○ 佐野洋史・石橋洋次郎	医師の就業場所の選択要因に関する研究	Vol.45 No.2	pp.170-182	2009
川越雅弘	看護師・介護職員の需給予測	Vol.45 No.3	pp.214-228	2009
山本克也	我が国における外国人看護師・介護士の現状と課題	Vol.45 No.3	pp.258-268	2009
○ 西岡由美	看護職人材の確保・定着を実現する職場環境	Vol.45 No.4	pp.458-470	2010
○ 加藤竜太・柿中真 徳永陸・橋本英樹	日本における病院勤務医の過剰労働と医療サービス 地域の介護サービス資源量の増加が高齢の長期入院患者の 退院先・在 院日数に与える影響の検証	Vol.46 No.2	pp.164-175	2010
泉田信行	死亡場所の差異と医療・介護サービス供給の関係の分析	Vol.46 No.3	pp.204-216	2010
野口晴子	医療資源の偏在が受診行動範囲、診療日数、医療費に与える影響につい て—国民健康保険レセプトデータに基づく実証的検証—	Vol.46 No.3	pp.217-234	2010
菊池潤	高齢期の介護ニーズが在院日数に与える影響 —福島県三春町医療・介護個票データを用いた分析—	Vol.46 No.3	pp.235-248	2010
野口晴子	社会的・経済的要因と健康との因果性に対する諸考察—「社会保障実 態調査」および「国民生活基礎調査」を用いた実証分析	Vol.46 No.4	pp.382-402	2011
塚原康博	医療サービス活動における産業・雇用連関分析の展開	Vol.47 No.2	pp.104-118	2011
岡崎裕司	一般整形外科・労災医療とリハビリテーション医学の進歩	Vol.47 No.2	pp.134-146	2011
○ 橋本千代・別所俊一郎	MRI の導入と利用：アンケート調査による検証	Vol.47 No.2	pp.175-190	2011
○ 田近栄治・菊池潤	死亡前12か月の高齢者の医療と介護 —利用の実態と医療から介護への代替の可能性—	Vol.47 No.3	pp.304-319	2011
尾形裕也	日本における在宅医療の現状、課題及び展望	Vol.47 No.4	pp.357-367	2012
○ 別所俊一郎	子どもの医療費助成・通院・健康	Vol.47 No.4	pp.413-430	2012
○ 足立泰美・赤井伸郎・ 植松利夫	保健行政における医療費削減効果	Vol.48 No.3	pp.334-348	2012
中田大悟	都道府県別医療費の長期推計	Vol.48 No.4	pp.423-435	2013
泉田信行・黒田有志弥	壮年期から高齢期の個人の健康診断受診に影響を与える要因について —生活と支え合いに関する調査を用いて—	Vol.49 No.4	pp.408-420	2014
佐口 卓	医療保障の問題点	別冊No.29	pp.16-24	1971
佐口 卓	わが国医療保障の現状と課題	別冊No.19	pp.59-67	1969

著者	タイトル	巻号	頁	年
小山路男	医療保障の現状と課題	別冊No.24	pp.63-70	1970
【医療（海外）】				
橋本正巳	アメリカにおける公衆衛生・医療制度小史	Vol.1 No.3	pp.21-31	1965
吉田寿三郎	北欧の公衆衛生、医療制度	Vol.3 No.2	pp.33-44	1967
小川喜一	医療保障における保険方式とサービス方式—イギリスを例証として—	Vol.7 No.1	pp.2-10	1971
前田信雄	主要国の医療制度—11か国の保健行政・病院制度の比較—	Vol.7 No.1	pp.46-59	1971
前田信雄	医療保険の発展と医療サービス	Vol.8 No.4	pp.40-48	1973
三友雅夫・上野フジエ	英国の看護管理・看護教育の変革 —Salmon Committee Report and RCN Comment を中心として—	Vol.10 No.4	pp.24-35	1975
黒子武道	東南アジア諸国連合（ASEAN）地域の保健衛生行政事情 —タイおよびマレーシアにおける衛生行政と保健計画について—	Vol.11 No.4	pp.36-35	1976
前田信雄	日米保健費用の比較	Vol.11 No.4	pp.45-57	1976
山崎泰彦	オーストラリアの医療保障	Vol.13 No.2	pp.61-72	1977
保坂哲哉	西ドイツの医療保障組織とその改革	Vol.14 No.4	pp.21-31	1979
須田和子	イタリアの医療改革と国営医療サービス法の成立	Vol.15 No.2	pp.120-128	1979
須田和子	イタリアの保健医療改革	Vol.17 No.1	pp.51-69	1981
二木 立	透析医療の国際比較	Vol.20 No.2	pp.154-162	1984
青山英康・中尾俊造	プライマリ・ケアの国際比較	Vol.20 No.2	pp.188-192	1984
久塚純一	フランスにおける診療報酬の歴史的展開 —医師への謝礼を規律したもの—	Vol.26 No.2	pp.161-175	1990
関川芳孝	アメリカ医療扶助（メディケイド）と施設サービス —資産および収入の取り扱いを中心として—	Vol.26 No.3	pp.292-302	1990
橋本 明	戦後ドイツにおける精神医療の展開—精神医療改革とその後—	Vol.29 No.2	pp.175-185	1993
橋本 明	ヨーロッパ「小国」の比較精神医療 —オランダ、オーストリアそしてスイス—	Vol.30 No.3	pp.293-303	1994
片桐正俊	米国の医療福祉をめぐる政府間財政関係	Vol.31 No.3	pp.218-230	1995
池田俊也	医療の質の評価—欧米の動向と保険者機能—	Vol.35 No.2	pp.162-169	1999
岡仲一	EUにおける医療従事者・介護労働者の養成と就業 —労働者の自由移動の視点から—	Vol.45 No.3	pp.249-257	2009
鄭丞媛・井上祐介	質に基づく支払い（Pay for performance:PAP）の動向と今後のあり方	Vol.48 No.2	pp.186-196	2012
【年金】				
高橋 武	社会保障における年金制度の問題点	Vol.1 No.1	pp.10-19	1965
中野徹雄	厚生年金保険法の改正について	Vol.1 No.2	pp.50-57	1965
出原孝夫	年金積立金の運用について	Vol.2 No.1	pp.68-75	1966
村上 清	企業年金の諸問題	Vol.3 No.4	pp.12-21	1968
松本浩太郎	年金財政の計量モデル	Vol.5 No.2	pp.62-71	1969
地主重美	1960年代の年金問題	Vol.5 No.4	pp.19-30	1970
高橋 武	厚生年金を考える	Vol.8 No.3	pp.2-14	1972
村上 清	「生きた年金」への前進	Vol.8 No.3	pp.15-20	1972
角田 豊	「年金制度の考え方」について (i)	Vol.8 No.3	pp.21-25	1972
吉田秀夫	「年金制度の考え方」について (ii)	Vol.8 No.3	pp.26-31	1972
地主重美	年金制度の問題点と対策	Vol.8 No.3	pp.32-36	1972
地主重美	70年代の年金問題	Vol.9 No.1	pp.13-22	1973
孫田良平	退職一時金問題の視点—退職金をめぐる混迷と方向—	Vol.9 No.2	pp.13-18	1973
山本純男	経済計画と年金問題	Vol.9 No.2	pp.19-29	1973
馬場啓之助	養老貯蓄と老齢年金	Vol.9 No.4	pp.48-52	1974
田村正雄	財政面からみた年金年齢	Vol.11 No.4	pp.71-74	1976
平石長久	年金計画と年金年齢	Vol.11 No.4	pp.75-81	1976
村上 清	年金制度の再編成	Vol.12 No.3	pp.33-41	1977
高山憲之	積立方式と賦課方式	Vol.12 No.4	pp.11-18	1977
角田 豊	年金における生活保護の国際原則	Vol.13 No.1	pp.14-23	1977
村上 清	公的年金・退職金・企業年金	Vol.15 No.2	pp.57-67	1979
孫田良平	社会保障政策とくに公的年金と雇用問題の調整について	Vol.15 No.2	pp.68-83	1979
山崎泰彦	国民皆年金体制の再検討	Vol.15 No.3	pp.50-60	1980

著者	タイトル	巻号	頁	年
Paul M. Lewis	Social and Political Causes of the Passage of the 1959 National Pension System Law	Vol.15 No.4	pp.52-60	1980
村上 清	年金制度の問題点と改革の方向	Vol.17 No.2	pp.162-172	1981
坂本重雄	公的年金制改革と共済年金統合論	Vol.18 No.2	pp.144-154	1982
牛丸 聡	公的年金制度に関するいくつかの見方	Vol.18 No.3	pp.324-333	1982
佐々木基彦・橋本俊昭	公的年金制度が世代別貯蓄率と資産形成に与えた影響	Vol.21 No.1	pp.59-71	1985
坂口正之	年金制度再編成の評価と政策課題	Vol.21 No.2	pp.148-161	1985
山崎泰彦	年金改正法の意義と今後の課題	Vol.21 No.2	pp.162-169	1985
木村陽子	公的年金における妻の取り分をめぐって—予備的考察—	Vol.21 No.3	pp.262-271	1985
堀 勝洋	公的年金のスライドの在り方について	Vol.21 No.3	pp.288-302	1985
地主重美	公的年金と個人老後貯蓄—保障と自助—	Vol.23 No.1	pp.14-27	1987
堀 勝洋	公的年金による負担の転嫁について	Vol.24 No.2	pp.231-240	1988
八田達夫・小口登良	賦課方式から積立方式への移行	Vol.25 No.1	pp.66-75	1989
跡田直澄・大竹文雄	税制改革と公的年金制度	Vol.25 No.1	pp.76-86	1989
八田達夫・小口登良	賦課方式から積立方式への移行と財政収支	Vol.25 No.2	pp.166-175	1989
塚原康博	八田・小口案に代わる賦課方式の修正案	Vol.25 No.3	pp.283-288	1989
○ 岩本康志	年金政策と遺産行動	Vol.25 No.4	pp.388-401	1990
藤田恒雄	公的年金の消滅時効について	Vol.26 No.3	pp.283-291	1990
地主重美	高齢化社会における公私年金の調整—とくに企業年金を中心に—	Vol.26 No.4	pp.340-347	1991
堀 勝洋	公的年金と世代間の公平	Vol.26 No.4	pp.401-416	1991
清家篤	公的年金と労働供給	Vol.27 No.1	pp.43-52	1991
跡田直澄・福重元嗣	個人年金需要の構造分析	Vol.27 No.3	pp.274-284	1991
岩本康志・加藤竜太・日高政浩	人口高齢化と公的年金	Vol.27 No.3	pp.285-294	1991
稲田義久・小川一夫・玉岡雅之・得津一郎	年金制度の計量分析—日本経済の成長経路をめぐって—	Vol.27 No.4	pp.395-421	1992
濱本知寿香	公的年金の世代間格差に関する研究	Vol.27 No.4	pp.431-441	1992
長谷部秀孝	高齢化と年金課税	Vol.28 No.2	pp.153-160	1992
井堀利宏	年金, 社会保障制度と貯蓄, 遺産行動—経済成長と資本移動—	Vol.29 No.3	pp.198-209	1993
八田達夫・木村陽子	公的年金は、専業主婦世帯を優遇している	Vol.29 No.3	pp.210-221	1993
金子能宏・田近栄治	厚生年金(旧法)財政の実態と評価	Vol.30 No.1	pp.49-61	1994
丸山 桂	女性の生涯所得からみた税制・年金制度	Vol.30 No.3	pp.274-292	1994
金子能宏・田近栄治	厚生年金の財政と世代間負担—フェア年金の構想	Vol.30 No.4	pp.399-414	1995
麻生良文	公的年金の世代間移転	Vol.31 No.2	pp.135-141	1995
田近栄治・林 文子	個人年金の収益率 —国民年金基金, 簡易年金および生命保険会社の個人年金の比較—	Vol.31 No.2	pp.151-164	1995
庭田範秋	厚生年金基金論	Vol.31 No.4	pp.327-336	1996
堀 勝洋	女性と年金	Vol.31 No.4	pp.353-367	1996
石田成則	企業年金の誘因効果と転職行動	Vol.32 No.1	pp.49-59	1996
小島晴洋	企業年金の法理論—厚生年金基金の社会保障性について—	Vol.32 No.2	pp.199-209	1996
堀勝洋	年金における公私の境界	Vol.33 No.2	pp.118-127	1997
坂本純一	公的年金制度の一元化と厚生年金基金制度	Vol.33 No.2	pp.139-148	1997
醍醐聰	企業経営と企業年金	Vol.33 No.2	pp.157-165	1997
國武輝久	企業年金と受給権保護	Vol.33 No.2	pp.166-176	1997
金子能宏・高橋桂子	企業年金の普及と高年齢者の就業・引退行動	Vol.33 No.2	pp.177-190	1997
永瀬伸子	高齢女性の就業行動と年金受給 —家族構成, 就業履歴から見た実証分析—	Vol.33 No.3	pp.272-285	1997
○ 小塩隆士	年金・雇用保険制度改革と年金資産	Vol.33 No.3	pp.286-297	1997
高山憲之	厚生年金の保険料負担問題	Vol.34 No.2	pp.124-132	1998
八代尚宏・小塩隆士	厚生年金財政の将来とスライド制	Vol.34 No.2	pp.133-142	1998
井堀利宏	租税構造における年金課税の意義と効果	Vol.34 No.2	pp.143-154	1998
八田達夫・小口登良・酒本和加子	年金改革と世代間再分配	Vol.34 No.2	pp.155-164	1998
田近栄治	日本の年金改革 —「国民共通の基礎年金」と「基礎年金を超える年金の民営化」—	Vol.34 No.2	pp.165-173	1998
増井良啓	退職年金等積立金に対する法人税の立法趣旨をめぐって	Vol.34 No.2	pp.195-202	1998
○ 浜田浩児	在職高齢年金制度の所得再分配効果	Vol.35 No.2	pp.208-220	1999

著者	タイトル	巻号	頁	年
岩本康志	在職高齢年金制度と高齢者の就業行動	Vol.35 No.4	pp.364-376	2000
金子能宏・山本克也	公平性の基準と厚生年金改革の効果	Vol.36 No.3	pp.435-453	2000
宮武剛	世紀末の年金改正を検証する—その政策形成の特徴と課題—	Vol.37 No.1	pp.17-28	2001
○ 鎮目真人	公的年金支出の決定要因—制度論アプローチによる計量分析—	Vol.37 No.1	pp.85-99	2001
亀田啓悟	年金財政再計算における経済的基礎率の連立可能性 —金融資産市場モデルを用いた実証分析—	Vol.37 No.2	pp.162-173	2001
宮里尚三・金子能宏	一般均衡マクロ動学モデルによる公的年金改革の経済分析	Vol.37 No.2	pp.174-182	2001
○ 鈴木亘	厚生年金・共済年金の給付水準は過剰か? —年金相殺モデルを用いた検証—	Vol.37 No.2	pp.183-195	2001
○ 増淵勝彦	公的年金給付の家計貯蓄率への影響について	Vol.37 No.3	pp.274-280	2001
岩本康志・大竹文雄・ 小塩隆士	座談会 年金研究の現在	Vol.37 No.4	pp.316-349	2002
菊池馨実	法学からみた年金研究の現在	Vol.37 No.4	pp.360-359	2002
○ 前多康男・桃田朗	年金、早期退職、貯蓄	Vol.37 No.4	pp.360-370	2002
○ 伊藤健宏	年金制度の賦課方式から積立方式の移行について —経済厚生ならびに教育水準への影響	Vol.38 No.3	pp.245-253	2002
○ 永瀬伸子	女性と年金権の問題	Vol.39 No.1	pp.83-96	2003
小塩隆士・大石亜希子	年金改革の財政的帰結 —高齢者の就業・引退選択を考慮したマイクロ・シミュレーション—	Vol.39 No.3	pp.216-233	2003
山本克也	財政収支から見た短時間労働者の厚生年金保険適用拡大の効果	Vol.39 No.3	pp.238-246	2003
府川哲夫	高齢者の所得に占める公的年金のウエイト	Vol.39 No.3	pp.251-263	2003
阿部彩	公的年金における未加入期間の分析—パネル・データを使って—	Vol.39 No.3	pp.268-280	2003
金子能宏・石川英樹・ 中田大悟	非正規就業者増大のもとでの厚生年金適用拡大と国民年金の経済的效果	Vol.40 No.2	pp.153-165	2004
浜田浩児	年金給付水準の低下が老後用貯蓄に及ぼす影響	Vol.41 No.1	pp.35-44	2005
山本克也	年金制度のガバナンス—制度改正と各ステークホルダー—	Vol.41 No.3	pp.211-223	2005
○ 佐々木一郎	国民年金未加入行動に影響する要因の分析 —大学生対象のアンケート調査から—	Vol.41 No.3	pp.263-277	2005
○ 鈴木亘・周燕飛	コホート効果を考慮した国民年金未加入者の経済分析	Vol.41 No.4	pp.385-395	2006
佐藤格	社会保障の規模と経済成長—公的年金制度を中心に—	Vol.42 No.1	pp.17-28	2006
宮里尚三	世代内の異質性を考慮した年金改革の分析 —スウェーデンの年金改革を背景として—	Vol.42 No.1	pp.59-65	2006
○ 木村真	平成16年財政再計算のライフサイクル—一般均衡分析 —改革が経済を通じて年金財政の将来見通しに与える影響—	Vol.43 No.3	pp.275-287	2007
○ 川瀬見弘	ポートフォリオ・アプローチによる年金財政方式の分析	Vol.43 No.4	pp.392-401	2008
○ 白杵政治・中嶋邦夫・ 北村智紀	厚生年金制度に関する通知の送付とその効果	Vol.44 No.2	pp.234-251	2008
森戸英幸	企業年金と契約—給付にかかわる契約についての基礎的検討、ならび に「受給者減額」に関する若干の考察—	Vol.45 No.1	pp.55-65	2009
○ 木村真	基礎年金の全額消費税方式に関する社会保障国民会議の試算の構造と 整合性	Vol.45 No.2	pp.183-196	2009
米澤康隆	金融資本市場の変化が公的年金積立金運用政策の在り方に及ぼす影響	Vol.46 No.1	pp.4-11	2010
稲垣誠一	マイクロシミュレーションモデルを用いた公的年金の所得保障機能の 分析	Vol.46 No.1	pp.23-34	2010
佐藤格	経済前提の変化が年金財政に及ぼす中長期的影響 —マクロ計量モデルによる年金財政の見直し—	Vol.46 No.1	pp.35-46	2010
山田知明	雇用リスクと最低保障年金の厚生分析	Vol.46 No.1	pp.47-57	2010
山重慎二・高畑純一郎	年金制度と生活保護制度 —高齢期の所得保障スキームの在り方をめぐって—	Vol.46 No.1	pp.58-69	2010
○ 蓮見亮・中田大悟	少子高齢化、ライフサイクルと公的年金財政	Vol.46 No.3	pp.274-289	2010
新川敏光	国民年金と社会的連帯：政策決定分析からの一考察	Vol.47 No.3	pp.231-243	2011
一圓光彌	皆年金の意義と年金政策の課題	Vol.47 No.3	pp.257-267	2011
○ 宮田研志	公的年金制度の一元化の政治過程 —農林年金と厚生年金の統合を中心に—	Vol.49 No.1	pp.135-143	2013
渡邊絹子	企業型確定拠出年金制度の意義と課題	Vol.49 No.2	pp.170-179	2013
石田成則	企業年金におけるリスク管理とガバナンス	Vol.49 No.2	pp.180-192	2013
星野雄介	総合型基金を取り巻くコンテクストとコンフリクト —判例データベースからの示唆—	Vol.49 No.2	pp.206-216	2013

著者	タイトル	巻号	頁	年
○ 玉木伸介	公的年金の積立方式に関する金融の観点からの検討	Vol.49 No.4	pp.421-433	2014
小山進次郎	年金制度の問題点	別冊No.34	pp.10-23	1972
安藤哲吉	年金制度の問題点	別冊No.29	pp.25-35	1971
平田富太郎	わが国年金制度の現状と課題	別冊No.19	pp.50-58	1969
安藤哲吉	年金制度の現状と課題	別冊No.24	pp.50-62	1970

【年金（海外）】

平石長久	スウェーデンの社会保障制度—年金保険制度を中心として—	Vol.1 No.2	pp.34-49	1965
平田富太郎	ニュージーランドの社会保障—主として年金制度について—	Vol.1 No.3	pp.31-48	1965
平石長久	ユーゴスラビアの社会保障制度—とくに年金を中心として—	Vol.6 No.4	pp.33-40	1971
山崎泰彦	年金給付水準の国際比較	Vol.7 No.3	pp.67-76	1971
村上 清	イギリス年金制度改革案について	Vol.7 No.4	pp.13-22	1972
平石長久	各国における年金制度の自動的調整	Vol.9 No.3	pp.74-90	1974
山崎泰彦	社会保障と私的保障—アメリカの年金を中心として—	Vol.10 No.1	pp.10-23	1974
藤田伍一	アメリカ老齢年金保険の構造分析	Vol.10 No.2	pp.14-22	1974
城戸喜子	スウェーデン国民付加年金制度の経済予測（1972-2000）について	Vol.11 No.3	pp.32-42	1976
石本忠義	西ドイツ年金制度の現状と展望	Vol.15 No.4	pp.2-9	1980
石本忠義	西ドイツ年金制度の動向と展望	Vol.17 No.2	pp.173-180	1981
村上雅子	カナダの老齢年金制度について	Vol.20 No.1	pp.50-66	1984
藤田伍一	アメリカにおける無拠出制老齢年金の生成	Vol.20 No.4	pp.341-349	1985
カレン・ホールデン （稲川順子 訳）	企業年金の発達が公的年金に与える影響—アメリカ合衆国のケース—	Vol.22 No.4	pp.342-353	1987
足立正樹	人口の高齢化とドイツの年金保険の改正	Vol.27 No.3	pp.311-318	1991
加藤智章	フランスにおける補足退職金制度の位置づけ	Vol.33 No.2	pp.128-138	1997
岩田一政	日本とアメリカの公的年金制度と民営化と経済厚生	Vol.33 No.2	pp.149-156	1997
小野正昭	米国との比較から見た企業年金のガバナンス問題	Vol.49 No.2	pp.193-205	2013

【介護】

井上勝也	終末介護の諸問題—終いの看取りに関する調査より—	Vol.18 No.4	pp.435-448	1983
奥山正司・西下彰俊	在宅痴呆老人の家族的援助とショート・ステイ・サービス	Vol.21 No.2	pp.180-202	1985
萩原清子	新在宅介護時代の老人と家族の共存—過程重視型在宅ケアへの転換—	Vol.24 No.2	pp.166-180	1988
高橋博子	介護のマンパワーについて	Vol.24 No.2	pp.181-204	1988
大本圭野	寝たきり老人の在宅介護と家族構造（1）	Vol.24 No.2	pp.205-220	1988
山路克文	有料老人ホームの現状と問題点について—サービス機能と介護問題—	Vol.24 No.3	pp.310-320	1988
山崎泰彦	高齢社会と介護保障政策—社会保障システム主体の総合的政策の提案—	Vol.26 No.4	pp.385-393	1991
鈴木 守	高齢者のための介護サービスの供給体系と費用負担	Vol.28 No.4	pp.384-394	1993
小川全夫	過疎農村のケア・システム—農協方式の模索—	Vol.29 No.3	pp.254-263	1993
筒井孝子	特別養護老人ホームにおけるケアの定量的分析からみた高齢者タイプに関する研究	Vol.31 No.1	pp.63-77	1995
丸山 桂	公的介護保険の導入による介護費用への影響	Vol.31 No.2	pp.176-188	1995
山崎泰彦	介護保険の基本問題	Vol.32 No.3	pp.232-239	1996
大野芳朗	高齢者の負担能力と利用者負担—公私の役割分担の視点から—	Vol.32 No.3	pp.240-249	1996
木村陽子	公的介護保険と財政調整のありかた	Vol.32 No.3	pp.250-262	1996
小山秀夫	要介護認定方式と費用設定に関する一考察	Vol.32 No.3	pp.263-274	1996
古瀬 徹	社会福祉士及び介護福祉士資格の課題	Vol.32 No.3	pp.275-283	1996
高山憲之	公的介護保険をめぐる諸問題	Vol.32 No.3	pp.284-292	1996
篠塚英子	高齢者介護のマンパワー問題—介護保険制度との関連から—	Vol.32 No.3	pp.293-309	1996
木下康仁	質的調査法による高齢者ケアサービスの研究 —Grounded Theoryの可能性をめぐって—	Vol.33 No.1	pp.60-69	1997
音山若穂・矢富直美	特別養護老人ホームの利用者中心的介護が介護スタッフのストレスに及ぼす影響	Vol.33 No.1	pp.80-89	1997
長峯純一	公共財としてみた地域福祉・介護サービス	Vol.33 No.4	pp.364-373	1998
和気純子・中野いく子・冷水豊	在宅要介護高齢者の家族（在宅）介護の質の評価 —家族（在宅）介護評価スケールの開発とその適用—	Vol.33 No.4	pp.392-402	1998
駒村康平	介護保険、社会福祉基礎構造改革と準市場原理	Vol.35 No.3	pp.276-284	1999
○ 塚原康博	非対称情報下の介護保険における逆選択の実証研究	Vol.35 No.3	pp.295-302	1999
尾形裕也	介護保険制度をめぐる諸問題—概観—	Vol.36 No.2	pp.162-166	2000

著者	タイトル	巻号	頁	年
小林良二	要介護認定とケアマネジメント	Vol.36 No.2	pp.167-175	2000
八代尚宏	公的介護保険と社会福祉事業改革の課題	Vol.36 No.2	pp.176-186	2000
永瀬伸子	家族ケア・女性の就業と公的介護保険	Vol.36 No.2	pp.187-199	2000
池田省三	サブシディアリティ原則と介護保険	Vol.36 No.2	pp.200-209	2000
福田素生	介護保険制度により提供される「介護」サービスについて —医療や福祉との関係を中心に—	Vol.36 No.2	pp.210-223	2000
小山秀夫	介護報酬	Vol.36 No.2	pp.224-234	2000
菊池馨実	介護保険制度と利用者の権利擁護	Vol.36 No.2	pp.235-245	2000
岩本康志	要介護者の発生にともなう家族の就業形態の変化	Vol.36 No.3	pp.321-337	2000
大日康史・鈴木亘	介護保険の市場分析	Vol.36 No.3	pp.338-352	2000
林弘子	介護・看護をめぐる労働法上の諸問題	Vol.36 No.4	pp.482-493	2001
○ 岩本康志・小原美紀・ 斉藤誠	世帯構成員の長期療養に起因する経済厚生 の損失について —要介護者と寝たきりの経済的コスト—	Vol.36 No.4	pp.547-560	2001
増田雅暢	介護保険制度の政策形成過程の特徴と課題 —官僚組織における政策形成過程の事例—	Vol.37 No.1	pp.44-58	2001
吉田有里	介護保険制度の経済分析	Vol.37 No.2	pp.139-150	2001
○ 遠藤秀紀・吉田あつし	家族の同居・別居選択と訪問介護サービス需要	Vol.37 No.3	pp.281-296	2001
○ 大日康史	公的介護保険による実際の介護需要の分析—世帯構造別の推定—	Vol.38 No.1	pp.67-73	2002
○ 鈴木亘	非営利訪問介護業者は有利か?	Vol.38 No.1	pp.74-88	2002
○ 大日康史	公的介護保険における介護サービス需要の価格弾力性の推定	Vol.38 No.3	pp.239-244	2002
○ 田近栄治・菊池潤	介護保険財政の展開—居宅給付費増大の要因—	Vol.39 No.2	pp.174-188	2003
○ 松村菜穂美	痴呆デイケア施設における痴呆度と寝たきり度と 介助量の関係 —要介護者の介助量測定から—	Vol.39 No.2	pp.189-203	2003
○ 友田康信・青木芳将・ 昭井久美子	施設介護に関する理論分析	Vol.39 No.4	pp.446-455	2004
山田篤裕	居宅介護サービスの公平性 —「国民生活基礎調査（平成13年）」介護票に基づく分析—	Vol.40 No.3	pp.224-235	2004
阿波谷敏英	死亡前一年間の医療および介護費用の検討	Vol.40 No.3	pp.236-243	2004
○ 湯田道生	介護事業者密度が介護サービス需要に与える影響	Vol.40 No.4	pp.373-386	2005
○ 田近栄治・菊池潤	介護保険による要介護状態の維持・改善効果 —個票データを用いた分析—	Vol.41 No.3	pp.248-262	2005
川越雅弘	利用者特性からみた施設・居住系サービスの機能分化の現状の課題	Vol.43 No.4	pp.316-326	2008
泉田信行	介護サービス利用に対する所得の影響—施設介護サービスを中心に—	Vol.43 No.4	pp.327-342	2008
山本克也・杉田知格	施設サービスの複合化・多機能化—特に経営の観点から—	Vol.43 No.4	pp.343-353	2008
増田雅暢	高齢者介護施設の課題—法制的観点からの検討	Vol.43 No.4	pp.354-364	2008
菊池潤	施設系サービスと介護保険制度の持続可能性	Vol.43 No.4	pp.365-379	2008
佐橋克彦	「準市場」の介護・障害者福祉サービスへの適用	Vol.44 No.1	pp.30-40	2008
○ 安藤道人	介護給付水準と介護保険料の地域差の実証分析 —保険者データを用いた分析—	Vol.44 No.1	pp.94-109	2008
中野妙子	介護保険法および障害者自立支援法と契約	Vol.45 No.1	pp.14-24	2009
山田篤裕・石井加代子	介護労働者の賃金決定要因と離職意向 —他産業・他職種からみた介護労働者の特徴—	Vol.45 No.3	pp.229-248	2009
○ 花岡智恵	賃金格差と介護従事者の離職	Vol.45 No.3	pp.269-286	2009
○ 高久玲音	夜勤労働の均等化差異—介護労働市場における実証分析—	Vol.45 No.3	pp.287-304	2009
○ 鈴木亘	パートタイム介護労働者の労働供給行動	Vol.45 No.4	pp.417-443	2010
○ 小檜山希	介護職の仕事の満足度と離職意向 —介護福祉士資格とサービス類型に注目して—	Vol.45 No.4	pp.444-457	2010
○ 堀田聰子	介護保険事業所（施設系）における介護職員のストレス軽減と雇用管理	Vol.46 No.2	pp.150-163	2010
泉田信行	死亡場所の差異と医療・介護サービス供給の関係の分析	Vol.46 No.3	pp.204-216	2010
平井寛・近藤克則	住民ボランティア運営型地域サロンによる介護予防事業のプロジェクト評価	Vol.46 No.3	pp.249-263	2010
徐東敏・近藤克則	新予防給付導入による介護サービス利用回数変化とアウトカム —検討会報告書と異なる分析手法による異なる所見—	Vol.46 No.3	pp.264-273	2010
○ 岸田研作・谷垣静子	登録ヘルパーの労働供給と希望労働時間のミスマッチ	Vol.46 No.4	pp.414-425	2011
坂本圭	介護報酬単位の推移と社会福祉専門職の雇用	Vol.47 No.2	pp.147-158	2011
○ 中島孝子・村上浩章・ 瀧俊毅	認知症高齢者の在宅介護における介護者のサービス選択要因	Vol.47 No.3	pp.277-292	2011

著者	タイトル	巻号	頁	年
○ 斉藤雅茂・藤田欽也・平野隆之・奥田佑子	保険料段階による在宅介護サービス費用の経時変化—特定自治体における2年間の介護給付実績情報より—	Vol.47 No.3	pp.293-303	2011
田近栄治・菊池潤	死亡前12か月の高齢者の医療と介護—利用の実態と医療から介護への代替の可能性—	Vol.47 No.3	pp.304-319	2011
筒井孝子	日本の地域包括ケアシステムにおけるサービス提供体制の考え方—自助・互助・共助の役割分担と生活支援サービスのありかた—	Vol.47 No.4	pp.368-381	2012
伊藤美智予・近藤克則	ケアの質評価の到達点と課題—特別養護老人ホームにおける評価を中心に—	Vol.48 No.2	pp.120-132	2012
○ 湯田道生・鈴木亘・両角良子・岩本康志	介護予防給付の導入が要支援者の要介護状態の変化に与える影響	Vol.49 No.3	pp.310-325	2013
菊池潤	高齢者の希望介護場所と社会的ネットワーク	Vol.49 No.4	pp.396-407	2014

【介護（海外）】

星野信也	1980年代のコミュニティ・ケア—イギリスと日本の老人福祉	Vol.19 No.3	pp.296-311	1983
古瀬 徹	西ドイツにおける老人介護政策—老人介護費用の調達問題の背景—	Vol.21 No.2	pp.170-179	1985
高谷よねこ	米国長期ケアオンブズマン制度研究—焦点を監査制度にあてて—	Vol.31 No.1	pp.78-89	1995
池上直己	長期ケアのための方法論—MDS、RUGS研究の成果と課題—	Vol.33 No.1	pp.45-59	1997
岡仲一	EUにおける医療従事者・介護労働者の養成と就業—労働者の自由移動の視点から—	Vol.45 No.3	pp.249-257	2009
堀田聰子	ケア従事者確保に向けた諸課題—オランダの経験から—	Vol.47 No.4	pp.382-400	2012
長澤紀美子	ケアの質の評価指標の開発と課題—国際的な動向とイギリスにおけるアウトカム指標を中心に—	Vol.48 No.2	pp.133-151	2012
柏木聖代	在宅サービスのアウトカム評価と質改善	Vol.48 No.2	pp.152-164	2012
池崎澄江	アメリカのナースিংホームにおけるケアの質の管理	Vol.48 No.2	pp.165-174	2012
鄭承媛・井上祐介	質に基づく支払い（Pay for performance:PAP）の動向と今後のあり方	Vol.48 No.2	pp.186-196	2012

【労働保険】

田中清定	労災保険制度の改革とその諸問題	Vol.1 No.4	pp.62-70	1966
近藤文二	いわゆる労働保険の問題点	Vol.5 No.3	pp.2-11	1969
藤本 武	労災補償法と労働安全	Vol.5 No.3	pp.12-25	1969
坂本重雄	雇用政策の推進と失業保険—生存権・労働権保障理念の後退—	Vol.5 No.3	pp.26-33	1969
西川俊作	雇用保険—失保研報告と雇用保険法案—	Vol.10 No.1	pp.2-9	1974
小林謙一	雇用保険制度の改定と今後の課題	Vol.21 No.2	pp.114-125	1985
小原美紀	失業給付は失業を長期化させるか?	Vol.36 No.3	pp.365-377	2000

【社会福祉】

嶋田啓一郎	社会開発と社会福祉	Vol.2 No.2	pp.2-13	1966
三浦文夫	社会開発の視点からみた社会福祉	Vol.2 No.2	pp.14-22	1966
丸尾直美	経済学からみた社会福祉	Vol.2 No.2	pp.23-33	1966
穴山徳夫	社会福祉の現状とその動向	Vol.2 No.2	pp.66-73	1966
岡村重夫	地方自治と社会福祉	Vol.5 No.2	pp.13-22	1969
三浦文夫	1960年代の社会福祉	Vol.5 No.4	pp.44-57	1970
阿部志郎	公私社会事業の関係	Vol.6 No.2	pp.2-11	1970
谷 昌恒	社会福祉における公私問題	Vol.6 No.2	pp.12-21	1970
森 幹郎	ホームヘルプサービス—歴史・現状・展望—	Vol.8 No.2	pp.31-39	1972
三浦文夫	社会福祉と計画—社会福祉の計画のために検討すべき若干の問題—	Vol.8 No.4	pp.27-39	1973
三浦文夫	福祉行政の動向—最近の動きを中心に—	Vol.9 No.1	pp.48-59	1973
北川隆吉	社会問題の社会史的考察—老人問題研究ノート—	Vol.9 No.2	pp.39-48	1973
馬場啓之助	福祉の経済組織	Vol.9 No.3	pp.2-11	1974
三浦文夫	社会福祉政策の現代的課題—公私役割分担についての一試論—	Vol.9 No.3	pp.52-62	1974
高沢武司	現物給付形態と管理過程—福祉サービスの効果と管理についてのノート—	Vol.11 No.1	pp.18-26	1975
都村敦子	ソーシャル・ニードを把握するいくつかのアプローチについて	Vol.11 No.1	pp.27-40	1975
北村圭文	社会福祉法体系理論への一試論—市民法理との対比から—	Vol.12 No.3	pp.51-61	1977
三浦文夫	対人福祉サービスの今後の方向（その1）—第XIX回国際社会福祉会議に寄せて—	Vol.13 No.4	pp.77-86	1978
高橋紘士	社会福祉活動への参加意識の類型分析	Vol.14 No.1	pp.18-31	1978

著者	タイトル	巻号	頁	年
三浦文夫	対人福祉サービスの今後の方向(Ⅱ)―在宅福祉サービスの展開	Vol.14 No.3	pp.12-25	1978
坂田周一	社会福祉予算における意志決定構造の分析	Vol.14 No.3	pp.26-49	1978
高橋紘士	社会福祉費用の動向―昭和40年代を中心に―	Vol.15 No.3	pp.124-140	1980
三浦文夫	社会福祉における民間資金についての予備的考察	Vol.16 No.3	pp.94-112	1981
坂田周一	社会福祉と料金	Vol.18 No.1	pp.26-37	1982
冷水 豊	福祉サービス評価の基本的課題	Vol.19 No.1	pp.70-81	1983
村松岐夫	福祉政策の政治過程	Vol.19 No.3	pp.252-262	1983
河野正輝	社会福祉サービスの権利構造試論 ―カール・ウェルマンの福祉権論を手掛かりに―	Vol.19 No.3	pp.263-273	1983
右田紀久恵	社会福祉行政における委託と契約の課題	Vol.19 No.3	pp.274-284	1983
副田義也	福祉社会学の課題と方法	Vol.20 No.3	pp.271-284	1984
高沢武司	福祉サービス行政と「社会的市場」 ―いわゆる民間業務委託購入(PoS)C) に関して―	Vol.20 No.3	pp.285-294	1984
伊賀光屋	方面委員による家族調整活動 ―カード階級の家族生活と方面委員の家理念―	Vol.20 No.3	pp.295-309	1984
萩原清子	社会福祉と距離―老人と家族の「共存」を求めて	Vol.20 No.4	pp.350-364	1985
三浦文夫	社会福祉制度「改革」の意義と課題	Vol.23 No.1	pp.28-39	1987
一番ヶ瀬康子	社会福祉「改革」の問題点―とくに「在宅福祉問題」に関して―	Vol.23 No.4	pp.388-397	1988
星野信也	社会福祉の地方分権化	Vol.23 No.4	pp.398-410	1988
京極高宣	福祉改革と福祉事務所の諸問題	Vol.23 No.4	pp.411-417	1988
竹田 薫	「社会福祉改革」と地方自治	Vol.23 No.4	pp.418-432	1988
武井 昭	インフォーマル・セクターと福祉サービス	Vol.24 No.4	pp.403-413	1989
北村喜宣	「社会福祉サービス及び介護福祉士法」の立法過程	Vol.25 No.2	pp.176-188	1989
西 三郎	地域医療と福祉計画	Vol.25 No.3	pp.225-235	1989
塚原康博	社会福祉支出メカニズムの計量分析―東京都の自治体を対象として―	Vol.26 No.2	pp.138-144	1990
三浦文夫	福祉「改革」と残された課題	Vol.26 No.4	pp.348-357	1991
塚原康博	社会福祉施策の導入と伝播―先行要件仮説と伝播仮説の統合と検証―	Vol.28 No.2	pp.173-181	1992
神長 勲	福祉行政における裁量と手続	Vol.29 No.3	pp.245-253	1993
新井 誠	成年後見法の課題	Vol.29 No.4	pp.369-386	1994
加来和典	社会福祉と地域集団―特別養護老人ホームの設置を事例として―	Vol.30 No.2	pp.177-194	1994
高野和良・山本 努	過疎地域の永続性をめぐる二つの問題 ―過疎集落残留高齢家族と若者の結婚問題―	Vol.30 No.4	pp.384-398	1995
星野信也	供給体制の改革―分権と現金給付化―	Vol.32 No.2	pp.117-127	1996
城戸喜子	多様な福祉サービス供給主体の特質と分担関係	Vol.32 No.2	pp.167-177	1996
高藤 昭	社会福祉サービスの社会保険化の意義と問題点 ―厚生省・介護保険構想を念頭に―	Vol.32 No.3	pp.310-318	1996
坂田周一	社会福祉サービスにおける地域格差と公正―課題と方法―	Vol.32 No.3	pp.329-339	1996
城戸喜子	社会福祉サービスの展開と今後の方向―ある自治体の経験を踏まえて―	Vol.34 No.1	pp.63-79	1998
北場勉	社会福祉法人制度の成立とその今日的意義 ―新しい福祉分野の出現とその担い手について―	Vol.35 No.3	pp.236-250	1999
岩村正彦	社会福祉サービス利用契約の締結経過をめぐる法的論点 ―社会保障法と消費者法との交錯―	Vol.35 No.3	pp.251-263	1999
石田道彦	社会福祉事業における第三者評価の意義と課題	Vol.35 No.3	pp.285-294	1999
平野方紹	福祉職の人材育成をめぐる諸問題 ―保健・医療・福祉の連携のあり方をめぐって―	Vol.36 No.4	pp.526-534	2001
今里佳奈子	社会福祉におけるガバナンス	Vol.41 No.3	pp.238-247	2005
熊谷士郎	福祉サービス契約における利用者の権利保障制度の現状と課題	Vol.45 No.1	pp.25-35	2009
石田光規	社会的サポート・ネットワークの測定法とその課題	Vol.48 No.3	pp.266-278	2012
星敦士	育児期女性のサポート・ネットワークがwell-beingに与える影響: NFRJ08の分析から	Vol.48 No.3	pp.279-289	2012
宍戸邦章	高齢者の社会的サポート・ネットワークと社会保障政策への意識 ―JGSS-2010に基づく分析―	Vol.48 No.3	pp.290-303	2012
星旦二・桜井尚子	社会的サポート・ネットワークと健康	Vol.48 No.3	pp.304-318	2012
富永健一	社会発展と社会福祉	別冊No.34	pp.2-9	1972
【社会福祉(海外)】				
エリック・グレンセス	社会学的にみたノルウェーの福祉政策―グレンセス助教授講義要旨―	Vol.1 No.3	pp.74-76	1965

著者	タイトル	巻号	頁	年
一番ヶ瀬康子・小野寺百合子	スウェーデン社会福祉発達史素描	Vol.2 No.2	pp.34-49	1966
小野寺百合子	スウェーデンのホームヘルパー制度	Vol.7 No.4	pp.64-75	1972
萩原清子	カナダの社会福祉	Vol.9 No.2	pp.59-77	1973
秋山智久	米国における社会福祉の最近の動向	Vol.12 No.2	pp.40-50	1976
城戸喜子	スウェーデン社会福祉政策の目標と手段—1974年政府社会報告から—	Vol.13 No.1	pp.54-64	1977
小林迪夫	アメリカ合衆国の社会福祉教育と実習	Vol.13 No.2	pp.36-46	1977
杉森創吉	イギリスにおける社会福祉のマンパワー計画と福祉教育・訓練の動向—70年代中葉の状況—	Vol.13 No.2	pp.47-60	1977
小林良二	シーボーム改革と組織問題に関する若干の論点	Vol.14 No.1	pp.32-46	1978
伊達卓三	タイの社会福祉	Vol.14 No.3	pp.50-57	1978
小林迪夫	サンフランシスコ郡（市）の社会福祉事業	Vol.14 No.4	pp.43-51	1979
保坂哲哉	イギリスにおけるソーシャルワーク教育の政策と政治	Vol.26 No.4	pp.358-368	1991
秋元美世	アメリカにおける福祉受給権と福祉裁判の動向—資格論とマネージリアル・フォーマリズム—	Vol.27 No.2	pp.190-199	1991
平岡公一	イギリスにおける社会福祉計画—1970年代～1980年代初頭の展開—	Vol.28 No.2	pp.161-172	1992
白瀬由美香	イギリスの社会的ケア事業者の登録・監査・評価制度—「ケアの質委員会」による質の保証の意義と課題—	Vol.48 No.2	pp.175-185	2012

【児童福祉】

秋本国男	昭和39年度児童（家族）手当制度基礎調査結果の概要	Vol.1 No.1	pp.71-79	1965
都村敦子	福祉政策の“Harmonization”問題について—児童扶養控除制度と児童手当制度—	Vol.13 No.1	pp.40-53	1977
堀 勝洋	保育料徴収に関する児童福祉法の法的構造の分析と保育料徴収制度のあり方について	Vol.17 No.3	pp.298-321	1981
加藤富子	保育所運営についての問題点	Vol.17 No.4	pp.420-428	1982
堀勝洋	低年齢児の保育政策	Vol.23 No.1	pp.54-66	1987
網野武博	児童の権利、義務と自立	Vol.24 No.2	pp.221-230	1988
山田 晋	児童扶養と社会保障法	Vol.29 No.4	pp.387-396	1994
桜井慶一	地方版“エンゼルプラン”（保育計画）の展開とその問題	Vol.32 No.1	pp.60-69	1996
林 宜嗣	保育サービス事業の現状と課題	Vol.32 No.2	pp.158-166	1996
駒村康平	保育需要の経済分析	Vol.32 No.2	pp.210-223	1996
網野武博	児童福祉法改正の評価と課題—児童家庭福祉の理念および公的責任—	Vol.34 No.1	pp.4-13	1998
前田正子	保育の多様化	Vol.34 No.1	pp.14-25	1998
林宜嗣	児童福祉と財政政策	Vol.34 No.1	pp.26-34	1998
西郷泰之	放課後児童対策のあり方—放課後児童健全育成事業の法制化をめぐる—	Vol.34 No.1	pp.35-43	1998
新保幸男	児童福祉法改正と要保護児童福祉施策	Vol.34 No.1	pp.44-54	1998
柏女霊峰	児童福祉法改正と児童家庭福祉—「理念」、「制度」、「方法」の統合をめざして—	Vol.34 No.1	pp.55-62	1998
福田素生	福祉サービス供給システムとしての措置（委託）制度の考察—保育所制度の改革等を素材として—	Vol.34 No.3	pp.281-294	1998
丸山桂	保育所の利用者負担徴収方法と女性の就労選択	Vol.34 No.3	pp.295-310	1998
○ 横山由紀子	保育における規制緩和と民営化	Vol.34 No.4	pp.413-420	1999
○ 滋野由紀子・大日康史	保育政策が出産の意思決定と就業に与える影響	Vol.35 No.2	pp.192-207	1999
福田素生	保育サービスの供給について—費用面からの検討を中心に—	Vol.36 No.1	pp.90-101	2000
大石重希子	母親の就業に及ぼす保育費用の影響	Vol.39 No.1	pp.55-69	2003
○ 阿部彩	児童手当と年少扶養控除の所得格差は正効果のマイクロ・シミュレーション	Vol.39 No.1	pp.70-82	2003
尾澤恵	家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障—児童手当・扶養控除の対象の考察—	Vol.41 No.2	pp.122-136	2005
○ 竹沢純子	児童手当支給額に関する考察	Vol.42 No.3	pp.279-287	2006
周燕飛	保育・子育て支援制度の多様化の現状と少子化対策としての課題—東京都の取組を例として—	Vol.43 No.3	pp.197-210	2007
岩田美香	貧困家庭と子育て支援	Vol.43 No.3	pp.211-218	2007
田宮遊子・四方理人	母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から—	Vol.43 No.3	pp.219-231	2007
駒村康平	準市場メカニズムと新しい保育サービス制度の構築	Vol.44 No.1	pp.4-18	2008
鈴木亘	保育制度への市場原理導入の効果に関する厚生分析	Vol.44 No.1	pp.41-58	2008

著者	タイトル	巻号	頁	年
○ 坂爪聡子	少子化対策として効果的なのは保育サービスの充実か労働時間の短縮か？	Vol.44 No.1	pp.110-120	2008
倉田賀世	保育所入所の法的性質をめぐる考察 —1997年児童福祉法改正を契機として—	Vol.45 No.1	pp.36-45	2009
○ 浜田浩児	児童扶養手当の通減制の就業抑制効果と所得再分配効果	Vol.45 No.1	pp.66-76	2009
竹沢純子	児童虐待の現状と子どものいる世帯を取り巻く社会経済的状況 —公的統計及び先行研究に基づく考察—	Vol.45 No.4	pp.346-360	2010
水野紀子	児童虐待への法的対応と親権制限のあり方	Vol.45 No.4	pp.361-372	2010
久保田まり	児童虐待における世代間連鎖の問題と援助的介入の方略： 発達臨床心理学的視点から	Vol.45 No.4	pp.373-384	2010
津崎哲郎	児童相談所の取組みの現状と今後の課題	Vol.45 No.4	pp.385-395	2010
小木曾宏	児童養護施設・児童自立支援に入所する児童の現状と支援施策の課題	Vol.45 No.4	pp.396-406	2010
加藤曜子	児童虐待の防止に向けた地域の取り組みの現状と課題 —自治体、NPO等との連携—	Vol.45 No.4	pp.407-416	2010
○ 坂爪聡子	経済的支援が子ども数と女性の労働供給に与える影響—児童手当と保育サービス利用への補助に関するモデル・シミュレーション分析—	Vol.46 No.4	pp.426-436	2011
○ 小林淑恵	児童手当の家計への影響	Vol.47 No.1	pp.67-80	2011
【児童福祉（海外）】				
島田とみ子	カナダの児童手当制度と問題点	Vol.2 No.3	pp.33-46	1966
津崎哲雄	戦後英国における家族福祉サービス構想と社会福祉再編成 —児童福祉における予防的介入志向をめぐる—	Vol.17 No.2	pp.181-194	1981
星野信也	児童手当および児童扶養手当のあり方をめぐって—イギリスとの比較—	Vol.21 No.3	pp.272-287	1985
桑原洋子	イギリスにおける児童の性的虐待と社会サービス —1988年委員会報告を中心に—	Vol.27 No.2	pp.169-189	1991
テイビット・M・ブラウ	米国の保育政策に関する経済学的考察	Vol.39 No.1	pp.28-42	2003
【高齢者福祉】				
森 幹郎	老人福祉政策の策定をめぐる問題	Vol.4 No.4	pp.2-10	1969
三浦文夫	老人問題とその対策についての若干の問題点	Vol.4 No.4	pp.11-22	1969
三浦文夫	わが国の老人福祉対策の展開に関する覚書	Vol.4 No.4	pp.52-63	1969
森 幹郎	老人福祉70年代の宿題	Vol.6 No.3	pp.27-35	1970
籠山 京	老人の処遇について—養護老人ホームの実態を中心に—	Vol.8 No.2	pp.3-16	1972
並木正吉	農家世帯の高齢者問題	Vol.9 No.2	pp.2-12	1973
前田大作	老人のための社会福祉サービス—今後の課題—	Vol.9 No.2	pp.30-38	1973
森 幹郎	養護老人ホーム論	Vol.12 No.3	pp.42-50	1977
小林 甫	農村社会における老人層の生活史と地域老人福祉の諸条件 —北海道酪農事業地帯の事例を通して—	Vol.14 No.4	pp.52-66	1979
ジャン・C・キャンベル（平岡公一訳）	日本における老人福祉対策の形成過程	Vol.18 No.4	pp.396-420	1983
奈倉道隆	呆け老人の社会福祉対策	Vol.18 No.4	pp.421-434	1983
山崎豊子	社会福祉施設調査にあらわれた老人施設の背景と実態	Vol.21 No.1	pp.81-90	1985
齋藤和子	老人の心の健康と福祉政策	Vol.23 No.3	pp.294-300	1987
星野貞一郎	過疎地域における老人問題	Vol.25 No.3	pp.244-262	1989
齊藤 愼・中井英雄	福祉支出の地域間格差—市町村歳出決算の老人福祉費を中心として—	Vol.27 No.3	pp.265-273	1991
野口悠紀雄・吉田 浩・田村真理子	居住用資産を活用した高齢者の老後生活保障	Vol.29 No.1	pp.46-53	1993
中西悟志・中山徳良	老人保健施設の生産構造	Vol.30 No.4	pp.373-383	1995
佐藤百合子	高齢者のQOLと自己決定権	Vol.31 No.1	pp.90-99	1995
三浦文夫	老人福祉における公私のあり方—シルバーサービスの今日的課題—	Vol.32 No.2	pp.128-138	1996
堀 勝洋	シルバーサービス産業の可能性と限界	Vol.32 No.2	pp.139-157	1996
○ 塚原康博	人口の高齢化と地域福祉政策—在宅福祉サービスの実証分析—	Vol.32 No.2	pp.190-198	1996
山本栄一	都市保健・福祉サービスの供給形態	Vol.33 No.4	pp.355-363	1998
○ 松井順子	高齢者の食事保障に関する考察 —地域類型でみた東京都各自自治体の配食サービス事業—	Vol.40 No.1	pp.88-100	2004
○ 小笠原浩太・米澤旦・伊瀬卓	老人福祉センターにおける自主サークル化講座の効果と基盤 —健康関連QOLに着目して—	Vol.49 No.1	pp.122-134	2013

著者	タイトル	巻号	頁	年
三浦文夫	老人福祉対策の課題	別冊No.34	pp.24-39	1972
【高齢者福祉（海外）】				
遠藤 滋	イギリスにおける老人福祉の状態 —Nuffield Foundationの調査委員会報告の紹介を中心に—	Vol.6 No.3	pp.49-57	1970
小野寺百合子	スウェーデンの老人福祉—平等政策の一環として—	Vol.17 No.3	pp.264-273	1981
【障害者福祉】				
堀 勝洋	障害者の所得保障制度の現状と課題	Vol.16 No.4	pp.30-44	1981
堀 勝洋	身体障害者福祉対策の利用者負担の現状とその在り方について	Vol.19 No.3	pp.312-330	1983
松井和子	身体障害者雇用対策に関する一考察—外傷性脊髄損傷復帰を対象に	Vol.19 No.4	pp.414-431	1984
高谷 清	重症心身障害児の療育をめぐる	Vol.20 No.2	pp.200-205	1984
岡上和雄・石原邦雄	「精神障害（者）」に対する態度と施策への方向づけ—「精神障害者の社会復帰・福祉施策形成基盤に関する調査」より—	Vol.21 No.4	pp.373-385	1986
松井和子	在宅における重度身体障害者の生活状態—脊髄損傷者を対象に—	Vol.24 No.2	pp.241-251	1988
伊藤周平	障害者の自立と自律権—障害者福祉における自立概念の批判的一考察—	Vol.28 No.4	pp.426-435	1993
齊場三十四	障害者とその家族の高齢化に対する社会保障—障害者の自立支援と介護保険にみるケア・マネージメントシステムの矛盾—	Vol.35 No.4	pp.395-404	2000
立岩真也	できない・と・はたらない—障害者の労働と雇用の基本問題—	Vol.37 No.3	pp.208-217	2001
松為信雄	障害者の雇用促進と福祉の連携—リハビリテーションを視点として—	Vol.37 No.3	pp.218-227	2001
金子能宏	障害者雇用政策とバリアフリー施策の連携 —障害者の福祉と国民経済への影響—	Vol.37 No.3	pp.228-243	2001
勝又幸子	国際比較からみた日本の障害者政策の位置づけ —国際比較研究と費用統計比較からの考察—	Vol.44 No.2	pp.138-149	2008
西山裕	障害者自立支援法と障害福祉サービス —自治体の役割と障害福祉サービス体系を中心に—	Vol.44 No.2	pp.150-160	2008
遠山真世	障害者の就労問題と就労保障	Vol.44 No.2	pp.161-170	2008
百瀬優	障害者に対する所得保障制度—障害年金を中心に—	Vol.44 No.2	pp.171-185	2008
岡部耕典	障害者自立支援法における「応益負担」についての考察	Vol.44 No.2	pp.186-195	2008
土屋葉	障害者の自立支援に向けた生活実態把握の重要性 —「障害者生活実態調査」の結果から—	Vol.44 No.2	pp.196-211	2008
金子能宏	障害者福祉施策の経済効果	Vol.44 No.2	pp.212-223	2008
○ 濱本賢二	障害者自立支援法における新体系移行の課題 —報酬への影響と地域移行を中心に—	Vol.48 No.1	pp.85-96	2012
【障害者福祉（海外）】				
浜野一郎	イギリスにおける社会福祉の最近の動向 —精神薄弱者のためのコミュニティ・ケアの現状—	Vol.12 No.2	pp.29-39	1976
大曾根寛	フランスにおける障害者の職業生活と所得保障	Vol.27 No.1	pp.72-82	1991
【地域福祉】				
三浦文夫	コミュニティ・デベロップメントの概念と問題 —コミュニティ・デベロップメントの発想とその内容を中心に—	Vol.3 No.1	pp.66-75	1967
雀部猛利	communityにおける社会変動とcommunity work	Vol.5 No.3	pp.34-43	1969
松原治郎	コミュニティの諸問題—社会福祉と地方自治の接点として—	Vol.7 No.2	pp.2-11	1971
嶋田啓一郎	コミュニティと社会福祉	Vol.7 No.2	pp.23-32	1971
三浦文夫	コミュニティ・ケアと社会福祉	Vol.7 No.3	pp.14-24	1971
中野いく子	地域福祉の理論的枠組に関する一考察	Vol.15 No.4	pp.43-51	1980
小林良二	福祉サービスからみたコミュニティとボランティア	Vol.16 No.3	pp.53-61	1981
牧里毎治	福祉コミュニティの形成要因の分析 —事例研究：神戸市真野（苅藻）地区を対象に—	Vol.17 No.3	pp.274-297	1981
藤村正之	ヴォランティア・アクションにおける想像力と意味付与 —民間福祉財源システムとしての「あしながおじさん」制度	Vol.22 No.4	pp.373-388	1987
小林弘和	地域福祉と地方自治 —最近の地方自治体における福祉行政領域の住民参加批判—	Vol.26 No.2	pp.130-137	1990
三上美美子	ボランティア活動の経済分析	Vol.26 No.4	pp.417-428	1991
欄木靖子	在宅福祉施策自治体間格差の要因分析 —奈良県下の市町村を対象にして—	Vol.28 No.1	pp.79-91	1992

著者	タイトル	巻号	頁	年
小林良二	住民参加型在宅福祉サービスへの参加意義 —調布ゆうあい福祉公社を中心として—	Vol.29 No.4	pp.312-321	1994
稲月 正	ボランティア構造化の要因分析	Vol.29 No.4	pp.334-347	1994
高野和良	都市地域社会とボランティア活動	Vol.29 No.4	pp.348-358	1994
三上美英子	地域福祉におけるインフォーマル・サポート・ネットワークの位置づけ	Vol.31 No.4	pp.368-379	1996
衛藤幹子	自治体福祉と市民参加	Vol.33 No.4	pp.403-413	1998
○ 跡田直澄・福重元嗣	中高年のボランティア活動への参加行動 —アンケート調査個票に基づく要因分析—	Vol.36 No.2	pp.246-255	2000

【地域福祉（海外）】

武田文祥	イギリス・コミュニティ・ワークの現在	Vol.22 No.2	pp.135-150	1986
跡田直澄・金領佑・前川聡子	社会福祉とボランティア—日韓の事例研究—	Vol.35 No.3	pp.264-275	1999

【家族政策】

畠中宗一	母子家庭の社会保障	Vol.28 No.3	pp.270-278	1992
津谷典子	出生率低下と子育て支援政策	Vol.34 No.4	pp.348-360	1999
渋谷敦司	少子化問題の社会的構成と家族政策	Vol.34 No.4	pp.374-384	1999
○ 山上俊彦	出産・育児と女子就業との両立可能性について	Vol.35 No.1	pp.52-64	1999
白波瀬佐和子	家族内支援と社会保障—世代間関係とジェンダーの視点から—	Vol.36 No.1	pp.122-133	2000
○ 白波瀬佐和子	家庭内性別役割分業と社会的支援への期待に関する一考察	Vol.36 No.2	pp.256-268	2000
○ 小塩隆士	育児支援・年金改革と出生率	Vol.36 No.4	pp.535-546	2001
○ 駿河輝和・西本真弓	育児支援策が出生行動に与える影響	Vol.37 No.4	pp.371-379	2002
松浦克己・白波瀬佐和子	既婚女性の就業決定と子育て—これからの社会保障政策に向けて—	Vol.38 No.3	pp.188-198	2002
勝又幸子	国際比較からみた日本の家族政策支出	Vol.39 No.1	pp.19-27	2003
滋野由紀子・松浦克己	出産・育児と就業の両立を目指して—結婚・就業選択と既婚・就業女性に対する育児休業制度の効果を中心に—	Vol.39 No.1	pp.43-54	2003
○ 小野寺理佳	別居祖母へのヒアリングデータにみる孫育ての悩みと求められる支援	Vol.40 No.2	pp.166-176	2004
濱本知寿香	母子世帯の生活状況とその施策	Vol.41 No.2	pp.96-110	2005
○ 中谷奈津子	地域子育て支援施策の変遷と課題—親のエンパワメントの観点から—	Vol.42 No.2	pp.165-173	2006
阿部正浩	ポジティブ・アクション、ワーク・ライフ・バランスと生産性	Vol.43 No.3	pp.184-196	2007
○ 安岡匡也	公的に供給される育児財を導入した出生率内生化モデルにおける育児支援政策の考察	Vol.43 No.3	pp.261-274	2007
○ 水落正明	夫の出産・育児に関する休暇取得が出生に与える影響	Vol.46 No.4	pp.403-413	2011
○ 池田亮一	育児支援は子ども数を増やすか？ 失業を考慮したアプローチ	Vol.48 No.2	pp.216-227	2012
稲垣誠一	高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し —結婚・離婚行動変化の影響評価—	Vol.48 No.4	pp.396-409	2013

【家族政策（海外）】

京極高宣	イギリスにおける“未婚の母”の生活実態—最近の調査研究動向とくにA.ホブキンソン著『未婚の母たち』（1976年）にふれつつ—	Vol.15 No.4	pp.10-20	1980
竹崎 孜	家族とスウェーデン社会保障	Vol.25 No.2	pp.116-125	1989
渡辺秀樹	アメリカの家族と福祉	Vol.25 No.2	pp.126-135	1989
小松隆二	ニュージーランドの家族と福祉政策 —激変する〈理想国〉の児童・家族福祉—	Vol.27 No.2	pp.125-134	1991
杉本貴代栄	アメリカの家族と保育—「家族政策」の実現を求めて—	Vol.27 No.2	pp.135-144	1991
本沢巳代子	ドイツの家族機能と家族政策	Vol.27 No.2	pp.145-157	1991
三瓶恵子	スウェーデンの出生構造と政策対応	Vol.27 No.2	pp.158-168	1991
廣瀬真理子	オランダの高齢者と家族—「インフォーマルセクター活用論」をめぐる—	Vol.27 No.4	pp.442-452	1992
船橋恵子	出産・育児に対する支援制度のあり方 —フランスの例を検討しながら日本の制度形成を考える—	Vol.29 No.1	pp.54-64	1993
尾澤恵	憲法の家族規定と社会保障 ～ EU構成国における憲法の家族規定と家族政策の関係	Vol.41 No.4	pp.368-384	2006

【公衆衛生】

橋本正己	公衆衛生の歴史的発展の課題	Vol.3 No.2	pp.2-14	1967
------	---------------	------------	---------	------

著者	タイトル	巻号	頁	年
東田敏夫	地方衛生行政の問題点—市町村と住民の保健—	Vol.3 No.2	pp.15-32	1967
橋本正己	1960年代の公衆衛生	Vol.5 No.4	pp.58-67	1970
大本圭野	公害による社会的費用（＝社会的損失）の個人的消費への転嫁 —江東デルタ地域の公害と家計—	Vol.9 No.4	pp.53-65	1974
鈴木武夫	公害と健康	Vol.10 No.2	pp.74-86	1974
三重野 卓	社会指標研究における一視点（Ⅰ）—保健医療指標を事例として—	Vol.13 No.2	pp.73-90	1977
高橋祥友	自殺予防に対する一提言—精神科医の視点から—	Vol.40 No.1	pp.4-16	2004
ダヌータ・ハッセルマン（山下志穂訳）	自殺は予防できる—自殺予防研究のフロンティア—	Vol.40 No.1	pp.17-25	2004
川上憲人・廣尚典・高橋祥友・永田頌史	職場における心のケアと自殺予防	Vol.40 No.1	pp.26-35	2004
大野裕・坂本真士・田中江里子・根市恵子	高齢者の心のケアと地域における自殺予防の在り方	Vol.40 No.1	pp.36-44	2004
谷畑健生	わが国の自殺死亡をめぐる状況断面と公衆衛生施策としての自殺予防対策の在り方	Vol.40 No.1	pp.45-59	2004
アントーン・リーナース（音山若穂・金子能宏訳）	自殺予防に関する公衆衛生・教育的アプローチと社会的規制の役割 —世界の取り組みとその考察—	Vol.40 No.1	pp.60-74	2004
金子能宏・篠崎武久・山崎暁子	自殺の社会経済的要因と自殺予防の経済効果	Vol.40 No.1	pp.75-87	2004
杉澤秀博	健康の社会的決定要因としての社会関係：概念と研究の到達点の整理	Vol.48 No.3	pp.252-265	2012
○ 李青雅	子どもの頃の家庭環境と健康格差：肥満の要因分析	Vol.49 No.2	pp.217-229	2013
猿田勝美	地域計画における公害対策	別冊No.29	pp.36-45	1971
山本宣正	公害対策の現状と課題	別冊No.29	pp.46-50	1971
井原 平	東京都の公害対策	別冊No.34	pp.50-59	1972
橋本道夫	公害対策の諸問題	別冊No.9	pp.63-72	1967
橋本正己	地域保健対策の現状と課題	別冊No.19	pp.68-79	1969
橋本道夫	公害対策の現状と課題	別冊No.19	pp.80-89	1969

【公衆衛生（海外）】

橋本正己	アメリカにおける公衆衛生・医療制度小史	Vol.1 No.3	pp.21-31	1965
吉田寿三郎	北欧の公衆衛生，医療制度	Vol.3 No.2	pp.33-44	1967
黒子武道	東南アジア諸国連合（ASEAN）地域の保健衛生行政事情 —タイおよびマレーシアにおける衛生行政と保健計画について—	Vol.11 No.4	pp.36-44	1976
小山秀夫	「サニタリー・アイディア」の形成 —エドウィン・チャドウィックによせて—	Vol.15 No.4	pp.32-42	1980
須田和子	イタリアの保健医療改革	Vol.17 No.1	pp.51-69	1981

【住宅政策】

大本圭野	わが国における家賃政策の問題点（上）	Vol.13 No.1	pp.65-73	1977
大本圭野	わが国の家賃政策の問題点（中）	Vol.13 No.3	pp.68-77	1977
山崎 清	大都市高齢雇用者階層の住宅 —住宅政策と年金制度の関連づけのために—	Vol.16 No.1	pp.2-20	1980
大本圭野	戦時住宅政策の展開過程（Ⅰ）—日本的住宅政策の原型—	Vol.17 No.4	pp.429-440	1982
大本圭野	戦時住宅政策の展開過程（Ⅱ）—日本的住宅政策の原型—	Vol.19 No.4	pp.432-456	1984
井上由起子	良質なサービス付き高齢者向け住宅の適正な整備に向けた課題	Vol.47 No.4	pp.346-356	2012
谷 重雄	住宅政策の現状と方向	別冊No.9	pp.54-63	1967

【住宅政策（海外）】

村上冨子	米国老人用公営住宅における住宅満足度分析の試み	Vol.13 No.1	pp.24-39	1977
小野寺 信	スウェーデンの住宅政策	Vol.18 No.1	pp.15-25	1982
下平好博	移民労働者の地理的集中と住宅市場—西ヨーロッパ諸国の経験—	Vol.26 No.4	pp.429-447	1991

【財政・税制】

高橋長太郎	社会保障の財源	Vol.1 No.4	pp.2-9	1966
江見康一	財政硬直化論と社会保障	Vol.4 No.1	pp.2-12	1968
肥後和夫	社会保障と財政政策	Vol.4 No.1	pp.13-20	1968

著者	タイトル	巻号	頁	年
橋本 徹	社会保障と財政	Vol.7 No.3	pp.2-13	1971
都村敦子	財政福祉給付の実証的検討—税制改正の福祉給付に及ぼす効果—	Vol.15 No.1	pp.21-43	1979
都村敦子	社会保障と税制との関連	Vol.15 No.3	pp.61-73	1980
岸 功	世帯類型別の税・社会保険料負担	Vol.15 No.3	pp.94-110	1980
都村敦子	租税・社会保障負担	Vol.23 No.1	pp.40-53	1987
野口悠紀雄	公的施策による世代間の移転	Vol.23 No.3	pp.276-283	1987
木村陽子	退職金課税の租税優遇措置について—予備的考察—	Vol.24 No.3	pp.285-296	1988
丸尾直美	福祉財政と税制改革	Vol.25 No.1	pp.46-57	1989
野口悠紀雄	社会保障と税制—シミュレーション・モデルによる検討—	Vol.25 No.1	pp.58-65	1989
栗沢尚志	政府の世代間所得移転政策が資本貯蓄に与える効果	Vol.25 No.2	pp.204-209	1989
赤間祐介	福祉国家の財政負担—OECD諸国の比較分析—	Vol.25 No.3	pp.289-302	1989
栗沢尚志	社会保障支出の財源代替がもたらす対外的効果	Vol.25 No.4	pp.402-406	1990
丸尾直美	社会保障と政府支出拡大—そのメカニズムと影響—	Vol.29 No.1	pp.75-86	1993
勝又幸子	社会保障における制度間財政調整の現状と問題点 —老人保健拠出金制度を中心として—	Vol.30 No.2	pp.195-206	1994
金井利之	地域福祉と財政調整	Vol.30 No.3	pp.239-248	1994
神野直彦	補助金の一般財源化と地方消費税	Vol.31 No.3	pp.231-242	1995
宮島 洋	社会保障の予算政策	Vol.31 No.4	pp.302-311	1996
○ 加藤竜太	我が国における私的寄付と税制	Vol.32 No.1	pp.70-77	1996
神野直彦	社会保障財政における国と地方の役割	Vol.34 No.3	pp.242-251	1998
増田雅暢	社会保障の財源の在り方—社会保険方式と税方式をめぐって—	Vol.36 No.1	pp.24-37	2000
加藤久和	マクロ経済、財政および社会保障の長期展望 —供給型計量経済モデルによる分析—	Vol.37 No.2	pp.112-125	2001
佐藤格・山本克也	社人研マクロモデルによる社会保障改革の計量分析	Vol.37 No.2	pp.126-138	2001
佐倉環	社会保障の変化がマクロ経済に与える影響 —財政・マクロモデルによる検討—	Vol.37 No.2	pp.151-161	2001
島崎謙治	憲法と社会保障の実施責任・財政責任の規律	Vol.41 No.4	pp.348-367	2006
小西秀樹	社会保障の規模と財源調達—政治経済学的分析—	Vol.42 No.1	pp.4-16	2006
畑農鋭矢	財政赤字と社会保障財政	Vol.42 No.1	pp.46-56	2006
金子能宏・サリディナ ンター・ブーチット	社会保障財源としての消費税負担の影響 —消費者物価水準への転嫁の検証—	Vol.42 No.3	pp.219-234	2006
森信茂樹	少子化問題と税制を考える	Vol.43 No.3	pp.232-243	2007
田近栄治・八塩裕之	所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整—	Vol.44 No.3	pp.291-306	2008
畑農鋭矢	マクロ経済変動と社会保障財政—状態空間モデルによる予測—	Vol.46 No.1	pp.12-22	2010
○ 古市将人	現物給付供給に地方政府の課税能力と租税構造が与える影響について —OECD18カ国のパネルデータを用いた実証分析—	Vol.46 No.3	pp.290-300	2010
加藤久和	社会保障財政の将来展望	Vol.48 No.4	pp.370-384	2013
山本克也	社会保障改革に関する集中検討会議の医療・介護財政の試算の利用法	Vol.48 No.4	pp.410-422	2013
肥後和夫	財政と社会保障	別冊No.29	pp.11-15	1971
林 栄夫	地方財政と社会保障	別冊No.19	pp.36-49	1969
江見康一	財政と社会保障	別冊No.24	pp.40-49	1970
中野徹雄	経済計画と社会保障	別冊No.9	pp.98-108	1967

【財政・税制（海外）】

小沼 正	北欧諸国における社会保障費10年の歩み	Vol.1 No.1	pp.55-70	1965
高橋 武	社会保障財政の国際動向	Vol.16 No.3	pp.62-81	1981
龍門恵喜二	公共部門の拡大—スウェーデンの場合—	Vol.19 No.2	pp.118-129	1983
大西健夫	ドイツの地方財政と分権	Vol.31 No.3	pp.200-206	1995
中井英雄・齊藤 慎	イギリスにおける福祉財政の構造 —コミュニティ・ケアの自治体財政責任—	Vol.31 No.3	pp.207-217	1995

【社会計画・社会開発】

松原治郎	地域開発における「地域」の検討	Vol.1 No.2	pp.25-33	1965
下河辺 淳	総合開発計画	別冊No.24	pp.2-11	1970
青井和夫	社会開発の再考	別冊No.29	pp.2-10	1971
山田雄三	経済開発と社会開発	別冊No.9	pp.2-11	1967
宮沢 弘	地域開発と地方行政	別冊No.19	pp.9-17	1969

著者	タイトル	巻号	頁	年
伊藤善市	地域計画論	別冊No.24	pp.12-22	1970
福武 直	地域開発と社会開発	別冊No.9	pp.12-20	1967
松原治郎	地域開発と過疎問題	別冊No.19	pp.18-28	1969
松原治郎	地域開発論	別冊No.24	pp.23-32	1970
並木正吉	地域開発と農業問題	別冊No.19	pp.29-35	1969
寺尾琢磨	社会開発と教育投資	別冊No.9	pp.31-42	1967
蓮見音彦	地域開発調査	別冊No.24	pp.33-39	1970
伊藤善市	都市開発と社会計画	別冊No.9	pp.73-85	1967
松原治郎	地域開発－総合開発計画－における福祉計画の現状	別冊No.9	pp.86-97	1967
安達五郎・戸栗栄次	地域計画ケース・スタディⅠー茨城県・神奈川県ー	別冊No.19	pp.90-97	1969
梶井 孝・高峰一世・松原治郎	地域計画ケース・スタディⅡー大阪府・岡山県ー	別冊No.19	pp.98-113	1969

【家計・世帯】

森岡清美・笹倉幸子	大都市近郊における高齢者とその子女	Vol.1 No.3	pp.49-56	1965
森岡清美	労働者家族における児童養育費の研究（Ⅰ） —家族周期からみた生活構造の分析を中心に—	Vol.2 No.3	pp.72-81	1966
前田正久	労働者家族における児童養育費の研究（Ⅱ） —家族周期からみた家計構造の分析を中心に—	Vol.2 No.3	pp.82-94	1966
森岡清美	農村家族における児童養育費の研究（Ⅰ） —家族周期からみた生活構造の分析を中心に—	Vol.3 No.4	pp.57-70	1968
前田正久	農村家族における児童養育費の研究（Ⅱ） —家族周期からみた家計分析を中心に—	Vol.3 No.4	pp.71-83	1968
長嶺晋吉・磯部しづ子・山川喜久江	農村家族における児童養育費の研究（Ⅲ） —栄養分析を中心に—	Vol.3 No.4	pp.84-99	1968
森岡清美	地方小都市における常用勤労者家族の児童養育費の研究（Ⅰ） —家族周期からみた生活構造の分析を中心に—	Vol.5 No.3	pp.52-68	1969
前田正久	地方小都市における常用勤労者家族の児童養育費の研究（Ⅱ） —家族周期段階を軸とした家計分析—	Vol.5 No.3	pp.69-85	1969
長嶺晋吉・磯部しづ子・山川喜久江	地方小都市における常用勤労者家族の児童養育費の研究（Ⅲ） —栄養分析を中心として—	Vol.5 No.3	pp.86-106	1969
高橋紘士	老人の生活構造（Ⅰ）—「東京都老人福祉基礎調査」の結果から—	Vol.8 No.2	pp.73-86	1972
高橋紘士	老人の生活構造（Ⅱ）—「東京都老人福祉基礎調査」の結果から—	Vol.8 No.3	pp.58-75	1972
深谷昌弘	社会保障と家族規模（Ⅰ）	Vol.10 No.2	pp.35-49	1974
深谷昌弘	社会保障と家族規模（Ⅱ）	Vol.10 No.3	pp.34-60	1975
藤本喬雄	インフレ下における低所得者層の経済行動	Vol.11 No.1	pp.41-50	1975
森岡清美	変動する危機の現代家族	Vol.12 No.1	pp.15-24	1976
岸 功	世帯の生活水準測定と所得調査	Vol.13 No.3	pp.78-87	1977
大本圭野	家族周期段階の発達に伴う住居費負担と家計構造	Vol.14 No.1	pp.47-71	1978
青井和夫	21世紀の家族問題—離婚	Vol.16 No.3	pp.19-31	1981
森岡清美	非家族的生活者の推移	Vol.16 No.3	pp.82-93	1981
金子 勇	地域社会における高齢者の生活構造	Vol.22 No.1	pp.41-50	1986
市川 洋	高額所得者の研究	Vol.22 No.3	pp.246-258	1986
曾原利満	掛川市中高年齢者世帯における所得水準の変化について	Vol.23 No.1	pp.67-77	1987
野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子	相続による世代間資産移転の構造—首都圏における実態調査結果—	Vol.25 No.2	pp.136-144	1989
山田昌弘	家事労働の行方—「義務」と「自発性」の間—	Vol.25 No.2	pp.145-155	1989
下夷美幸	離婚と子供の養育費	Vol.25 No.2	pp.156-165	1989
橘木俊昭	貯蓄率の解明 —契約貯蓄か自由貯蓄か、実物資産要因か金融資産要因か—	Vol.27 No.3	pp.245-264	1991
平野隆之	消費社会における借金問題と社会的援助	Vol.27 No.4	pp.384-394	1992
金谷貞男	内生的出生率と政府部門	Vol.28 No.3	pp.236-245	1992
西村和雄	内生的出生率と動学モデル	Vol.28 No.3	pp.246-251	1992
吉田真理子	低出生率と経済政策—出産・育児の環境条件と出生率について—	Vol.28 No.3	pp.252-260	1992
江原由美子	女性問題と人口問題—女性学的観点から—	Vol.28 No.3	pp.261-269	1992
金子能宏	高齢者の資本所得税と資本貯蓄—貨幣的成長モデルの応用—	Vol.29 No.3	pp.222-231	1993
安河内恵子	都市型高齢化社会における扶養問題	Vol.29 No.4	pp.397-410	1994

著者	タイトル	巻号	頁	年
駒村康平	高齢者家計における遺産行動の経済分析	Vol.30 No.1	pp.62-74	1994
小笠原浩一	多世代家族と高齢化社会	Vol.30 No.3	pp.220-227	1994
杉岡直人	農村地域社会と家族変動	Vol.30 No.3	pp.228-238	1994
白波瀬佐和子	女性の高学歴化と少子化に関する一考察	Vol.34 No.4	pp.392-401	1999
府川哲夫	高齢者の経済的状況―「単独・夫婦のみ」と「子と同居」の対比―	Vol.35 No.4	pp.353-363	2000
増淵勝彦	高齢者世帯・非高齢者世帯別のマクロ消費関数の推計	Vol.36 No.1	pp.113-121	2000
○ 山内太	子供の健康資本と親の時間配分行動―親は家計内健康格差に回避的か?―	Vol.37 No.1	pp.73-84	2001
白波瀬佐和子・大石亜希子・清野仁子	世帯の中の未婚者―世帯内単身者に関する実態調査(2000年)の結果より―	Vol.37 No.3	pp.297-306	2001
西村幸満	老後の不安―不安要因のトレンドと規定要因の変遷―	Vol.41 No.1	pp.4-11	2005
直井道子	都市における老後の不安	Vol.41 No.1	pp.12-21	2005
相川良彦	農村における老後不安―京都府美山町2集落の事例報告―	Vol.41 No.1	pp.22-34	2005
小島克久	家族形態の変化と見通し	Vol.41 No.2	pp.74-82	2005
福田亘孝	子どもに対する意識構造のジェンダー比較―潜在クラス・モデルによる分析―	Vol.41 No.2	pp.83-95	2005
白波瀬佐和子	高齢期をひとりで暮らすということ―これからの社会保障制度をさぐる―	Vol.41 No.2	pp.111-121	2005
永瀬伸子・村尾祐美子	社会保障や税制等は家族・家族形成に影響を与えるか―日本の社会的保護の仕組みが持つ特定タイプの家族へのバイアス―	Vol.41 No.2	pp.137-149	2005
○ 安岡匡也	出生率と課税政策の関係	Vol.42 No.1	pp.80-90	2006
○ 水落正明	家計の時間配分行動と父親の育児参加	Vol.42 No.2	pp.149-164	2006
ローラント・アイゼン(金子能宏訳)	人口動態と不確実性―社会保障の費用と給付がリスクシェアリングに及ぼす影響について―	Vol.42 No.4	pp.394-406	2007
野口晴子	企業による多様な「家庭と仕事の両立支援策」が夫婦の出生行動に与える影響―労働組合を対象とした調査の結果から―	Vol.43 No.3	pp.244-260	2007
○ 上村敏之・神野真敏	公的年金と児童手当―出生率を生産化した世代重複モデルによる分析―	Vol.43 No.4	pp.380-391	2008
○ 小葉武史・安岡匡也・浦川邦夫	夫の家事育児参加と出産行動	Vol.44 No.4	pp.447-459	2009
金子能宏	親の子どものための支出・経済的援助と社会保障給付との関係―代替的關係と補完的關係に関する実証分析―	Vol.46 No.4	pp.326-341	2011
西村幸満	生活保障の不安定化に関する分析―「生活費用の担い手」の動態へのアプローチ―	Vol.46 No.4	pp.342-353	2011
暮石渉	退職者における予期しない出来事が生活水準と暮らし向きに与える影響	Vol.46 No.4	pp.368-381	2011
○ 堤静子	少子化要因としての未婚化・晩婚化―都道府県コホートによる分析―	Vol.47 No.2	pp.159-174	2011
府川哲夫	2060年の高齢者像―INAHSIMによる推計	Vol.48 No.4	pp.385-395	2013
○ 渡辺久里子	等価尺度の推計と比較―消費上の尺度・制度的尺度・OECD尺度―	Vol.48 No.4	pp.436-456	2013
田宮遊子・土屋葉・井口高志・岩永理恵	脆弱性をもつ世帯への災害の複合的影響:住宅・就労・ケア・移動にかかわる問題に焦点をあてて	Vol.49 No.3	pp.299-309	2013
白瀬由美香	勤労世代の暮らし向きの苦しさ:所得・健康・ソーシャルサポートとの関連に関する分析	Vol.49 No.4	pp.372-383	2014
西村幸満	変貌する若者の自立の実態	Vol.49 No.4	pp.384-395	2014

【労働政策】

梅村又次	雇用問題の発展と社会改革	Vol.4 No.2	pp.2-12	1968
白井泰四郎	最低賃金制と国民の福祉―全国一律最低賃金制論の虚妄―	Vol.12 No.1	pp.2-14	1976
下山房雄	現行最賃制の機能―その虚妄性と現実性―	Vol.12 No.4	pp.2-10	1977
梶田孝道	移民労働者と社会政策―国家類型と移民問題との関連をめぐって―	Vol.22 No.2	pp.118-134	1986
平石長久	定年制と労働福祉	Vol.23 No.3	pp.284-293	1987
高橋 武	労働の未来と社会保障	Vol.24 No.4	pp.376-388	1989
稲上 毅	日本の雇用慣行と社会保障	Vol.24 No.4	pp.389-402	1989
高梨昌	高齢者の雇用・就業対策―労働政策と社会保障政策との連携強化を―	Vol.32 No.4	pp.446-454	1997
大竹文雄	退職金税制と労働市場	Vol.34 No.2	pp.174-180	1998
阿部正浩	少子化社会における労働市場―女性の結婚と労働力供給の視点から―	Vol.34 No.4	pp.361-373	1999
大沢真知子	仕事と家庭の調和のための就業支援―日本的雇用慣行の変化のなかで―	Vol.34 No.4	pp.385-391	1999
山田篤裕	引退過程における賃金低下と所得保障	Vol.35 No.4	pp.377-394	2000
前田信彦	子育てと調和する働き方と政策ニーズ―労働時間のリストラクチャリングに向けて―	Vol.36 No.3	pp.423-434	2000
佐藤嘉秀	製造分野における請負労働条件とキャリア―社会政策の視点から―	Vol.40 No.2	pp.139-152	2004

著者	タイトル	巻号	頁	年
山川隆一	外国人労働者と労働法上の問題点	Vol.43 No.2	pp.119-130	2007
○ 坂爪聡子	女性の労働供給と子ども数が増加する条件 —家計内生産モデルによる分析—	Vol.44 No.3	pp.348-360	2008

【就労・雇用】

三浦文夫	高齢者就労状況の一事例 —東京都社会福祉協議会、高齢者無料職業紹介所の場合—	Vol.4 No.2	pp.64-74	1968
村山冴子	老人就労をめぐる諸問題	Vol.4 No.4	pp.64-79	1969
孫田良平	就労と賃金	Vol.8 No.2	pp.40-48	1972
馬場啓之助	雇用政策の再編過程	Vol.9 No.1	pp.2-12	1973
市川 洋	雇用者の所得分布とライフ・ヒストリー	Vol.11 No.3	pp.12-22	1976
松村健生	定年退職と社会的適応—活動理論と離脱理論の再検討—	Vol.14 No.2	pp.56-69	1978
島田晴雄	所得保障と高齢者の労働供給—社会保障と雇用政策をめぐる—側面—	Vol.15 No.1	pp.2-13	1979
神代和欣・桑原靖夫	高齢化社会と労働供給の問題点	Vol.15 No.2	pp.84-119	1979
三浦文夫	高齢者事業団について—高齢化社会の挑戦のひとつの試み—	Vol.15 No.3	pp.111-123	1980
和田修一	定年退職後の職業移動と生活適応	Vol.17 No.3	pp.322-335	1981
平岡公一	定年退職者の職業移動・引退・生活水準—計量社会学的分析—	Vol.17 No.4	pp.441-474	1982
ロバート・エヴァンス (三上美美子訳)	就業か引退か	Vol.19 No.4	pp.386-397	1984
下野恵子・橋本俊詔	高年齢者の就業行動分析—男女比較—	Vol.19 No.4	pp.398-413	1984
岩田正美・山口春子	シルバー人材センターにみる「生きがい就労」の理想と現実	Vol.24 No.4	pp.424-439	1989
和田修一	地域福祉と高齢者の就労	Vol.25 No.3	pp.236-243	1989
篠塚英子・横村 愛	高齢化時代の女子労働—付添婦の歴史的変遷と現状—	Vol.26 No.3	pp.270-282	1990
安部由起子・大竹文雄	税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動	Vol.31 No.2	pp.120-134	1995
○ 滋野由紀子・松浦克己	日本の年齢階層別出産選択と既婚女子の就業行動 —家計の属性を考慮したクロスセクション分析—	Vol.31 No.2	pp.165-175	1995
佐野陽子	経営環境の変化と報酬制度—日本の成果主義—	Vol.31 No.4	pp.312-321	1996
大石亜希子・小塩隆士	高齢者の引退行動と社会保障資産	Vol.35 No.4	pp.405-419	2000
大石亜希子	有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度	Vol.39 No.3	pp.286-300	2003
永瀬伸子	非典型的雇用者に対する社会的保護の現状と課題	Vol.40 No.2	pp.116-126	2004
倉田聡	非正規就業の増加と社会保障法の課題	Vol.40 No.2	pp.127-138	2004
岩木秀夫	非正規就業問題への教育訓練政策パラダイムと雇用労働政策・社会保障政策パラダイムに関する一考察	Vol.42 No.2	pp.106-114	2006
新谷康浩	若年「無業者」の歴史社会学的研究 —既存データの再分析と「まなごし」による検討—	Vol.42 No.2	pp.115-125	2006
大井方子	若者の就業に関する一考察	Vol.42 No.2	pp.126-136	2006
西村幸満	若年の非正規就業と格差 —都市規模間格差、学歴間格差、階層間格差の再検証—	Vol.42 No.2	pp.137-148	2006
○ 張世穎	既婚女性の労働供給と夫の所得	Vol.47 No.4	pp.401-412	2012
○ 周燕飛	母子世帯の母親における正社員就業の条件	Vol.48 No.3	pp.319-333	2012
樋口美雄・小林徹・何芳・佐藤一磨	東日本大震災の就業、健康への影響とその後の変化	Vol.49 No.3	pp.283-298	2013
高橋 武	社会開発と労働問題	別冊No.9	pp.42-54	1967

【就労・雇用（海外）】

小林謙一	アメリカにおける定年延長法下の雇用保険	Vol.17 No.3	pp.256-263	1981
高島道枝	イギリスの女子労働と社会保障—所得保障に限定して—	Vol.27 No.1	pp.53-71	1991

【貧困・格差】

向井利昌	現代社会の下層階級についての社会学的一考察	Vol.2 No.4	pp.21-31	1967
平 恒次	エセックス大学の国際貧困セミナーに出席して	Vol.3 No.1	pp.35-42	1967
平 恒次	階級・貧困・対策	Vol.4 No.4	pp.23-28	1969
中鉢正美	現代における貧困の意味	Vol.9 No.4	pp.2-9	1974
小谷義次	現代の貧困について—アメリカ合衆国にみる—	Vol.9 No.4	pp.10-17	1974
江口英一・川上昌子	大都市における低所得・不安定階層の量と形態および今後について	Vol.9 No.4	pp.18-32	1974
平 恒次	開発途上国の貧困と「南北」国際関係	Vol.11 No.4	pp.2-13	1976
大本圭野	「新しい貧困」の救済に関するノート	Vol.12 No.1	pp.36-45	1976

著者	タイトル	巻号	頁	年
石岡慎太郎	高齢者の社会的インテグレーション	Vol.15 No.1	pp.14-20	1979
跡田直澄・橋木俊詔	所得源泉別にみた所得分配の不平等	Vol.20 No.4	pp.330-340	1985
鹿又伸夫	社会階層と資産格差—階層的地位と経済格差の関連をめぐって—	Vol.27 No.4	pp.360-371	1992
○ 八木 匡・橋木俊詔	等価所得比率の測定と所得分配不平等度の解釈	Vol.32 No.2	pp.178-189	1996
○ 和田有美子・木村光彦	戦後日本の貧困—低消費世帯の計測—	Vol.34 No.1	pp.90-102	1998
○ 大竹文雄・斉藤誠	所得不平等化の背景とその政策的含意： 年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果	Vol.35 No.1	pp.65-76	1999
玄田有史	見過ごされた所得格差 —若年世代 v s . 引退世代、自営業 v s . 雇用者—	Vol.38 No.3	pp.199-211	2002
山田篤裕	引退期所得格差のOECD9カ国における動向、1985-95年—社会保障 資源配分の変化および高齢化、世帯・所得構成変化の影響—	Vol.38 No.3	pp.212-228	2002
小島克久	地域別に見た所得格差	Vol.38 No.3	pp.229-238	2002
ブルース・ブラッドベ リー・マークス・ジョ ンティ	先進工業国における子どもの貧困	Vol.39 No.1	pp.4-18	2003
中川清	貧困の性格変化と社会生活の困難さ —「社会生活に関する調査」の意義—	Vol.39 No.4	pp.354-370	2004
○ 小塩隆士	1990年代における所得格差の動向	Vol.40 No.3	pp.277-285	2004
菊地英明	排除されているのは誰か？ —「社会生活に関する実態調査」からの検討—	Vol.43 No.1	pp.4-14	2007
後藤玲子	潜在能力アプローチにおける社会的選択問題—「すべての個人に基本的 潜在能力を保障する」社会的評価は形成可能か？—	Vol.43 No.1	pp.15-26	2007
阿部彩	日本における社会的排除の実態とその要因	Vol.43 No.1	pp.27-40	2007
西村幸満・卯月由佳	就業者における社会的排除—就業の二極化への示唆—	Vol.43 No.1	pp.41-53	2007
大石亜希子	子どもの貧困の動向とその帰結	Vol.43 No.1	pp.54-64	2007
チャールズ・ユウジ・ ホリオカ	遺産と格差	Vol.44 No.3	pp.307-315	2008
阿部修人・稲倉典子	所得格差と恒常ショックの推移 —家計データパネルに基づく共分散構造からみた格差の把握	Vol.44 No.3	pp.316-331	2008
岩田正美	「住居喪失」の多様な広がりとはホームレス問題の構図 —野宿者の類型を手がかりに—	Vol.45 No.2	pp.94-106	2009
菊池馨実	ホームレス自立支援をめぐる法的課題	Vol.45 No.2	pp.107-120	2009
道中 隆・田中聡一郎・ 四方理人・駒村康平	自立支援センター利用ホームレスの就業・退所行動	Vol.45 No.2	pp.121-133	2009
阿部彩	誰が路上に残ったか —自立支援センターからの再路上者とセンター回避者の分析—	Vol.45 No.2	pp.134-144	2009
稲田七海・水内俊雄	ホームレス問題と公的セクターおよび民間・NPO セクターの課題 —「もう一つの全国ホームレス調査」を手がかりに—	Vol.45 No.2	pp.145-160	2009
鈴木亘	脱路上生活者の就労継続期間の分析	Vol.45 No.2	pp.161-169	2009
阿部彩	低所得世帯と被保護世帯の生活実態 —消費パターンとウェル・ビーイング—	Vol.46 No.2	pp.86-100	2010
菊地英明	消費の社会的強制と最低生活水準	Vol.46 No.2	pp.101-110	2010
山田篤裕	高齢期の新たな相対的貧困リスク	Vol.46 No.2	pp.111-126	2010
西村幸満	世帯収入による貧困測定の試み —1999-2005年の貧困率と世帯主の特徴との関連について—	Vol.46 No.2	pp.127-138	2010
上枝朱美	低所得者に対する社会保障のあり方—住宅と生活満足度—	Vol.46 No.2	pp.139-149	2010
阿部彩	子ども期の貧困が成人後の生活困難（デプリベーション）に与える影 響の分析	Vol.46 No.4	pp.354-367	2011
○ 四方理人	家族・就労の変化と所得格差—本人年齢別所得格差の寄与度分解—	Vol.49 No.3	pp.326-338	2013
阿部彩	日本における剥奪指標の構築に向けて： 相対的貧困率を補完する指標の検討	Vol.49 No.4	pp.360-371	2014

【貧困・格差（海外）】

中鉢正美	アメリカの貧困問題	Vol.1 No.1	pp.20-31	1965
小沼 正	貧困対策への新しい接近—イギリスTax-Credit Systemと補足給付—	Vol.9 No.3	pp.63-73	1974
小沼 正	貧困測定における新しい方法—Peter Townsendの'68年貧困調査—	Vol.16 No.3	pp.42-52	1981
マーサ・N・オザワ (栗沢尚志訳)	アメリカにおける貧困の女性化	Vol.26 No.3	pp.228-242	1990

著者	タイトル	巻号	頁	年
【人口】				
安川正彬	社会開発と人口要因	Vol.1 No.3	pp.2-10	1965
前田正久	平均余命	Vol.1 No.2	pp.79-89	1965
加藤壽延	アジアの人口増加と人口抑制政策の基本的戦略構想	Vol.11 No.4	pp.14-23	1976
馬場啓之助	コール仮説と日本の人口高齢化	Vol.16 No.2	pp.41-48	1980
岸功	地域別にみた人口高齢化の動向	Vol.18 No.4	pp.493-500	1983
安川正彬	わが国の将来人口推計—昭和61年安川推計—	Vol.23 No.1	pp.2-13	1987
小池司朗	東日本大震災に伴う人口移動傾向の変化 —岩手・宮城・福島県の県別、市区町村別分析—	Vol.49 No.3	pp.256-269	2013
【所得再分配】				
久保まち子	日本における社会保障制度と所得の再分配—一つの試み—	Vol.1 No.2	pp.10-24	1965
松尾 均	分配・再分配に関する実証上の論点	Vol.1 No.4	pp.10-19	1966
地主重美	社会保障と所得再分配効果	Vol.2 No.4	pp.61-82	1967
斎藤正明	階層別所得再分配の実態—42年度所得再分配調査による—	Vol.5 No.1	pp.55-61	1969
市川 洋	所得の再分配	Vol.9 No.1	pp.71-83	1973
今泉佳久	所得分布の変動と再分配効果	Vol.10 No.2	pp.2-13	1974
藤本喬雄	所得分配における不平等の測定—社会的厚生関数アプローチ批判—	Vol.10 No.4	pp.36-42	1975
正村公宏	「分配」と「再分配」—「公正」とは何を意味するか—	Vol.11 No.3	pp.2-11	1976
高山憲之	社会保障の経済学的分析—所得再分配へのアプローチ—	Vol.11 No.3	pp.23-31	1976
岸本哲也	自由市場経済と再分配—再分配政策の決定をめぐる—	Vol.27 No.3	pp.226-233	1991
宮里尚三	世代間再分配政策と世代間負担	Vol.34 No.2	pp.203-211	1998
金子能宏	所得の不平等化要因と所得分配政策の課題	Vol.35 No.4	pp.420-435	2000
○ 小黒一正	社会保障の「世代間格差」とその解決策としての「世代間の負担平準化」	Vol.44 No.2	pp.224-233	2008
岩本康志・濱秋純哉	租税・社会保障制度による再分配の構造の評価	Vol.44 No.3	pp.266-277	2008
小塩隆士・浦川邦夫	2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策	Vol.44 No.3	pp.278-290	2008
【その他】				
塩野谷九十九	経済成長と物価水準	Vol.1 No.4	pp.31-40	1966
保坂哲哉	生活指標調査	Vol.1 No.3	pp.57-67	1965
前田正久	経済指標、社会指標および地域指標の活用に関する理論的・実証的研究	Vol.3 No.2	pp.66-76	1967
森岡清美	家族周期的アプローチの強みと弱み	Vol.10 No.4	pp.64-68	1975
小沼 正	生活調査における調査方法上の問題を中心として	Vol.10 No.4	pp.69-74	1975
小林謙一・町田隆男・ 亀山直幸	労働者意識の変化と世代ギャップ —石油化学労働者の労働条件意識を中心として—	Vol.11 No.1	pp.2-17	1975
三重野 卓	意識調査における信頼性について—満足—不満尺度の検討	Vol.14 No.3	pp.67-88	1978
三重野 卓	社会測定論の基礎概念	Vol.15 No.2	pp.129-136	1979
宍戸寿雄	総合社会政策と社会指標	Vol.16 No.3	pp.2-10	1981
唯是康彦	個人と社会との哲学的関係	Vol.16 No.3	pp.11-18	1981
渡辺裕子	老人の主観的幸福感尺度の方法論的検討	Vol.20 No.1	pp.81-91	1984
河野博丈	社会指標の現状と理論的諸問題	Vol.21 No.1	pp.72-80	1985
橋本宏子	法的視点からみたシルバー産業	Vol.24 No.3	pp.297-309	1988
三重野 卓	「生活の質」の概念と基礎論理—その断片的人間観を超えて—	Vol.26 No.3	pp.218-227	1990
金子 勇	高齢化の新しい考え方—「生活の質」アプローチ—	Vol.26 No.3	pp.255-269	1990
駒村康平	ボランティアと市場、政府の関係—血液事業を例にして—	Vol.33 No.2	pp.191-208	1997
小塩隆士・田中康秀	教育サービスの「準市場」化の意義と課題 —英国での経験と日本へのインプリケーション—	Vol.44 No.1	pp.59-69	2008
馬場啓之助	経済成長と物価問題	別冊No.9	pp.21-30	1967
【その他（海外）】				
菊池貞夫	「ソーシャル・リポートに向って」“TOWARD A SOCIAL REPORT”（合衆国保健教育福祉省） —アメリカにおけるソーシャル・インディケーターズの試み—	Vol.6 No.2	pp.44-55	1970
城戸喜子	各国社会指標関連報告の比較	Vol.11 No.4	pp.58-70	1976

投稿論文掲載数

第35巻第1号（Vol.35 No.1）以降に掲載されたもの

年度	巻号	論文	研究ノート	計
1999（平成11）	Vol.35 No.1 ～ 4	5	1	6
2000（平成12）	Vol.36 No.1 ～ 4	5	1	6
2001（平成13）	Vol.37 No.1 ～ 4	6	3	9
2002（平成14）	Vol.38 No.1 ～ 4	1	5	6
2003（平成15）	Vol.39 No.1 ～ 4	4	4	8
2004（平成16）	Vol.40 No.1 ～ 4	1	7	8
2005（平成17）	Vol.41 No.1 ～ 4	1	3	4
2006（平成18）	Vol.42 No.1 ～ 4	2	5	7
2007（平成19）	Vol.43 No.1 ～ 4	3	2	5
2008（平成20）	Vol.44 No.1 ～ 4	2	5	7
2009（平成21）	Vol.45 No.1 ～ 4	6	3	9
2010（平成22）	Vol.46 No.1 ～ 4	3	5	8
2011（平成23）	Vol.47 No.1 ～ 4	1	7	8
2012（平成24）	Vol.48 No.1 ～ 4	1	5	6
2013（平成25）	Vol.49 No.1 ～ 4	2	4	6
計		43	60	103

判例研究

最高裁判所

判決年月日及び出典	著者	タイトル	巻号	頁	年
最大判昭57・7・7 民集36巻7号1235頁	堀 勝洋	障害福祉年金と児童扶養手当の併給調整条項が違憲でないとされた事例（堀木訴訟上告審判決）	Vol.18 No.2	pp.265-273	1982
最判昭57・12・17 訴月29巻6号1074頁	堀 勝洋	老齢福祉年金と公的年金との併給制限が違憲でないとされた事例（岡田訴訟上告審判決）	Vol.19 No.1	pp.82-87	1983
最判昭58・4・14 民集37巻3号270頁	堀 勝洋	夫に法律婚の妻と事実婚の妻がある場合において夫の死亡による遺族給付の請求が法律婚の妻に認められなかった事例（内藤訴訟上告審判決）	Vol.19 No.3	pp.362-367	1983
最判昭61・2・14 訴月31巻9号2204頁	堀 勝洋	厚生年金保険法の障害手当金を物価スライドの対象としなくても違法違憲ではないとされた事例（石田訴訟上告審判決）	Vol.22 No.2	pp.186-189	1986
最判昭61・10・17 判時1219号58頁	堀 勝洋	国民健康保険の保険者は、療養担当規則に適合しない診療に係る高額療養費を支給すべき義務はないとされた事例（和田訴訟上告審判決）	Vol.23 No.2	pp.255-260	1987
最判昭63・4・19 判タ669号119頁	堀 勝洋	生活保護法による保護申請却下処分等の取消訴訟が原告の死亡により終了したとされた事例（第2次藤木訴訟上告審判決）	Vol.24 No.3	pp.354-359	1988
最判平元・3・2 判時1363号68頁	堀 勝洋	障害福祉年金の国籍要件が憲法や条約などに違反しないとされた事例（塩見訴訟上告審判決）	Vol.25 No.3	pp.303-312	1989
最判平元・4・14 判例集未登載	堀 勝洋	居宅での保護を望む被保護者に対して行った保護施設で保護を行うという処分が違法違憲ではないとされた事例（古川訴訟控訴審及び上告審判決）	Vol.25 No.4	pp.407-412	1990
最判平2・9・6 判例集未登載	堀 勝洋	保育所の徴収が憲法その他の法令に違反しないとされた事例（清水訴訟控訴審及び上告審判決）	Vol.27 No.1	pp.94-102	1991
最判平4・6・23 判例集未登載	堀 勝洋	保育に欠ける児童を保育に入所措置しなかったとしても、その保護者らに損害が生じていないとして、損害賠償請求が棄却された事例（清水訴訟上告審判決）	Vol.29 No.1	pp.87-94	1993
最判平6・2・22 判例集未登載	堀 勝洋	公務員宿舎の不法占有を理由に課された損害賠償金は生活保護法の住宅扶助の対象とならないとされ、また住宅扶助の適及的な支給は認められないとされた事例（坂本訴訟第1審判決、控訴審判決及び上告審判決）	Vol.30 No.4	pp.437-450	1995
最判平5・7・19 判例集未登載	堀 勝洋	老人ホームにおいて養護されることは老人に与えられた権利ではなく反射的利益にすぎないとされた事例（森訴訟控訴審及び上告審判決）	Vol.32 No.1	pp.78-85	1996
最判平7・3・24 判タ875号68頁	小島晴洋	恩給法72条第1項にいう「配偶者」は、法律上の婚姻関係にある者に限られるとされた事例（最高裁判所第二小法廷平成7年3月24日判決）	Vol.31 No.3	pp.264-270	1995
最判平12・11・14 民集54巻9号2683頁	堀 勝洋	不法行為によって死亡した者が将来受給し得たであろう遺族厚生年金は、賠償すべき損害として逸失利益にあたらないとされた事例（山口等訴訟上告審判決）	Vol.37 No.2	pp.196-203	2001
最判平13・9・25 判時1768号47頁	黒田有志弥	生活保護法が不法残留者を適用対象としていないことが憲法25条等に反しないとされた事例	Vol.38 No.1	pp.89-94	2002
最判平14・1・31 民集56巻1号246頁	橋爪幸代	父から認知を受けることによって、母が婚姻によらないで懐胎した児童を、児童扶養手当の支給対象から除外することを定めた児童扶養手当法施行令が、法の委任の範囲を逸脱するとされた事例（原田訴訟上告審判例）	Vol.38 No.3	pp.254-259	2002
最判平16・1・15 民集58巻1号226頁	島崎謙治	不法在留外国人が国民健康保険法第5条所定の「住所を有する者」に該当するとされた事例	Vol.40 No.4	pp.387-399	2005
最判平16・3・16 民集58巻3号647頁	清水泰幸	生活保護受給者が受領した学資保険満期返戻金を収入認定して保護を減額した処分が違法とされた事例（学資保険訴訟上告審判決）	Vol.40 No.3	pp.293-300	2004
最判平17・7・15 民集59巻6号1661頁	尾澤 恵	医療法（平成9年法律第125号による改正前のもの）30条の7の規定に基づく病院開設中止勧告に行政事件訴訟法3条2項の処分制を認めた事例（富山県病院開設中止勧告取消訴訟事件上告審判決）	Vol.42 No.2	pp.185-194	2006
最判平17・4・21 判時1895号50頁	増田幸弘	いわゆる重婚の内縁関係にあった者が、私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権者と認定された事例	Vol.43 No.2	pp.169-175	2007

判決年月日及び出典	著者	タイトル	巻号	頁	年
最大判平18・3・1 民集60巻2号587頁	菊池馨実	国民健康保険の保険料率の算定基準を定めた上で、その決定及び告示を市長に委任している国民健康保険条例が国民健康保険法81条及び憲法84条に違反しないとされた例（旭川市国民健康保険条例事件最高裁判決）	Vol.42 No.3	pp.304-317	2006
最判平19・3・8 民集61巻2号518頁	本澤巳代子	厚生年金保険の被保険者であった叔父と内縁関係にあった姪が厚生年金保険法に基づき遺族厚生年金の支給を受けることのできる配偶者に当たるとされた事例	Vol.44 No.1	pp.121-127	2008
最判平20・2・28 判時2044号50頁	江口隆裕	国外に現在する被保護者に対する生活保護法の適用が認められた事例	Vol.45 No.3	pp.328-336	2009
最判平20・10・10 裁時1469号3頁	永野仁美	「初診日」の解釈について、「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師等の診療を受けた日」とした事例	Vol.45 No.1	pp.77-85	2009
最判平21・12・17 判時2066号49頁	島村暁代	自動車損害賠償保障法上の政府保障事業による損害のてん補と労災保険の年金給付との調整	Vol.46 No.2	pp.176-183	2010
最判平22・4・8 民集64巻3号609頁	島崎謙治	医療法人の定款に当該法人の解散時にはその残余財産を払込出資額に応じて分配する旨の規定がある場合における、同定款中の退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる旨の規定の解釈	Vol.47 No.4	pp.439-447	2012
最判平22・9・13 民集64巻6号1626頁	黒田有志弥	不法行為により傷害を受け後遺障害が残った場合において、社会保険給付が支給されたときに、当該社会保険給付と損益相殺的な調整の対象となる損害、及び、その損害がてん補されたと評価すべき時期	Vol.47 No.1	pp.81-89	2011
最判平23・7・14 判時2129号31頁	岩村正彦	介護保険法22条3項の返還金請求の要件	Vol.48 No.1	pp.97-104	2012
最判平23・10・25 民集65巻7号2923頁	島崎謙治	単独であれば健康保険法63条1項所定の療養の給付に当たたる保険診療となる療養と先進医療であり療養の給付に当たらない自由診療である療養とを併用する混合診療において、その先進医療が同法2項3号所定の評価療養の要件に該当しないためにその混合診療が同法86条所定の保険外併用療養費の支給要件を満たさない場合には、上記の保険診療に相当する診療部分についても保険給付を行うことはできないとされた事例	Vol.49 No.1	pp.144-154	2013
最判平24・2・28 民集66巻3号 1240頁	新田秀樹	生活扶助の老齢加算の段階的な減額と廃止を内容とする「生活保護法による保護の基準」の改定が、生活保護法3条又は8条2項、さらに憲法25条の規定に違反しないとされた事例	Vol.48 No.3	pp.349-358	2012
最判平24・2・24 民集66巻3号1185頁	中益陽子	労災保険法における「事業」の区分基準―国・広島中央労働基準監督署長（A工業）事件	Vol.49 No.4	pp.446-452	2014

高等裁判所

仙台高裁秋田支判昭堀 勝洋 57・7・23 行集33巻7号1616頁	国民健康保険税条例が憲法第92条および第84条に違反するとされ、同条例に基づく国民健康保険税の賦課処分が取り消された事例	Vol.18 No.3	pp.385-389	1982
大阪高判昭58・5・27 判時1084号25頁	診療当時の医学、医療水準ないし療養担当規則に適合しない診療については医療保険法上の診療報酬請求権は発生しないとされた事例（小田訴訟控訴審判決）	Vol.19 No.2	pp.231-236	1983
東京高判昭58・10・20 行集34巻10号1777頁	10年以上にわたって国民年金の被保険者として保険料を納付してきた者の老齢年金の裁定請求を国籍要件により却下した処分が信義衡平の原則に反するとして取り消された事例（金訴訟控訴審判決）	Vol.19 No.4	pp.473-477	1984
東京高決昭59・12・14 判時1143号86頁	保育所措置費請求権の差押えが適法とされた事例（みぎわ保育園抗告決定）	Vol.21 No.2	pp.207-211	1985
大阪高判昭59・12・19 行集35巻12号2220頁	障害福祉年金の国籍要件が憲法や条約などに違反しないとされた事例（塩見訴訟控訴審判決）	Vol.21 No.1	pp.91-97	1985
仙台高判昭62・4・27 判時1236号59頁	保育所の入所措置に期限を附することは市町村長の裁量の範囲内に属するとされた事例（荒訴訟控訴審判決）	Vol.23 No.4	pp.454-458	1988
仙台高判昭63・2・23 判時1267号23頁	予防接種による健康被害者救済制度に基づく医療費等の請求を棄却した処分が違法であるとされた事例（浜田訴訟控訴審判決）	Vol.24 No.2	pp.252-258	1988
大阪高判昭63・4・28 判例集未登載	居宅での保護を望む被保護者に対して行った保護施設で保護を行うという処分が違法違憲ではないとされた事例（古川訴訟控訴審及び上告審判決）	Vol.25 No.4	pp.407-412	1990

判決年月日及び出典	著者	タイトル	巻号	頁	年
東京高判平元・1・26 判例集未登載	堀 勝洋	保育所の徴収が憲法その他の法令に違反しないとされた事例（清水訴訟控訴審及び上告審判決）	Vol.27 No.1	pp.94-102	1991
東京高判平元・3・28 東高民時報40巻1～4号 31頁	堀 勝洋	保育に欠ける児童を保育所に入所措置しなかったとしても、その保護者らの法益を違反に侵害するものではないとして、損害賠償請求が棄却された事例（清水訴訟控訴審判決）	Vol.27 No.4	pp.453-462	1992
大阪高決平元・8・10 判時1331号38頁	堀 勝洋	保育所入所措置に付けられた期限の到来に際し、福祉事務所長が従来とは別の保育所に入所措置した処分につき、執行停止の申立ての利益があるとされた事例（大桑等訴訟即時抗告審決定）	Vol.26 No.2	pp.191-198	1990
札幌高判平3・6・26 行集42巻6=7号1040頁	堀 勝洋	併給調整条項により支給された年金の支払いを求める訴えが原告の死亡によって終了したとされた事例（本村訴訟第1審及び控訴審判決）	Vol.27 No.3	pp.319-326	1991
東京高判平4・11・30 判例集未登載	堀 勝洋	老人ホームにおいて養護されることは老人に与えられた権利ではなく反射的利益にすぎないとされた事例（森訴訟控訴審及び上告審判決）	Vol.32 No.1	pp.78-85	1996
仙台高判平4・12・22 判タ809号195頁	堀 勝洋	著しく長期間に及ぶ就労拒否行為が健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失事由にあたることとされた事例（八重樫等訴訟控訴審判決）	Vol.29 No.3	pp.264-271	1993
広島高裁岡山支判平5・4・27 判例集未登載	堀 勝洋	公務員宿舍の不法占有を理由に課された損害賠償金は生活保護法の住宅扶助の対象とならないとされ、また住宅扶助の週及的な支給は認められないとされた事例（坂本訴訟第1審判決、控訴審判決及び上告審判決）	Vol.30 No.4	pp.437-450	1995
大阪高判平6・7・20 判タ870号113頁	堀 勝洋	地方公共団体が社会福祉協議会を通じて遺族会に補助金を支出したことが憲法89条後段に違反しないとされた事例（神坂等訴訟控訴審判決）	Vol.38 No.2	pp.166-174	2002
札幌高判平11・12・21 判例地方自治202号70頁	堀 勝洋	国民健康保険の保険料の賦課徴収については、租税法（条例）主義が直接に適用されることはないが、その趣旨を踏まえる必要があるとされた事例（杉尾訴訟控訴審判決）	Vol.36 No.3	pp.466-477	2000
東京高判平14・2・6 判時1791号63頁	原田啓一郎	在留資格のない外国人が国民健康保険法5条の「住所を有する者」に該当せず、この者に対する国民健康保険被保険者証を交付しない旨の処分が違法ではないとされ、原告が同処分に負担することになった治療費等に関する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求が棄却された事例	Vol.39 No.2	pp.204-209	2003
札幌高判平14・11・28 賃金と社会保障1336号 55頁	小西啓文	介護保険料の特別徴収の方法による徴収は被保険者の老後の生活の保障を侵害するものということではできず、生活保護基準以下で、住民税非課税等の一定の所得以下の被保険者であっても、保険料は当然には非賦課または全額免除とはならないとされた事例（介護保険料賦課処分等取消請求事件控訴審判決）	Vol.39 No.1	pp.97-105	2003
大阪高判平14・12・5 判タ1111号194頁	江口隆裕	在外被爆者に対する被爆者援護法に基づく健康管理手当の支給が認められた事例	Vol.40 No.2	pp.204-209	2004
大阪高判平15・10・23 賃金と社会保障1358号 10頁	脇野幸太郎	収容保護ではなく、居宅での生活保護（居宅保護）を求めた野宿生活者に対し、大阪市立更生相談所長が住居を持たない者は居宅保護はできないとして収容保護決定をしたのは違法だとして、収容保護決定の取消しが認められた事例（佐藤訴訟控訴審判決）	Vol.43 No.4	pp.402-409	2008
東京高判平15・10・23 判例集未登載	福田素生	夫が経営する会社から監査役としての報酬を受けていた妻につき、厚生年金保険法59条1項所定の「（被保険者の死亡の当時その者によって）生計を維持したもの」との要件に該当しないとしてされた遺族厚生年金不支給処分が適法であるとされた事例	Vol.40 No.1	pp.101-106	2004
高松高判平16・6・24 判タ1222号300頁	小島晴洋	介護保険において減額査定を受けた事業者が保険者等に対して行った居宅介護サービス費の請求が棄却された事例	Vol.43 No.3	pp.299-306	2007
大阪高判平17・6・30 賃金と社会保障1402号 44頁	大原利夫	神戸市職員及び兵庫県職員が児童扶養手当の受給要件を説明せず、不正確な回答にとどめたことは違法であるが、故意過失及び因果関係が認められないとして国家賠償法上の損害賠償請求が棄却された事例（神戸市垂水区役所事件控訴審判決）	Vol.43 No.1	pp.65-72	2007

判決年月日及び出典	著者	タイトル	巻号	頁	年
広島高判平18・2・22 判タ1208号104頁	葛西まゆこ	国民年金法が学生を強制適用の対象から除外したこと及び若年障害者規定（無拠出制）の対象者を20歳前の傷病による障害者に限定したことが立法裁量の範囲内であるとされた事例	Vol.42 No.4	pp.420-429	2007
大阪高判平21・7・23 判例集未登載	小西啓文	社会福祉法人が、その設置に係る通所介護事業所等について、常勤の管理者を置かないなど不正な行為により市から介護報酬を受けたとして、市が同法人に対して当該介護報酬相当額の損害賠償請求をすべきであるとされた事例	Vol.46 No.1	pp.70-77	2010
東京高判平21・9・30 判時2059号68頁	太田匡彦	身体障害者が介護者の介護を受けて鉄道・バスに乗車する際、介護者に対しても運賃割引があることを説明しなかった行為につき、身体障害者福祉法9条4項2号に定める情報提供義務違反があるとされた事例	Vol.46 No.3	pp.308-316	2010
名古屋高判平22・5・21 労判1013号102頁	関ふ佐子	市役所職員のうつ病自殺について、パワハラ等を理由に公務外災害認定処分の取消請求が認容された例	Vol.47 No.2	pp.191-199	2011
大阪高判平23・4・14 賃金と社会保障1538号 17頁	清水泰幸	事業主が被用者の健康保険および厚生年金に係る報酬月額を本来より少額に申告していたこと、ならびに、傷病手当金の申請手続について使用者が協力を怠ったために、傷病手当金受給権が時効により消滅したことが事業主の責任によるものとして賠償が認められた事例	Vol.48 No.2	pp.228-236	2012
福岡高判平23・11・15 賃金と社会保障1561号 36頁	福田素生	永住の外国人も生活保護法の準用による法的保護の対象になるとし、同法4条3項に基づく急迫保護を開始すべきだったとして保護申請を却下した処分を取消した事例	Vol.48 No.4	pp.457-464	2013
東京高判平24・7・18 賃金と社会保障1570号 42頁	菊池馨実	社会保障判例一路上生活をしている男性が福祉事務所に対してなした生活保護開始申請を「稼働能力不活用」を理由に却下した処分を違法とし、居宅保護による保護の開始を命じた原審を維持した例（新宿ホームレス生活保護訴訟）	Vol.49 No.2	pp.230-239	2013

地方裁判所

東京地判昭56・11・9 行集32巻11号1926頁	堀 勝洋	児童の障害が種痘に起因すると認められ、予防接種法による障害児養育年金の不支給決定が取り消された事例	Vol.17 No.4	pp.469-474	1982
京都地裁和解昭56・12・9 判例集未登載	堀 勝洋	長岡京市による時間外保育料徴収処分の取消等請求事件に関し和解が成立し、時間外保育料徴収制度が廃止された事例	Vol.18 No.1	pp.125-128	1982
東京地判昭57・9・22 行集33巻9号1814頁	堀 勝洋	日本国籍を有しなかったことを理由として国民年金の老齢年金を支給しないとする処分等が違法・違憲でないとしてされた事例	Vol.18 No.4	pp.501-506	1983
京都地判昭58・11・25 訟月30巻5号767頁	堀 勝洋	都道府県知事に届け出た診療所以外の場所で行われた診療につき、健康保険法上の診療報酬の請求が認められなかった事例（佐々木会訴訟第1審判決）	Vol.20 No.2	pp.212-216	1984
東京地判昭58・12・16 判時1126号56頁	堀 勝洋	社会保障診療報酬支払基金は、保険医療機関による診療報酬の請求について実質的に審査し、かつ、減点査定することができることとした事例	Vol.20 No.3	pp.310-314	1984
岐阜地判昭59・10・15 行集35巻10号1603頁	堀 勝洋	国民健康保険の保険者たる市町村は、療養担当規則に適合しない診療に係る高額療養費を支給すべき義務はないとされた事例（和田訴訟第1審判決）	Vol.20 No.4	pp.406-410	1985
宇都宮地判昭59・11・15 行集35巻11号1802頁	堀 勝洋	児童福祉司が行った「面接指導」が行政処分ではないとされた事例（鈴木訴訟第1審判決）	Vol.21 No.3	pp.337-341	1985
東京地判昭60・3・20 行集36巻3号327頁	堀 勝洋	事実婚の妻に対し厚生年金の遺族年金の支給をしないとした処分を取り消した判決について、法律婚の妻がその取消しを求めることができないとされた事例（堤訴訟第1審判決）	Vol.21 No.4	pp.432-435	1986
東京地判昭61・9・30 判時1218号93頁	堀 勝洋	保育に欠ける児童を保育所に入所措置しなくても違法ではないとされ、損害賠償請求が認められなかった事例（清水訴訟第1審判決）	Vol.22 No.4	pp.431-438	1987
東京地判昭62・7・29 判時1243号16頁	堀 勝洋	保育料の徴収が憲法その他の法令に違反しないとされた事例（清水訴訟第1審判決）	Vol.23 No.3	pp.372-381	1987

判決年月日及び出典	著者	タイトル	巻号	頁	年
東京地判昭63・2・25 判時1269号71頁	堀 勝洋	十数年以上にわたって国民年金の保険料を納付してきた外国人の被保険者資格の確認請求等が棄却された事例（金訴訟第1審判決）	Vol.24 No.4	pp.468-474	1989
大阪地判昭63・3・24 判タ676号82頁	堀 勝洋	保護施設の職員が一定の期間職務に従事しなかったとしてもその費用を地方公共団体の長が返還請求できる法令上の根拠はないとされた事例（広川等訴訟第1審判決）	Vol.25 No.1	pp.87-93	1989
千葉地裁松戸支判昭63・12・2 判時1302号133頁	堀 勝洋	家庭保育福祉員の保育の下での児童の死亡事故につき、県及び国に損害賠償責任がないとされた事例（森岡訴訟第1審判決）	Vol.25 No.2	pp.210-218	1989
札幌地判平元・5・31 判時1333号146頁	堀 勝洋	併給調整条項により支給された年金の支払いを求める訴えが原告の死亡によって終了したとされた事例（本村訴訟第1審及び控訴審判決）	Vol.27 No.3	pp.319-326	1991
京都地判平元・6・23 判タ710号140頁	堀 勝洋	国民年金制度が憲法29条等に違反しないとされ、納付した保険料等に係る損害賠償請求が認められなかった事例（岡田訴訟第1審判決）	Vol.26 No.1	pp.99-105	1990
長野地判平2・5・24 判タ725号249頁	堀 勝洋	児童の死亡が予防接種に起因するとされ、予防接種法に基づく死亡一時金等の不支給処分が取り消された事例（平井訴訟第1審判決）	Vol.26 No.3	pp.311-319	1990
浦和地裁熊谷支判平2・10・29 判例集未登載	堀 勝洋	私立保育所における事故について措置委託をした地方公共団体に損害賠償責任がないとされた事例（田中訴訟第1審判決）	Vol.29 No.2	pp.186-193	1993
横浜地判平2・11・26 判時1395号57頁	堀 勝洋	国民健康保険の保険料の最高限度額を年39万円と定めた条例の規定が憲法25条及び14条に違反しないとされた事例（川崎訴訟第1審判決）	Vol.28 No.1	pp.92-99	1992
東京地判平3・1・23 判タ777号121頁	堀 勝洋	国民年金法の改正によって被ったとする損害の賠償請求が棄却された事例（友部等訴訟第1審判決）	Vol.28 No.3	pp.313-321	1992
京都地判平3・2・5 判タ751号238頁	堀 勝洋	児童扶養手当に関する周知徹底義務を違反に怠ったとして損害賠償請求が認められた事例（永井訴訟第1審判決）	Vol.27 No.2	pp.200-210	1991
東京地判平3・2・12 判タ768号97頁	堀 勝洋	里親への委託を変更する処分が違法性がなかったとして損害賠償の請求が棄却された事例（佐藤訴訟第1審判決）	Vol.28 No.2	pp.194-202	1992
岡山地判平3・8・28 判例集未登載	堀 勝洋	公務員宿舎の不法占有を理由に課された損害賠償金は生活保護法の住宅扶助の対象とならないとされ、また住宅扶助の適格的な支給は認められないとされた事例（坂本訴訟第1審判決、控訴審判決及び上告審判決）	Vol.30 No.4	pp.437-450	1995
横浜地判平4・1・29 判例集未登載	堀 勝洋	養護老人ホームの個室への入所を請求し得る具体的権利がないとされた事例（森訴訟第1審判決）	Vol.28 No.4	pp.436-445	1993
秋田地判平5・4・23 判時1459号48頁	堀 勝洋	保護費等から蓄えた預貯金を保有することを理由に保護費を減額した保護変更処分が違法であるとされた事例（加藤訴訟第1審判決）	Vol.29 No.4	pp.421-430	1994
京都地判平5・10・25 判時1497号112頁	堀 勝洋	生活保護の違法な廃止処分により精神的な損害を受けたとして国及び市に対してした損害賠償請求が認められた事例（柳園訴訟第1審判決）	Vol.30 No.2	pp.207-214	1994
京都地判平7・2・3 判タ884号145頁	小島晴洋	生活保護の医療扶助における原点査定の一部が取り消された事例（社団法人京都保健会訴訟第一審判決）	Vol.32 No.4	pp.473-482	1997
東京地判平7・9・27 判時1562号41頁	岡村世里奈	わが国に不法入国し適法な在留資格を得ないまま四年余りの間わが国に在留を継続していた外国人女性が、国民健康保険法第五条にいう「住所を有する者」に該当せず、国民健康保険の被保険者資格を取得しないとされた事例	Vol.33 No.2	pp.209-218	1997
浦和家裁審判平8・5・16 家裁月報48巻10号162頁	古畑 淳	実母及び養父による児童虐待が疑われる事案において、児童福祉法27条1項3号のうち、里親委託又は養護施設への入所を承認した事例一	Vol.34 No.2	pp.218-225	1998
東京地判平8・5・29 判タ916号78頁	堀 勝洋	不法残留の外国人による生活保護の申請を却下した処分が違反ではないとされた事例（宋訴訟第一審判決）	Vol.32 No.3	pp.340-352	1996
東京地判平8・7・31 判時1597号47頁	大場敏彦	生活保護法上の世帯員外介護費の支給申請を却下した処分の一部が取り消された事例（岩田訴訟第一審判決）	Vol.33 No.4	pp.423-429	1998
東京地判平8・7・31 判時1593号41頁	秋元美世	ホームヘルパー派遣申請不承認処分について内部準則に基づく平等原則に照らして違法があるとされた事例	Vol.34 No.3	pp.311-318	1998

判決年月日及び出典	著者	タイトル	巻号	頁	年
名古屋地判平8・10・30 判タ933号109頁	堀 勝洋	身体の不調及び当時の雇用状況により就労こんなな者がした生活保護の申請について医療扶助のみ行い生活扶助等を行わなかった処分が違法であるとされた事例（林訴訟第一審判決）—	Vol.33 No.1	pp.90-99	1997
東京地判平9・2・27 判時1607号30頁	渡邊絹子	併給調整されるべき障害福祉年金（後に障害基礎年金に裁定替え）と通算老齢年金との双方を約4年間にわたって受給していた原告に対し、社会保険庁長官が支給停止処分を行ったことは適法であるが、過払分の返還を求めることは許されないとされた事例（宮岸年金訴訟第1審判決）	Vol.33 No.3	pp.298-305	1997
東京地判平10・3・4 判時1649号166頁	堀 勝洋	労災保険法に基づく労災就学援護費の不支給決定は取消訴訟の対象となる処分にあたらないとして、その取消しを求める訴えが却下された事例（馬淵訴訟第一審判決）—	Vol.35 No.1	pp.96-110	1999
旭川地判平10・4・21 判時1641号29頁	福田素生	国民健康保険条例の保険料の賦課総額や料率を定めた規定が憲法92条、84条、国民健康保険法81条に違反するとされ、それに基づく国民健康保険料の賦課処分が取り消された事例—	Vol.34 No.4	pp.421-430	1999
福岡地判平10・5・26 判タ990号157頁	福田素生	自動車の所有及び借用等を禁止した指示に違反したとして課された生活保護の廃止処分が取り消された事例	Vol.35 No.3	pp.303-310	1999
大阪地判平10・9・29 賃金と社会保障1245号 30頁	嵩さやか	家事介護週2回・1回2時間のホームヘルパー派遣を、身体介護を含む週3回・1回2時間のホームヘルパー派遣に変更した福祉事務所の決定が適法とされた事例—	Vol.35 No.2	pp.221-227	1999
東京地裁八王子支判平 10・12・7 判例地方自治188号73頁	橋爪幸代	保育所入所措置の措置権者たる市と入所児童の保護者との間に幼児保育委託契約又はこれに準じる法律関係が存在するとされた事例（山崎訴訟第一審判決）	Vol.37 No.1	pp.100-106	2001
東京地判平11・3・16 賃金と社会保障1254号 64頁	岩村正彦	ホームヘルパーによる預金等の着服と区の損害賠償責任（世田谷区ホームヘルパー事件）	Vol.35 No.4	pp.436-442	2000
金沢地判平11・6・11 賃金と社会保障1256号 38頁	岡村世里奈	心身障害者扶養共済制度に基づく年金を収入と認定した保護変更処分が違法であるとして取り消された事例（高訴訟第一審判決）	Vol.36 No.2	pp.279-286	2000
横浜地裁相模原支判平 11・7・30 判時1708号142頁	中益陽子	離婚による財産分与における年金の取扱い（離婚等請求事件）	Vol.37 No.3	pp.307-311	2001
京都地判平11・9・30 判時1715号51頁	永野仁美	厚生年金保険法上の届出義務違反と損害賠償（京都市役所非常勤嘱託員厚生年金保険事件）	Vol.36 No.4	pp.561-568	2001
大阪地判平13・3・29 賃金と社会保障1298号 67頁	大原利夫	生活保護開始申請書の交付拒否等に対する国家賠償法上の損害賠償請求が認められた事例	Vol.37 No.4	pp.388-392	2002
大阪地判平14・3・22 賃金と社会保障1321号 10頁	秋元美世	難聴のため周囲の人とのコミュニケーションが困難なので、施設収容による生活保護ではなく居宅での保護を求めた要保護者に対し、住居を持たない者は居宅保護ができないと収容保護決定をしたのは違法であるとして、収容保護決定の取消しを命じた事例（佐藤訴訟）	Vol.39 No.3	pp.339-344	2003
大阪地判平14・6・28 賃金と社会保障1327号 53頁	小島晴洋	定員不足による保育所入所措置保留処分に関し、児童福祉法上の違法は認定されず行政手続上の違法のみが認定されて、慰謝料請求が認容された事例（東大阪市保育所入所保留処分損害賠償請求事件）—	Vol.38 No.4	pp.324-330	2003
津地判平14・7・4 判タ1111号142頁	関ふ佐子	入所用ベットを確保するためになされた特別養護老人ホームへの補助金の支出が違法であるとされた事例	Vol.39 No.4	pp.462-468	2004
名古屋地判平14・7・9 判タ1148号195頁	脇野幸太郎	労働者災害補償保険法所定の年金給付基礎日額について最高限度額を設定した同法及び同法施行規則の各規定は憲法14条に違反するものではないとして、当該各規定に基づいてなされた遺族補償年金等支給処分が適法とされた事例	Vol.41 No.1	pp.57-63	2005
東京地判平15・5・28 金融商事判例1190号54 頁	堀 勝洋	預貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、当該預貯金債権の差押えは禁止されるとして、差し押さえられた額の不当利得返還請求が認められた事例（オリックス事件第一審判決）	Vol.41 No.4	pp.396-407	2006

判決年月日及び出典	著者	タイトル	巻号	頁	年
さいたま地判平16・1・28 賃金と社会保障1365号 48頁	新田秀樹	障害を有するために保育所での集団保育の実施は不可能であると判断して市が保育実施不可決定をした児童について、保育所における保育の実施に代わる「適切な保護」を行わなかったのは違法であるとして、市に慰謝料の支払いが命じられた事例	Vol.41 No.2	pp.168-175	2005
大阪地判平16・5・12 賃金と社会保障1385=86 号103頁	岡本誠司	公立保育所の廃止・民営化について、地方公共団体には公の施設の設置・管理・廃止につき広範な裁量権があり、保育所廃止には裁量権の逸脱・濫用がないとして、廃止処分取消請求を棄却した事例（高石市東羽衣保育所事件第一審判決）	Vol.42 No.1	pp.91-97	2006
東京地判平19・11・7 判時 1996号3頁	島崎謙治	健康保険法による保険診療の対象となる療法と対象外である療法を併用する混合診療を受けた場合であっても、保険診療の対象となる療法については、同法63条1項の「療養の給付」を受けることができる権利を有することが認められた事例	Vol.44 No.2	pp.252-260	2008
名古屋地判平16・11・12 賃金と社会保障1387号 42頁	橋爪幸代	県から委託を受けた民間養護施設において児童が負った傷害につき、養育監護行為が公権力の行使であることを認めた上で、県の国家賠償責任を認めた事例（晩学園事件）	Vol.41 No.3	pp.284-291	2005
福島地判平19・9・18 賃金と社会保障1456号 54頁	三輪まどか	旧身体障害者福祉法に基づく支援費支給申請に対する一部不支給決定に理由を提示せず、支給量の勘案にあたって生活保護法に基づく扶助を考慮したことは違法であるが、訴えの利益がないとして、同決定の取り消し請求を却下した事例	Vol.44 No.3	pp.372-379	2008
東京地判平19・11・9 判タ 1279号132頁	古畑 淳	保育所入所選考基準に基づく保育所入所不承諾処分について、入所選考基準及び当該基準に基づく区の入所選考に不合理な点はなかったとして、当該不承諾処分が適法であるとされた事例（渋谷区保育所入所不承諾事件）	Vol.45 No.2	pp.197-204	2009
東京地判平20・3・26 労判965号51頁	根岸 忠	厚生年金基金による老齢年金給付の減額に同意しない受給者の年金減額が有効とされた事例（りそな企業年金基金・りそな銀行（退職年金）事件）	Vol.44 No.4	pp.473-481	2009
大阪地判平20・12・10 判タ 1298号125頁	田中達也	生活保護法63条に基づく返還金の額を定める処分が、同条にいう「資力」の取得時期の認定を誤ったものとして取り消された事例	Vol.45 No.4	pp.471-478	2010
秋田地判平22・4・30 判例集未登載	常森裕介	国民健康保険一部負担金減免取扱要領が不合理であること等を理由として、減免不承認処分を裁量権の範囲を逸脱したもので違法とした事例	Vol.46 No.4	pp.437-444	2011
和歌山地判平22・12・17 賃金と社会保障1537号 20頁	原田啓一郎	障害者自立支援法の自立支援給付に関する義務付け	Vol.47 No.3	pp.320-327	2011
大阪地判平23・3・4 判例地方自治351号84頁	江口隆裕	居宅生活支援費の支払に係る損害賠償請求住民訴訟事件	Vol.49 No.3	pp.339-349	2013

書評一覧

著者	書籍名	出版社	刊行年	評者	巻号
国際連合経済社会局編 (厚生省大臣官房企画室訳)	世界の経済開発と社会開発	原書房	1964	富永健一	Vol.1 No.1
国立公衆衛生院編	公衆衛生の進歩と展望	国立公衆衛生院	1964	福武 直	Vol.1 No.1
C. Clark, G. Stuvell (eds.)	Income Redistribution and the Statistical Foundations of Economic Policy	Bowes and Bowes	1964	貝塚啓明	Vol.1 No.1
National Bureau of Economic Research	Models of Income Determination	Princeton University Press	1964	地主重美	Vol.1 No.1
厚生省大臣官房企画室編	地域開発における社会開発の策定に関する研究	大蔵省印刷局	1965	宮本憲一	Vol.1 No.2
今井一男・佐口卓編	社会保障の理論と課題	社会保険法規研究会	1965	小山路男	Vol.1 No.2
National Bureau of Economic Research	The Behavior of Income Shares	Princeton University Press	1964	小野 旭	Vol.1 No.2
M. S. Gordon	The Economics of Welfare Policies	Columbia University Press	1963	地主重美	Vol.1 No.2
丸尾直美著	福祉国家の経済政策	中央経済社	1965	加藤 寛	Vol.1 No.3
福武直編	地域開発の構想と現実 (全3巻)	東京大学出版会	1965	三浦文夫	Vol.1 No.3
P. Kuusi	Social Policy for the Sixties: A Plan for Finland	The Finnish Social Policy Association	1964	谷 昌恒	Vol.1 No.3
T. Lynes	National Assistance & National Prosperity	The Codicote Press	1962	田中 寿	Vol.1 No.3
小川政亮・蓼沼謙一編	現代法と労働	岩波書店	1965	吾妻光俊	Vol.1 No.4
本田徹郎著	社会福祉概論	新日本法規出版	1964	三浦文夫	Vol.1 No.4
一番ヶ瀬康子著	社会福祉事業概論	誠信書房	1964	三浦文夫	Vol.1 No.4
日本社会事業研究会編	社会福祉事業概説	ミネルヴァ書房	1964	三浦文夫	Vol.1 No.4
I. Yellowitz	Labor and the Progressive Movement in New York State, 1897-1916	Cornell University Press	1965	谷 昌恒	Vol.1 No.4
C. A. Chambers	Seedtime of Reform, American Social Service and Social Action, 1918-1933	University of Minnesota Press	1963	谷 昌恒	Vol.1 No.4
J. A. Ponsioen	The Analysis of Social Change Reconsidered: A Sociological Study	Mouton	1962	中村八朗	Vol.1 No.4
富永健一著	社会変動の理論—経済社会学的研究—	岩波書店	1965	向井利昌	Vol.2 No.1
L. Soltow	Toward Income Equality in Norway	The University of Wisconsin Press	1965	地主重美	Vol.2 No.1
E. E. Witte	The Development of the Social Security Act	The University of Wisconsin Press	1963	平石長久	Vol.2 No.1
佐藤 進著	健康保険組合論	社会保険新報社	1966	角田 豊	Vol.2 No.2
大河内一男先生還暦記念論文集刊行委員会編	社会政策学の基本問題	有斐閣	1966	古賀比呂志	Vol.2 No.2
社会政策学会編	社会保障と最低賃金制	お茶の水書房	1966	浦辺 史	Vol.2 No.2
J. G. M. Hilhorst	Monopolistic Competition, Technical Progress and Income Distribution	Rotterdam University Press	1965	長谷川啓之	Vol.2 No.2
M. N. Zald (ed.)	Social Welfare Institutions, A Sociological Reader	Johon Wiley & Sons	1965	谷 昌恒	Vol.2 No.2
J. Farndale (ed.)	Trends in Social Welfare	Pergamon Press	1965	谷 昌恒	Vol.2 No.2
東京大学社会科学研究所編	都市における被保護層の研究	東京大学社会科学研究所	1966	小沼 正	Vol.2 No.3
村上 清著	企業年金と社会保障の課題	ダイヤモンド社	1965	淵脇 学	Vol.2 No.3
H. Correa	The Economics of Human Resources	North-Holland Publishing	1963	都村敦子	Vol.2 No.3
Organisation for Economic Co-operation and Development	Econometric Models of Education	OECD Publications	1965	都村敦子	Vol.2 No.3
近藤文二著	社会保障の歴史	厚生出版社	1966	篠原 恒	Vol.2 No.4
佐口 卓著	日本の医療保障	東洋経済新報社	1966	小川喜一	Vol.2 No.4
大橋 薫編	社会病理学	有斐閣	1966	真田 是	Vol.2 No.4
S. クズネッツ著 (山田雄三・長谷部亮一訳)	戦後の経済成長	岩波書店	1966	塩野谷祐一	Vol.2 No.4
C. A. Anderson, M. J. Bowman (eds.)	Education and Economic Development	Frank Cass	1966	渡辺益男	Vol.2 No.4

著者	書籍名	出版社	刊行年	評者	巻号
R. M. ティトマス著 (谷昌恒訳)	福祉国家の理想と現実	社会保障研究所	1967	嶋田啓一郎	Vol.3 No.1
小谷義次著	福祉国家論	筑摩書房	1969	石崎唯雄	Vol.3 No.1
松原治郎・副田義也編	福祉社会学	川島書店	1966	佐々木交賢	Vol.3 No.1
P. Cagan	The Effect of Pension Plans on Aggregate Saving: Evidence from a Sample Survey	National Bureau of Economic Research	1965	江見康一	Vol.3 No.1
J. Burnett	Plenty and Want: A Social History of Diet in England from 1815 to the Present Day	Thomas Nelson	1966	石畑良太郎	Vol.3 No.1
M. S. ゴードン著 (地主重美・向井利栄訳)	社会保障の経済分析	社会保障研究所	1967	久保まち子	Vol.3 No.2
日本社会事業大学編	戦後日本の社会事業	勁草書房	1967	岡村重夫	Vol.3 No.2
H. E. クラーマン著 (大村潤四郎・江間時彦訳)	保健と医療の経済学	至誠堂	1966	地主重美	Vol.3 No.2
D. Paige, K. Jones	Health and Welfare Services in Britain in 1975	Cambridge University Press	1966	谷 昌恒	Vol.3 No.2
日本法社会学会編	社会保障の権利	有斐閣	1967	佐藤 進	Vol.3 No.3
日本経済調査協議会編	社会保障制度の再検討	日本経済調査協議会	1967	吉田秀夫	Vol.3 No.3
福武直著	日本農村の社会問題	東京大学出版会	1967	渡辺益男	Vol.3 No.3
O. Eckstein (ed.)	Studies in the Economics of Income Maintenance	The Brookings Institution	1967	地主重美	Vol.3 No.3
国民健康保険中央会基本問題調査会編	国民健康保険の将来—国民健康保険をめぐる環境条件の変動—	国民健康保険中央会基本問題調査会	1967	平石長久	Vol.3 No.4
Organisation for Economic Co-operation and Development (ed.)	Low Income Groups and Methods of Dealing with their Problems, Papers for a Trade Union Seminar, Supplement to the Report	OECD	1966	小沼 正	Vol.3 No.4
大道安次郎著	老人社会学の展開	ミネルヴァ書房	1966	三浦文夫	Vol.4 No.1
C. Sower, J. Holland. K. Tiedke, W. Freeman	Community Involvement: The Webs of Formal and Informal Ties that Make for Action	The Free Press	1957	中村八朗	Vol.4 No.1
C. Green	Negative Taxes and the Poverty Problem	The Brookings Institution	1967	地主重美	Vol.4 No.2
U.N. Department of Economic and Social Affairs	1965 Report on the World Social Situation	United Nations	1966	渡辺益男	Vol.4 No.2
I. Tomes	Old Age Pension, Conditions of Eligibility	University Karlova	1967	平石長久	Vol.4 No.2
松原治郎著	日本の社会開発	福村出版	1968	伊藤善市	Vol.4 No.3
P. M. ハウザー著 (伊部英男訳)	人口爆発と都市集中	至誠堂	1968	安川正彬	Vol.4 No.3
近藤文二編	社会保障入門	有斐閣	1968	中鉢正美	Vol.4 No.3
森幹郎訳編	福祉国家・北欧 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)	聖文舎	1966-1967	谷 昌恒	Vol.4 No.4
籠山京・江口英一・田中寿著	公的扶助制度比較研究	光生館	1968	三和 治	Vol.4 No.4
I. Adelman, C. T. Morris	Society, Politics and Economic Development: A Quantitative Approach	The Johns Hopkins University Press	1967	都村敦子	Vol.4 No.4
高橋 武著	国際社会保障法の研究	至誠堂	1968	小川政亮	Vol.5 No.1
山田雄三著	社会保障研究序説	社会保障研究所	1968	高橋長太郎	Vol.5 No.1
C. A. Valentine	Culture and Poverty: Critique and Counterproposals	The University of Chicago Press	1968	花島政三郎	Vol.5 No.2
小山路男著	現代医療保障論	社会保険新報社	1969	小山進次郎	Vol.5 No.3
A. J. Youngson	Overhead Capital, A Study in Development Economics	Edinburgh University Press	1967	長谷川啓之	Vol.5 No.3
荒木誠之著	社会保障法	ミネルヴァ書房	1970	佐藤 進	Vol.6 No.1
V. N. George	Social Security: Beveridge and After	Routledge & Kegan Paul	1968	山崎泰彦	Vol.6 No.1
籠山 京著	低所得層と被保護者	ミネルヴァ書房	1970	小沼 正	Vol.6 No.2
平石長久著	インド社会保険の史的考察	社会保障研究所	1969	内野仙一郎	Vol.6 No.2
岡村重夫著	地域活動研究	柴田書店	1970	花島政三郎	Vol.6 No.3
孝橋正一著	社会科学と社会事業	ミネルヴァ書房	1969	三浦文夫	Vol.6 No.3

著者	書籍名	出版社	刊行年	評者	巻号
G. F. Rohrllich (ed.)	Social Economics for the 1970's. Programs for Social Security, Health and Manpower	Associated Faculty Press	1970	山田雄三	Vol.6 No.4
Commission of the European Community	The Economic Impact of Social Security	European Community	1968	保坂哲哉	Vol.7 No.1
菊池勇夫著	社会保障法の形成	有斐閣	1970	佐藤 進	Vol.7 No.1
P. Townsend (ed.)	The Concept of Poverty, Working Papers on Methods of Investigation and Life-Style of the Poor in Different Countries	Heinemann Educational Books	1970	小沼 正	Vol.7 No.2
H. E. Klarman (ed.)	Empirical Studies in Health Economics	The Johns Hopkins University Press	1970	都村敦子	Vol.7 No.2
A. J. Kahn	Studies in Social Policy and Planning	Russell Sage Foundation	1969	高橋紘士	Vol.7 No.2
A. J. Kahn	Theory and Practice of Social Planning	Russell Sage Foundation	1969	高橋紘士	Vol.7 No.2
村山孝喜著・林知己夫監修	統計調査ハンディブック	日刊工業新聞社	1971	前田正久	Vol.7 No.3
労働調査論研究会編	戦後日本の労働調査	東京大学出版会	1970	前田正久	Vol.7 No.3
小谷義次著	アメリカ資本主義と貧困化理論	新日本出版社	1971	中鉢正美	Vol.7 No.4
H. E. Freeman, C. C. Sherwood	Social Research and Social Policy	Prentice-Hall	1970	直井道子	Vol.7 No.4
村上 清著	インフレと年金制度	ダイヤモンド社	1971	地主重美	Vol.8 No.1
R. M. ティトマス著 (三浦文夫監訳)	社会福祉と社会保障—新しい福祉をめざして	東京大学出版会	1971	角田 豊	Vol.8 No.2
R. Fein	The Doctor Shortage: An Economic Diagnosis	The Brookings Institutions	1967	都村敦子	Vol.8 No.2
塩野谷九十九・平石長久 訳、高橋武解説	ILO・社会保障への途	東京大学出版会	1972	坂本重雄	Vol.8 No.3
金子仁郎・新福尚武編	老人の精神医学と心理学	垣内出版	1972	三友雅夫	Vol.8 No.3
岡村重夫・三浦文夫編	老人の福祉と社会保障	垣内出版	1972	三友雅夫	Vol.8 No.3
那須宗一・増田光吉編	老人と家族の社会学	垣内出版	1972	三友雅夫	Vol.8 No.3
小山路男・藤沢益夫編著	経済発展と福祉社会	社会保険法規研究会	1972	小川喜一	Vol.8 No.4
塩野谷祐一著	福祉経済の理論	日本経済新聞社	1973	馬場啓之助	Vol.9 No.2
D. Bell	The Coming of Post-Industrial Society: A Venture in Social Forecasting	Basic Books	1973	小林良二	Vol.9 No.4
佐口 卓著	医療保険論	有斐閣	1974	真屋尚生	Vol.10 No.2
三浦文夫編	社会福祉論	東京大学出版会	1974	小林良二	Vol.10 No.3
P. バイヤ著(藤井良治訳)	老年の社会学	白水社	1974	上村政彦	Vol.10 No.4
C. K. Park	Social Security in Korea: An Approach to Scio-economic Development	Korea Development Institute	1975	保坂哲哉	Vol.11 No.4
F. E. Stiftung	Effective Anti-Poverty Strategies	Friedrich Ebert Stiftung	1974	保坂哲哉	Vol.11 No.4
R. Dahrendorf	New Liberty	Routledge & Kegan Paul	1975	馬場啓之助	Vol.12 No.1
D. Bell	Public Household on "Fiscal Sociology" and the Liberal Society (<i>Public Interest</i> , No. 37, pp. 29-68.)		1974	馬場啓之助	Vol.12 No.1
平石長久・保坂哲哉・上 村政彦著	欧米の社会保障制度	東洋経済新報社	1976	角田 豊	Vol.12 No.2
D. Fulcher	Medical Care Systems: Public and Private Health Coverage in Selected Industrialised Counties	International Labour Office	1974	山崎泰彦	Vol.12 No.4
坂寄俊雄・小倉襄二編	婦人の生涯と社会保障	法律文化社	1977	中野いく子	Vol.13 No.3
籠山京著	公的扶助論	光生館	1978	小沼 正	Vol.14 No.3
小山路男著	西洋社会事業史論	光生館	1978	小林良二	Vol.14 No.4
高山憲之著	不平等の経済分析	東洋経済新報社	1980	江見康一	Vol.16 No.1
Organization for Economic Co-operation & Development	The Welfare State in Crisis: An Account of the Conference on Social Policies in the 1980's	OECD	1981	山田雄三	Vol.18 No.1
T. H. Marshall	The Right to Welfare and Other Essays	Heinemann	1981	星野信也	Vol.18 No.2
社会保障研究所編	年金改革論	東京大学出版会	1982	村上 清	Vol.18 No.4

著者	書籍名	出版社	刊行年	評者	巻号
R. H. Kramer	Voluntary Agencies in the Welfare States	University of California Press	1981	高橋紘士	Vol.19 No.1
社会福祉調査研究会編	戦前日本の社会事業調査	勁草書房	1983	小沼 正	Vol.19 No.2
社会保障研究所編	社会事業（上・中・下）	至誠堂	1982-1983	小沼 正	Vol.19 No.2
小島勝治著	社会事業統計の研究	未来社	1983	小沼 正	Vol.19 No.2
小山路男編著	福祉国家の生成と変容	光風館	1983	木村正身	Vol.19 No.4
W.N. Grubb, M. Lazerson	Broken Promises: How Americans Fail Their Children	Basic Books	1982	副田あけみ	Vol.20 No.1
京極高宣著	市民参加の福祉計画—高齢化社会における在宅福祉サービスのあり方—	中央法規出版	1984	金子 勇	Vol.20 No.2
三重野卓著	福祉と社会計画の理論：指標モデル構築の視点から	白桃書房	1984	金子 勇	Vol.20 No.2
地主重美編著	社会保障読本	東洋経済新報社	1983	丸尾直美	Vol.20 No.3
村上雅子著	社会保障の経済学	東洋経済新報社	1984	丸尾直美	Vol.20 No.3
小沼 正・地主重美・坂哲哉編著	社会保障概論：その動向と基本知識の整理	川島書店	1984	丸尾直美	Vol.20 No.3
社会保障研究所編	社会福祉改革論Ⅰ・Ⅱ	東京大学出版会	1984	仲村優一	Vol.20 No.3
社会保障研究所編	社会保障の基本問題	東京大学出版会	1983	伊部英男	Vol.20 No.4
社会保障研究所編	経済社会の変動と社会保障	東京大学出版会	1984	岸 功	Vol.20 No.4
International Labour Office	Introduction to Social Security	International Labour Office	1984	木村陽子	Vol.20 No.4
International Labour Office	Financing Social Security: The Options: An International Analysis	International Labour Office	1984	木村陽子	Vol.20 No.4
International Labour Office	Into the Twenty-First Century: The Development of Social Security	International Labour Office	1984	木村陽子	Vol.20 No.4
江見康一著	社会保障の構造分析	岩波書店	1984	今泉佳久	Vol.21 No.1
金子 勇著	高齢化の社会設計	アカデミア出版会	1984	柚井孝子	Vol.21 No.3
松原治郎編	日本型高齢化社会—ソフトランディングへの提言	有斐閣	1981	柚井孝子	Vol.21 No.3
社会保障研究所編	医療システム論	東京大学出版会	1985	坂哲哉	Vol.21 No.4
中川 清著	日本の都市下層	勁草書房	1985	永岡正己	Vol.23 No.2
社会福祉調査研究会編	戦前日本社会事業調査資料集成（第1巻）	勁草書房	1986	永岡正己	Vol.23 No.2
森岡清美・青井和夫編著	ライフコースと世代—現代家族論再考—	垣内出版	1985	岸 功	Vol.23 No.4
森岡清美・青井和夫編著	現代日本人のライフコース	日本学術振興会	1987	岸 功	Vol.23 No.4
社会保障研究所編	スウェーデンの社会保障	東京大学出版会	1987	都倉栄二	Vol.23 No.4
社会保障研究所編	イギリスの社会保障	東京大学出版会	1987	小林良二	Vol.23 No.4
小室豊允著	社会保障と福祉施設の展望	全社協出版部	1986	橋本宏子	Vol.24 No.2
堀 勝洋著	福祉改革の戦略的課題	中央法規出版	1987	橋本宏子	Vol.24 No.2
池上直己著	成熟社会の医療政策—イギリスの「選択」と日本	保健同人社	1987	漆 博雄	Vol.25 No.1
西村周三著	医療の経済分析	東洋経済新報社	1987	漆 博雄	Vol.25 No.1
社会保障研究所編	フランスの社会保障	東京大学出版会	1989	工藤恒夫	Vol.25 No.4
社会保障研究所編	西ドイツの社会保障	東京大学出版会	1989	藤田伍一	Vol.25 No.4
社会保障研究所編	アメリカの社会保障	東京大学出版会	1989	松原康雄	Vol.26 No.2
社会保障研究所編	カナダの社会保障	東京大学出版会	1989	村上雅子	Vol.26 No.2
B. Dente, F. Kjellberg (eds.)	The Dynamics of Institutional Change : Local Government Reorganization in Western Democracies	Sage Publications	1988	武智秀之	Vol.26 No.2
宇沢弘文著	「豊かな社会」の貧しさ	岩波書店	1989	松村祥子	Vol.26 No.3
暉峻淑子著	豊かさとは何か	岩波書店	1989	松村祥子	Vol.26 No.3
J. Leslie, M. Paolisso (eds.)	Women, Work, and Child Welfare in the Third World	Westview Press	1989	栗沢尚志	Vol.26 No.3
加藤雅信編著	損害賠償から社会保障へ	三省堂	1989	高藤昭	Vol.27 No.1
佐藤進著	社会保障の法体系（全）	勁草書房	1990	高藤昭	Vol.27 No.1
V. R. フュックス著 （江見康一監訳）	保健医療の経済学	勁草書房	1990	栗沢尚志	Vol.27 No.1

著者	書籍名	出版社	刊行年	評者	巻号
V. R. フュックス著 (江見康一監訳)	いかに生きるかの経済学	春秋社	1988	粟沢尚志	Vol.27 No.1
V. R. フュックス著 (江見康一監訳)	新しい女性たちの経済学	春秋社	1989	粟沢尚志	Vol.27 No.1
小松隆二著	イギリスの児童福祉	慶応通信	1989	星野信也	Vol.27 No.2
毛利健三著	イギリス福祉国家の研究	東京大学出版会	1990	星野信也	Vol.27 No.2
桑原洋子著	英国児童福祉制度史研究	法律文化社	1989	星野信也	Vol.27 No.2
社会保障研究所編	社会政策の社会学	東京大学出版	1989	藤村正之	Vol.27 No.2
大山 博・武川正吾編	社会政策と社会行政 —新たな福祉の理論の展開をめざして	法律文化社	1991	藤村正之	Vol.27 No.2
S. B. Kamerman, A. J. Kahn	Mothers Alone: Strategies for a Time of Change	Auburn House Publishing Company	1988	下夷美幸	Vol.27 No.2
正村公宏著	福祉社会論	創文社	1989	石 弘光	Vol.27 No.3
金森久雄・伊部英男編	高齢化社会の経済学	東京大学出版会	1990	石 弘光	Vol.27 No.3
河野正輝著	社会福祉の権利構造	有斐閣	1991	関川芳孝	Vol.27 No.4
橋本宏子著	住民参加と法	日本評論社	1991	佐伯祐二	Vol.28 No.2
宮島 洋著	高齢化時代の社会経済学	岩波書店	1992	麻生良文	Vol.28 No.3
下野恵子著	資産格差の経済分析 —ライフサイクル貯蓄と遺産・贈与	名古屋大学出版会	1991	麻生良文	Vol.28 No.3
堀 勝洋著	社会保障法判例—近年の動向と解説	中央法規出版	1990	阿部和光	Vol.28 No.3
武川正吾著	地域社会計画と住民生活	中央大学出版部	1992	高野和良	Vol.28 No.4
金子 勇著	都市高齢社会と地域福祉	ミネルヴァ書房	1993	野呂芳明	Vol.29 No.3
新川敏光著	日本型福祉の政治経済学	三一書房	1993	篠田 徹	Vol.29 No.3
石田 徹著	自由民主主義体制分析 —多元主義・コーポラティズム・デュアリズム	法律文化社	1992	篠田 徹	Vol.29 No.3
清家篤著	高齢化社会の労働市場—就業行動と公的年金	東洋経済新報社	1993	大竹文雄	Vol.30 No.1
早川和男・岡本祥浩著	居住福祉の論理	東京大学出版会	1993	野村 敏	Vol.30 No.1
園田恭一著	健康の理論と保健社会学	東京大学出版会	1993	金子 勇	Vol.30 No.3
L. M. サラモン著 (入山映訳)	米国の「非営利セクター」入門	ダイヤモンド社	1994	塩澤修平	Vol.30 No.4
E. ジェイムズ・S. R. エイ カーマン著(田中敬文訳)	非営利団体の経済分析	多賀出版	1993	塩澤修平	Vol.30 No.4
大谷憲司著	現代日本出生力分析	関西大学出版部	1993	大淵 寛	Vol.31 No.1
森岡清美著	現代家族変動論	ミネルヴァ書房	1993	桒本一三郎	Vol.31 No.1
橋木俊詔・下野恵子著	個人貯蓄とライフ・サイクル	日本経済新聞社	1994	八代尚宏	Vol.31 No.2
大沢真知子著	経済変化と女子労働：日米の比較研究	日本経済評論社	1993	水野朝夫	Vol.31 No.2
塚原康博著	地方政府の財政行動	勁草書房	1994	御船 洋	Vol.31 No.3
石川経夫編	日本の所得と富の分配	東京大学出版会	1994	井堀利宏	Vol.31 No.3
J. C. キャンベル著(三浦 文夫・坂田周一監訳)	日本政府と高齢化社会—政策転換の理論と検証	中央法規出版	1995	星野信也	Vol.32 No.1
S. J. アンダーソン著 (京極高宣監訳)	日本の政治と福祉—社会保障の形成過程	中央法規出版	1996	星野信也	Vol.32 No.1
浅野仁著	高齢者福祉の実証的研究 —豊かな高齢期に向けて	川島書店	1992	平岡公一	Vol.32 No.1
副田義也著	生活保護制度の社会史	東京大学出版会	1995	保坂哲哉	Vol.32 No.2
武田宏著	高齢者福祉の財政課題 —分権型福祉の財源を展望する	あけび書房	1995	塚原康博	Vol.32 No.3
滝上宗次郎著	福祉は経済を活かす—超高齢社会への展望	勁草書房	1995	石田好江	Vol.32 No.3
高山憲之・チャールズ・ ユウジ・ホリオカ・太田 清編著	高齢化社会の貯蓄と遺産・相続	日本評論社	1996	井堀利宏	Vol.33 No.1
J. Falkingham, J. Hills (eds.)	The Dynamic of Welfare: The Welfare State and the Life Cycle	Prentice Hall	1995	一圓光彌	Vol.33 No.1
橋本宏子著	福祉行政と法—高齢者福祉サービスの実態	尚学社	1995	増田雅暢	Vol.33 No.2
田近栄治・金子能宏・林 文子著	年金の経済分析	東洋経済新報社	1996	中北徹	Vol.33 No.2
D. A. Wise (ed.)	Advances in the Economics of Aging	National Bureau of Economic Research and University of Chicago Press	1996	橋木俊詔	Vol.33 No.3

著者	書籍名	出版社	刊行年	評者	巻号
C. ピアソン著 (田中浩・ 神谷直樹訳)	曲がり角にきた福祉国家	未来社	1996	伊藤周平	Vol.33 No.3
八代尚宏編	高齢化社会の生活保護システム	東京大学出版会	1997	塚原康博	Vol.33 No.4
堀勝洋著	年金制度の再構築	東洋経済新報社	1997	福田素生	Vol.33 No.4
藤田至孝・塩野谷祐一編	企業内福祉と社会保障	東京大学出版会	1997	丸尾直美	Vol.34 No.1
古郡頼子著	非正規労働の経済分析	東洋経済新報社	1997	篠塚英子	Vol.34 No.1
藤澤益夫著	社会保障の発展構造	慶應義塾大学出版会	1997	小山光一	Vol.34 No.2
チャールズ・ユウジ・ホ リオカ・浜田浩児編著	日米家計の貯蓄行動	日本評論社	1998	牛丸聡	Vol.34 No.3
加瀬和俊著	戦前日本の失業対策 —救済型公営土木事業の史的分析—	日本経済評論社	1998	池田信	Vol.34 No.4
小塩隆士著	年金民営化への構想	日本経済新聞社	1998	駒村康平	Vol.34 No.4
八田達夫・八代尚広編	社会保険改革	日本経済新聞社	1998	一圓光彌	Vol.35 No.1
二木立著	保健・医療・福祉複合体—全国調査と将来予測	医学書院	1988	尾形裕也	Vol.35 No.1
漆博雄編	医療経済学	東京大学出版会	1998	鍋田忠彦	Vol.35 No.2
武川正吾著	福祉社会の社会政策—続・福祉国家と市民社会	法律文化社	1999	白波瀬佐和子	Vol.35 No.3
S. Ringen, P. R. Dejong (eds.)	Fighting Poverty: Caring for Children, Parents, the Elderly and Health	Ashgate Publishing Company	1999	金子能宏	Vol.35 No.4
吉原健二・和田勝著	日本医療保険制度史	東洋経済新報社	1999	土田武史	Vol.36 No.2
M. Feldstein (ed.)	Privatizing Social Security	The University of Chicago Press	1998	加藤久和	Vol.36 No.2
駒村康平・渋谷孝人・浦 田房良著	年金と家計の経済分析	東洋経済新報社	2000	大石亜希子	Vol.36 No.4
J. B. Shoven (ed.)	Administrative Aspects of Investment-Based Social Security Reform	The University of Chicago Press	2000	加藤久和	Vol.37 No.4
菊池馨実著	社会保障の法理念	有斐閣	2000	河野正輝	Vol.37 No.4
井伊雅子・大日康史著	医療サービス需要の経済分析	日本経済新聞社	2002	野口晴子	Vol.38 No.2
権丈善一著	再分配政策の政治経済学 —日本の社会保障と医療—	慶應義塾大学出版会	2001	金子能宏	Vol.38 No.2
平岡公一編	高齢期と社会的不平等	東京大学出版会	2001	阿部彩	Vol.38 No.3
M. Feldstein, J. B. Liebman (eds.)	The Distributional Aspects of Social Security and Social Security Reform	University of Chicago Press	2002	宮里尚三	Vol.38 No.3
塩野谷祐一著	経済と倫理—福祉国家の哲学	東京大学出版会	2002	川本隆史	Vol.38 No.4
宮本太郎編著	福祉国家再編の政治	ミネルヴァ書房	2002	武川正吾	Vol.40 No.1
武智秀之編著	福祉国家のガヴァナンス	ミネルヴァ書房	2003	佐藤主光	Vol.40 No.3
A. Okamoto	Tax Policy for Aging Societies: Lessons from Japan	Springer-Verlag	2004	佐藤雅代	Vol.40 No.4
三井さよ著	ケアの社会学—臨床現場との対話	勁草書房	2004	立岩真也	Vol.41 No.1
岩田正美・西澤見彦編著	貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの	ミネルヴァ書房	2005	垣田裕介	Vol.41 No.2
白波瀬佐和子著	少子高齢社会のみえない格差	東京大学出版会	2005	有田富美子	Vol.41 No.3
塩野谷祐一・鈴村興太郎・ 後藤玲子編	福祉の公共哲学	東京大学出版会	2004	瀧川裕英	Vol.41 No.3
稲上毅著	ポスト工業化と企業社会	ミネルヴァ書房	2005	西村幸満	Vol.41 No.4
大竹文雄著	日本の不平等	日本経済新聞社	2005	岩本康志	Vol.42 No.1
武川正吾著	福祉社会の価値意識 —社会政策と社会意識の計量分析—	東京大学出版会	2006	直井道子	Vol.42 No.2
菅沼隆著	被占領期社会福祉分析	ミネルヴァ書房	2005	田多英範	Vol.42 No.3
鈴木勉・植田章編著	現代障害者福祉論	高学出版	2006	勝又幸子	Vol.43 No.1
橋本俊詔・浦川邦夫著	日本の貧困研究	東京大学出版会	2006	太田清	Vol.43 No.1
前田信彦著	アクティブ・エイジングの社会学 —高齢者・仕事・ネットワーク—	ミネルヴァ書房	2006	古谷野亘	Vol.43 No.2
富江直子著	救済のなかの日本近代—生存の義務	ミネルヴァ書房	2007	遠藤美奈	Vol.43 No.3
金谷信子著	福祉のパブリック・プライベート・パートナー シップ	日本評論社	2007	宮城孝	Vol.43 No.4
岩村正彦編	福祉サービス契約の法的研究	信山社出版	2007	小西啓文	Vol.44 No.1
馬場康彦著	生活経済からみる福祉 —格差社会の実態に迫る—	ミネルヴァ書房	2007	上枝朱美	Vol.44 No.3

著者	書籍名	出版社	刊行年	評者	巻号
J. ルグラン著(郡司篤見訳)	公共政策と人間—社会保障制度の準市場改革—	聖学院大学出版会	2008	京極高宣	Vol.44 No.4
嶺学編著	高齢者の住まいとケア —自立した生活, その支援と住環境	お茶の水書房	2008	鈴木晃	Vol.44 No.4
菊池馨実編著	自立支援と社会保障: 主体性を尊重する福祉, 医療, 所得保障を求めて	日本加除出版	2008	秋元美世	Vol.45 No.1
阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・ 林正義著	生活保護の経済分析	東京大学出版会	2008	玉田桂子	Vol.45 No.2
副田義也著	福祉社会学宣言	岩波書店	2008	渡辺雅男	Vol.45 No.3
チャールズ・ユウジ・ホ リオカ・財団法人家計経 済研究所編	世帯内分配と世代間移転の経済分析	ミネルヴァ書房	2008	川口章	Vol.45 No.4
江口隆裕著	変貌する世界と日本の年金 —年金の基本原則から考える—	法律文化社	2008	西村淳	Vol.46 No.1
西川真規子著	ケアワーク 支える力をどう育むか スキル習 得の仕組みとワークライフバランス	日本経済新聞社	2008	西村幸満	Vol.46 No.2
中野敏子著	社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか	高菴出版	2009	岡部耕典	Vol.46 No.3
碓井光明著	社会保障財政法精義	信山社出版	2009	島崎謙治	Vol.46 No.4
倉田聡著	社会保険の構造分析 —社会保障における「連帯」のかたち	北海道大学出版会	2009	太田匡彦	Vol.47 No.1
高山憲之著	年金と子ども手当	岩波書店	2010	中嶋邦夫	Vol.47 No.1
猪飼周平著	病院の世紀の理論	有斐閣	2010	森口千晶	Vol.47 No.2
埋橋孝文・連合総合生活 開発研究所編	参加と連帯のセーフティネット 人間らしい品格 ある社会への提言	ミネルヴァ書房	2010	山田篤裕	Vol.47 No.2
西村純子著	ポスト育児期の女性と働き方 ワーク・ファミリー・バランスとストレス	慶應義塾大学出版会	2009	渡井いずみ	Vol.47 No.2
樋口美雄・宮内環・ C.R.マッケンジー・慶應 義塾大学パネルデータ設 計・解析センター編	貧困のダイナミズム —日本の税社会保障・雇用政策と家計行動	慶應義塾大学出版会	2010	近藤絢子	Vol.47 No.3
岡田朋子著	支援困難事例の分析調査 —重複する生活課題と政策とのかかわり	ミネルヴァ書房	2010	平岡公一	Vol.47 No.3
江口隆裕著	「子ども手当」と少子化対策	法律文化社	2011	大塩まゆみ	Vol.47 No.3
岩永理恵著	生活保護は最低生活をどう構想したか —保護基準実施要領の歴史分析—	ミネルヴァ書房	2011	川上昌子	Vol.47 No.4
吉永純著	生活保護の争点 —審査請求, 行政運用, 制度改革をめぐる	高菴出版	2011	丸谷浩介	Vol.48 No.1
池田省三著	介護保険論—福祉の解体と再生	中央法規出版	2011	菊池潤	Vol.48 No.1
M. Grossman, N. Mocan (eds.)	Economic Aspects of Obesity	University of Chicago Press	2011	花岡智恵	Vol.48 No.2
松井彰彦・川島聡・長瀬 修編	障害を問い直す	東洋経済新報社	2011	立岩真也	Vol.48 No.2
島崎謙治著	日本の医療 制度と政策	東京大学出版会	2011	石田道彦	Vol.48 No.3
後藤澄江著	ケア労働の配分と協働: 高齢者介護と育児の福祉社会学	東京大学出版会	2012	三井さよ	Vol.48 No.4
山村りつ著	精神障害者のための効果的就労支援モデルと制 度—モデルに基づく制度のあり方—	ミネルヴァ書房	2011	相澤欽一	Vol.49 No.1
樋口美雄・宮内環・ C.R.マッケンジー・慶應 義塾大学パネルデータ設 計・解析センター編	親子関係と家計行動のダイナミズム —財政危機下の教育・健康・就業	慶應義塾大学出版会	2012	安井健悟	Vol.49 No.1
武川正吾著	政策志向の社会学	有斐閣	2012	三本松政之	Vol.49 No.2
米澤旦著	労働統合型社会的企業の可能性 障害者就労における社会的包摂へのアプローチ	ミネルヴァ書房	2011	勝又幸子	Vol.49 No.2
松田晋哉・伏見清秀編	診療情報による医療評価 —DPCデータから見る医療の質	東京大学出版会	2012	石川ベンジャ ミン 光一	Vol.49 No.3
山重慎二著	家族と社会の経済分析 —日本社会の変容と政策的対応	東京大学出版会	2013	大石亜希子	Vol.49 No.4
澤田康幸・上田路子・松 林哲也著	自殺のない社会へ—経済学・政治学からのエビ デンスに基づくアプローチ	有斐閣	2013	西村周三	Vol.49 No.4

研究プロジェクト報告

【昭和54年度】「医療政策の効果測定に関する理論的枠組みについて—とくに予防医療の効果を中心に—」

タイトル	著者	巻号	頁	年
医療政策検討用シミュレーターの開発	辻 正重	Vol.16 No.1	pp.65-76	1980
予防医療の経済分析	地主重美	Vol.16 No.1	pp.77-80	1980
健康管理の費用と効果	市川 洋	Vol.16 No.1	pp.81-96	1980
勤労者家計における保健医療費支出と診療代支出の動向 —年間収入の階級別および勤務先企業規模別の分析—	田中 滋・三上美美子	Vol.16 No.1	pp.97-111	1980

【昭和54年度】「社会保障の国民経済的地位に関するモデル分析」

タイトル	著者	巻号	頁	年
社会保障給付の物価スライド制の影響	市川 洋・林 英機・馬 場啓之助・岸 功	Vol.16 No.2	pp.49-58	1980
長期社会保障モデルの計測と分析	林 英機・市川 洋・馬 場啓之助・岸 功	Vol.16 No.2	pp.59-93	1980

【昭和55年度】「社会保障の政策効果測定に関する研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
年金給付将来推計の修正	市川 洋	Vol.17 No.2	pp.210-221	1981
長期社会保障モデルによるシミュレーション	林 英機・岸 功・三上 美美子	Vol.17 No.2	pp.222-247	1981

【昭和54年度】その他

タイトル	著者	巻号	頁	年
社会保障と税制との相互調整—わが国の年金および医療について—	都村敦子	Vol.17 No.3	pp.336-349	1981
社会保障給付の所得階層別帰着	城戸喜子	Vol.17 No.3	pp.350-373	1981

【昭和56年度】その他

タイトル	著者	巻号	頁	年
福祉サービス部門への労働力配分の計測—昭和40～50年の実績から—	城戸喜子	Vol.18 No.1	pp.38-58	1982

【昭和56年度】「社会保障と税制との相互調整ならびに給付配分の効率性に関する研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
所得税における「妻」の座の取り扱い	飯野靖四	Vol.18 No.2	pp.184-197	1982
財政と社会保障との相互調整	江見康一	Vol.18 No.3	pp.334-341	1982
税制および社会保障制度における家族のとり扱い	都村敦子	Vol.18 No.3	pp.342-353	1982
世帯規模別・所得階層別帰着状況からみた社会保障給付配分の効率性	城戸喜子	Vol.18 No.3	pp.354-379	1982

【昭和56年度】「社会保障の負担・給付が経済成長に及ぼす影響の分析」

タイトル	著者	巻号	頁	年
超長期モデルによる社会保障の推計	岸 功	Vol.18 No.2	pp.199-215	1982
高年齢層労働力率の将来推計	三上美美子	Vol.18 No.2	pp.216-224	1982
長期社会保障モデルの今後	林 英機	Vol.18 No.2	pp.225-242	1982
2025年の年金負担	市川 洋	Vol.18 No.2	pp.243-264	1982

【昭和56年度】「重度障害者に対する福祉対策のあり方について」

タイトル	著者	巻号	頁	年
重度障害者のニーズ測定と介護ニーズの規定要因	高橋紘士・平岡公一	Vol.18 No.4	pp.478-492	1983

【昭和57年度】「西欧諸国におけるソーシャルポリシーとソーシャルポリシー論に関する研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
ソーシャルポリシー論研究について	小山路男	Vol.19 No.2	pp.158-160	1983
書評『福祉の諸状態—社会政策における比較分析』（J.ヒギンズ著）	武川正吾	Vol.19 No.2	pp.161-164	1983
書評『社会福祉と国家の失敗—集権的社会サービスと参加型のオールターナティブ』（R.ハドレー, S.ハッチ著）	平岡公一	Vol.19 No.2	pp.164-170	1983
書評『福祉国家の将来—社会政策の再構築』（H.グレナースター編）	平岡公一	Vol.19 No.2	pp.170-174	1983
書評『コーポラティズムと福祉—英国における社会政策と国家介入』（A.コーソン著）	武川正吾	Vol.19 No.2	pp.175-178	1983
書評『社会政策の挑戦』（S.モスドルフ著）	大谷津晴夫	Vol.19 No.2	pp.179-183	1983

【昭和57年度】「高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
高齢雇用者の産業と職業	桑島靖夫	Vol.19 No.2	pp.185-197	1983
年金の収入制限の効果	清家 篤	Vol.19 No.2	pp.198-211	1983
女子高齢者の労働供給パターン	三上美美子	Vol.19 No.2	pp.212-222	1983

【昭和57年度】「福祉サービスへの労働力配分に関する研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
社会変動と社会保障経済	江見康一	Vol.19 No.3	pp.331-336	1983
ヘルス・マンパワーの必要数の予測について	都村敦子	Vol.19 No.3	pp.337-347	1983
福祉マンパワーの労働条件と労働力配分の決定要因	城戸喜子	Vol.19 No.3	pp.348-361	1983

【昭和59年度】「高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障」

タイトル	著者	巻号	頁	年
高齢者世帯における生活構造変化について —「高齢者生活総合調査」結果の概況—	宇野正道	Vol.21 No.3	pp.304-319	1985
高齢者の公的年金受給状況について	曾原利満	Vol.21 No.3	pp.320-326	1985
就業と引退の背景—静岡県掛川市の事例—	三上美美子	Vol.21 No.3	pp.327-332	1985

【昭和60年度】「社会保障発展パターンの国際比較研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
書評『欧米における福祉国家の発展』（P.フローラ, A.J.ハイデンハイマー編）	平岡公一	Vol.21 No.4	pp.404-409	1986
書評『大衆社会と福祉の拡大1960—1970』（K.A.グレンベール著）	三重野 卓	Vol.21 No.4	pp.409-414	1986
書評『社会政策と社会主義』（B.ディーコン著）	武川正吾	Vol.21 No.4	pp.414-417	1986
書評『福祉国家とその余波』（S.N.アイゼンシュタット編）	栃本一三郎	Vol.21 No.4	pp.418-424	1986
書評『社会保障制度と資本形成—シンガポール、フィリピン、マレーシア、インド、スリランカの比較分析』（P.ショメ, K.A.サイトウ著）	下平好博	Vol.21 No.4	pp.424-431	1986

【昭和60年度】「社会保障費の推計に関する総合的研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
社会保障費の国際比較—統計表示上の問題点を中心に—	城戸喜子	Vol.22 No.1	pp.64-75	1986

【昭和60年度】「社会保障と住宅政策との関連に関する理論的・実証的研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
固定資産の分布と在宅サービスの利用	村上雅子	Vol.22 No.2	pp.151-160	1986
大都市高齢者世帯の住宅・住生活	山崎 清	Vol.22 No.2	pp.161-175	1986
高齢者・障害者の住宅問題	野村 欽	Vol.22 No.2	pp.176-185	1986

【昭和60年度】「高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障」

タイトル	著者	巻号	頁	年
掛川高齢者世帯の11年—世帯形態の変化と生活構造—	森岡清美	Vol.22 No.3	pp.260-279	1986
中高年者世帯反覆調査の概況 —昭和48年、昭和59年掛川市調査による縦断分析—	高橋博子	Vol.22 No.3	pp.280-299	1986
年金受給者の生活	岸 功	Vol.22 No.3	pp.300-310	1986

【昭和60年度】「社会保障発展パターンの国際比較」

タイトル	著者	巻号	頁	年
社会保障発展の趨勢分析	平岡公一	Vol.22 No.4	pp.389-403	1987
社会保障給付費の加速化と国際的格差—その要因とパターン構造—	三重野 卓	Vol.22 No.4	pp.404-425	1987
付録		Vol.22 No.4	pp.426-430	1987
社会保障財源の国際比較分析—社会保障費負担の政治的要因—	武川正吾	Vol.23 No.1	pp.78-93	1987
アジアのNICsの社会保障制度—シンガポールと香港の比較分析—	下平好博	Vol.23 No.1	pp.94-107	1987
社会保障の決定要因—福祉国家形成の普遍主義的解釈—	富永健一	Vol.23 No.1	pp.108-121	1987

【昭和61年度】「社会保障と住宅政策との関連に関する理論的・実証的研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
住宅政策と福祉—社会保障との関係を中心に—	丸尾直美	Vol.23 No.2	pp.185-195	1987
住宅基準の国際比較	早川和男	Vol.23 No.2	pp.196-202	1987
在宅福祉と住宅保障	田端光美	Vol.23 No.2	pp.203-210	1987
アメリカの老人住宅政策	袖井孝子	Vol.23 No.2	pp.211-219	1987
公衆衛生と住宅	西 三郎	Vol.23 No.2	pp.220-226	1987

【昭和61年度】「高齢者の消費に関する実証的研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
中高年者世帯における家計構造の変化	馬場紀子	Vol.23 No.3	pp.302-317	1987
高齢者夫婦世帯の家計構造の変化	伊藤秋子・横田 京・上村協子	Vol.23 No.3	pp.318-328	1987
同居世帯家計と高齢者の生活費 —掛川市における追跡調査の分析から—	岩田正美	Vol.23 No.3	pp.329-343	1987
パネルデータにみる高齢者の保健医療費	小野信彦	Vol.23 No.3	pp.344-355	1987

【昭和62年度】「高齢者の消費に関する実証的研究」

タイトル	著者	巻号	頁	年
掛川家計の基本的構造とその位置づけに関する考察	前田正久・湯本和子	Vol.24 No.1	pp.44-83	1988
家計の構造と家計費の構造—家計の分離と関わり—	御船美智子	Vol.24 No.1	pp.84-102	1988
高齢期の恒常所得と消費行動	大本圭野	Vol.24 No.1	pp.103-123	1988

【平成元年度】「21世紀の社会保障に関する研究（年金分科会）」

タイトル	著者	巻号	頁	年
公的年金制度の成熟時の給付と負担	花田 恭	Vol.25 No.4	pp.331-341	1990
21世紀の公的年金制度—その長期的安定のための方策—	堀 勝洋	Vol.25 No.4	pp.342-353	1990
21世紀における年金制度に影響を与える主要因	伏見恵文	Vol.25 No.4	pp.354-363	1990

【平成元年度】「21世紀の社会保障に関する研究（社会保障計量モデル分析分科会）」

タイトル	著者	巻号	頁	年
超長期社会保障モデルによる社会保障給付費の推計 —21世紀の社会保障研究会計量モデル分科会中間報告1—	岸 功	Vol.25 No.4	pp.364-378	1990
社会保障給付費の将来推計（見通し）方法について —21世紀の社会保障研究会計量モデル分科会中間報告2—	曾原利満	Vol.25 No.4	pp.379-387	1990

【平成元年度】「21世紀の社会保障に関する研究（健康と社会保障分科会）」

タイトル	著者	巻号	頁	年
健康づくり政策研究の出発点—序に代えて—	三上美美子	Vol.26 No.1	pp.47-48	1990
健康増進政策の成果と問題点	漆 博雄・知野哲朗	Vol.26 No.1	pp.49-63	1990
健康づくりにおける公私の役割分担とマンパワー	池上直己	Vol.26 No.1	pp.64-72	1990
橘湾沿岸圏域における住民の健康意識及び要介護老人等の実態について	福田政弘	Vol.26 No.1	pp.73-84	1990
健康づくりの政策的妥当性	高原亮治	Vol.26 No.1	pp.85-98	1990

【平成2年度・平成3年度】「ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計」

タイトル	著者	巻号	頁	年
ヴィネット方式と年金の意識調査	宮澤健一	Vol.28 No.1	pp.31-33	1992
ヴィネット方式の特徴と調査の概要—適正な年金給付額の研究—	織田輝哉	Vol.28 No.1	pp.34-44	1992
適正な高齢年金額の年齢階層別分析	塚原康博	Vol.28 No.1	pp.45-54	1992
家族関係・住居の種類と年金意識	野呂芳明	Vol.28 No.1	pp.55-63	1992
社会階層と年金意識	織田輝哉・武智秀之	Vol.28 No.1	pp.64-70	1992
老後の経済的不安	曾原利満	Vol.28 No.1	pp.71-78	1992

【平成3年度】「EC統合とECの社会政策」

タイトル	著者	巻号	頁	年
域内市場統合と社会政策—ヨーロッパの「社会的空間」のゆくえ—	稲上 毅	Vol.28 No.2	pp.114-125	1992
EC域内労働移動と社会保障	澤田マルガレーテ	Vol.28 No.2	pp.126-133	1992
EC社会保障政策の現段階	岡 伸一	Vol.28 No.2	pp.134-142	1992
ヨーロッパ統合と社会保障—「社会保障の連携化」に焦点をあてて—	竹中康之	Vol.28 No.2	pp.143-152	1992

【平成4年度】「高齢化社会における介護ネットワークの構築」

タイトル	著者	巻号	頁	年
高齢化社会の介護ネットワーク	丸尾直美	Vol.29 No.2	pp.109-114	1993
介護負担感からみた保健福祉支援ニーズ	安梅勅江	Vol.29 No.2	pp.115-120	1993
家族支援ネットワークの現状と生活の質	萩原清子	Vol.29 No.2	pp.121-130	1993
老人デイケアからみた地域ケアシステム—実態調査結果から—	齋藤和子	Vol.29 No.2	pp.131-138	1993
公的在宅福祉サービスの現状と政策的課題	伊藤周平	Vol.29 No.2	pp.139-147	1993
在宅介護サービスの民間市場における動向	矢野 聡	Vol.29 No.2	pp.148-154	1993
在宅福祉サービスの存立構造—「福祉公社」の現状と課題—	高野和良	Vol.29 No.2	pp.155-164	1993
ホームヘルパー派遣事業の実施構造	武智秀之	Vol.29 No.2	pp.165-174	1993

社会保障統計等

タイトル	著者	巻号	頁	年
社会保障統計	社会保障研究所 (前田正久)	Vol.1 No.1	pp.95-107	1965
社会保障統計	社会保障研究所 (前田正久)	Vol.1 No.2	pp.100-116	1965
社会保障統計	社会保障研究所 (前田正久)	Vol.1 No.3	pp.97-114	1965
社会保障統計	社会保障研究所 (前田正久)	Vol.1 No.4	pp.85-107	1966
社会保障統計	社会保障研究所 (前田正久)	Vol.2 No.1	pp.88-103	1966
社会保障統計	社会保障研究所 (前田正久)	Vol.2 No.2	pp.92-106	1966
社会保障統計	社会保障研究所 (前田正久)	Vol.2 No.3	pp.106-116	1966
社会保障統計	社会保障研究所 (前田正久)	Vol.2 No.4	pp.100-115	1967
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・奥口圭野)	Vol.3 No.1	pp.95-112	1967
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.3 No.2	pp.89-107	1967
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.3 No.3	pp.94-113	1967
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.3 No.4	pp.108-130	1968
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.4 No.1	pp.80-97	1968
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.4 No.2	pp.91-108	1968
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.4 No.3	pp.80-104	1968
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.4 No.4	pp.92-113	1969
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.5 No.1	pp.81-102	1969
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.5 No.2	pp.82-104	1969
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.5 No.4	pp.105-130	1970
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	別冊No.24	pp.81-109	1970
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.6 No.1	pp.92-114	1970
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.6 No.2	pp.73-93	1970
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.6 No.3	pp.70-94	1970
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.6 No.4	pp.77-98	1971
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.7 No.1	pp.74-96	1971
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.7 No.2	pp.76-96	1971
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.7 No.3	pp.82-106	1971
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.7 No.4	pp.85-104	1972
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.8 No.1	pp.94-116	1972
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.8 No.2	pp.97-116	1972
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.8 No.3	pp.90-114	1972
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.8 No.4	pp.81-101	1973
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.9 No.1	pp.103-119	1973
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.9 No.2	pp.81-94	1973
社会保障統計	社会保障研究所 (曾原利満・大本圭野)	Vol.9 No.4	pp.69-86	1974
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.10 No.1	pp.102-103	1974
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.10 No.2	pp.90-91	1974
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.10 No.3	pp.89-90	1974
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.10 No.4	pp.78-80	1975
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.11 No.1	pp.103-104	1975
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.11 No.2	pp.91-92	1975
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.11 No.3	pp.90-91	1976
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.11 No.4	pp.89-90	1976
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.12 No.1	pp.102-103	1976
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.12 No.2	pp.106-107	1976
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.12 No.3	pp.76-79	1977
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.12 No.4	pp.110-113	1977
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.13 No.1	pp.110-111	1977
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.13 No.2	pp.98-99	1977
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.13 No.3	pp.104-105	1977
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.13 No.4	pp.94-95	1978
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.14 No.2	pp.96-97	1978
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.14 No.3	pp.96-97	1978
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.14 No.4	pp.92-93	1979
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.15 No.1	pp.96-97	1979

タイトル	著者	巻号	頁	年
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.15 No.2	pp.138-139	1979
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.15 No.4	pp.70-71	1980
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.16 No.1	pp.120-121	1980
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.16 No.2	pp.94-95	1980
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.16 No.4	pp.106-109	1981
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.17 No.1	pp.146-147	1981
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.17 No.2	pp.248-249	1981
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.17 No.3	pp.378-379	1981
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.18 No.1	pp.138-139	1982
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.18 No.2	pp.282-283	1982
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.18 No.3	pp.390-391	1982
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.18 No.4	pp.513-514	1983
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.19 No.1	pp.102-103	1983
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.19 No.3	pp.368-369	1983
社会保障統計	社会保障研究所（曾原利満）	Vol.19 No.4	pp.478-479	1984
社会保障統計	社会保障研究所	Vol.20 No.1	pp.108-109	1984
昭和57年度社会保障給付費	社会保障研究所	Vol.20 No.2	pp.220-228	1984
社会保障費の推計と動向	城戸喜子・武川正吾・木村陽子・都村敦子・曾原利満	Vol.20 No.4	pp.385-405	1985
昭和58年度社会保障給付費	社会保障研究所	Vol.21 No.2	pp.212-220	1985
昭和59年度社会保障給付費	社会保障研究所	Vol.22 No.3	pp.312-320	1986
昭和60年度社会保障給付費	社会保障研究所	Vol.23 No.2	pp.261-270	1987
昭和61年度社会保障給付費	社会保障研究所	Vol.24 No.3	pp.359-369	1988
昭和62年度社会保障給付費	社会保障研究所	Vol.25 No.3	pp.313-323	1989
昭和63年度社会保障給付費	社会保障研究所	Vol.26 No.3	pp.320-331	1990
平成元年度社会保障給付費	社会保障研究所	Vol.27 No.3	pp.330-342	1991
社会保障費（ILO基準）の収入分析 —昭和44年度～平成元年度—	曾原利満	Vol.28 No.2	pp.203-228	1992
社会保障費の国際比較—ILO公表統計を使った 国際比較の留意点と課題—	勝又幸子	Vol.28 No.3	pp.322-331	1992
平成2年度 社会保障費	社会保障研究所	Vol.28 No.3	pp.340-355	1992
社会保障費と国民経済計算 —平成4年度研究報告より—	社会保障費調査研究委員会	Vol.29 No.3	pp.272-275	1993
SNA「一般政府」の社会的支出による社会保障 給付費の把握	城戸喜子	Vol.29 No.3	pp.275-279	1993
社会保障給付費のデフレーター —実質的变化の把握の諸方法—	岸功	Vol.29 No.3	pp.279-284	1993
平成3年度社会保障費	社会保障研究所	Vol.29 No.3	pp.285-299	1993
平成4年度社会保障費	社会保障研究所	Vol.30 No.3	pp.307-324	1994
社会保障費国際比較基礎データ	社会保障研究所	Vol.30 No.4	pp.454-459	1995
平成5年度社会保障費	社会保障研究所	Vol.31 No.3	pp.277-293	1995
平成6年度社会保障費	社会保障研究所	Vol.32 No.3	pp.358-376	1996
平成7年度社会保障費	国立社会保障・人口問題研究所総合企画部（勝又幸子・山田篤裕・磯崎修夫）	Vol.33 No.3	pp.319-338	1997
平成8年度社会保障費	国立社会保障・人口問題研究所総合企画部（勝又幸子・磯崎修夫）	Vol.34 No.3	pp.323-342	1998
平成9年度社会保障費	国立社会保障人口問題研究所総合企画部	Vol.35 No.3	pp.314-336	1999
平成10年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部（勝又幸子・小島克久・宮里尚三）	Vol.36 No.4	pp.569-576	2001
平成11年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部（勝又幸子・宮里尚三）	Vol.37 No.4	pp.380-387	2002
平成12年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部（勝又幸子・宮里尚三・佐藤雅代）	Vol.38 No.4	pp.316-323	2003
平成13年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部（勝又幸子・阿萬哲也・佐藤雅代）	Vol.39 No.4	pp.456-461	2004
平成14年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所企画部（勝又幸子・米山正敏・佐藤雅代）	Vol.40 No.3	pp.286-292	2004

タイトル	著者	巻号	頁	年
平成15年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所企画部（本田達郎・勝又幸子・米山正敏）	Vol.41 No.3	pp.278-283	2005
平成16年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所企画部（本田達郎・勝又幸子・米山正敏・菊池潤）	Vol.42 No.3	pp.296-303	2006
平成17年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所企画部（東修司・勝又幸子・米山正敏・菊池潤）	Vol.43 No.3	pp.288-298	2007
平成18年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所企画部（東修司・勝又幸子・米山正敏・竹沢純子）	Vol.44 No.3	pp.361-371	2008
平成19年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所企画部（東修司・勝又幸子・米山正敏・竹沢純子）	Vol.45 No.3	pp.318-327	2009
平成20年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所企画部（東修司・勝又幸子・竹沢純子・佐藤格）	Vol.46 No.3	pp.301-307	2010
平成21年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所企画部（東修司・勝又幸子・野村敏之・竹沢純子・佐藤格）	Vol.47 No.4	pp.431-438	2012
平成22年度社会保障費用—概要と解説—	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト（藤原朋子・勝又幸子・佐藤格・竹沢純子・藤井麻由）	Vol.48 No.4	pp.447-456	2013
平成23年度社会保障費用—概要と解説—	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト（藤原朋子・勝又幸子・西森和寛・竹沢純子・佐藤格・藤井麻由）	Vol.49 No.4	pp.434-445	2014

資料

著者	タイトル	巻号	頁	年
木村又雄	社会保障研究所の設立経過について	Vol.1 No.1	pp.80-83	1965
吉田久一	大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』について	Vol.1 No.2	pp.58-65	1965
小沼 正	厚生行政基礎調査について	Vol.1 No.2	pp.65-78	1965
美濃口時次郎	協調会と社会政策時報	Vol.1 No.3	pp.67-73	1965
谷 昌恒	国際社会事業会議について—その1—	Vol.1 No.4	pp.41-49	1966
山田雄三・保坂哲哉	社会計画における児童青少年問題 —ユニセフ・アジア会議の資料について—	Vol.1 No.4	pp.50-58	1966
三浦正夫	昭和41年度厚生省予算について	Vol.1 No.4	pp.58-61	1966
谷 昌恒	社会保障の体系と社会保障制度審議会	Vol.2 No.1	pp.47-55	1966
三浦文夫・花島政三郎	国際社会事業会議について—その2—	Vol.2 No.1	pp.56-63	1966
三浦文夫・花島政三郎	国際社会事業会議について—その3—	Vol.2 No.2	pp.50-57	1966
浜田洋一	国民年金法の改正について	Vol.2 No.2	pp.58-65	1966
藤 卓雄	国民健康保険実態調査について	Vol.2 No.3	pp.62-71	1966
有国和子	ILO条約にみる老齢、廃疾または扶養者の死亡に対する所得保障	Vol.2 No.4	pp.45-52	1967
上村政彦	社会保障法の展開—菊池勇夫博士の研究をたどって—	Vol.2 No.4	pp.53-60	1967
山口新一郎	昭和42年度厚生省予算について	Vol.3 No.1	pp.38-42	1967
谷 昌恒	占領政策下の福祉政策	Vol.3 No.2	pp.45-56	1967
江間時彦	米国の高齢者健康保険	Vol.3 No.3	pp.51-58	1967
斎藤勇一	WHOの最近の動向	Vol.3 No.3	pp.59-68	1967
花島政三郎	戦後の社会保障をめぐる新聞論調と世論—日刊紙の分析—	Vol.3 No.4	pp.43-56	1968
金田一郎	昭和43年度厚生省予算について	Vol.4 No.1	pp.37-42	1968
厚生省大臣官房企画室	児童の養育費—昭和42年度児童手当制度基礎調査結果報告—	Vol.4 No.2	pp.51-59	1968
斎藤勇一	社会福祉担当閣僚国際会議について	Vol.4 No.2	pp.60-63	1968
宮嶋 剛	疾病保険に関するILO第24号および25号条約の改正について	Vol.4 No.3	pp.40-46	1968
イギリス保健・社会保障省	『国民老齢退職年金と社会保険 —所得関連的社会保障の提案—』（抄訳）	Vol.4 No.4	pp.29-40	1969
近藤 功	児童手当懇談会「児童手当に関する報告」について	Vol.4 No.4	pp.41-51	1969
新谷鉄郎	昭和44年度厚生省予算について	Vol.5 No.1	pp.48-54	1969
前田正久	昭和41年生活総合調査—第1次・第2次発表から—	Vol.5 No.2	pp.45-61	1969
江田 茂	失業保険制度における現状の問題点と法改正について	Vol.5 No.3	pp.44-51	1969
社会保障研究所	社会保障年表（昭和42～44年）	Vol.5 No.4	pp.79-91	1970
社会保障研究所	1960年代社会保障関係文献目録	Vol.5 No.4	pp.92-104	1970
山本純男	昭和45年度厚生省予算について	Vol.6 No.1	pp.52-58	1970
若林龍夫	第14回国際社会福祉教育会議のハイライト	Vol.6 No.2	pp.31-43	1970
藤井 康	生活保護	Vol.6 No.3	pp.36-48	1970
山崎泰彦	チェコスロバキアの社会保障	Vol.6 No.4	pp.41-48	1971
下村 健	昭和46年度厚生省予算について	Vol.7 No.1	pp.32-45	1971
鈴木五郎	行政のコミュニティ・プラン	Vol.7 No.2	pp.33-42	1971
伊藤秋子・佐々木淑恵・馬場紀子	家計が負担する教育費の変動	Vol.7 No.3	pp.46-66	1971
森岡清美	地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析 —世帯—	Vol.7 No.4	pp.33-48	1972
伊藤秋子・杉原由機・佐々木淑恵・馬場紀子	地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析 —経済類型別高齢者生活費—	Vol.7 No.4	pp.49-63	1972
曾原利満	地方小都市における高齢者世帯の居住形態分析 —家計—	Vol.8 No.1	pp.45-61	1972
磯部しづ子	地方小都市における高齢者世帯の居住形態分析 —栄養—	Vol.8 No.1	pp.62-73	1972
朝本信明	昭和47年度厚生省予算について	Vol.8 No.1	pp.74-87	1972
小沼 正	北欧諸国における社会保障費の歩み —とくに50年代と60年代との比較を中心として—	Vol.8 No.2	pp.49-72	1972
前田正久	医療需要予測に関する二、三の考察	Vol.8 No.3	pp.37-45	1972
社会保障研究所	社会保障問題懇談会報告（要旨）	Vol.8 No.4	pp.64-76	1973
大滝 勉	社会保険と私的年金（Ⅰ）	Vol.9 No.2	pp.49-58	1973
大滝 勉	社会保険と私的年金（Ⅱ）	Vol.9 No.4	pp.40-47	1974
社会保障長期計画懇談会	社会福祉施設整備計画の改定について	Vol.10 No.1	pp.24-25	1974
社会保障長期計画懇談会	看護婦需給計画について	Vol.10 No.1	pp.25-26	1974
三浦文夫	「社会福祉施設整備計画の改定について」のコメント	Vol.10 No.1	pp.27-33	1974

著者	タイトル	巻号	頁	年
西 三郎	看護は病院に限られるものではない —「看護婦需給計画について」のコメント—	Vol.10 No.1	pp.34-39	1974
萩原清子	老人の余暇と余暇歴について	Vol.10 No.2	pp.50-60	1974
老人問題懇談会	今後の老人対策について（提言）要約	Vol.10 No.3	pp.61-65	1975
社会保障長期計画懇談会	社会保障長期計画懇談会の審議状況について（その2）	Vol.10 No.3	pp.66-71	1975
森岡清美	地方小都市中高年世帯の家族周期的分析—世帯概況—	Vol.10 No.4	pp.43-52	1975
国民生活審議会総合部会	「物価上昇下の分配等の歪み是正策」について（中間報告）	Vol.10 No.4	pp.53-63	1975
高橋紘士	「物価上昇下の分配等の歪み是正策」について—解説—	Vol.10 No.4	p.63	1975
末次 彬	昭和50年度厚生省予算について	Vol.11 No.1	pp.53-66	1975
伊藤秋子	地方小都市中高年世帯の家族周期的分析—家計—	Vol.11 No.1	pp.67-85	1975
日本都市センター	高齢者福祉対策の研究報告—「高齢化社会と福祉」について—	Vol.11 No.2	pp.43-55	1975
馬場啓之助	「所得分配に関する研究会」の報告書について	Vol.11 No.3	pp.57-63	1976
市川 洋・西 三郎	ライフ・ヒストリーの事例	Vol.11 No.3	pp.64-71	1976
小池隆雄	昭和51年度厚生省予算について	Vol.12 No.1	pp.59-74	1976
萩原清子・中野いく子	民生委員の活動と意識の状況 —東京都における民生委員活動の実態調査から—	Vol.12 No.1	pp.75-96	1976
副田義也・吉田恭爾	母子寮の現状と将来像	Vol.12 No.2	pp.66-78	1976
高橋紘士	福祉意識と地域福祉—福祉意識の地域別パターンの計量的分析—	Vol.12 No.2	pp.79-97	1976
三浦文夫	「社会福祉教育のあり方について」—解説—	Vol.12 No.3	pp.62-75	1977
岡光序治	昭和52年度厚生省予算について	Vol.13 No.1	pp.95-108	1977
岸功・三重野卓	「総合社会政策」その理念と課題 —総合社会政策基本問題研究会報告書の検討—	Vol.13 No.3	pp.88-93	1977
荻安達男	昭和54年度厚生省予算の概要—在宅福祉サービスの充実を旨とする—	Vol.15 No.1	pp.82-91	1979
木本忠男	昭和56年度厚生省予算について	Vol.17 No.1	pp.121-138	1981
山田雄三	臨時行政調査会第32会議における報告「社会保障政策について」	Vol.17 No.3	pp.374-376	1981
城戸喜子	スウェーデンの社会福祉制度（Ⅰ） —児童福祉と老人福祉の財政を中心に—	Vol.23 No.1	pp.122-126	1987
城戸喜子	スウェーデンの社会福祉制度（Ⅱ） —児童福祉と老人福祉の財政を中心に—	Vol.23 No.2	pp.233-254	1987
曾原利満	社会保障費の収入分析—社会保障費収支分析研究会中間報告—	Vol.26 No.4	pp.448-459	1991

『季刊社会保障研究』編集体制（1980年度まで）

1965（昭和40）年度 Vol.1 No.1～4刊行		1966（昭和41）年度 Vol.2 No.1～4刊行		1967（昭和42）年度 Vol.3 No.1～4刊行		1968（昭和43）年度 Vol.4 No.1～4刊行	
所長	山田 雄三	所長	山田 雄三	所長	山田 雄三	所長	山田 雄三
理事	木村 又雄 塩野谷 九十九	理事	河角 泰助 塩野谷 九十九	理事	河角 泰助 塩野谷 九十九	理事	河角 泰助 塩野谷 九十九
監事	寺尾 琢磨	監事	寺尾 琢磨	監事	寺尾 琢磨	監事	寺尾 琢磨
顧問	大内 兵衛	顧問	大内 兵衛	顧問	大内 兵衛	顧問	大内 兵衛
	東畑 精一		東畑 精一		東畑 精一		東畑 精一
	長沼 弘毅		長沼 弘毅		長沼 弘毅		長沼 弘毅
	今井 一男		今井 一男		今井 一男		今井 一男
参与	馬場 啓之助	参与	馬場 啓之助	参与	馬場 啓之助	参与	馬場 啓之助
	福武 直		福武 直		福武 直		福武 直
	館 稔		館 稔		館 稔		館 稔
専門委員	大熊 一郎	専門委員	大熊 一郎	専門委員	青井 和夫	専門委員	青井 和夫
	小沼 正		小沼 正		江見 康一		江見 康一
	小山路男		小山路男		大熊 一郎		大熊 一郎
	高橋 武		高橋 武		小野 旭		小野 旭
	中鉢 正美		中鉢 正美		小山 路男		小山 路男
	橋本 正己		橋本 正己		高橋 武		高橋 武
	武藤 光朗		武藤 光朗		中鉢 正美		中鉢 正美
非常勤研究員	青井 和夫	非常勤研究員	青井 和夫	非常勤研究員	橋本 正己	非常勤研究員	橋本 正己
	小野 旭		小野 旭		松原 治郎		松原 治郎
	松原 治郎		松原 治郎		武藤 光朗		武藤 光朗
	森岡 清美		森岡 清美		森岡 清美		森岡 清美
	安川 正彬		安川 正彬		安川 正彬		安川 正彬
	前田 正久		前田 正久		小沼 正		小沼 正
部長	地主 重美	部長	地主 重美	部長	地主 重美	部長	地主 重美
	三浦 文夫		三浦 文夫		三浦 文夫		三浦 文夫
1969（昭和44）年度 Vol.5 No.1～4刊行		1970（昭和45）年度 Vol.6 No.1～4刊行		1971（昭和46）年度 Vol.7 No.1～4刊行		1972（昭和47）年度 Vol.8 No.1～4刊行	
所長	山田 雄三	所長	山田 雄三	所長	山田 雄三	所長	山田 雄三
理事	河角 泰助 塩野谷 九十九	理事	河角 泰助 塩野谷 九十九	理事	河角 泰助 塩野谷 九十九	理事	岡本 和夫 塩野谷 九十九
監事	寺尾 琢磨	監事	寺尾 琢磨	監事	寺尾 琢磨	監事	寺尾 琢磨
顧問	大内 兵衛	顧問	大内 兵衛	顧問	大内 兵衛	顧問	大内 兵衛
	東畑 精一		東畑 精一		東畑 精一		東畑 精一
	長沼 弘毅		長沼 弘毅		長沼 弘毅		長沼 弘毅
	今井 一男		今井 一男		今井 一男		今井 一男
参与	馬場 啓之助	参与	馬場 啓之助	参与	馬場 啓之助	参与	馬場 啓之助
	福武 直		福武 直		福武 直		福武 直
専門委員	青井 和夫	専門委員	青井 和夫	専門委員	青井 和夫	専門委員	青井 和夫
	江見 康一		江見 康一		江見 康一		江見 康一
	大熊 一郎		大熊 一郎		大熊 一郎		大熊 一郎
	小野 旭		小野 旭		小野 旭		小野 旭
	小山路男		小山路男		小山 路男		小山 路男
	高橋 武		高橋 武		高橋 武		高橋 武
	中鉢 正美		中鉢 正美		中鉢 正美		中鉢 正美
	橋本 正己		橋本 正己		橋本 正己		橋本 正己
	松原 治郎		松原 治郎		松原 治郎		松原 治郎
	武藤 光朗		武藤 光朗		武藤 光朗		武藤 光朗
	森岡 清美		森岡 清美		森岡 清美		森岡 清美
	安川 正彬		安川 正彬		安川 正彬		安川 正彬
部長	小沼 正	部長	小沼 正	部長	小沼 正	部長	小沼 正
	地主 重美		地主 重美		地主 重美		地主 重美
	三浦 文夫		三浦 文夫		三浦 文夫		三浦 文夫

	1973（昭和48）年度
	Vol.9 №1～4刊行
所長	馬場 啓之助
理事	岡本 和夫 福武 直
監事	寺尾 琢磨
顧問	山田 雄三 今井 一男
参与	塩野谷 九十九 平田 富太郎
専門委員	青井 和夫
	江見 康一
	大熊 一郎
	小野 旭
	小山 路男
	高橋 武
	中鉢 正美
	橋本 正己
	藤澤 益夫
	松原 治郎
	森岡 清美
部長	安川 正彬
	保坂 哲哉
	地主 重美
調査役	三浦 文夫
	小沼 正

	1974（昭和49）年度
	Vol.10 №1～4刊行
所長	馬場 啓之助
理事	岸野 駿太 福武 直
監事	寺尾 琢磨
顧問	山田 雄三
参与	塩野谷 九十九 平田 富太郎 浦田 純一
専門委員	青井 和夫
	江見 康一
	大熊 一郎
	小山 路男
	高橋 武
	中鉢 正美
	橋本 正己
	藤澤 益夫
	松原 治郎
	森岡 清美
	安川 正彬
部長	保坂 哲哉
	地主 重美
	三浦 文夫
調査役	小沼 正

	1975（昭和50）年度
	Vol.11 №1～№4刊行
所長	馬場 啓之助
理事	岸野 駿太 福武 直
監事	寺尾 琢磨
顧問	山田 雄三
参与	塩野谷 九十九 平田 富太郎 浦田 純一
専門委員	青井 和夫
	江見 康一
	大熊 一郎
	小沼 正
	小山 路男
	高橋 武
	中鉢 正美
	橋本 正己
	藤澤 益夫
	松原 治郎
	森岡 清美
部長	安川 正彬
	保坂 哲哉
	地主 重美
調査役	三浦 文夫

	1976（昭和51）年度
	Vol.12 №1～№4刊行
所長	馬場 啓之助
理事	岸野 駿太 福武 直
監事	寺尾 琢磨
顧問	山田 雄三
参与	平田 富太郎 伊部 英男 青井 和夫 江見 康一 大熊 一郎 小沼 正 小山 路男 高橋 武 中鉢 正美 橋本 正己 藤澤 益夫 松原 治郎 森岡 清美 安川 正彬
部長	保坂 哲哉
	地主 重美
	三浦 文夫

	1977（昭和52）年度
	Vol.13 №1～№4刊行
所長	馬場 啓之助
理事	岸野 駿太 福武 直
監事	寺尾 琢磨
顧問	山田 雄三
参与	平田 富太郎 伊部 英男 青井 和夫 江見 康一 大熊 一郎 小沼 正 小山 路男 高橋 武 中鉢 正美 橋本 正己 藤澤 益夫 松原 治郎 森岡 清美 安川 正彬
部長	保坂 哲哉
	地主 重美
	三浦 文夫

	1978（昭和53）年度
	Vol.14 №1～№4刊行
所長	馬場 啓之助
理事	岸野 駿太 福武 直
監事	寺尾 琢磨
顧問	山田 雄三
参与	平田 富太郎 伊部 英男 青井 和夫 江見 康一 大熊 一郎 小沼 正 小山 路男 高橋 武 中鉢 正美 橋本 正己 藤澤 益夫 松原 治郎 森岡 清美 安川 正彬
部長	保坂 哲哉
	地主 重美
	三浦 文夫

	1979（昭和54）年度
	Vol.15 №1～№4刊行
所長	馬場 啓之助
理事	岸野 駿太 福武 直
監事	寺尾 琢磨
顧問	山田 雄三
参与	平田 富太郎 伊部 英男 青井 和夫 江見 康一 大熊 一郎 小沼 正 小山 路男 高橋 武 中鉢 正美 橋本 正己 藤澤 益夫 松原 治郎 森岡 清美 安川 正彬
部長	保坂 哲哉
	地主 重美
	三浦 文夫

	1980（昭和55）年度
	Vol.16 №1～№4刊行
所長	馬場 啓之助
理事	岸野 駿太 福武 直
監事	寺尾 琢磨
顧問	山田 雄三
参与	平田 富太郎 伊部 英男 青井 和夫 江見 康一 大熊 一郎 小沼 正 小山 路男 高橋 武 地主 重美 中鉢 正美 保坂 哲哉 松原 治郎 森岡 清美 安川 正彬
部長	三浦 文夫
	平石 長久

		委員長		所外編集委員						
1981（昭和56）年度	Vol.17 №1	福武 直 （1981～1985）	小山 路男 （1981～1985）		森岡 清美 （1981）				小沼 正 （1981～1985）	
	Vol.17 №2									
	Vol.17 №3									
	Vol.17 №4									
1982（昭和57）年度	Vol.18 №1									
	Vol.18 №2									
	Vol.18 №3									
	Vol.18 №4									
1983（昭和58）年度	Vol.19 №1					青井 和夫 （1981～1985）	小林 良二 （1982～1985, 1998～2000）	安川 正彬 （1981～1987）		飯野 靖四 （1982～1985）
	Vol.19 №2									
	Vol.19 №3									
	Vol.19 №4									
1984（昭和59）年度	Vol.20 №1									
	Vol.20 №2									
	Vol.20 №3									
	Vol.20 №4									
1985（昭和60）年度	Vol.21 №1									
	Vol.21 №2									
	Vol.21 №3									
	Vol.21 №4									
1986（昭和61）年度	Vol.22 №1	小山 路男 （1985～1989）	西 三郎 （1985～1987）	地主 重美 （1981～1995）	保坂 哲哉 （1982～1990）			星野 信也 （1985～1987）		
	Vol.22 №2									
	Vol.22 №3									
	Vol.22 №4									
1987（昭和62）年度	Vol.23 №1						福武 直 （1985～1989）		宮澤 健一 （1985～1989, 1996～2000）	
	Vol.23 №2									
	Vol.23 №3									
	Vol.23 №4									
1988（昭和63）年度	Vol.24 №1									
	Vol.24 №2									
	Vol.24 №3									
	Vol.24 №4									
1989（平成元）年度	Vol.25 №1								村上 雅子 （1988～1990）	京極 高宣 （1989）
	Vol.25 №2									
	Vol.25 №3									
	Vol.25 №4									
1990（平成2）年度	Vol.26 №1		郡司 篤晃 （1988～1995）		稲上 毅 （1991～1993）		庭田 範秋 （1987～1994）	小山 路男 （1990～1994）		
	Vol.26 №2									
	Vol.26 №3									
	Vol.26 №4									
1991（平成3）年度	Vol.27 №1								袖井 孝子 （1990～1993）	
	Vol.27 №2									
	Vol.27 №3									
	Vol.27 №4									
1992（平成4）年度	Vol.28 №1				宮澤 健一 （1990～1994）					
	Vol.28 №2									
	Vol.28 №3									
	Vol.28 №4									
1993（平成5）年度	Vol.29 №1					貝塚 啓明 （1990～2000）			都村 敦子 （1991～1995）	
	Vol.29 №2									
	Vol.29 №3									
	Vol.29 №4									
1994（平成6）年度	Vol.30 №1		井堀 利宏 （1994～2000）	庄司 洋子 （1994～1995）	宮島 洋 （1995～1997）					
	Vol.30 №2									
	Vol.30 №3									
	Vol.30 №4									
1995（平成7）年度	Vol.31 №1	塩野谷祐一 （1995～1999）				佐野 陽子 （1994～2000）				
	Vol.31 №2									
	Vol.31 №3									
	Vol.31 №4									

						所内編集委員					
						平石 長久 (1981 ~ 1983)					
			平石 長久								
		三浦 文夫 (1981 ~ 1994)									
			野口悠紀雄 (1985 ~ 1991)								
高藤 昭 (1988 ~ 1991)						堀 勝洋 (1985 ~ 1993)					
	島田 晴雄 (1990 ~ 1991)										
	田近 栄治 (1992 ~ 1993, 2001 ~ 2005)			宮島 洋 (1991 ~ 1993)							
武川 正吾 (1993 ~ 1994)			橋本 宏子 (1992 ~ 1995)								
	塩野谷祐一 (1994 ~ 1999)										
	平岡 公一 (1995 ~ 2009)	宮澤 健一 (1985 ~ 1989, 1995 ~ 2000)		清家 篤 (1994 ~ 1995)	直井 道子 (1994 ~ 1995)		高木 安雄 (1993 ~ 1995)		伏見 恵文 (1994 ~ 1996)		

		委員長		所外編集委員							
1996（平成8）年度	Vol.32 No.1	塩野谷祐一 (1995～1999)	栃本一三郎 (1996～1997)		井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	広井 良典 (1996～1997)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)	
	Vol.32 No.2										
	Vol.32 No.3										
	Vol.32 No.4										
1997（平成9）年度	Vol.33 No.1		Vol.34 No.1								
	Vol.33 No.2										
	Vol.33 No.3										
	Vol.33 No.4										
1998（平成10）年度	Vol.34 No.1		Vol.35 No.1		井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)	
	Vol.34 No.2										
	Vol.34 No.3										
	Vol.34 No.4										
1999（平成11）年度	Vol.35 No.1	Vol.36 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)		貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)		
	Vol.35 No.2										
	Vol.35 No.3										
	Vol.35 No.4										
2000（平成12）年度	Vol.36 No.1	Vol.37 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)		貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)		
	Vol.36 No.2										
	Vol.36 No.3										
	Vol.36 No.4										
2001（平成13）年度	Vol.37 No.1	Vol.38 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)		貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)		
	Vol.37 No.2										
	Vol.37 No.3										
	Vol.37 No.4										
2002（平成14）年度	Vol.38 No.1	Vol.39 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)			
	Vol.38 No.2										
	Vol.38 No.3										
	Vol.38 No.4										
2003（平成15）年度	Vol.39 No.1	Vol.40 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)			
	Vol.39 No.2										
	Vol.39 No.3										
	Vol.39 No.4										
2004（平成16）年度	Vol.40 No.1	Vol.41 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)			
	Vol.40 No.2										
	Vol.40 No.3										
	Vol.40 No.4										
2005（平成17）年度	Vol.41 No.1	Vol.42 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)			
	Vol.41 No.2										
	Vol.41 No.3										
	Vol.41 No.4										
2006（平成18）年度	Vol.42 No.1	Vol.43 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)			
	Vol.42 No.2										
	Vol.42 No.3										
	Vol.42 No.4										
2007（平成19）年度	Vol.43 No.1	Vol.44 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)			
	Vol.43 No.2										
	Vol.43 No.3										
	Vol.43 No.4										
2008（平成20）年度	Vol.44 No.1	Vol.45 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)			
	Vol.44 No.2										
	Vol.44 No.3										
	Vol.44 No.4										
2009（平成21）年度	Vol.45 No.1	Vol.46 No.1	井堀 利宏 (1994～2000)	貝塚 啓明 (1990～2000)	小林 良二 (1982～1985, 1998～2000)	城戸 喜子 (1998～1999)	山崎 泰彦 (1996～1997, 2001～2002)	佐野 陽子 (1994～2000)			
	Vol.45 No.2										
	Vol.45 No.3										
	Vol.45 No.4										

						所内編集委員					
高木 安雄 (1996 ~ 2000)		宮澤 健一 (1985 ~ 2000)	漆 博雄 (1996 ~ 1998)			阿藤 誠 (1996 ~ 1999)		伏見 恵文			
							石塚 栄 (1996 ~ 1997)				
							姫野 孝雄 (1997 ~ 1999)				
唐沢 剛 (2001 ~ 2002)							増田 雅暢 (1999 ~ 2000)	尾形 裕也 (1998 ~ 2000)			
山田 亮 (2002 ~ 2003)	平岡 公一 (1995 ~ 2009)					植村 尚史 (2000 ~ 2002)	椋野美智子		府川 哲夫 (1996 ~ 2009)		
							須田 康幸 (2001)				
							中嶋 潤 (2002 ~ 2003)	松本 勝明 (2001 ~ 2003)			
						島崎 謙治 (2003 ~ 2005)	漆原 克文 (2004 ~ 2005)				
							島崎 謙治 (2005 ~ 2006)	本田 達郎 (2004 ~ 2006)			
						高橋 重郷 (2005 ~ 2011 (※2010年 刊行の46 (1), 46 (2) は編集委員 長))	芝田 文男				
							西山 裕 (2007 ~ 2009)	東 修司 (2006 ~ 2012)			
							松本 勝明 (2009 ~ 2011)				
										金子 能宏 (2003 ~)	
											勝又 幸子 (2007 ~)

		委員長	所外編集委員						
2010（平成22）年度	Vol.46 №1	高橋 重郷	岩本 康志 （1998～2010）	岩田 正美 （2010～2012）	菊池 馨実 （2006～2012）	新川 敏光 （2001～2011）	永瀬 伸子 （2001～2011）	遠藤 久夫 （1998～2010）	
	Vol.46 №2								
	Vol.46 №3								
	Vol.46 №4								
2011（平成23）年度	Vol.47 №1	西村 周三 （2010～2013）	岩井 紀子 （2011～）			小塩 隆士 （2006～）	田辺 国昭 （2012～）		
	Vol.47 №2								
	Vol.47 №3								
	Vol.47 №4								
2012（平成24）年度	Vol.48 №1			大石亜希子 （2012～）	橋本 英樹 （2011～）				
	Vol.48 №2								
	Vol.48 №3								
	Vol.48 №4								
2013（平成25）年度	Vol.49 №1		菅沼 隆 （2013～）	笠木 映里 （2013～）					
	Vol.49 №2								
	Vol.49 №3								
	Vol.49 №4								

						所内編集委員					
							松本 勝明 (2009 ~ 2011)	東 修司 (2006 ~ 2012)	阿部 彩 (2010 ~)	金子 能宏 (2003 ~)	勝又 幸子 (2007 ~)
						高橋 重郷 (2005 ~ 2011)	岩渕 豊 (2011 ~ 2012)				
						金子 隆一 (2012 ~)	伊藤 善典 (2012)	藤原 朋子 (2012 ~)			

『季刊社会保障研究』編集幹事（1981年度以降）

1981（昭和56）年4月～	高橋紘士	岸功	栃本一三郎						
1982（昭和57）年4月～	城戸喜子	高橋紘士	栃本一三郎						
1983（昭和58）年4月～	城戸喜子	宇野正道	高橋紘士						
1984（昭和59）年4月～	城戸喜子	宇野正道	平岡公一						
1985（昭和60）年4月～	曾原利満	三上芙美子	栃本一三郎						
1987（昭和62）年4月～	大本圭野	下平好博	木村陽子						
1987（昭和62）年10月～	大本圭野	下平好博	野呂芳明						
1989（平成元）年4月～	大本圭野	栗沢尚志	武智秀之						
1991（平成3）年4月～	塚原康博	織田輝哉	武智秀之						
1992（平成4）年4月～	織田輝哉	武智秀之							
1993（平成5）年4月～	伊藤周平	駒村康平	高野和良	武智秀之					
1994（平成6）年4月～	栃本一三郎	駒村康平	高野和良	武智秀之					
1995（平成7）年4月～	栃本一三郎	駒村康平	丸山桂						
1996（平成8）年4月～	小島晴洋	駒村康平	丸山桂						
1997（平成9）年1月～	小島晴洋	金子能宏	駒村康平	丸山桂					
1997（平成9）年4月～	白波瀬佐和子	金子能宏	丸山桂	角田由佳					
1997（平成9）年9月～	福田素生	白波瀬佐和子	金子能宏	丸山桂	角田由佳				
1998（平成10）年4月～	福田素生	金子能宏	角田由佳	丸山桂					
1998（平成10）年5月～	福田素生	金子能宏	角田由佳	丸山桂	泉田信行				
1998（平成10）年9月～	増田雅暢	福田素生	金子能宏	角田由佳	丸山桂	泉田信行			
1998（平成10）年10月～	増田雅暢	福田素生	金子能宏	丸山桂	泉田信行				
1999（平成11）年4月～	増田雅暢	福田素生	大石亜希子	金子能宏	森田陽子				
1999（平成11）年9月～	池永敏康	福田素生	大石亜希子	金子能宏	小島克久	森田陽子			
2000（平成12）年4月～	池永敏康	東幸邦	大石亜希子	加藤久和	金子能宏	小島克久	本田昭彦		
2000（平成12）年9月～	東幸邦	大石亜希子	加藤久和	金子能宏	小島克久	本田昭彦			
2001（平成13）年4月～	後藤玲子	東幸邦	大石亜希子	加藤久和	小島克久	宮里尚三	泉田信行		
2002（平成14）年4月～	後藤玲子	東幸邦	大石亜希子	加藤久和	小島克久	宮里尚三	泉田信行	周燕飛	
2003（平成15）年4月～	後藤玲子	大石亜希子	西村幸満	小島克久	泉田信行	宮里尚三			
2004（平成16）年4月～	田中徹	大石亜希子	泉田信行	西村幸満	小島克久	尾澤恵			
2005（平成17）年4月～	大石亜希子	泉田信行	西村幸満	小島克久	尾澤恵				
2005（平成17）年10月～	大石亜希子	泉田信行	西村幸満	小島克久	尾澤恵	酒井正			
2006（平成18）年4月～	泉田信行	西村幸満	尾澤恵	酒井正					
2006（平成18）年10月～	泉田信行	西村幸満	酒井正	佐藤格	尾澤恵				
2007（平成19）年4月～	泉田信行	西村幸満	野口晴子	尾澤恵	酒井正	佐藤格	菊池潤		
2009（平成21）年9月～	泉田信行	西村幸満	野口晴子	尾澤恵	酒井正	佐藤格	暮石渉	菊池潤	
2009（平成21）年10月～	泉田信行	西村幸満	野口晴子	酒井正	佐藤格	暮石渉	菊池潤		
2010（平成22）年1月～	泉田信行	西村幸満	野口晴子	酒井正	佐藤格	暮石渉	菊池潤	黒田有志弥	
2010（平成22）年4月～	川越雅弘	野口晴子	西村幸満	佐藤格	菊池潤	黒田有志弥			
2012（平成24）年4月～	川越雅弘	西村幸満	菊池潤	佐藤格	山本克也	黒田有志弥			
2012（平成24）年10月～	川越雅弘	西村幸満	菊池潤	佐藤格	山本克也	黒田有志弥	藤井麻由		

『季刊社会保障研究』執筆要項

1. 原稿の分量

原稿の分量は原則としてそれぞれ下記を上限とします。図表については各1つにつき200字に換算するものとします。

- (1) 論文: 16,000字 (4) 判例研究: 12,000字
(2) 研究ノート: 16,000字 (5) 書評: 6,000字
(3) 動向: 12,000字

2. 原稿の構成

(1) 見出し等

本文は、必要に応じて節、小見出しなどに分けてください。その場合、「ⅠⅡⅢ」…→123…→(1)(2)(3)…→
①②③…の順に区分し、見出しを付けてください。

(2) 注釈

注釈を付す箇所に上付きで1) 2) …の注釈番号を挿入し、注釈文などは本文末尾に一括して記載してください。
注釈番号は論文未までの通し番号としてください。

(3) 参考文献

論文の末尾に参考文献を列挙してください。表記の方法は下記を参考にしてください。

天川 晃 (1986)『変革の構想—道州制の文脈』大森 彌・佐藤誠三郎『日本の地方政府』東京大学出版会。

毛利健三 (1990)『イギリス福祉国家の研究』東京大学出版会。

本澤巳代子 (1991)「ドイツの家族機能と家族政策」『季刊社会保障研究』Vol.27 No.2。

Ashford, Douglas E. (1986) *The Emergence of the Welfare State*, Basil Blackwell.

Heidenheimer, A. (1981) "Education and Social Entitlements in Europe and America", in P.Flora and
H.Heidenheimer eds., *The Development of Welfare State*, Transaction Books.

Majone, G. (1991) "Cross-National Sources of Regulatory Policy Making in Europe and the United States",
Journal of Public Policy, Vol.11 Part 1.

インターネットのサイトを引用する場合は、そのページのタイトル、URL、および最終確認日を明記してください。

(例) United Nations Development Programme (2010) Human Development Report 2010,
<http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2010/> (2010年10月5日最終確認)

3. 引用方法

本文または注釈において、ほかの文献の記述を引用する、または、参照する場合は、その出典を以下のように引用文の末尾に亀甲括弧で明記してください。この場合、当該引用文献を論文末尾に参考文献として必ず挙げてください。

(例) …〔西尾 (1990), p.45〕 …〔Derthick (1991), p.91〕

…〔平岡 (1990), pp.57-59〕 …〔McCurdy (1991), pp.310-311〕

ただし、本文中における、ほかの文献の引用または参照について、その出典を注釈で示す場合は、亀甲括弧は必要ありません。

(例) 1) 西尾 (1990), p.45

また、注釈などで、参考文献として列挙しない文献を挙げる場合は、上記の参考文献の表記に準じてその著者名、著書・論文名、頁などを記載してください。

(例) 1) 西尾勝 (1990)『行政学の基礎概念』東京大学出版会、p.45。

4. 表記

(1) 年号

原則として西暦を用いてください。元号が必要な場合は西暦の後に括弧書きで挿入してください。ただし、元号を用いることが慣例となっている場合はその限りではありません。

(2) 敬称

敬称は略してください。

(例) 宮澤健一教授は→宮澤は 貝塚氏は→貝塚は

5. 図表

図表にはそれぞれ通し番号および表題を付け (例参照)、出所がある場合は必ず明記してください。図表を別ファイルで作成した場合などは、論文中に各図表の挿入箇所を指定してください。

(例) <表1>受給者数の変化 <図1>社会保障支出の変化

6. 原稿の提出方法など

(1) 原稿の提出方法

投稿論文を除き、本誌掲載用の原稿は原則としてデータファイルを電子メールに添付する方法で提出してください。ファイル容量などの理由により、電子メールに添付する方法での提出が困難な場合は、CD-Rなどの媒体に記録の上、郵送で提出してください。また、当方で受信したファイルの読み込みができない、あるいは、特殊文字の認識ができないなどの場合には、紙媒体による原稿の提出をお願いすることがありますので、その際にはご協力ください。

原稿のデータファイルが存在しない場合は、紙媒体の原稿を郵送にて提出してください。

(2) 図表について

図表を別ファイルで作成している場合は、当該図表ファイルも提出してください。提出方法は、原稿の提出方法と同様です。データファイルが無い場合は、図表を記載した紙媒体の資料を郵送してください。

(3) 投稿論文の提出方法

投稿論文については、『季刊社会保障研究投稿規程』に従い、紙媒体に印字したものを郵送により提出してください。審査を経て採用が決定した場合には、前2項に従って当該論文のデータファイルを提出していただくことになります。

季刊社会保障研究

第50巻 第3号 (2014年12月刊行) 特集：住宅政策と地域包括ケア

バックナンバー

第50巻	第1・2号合冊号	(2014年7月刊行)	特集：社会保障研究の過去・現在・未来
第49巻	第4号	(2014年3月刊行)	特集：人々の支えあいの実態と社会保障制度の役割 —「生活と支え合いに関する調査」に基づいた分析—
第49巻	第3号	(2013年12月刊行)	特集：震災後の社会保障
第49巻	第2号	(2013年9月刊行)	特集：年金制度の公私のあり方—企業年金のガバナンス問題—
第49巻	第1号	(2013年6月刊行)	特集：地域の多様性と社会保障の持続可能性(第17回厚生政策セミナー)
第48巻	第4号	(2013年3月刊行)	特集：少子高齢化の進展と社会保障財政 —モデル分析の応用—
第48巻	第3号	(2012年12月刊行)	特集：社会的サポート・ネットワークと社会保障
第48巻	第2号	(2012年9月刊行)	特集：ケアの質評価の動向と課題
第48巻	第1号	(2012年6月刊行)	特集：日英における貧困・社会的包摂政策：成功、失敗と希望
第47巻	第4号	(2012年3月刊行)	特集：地域包括ケア提供体制の現状と諸課題
第47巻	第3号	(2011年12月刊行)	特集：社会保障の50年—皆保険・皆年金の意義と課題—
第47巻	第2号	(2011年9月刊行)	特集：雇用と産業を生み出す社会保障
第47巻	第1号	(2011年6月刊行)	特集：第15回厚生政策セミナー 暮らしを支える社会保障の 構築—様々な格差に対応した新しい社会政策の方向—
第46巻	第4号	(2011年3月刊行)	特集：人々の暮らしと共助・自助・公助の実態 —「社会保障実態調査」を使った分析—
第46巻	第3号	(2010年12月刊行)	特集：医療・介護政策に関する実証的検証
第46巻	第2号	(2010年9月刊行)	特集：最低生活保障のあり方：データから見えてくるもの
第46巻	第1号	(2010年6月刊行)	特集：年金制度の経済分析 —不確実性やリスクを考慮した分析の展開—
第45巻	第4号	(2010年3月刊行)	特集：児童虐待の背景と新たな取り組み

季刊社会保障研究 投稿規程

1. 本誌は社会保障に関する基礎的かつ総合的な研究成果の発表を目的とします。
2. 本誌は定期刊行物であり、1年に4回(3月, 6月, 9月, 12月)発行します。
3. 原稿の形式は社会保障に関する論文, 研究ノート, 判例研究・評釈, 書評などとし, 投稿者の学問分野は問いません。なお, ここでの論文は「独創的かつ科学的な研究論文」とし, それを満たさないものは研究ノートといたします。投稿はどなたでもできます。ただし, 本誌に投稿する論文等は, いずれも未投稿・未発表のものに限ります。
4. 投稿者は, 審査用原稿1部とコピー1部, 要旨2部, 計4部を送付して下さい。
5. 採否については, 編集委員会のレフェリー制により, 指名されたレフェリーの意見に基づいて決定します。採用するものについては, レフェリーのコメントに基づき, 投稿者に一部修正を求めることがあります。なお, 原稿は採否に関わらず返却致しません。
6. 原稿執筆の様式は所定の執筆要領に従って下さい。
7. 掲載された論文等は, 他の雑誌もしくは書籍または電子媒体等に収録する場合には, 国立社会保障・人口問題研究所の許諾を受けることを必要とします。なお, 掲載号の刊行後に, 国立社会保障・人口問題研究所ホームページで論文等の全文を公開します。
8. 原稿の送り先, 連絡先 — 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係
電話 03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816
e-mail: kikan@ipss.go.jp

 海外社会保障研究 No.187 目 次

特 集：大規模災害と社会保障 I

特集の趣旨	山 崎 栄 一
四川大地震における中国社会の復興対策の特徴と課題	大 谷 順 子
台湾の大規模災害－近年の二つの災害とその復興をめぐる	垂 水 英 司
ニュージーランド・カンタベリー地震	武 田 真理子
イタリアにおける大規模災害と公共政策	
－2009年アブルッツォ州震災の事例を中心に－	小 谷 眞 男

投稿（論文）

カイザー・パーマネンテの新しいマネジドケア	
－民間医療システムとしての「KP HealthConnect」の意義	安 部 雅 仁

書 評

笹谷春美著（明石書店，2013年）	
『フィンランドの高齢者ケア－介護者支援・	
人材養成の理念とスキル』	高 橋 絵里香
笠木映里著（有斐閣，2012年）	
『社会保障と私保険 フランスの補足的医療保険』	松 本 由 美

編集後記

今年度は『季刊社会保障研究』創刊号の発刊から50年の節目を迎えるということで、本号は50巻の1号及び2号の合併号とし、本誌が、創刊号以来、社会保障研究に対して果たしてきた役割、また、至らなかった点などを振り返るとともに、今後の本誌のあり方について考える機会といたしました。巻末の資料はもとより、寄稿論文、2つの座談会、『季刊社会保障研究』への声という形で、創刊以来の本誌の社会保障研究への関わり、意義、課題などがある程度俯瞰できるのではないかと存じます。今日の社会保障をめぐる諸問題に対処するためには、各学問分野において基礎的研究から政策研究に至るまで多角的な研究の蓄積が必要であるとともに、学問横断的な検討も不可欠と考えられますが、今後も、わが国の社会保障研究の進展に寄与することを目指し、学際的な研究雑誌として本誌の企画・編集を行っていききたいと存じます。

(A.K.)

編集委員長

森田 朗 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

岩井 紀子 (大阪商業大学教授)

大石亜希子 (千葉大学教授)

小塩 隆士 (一橋大学経済研究所教授)

笠木 映里 (九州大学准教授)

菅沼 隆 (立教大学教授)

田辺 国昭 (東京大学教授)

橋本 英樹 (東京大学教授)

金子 隆一 (国立社会保障・人口問題研究所・副所長)

宮田 智 (同研究所・政策研究調整官)

金子 能宏 (同研究所・政策研究連携担当参与)

小野 太一 (同研究所・企画部長)

勝又 幸子 (同研究所・情報調査分析部長)

川越 雅弘 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

阿部 彩 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

金子 能宏 (同研究所・政策研究連携担当参与)

編集幹事

西村 幸満 (同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長)

白瀬由美香 (同研究所・社会保障応用分析研究部第3室長)

菊池 潤 (同研究所・社会保障応用分析研究部第4室長)

佐藤 格 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第1室長)

山本 克也 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第4室長)

黒田有志弥 (同研究所・社会保障応用分析研究部研究員)

渡辺久里子 (同研究所・企画部研究員)

季刊

社会保障研究 Vol. 50, No. 1・2, Summer 2014 (通巻204号)

平成 26 年 7 月 25 日 発 行

編 集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 3 号

日比谷国際ビル 6 階

電話 (03) 3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

印 刷

株式会社 弘 文 社

千葉県市川市市川南 2 丁目 7 番 2 号

電話 (047) 324-5977

<http://www.kobunsysa.com>

THE QUARTERLY OF SOCIAL SECURITY RESEARCH (KIKAN SHAKAI HOSHO KENKYU)

Vol. 50

Summer 2014

No. 1 • 2

Foreword

Research and Policy	AKIRA MORITA	2
---------------------------	--------------	---

Theses

50 Years of Poverty Studies in Japan	AYA ABE	4
Child Welfare Policies: From Welfare to Well-being	AKIKO OISHI	18
The Historical Development of Japanese Public Pension Systems/ Policies and Related Studies	YOSHIKO KIDO	30
A History of Healthcare Reform and Related Studies in Postwar Japan	YASUO TAKAGI	54
Studies on Long-term Care and Welfare for the Aged	KOICHI HIRAOKA	65
The Historical Development of Studies on People with Disabilities in Japan	YUKIKO KATSUMATA	74

Round-table Discussion

Round-table Discussion 1: Looking Back 50 Years	FUMIO MIURA, YASUHIKO YAMASAKI, SHOGO TAKEGAWA, KOHEI KOMAMURA and HIROYA OGATA MC: SHUZO NISHIMURA	83
Round-table Discussion 2: Fostering Dialogue among Disciplines	HIROYA OGATA, TAKASHI OSHIO, YOSHIMI KIKUCHI and ICHISABURO TOCHIMOTO MC: AYA ABE	101

Messages

A Brief Essay on the Quarterly of Social Security Research's 50th Anniversary	MAKOTO ATOH	121
Toward the Development of the Quarterly of Social Security Research on the Occasion of its 50th Anniversary	TAKANOBU KYOGOKU	122
The Quarterly of Social Security Research and I	KATSUHIRO HORI	123
The Quarterly of Social Security Research-Past and Future	TETSUO FUKAWA	124

Articles

The Effects of the Childcare Leave System on Marriage	KAZUMA SATO	125
Equivalence Scales, the Cost of Children, and the Cost of Living in Japan's Public Assistance System	HOKUTO ASANO and MASAYOSHI HAYASHI	137

Research Notes

Analyzing the Political Activity of an Amyotrophic Lateral Sclerosis Patients' Group: An Activity Theory Approach	NORIYO COLLEY	154
---	---------------	-----

Index

Index of the Quarterly of Social Security Research (1965-2014)		167
--	--	-----

Edited by

National Institute of Population and Social Security Research
(KOKURITSU SHAKAI HOSHO • JINKO MONDAI KENKYUSHO)